

令和 8 年度

佐賀県水防計画書

佐 賀 県

目 次

第1章	総 則	1
第1節	目的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任等	2
第4節	安全配慮	5
第2章	水防組織	6
第1節	県内における水防組織	6
第2節	水防管理団体	9
第3節	大規模氾濫減災協議会	10
第3章	水防通信連絡	11
第1節	県の通信連絡	11
第2節	水防管理団体の通信連絡	11
第3節	水防情報室の設置	12
第4節	主要電話番号等一覧表	13
	（協定1）河川情報の提供及び相互交換に関する協定書	16
	（協定2）防災画像情報の相互提供に関する協定	18
第4章	水位の観測、通報及び公表	19
第1節	水位の観測	19
第2節	水位到達情報の通報	19
第3節	水位の公表	19
第4節	欠測時の措置	19
第5節	雨量の観測	20
第6節	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の公表	21
第7節	水位の基準	22
第8節	国土交通省が行う水位到達情報の通知	23
第9節	県が行う水位到達情報の通知	25
第10節	県が行う氾濫等又は堤防等決壊の通知	27
第5章	水防警報	35
第1節	安全確保の原則	35
第2節	洪水・高潮時の河川に関する水防警報	35
第3節	高潮時の海岸に関する水防警報	36
第4節	県知事が水防警報を発表する河川及び海岸（洪水・高潮）	37
第5節	水防警報対象量水標及び条件（洪水・高潮）	39
第6節	津波に関する水防警報	44
第7節	国土交通大臣が発する水防警報	49

第6章	洪水予報	5 2
第1節	筑後川水系洪水予報	5 2
第2節	嘉瀬川水系洪水予報	5 5
第3節	六角川水系洪水予報	5 7
第4節	松浦川水系洪水予報	5 9
第7章	気象等の通報等	6 4
第1節	気象・高潮・津波・氾濫などに関する警報等の伝達	6 4
第2節	レベル4土砂災害危険警報の発表	6 4
第3節	風倒木に関する情報連絡体制（筑後川）	6 5
第4節	気象予報等の情報収集	6 9
第8章	ダムの管理・水門等の操作	7 1
第1節	ダムの管理	7 1
第2節	水門等の操作	7 3
第3節	ダム・水門等の操作の連絡	7 3
第9章	巡視及び警戒	7 4
第10章	緊急通行	7 4
第11章	水防信号及び標識	7 5
第12章	協力及び応援	7 6
第1節	河川管理者の協力	7 6
第2節	隣接県との協力	7 6
第3節	国との協力	7 6
第4節	水防管理団体相互の協力	7 7
第5節	ボランティア団体の活用	7 7
第6節	水防協力団体の指定	7 7
第13章	自衛隊及び警察官の出動要請	7 8
第14章	水防管理団体の水防計画	7 8
第15章	水防訓練	7 9
第16章	水防啓発	7 9

第17章	その他	80
第1節	避難のための立ち退き	80
第2節	洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	80
第3節	公用負担	90
第4節	水防活動報告	91

別 表

1	水防倉庫の現況・・・・・・・・・・・・・・・・	9 5
(1)	土木事務所備蓄資器材・・・・・・・・	9 6
(2)	土木事務所所有車両一覧表・・・・・・・・	9 7
(3)	水防管理団体別備蓄資器材・・・・・・・・	9 8
2	情報体系図	
(1)	総合水防通信体系図・・・・・・・・	1 0 8
(2)	佐賀県防災行政通信ネットワークシステム系統図・・・・・・・・	1 0 9
(3)	雨量レーダ回線系統及び機器構成図・・・・・・・・	1 1 0
(4)	全県水防テレメータ総合回線系統図・・・・・・・・	1 1 1
3	災害時優先電話番号一覧表	
(1)	県関係・・・・・・・・	1 1 2
(2)	市町等のダム管理事務所・・・・・・・・	1 1 2
(3)	国土交通省関係・・・・・・・・	1 1 2
(4)	水防管理団体・・・・・・・・	1 1 3
(5)	その他主要公署・・・・・・・・	1 1 3
4	主な無線局の設置箇所一覧表	
(1)	県防災行政無線・・・・・・・・	1 1 4
(2)	国土交通省無線・・・・・・・・	1 2 1
(3)	警察無線・・・・・・・・	1 2 2
5	雨量観測所一覧表	
(1)	国土交通省関係・・・・・・・・	1 2 3
(2)	県関係・・・・・・・・	1 2 5
(3)	市町・その他の機関関係・・・・・・・・	1 3 0
6	水位観測所一覧表	
(1)	国土交通省関係・・・・・・・・	1 3 2
(2)	県関係・・・・・・・・	1 3 5
7	河川（海岸）カメラ設置箇所一覧表	
(1)	国土交通省関係・・・・・・・・	1 4 3
(2)	県関係・・・・・・・・	1 4 6
8	潮位観測所一覧表・・・・・・・・	1 4 9

9	河川の重要水防箇所	
(1)	国土交通省関係	1 5 0
	筑後川水系	1 5 2
	嘉瀬川水系	1 6 2
	六角川水系	1 6 8
	松浦川水系	1 7 9
(2)	県河川重要水防箇所	1 9 2
	重要水防箇所及びその危険と予想される箇所	1 9 4
	重要水防区間外で危険と予想される箇所	2 0 3
10	洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路	2 0 8
11	洪水時、流失により交通不能となる恐れのある橋梁	2 0 9
12	水防警戒を要するため池	2 1 0
	ため池・防災ダムの連絡体制について	2 5 4
13	警戒を要する海岸堤防	2 5 5
14	佐賀県内市町別土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等指定状況	2 5 6
15	立ち退き避難指示予定場所	2 5 7
16	ダム設置箇所一覧表（洪水調節機能を有するダム）	2 6 6
17	水こう門設置箇所一覧表	2 6 8
18	海岸樋管・樋管設置箇所一覧表	2 7 1
19	堰堤設置箇所一覧表	2 7 4
20	排水ポンプ設置箇所一覧表	2 7 6

参 考 資 料

1	水防法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8 5
2	佐賀県水防協議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0 4
3	令和 8 年度佐賀県水防協議会委員等名簿・・・・・・・・	3 0 5
4	気象業務法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0 6
5	気象業務法施行令（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0 9
6	気象庁予警報規程（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0 9
7	気象・高潮・洪水・津波等に関する注意報・警報等・・・・・・・・	3 1 0
8	水防工法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1 8
9	既往の主要洪水時の各地の雨量・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2 3
1 0	佐賀県に被害を与えた主な台風の経路図・・・・・・・・	3 2 5
1 1	異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準・・・・・・・・	3 2 8
1 2	九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書・・・・・・・・	3 3 0
1 3	佐賀県排水ポンプ車管理運用要領・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3 5

第 1 章 総 則

第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）の趣旨に基づき、洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、佐賀県下の各河川、ため池及び海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体相互間の協力応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備、避難立ち退き等の大綱を明示し、もって水防の万全を期することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号の定めるところによる。

- 1 佐賀県水防本部
県内における水防を総括するため佐賀県県土整備部に常設するものをいう。
- 2 水防管理団体（法第 2 条第 2 項）
水防の責任を有する市町をいう。
- 3 指定水防管理団体（法第 4 条）
水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて知事が指定した団体をいう。
- 4 水防管理者（法第 2 条第 3 項）
水防管理団体である市町長をいう。
- 5 消防機関（法第 2 条第 4 項）
消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。
- 6 消防機関の長（法第 2 条第 5 項）
消防本部を置く市町にあっては消防長を、消防本部を置かない市町にあっては消防団の長をいう。
- 7 量水標管理者（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）
量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。
- 8 洪水予報河川（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項）
知事又は国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。知事又は国土交通大臣は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。
- 9 高潮予報海岸（法第 11 条の 3、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項）
国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。国土交通大臣は、高潮予報海岸において、気象庁長官及び当該海岸の存する知事と共同して、高潮のおそれの状況を水位を示して高潮の予報等を行う。
- 10 水位周知河川（法第 13 条）
知事又は国土交通大臣が、洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。
- 11 水防警報（法第 2 項第 8 項、法第 16 条）
河川、海岸について洪水、津波又は高潮により災害が発生するおそれがあるとき、知事又は国土交通大臣が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
- 12 水位到達情報
水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた水防団待機水位（指定水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情

報、及び氾濫発生情報（氾濫発生水位）のことをいう。

(1) 【警戒レベル1相当】水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

(2) 【警戒レベル2相当】氾濫注意水位（警戒水位）

・水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

・洪水予報河川にあつてはレベル2氾濫注意報、水位周知河川にあつてはレベル2氾濫注意情報として防災気象情報を発する。

(3) 【警戒レベル3相当】避難判断水位

・市町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

・洪水予報河川にあつてはレベル3氾濫警報、水位周知河川にあつてはレベル3氾濫警戒情報として防災気象情報を発する。

(4) 【警戒レベル4相当】氾濫危険水位

・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

・洪水予報河川にあつてはレベル4氾濫危険警報、水位周知河川にあつてはレベル4氾濫危険情報として防災気象情報を発する。

(5) 【警戒レベル5相当】氾濫発生水位

・洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。

・洪水予報河川にあつてはレベル5氾濫発生情報及びレベル5氾濫特別警報、水位周知河川にあつてはレベル5氾濫発生情報として防災気象情報を発する。

13 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 水防管理団体等の責任

その管轄区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）具体的には、主に次のような事務を行う。

(1) 水防団の設置（法第5条）

(2) 水防団員等の公務災害補償（法第6の2）

(3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）

(4) 水位の通報（法第12条第1項）

(5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）

(6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）

(7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）

(8) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）

(9) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）

- (10) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- (11) 緊急通行（法第 19 条）
- (12) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (13) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (14) 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- (15) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、第 26 条）
- (16) 公用負担（法第 28 条）
- (17) 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (18) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (19) （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項、第 3 項）
- (20) （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
- (21) 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- (22) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (23) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (24) 消防事務との調整（法第 50 条）

2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（法第3条の6）具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項、第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (4) 県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第4項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位情報の通知及び周知（法第13条第2項、第3項）
- (9) 洪水予報、水位情報、氾濫等又は堤防等決壊の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (11) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第3項、第4項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知（法第24条の2第2項、法第25条第2項）
- (15) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (16) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (17) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (18) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (19) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

3 国土交通省（筑後川河川事務所長、武雄河川事務所長、佐賀河川事務所長）の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第3項）
- (3) 高潮予報の発表及び通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）
- (4) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (5) 水位情報の通知および周知（法第13条第1項）
- (6) 洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）
- (7) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (8) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (9) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項）
- (10) 氾濫等の通報の通知及び周知（法第24条の2第2項）
- (11) 重要河川等における知事等に対する指示（法第31条）
- (12) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (13) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (14) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 気象庁長官（佐賀地方気象台長）の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第3項及び第4項）
- (3) 高潮予報の発表及び通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）

5 一般県民等の義務

水防管理者又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にいる者をして水防に従事させることができる。（法第 24 条）

また、県民は水害が予想される場合は、水防に協力するように努めなければならない。

第4節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

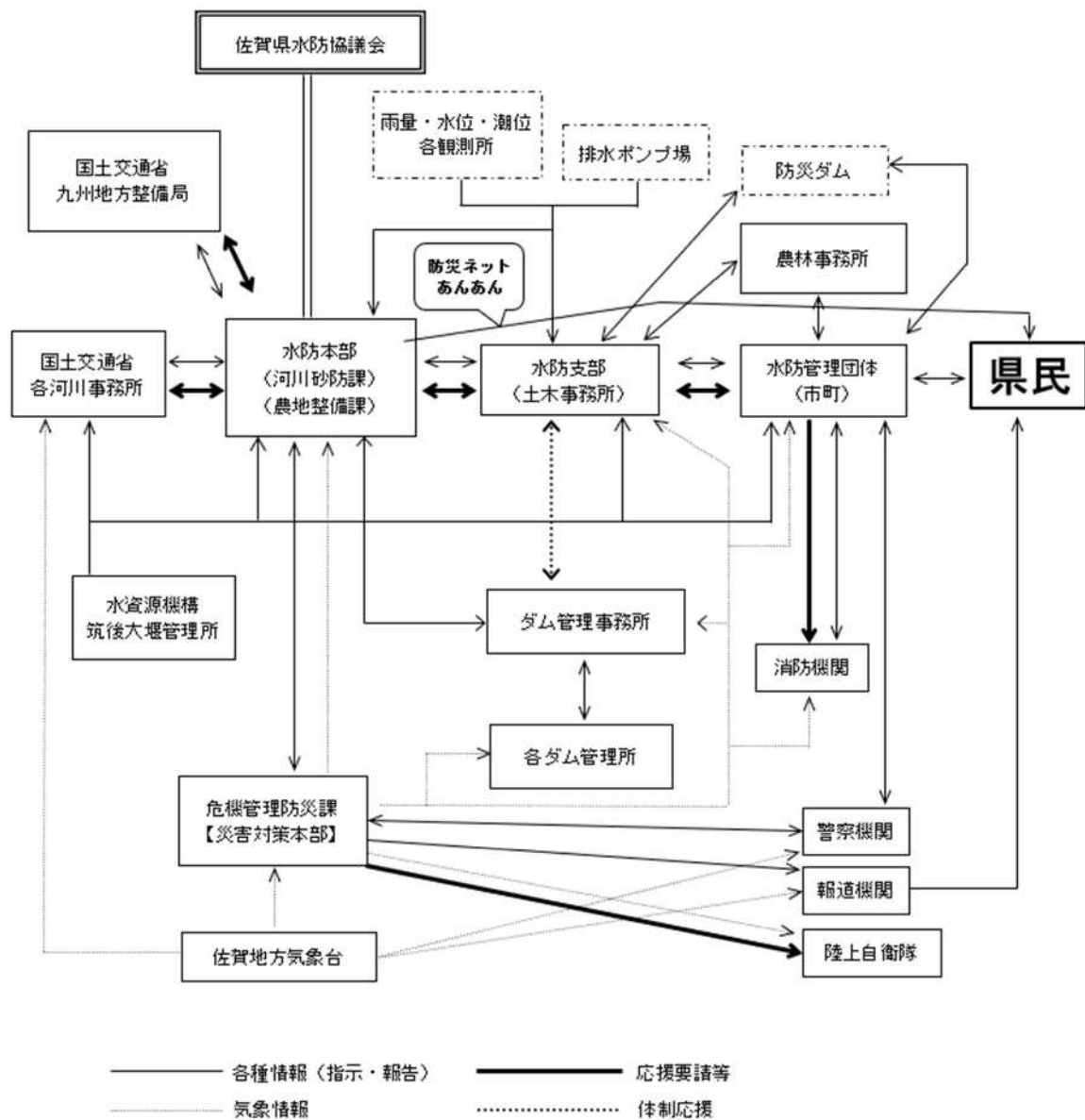
- ・水防活動時には、ライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、水防団員の安全確保のため、事前に活動可能な時間等を水防団員等に周知し、共有する。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

第2章 水防組織

第1節 県内における水防組織

- 1 県は水防の統轄連絡をはかるため、佐賀県水防本部及び支部を常設し、水防に関係のある気象状況の通知を受けたときは、その危険が解消するまでの間、水防配備体制をとる。
- 2 水防本部は佐賀県県土整備部に、支部は各土木事務所におく。
- 3 水防本部は知事を本部長とし、関係各課（建設・技術課、農地整備課、下水道課、まちづくり課、河川砂防課、道路課、港湾課、ほか県土整備部所管課）職員で各課の長があらかじめ定める者をもって編成する。
- 4 支部は各土木事務所の長を支部長とし、その職員をもって編成し、各土木事務所を単位に5支部を設ける。
- 5 県の水防組織は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により県に災害対策本部が設けられた場合、災害対策本部に包括され水防事務を処理する。詳細については、佐賀県地域防災計画及び佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。

（1）水防体制



(2) 水防配備体制

次の3段階の水防配備体制をとり、常時の勤務から水防体制への切替えを確実に迅速に行うとともに、実態に即応して勤務者を適宜交替させるなど、長期間にわたる非常時勤務活動の完璧を期する。配備につく時期の指定は、水防本部副本部長が下表に従い発するものとする。

ただし、気象状況の急変により副本部長の指示を受けるいとまがない時は、総括班長、各水防支部長が発し、その結果を速やかに副本部長に報告するものとする。各水防支部においては地域的气象状況を十分勘案し、水防本部及び近隣支部と連絡を密にし、適切な配備体制にいつでも入れるように配慮しておかなければならない。

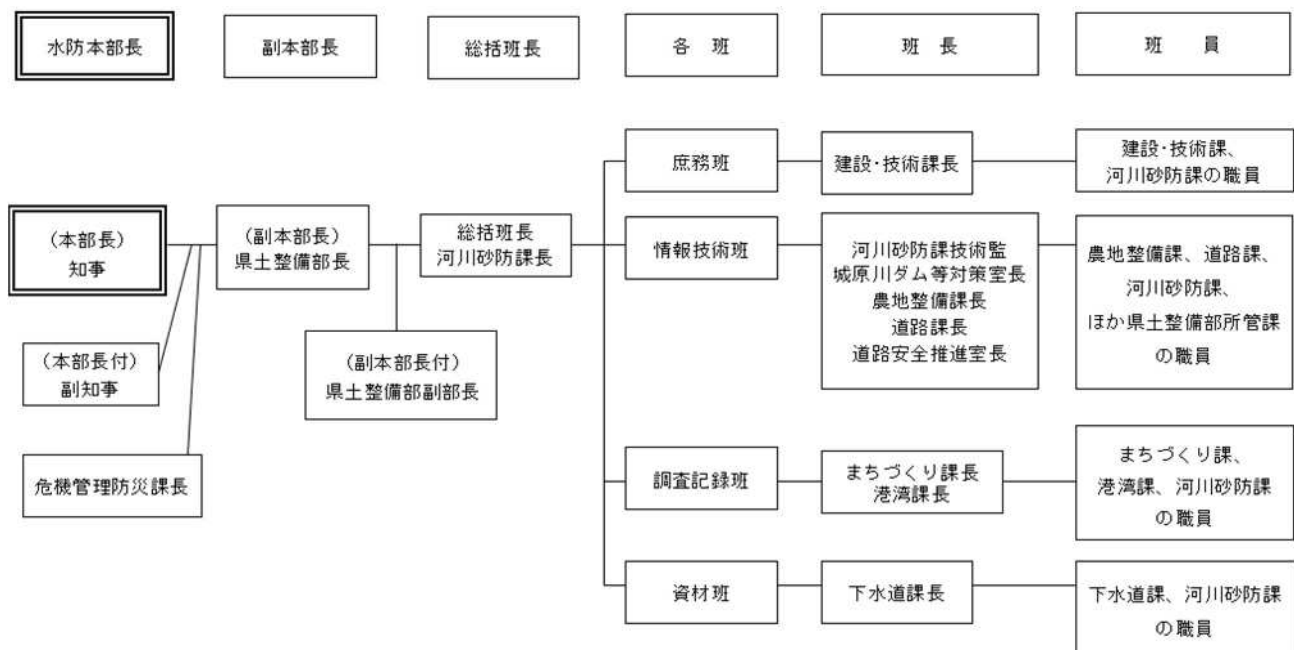
配備の種類	配備体制	指令の種類	配備指令を発する時期
第1配備（準備）体制	最少の人員(2名以上)をもってこれにあたり、主として情報連絡活動を行い事態の推移により直ちに招集その他の活動ができる体制	第1配備（準備）指令	レベル2大雨注意報等、水防に関係のある気象の注意報を受け具体的水防活動を必要とするまでにはまだかなり時間的余裕があると判断される場合で、必要と認めるとき
第2配備（警戒）体制	少数の人員（4名以上）をもってこれにあたり、連絡活動を行い水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	第2配備（警戒）指令	レベル3大雨警報等水防に関係のある気象の警報を受け水防事態発生が予想されるとき
第3配備（非常）体制	所属人員の全員をもって水防活動にあたる体制	第3配備（非常）指令	事態が切迫し、早急に水防活動を行う必要があると予想されるとき

(この指令は、事態に応じ準備指令から直ちに非常指令を発することもある。)

(3) 水防本部の編成及び分担任務

ア. 水防本部の編成

勤務時間中は河川砂防課のみ（必要により、農地整備課を含む）で対処し、時間外の場合は、下記の編成表に基づき人員を配置する。



イ. 各班の分担任務

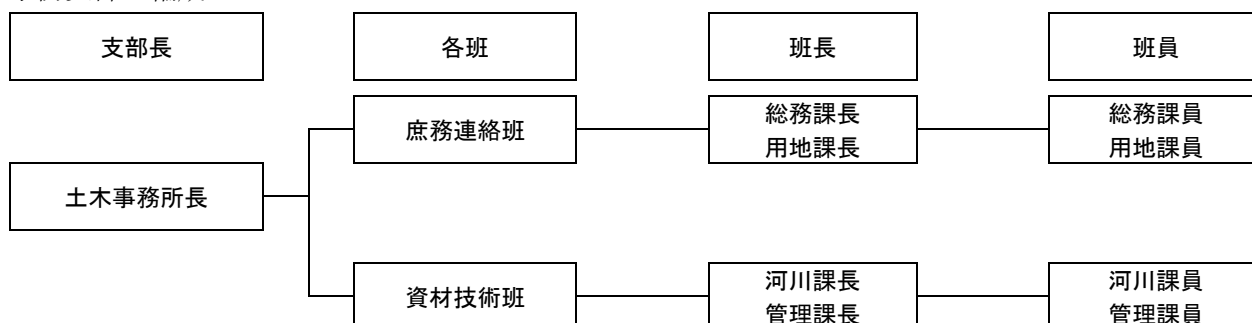
庶務班	本部員の招集、緊急自動車の確保・配車、予算、その他他班に属さない一般庶務
情報技術班	防災気象情報の授受、雨量情報等の収集伝達、土砂災害警戒情報に関する気象台との協議、土砂災害警戒情報の伝達、水防工法に係る情報提供、緊急対策の検討・策定、県庁内連絡調整・HPへの掲載
調査記録班	各種記録及び被害状況の調査・統計、写真撮影
資材班	水防用資材の調達・輸送、水防人員の応援

(4) 水防支部等の編成及び分担任務

ア. 水防支部等の編成

水防支部等は以下の基準に準じて支部ごとに支部の編成事務分担を定めなければならない。なお、水防支部配備編成表は水防本部へ報告するものとする。

＜水防支部の編成＞



注) 課名は適宜、読み替えることとする。

イ. 各班の分担任務

庶務連絡班	支部員の招集、緊急自動車の確保・配車、予算、各種記録及び被害状況の調査・統計、その他他班に属さない一般庶務
資材技術班	防災気象情報の授受、土砂災害警戒情報の授受、雨量情報の収集伝達、写真撮影、水防工法に係る情報提供、緊急対策の策定・樹立、水防用資材の調達・輸送、水防人員の応援

ウ. ダム管理事務所の分担任務 (県管理ダム)

庶務連絡班	所員の招集、緊急自動車の確保・配車、予算、各種記録及び被害状況の調査・統計、その他他班に属さない一般庶務
技術班	防災気象情報の授受、土砂災害警戒情報の授受、雨量情報の収集伝達、写真撮影、緊急対策の樹立、各ダムの洪水対応状況の情報収集

エ. 農林事務所の分担任務 (海岸、ため池)

庶務連絡班	所員の招集、緊急自動車の確保・配車、予算、各種記録及び被害状況の調査・統計、その他他班に属さない一般庶務
技術班	防災気象情報の授受、土砂災害警戒情報の授受、雨量情報の収集伝達、写真撮影、緊急対策の樹立

第2節 水防管理団体

1 指定水防管理団体

県内の水防管理団体は次のとおり 20 団体である。うち水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として指定した団体は◎印のとおりの 18 団体である。

(昭和 43 年 4 月 1 日佐賀県告示第 131 号)

R8. 4. 1 現在

土木 事務所	水防管理団体	分団数	消防団員	消防職員
佐賀	◎ 佐賀市	47	3,026	454
	◎ 多久市	17	300	
	◎ 小城市	12	688	
東部	◎ 神埼市	8	907	146
	◎ 吉野ヶ里町	9	444	
	◎ 鳥栖市	6	306	
	基山町	—	155	
	◎ みやき町	3	432	
	◎ 上峰町	6	136	
唐津	◎ 唐津市	45	2,885	182
	玄海町	4	327	
伊万里	◎ 伊万里市	11	806	93
	◎ 有田町	18	405	
杵藤	◎ 武雄市	10	1,242	203
	◎ 大町町	2	180	
	◎ 江北町	3	310	
	◎ 白石町	10	912	
	◎ 鹿島市	6	650	
	◎ 太良町	5	500	
	◎ 嬉野市	7	900	
合 計		203	15,754	1,078

2 水防体制

水防管理団体の水防体制については、県に準ずるものとして水防管理者はあらかじめその体制を整備しておくものとする。なお、水防配備につく時期及び解除については、国土交通大臣及び知事の発する水防警報その他状況判断のうえ、水防管理者が自主的に行うべきであるが、水防上緊急を要する時は、法第 30 条に基づき知事が指示することができる。消防機関職員の出動の基準を示すとおおむね次のとおりである。

＜消防機関職員の出動の基準＞

(1) 待機	水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇等の見込みがあるとき及び予報、警報などにより洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき。レベル 4 土砂災害危険警報等が発表されるなど必要と認めるとき。

(2) 出動準備	水防団待機水位（通報水位）を越え、氾濫注意水位（警戒水位）を突破するおそれがあるとき及び予報、警報などにより洪水、津波又は高潮の危険を予知したとき。
(3) 出動	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、及び予報、警報などにより洪水、津波又は高潮の危険が切迫したとき。レベル4土砂災害危険警報が発表され、避難指示が発令されたとき及び土砂災害危険箇所自主避難があったとき。津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態にかつ、必要と認めるとき。

第3節 都道府県大規模氾濫減災協議会

知事又は国土交通省大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

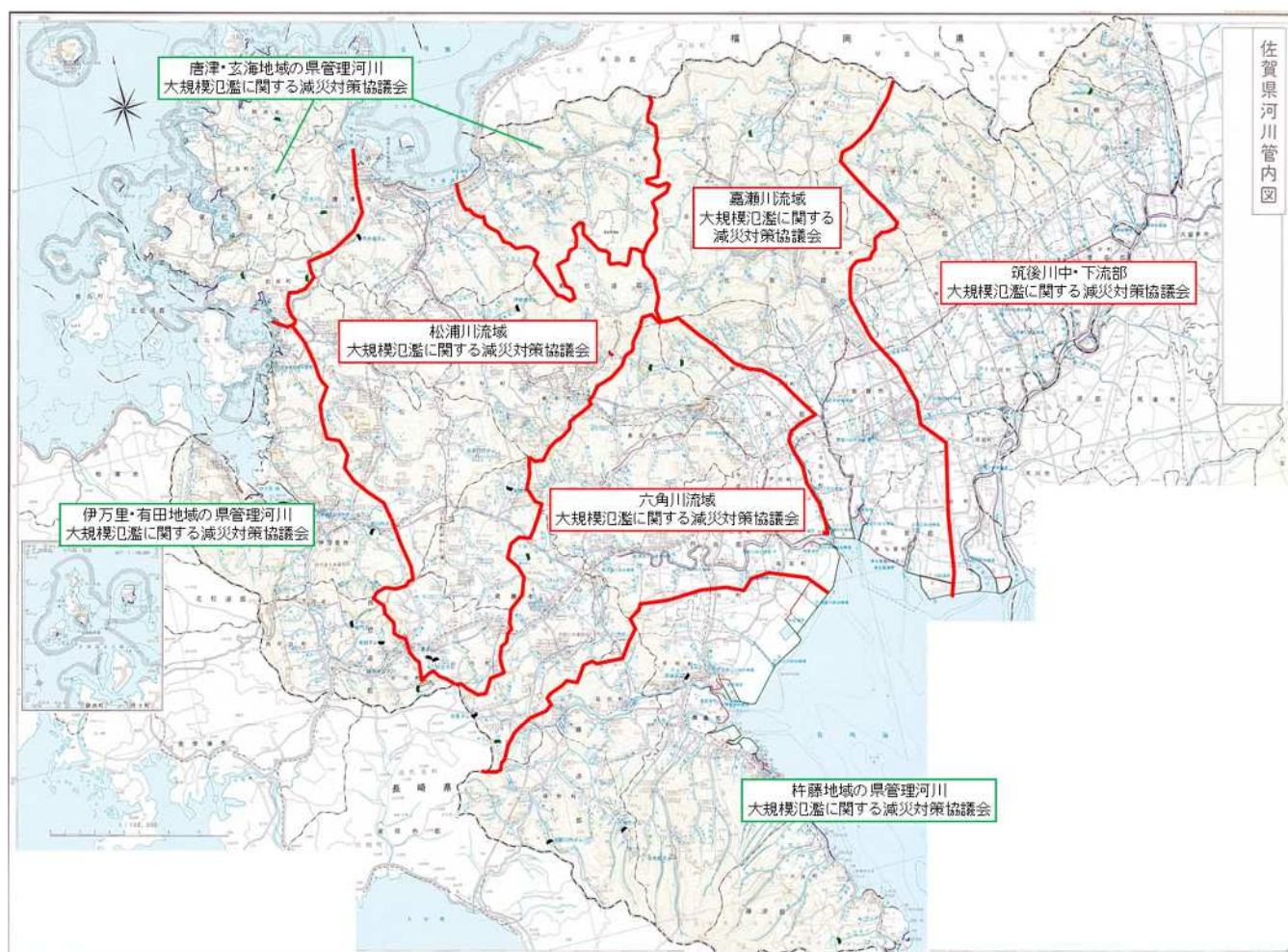
県内の大規模氾濫減災協議会の現況は、次のとおりである。

(1) 国管理河川

- ・筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ・嘉瀬川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ・松浦川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ・六角川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

(2) 県管理河川

- ・唐津・玄海地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ・伊万里・有田地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ・杵藤地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会



第3章 水防通信連絡

第1節 県の通信連絡

通信連絡の確保は水防活動の根源である。特に大災害時に発生する通信混乱の対策確立と連絡の迅速確実な実施を期するため、有線及び無線通信施設の有効利用に努めるものとする。

(1) 無線通信施設

現在、県の無線通信施設としては、防災行政無線、水防マイクロ無線があり、水防活動に必要な情報の収集、伝達に使用している。

防災行政無線は県庁～県現地機関～市町、消防本部間を、また、水防マイクロ無線は国土交通省～国土交通省出先機関～都道府県間を、防災、応急救助、災害復旧に関する業務を遂行するため使用する。

水防時に活用する回線系統図及び構成は別表2のとおりである。

(2) 専用通信施設の使用

水防上緊急を要する通信については、水防法第27条、災害対策基本法第57条、第79条及び電波法第52条の規定により、次の専用通信施設を使用することができる。

警察通信施設、国土交通省通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設、また、必要な場合は、アマチュア無線の協力を受けることができる。

県内の主な無線局は、別表4のとおりである。

(3) 災害時優先電話

専用通信施設が利用できない場合または利用することが困難な場合、水防関係で緊急を要する連絡は、有線電気通信法第8条の規定により、優先的に取り扱うことができる。

なお、水防関係施設に設置の電話回線で通信の確保に最低限必要な回線について、あらかじめN T Tと関係機関で定めた回線（災害時優先電話）からの発信は、通信輻輳時に実施される通話の規制に関わらず、利用することができる。

災害時優先電話番号は、別表3のとおりである。

(4) 報道機関の利用

水防本部は各種災害対策事項の伝達については、報道課を通じ放送局及び新聞社等の全面的な協力によってこれを報道するものとし、県内各機関及び住民は報道聴取の徹底に努める。また、停電時に対処しうるため、ラジオ等を備えるように努めるものとする。

第2節 水防管理団体の通信連絡

水防管理団体についても、県に準じて迅速な通信連絡をはかり、かつ電話不通時に備えるため機能的な通信網を整備するよう努めるものとする。

防災行政無線通信施設の設置、有線電気通信施設の優先利用、専用通信施設の使用はもとより、各地区等との連絡について有線放送等の管理者と、その施設を水防に利用できるよう措置しておくものとする。

第3節 水防情報室の設置

(1) 情報管理・収集

水防情報として、水防テレメータ、河川情報センター、国土交通省レーダー雨量を活用してきたが、これに加え平成 14 年度から、雨量、水位について国土交通省の保有するデータの相互交換の協定を結び活用できるようにした（協定 1）。

また、防災画像についても、平成 14 年度から相互協定を締結したことから、被災現場のヘリ画像、衛星通信車画像を受け、リアルタイムで迅速な災害対応を図っている（協定 2）。

堤防の背後地が広大な低平地で、高潮による危険性が高い有明海沿岸地域については、平成 26 年度に海岸堤防へ監視カメラを 4 箇所（川副海岸、東与賀海岸、白石・有明海岸、鹿島海岸）設置した。また平成 30 年度から河川監視カメラを水位周知河川やその他洪水による危険性が高い地域など現在 76 箇所に設置をし、水防 HP（すい坊くん PC 版 <https://kasen.pref.saga.lg.jp/gispub>）から現地の状況を確認できるようにした。

雨量観測所については別表 5、水位観測所については別表 6 のとおりである。

(2) 河川情報センターの活用

河川に関する情報提供の一元的機関を目指して昭和 60 年 10 月に設立された河川情報センターからインターネットを通じ配信される川の防災情報等の水位情報により、水防体制の強化を図っている。

(3) 水防テレメータの活用

河川砂防課内に水防情報室を設置したことにより、県設置の観測施設をはじめ、ダム、排水ポンプ場や国土交通省設置の観測局データまで、県内の水防情報を一元管理できるようになった。

現在、水位 142 地点（内 90 地点は危機管理型水位計）、雨量 126 地点、風向・風速・潮位 5 地点、補助ダム 13 地点、河川カメラ 153 地点、海岸カメラ 4 地点の水防情報をテレメータで管理し、庁内イントラネット及び一斉指令システムにより関係機関向けに公開している。

また、平成 18 年度より国土交通省が河川局、道路局、気象庁、都道府県のテレメータデータをインターネットで閲覧するシステム（市町村向け「川の防災情報」）の運用を開始し、市町村の水防活動支援を行っている。

※危機管理型水位計とは、洪水時の水位観測に特化した水位計であり、河川周辺の住民の避難に役立てるために設置する水位計である。

第4節 主要電話番号等一覧表

1. 国土交通省関係

機関名	電話番号（代表）	FAX番号	マイクロ無線電話
治水課	03-5253-8111	03-5253-1604～1605	8-80-3318
防災課	03-5253-8111	03-5253-1607～1608	8-80-3423（災害統計係）
九州地方整備局	092-471-6331	092-476-3473	8-89-3776（水防企画係） 8-89-3771（ダム管理係）
筑後川河川事務所	0942-33-9131	0942-35-0224	8-732-351（流域治水課長）
佐賀河川事務所	0952-41-8801	0952-41-8802	8-735-351（流域治水課長）
武雄河川事務所	0954-23-5151	0954-23-0601	8-781-351（流域治水課長）
佐賀国道事務所	0952-32-1151	0952-33-3113	8-734-431（管理第一課長）

2. 県関係 *佐賀県庁（代表） 0952-24-2111

機関名	電話番号（代表）	FAX番号	マイクロ無線電話	
河川砂防課	0952-25-7161 0952-25-7162 0952-25-7490	0952-25-7277	741 5031	4605（FAX）
道路課	0952-25-7155 0952-25-7156	0952-25-7276	5034	4602
水防情報室	0952-25-7173	0952-25-7169	5000, 5100, 5101	86-5044, 5059
危機管理防災課	0952-25-7140	0952-25-7262	700, 726, 733	7811
危機管理センター	0952-23-2211 0952-23-5392 0952-24-2974	0952-25-7020 0952-25-7262	711, 712, 713 714, 715	4510
佐賀土木事務所	0952-24-4345	0952-26-8038	51-588	51-609
東部土木事務所	0942-83-4176	0942-83-4183	80-530	53-608
唐津土木事務所	0955-73-2861	0955-75-0457	55-544	55-609
伊万里土木事務所	0955-23-4151	0955-22-3449	56-520	56-609
杵藤土木事務所	0954-22-4184	0954-23-9764	57-602, 603	57-608
佐賀中部農林事務所	0952-31-3281	0952-33-4579	50-453	50-659
東部農林事務所	0952-55-9760	0952-53-0335	52-651	52-659
唐津農林事務所	0955-73-1661	0955-75-0578	55-444	55-659
伊万里農林事務所	0955-23-5171	0955-23-0057	56-440	56-659
杵藤農林事務所	0954-63-5111	0954-62-5159	58-440	58-659
ダム管理事務所	0954-23-7327	0954-22-2776	57-574	57-619
伊岐佐ダム管理所	0955-62-3892	0955-62-3892	55-615	55-616
平木場ダム管理所	0955-74-4717	0955-74-4717	55-605	55-606
有田ダム管理所	0955-42-3394	0955-42-3394	56-695	56-696
竜門ダム管理所	0955-46-4151	0955-46-4151	56-691	56-692
都川内ダム管理所	0955-22-2682	0955-22-2682	56-693	56-694
本部ダム管理所	0954-26-2181	0954-26-2181	57-693	57-694
矢筈ダム管理所	0954-28-2150	0954-28-2150	57-695	57-696
狩立・日ノ峯ダム管理所	0954-45-4617	0954-45-4617	57-615	57-616
岩屋川内ダム管理所	0954-43-2092	0954-43-0503	58-691	58-692
深浦ダム管理所	0954-65-3575	0954-65-3577	57-691	57-692
横竹ダム管理所	0954-43-8595	0954-43-8595	58-615	58-616
中木庭ダム管理所	0954-64-2515	0954-64-2515	57-697	57-698
井手口川ダム管理所	0955-29-3847	0955-29-3847	56-697	56-698

3. 市町村その他関係機関

機関名	電話番号(代表)	FAX番号	マイクロ無線電話
河内防災ダム管理事務所	0942-83-4300	—	88-611
岸川防災ダム管理事務所	0952-75-2477	—	88-612
佐賀土地改良区 北山ダム管理事務所	0952-57-2013	—	51-691
水資源機構寺内ダム管理所	0946-22-6713	0946-24-1561	
水資源機構筑後大堰管理所	0942-26-4551	0942-26-2031	
九州農政局有明海岸保全事務所	0952-22-4151	0952-29-7850	

4. 関係官公署及び通信・報道機関

機関名	電話番号(直通)	FAX番号	備 考
陸上自衛隊 久留米駐屯地	0942-43-5391	0942-43-5391	内線 昼は320. 321. 322 夜間は302 FAX314. 334
佐賀県警察本部	0952-24-1111	0952-29-7709	県防災行政無線電話743(警備第二課)
佐賀地方気象台	0952-32-7026	0952-32-7028	県防災行政無線電話771
九州旅客鉄道(株) 博多保線区鳥栖管理室	0942-83-4018	0942-83-4018	電話連絡でfax切替後に送信
九州旅客鉄道(株) 佐賀鉄道事業部	0952-23-2939	0952-23-3085	電話連絡でfax切替後に送信
九州電力(株)佐賀支店	0952-33-1485	0952-33-1212	佐賀支店技術部土木建築グループ
N T T 西日本株式会社 佐賀支店	0952-36-5518	0952-34-1933	エリアマネジメント部門災害対策担当
佐賀陸運支局	0952-30-7271	0952-30-7287	
N H K 佐賀放送局	0952-28-5000	0952-28-5002	県防災行政無線電話 773
S T S サガテレビ	0952-23-9111	0952-23-0030	県防災行政無線電話 775
N B C 佐賀放送局	0952-22-1460	0952-24-1096	県防災行政無線電話 774
エフエム佐賀	0952-25-7790	0952-29-7200	県防災行政無線電話 776

5. 水防管理団体

水防管理団体名	電話番号(代表)	FAX番号	県防災行政無線	所管土木事務所
佐 賀 市	0952-24-3151	0952-24-3187	8-9-201-1241	佐 賀
小 城 市	0952-37-6111	0952-37-6163	8-9-208-2105	
多 久 市	0952-75-2111	0952-75-2110	8-9-204-336	
神 埼 市	0952-52-1111	0952-52-1120	8-9-210-1218	東 部
吉 野 ケ 里 町	0952-53-1111	0952-53-6571	8-9-327-1201	
鳥 栖 市	0942-85-3500	0942-82-1994	8-9-203-3506	
基 山 町	0942-92-2011	0942-92-2084	8-9-341-311	
み や き 町	0942-89-1657	0942-89-1650	8-9-346-2253	
上 峰 町	0952-52-2181	0952-52-4935	8-9-345-232	
唐 津 市	0955-72-9111	0955-72-9180	8-86-202	唐 津
玄 海 町	0955-52-2115	0955-52-5008	8-9-387-375	
伊 万 里 市	0955-23-2484	0955-22-4562	8-9-205-2511	伊万里
有 田 町	0955-46-2111	0955-46-2100	8-9-401-1202	
武 雄 市	0954-23-9111	0954-23-9115	8-9-206-420	杵 藤
大 町 町	0952-82-3111	0952-82-3117	8-9-423-224	
江 北 町	0952-86-2111	0952-86-2130	8-9-424-222	
白 石 町	0952-84-2111	0952-84-6611	8-9-425-220	
鹿 島 市	0954-63-2111	0954-63-2129	8-9-207-315	
嬉 野 市	0954-66-3111	0954-66-3119	8-9-209-214	
太 良 町	0954-67-0311	0954-67-2425	8-9-441-212	

〔防災情報について〕

- 佐賀地方気象台 (URL:<https://www.data.jma.go.jp/saga/>)
 - ・気象観測資料や警報・注意報など



<スマホ向け>

- 佐賀県ホームページ (URL:<https://www.pref.saga.lg.jp/>)
 - ・「防災・減災さが」→観測情報「すい坊くん (佐賀県河川情報)」 「佐賀県土砂災害危険度情報」で、県内の水位雨量、土砂災害情報など



<すい坊くん (スマホ用) >

- 国土交通省 筑後川河川事務所ホームページ (URL:<http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/>)
 - ・「防災情報」で筑後川、城原川、田手川の水位や雨量、カメラ映像など

- 国土交通省 武雄河川事務所ホームページ (URL: <https://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/>)
 - ・六角川、牛津川、松浦川、徳須恵川、巖木川の水位や雨量、カメラ映像など

- 国土交通省 佐賀河川事務所
 - ・嘉瀬川の水位や雨量、カメラ映像など (<https://www.qsr.mlit.go.jp/saga/>)
 - ・嘉瀬川ダムの雨量・水位・流入量・放流量など (<http://www.qsr.mlit.go.jp/kasegawa/>)
 - ・佐賀導水路関連の雨量・水位など
(URL:<http://www.qsr.mlit.go.jp/saga/bousai/PC/user/top.php>)

- 国土交通省 「川の防災情報」 (URL:<https://www.river.go.jp/index>)
 - ・全国の雨量、水位などの防災情報HP



- 国土交通省 防災情報提供センターホームページ
(URL: <https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)
 - ・国土交通省の防災関連ページ。リアルタイムレーダーがきれいに見えます。

- 国土交通省 佐賀国道事務所ホームページ (URL:<http://www.qsr.mlit.go.jp/sakoku/>)
 - ・「防災・道路情報」→「佐賀国道管内道路情報」で、道路雨量情報、道路規制情報、道路工事情報など

(協定１)

河川情報の提供及び相互交換に関する協定書（全文改正）

洪水危機管理体制強化の観点から、国土交通省九州地方整備局並びに佐賀県が所有し管理する雨量・水位等のデータ（以下「河川情報」という。）の伝送及び伝送施設の管理について、国土交通省九州地方整備局長（以下「甲」という。）及び佐賀県知事（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定に伴い、平成１４年３月１２日付け「河川情報の提供並びに相互交換に関する協定書」は廃止する。

(伝送経路及び方法)

第１条 河川情報に関する伝送については、甲及び乙が配置した河川情報システムを多重回線及び専用線により接続し、相互に交換する（別図１）。

２ 甲と乙は、河川情報に関して、常時、情報交換を行うものとする。

(情報の内容)

第２条 甲と乙が交換する情報の内容については、別表１及び別表２のとおりとする。

但し、別紙１及び別紙２について変更が生じた場合は、見直しができるものとする。

(資料の取り扱い)

第３条 甲と乙は、本協定により取得した河川情報について、洪水危機管理体制強化の観点から、出水時における防災機関や地域住民への防災情報として活用するとともに、平常時においても広く河川の情報として活用を図るものとする。

２ 甲と乙は、本協定により取得した河川情報については、それぞれ次の機関の利用に提供できるものとする。

(１) 甲 国土交通省及び国土交通省所属の各機関

(２) 乙 佐賀県及び佐賀県所属の各機関並びに管内各市町

３ 甲が本協定により取得した乙の河川情報については、九州内の他県、財団法人河川情報センター及び一般住民へ、防災情報として提供することについて、乙は異論等ないものとする。

４ 乙が本協定により取得した甲の河川情報について、一般住民へ防災情報として提供することについて、甲は異論等ないものとする。

(運用・管理等)

第４条 運用、保守、点検、経費負担等に係る責任分界点は、別図１のとおりとする。

甲及び乙は、システムを計画的に停止する場合に、事前に相互に連絡調整するとともに、故障などによる停止その他システムに異常が発生し情報交換に支障が発生した場合には、相互に連絡を取

り復旧に努めることとする。

(疑義の解決)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、平成18年3月31日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに、甲または乙から協定改廃の申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定を締結した証として本書2通を作成して、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年3月31日

(甲) 国土交通省 九州地方整備局長 宮 田 年 耕

(乙) 佐 賀 県 知 事 古 川 康

(協定2)

防災画像情報の相互提供に関する協定

国土交通省九州地方整備局企画部長（以下「甲」という。）と佐賀県県土づくり本部長（以下「乙」という。）とは、甲または乙が収集した防災画像情報（以下「画像情報」という。）を相互に提供することについて、次のとおり協定する。

なお、「防災画像情報の相互提供に関する協定」（平成16年11月18日）については、廃止する。
(提供情報の種類等)

第1条 甲または乙が相互に提供する画像情報は、甲または乙が独自に収集した災害発生状況、災害復旧状況、防災訓練などの防災活動に関するものに限るものとする。

(情報提供の手続き)

第2条 画像情報の提供に当たっては、甲乙相互に協調して行うものとする。

(提供情報の処理)

第3条 甲または乙は、提供された画像情報については、乙または甲の了解を得た関係機関へ配信できるものとする。

(情報提供の方法及び運営)

第4条 甲乙相互に行う情報提供及び運営は、「建設省と佐賀県との間を結ぶ通信回線の運営に関する協定」に基づき、行うものとする。

(情報提供の開始時期)

第5条 甲乙相互の画像提供は、平成17年5月19日から開始するものとする。

(経費の負担)

第6条 画像情報の提供に要する経費については、甲乙それぞれが負担するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、平成18年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙のいずれからこの協定の改廃について申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、必要に応じて、九州地方整備局企画部防災課長と佐賀県県土づくり本部河川砂防課長が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年 5月19日

甲 国土交通省 九州地方整備局

企画部長 田中 慎一郎

乙 佐賀県

県土づくり本部長 大西憲治

第4章 水位の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測

1 水位観測所

県内の水位観測所は、県管理の水位観測所が河川で128か所（うち危機管理型水位計57か所）、ダム等で40か所ある。また、国管理の水位観測所が河川で72か所（うち危機管理型水位計37か所）ある。（別表6）

2 潮位観測所

県内の潮位観測所は、県管理の潮位観測所が6か所、国土交通省管理の潮位観測所が2か所、気象庁管理の潮位観測所が2か所ある。
（別表8）

3 カメラ監視局

県内のカメラ監視局は、県管理の河川カメラ監視局が52か所、ダム等で24か所、海岸カメラ監視局が4か所、国管理の河川カメラ監視局が122か所ある。（別表7）

第2節 水位到達情報の通報

水防管理者又は量水標管理者は、次の事項を正確迅速に水防支部に通報し、水防支部は直ちに本通報を水防本部及び関係水防管理者に通報しなければならない。

なお、水防法第24条の2第2項及び第25条第2項に基づき知事が氾濫のおそれや堤防等の決壊を通知、周知する河川では、水防管理者等は河川の氾濫や堤防の決壊等の発生を覚知した場合、その旨を正確迅速に水防支部に通報し、水防支部は直ちに本通報を水防本部及び関係水防管理者に通報しなければならない。また、水防本部は必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

1 通報事項

別表6に示す水防団待機水位（通報水位）に達し又は減水後同水位に復したとき、氾濫注意水位（警戒水位）に達し又は減水後同水位に復したときは、各々その時刻を、水防団待機水位（通報水位）を越えたときは、同水位に復するまで毎時その水位を、最高水位に達し減水に向かうときは、水位と時刻をそれぞれ通報しなければならない。

2 通報の要領

通報は第3章第1節「県の通信連絡」等により、防災無線その他もっとも正確かつ迅速な方法で行わなければならない。

第3節 水位の公表

量水標管理者は、次の事項を正確迅速に公表しなければならない。

1 公表事項

別表6に示す氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

2 公表の要領

県HPの「すい坊くん」の「水位現況表」に掲載することにより行う。

第4節 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、欠測等が長期間に及ぶことが見込まれる場合は、その状況を関係機関等に速やかに周知する。

また、欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知する。

第5節 雨量の観測

1 雨量の観測所

県内の雨量観測所は、県管理の雨量観測所が 99 か所ある。また、国管理の雨量観測所が河川で 44 か所、市町等その他が管理する雨量観測所が 39 か所ある。(別表 5)

第6節 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の公表

1 県管理河川

水防支部は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報を正確迅速に関係水防管理団体及び水防本部に通知し、水防本部は報道機関等を通じて、住民に周知する。

（1）通知及び周知事項

第7節に示す、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、その旨を当該河川の水位又は流量を示して通知しなければならない。

（2）通知及び周知の要領

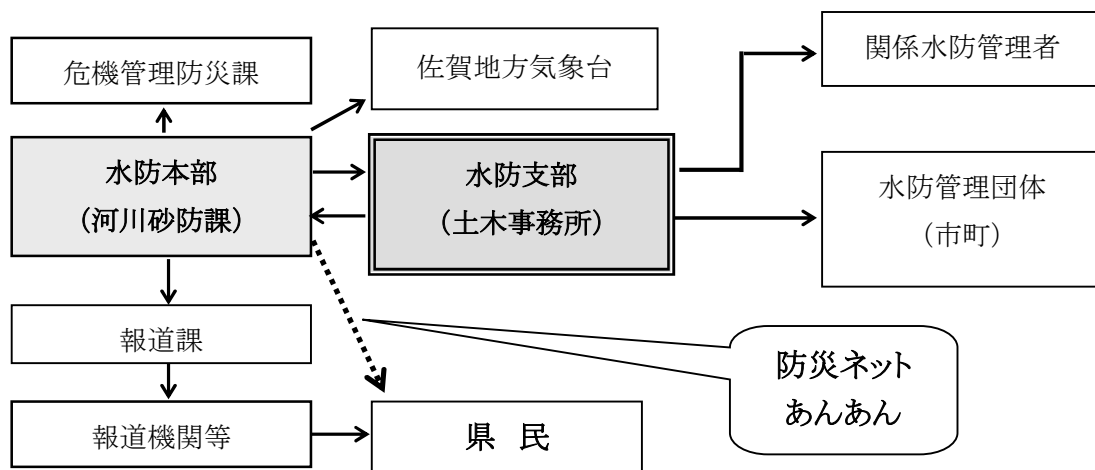
通知については、第2節の水位の通報に同じ。また、住民への周知については報道機関、県の「防災ネットあんあん」等を通じて行う。

2 国管理（直轄）河川

水防本部は、国土交通省各河川事務所から第7節に示す氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の通知を受けたときは、直ちに水防支部を通じて、関係水防管理団体に通知する。

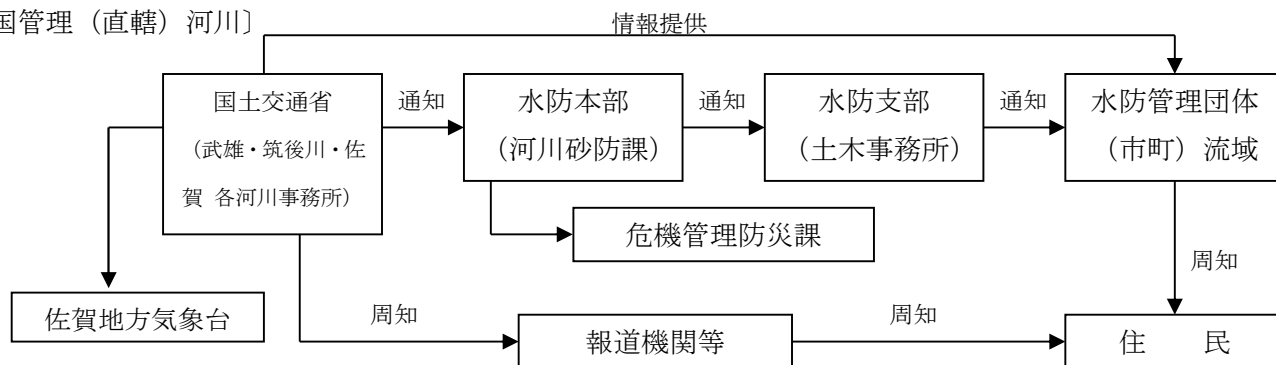
【氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の経路】

〔県管理河川〕



※県管理河川についての氾濫危険水位情報の発表・解除の通知及び周知は次項の様式により行う。

〔国管理（直轄）河川〕



第7節 水位の基準

別表6の水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）相当水位は以下の基準の他、危険と判断される水位に達するまでの行動に必要な時間、頻度等を総合的に判断して決定した。

1 【警戒レベル1相当】水防団待機水位（通報水位）

氾濫注意水位（警戒水位）の8割程度とする。

2 【警戒レベル2相当】氾濫注意水位（警戒水位）

対象区間の状況、過去の洪水時の被害状況などから、災害発生水位と予想して定められるものであるが、通常は計画高水位の6割程度とし、また未改修部については堤防の上端（左右岸高低差がある場合は、低い上端を基準とする。）から5割程度とし、急流河川においてはこれよりさらに低くする。

3 【警戒レベル3相当】避難判断水位

氾濫危険水位に到達するまでに、避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定を行う。

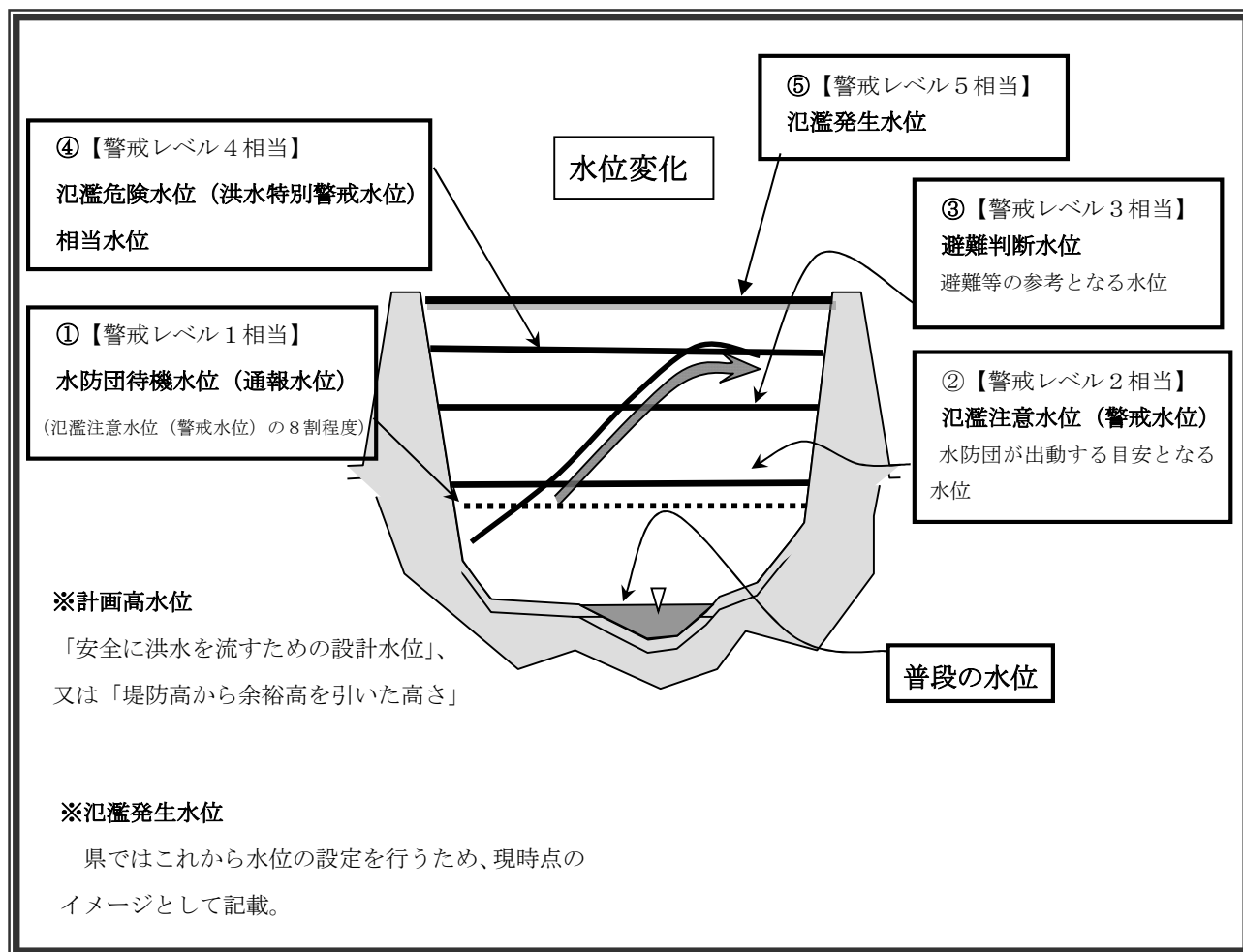
4 【警戒レベル4相当】氾濫危険水位

計画高水位、もしくは越水又は溢水が発生するまでの間に、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇及び避難等に要する時間を考慮した水位のいずれか低い方の水位を設定する。

5 【警戒レベル5相当】氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位。（堤防天端高（又は背後地盤高））

【参考】水位模式図



第8節 国土交通省が行う水位到達情報の通知

水防法第13条第1項に基づき、国土交通大臣が水位到達情報の通知及び必要に応じ周知する河川は次のとおりである。

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者および量水標管理者に通知する。

1 水位周知河川の実施区域（国土交通省）

水系名	河川名	実施区間
筑後川	城原川	左岸 東佐賀導水路合流点から佐賀江川合流点まで 右岸 東佐賀導水路合流点から佐賀江川合流点まで
筑後川	佐賀江川	左岸 城原川合流点から幹川合流点まで 右岸 城原川合流点から幹川合流点まで
筑後川	田手川	左岸 佐賀県神埼市千代田町大字下坂字南川副2番の1地先から幹川合流点まで 右岸 佐賀県神埼市千代田町大字詫田二本松175番の4地先から幹川合流点まで
筑後川	宝満川	左岸 福岡県小郡市大字二森字馬洗川1725番の7地先の端間橋下流端から幹川合流点まで 右岸 福岡県小郡市大字二森字馬洗川1725番の7地先の端間橋下流端から幹川合流点まで

嘉瀬川	祇園川	左岸 佐賀県小城市三日月町堀江字堀江二十二 1 1 8 9 番の 2 地先堀江橋から合流点まで 右岸 佐賀県小城市三日月町五十四字深町 7 0 9 番地先堀江橋から幹川合流点まで

2 氾濫危険水位の意義

水防法の改正において、住民の避難等に資する洪水情報を的確に提供するため、洪水予報河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川、「水位周知河川」（十分な精度で水位予測を行うことが困難である主要な中小河川）において、「洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位」を氾濫危険水位として定め、河川の水位が当該水位に達したときは、地域住民の迅速かつ的確な避難に資するよう周知を図る。

3 氾濫危険水位到達情報の基準（国土交通省）

河川名	基準地点	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	堤防設計水位 (m)
佐賀江川・城原川	日出来橋 (神崎市神埼町竹)	2.50	3.50	4.32	4.51
田手川	田手橋 (吉野ヶ里町田手)	1.80	2.90	3.52	—
宝満川	端間 (小郡市端間)	3.60	4.00	4.65	6.05
祇園川	徳万 (佐賀市久保田町徳万)	—	6.70	8.70	8.71

第9節 県が行う水位到達情報の通知

水防法第13条第2項に基づき、県知事が水位到達情報の通知及び必要に応じ周知する河川は次のとおりである。

河川名	基準地点	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	氾濫危険水位 から天端までの 余裕高 (m)
秋光川	いいだばし 飯田橋 (鳥栖市飯田町)	2.60	3.40	4.00	0.60
秋光川	うしかいばし 牛会橋 (基山町園部)	2.20	2.70	3.30	0.60
大木川	さかいうえばし 酒井上橋 (鳥栖市酒井西町)	2.90	3.10	3.38	1.52
安良川	さいつばし 幸津橋 (鳥栖市幸津町)	2.00	2.86	3.24	1.08
寒水川	なかつくま8ごうばし 中津隈8号橋 (みやき町中津隈)	1.70	1.90	2.40	3.10
通瀬川	こぼるばし 小原橋 (みやき町東尾)	1.10	1.20	1.60	0.60
田手川	ひろえんばし 広田橋 (吉野ヶ里町田手)	2.60	4.80	5.20	0.20
城原川	あさひばし 朝日橋 (神崎市神崎町城原)	3.00	3.87	4.13	1.57
巨勢川	がっこうばし 学校橋 (佐賀市兵庫町渕)	TP 2.90	TP 3.70	TP 3.96	0.60
八田江	ふなつ 船津 (佐賀市川副町西古賀)	TP 2.00	TP 3.10	TP 3.30	0.30
佐賀江川	えがみ 江上 (佐賀市北川副町江上)	TP 2.00	TP 2.80	TP 2.89	0.71
本庄江	いましげばし 今重橋 (佐賀市西与賀町厘外)	TP 2.91	TP 2.91	TP 3.10	1.21
祇園川	ぎおん 祇園 (小城市小城町)	1.50	2.30	2.57	0.43
福所江	さかいがわはし 境川橋 (小城市牛津町)	1.50	2.19	2.53	0.67
晴気川	ふなだばし 船田橋 (小城市小城町)	1.40	1.70	1.90	1.50
今出川	いまだばし 今出橋 (多久市北多久町多久原)	2.14	2.14	2.42	1.78

河川名	基準地点	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	氾濫危険水位 から天端までの 余裕高 (m)
中通川	きただばし 北田橋 (多久市北多久町小侍)	1.80	2.60	3.08	0.52
牛津江川	うしづ え 牛津江 (小城市牛津町)	3.10	3.26	3.37	1.53
玉島川	しんおかぐちばし 新岡口橋 (唐津市浜玉町)	2.10	2.80	3.10	1.70
半田川	おおばし 大橋 (唐津市鏡)	2.30	2.60	3.00	1.30
宇木川	くりさきばし 久里崎橋 (唐津市鏡)	1.70	1.80	2.20	0.60
横田川	はまさき 浜崎 (唐津市浜玉町)	TP 2.80	TP 2.83	TP 3.10	1.30
伊万里川	いわぐり 岩栗 (伊万里市立花町)	2.00	2.37	3.33	0.47
新田川	こがねはし 黄金橋 (伊万里市二里町八谷瀬)	0.85	0.90	1.39	1.03
有田川	ながいで 長井手 (伊万里市二里町)	1.62	2.20	2.62	2.41
有田川	すがのはし 菅野橋 (有田町大野)	1.30	1.50	1.70	1.00
松浦川	たけうち 武内 (武雄市武内町真手野)	3.00	3.30	3.74	1.26
武雄川	すぎばし 杉橋 (武雄市武雄町)	2.40	3.47	3.71	0.69
高橋川	たかはし 高橋 (武雄市朝日町)	1.60	1.93	2.11	0.49
塩田川	しおたばし 塩田橋 (嬉野市塩田町馬場下)	4.43	4.52	5.44	2.65
鹿島川	くみちばし 組知橋 (鹿島市中村)	3.50	4.10	4.80	0.90
中川	がねばし 巖橋 (鹿島市三河内)	3.10	3.60	4.00	1.00
石木津川	いしきづ 石木津 (鹿島市古枝)	2.20	2.80	3.40	1.10

第10節 県が行う氾濫等又は堤防等決壊の通知

水防法第24条の2第2項及び第25条第2項に基づき知事が氾濫のおそれや堤防等の決壊を通知、周知する河川は次のとおりである。

番号	河 川	区 域	観測所名	所在地	通報基準	水防管理者	通報担当官署
1	佐賀江川	佐賀市紺屋町今宿橋から 県道市武諸富線蒲田津橋下流87メートルの地点まで	江上	佐賀市北川副町江上	・氾濫危険水位 TP2.89mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	佐賀市	佐賀土木事務所
2	城原川	神埼市神埼町城原県道佐賀川久保鳥栖線菅生橋から 東佐賀導水路流入点まで	朝日橋	神埼市神埼町城原	・氾濫危険水位 4.13mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	神埼市	東部土木事務所
3	巨勢川	佐賀市金立町大字薬師丸県道薬師丸佐賀停車場線 薬師丸橋100メートル上流から 佐賀江川合流点まで	学校橋	佐賀市兵庫町刈	・氾濫危険水位 TP3.96mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	佐賀市	佐賀土木事務所
4	田手川	神埼市神埼町田道ヶ里国道385号広円橋から 神埼市千代田町詫田国道264号城東橋まで	広円橋	吉野ヶ里町田手	・氾濫危険水位 5.20mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	神埼市 吉野ヶ里町	東部土木事務所
5	寒水川	三養基郡みやき町江口西寄橋から 県道西島筑邦線新橋まで	中津隈8号橋	みやき町中津隈	・氾濫危険水位 2.40mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	みやき町	東部土木事務所
6	通瀬川	三養基郡みやき町東尾県道北茂安三田川線通瀬橋から 県道江口東尾線江口北橋まで	小原橋	みやき町東尾	・氾濫危険水位 1.60mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	みやき町	東部土木事務所
7	安良川	鳥栖市山浦町岸田橋から 鳥栖市幸津町鉄道橋まで	幸津橋	鳥栖市幸津町	・氾濫危険水位 3.24mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	鳥栖市	東部土木事務所
8	大木川	鳥栖市曾根崎町国道3号八坂橋から 宝満川合流点まで	酒井上橋	鳥栖市酒井西町	・氾濫危険水位 3.38mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	鳥栖市	東部土木事務所
9	秋光川	三養基郡基山町大字小倉国道3号秋光橋から 宝満川合流点まで	飯田橋	鳥栖市飯田町	・氾濫危険水位 4.00mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	鳥栖市	東部土木事務所
			牛会橋	基山町園部	・氾濫危険水位 3.30mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	基山町	東部土木事務所
10	牛津江川	小城市牛津町勝大井橋から 牛津川合流点まで	牛津江 (牛津江水門)	小城市牛津町	・氾濫危険水位 3.37mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	小城市	佐賀土木事務所
11	晴気川	小城市小城町晴気国道203号晴田橋から 牛津川合流点まで	船田橋	小城市小城町	・氾濫危険水位 1.90mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	小城市	佐賀土木事務所
12	今出川	多久市北多久町大字多久原国道203号今出川橋から 牛津川合流点まで	今出橋	多久市北多久町	・氾濫危険水位 2.42mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	多久市	佐賀土木事務所
13	中通川	多久市北多久町大字小侍県道武雄多久線北田橋から 牛津川合流点まで	北田橋	多久市北多久町	・氾濫危険水位 3.08mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	多久市	佐賀土木事務所
14	武雄川	武雄市武雄町大字武雄県道武雄塩田線第一笹橋から 武雄大橋まで	杉橋	武雄市武内町	・氾濫危険水位 3.71mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	武雄市	杵藤土木事務所
15	高橋川	武雄市朝日町大字甘久享保橋から 武雄川合流点まで	高橋	武雄市朝日町	・氾濫危険水位 2.11mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	武雄市	杵藤土木事務所
16	松浦川	武雄市武内町梅野有ノ木橋から 武雄市若木町本部字野々瀬萩の尾井堰まで	武内	武雄市武内町	・氾濫危険水位 3.74mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	武雄市	杵藤土木事務所
17	半田川	唐津市半田県道半田塚塚線半田橋から 松浦川合流点まで	大橋	唐津市鏡	・氾濫危険水位 3.00mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	唐津市	唐津土木事務所
18	宇木川	唐津市宇木門田橋から 半田川合流点まで	久里崎橋	唐津市鏡	・氾濫危険水位 2.20mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	唐津市	唐津土木事務所

水防法第24条の2第2項及び第25条第2項に基づき知事が氾濫のおそれや堤防等の決壊を通知、周知する河川は次のとおりである。

番号	河 川	区 域	観測所名	所在地	通報基準	水防管理者	通報担当官署
19	本庄江	佐賀市鍋島町大字八戸鉄道橋から 嘉瀬川合流点まで	今重橋	佐賀市西与賀町	・氾濫危険水位 TP3.10mに到達 ・巡視や河川監視カ メラにより、氾濫発生 を確認	佐賀市	佐賀土木事務所
20	祇園川	小城市小城町松尾県道小城富士線祇園川橋から 三日月町堀江堀江橋まで	祇園	小城市小城町	・氾濫危険水位 2.57mに到達 ・巡視や河川監視カ メラにより、氾濫発生 を確認	小城市	佐賀土木事務所
21	八田江	佐賀市木原佐賀江川分岐点から 海まで	船津	佐賀市川副町	・氾濫危険水位 TP3.30mに到達 ・巡視や河川監視カ メラにより、氾濫発生 を確認	佐賀市	佐賀土木事務所
22	玉島川	唐津市浜玉町五反田築場橋から 海まで	新岡口橋	唐津市浜玉町	・氾濫危険水位 3.10mに到達 ・巡視や河川監視カ メラにより、氾濫発生 を確認	唐津市	唐津土木事務所
23	横田川	唐津市浜玉町横田上唐人川橋から 玉島川合流点まで	浜崎	唐津市浜玉町	・氾濫危険水位 TP3.10mに到達 ・巡視や河川監視カ メラにより、氾濫発生 を確認	唐津市	唐津土木事務所
24	伊万里川	伊万里市伊万里町市道伊万里駅前～松島線相生橋から 海まで	岩栗	伊万里市立花町	・氾濫危険水位 3.33mに到達 ・巡視や河川監視カ メラにより、氾濫発生 を確認	伊万里市	伊万里土木事務所
25	新田川	伊万里市新天町市道平尾・脇田線坂口橋から 伊万里川合流点まで	黄金橋	伊万里市二里町	・氾濫危険水位 1.39mに到達 ・巡視や河川監視カ メラにより、氾濫発生 を確認	伊万里市	伊万里土木事務所
26	有田川	伊万里市二里町大里市道川東22号線南川東歩道橋から 海まで	長井手	伊万里市二里町	・氾濫危険水位 2.62mに到達 ・巡視や河川監視カ メラにより、氾濫発生 を確認	伊万里市	伊万里土木事務所
		有田町古木場、古木場ダム直下から 有田町大木宿、町道大木宿・桑木原線道行橋まで	菅野橋	有田町大野	・氾濫危険水位 1.70mに到達 ・巡視や河川監視カ メラにより、氾濫発生 を確認	有田町	伊万里土木事務所
27	石木津川	鹿島市大字納富分県道奥山鹿島線井手分橋から 海まで	石木津	鹿島市古枝	・氾濫危険水位 3.40mに到達 ・巡視や河川監視カ メラにより、氾濫発生 を確認	鹿島市	杵藤土木事務所
28	鹿島川	嬉野市塩田町谷所花園橋から 海まで	組知橋	鹿島市中村	・氾濫危険水位 4.80mに到達 ・巡視や河川監視カ メラにより、氾濫発生 を確認	鹿島市 嬉野市	杵藤土木事務所
29	中川	鹿島市大字納富分琴路橋から 鹿島川合流点まで	巖橋 (三河内)	鹿島市三河内	・氾濫危険水位 4.00mに到達 ・巡視や河川監視カ メラにより、氾濫発生 を確認	鹿島市	杵藤土木事務所
30	塩田川	嬉野市嬉野町下野市道落合橋から 海まで	塩田橋	嬉野市塩田町	・氾濫危険水位 5.44mに到達 ・巡視や河川監視カ メラにより、氾濫発生 を確認	白石町 鹿島市 嬉野市	杵藤土木事務所
31	福所江	佐賀市久保田町大字久保田国道207号境川橋から 海まで	境川橋	小城市牛津町	・氾濫危険水位 2.53mに到達 ・巡視や河川監視カ メラにより、氾濫発生 を確認	佐賀市 小城市	佐賀土木事務所

氾濫等の通報を行う河川名、区域、観測所名、通報基準等（国管理区間）

番号	河 川	区 域	観測所名	所在地	通報基準	水防管理者	通報担当官署
1	筑後川(上中流部) 庄手川 玖珠川	・筑後川(上中流部) 左岸:大分県日田市大字高瀬字小シマ1138番2地先から福岡県うきは市浮羽町三春まで 右岸:大分県日田市三芳小瀬町121番地先から大分県日田市夜明まで ・庄手川 両岸: 幹川分岐点から幹川合流点まで ・玖珠川 両岸: 大分県日田市大字日高字一丁目二千三百九十四番の三地先から幹川合流点まで	小瀬	大分県日田市若宮町	・氾濫発生水位 5.11mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	鳥栖市	筑後川河川事務所
		左岸:福岡県うきは市浮羽町三春から福岡県久留米市田主丸町恵利まで 右岸:大分県日田市夜明から福岡県朝倉市長田まで	荒瀬	福岡県うきは市浮羽町大字三春	・氾濫発生水位 7.14mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認		
		左岸:福岡県久留米市田主丸町恵利から福岡県久留米市東櫛原町まで 右岸:福岡県久留米市田主丸町恵利から福岡県久留米市東櫛原町まで	片ノ瀬	福岡県久留米市田主丸町菅原	・氾濫発生水位 11.44mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認		
2	筑後川(下流部) 広川 早津江川	・筑後川(下流部) 左岸:福岡県久留米市東櫛原町地先(小森野床固)から海まで 右岸:福岡県久留米市高野1丁目地先(小森野床固)から海まで ・広川 左岸:福岡県久留米市大善寺町藤吉字井手の口484番地から筑後川への合流点まで 右岸:福岡県久留米市大善寺町中津字氏口890番地先から筑後川への合流点まで ・早津江川 両岸: 幹川分岐点から海まで	瀬ノ下	福岡県久留米市瀬下町字浜町上	・氾濫発生水位 8.99mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	佐賀市 鳥栖市 神埼市 上峰町 みやき町 吉野ヶ里町	筑後川河川事務所
3	宝満川	両岸:福岡県小郡市大字二森字馬洗川千七百二十五番の七地先の端間橋下流端から幹川合流点まで	端 間	福岡県小郡市端間	・氾濫発生水位 6.84mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	鳥栖市 神埼市 上峰町 みやき町 吉野ヶ里町	筑後川河川事務所
3-1	小石原	左岸:福岡県三井郡大刀洗町大字栄田字西通才千三百三十六番の一地先から幹川合流点まで 右岸:福岡県三井郡大刀洗町大字栄田字下草場八百六十六の一地先から幹川合流点まで	栄田橋	福岡県三井軍大刀洗町栄田	・氾濫発生水位 4.25mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	鳥栖市	筑後川河川事務所
4	佐賀江川	両岸: 城原川合流点から幹川合流点まで	日 出来	神埼市神埼町竹	・氾濫発生水位 5.07mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	佐賀市	佐賀河川事務所
5	城原川	両岸: 佐賀県神埼市神埼町鶴字柳ノ二三千九百六十七番地先の町道橋日出来橋から佐賀江川合流点まで	日 出来	神埼市神埼町竹	・氾濫発生水位 5.07mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	神埼市 吉野ヶ里町	佐賀河川事務所
6	田手川	左岸: 佐賀県神埼市千代田町大字下板字南川副二番の一地先から幹川合流点まで 右岸: 佐賀県神埼市千代田町大字詫田二本松百七十五番の四地先から幹川合流点まで	田手橋	神埼郡吉野ヶ里町田手	・氾濫発生水位 4.09mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	神埼市 吉野ヶ里町	佐賀河川事務所
7	嘉瀬川	佐賀市大和町大字梅野字都渡城188番地先の国道官人橋から海まで	川 上	佐賀市大和町大字都渡城	・氾濫発生水位 8.30mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	佐賀市 小城市	佐賀河川事務所
8	祇園川	左岸 佐賀県小城市三日月町堀江(1k100)～嘉瀬川合流点まで 右岸 佐賀県小城市三日月町五十四(1k100)～嘉瀬川合流点まで	徳 万	佐賀市久保田町徳万	・氾濫発生水位 10.24mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	佐賀市 小城市	佐賀河川事務所
9	六角川	左岸 佐賀県武雄市橘町大字永島字潮見 17488番地先から海まで 右岸 佐賀県武雄市橘町大字永島字北上野 5056番地先から海まで	潮見橋	佐賀県武雄市橘町大字大日	・氾濫発生水位 4.07mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	武雄市 小城市 大町町 白石町 江北町	武雄河川事務所
10	武雄川	左岸 佐賀県武雄市武雄町大字永島字戸井渡 12912番の1地先から六角川への合流点まで 右岸 佐賀県武雄市武雄町大字永島字牛飼 13482番の1地先から六角川への合流点まで	潮見橋	佐賀県武雄市橘町大字大日	・氾濫発生水位 4.07mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	武雄市	武雄河川事務所
11	牛津川	左岸 佐賀県多久市多久町字涼木 4560番地先から六角川への合流点まで 右岸 佐賀県多久市多久町字犬殺 4304番地先から六角川への合流点まで	妙見橋	佐賀県多久市東多久町大字別府	・氾濫発生水位 6.11mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	多久市 小城市 江北町	武雄河川事務所
12	松浦川	武雄市若木町本部字野々瀬3935番地先萩の尾堰から海まで	牟田部	佐賀県唐津市相知町大字牟田部	・氾濫発生水位 8.99mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	唐津市	武雄河川事務所

氾濫等の通報を行う河川名、区域、観測所名、通報基準等（国管理区間）

番号	河 川	区 域	観測所名	所在地	通報基準	水防管理者	通報担当官署
13	松浦川	武雄市若木町本部字野々瀬3935番地先萩の尾堰から海まで	川西橋	佐賀県伊万里市大川町大字大川野	・氾濫発生水位 7.40mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	伊万里市 唐津市	武雄河川事務所
14	徳須恵川	伊万里市南波多町高瀬字大前田1291番の2 地先市道橋から松浦川への合流点まで	徳須恵橋	佐賀県唐津市北波多大字徳須恵	・氾濫発生水位 6.08mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	伊万里市 唐津市	武雄河川事務所
15	厳木川	左岸：唐津市厳木町広瀬字篠の坂667番の4地先から松浦川への合流点まで 右岸：唐津市厳木町広瀬字立草2386番の1地先から松浦川への合流点まで	中島橋	佐賀県唐津市厳木町大字中島	・氾濫発生水位 2.84mに到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	唐津市	武雄河川事務所

例外的な対応を行う河川名、区域

下記の区域については、地形的特徴（無堤部等）から例外的な対応をする区域とし、レベル5 氾濫発生情報の対象外とする。

河川	例外的な対応をする区域	
松浦川	区域①	右岸 佐賀県伊万里市大川町駒鳴地先
	区域②	右岸 佐賀県伊万里市大川町立川地先
	区域③	右岸 佐賀県伊万里市大川町大川野地先
	区域④	左岸 佐賀県伊万里市大川町川西地先
	区域⑤	左岸 佐賀県伊万里市松浦町提川地先
	区域⑥	右岸 佐賀県伊万里市大川町川原地先
	区域⑦	左岸 佐賀県伊万里市松浦町桃川地先
	区域⑧	右岸 佐賀県伊万里市大川町川原地先
徳須恵川	区域⑨	左岸 佐賀県唐津市北波多行合野地先
	区域⑩	右岸 佐賀県唐津市北波多志気地先
	区域⑪	左岸 佐賀県伊万里市南波多町大曲地先
	区域⑫	右岸 佐賀県伊万里市南波多町水留地先
	区域⑬	右岸 佐賀県伊万里市南波多町高瀬地先
厳木川	区域⑭	右岸 佐賀県唐津市相知町楠地先

【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫危険水位・氾濫発生切迫情報（発表）

令和 年 月 日
時 分 発表
土木事務所

川は、時 分に、市 橋の 観測
所で、避難指示の目安のひとつとなる水位であ
る、氾濫危険水位_{※1} mに達しました。

氾濫により相当な損害が生ずるおそれがあり
ます_{※2}。

周囲の状況を確認するとともに、市町長が発
する避難情報に注意してください。

※1 氾濫危険水位…水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位

※2 水防法第24条の2第2項に基づく通知

問い合わせ先

- 佐賀県 県土整備部 河川砂防課 水防情報室
電話 0952-25-7173
- 佐賀県 土木事務所
電話 — —

【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫・決壊・漏水等の情報（発表）

令和 年 月 日
時 分 発表
土木事務所

川は、時 分に、市 町 で、氾
濫・決壊・漏水・その他（ ）が発生しまし
た※3。

市町長が発する避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

※3 水防法第25条第2項に基づく通知

問い合わせ先

- 佐賀県 県土整備部 河川砂防課 水防情報室
電話 0952-25-7173
- 佐賀県 土木事務所
電話 — —

【警戒レベル4相当】〇〇川氾濫危険水位情報（解除）

令和 年 月 日
時 分 発表
土木事務所

川は、 時 分に、 市 橋の 観測
所で、避難指示の目安のひとつとなる水位であ
る、氾濫危険水位※ mを下回りましたが、今
後も引き続き注意してください。

※氾濫危険水位…水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位

問い合わせ先

- 佐賀県 県土整備部 河川砂防課 水防情報室
電話 0952-25-7173
- 佐賀県 土木事務所
電話 — —

第5章 水 防 警 報

第1節 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保を配慮して通知するものとする。

なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

第2節 県が行う洪水・高潮時の河川に関する水防警報

知事は気象状況、水位の通報及び堤防などの巡視連絡等を総合的に判断し、洪水又は高潮等によって災害が発生するおそれがあると認めるとき、水防警報を発表する。

また、水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

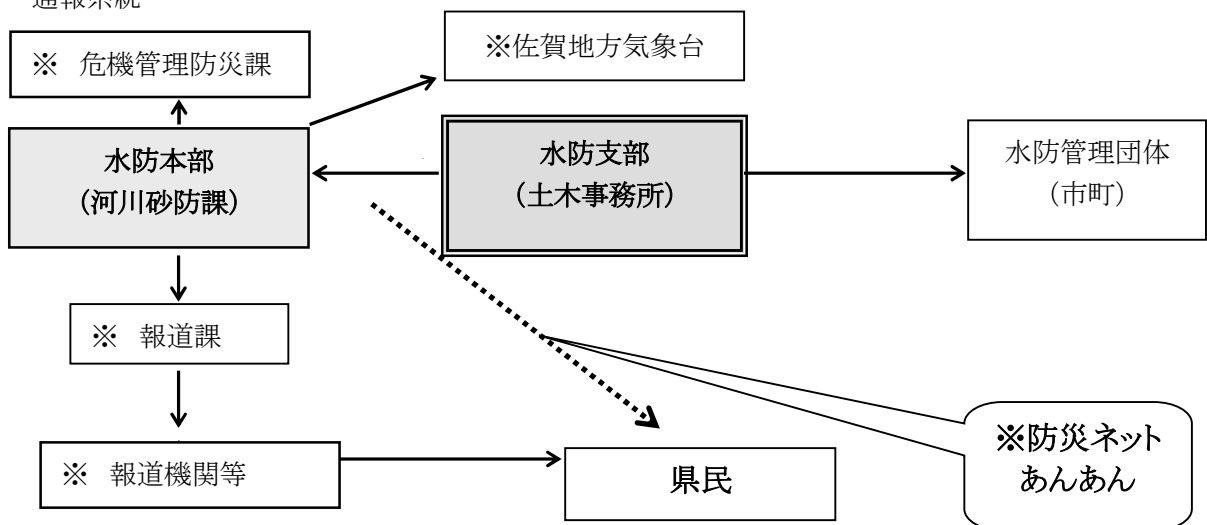
1 水防警報の発表者

洪水・高潮時の河川に関する水防警報は、水防支部長（土木事務所長）が発表するものとする。

2 種類及び発表基準

段 階	内 容
待機警報	量水標等の設置されている地点ごとに知事が定める通報水位である水防団待機水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき、水防に関係のある機関の職員に待機を水防支部長が警報するもの。
準備警報	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を突破すると思われるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を行い水防資器材の整備点検、水門などの開閉時の準備を水防支部長が警報するもの。
出動警報	氾濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を水防支部長が警報するもの
解 除	氾濫注意水位を下り再び増水のおそれがないと思われるとき水防活動の終了を水防支部長が通知するもの
地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防支部長が水防警報を発表する。	

3 通報系統



第3節 高潮時の海岸に関する水防警報

知事は気象状況、雨量水位の通報及び堤防などの巡視連絡等を総合的に判断し、洪水又は高潮等によって災害が発生するおそれがあると認めるとき、水防警報を発表する。

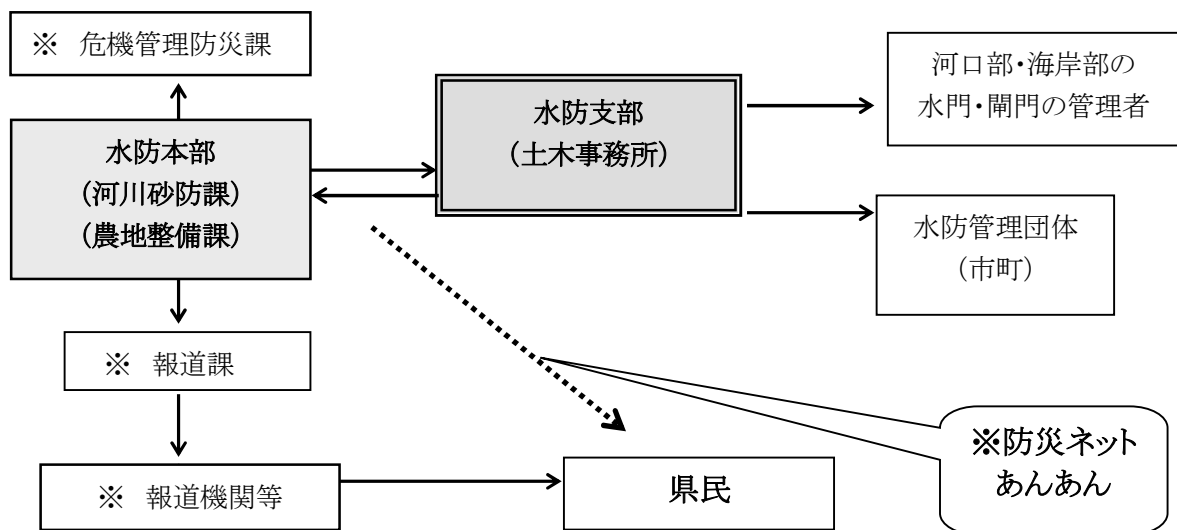
1 水防警報の発表者

海岸の水防警報は区域が数支部にわたり、ひとつの支部で判断が困難なものについては、本部長、それ以外は支部長が発表するものとする。

2 種類及び発表基準

段 階	内 容
待機警報	台風情報により台風接近が確実になったとき、水防に関係のある機関の職員に待機を警報するもの。
準備警報	台風が接近し、高潮の恐れがあると思われるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を行い水防資器材の整備点検、水門などの開閉時の準備を警報するもの。
出動警報	高潮水位に達し、なお、上昇が激しくなる見込みがあるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を警報するもの
解 除	高潮水位を下り再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき水防活動の終了を通知するもの
地震による津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。	

3 通報系統



※高潮による出動警報の発表時のみ

水防警報の体系は、別表2（1）総合水防通信体系図による

第4節 県知事が水防警報を発表する河川及び海岸（洪水・高潮）

番号	河川及 海岸名	区 域	関係 市町	水防警報 発表者
1	佐賀江川	佐賀市紺屋町今宿橋から 県道市武諸富線蒲田津橋下流87メートルの地点まで	佐賀市	支部長
2	城原川	神崎市神埼町城原県道佐賀川久保鳥栖線菅生橋から 東佐賀導水路流入点まで	神崎市	支部長
3	巨勢川	佐賀市金立町大字薬師丸県道薬師丸佐賀停車場線 薬師丸橋100メートル上流から 佐賀江川合流点まで	佐賀市	支部長
4	田手川	神崎市神埼町田道ヶ里国道385号広円橋から 神崎市千代田町託田国道264号城東橋まで	神崎市 吉野ヶ里町	支部長
5	寒水川	三養基郡みやき町江口西寄橋から 県道西島筑邦線新橋まで	みやき町	支部長
6	通瀬川	三養基郡みやき町東尾県道北茂安三田川線通瀬橋から 県道江口東尾線江口北橋まで	みやき町	支部長
7	安良川	鳥栖市山浦町岸田橋から 鳥栖市幸津町鉄道橋まで	鳥栖市	支部長
8	大木川	鳥栖市曾根崎町国道3号八坂橋から 宝満川合流点まで	鳥栖市	支部長
9	秋光川	三養基郡基山町大字小倉国道3号秋光橋から 宝満川合流点まで	鳥栖市 基山町	支部長
10	牛津江川	小城市牛津町勝大井樋から 牛津川合流点まで	小城市	支部長
11	晴気川	小城市小城町晴気国道203号晴田橋から 牛津川合流点まで	小城市	支部長
12	今出川	多久市北多久町大字多久原国道203号今出川橋から 牛津川合流点まで	多久市	支部長
13	中通川	多久市北多久町大字小侍県道武雄多久線北田橋から 牛津川合流点まで	多久市	支部長
14	武雄川	武雄市武雄町大字武雄県道武雄塩田線第一笹橋から 武雄大橋まで	武雄市	支部長
15	高橋川	武雄市朝日町大字甘久享保橋から武雄川合流点まで	武雄市	支部長
16	松浦川	武雄市武内町梅野有ノ木橋から 武雄市若木町本部字野々瀬萩の尾井堰まで	武雄市	支部長
17	半田川	唐津市半田県道半田鬼塚線半田橋から 松浦川合流点まで	唐津市	支部長
18	宇木川	唐津市宇木門田橋から 半田川合流点まで	唐津市	支部長
19	本庄江	佐賀市鍋島町大字八戸鉄道橋から 嘉瀬川合流点まで	佐賀市	支部長
20	祇園川	小城市小城町松尾県道小城富士線祇園川橋から 三日月町堀江堀江橋まで	小城市	支部長

番号	河川及 海岸名	区 域	関係 市町	水防警報 発表者
21	八田江	佐賀市木原佐賀江川分岐点から 海まで	佐賀市	支部長
22	玉島川	唐津市浜玉町五反田築場橋から 海まで	唐津市	支部長
23	横田川	唐津市浜玉町横田上唐人川橋から 玉島川合流点まで	唐津市	支部長
24	伊万里川	伊万里市伊万里町市道伊万里駅前～松島線 相生橋から海まで	伊万里市	支部長
25	新田川	伊万里市新天町市道平尾～脇田線 坂口橋から伊万里川合流点まで	伊万里市	支部長
26	有田川	伊万里市二里町大里市道川東22号線南川東歩道橋から 海まで 有田町古木場、古木場ダム直下から 有田町大木宿、町道大木宿・桑木原線道行橋まで	伊万里市 有田町	支部長
27	石木津川	鹿島市大字納富分県道奥山鹿島線井手分橋から 海まで	鹿島市	支部長
28	鹿島川	嬉野市塩田町谷所花園橋から 海まで	鹿島市 嬉野市	支部長
29	中川	鹿島市大字納富分琴路橋から 鹿島川合流点まで	鹿島市	支部長
30	塩田川	嬉野市嬉野町下野市道落合橋から 海まで	白石町 鹿島市 嬉野市	支部長
31	福所江	佐賀市久保田町大字久保田国道207号境川橋から 海まで	佐賀市 小城市	支部長
32	有明海岸	佐賀市川副町大字大詫間元治搦から 鹿島市浜町字松岡竈まで	佐賀市 小城市 白石町 鹿島市	本部長
33	浜玉唐津 海岸	唐津市浜玉町浜崎字浜崎虹の松原から 唐津市唐房漁港まで	唐津市	支部長

(水防警報を行う河川及び海岸の指定(平成20年6月17日佐賀県告示第274号)による)

第5節 水防警報対象量水標及び条件(洪水・高潮)

番号	河 川	量水標名	待 機	準 備	出 動	解 除
1	佐賀江川	江上 (北川副町 江上)	水防団待機水位 (T.P1.50m)に達し、上 流の降雨状況によりな お上昇の見込みがあ るとき。	水防団待機水位 (T.P1.50m)を越え、氾 濫注意水位 (T.P2.00m)に達すると 思われるとき。	氾濫注意水位 (T.P2.00m)に達し、な お、上昇すると思われ るとき。	氾濫注意水位 (T.P2.00m)を下り、再 び増水のおそれがない と思われるとき。
2	城原川	朝日橋 (神埼町城原)	水防団待機水位 (2.40m)に達し、上流の 降雨状況によりなお上 昇の見込みがあると き。	水防団待機水位 (2.40m)を越え、氾濫 注意水位 (3.00m)に達 すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.00m) に達し、なお、上昇す ると思われるとき。	氾濫注意水位(3.00m) を下り、再び増水のお それがないと思われる とき。
3	巨勢川	学校橋 (兵庫町若宮)	水防団待機水位 (T.P2.40m)に達し、上 流の降雨状況によりな お上昇の見込みがあ るとき。	水防団待機水位 (T.P2.40m)を越え、氾 濫注意水位 (T.P2.90m)に達すると 思われるとき。	氾濫注意水位 (T.P2.90m)に達し、な お、上昇すると思われ るとき。	氾濫注意水位 (T.P2.90m)を下り、再 び増水のおそれがない と思われるとき。
4	田手川	広円橋	水防団待機水位 (2.10m)に達し、上流の 降雨状況によりなお上 昇の見込みがあると き。	水防団待機水位 (2.10m)を越え、氾濫 注意水位 (2.60m)に達 すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.60m) に達し、なお、上昇す ると思われるとき。	氾濫注意水位(2.60m) を下り、再び増水のお それがないと思われる とき。
5	寒水川	中津隈8号橋	水防団待機水位 (1.50m)に達し、上流の 降雨状況によりなお上 昇の込みがあると き。	水防団待機水位 (1.50m)を越え、氾濫 注意水位 (1.70m)に達 すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.70m) に達し、なお、上昇す ると思われるとき。	氾濫注意水位(1.70m) を下り、再び増水のお それがないと思われる とき。
6	通瀬川	小原橋	水防団待機水位 (1.00m)に達し、上流の 降雨状況によりなお上 昇の込みがあると き。	水防団待機水位 (1.00m)を越え、氾濫 注意水位 (1.10m)に達 すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.10m) に達し、なお、上昇す ると思われるとき。	氾濫注意水位(1.10m) を下り、再び増水のお それがないと思われる とき。
7	安良川	幸津橋	水防団待機水位 (1.60m)に達し、上流の 降雨状況によりなお上 昇の見込みがあると き。	水防団待機水位 (1.60m)を越え、氾濫 注意水位 (2.00m)に達 すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.00m) に達し、なお、上昇す ると思われるとき。	氾濫注意水位(2.00m) を下り、再び増水のお それがないと思われる とき。
8	大木川	酒井上橋	水防団待機水位 (2.40m)に達し、上流の 降雨状況によりなお上 昇の見込みがあると き。	水防団待機水位 (2.40m)を越え、氾濫 注意水位 (2.90m)に達 すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.90m) に達し、なお、上昇す ると思われるとき。	氾濫注意水位(2.90m) を下り、再び増水のお それがないと思われる とき。
9	秋光川	飯田橋	水防団待機水位 (2.10m)に達し、上流の 降雨状況によりなお上 昇の込みがあると き。	水防団待機水位 (2.10m)を越え、氾濫 注意水位 (2.60m)に達 すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.60m) に達し、なお、上昇す ると思われるとき。	氾濫注意水位(2.60m) を下り、再び増水のお それがないと思われる とき。
		牛会橋	水防団待機水位 (1.90m)に達し、上流の 降雨状況によりなお上 昇の込みがあると き。	水防団待機水位 (1.90m)を越え、氾濫 注意水位 (2.20m)に達 すると思われるとき。	氾濫注意水位 (2.20m) に達し、なお、上昇す ると思われるとき。	氾濫注意水位 (2.20m) を下り、再び増水のお それがないと思われる とき。
10	牛津江川	牛津江 (牛津江水門)	水防団待機水位 (2.10m)に達し、上流の 降雨状況によりなお上 昇の見込みがあると き。	水防団待機水位 (2.10m)を越え、氾濫 注意水位 (3.10m)に達 すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.10m) に達し、なお、上昇す ると思われるとき。	氾濫注意水位(3.10m) を下り、再び増水のお それがないと思われる とき。
11	晴気川	船田橋	水防団待機水位 (1.20m)に達し、上流の 降雨状況によりなお上 昇の込みがあると き。	水防団待機水位 (1.20m)を越え、氾濫 注意水位 (1.40m)に達 すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.40m) に達し、なお、上昇す ると思われるとき。	氾濫注意水位(1.40m) を下り、再び増水のお それがないと思われる とき。

番号	河 川	量水標名	待 機	準 備	出 動	解 除
12	今出川	今出橋	水防団待機水位(1.70m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.70m)を越え、氾濫注意水位(2.14m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.14m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.14m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
13	中通川	北田橋	水防団待機水位(1.45m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.45m)を越え、氾濫注意水位(1.80m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.80m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.80m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
14	武雄川	杉橋	水防団待機水位(1.90m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.90m)を越え、氾濫注意水位(2.40m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.40m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.40m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
15	高橋川	高橋	水防団待機水位(1.40m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.40m)を越え、氾濫注意水位(1.60m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.60m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.60m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
16	松浦川	武内	水防団待機水位(2.40m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(2.40m)を越え、氾濫注意水位(3.00m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.00m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.00m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
17	半田川	大橋	水防団待機水位(2.00m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(2.00m)を越え、氾濫注意水位(2.30m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.30m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.30m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
18	宇木川	久里崎橋	水防団待機水位(1.40m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.40m)を越え、氾濫注意水位(1.70m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.70m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.70m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
19	本庄江	今重橋	台風情報により台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位(T.P2.91m)に達し、なお、潮位の上昇が激しくなると思われたとき。	高潮水位(T.P2.91m)を下り、再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき。
20	祇園川	祇園	水防団待機水位(1.20m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.20m)を越え、氾濫注意水位(1.50m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.50m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
21	八田江	船津	水防団待機水位(T.P1.50m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(T.P1.50m)を越え、氾濫注意水位(T.P2.00m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.00m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.00m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
22	玉島川	新岡口橋	水防団待機水位(1.80m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.80m)を越え、氾濫注意水位(2.10m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.10m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.10m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
23	横田川	浜崎	水防団待機水位(T.P2.50m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(T.P2.50m)を越え、氾濫注意水位(T.P2.80m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.80m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.80m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。

番号	河 川	量水標名	待 機	準 備	出 動	解 除
24	伊万里川	岩栗	水防団待機水位(1.70m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.70m)を越え、氾濫注意水位(2.00m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.00m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.00m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
25	新田川	黄金橋	水防団待機水位(0.63m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(0.63m)を越え、氾濫注意水位(0.85m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(0.85m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(0.85m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
26	有田川	長井手	水防団待機水位(1.23m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.23m)を越え、氾濫注意水位(1.62m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.62m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.62m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
		菅野橋	水防団待機水位(1.20m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.20m)を越え、氾濫注意水位(1.30m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.30m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.30m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
27	石木津川	石木津	水防団待機水位(1.80m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.80m)を越え、氾濫注意水位(2.20m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.20m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.20m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
28	鹿島川	組知橋	水防団待機水位(2.80m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(2.80m)を越え、氾濫注意水位(3.50m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.50m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
29	中川	巖橋 (三河内)	水防団待機水位(2.50m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(2.50m)を越え、氾濫注意水位(3.10m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.10m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.10m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
30	塩田川	塩田橋	水防団待機水位(4.06m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(4.06m)を越え、氾濫注意水位(4.43m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(4.43m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(4.43m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
31	福所江	境川橋	水防団待機水位(T.P1.20m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(T.P1.20m)を越え、氾濫注意水位(T.P1.50m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P1.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P1.50m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
		三丁井樋 (福所江水門 (外))福所江水門 から海まで	台風情報により台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位(T.P3.70m)に達し、なお、潮位の上昇が激しくなると思われたとき。	高潮水位(T.P3.70m)を下り、再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき。
32	有明海岸	竜王(佐賀市川副町大詫間元治堀5634の1から鹿島市音成七浦干拓地先海岸保全区域の終点)	台風情報により台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位(T.P3.70m)に達し、なお、潮位の上昇が激しくなると思われたとき。	高潮水位(T.P3.70m)を下り、再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき。
33	浜玉 唐津海岸	町田(唐津市浜玉町浜崎字浜崎虹の松原から唐津市唐房漁港まで)	台風情報により台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位(T.P1.60m)に達し、なお、潮位の上昇が激しくなると思われたとき。	高潮水位(T.P1.60m)を下り、再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき。

1 水防警報発表形式(河川)

水 防 警 報

水防警報 第 号	種 別	河 川 名	観 測 所 名
	待機 準備 出動 警戒 解除		

発表日時 令和 年 月 日 時 分 発表 土木事務所(TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

☐【警戒レベル1相当】待機 準備

_____の水位は_____日 時 分 には

水防団待機水位に達し

☐イ・氾濫注意水位を突破と思われるので
☐ロ・1時間に_____cmの割合で上昇していますので

今後の状況により、出動できるように(イ 待機、 ロ 準備)してください。

☐【警戒レベル2相当】出動

_____の水位は_____日 時 分 には

氾濫注意水位に達し

☐イ・尚、上昇していますので
☐ロ・1時間に_____cmの割合で上昇していますので

出動して厳重に警戒してください。

☐【警戒レベル3相当】警戒

_____の水位は_____日 時 分 には

避難判断水位に達し

☐イ・まだ増水の見込みがありますので
☐ロ・ましたので

洪水による災害の発生に厳重に警戒してください。

☐解除

_____の水位は_____日 時 分 には _____mを最高として減水を始め

_____日 の _____時 _____分 現在では_____mで、再び水位の上昇は

ないと思われますので、水防警報を解除します。

(水防団待機水位 _____ m) (氾濫注意水位 _____ m)

発 信 名			受 信 名		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻

2 水防警報発表形式(海岸)

水 防 警 報

発表番号	種 別	海岸名	発表日時	発表者
水防警報 第 号	待機 準備 出動 解除		月 日 時 分	

台風 号の中心は、令和 年 月 日 時 分現在、北緯 度 分、東経 度 分にあつて、1時間におよそ キロの速さで に進んでいます。

1. 台風の中心がこのまま進みますと、佐賀県に
接近することが確実であるため、 では水防団の待機が必要です。
2. 台風の中心がこのまま進みますと、佐賀県を
通過する恐れがあります。このため、 では、高潮が予想されますので、水防団
の準備が必要です。
3. 台風の中心がこのまま進みますと、佐賀県に
上陸し、することが確実になりました。 であるため、 では水防団の出動が必要です。
4. では、満潮時間も過ぎ潮位が下がり、
高潮の心配もなくなったので、水防警報を解除
します。

の潮位： 日 時 分 現在 + m

(警戒潮位 + m)

問い合わせ先： 佐賀県〇〇〇〇(TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

発 信 名			受 信 名		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻

第6節 津波に関する水防警報

知事は、河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について、水防警報を発表したときは、関係水防管理者及びその他の水防に関係のある機関に通知するものとする。

1 水防警報の発表者

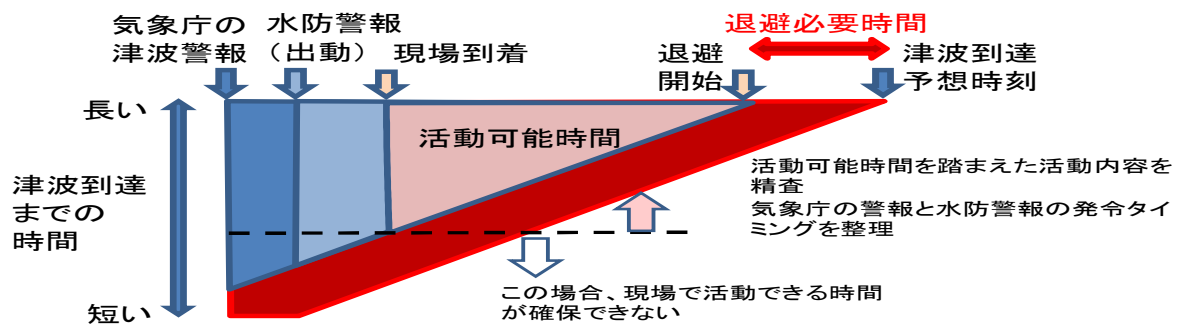
津波に関する水防警報は、その区域が数支部にわたり、ひとつの支部で判断が困難なものについては、本部長、それ以外は支部長が発表するものとする。

2 水防警報の発表基準（津波の影響を受ける河川・海岸）

段 階	内 容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

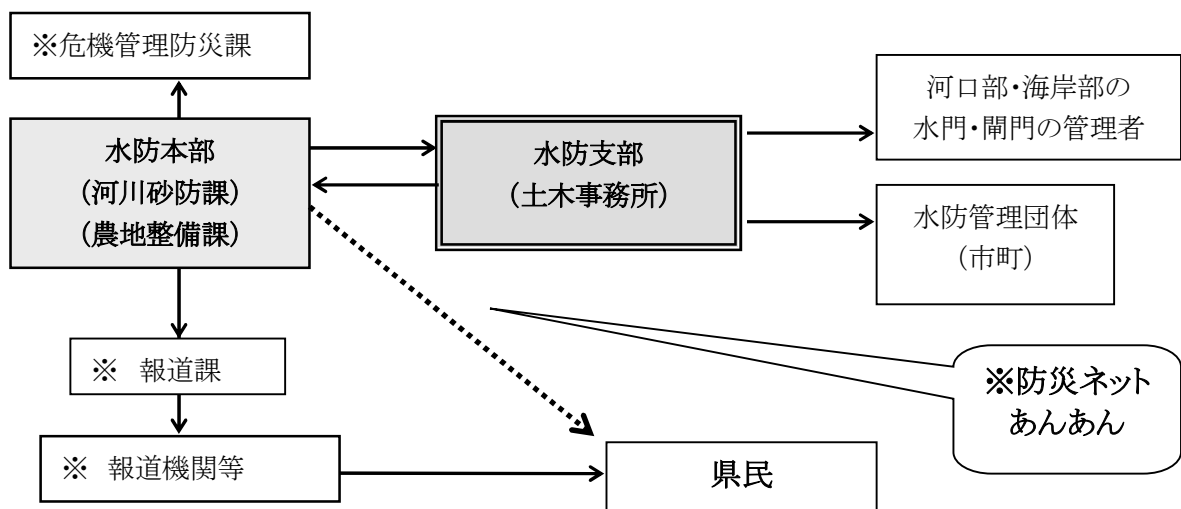
※上記の例を参考とし、各市町の実情等に応じて定めるものとする。

また、津波の被害状況に応じて、通知した後の水防団の指揮命令については、各市町の実情に応じた判断をするものとする。



活動可能時間のイメージ

3 通報系統



※津波警報の発表時のみ

水防警報の体系は、別表2（1）総合水防通信体系図による。

4 県知事が水防警報を発表する水防管理団体(津波)

- (1) 有明海に流入する河川及び玄界灘に流入する河川並びにその他支川
(2) 有明海沿岸及び玄界灘沿岸

水防警報を通知する市町

番号	市町名	区域	出 動	解 除
1	佐賀市	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
2	唐津市	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
3	鳥栖市	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
4	多久市	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
5	伊万里市	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
6	武雄市	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
7	鹿島市	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
8	小城市	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
9	嬉野市	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
10	神埼市	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

番号	市町名	区域	出 動	解 除
11	吉野ヶ里町	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
12	基山町	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
13	上峰町	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
14	みやき町	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
15	玄海町	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
16	有田町	玄界灘沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
17	大町町	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
18	江北町	有明海沿岸より、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
19	白石町	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき
20	太良町	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

5 水防警報発表形式(津波)

水 防 警 報 (河川)

種 類	出 動 ・ 解 除			
発 表 河 川		基準水位観測所		第 号
日 時	〇〇県 〇〇土木事務所 発 表 電話番号 — —			
番 号	発 表 内 容			
1	令和〇〇年〇月〇日〇時〇分、〇〇沿岸に津波警報(大津波・津波)が発表されました。 水防機関は、出動し水防活動を行って下さい。 今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	巡視により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を簡略化できるものとする。

発 信 名			受 信 名		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻

6 水防警報発表形式(津波)

水 防 警 報 (海岸)

種 類	出 動 ・ 解 除			
発 表 河 川		基準水位観測所		第 号
日 時	令和 年 月 日 時 分 発表 〇〇県 〇〇土木事務所 電話番号 — —			
番 号	発 表 内 容			
1	令和〇〇年〇月〇日〇時〇分、〇〇沿岸に津波警報(大津波・津波)が発表されました。 水防機関は、出動し水防活動を行って下さい。 今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	巡視により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を簡略化できるものとする。

発 信 名			受 信 名		
機 関 名	氏 名	時 刻	機 関 名	氏 名	時 刻

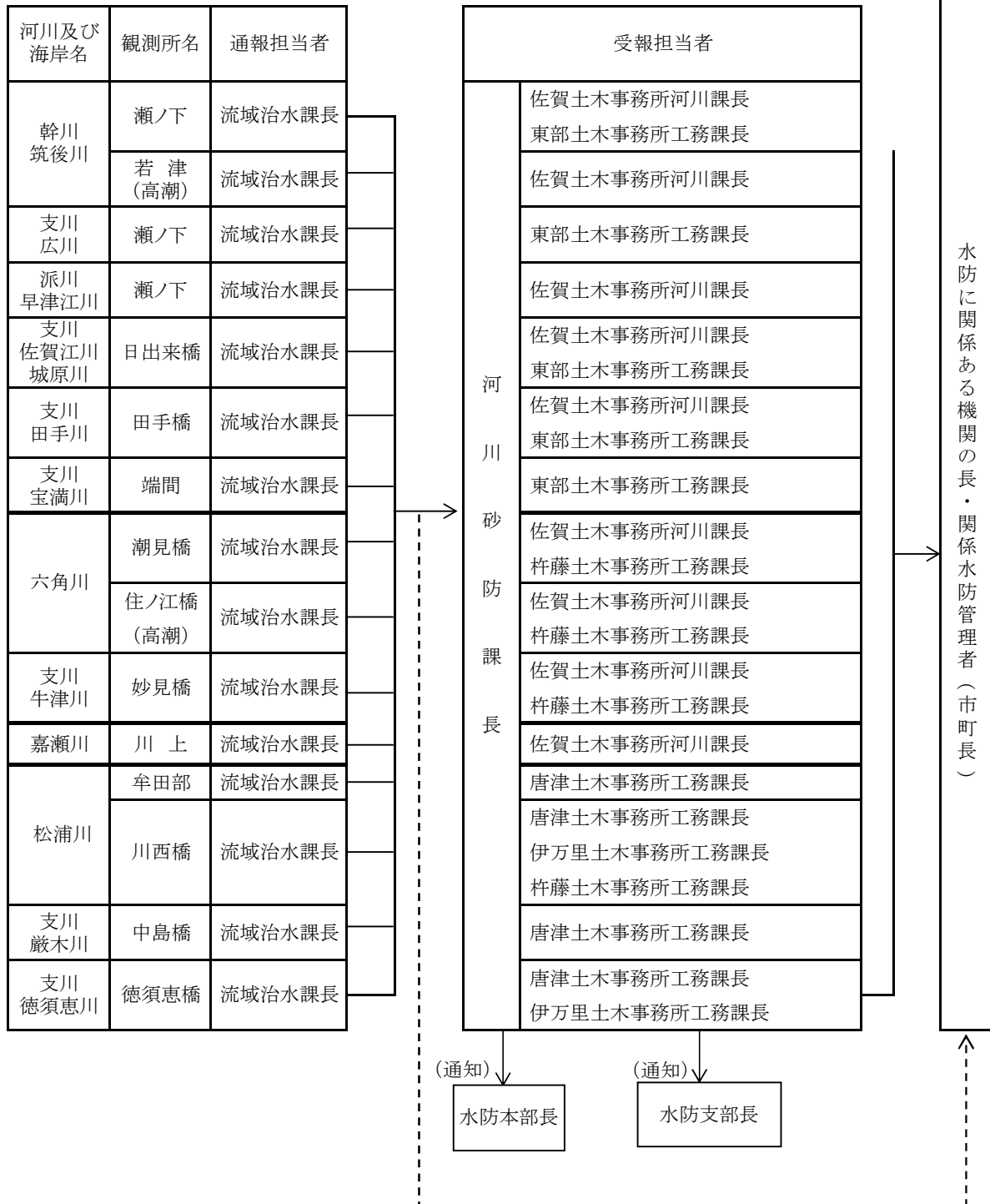
第7節 国土交通大臣が発する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

1 水防警報の発令者

河 川 名	発 令 者	責 任 者 官 職
筑 後 川	筑後川河川事務所	所長 国土交通技官
嘉 瀬 川	佐賀河川事務所	
六 角 川	武雄河川事務所	
松 浦 川		

2 通報系統



3 国土交通大臣が水防警報を発令する河川

河川名又は 海岸名	区 域
筑 後 川	右岸 鳥栖市下野町字下分から海まで
早 津 江 川	両岸 幹川分流点から海まで
宝 満 川	右岸 鳥栖市酒井東町(秋光川合流点)から幹川合流点まで
城 原 川	両岸 東佐賀導水路合流点から佐賀江川合流点まで
佐 賀 江 川	両岸 城原川合流点から幹川合流点まで
田 手 川	左岸 神崎市千代田町下板字南川副2番の1地先 右岸 神崎市千代田町詫田字二本松175番の4地先 } から幹川合流点まで
六 角 川	左岸 武雄市橘町大字永島字潮見17488番地先 右岸 武雄市橘町大字永島字北上野5056番地先 } から海まで
牛 津 川	左岸 多久市涼木4560番地先 右岸 多久市涼木4304番地先 } から幹川合流点まで
武 雄 川	左岸 武雄市武雄町大字永島字戸井渡 右岸 武雄市武雄町大字永島字牛飼 } から幹川合流点まで
松 浦 川	両岸 武雄市若木町本部字野々瀬荻ノ尾井堰から海まで
巖 木 川	左岸 唐津市巖木町広瀬字篠の坂667番の4地先 右岸 唐津市巖木町広瀬字立草2386番の1地先 } から幹川合流点まで
徳 須 恵 川	両岸 伊万里市南波多町高瀬字大前田1291番の2の市道橋から幹川合流点まで
嘉 瀬 川	左岸 佐賀市大和町大字梅野字都渡城188番地先の国道官人橋 右岸 佐賀市大和町大字川上字別所953番3地先 } から海まで
祇 園 川	左岸 小城市三日月町堀江字堀江二十二 1189番の2地先 右岸 小城市三日月町堀江字五十四字深町709番地先 } の市道堀江橋から幹川合流点(祇園川地先)まで

4 水防警報対象量水標及び条件

番号	(水系名) 河 川	量水標名	待 機	準 備	出 動	解 除
1	(筑後川) 筑後川 広川 早津江川	瀬ノ下	水防団待機水位(3.50m)に達し、氾濫注意水位(5.00m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(3.50m)を越え、氾濫注意水位(5.00m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(5.00m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(5.00m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
2	(筑後川) 筑後川 〔高潮〕	若 津	台風接近に伴い福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮注意報が発令された場合	台風接近に伴い福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮注意報が発令され、氾濫注意水位(4.50m)を突破すると思われるとき	福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮警報又は高潮特別警報が発令され、観測所潮位が氾濫危険水位(5.05m)を超えたとき	氾濫注意水位(4.50m)を下り再び潮位の上昇及び波浪が激しくなる見込みがなくなったとき
3	(筑後川) 佐賀江川 城原川	日出来橋	水防団待機水位(2.00m)に達し、氾濫注意水位(2.50m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.00m)を越え、氾濫注意水位(2.50m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.50m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
4	(筑後川) 田手川	田手橋	水防団待機水位(1.50m)に達し、氾濫注意水位(1.80m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(1.50m)を越え、氾濫注意水位(1.80m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.80m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.80m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
5	(筑後川) 宝満川	端 間	水防団待機水位(2.40m)に達し、氾濫注意水位(3.60m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.40m)を越え、氾濫注意水位(3.60m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.60m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.60m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
6	(六角川) 六角川	潮見橋	水防団待機水位(1.50m)に達し、氾濫注意水位(2.50m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(1.50m)を越え、氾濫注意水位(2.50m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.50m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
7	(六角川) 六角川 〔高潮〕	住ノ江橋	台風情報により台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮水位(6.50m)を突破すると思われるとき。	高潮水位(6.50m)に達し、なお、潮位の上昇が激しくなると思われるとき。	高潮水位(6.50m)を下り、再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき。
8	(六角川) 牛津川	妙見橋	水防団待機水位(2.30m)に達し、氾濫注意水位(3.50m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.30m)を越え、氾濫注意水位(3.50m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.50m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
9	(松浦川) 松浦川	牟田部	水防団待機水位(5.50m)に達し、氾濫注意水位(6.50m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(5.50m)を越え、氾濫注意水位(6.50m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(6.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(6.50m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
10	(松浦川) 松浦川	川西橋	水防団待機水位(2.90m)に達し、氾濫注意水位(4.50m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.90m)を越え、氾濫注意水位(4.50m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(4.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(4.50m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
11	(松浦川) 徳須恵川	徳須恵橋	水防団待機水位(2.90m)に達し、氾濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.90m)を越え、氾濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.70m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
12	(松浦川) 巖木川	中島橋	水防団待機水位(1.60m)に達し、氾濫注意水位(1.90m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(1.60m)を越え、氾濫注意水位(1.90m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.90m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.90m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
13	(嘉瀬川) 嘉瀬川	川 上	水防団待機水位(3.00m)に達し、氾濫注意水位(4.20m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(3.00m)を越え、氾濫注意水位(4.20m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(4.20m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(4.20m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。

第6章 洪水予報

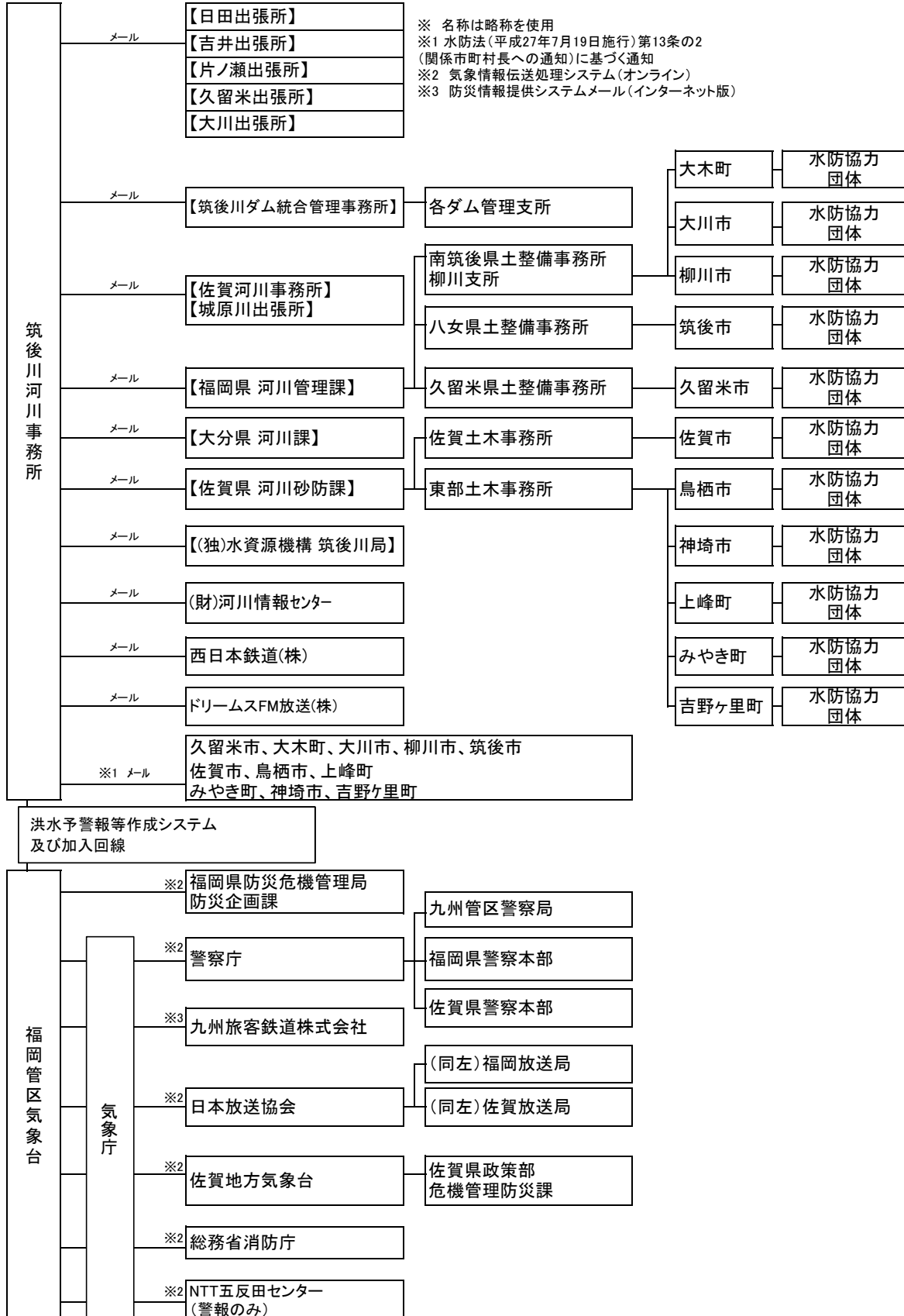
水防法及び気象業務法により、水防に関する業務を行う国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う。
知事は国土交通大臣が指定した河川について、洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者および量水票管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

洪水予報の種類には、「レベル2氾濫注意報」、「レベル3氾濫警報」、「レベル4氾濫危険警報」、「レベル5氾濫特別警報」がある。

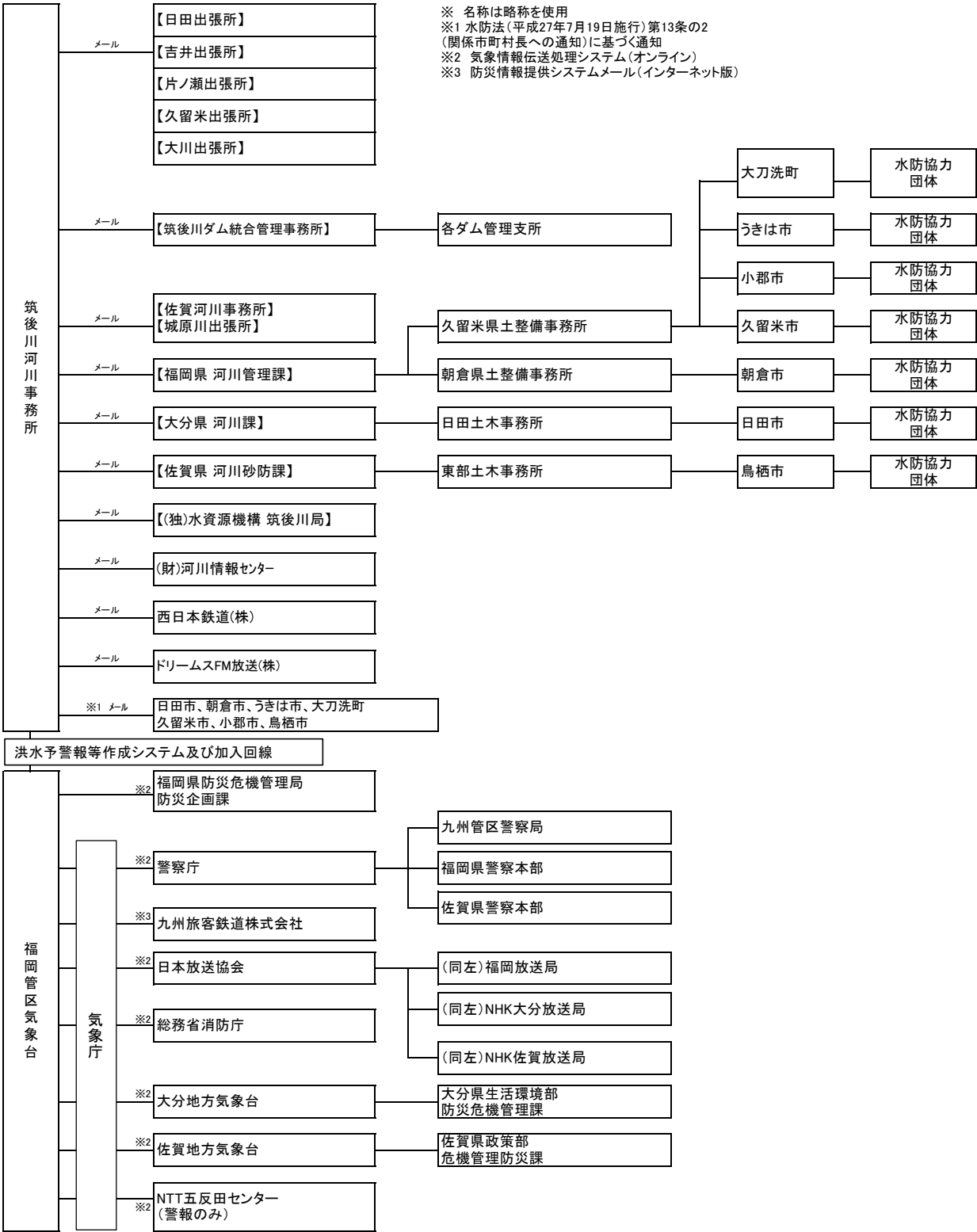
第1節 筑後川水系(下流部及び上中流部)洪水予報

筑後川河川事務所と福岡管区气象台が共同で行う。

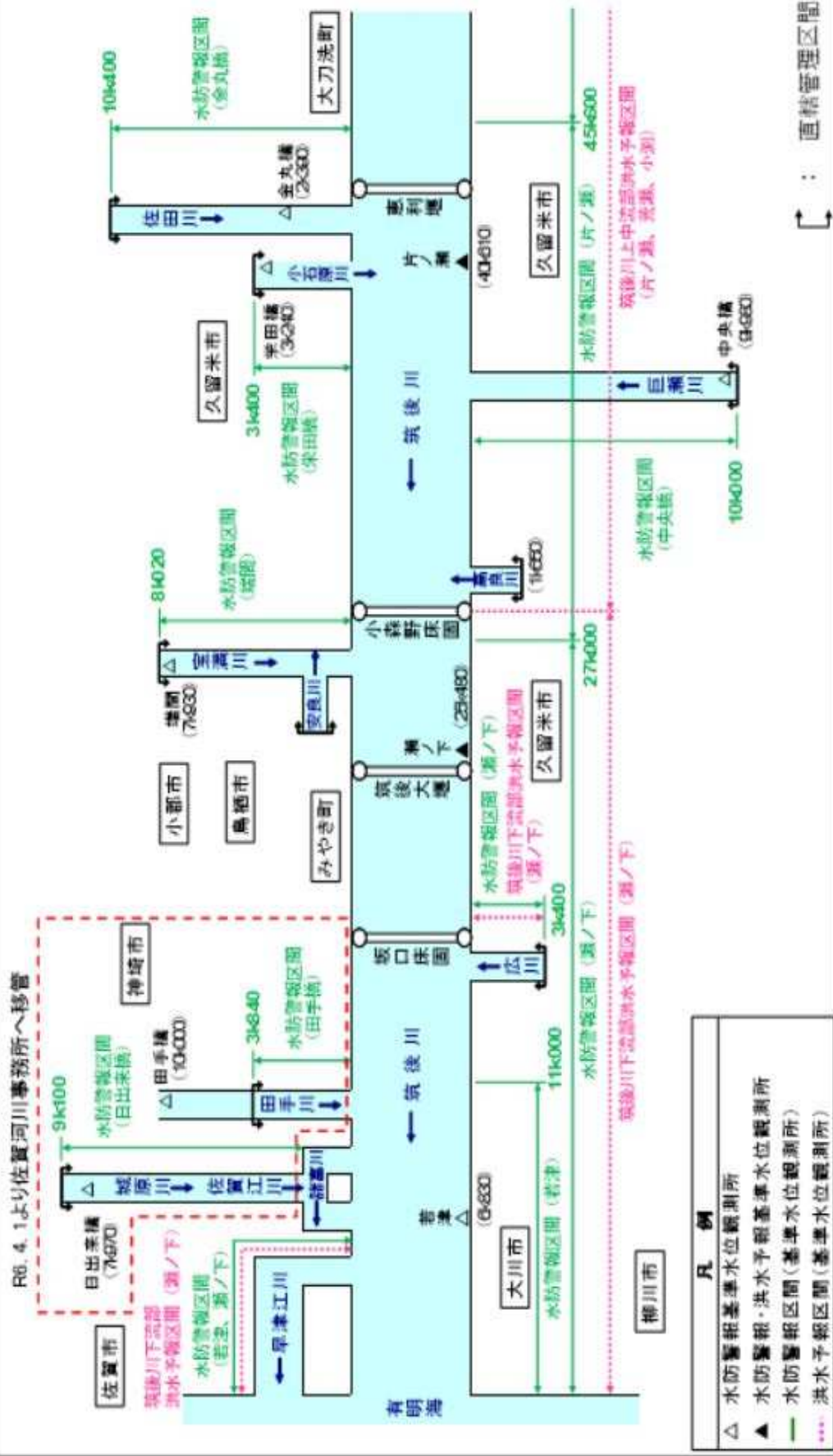
洪水予報 伝達系統図【筑後川水系(下流部)】



洪水予報 伝達系統図【筑後川水系(上中流部)】



R0. 4. 1より佐賀河川事務所へ移管

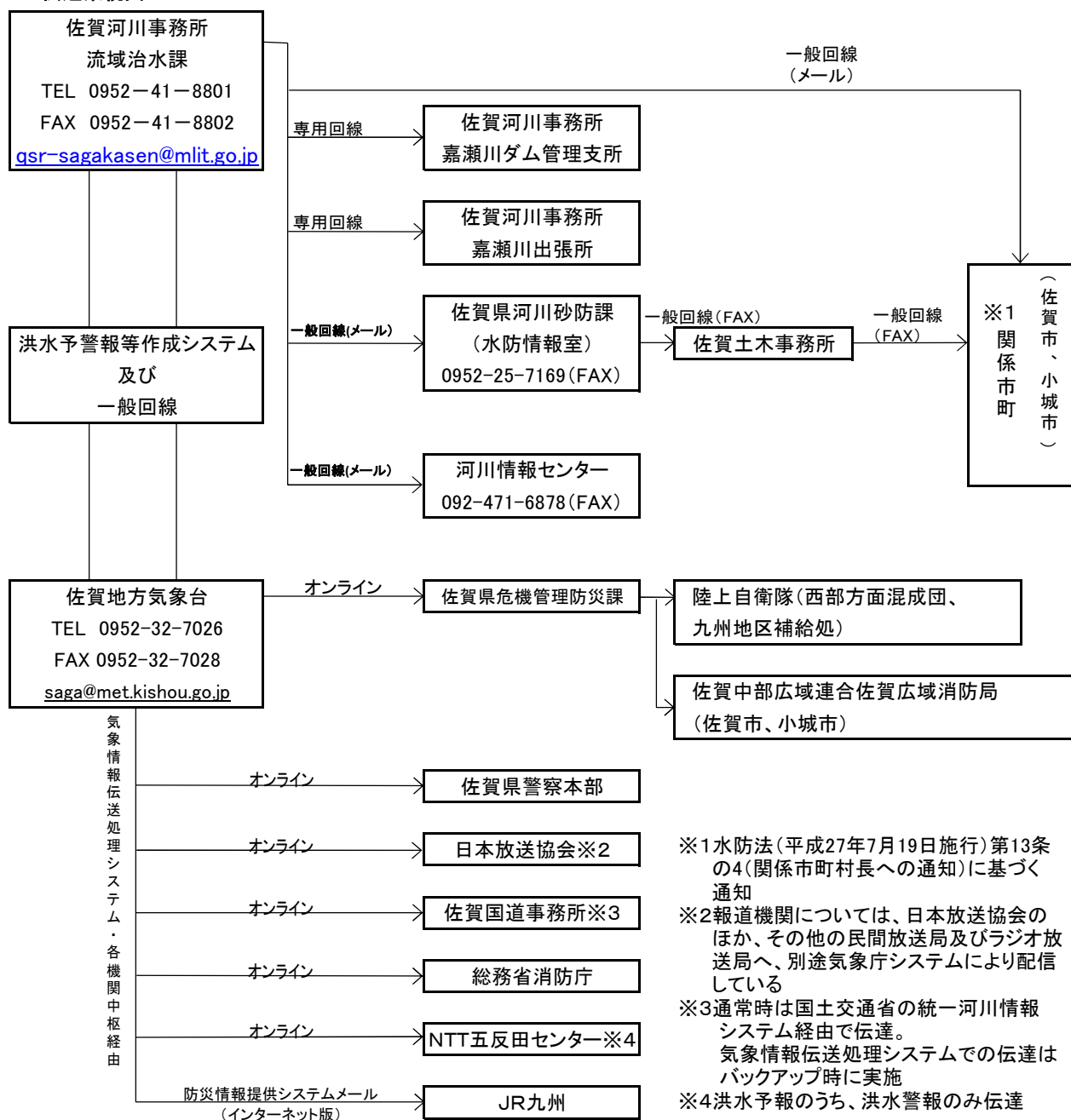


第2節 嘉瀬川水系洪水予報

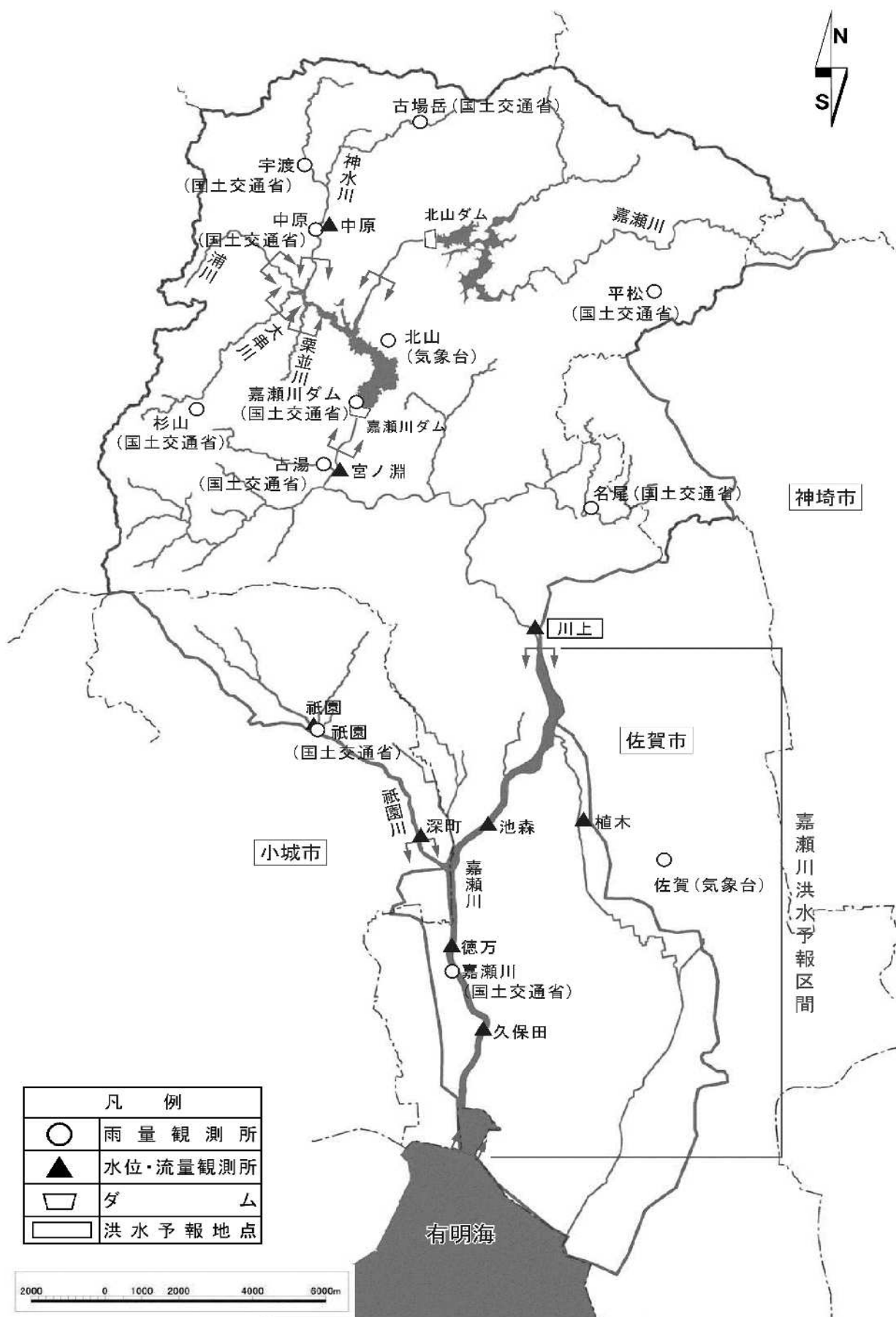
佐賀河川事務所と佐賀地方気象台が共同で行う。

(名称は略称を使用)

1. 伝達系統図



2. 嘉瀬川水系洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図

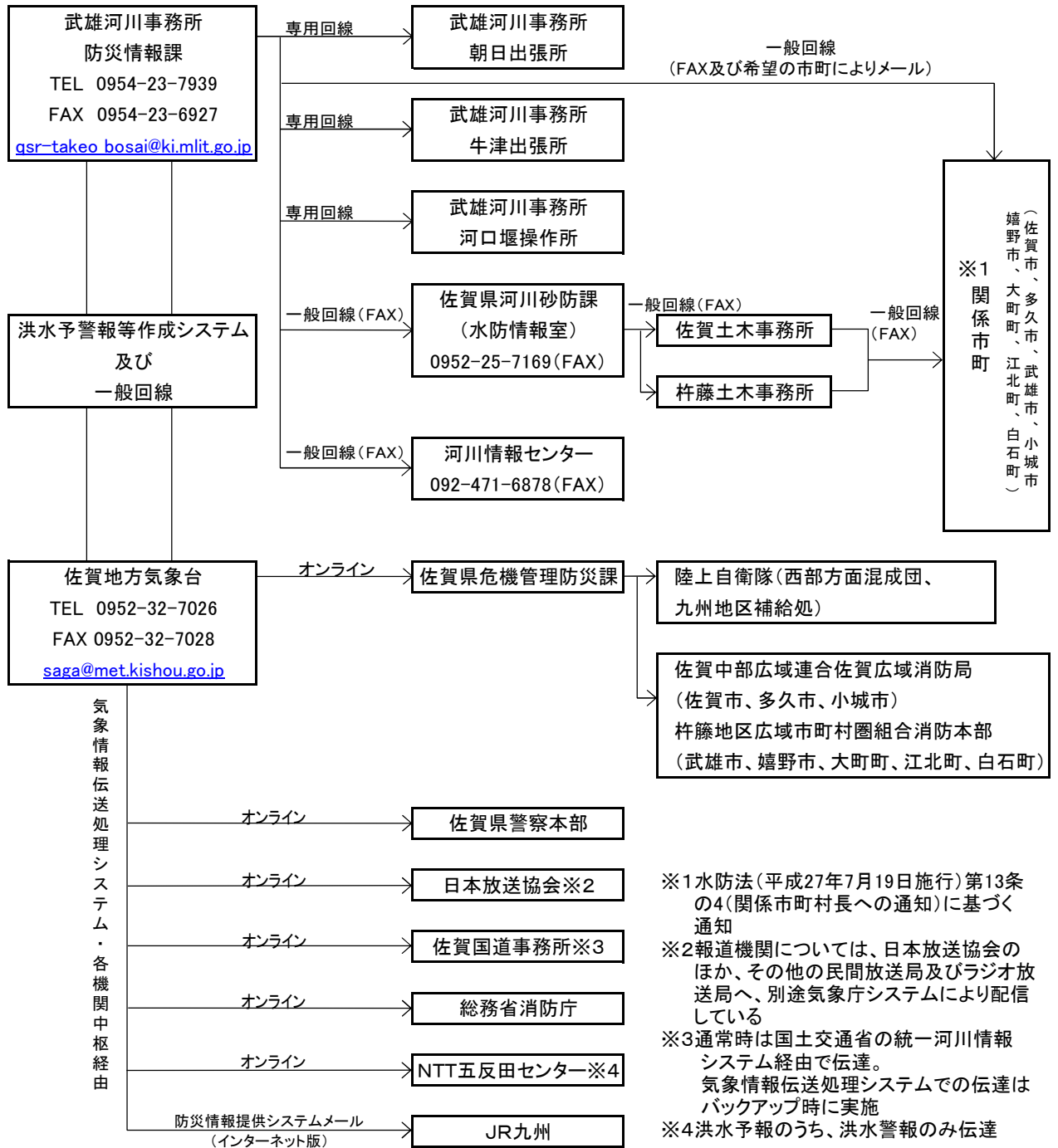


第3節 六角川水系洪水予報

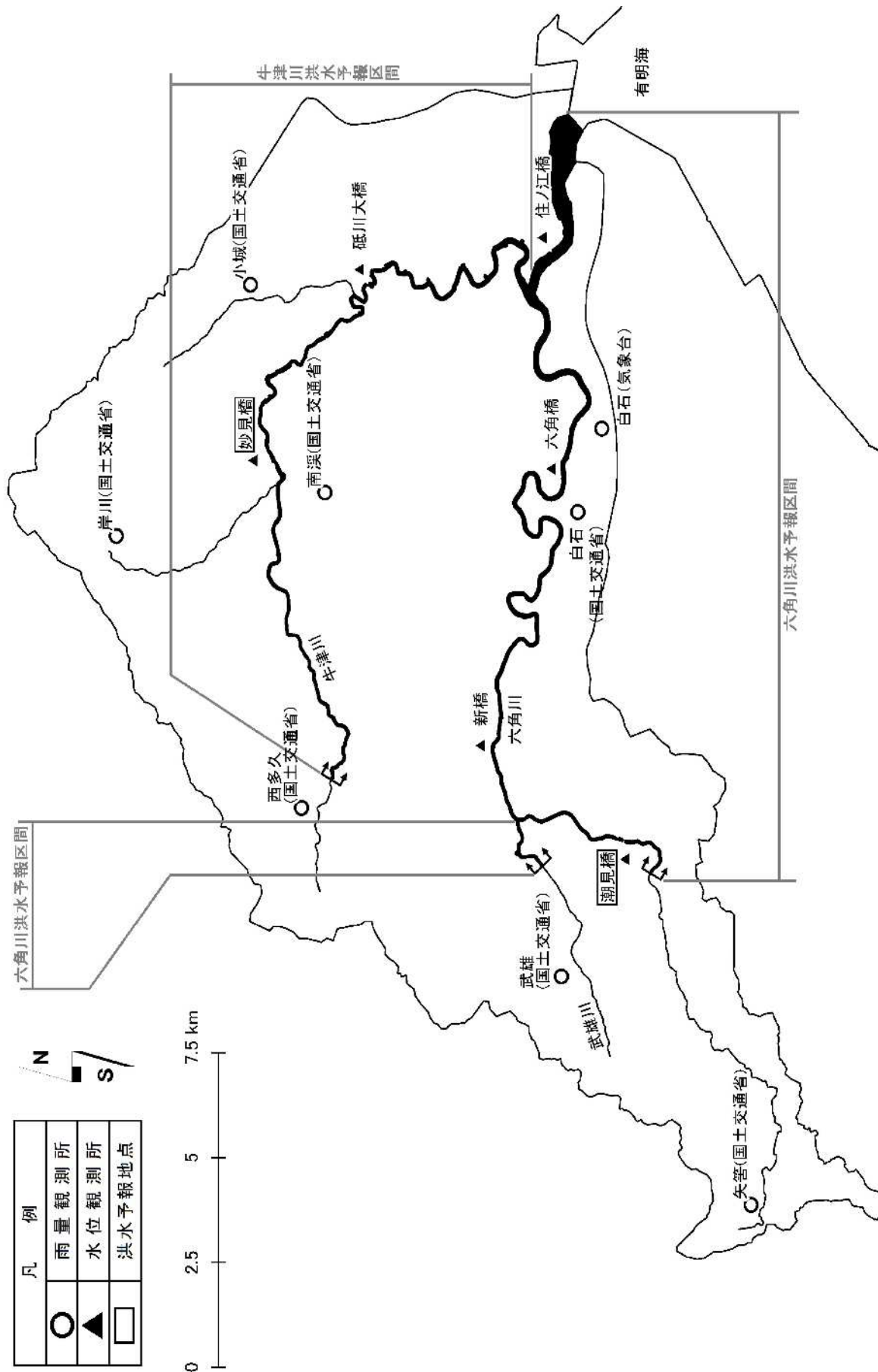
武雄河川事務所と佐賀地方気象台が共同で行う。

(名称は略称を使用)

1. 伝達系統図



2. 六角川水系洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図

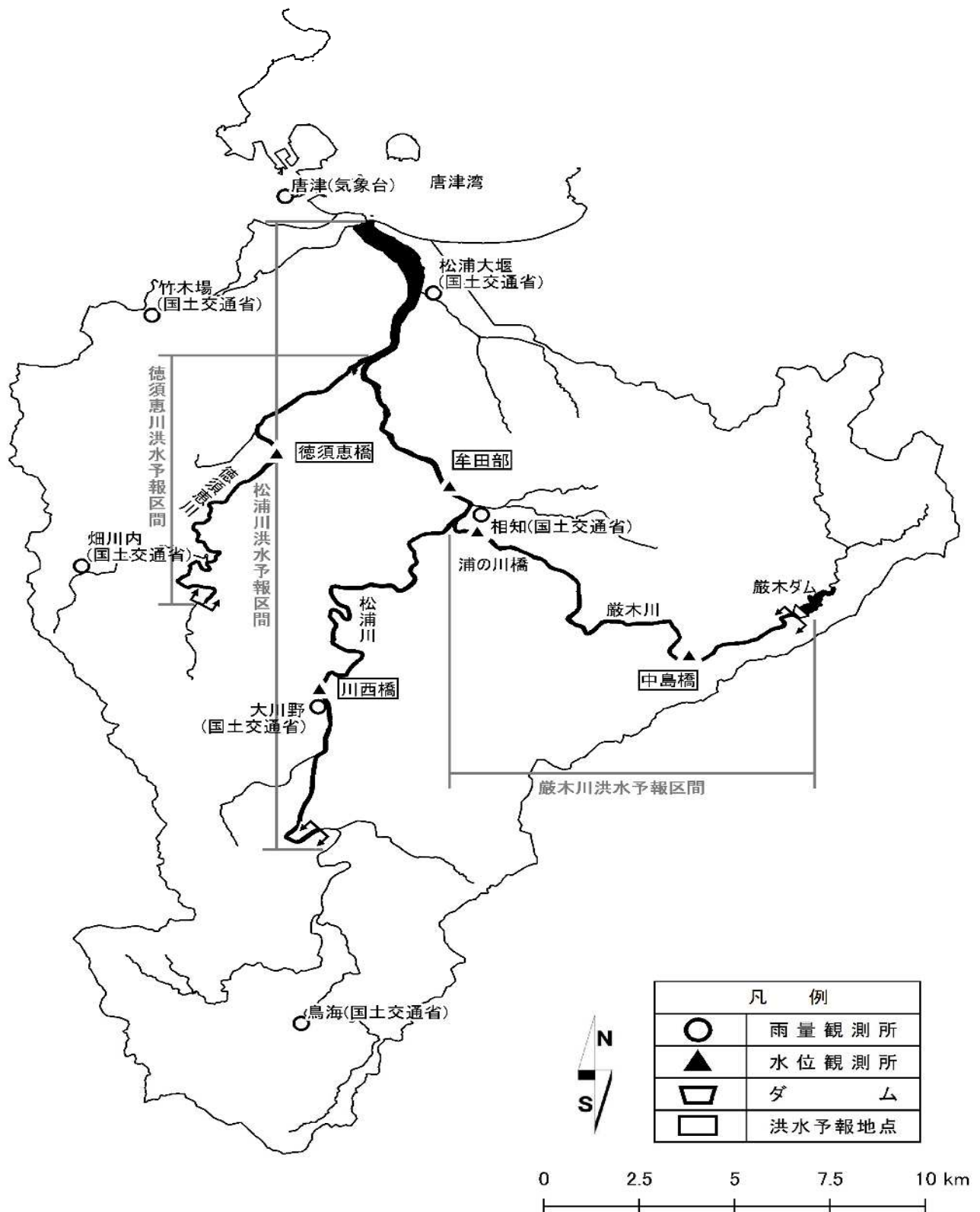


1. 伝達系統図

(名称は略称を使用)



2. 松浦川水系洪水予報区間及び雨量・水位観測所配置図



正規

〇〇川レベル2 氾濫注意報
(警戒レベル2 情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位に到達したが、
今後、水位は上昇しない見込み

(主文)

【警戒レベル2】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間
〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2】△△基準観測所(△△市)受け持ち区間
〇〇川の△△基準観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 情報)				
新着・更新	新着・更新	更新		
	基準観測所名	〇〇		
	対象河川	〇〇川		
	警戒レベル()相当	2		
	水位又は流量	現況	3 (レベル3水位超過)	2 (レベル2水位超過)
		予測		
更新	〇〇市	2		
更新	△△市	2		
	〇〇町	-		

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pg/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2								
〇〇 (〇〇市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2								
△△ (△△市)	氾濫発生水位 X.XX m							
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

(参考)
(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所		△△ 水位観測所	
	〇〇市		△△市	
受け持ち区間	〇〇川		〇〇川	
	左岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで
	右岸	〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸	△△市△△地区から△△地区まで

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）
<https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面
<https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン
<https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ
<https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>



イメージ

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX
気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

1. 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報地点(基準地点)

河川	観測所名		位置	所在地	平常水位 m	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	計画高水位 m
筑後川	片ノ瀬	かたのせ	北緯 33° 21' 10" 東経 130° 37' 56"	久留米市田主丸町菅原		5.40	6.70	7.80	8.50	12.82
	瀬ノ下	せのした	北緯 33° 19' 09" 東経 130° 29' 42"	久留米市瀬下町字浜町上	1.44	3.50	5.00	6.80	7.10	8.78
嘉瀬川	川上	かわかみ	北緯 33° 19' 49" 東経 130° 16' 06"	佐賀市大和町大字都渡城	1.54	3.00	4.20	4.80	5.70	7.07
六角川	潮見橋	しおみばし	北緯 33° 10' 32" 東経 130° 02' 48"	武雄市橋町大字大日字郷ノ木	-0.03	1.50	2.50	2.8	3.1	4.036
牛津川	妙見橋	みょうけんばし	北緯 33° 16' 32" 東経 130° 08' 51"	多久市東多久町大字別府字羽佐間	0.15	2.30	3.50	4.00	4.40	5.454
松浦川	牟田部	むたべ	北緯 33° 21' 52" 東経 130° 00' 19"	唐津市相知町牟田部	0.19	5.50	6.50	6.9	7.4	8.590
	川西橋	かわにしばし	北緯 33° 17' 59" 東経 129° 58' 01"	伊万里市大川町大字大川野	0.64	2.90	4.50	6.5	6.8	7.579
徳須恵川	徳須恵橋	とくすえばし	北緯 33° 22' 33" 東経 129° 57' 08"	唐津市北波多徳須恵	-0.06	2.90	3.70	4.5	5.2	6.580
厳木川	中島橋	なかしまばし	北緯 33° 18' 43" 東経 130° 04' 24"	唐津市厳木町中島	0.17	1.60	1.90	2.1	2.4	3.224

2. 洪水予報の基準

- 1) レベル2 氾濫注意報は、基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。
- 2) レベル3 氾濫警報は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予測されるとき、又は氾濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。
- 3) レベル4 氾濫危険警報は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき発表する。
- 4) レベル5 氾濫発生情報は、氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき発表する。
※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表する。

第7章 気象等の通報等

第1節 気象・高潮・津波・氾濫などに関する警報等の伝達

1. 警報等の伝達

佐賀地方気象台から注意報・警報等の通知を受けた場合、県の通常の伝達系統は表1のとおりである。

なお、道路安全推進室長、各土木事務所長及びダム管理事務所長並びに各農林事務所長は時間外における気象情報の伝達のため、情報受領者として正副各一名を河川砂防課、農地整備課に報告しなければならない。

(参 考)

- ・注意報・・・気象現象等によって災害が起こるおそれがあると予想した場合に、その旨を注意して行う予報。
- ・警 報・・・気象現象等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想した場合に、その旨を警告して行う予報。
- ・危険警報・・・気象現象等によって重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況を予想した場合、その旨を警告して行う予報
- ・特別警報・・・気象現象等によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
- ・気象防災速報・・・気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表される。
- ・気象解説情報・・・気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を喚起する場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

2. 水防配備体制時の伝達

水防本部長は、佐賀地方気象台から水防に関係ある注意報及び警報等の通知を受けた時は必要に応じ水防配備体制に入り、第3章第1節の1無線通信施設中、別表2(1)総合水防通信体系図における、防災無線その他の通信方法により各水防支部及び関係機関に通知する。

第2節 レベル4土砂災害危険警報の発表

レベル3土砂災害警報の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報。ただし、気象状況によっては、レベル3土砂災害警報を待たずとも、レベル2土砂災害注意報から発表される場合もあるため、高齢者等避難が発令されなくても、避難指示の検討および発令について躊躇なく判断する必要がある。

①発表内容・・・表2のとおりとする。

②発表方法・・・佐賀地方気象台から、「レベル4土砂災害危険警報」として発表される。
佐賀県一斉指令システムにより、市町へ通報する。

第3節 風倒木に関する情報連絡体制(筑後川)

風倒木に対する2次災害が懸念されており、山腹崩壊・倒木の流出等が発生した場合、次の系統図により関係機関に迅速かつ確実に情報伝達を行うものとする。

また、危機管理の観点から各県、土木事務所、市町村まで情報が共有できるようにすること。

伝達方法は、すべて表6報告様式をFAXするものとし、電話にて確認を行うものとする。

各県とは、大分県、福岡県、佐賀県とする。

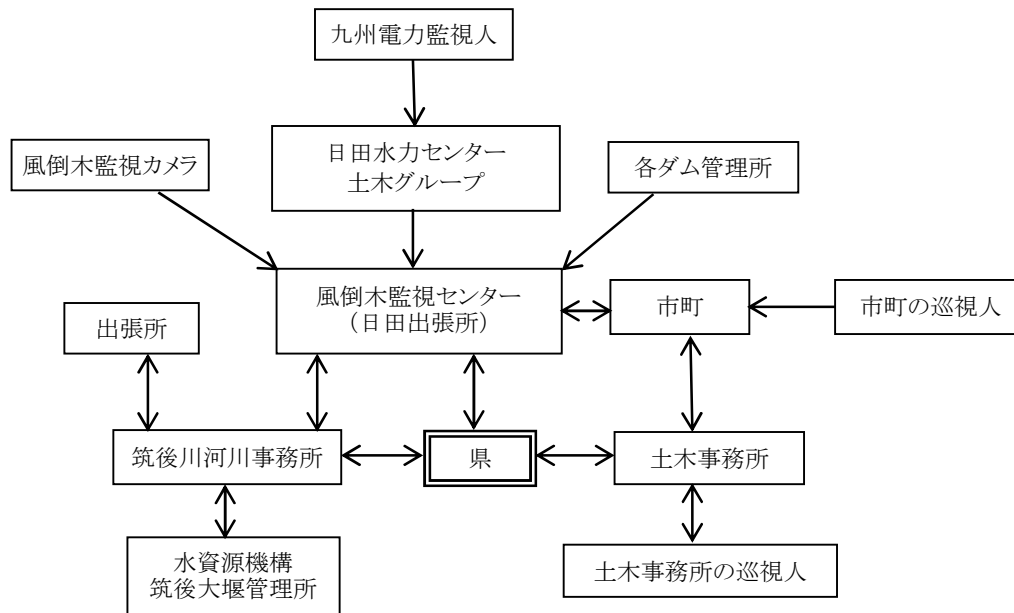
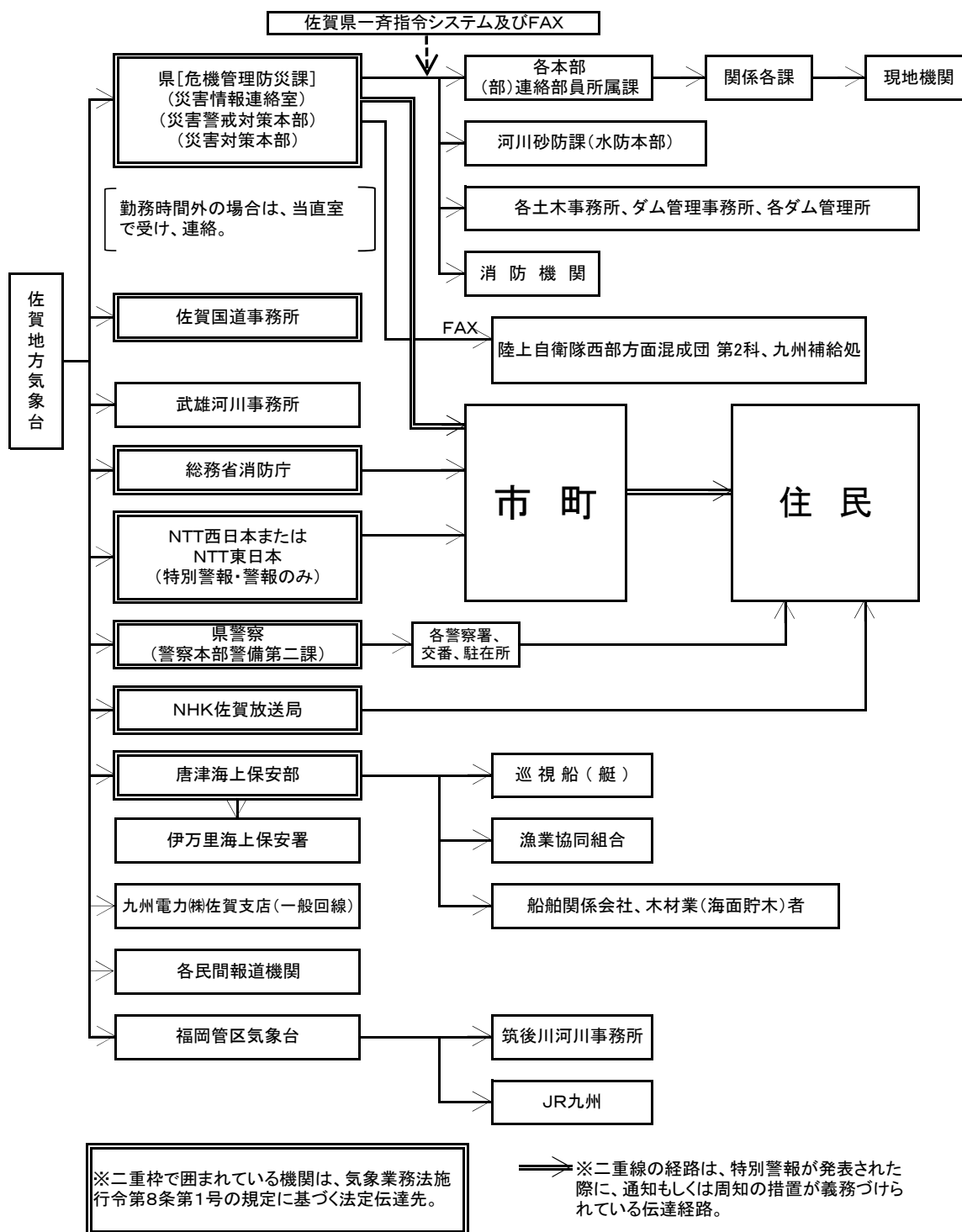


表1 気象情報の伝達系統図



※津波の場合、次にあげる気象庁本庁または大阪管区からの伝達経路が加わる。

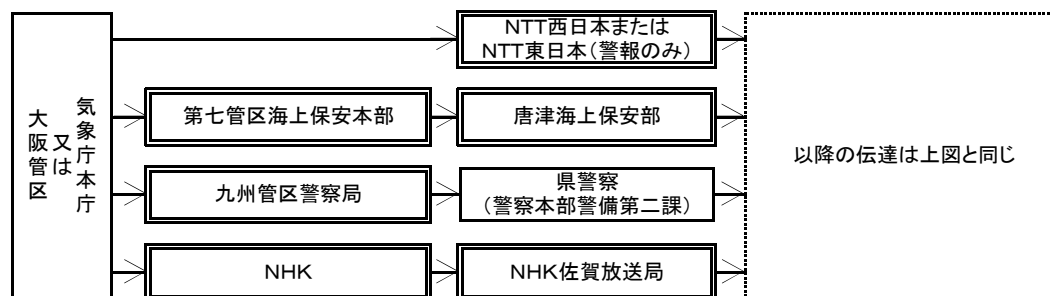


表3 レベル4土砂災害危険警報の伝達先等

伝達先	伝達方法	担当部署
佐賀県	アデスオンライン	佐賀地方気象台
関係市町、消防本部、県関係機関	一斉指令システム	佐賀県政策部 (危機管理防災課)
日本放送協会（NHK）佐賀放送局	アデスオンライン	佐賀地方気象台
佐賀国道事務所	アデスオンライン	佐賀地方気象台

表4 レベル4土砂災害危険警報の伝達系統図

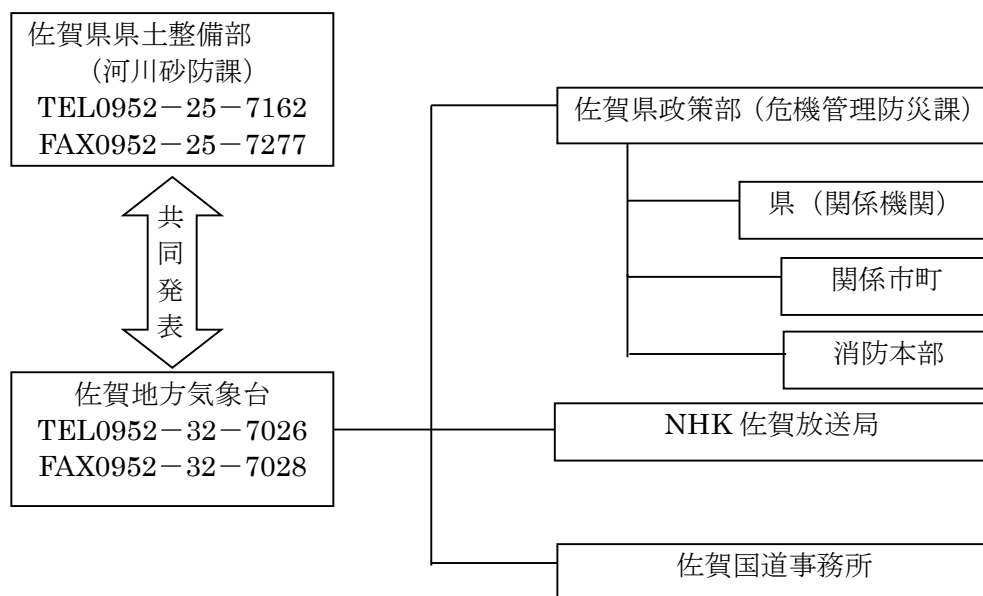


表5 レベル4土砂災害危険警報の文章例

警戒を要する場合の情報	<概況> 降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。 <とるべき措置> レベル4土砂災害危険警報が発表されている地域で、崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市町から発令される避難指示などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。
解除に相当する情報	<全警戒解除> 大雨が弱まり、多発的な土砂災害が発生するおそれは少なくなりましたが、引き続き局地的に土砂災害が発生する場合がありますので、十分注意してください。

表6 報告様式:山腹崩壊(土砂崩れ)・流木発生

発生日時又は発見日時		1 (発生)	2 (発見)	令和	年	月	日	時	分
発生状況《状況》	1 崩壊土砂及び倒木は途中で止まっていた。 2 崩壊土砂及び倒木が途中の林を巻き込み崩れていた。 3 崩壊土砂及び倒木が河川まで達していた。 4 流木が数本流れていた。 5 流木が(数十本・連続して)流れていた。	※その他気づいたこと							
本数()本、長さ()m、径()cm									
発生状況《規模》	1 台風による倒木被害区域の %が崩れていた。								
発生状況《被害》	1 崩壊により道路が通行不能となっていた。 2 崩壊により川が堰止められていた。 3 崩壊により家屋 戸が一部被害を受けた。 4 崩壊により家屋 戸が押し流された。 5 流木が橋梁に引っ掛かっていた。								
今後の危険性	1 今後の増水によっては、下流に危険がある。 2 他地点でも流木発生の恐れがある。 3 今後の増水によっては、堤防に危険がある。 4 他の橋梁でも流木堆積の恐れがある。								
発生・発見場所									
水系 川 橋付近 県 市・町・村・郡 町 地先 ※ 崩壊箇所の位置図を下の余白に記入(貼付)して下さい。									
《連絡機関》									
1	2	3	4	5					
機関名:	機関名:	機関名:	機関名:	機関名:					
所 属:	所 属:	所 属:	所 属:	所 属:					
氏 名:	氏 名:	氏 名:	氏 名:	氏 名:					
受信時刻:	受信時刻:	受信時刻:	受信時刻:	受信時刻:					
発信時刻:	発信時刻:	発信時刻:	発信時刻:	発信時刻:					
崩壊箇所に近い最寄りの雨量観測値を記入して下さい。 雨量観測所 _____									
報告時点での連続雨量: mm(月 日 時～ 時) 報告時点での最大時間雨量: mm(月 日 時～ 時)									
注)発生日時の欄は、崩壊発生中に遭遇した場合は、1に○。 崩壊発生後に発生した場合は、2に○をしてください。									
《連絡及び問い合わせ先》 国土交通省筑後川河川事務所 TEL 代表 0942-33-9131(内線524,526,527,529)防災対策室 FAX 0942-37-8119(防災情報課) マイクロ(FAX) 732-268,269(防災対策室)									
佐賀県県土整備部河川砂防課 TEL 0952-25-7173 マイクロ 739-5100,5101 (水防情報室) FAX 0952-25-7169 マイクロ(FAX) 739-5044,5059									

第4節 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁 佐賀地方気象台

<https://www.data.jma.go.jp/saga/>

- ・ 気象警報・注意報（佐賀県）

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=410000

- ・ アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#8/33/130/&elem=precipitationlh&contents=amedas&interval=60>

- ・ ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

- ・ 今後の雨（降水短時間予報）

<https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/>

- ・ 洪水キキクル

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

- ・ 浸水キキクル

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

- ・ 大雨キキクル

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:heavyrain>

- ・ 流域雨量指数の予測値（佐賀県）

https://www.jma.go.jp/bosai/floodindex/#area_type=offices&area_code=410000

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・ 川の防災情報

【PC・スマートフォン共通】<https://www.river.go.jp/index>

- ・ 川の水位情報

【PC・スマートフォン共通】<https://k.river.go.jp/>

国管理河川の洪水情報のプッシュ型配信

携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して受信者側が要求しなくても国土交通省から河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に達した）、氾濫が発生した場合、情報をスマートフォンを含む携帯電話ユーザーへ周知されます。

対象河川：筑後川・早津江川・広川

六角川・武雄川・牛津川

松浦川・徳須恵川・厳木川

嘉瀬川

- ・ 水害リスクライン

<https://frl.river.go.jp/#>

(3) 潮位・波高

国土交通省

- ・ ナウファス（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC】 <https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン】 <https://nowphas.mlit.go.jp>

国土交通省防災情報提供センター

- ・ 潮位情報リンク

https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/db/tide/suisan/s_kyushun.php

気象庁

- ・ 潮位観測情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#8/33/130/&contents=tidelevel>

- ・ 波浪実況・予想図

<https://www.data.jma.go.jp/gmd/waveinf/tile/jp/index.html>

佐賀県

- ・ 防災・減災さが

<https://www.pref.saga.lg.jp/bousai/default.html>

- ・ すい坊くん（佐賀県河川情報）

【PC版】 <https://kasen.pref.saga.lg.jp/gispub/>

【スマホ版】 https://kasen.pref.saga.lg.jp/river_sp/

【ガラケー版】 <http://kasen.pref.saga.lg.jp/fp/>

- ・ 佐賀県 防災・緊急マップ

<https://www2.wagmap.jp/pref-saga/Portal>

- ・ 防災ネットあんあん（アプリ用二次元コード）

iPhone用



Android用



第8章 ダムの管理・水門等の操作

第1節 ダムの管理

河川法第 52 条の規定に基づく河川管理者の指示に従うとともに、災害の発生防止又は災害の軽減に努めなければならない。

ダムの管理者は、治水協定に基づく事前放流や期別の貯水位低下運用により、洪水調節容量を確保し、下流域の浸水被害の軽減を図る。

洪水調節機能を有するダムは別表 16 のとおりである。

なお、県内における洪水調節機能を有するダムのうち、厳木ダム及び嘉瀬川ダムの 2 箇所は国土交通省において操作規則等により管理されている。

- 1 ダムからの放流に伴う下流の河川の安全の確保にあたっては、ダムの操作とこれに伴う危険の防止措置及び水防管理者の水防活動との連携を、あらかじめ十分に図っておくこと。
- 2 水防支部は、次の事項に特に留意すること。
 - (1) ダムの操作状況を把握しておくこと。
 - (2) ダムからの放流時においては、下流河川の状況を把握し危険防止に努めること。
- 3 ダムの操作は、各操作規則、細則および下記によるものとする。

(1) 洪水

洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が、別表－1 に示す量以上である場合における当該流水とする。

(2) 洪水期間及び非洪水期間

平常時最高貯水位(常時満水位)及び洪水時最高水位(サーチャージ水位)は、別表－1 に示すものとする。

(3) 洪水警戒体制とその処理

ア ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、佐賀地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき、その他洪水が予想されるときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

イ 所長は、洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

(ア) 県土整備部河川砂防課、佐賀地方気象台その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

(イ) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。

(ウ) 洪水調節計画を遵守すること。

(エ) ゲート及びバルブの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備その他ダム操作に関し必要な措置をとること。

(4) 各ダムの洪水調節

ア 有田ダム

所長は、流入量が毎秒 8.0 立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後毎秒 8.0 立方メートルに減少するまでの間全流入量を貯留して洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

イ 竜門ダム

所長は流入量が毎秒 15.0 立方メートルに達した時から最大を経て毎秒 15.0 立方メートルになるまでの間は放流量を零とし、流入量が毎秒 15.0 立方メートルより低下した時点から毎秒 15.0 立方メートルの放流を行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

ウ 岩屋川内ダム

所長は、流入量が毎秒 40.0 立方メートルに達した後は、ゲート等の開度を毎秒 40.0 立方メートルに保持し、流入量が毎秒 40.0 立方メートルに減少するまで毎秒最大 40.0 立方メートルを限度として流水を放流することにより洪水調節を行わなければならない。また、貯水位が洪水時最高水位(サーチャージ水位)を越えるときは、これにかかわらず、流入量に相当する量を限度として、クレストゲートの操作により放流するものとする。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要と認める場合において、これによらないことができる。

エ 伊岐佐ダム

所長は、流入量が毎秒 33.0 立方メートルに達した後は、コンジットゲートを 98 パーセントの一定開度に保つ方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が 268.3 メートル以上にある場合で、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めたときは、この限りではない。

オ 深浦、平木場、本部、矢筈、狩立・日ノ峯、横竹、都川内、中木庭ダム、井手口川ダム

洪水調節等は、水位が平常時最高貯水位(常時満水位)を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(5) 洪水調節等の後における水位の低下

所長は、洪水調節を行った後又は洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が平常時最高貯水位(常時満水位)を越えているときは、すみやかに、水位を平常時最高貯水位(常時満水位)に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(6) 洪水に達しない流水の調節

所長は、気象、水象及びその他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(7) 洪水警戒体制の解除

所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(8) 放流の通報

所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法(昭和 32 年法律第 35 号)第 32 条の規定に準じて、別に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(9) ゲート等の操作記録

所長は、洪水調節を行ったとき、洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

ア 気象及び水象の状況

イ ゲート等の操作事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度並びにゲート等の操作による放流量及び水位の変動

ウ ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況

エ 放流に伴う警報及び連絡に関する事項

オ その他特記すべき事項

別表－１ 各ダムの洪水量

ダム名	洪水量 (m ³ /s)	N W L (m) (平常時最高貯水位)	S W L (m) (洪水時最高水位)
有田ダム	8.0	111.00	116.40
竜門ダム	15.0	100.70	110.70
岩屋川内ダム	40.0	182.50	198.50
深浦ダム	6.0	40.60	41.00
伊岐佐ダム	33.0	250.50	271.50
平木場ダム	7.0	75.10	81.90
本部ダム	6.0	145.30	150.00
矢筈ダム	7.0	100.60	104.30
狩立・日ノ峯ダム	10.0	111.00	114.50
横竹ダム	28.0	180.50	190.00
都川内ダム	2.0	56.40	57.50
中木庭ダム	50.0	222.50	236.50
井手口川ダム	18.0	98.10	103.70
厳木ダム	80.0	199.10	218.00
嘉瀬川ダム	430.0	292.5	300.00

特定多目的ダム法

第４章 多目的ダムの管理

(放流に関する通知等)

第 32 条 国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

２ 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

第 2 節 水門等の操作

水こう門及び海岸樋管・樋門は別表 17、18 のとおりである。また、堰堤設置箇所及び排水ポンプ設置箇所は別表 19、20 のとおりである。

河口部・海岸部の水こう門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。ただし、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先とする。

第 3 節 ダム・水門等の操作の連絡

ダム・水こう門等の管理者は、各施設の操作規則に基づき、操作等の状況を直ちに所管土木事務所、関係流域の水防管理団体に迅速に連絡すること。

第9章 巡視及び警戒

(1) 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、県から水防警報が発表されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、別表9に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防支部長及び河川等の管理者に連絡し、水防支部長は水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(イ) 高潮

水防管理者等は、県から水防警報が発表されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、水防支部長及び海岸等の管理者に連絡し、水防支部長は水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第10章 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第11章 水防信号及び標識

法第18条及び20条の規定による「佐賀県水防信号及び標識に関する規則（昭和24年佐賀県規則第53号）」に定める水防に用いる信号及び標識は次のとおりである。

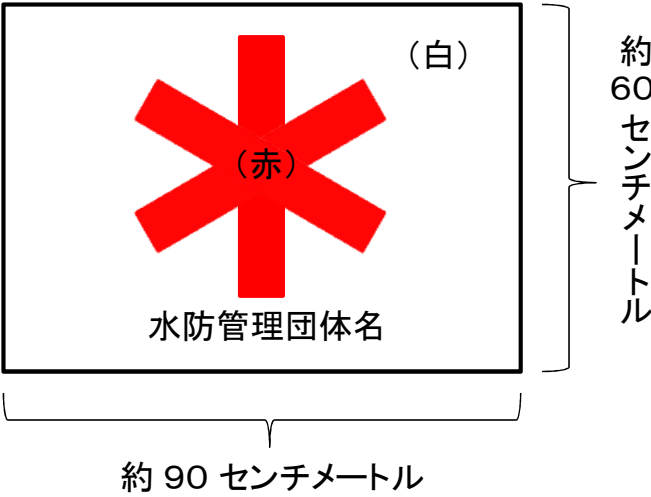
1 水防信号

- 第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの
- 第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 第4信号 必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

方法 区分	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	○-休 止 ○-休 止 ○-休 止 約 約 約 約 約 約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	○-休 止 ○-休 止 ○-休 止 約 約 約 約 約 約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	○-休 止 ○-休 止 ○-休 止 約 約 約 約 約 約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒
第4信号	乱 打	○-休 止 ○-休 止 約 約 約 約 1分 5秒 1分 5秒
備 考	1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去った時はその旨口頭伝達する。	

2 水防標識

車両の緊急優先通行標識は次のとおりである。



第 12 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者九州地方整備局と佐賀県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施（別表 9 河川の重要水防箇所 参照）
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (6) 水防活動の記録及び広報

第 2 節 隣接県との協力

筑後川下流地区の水防管理については、福岡県と次のとおり協定している。

協 定 書

筑後川下流地区の水防管理については、水防法第 7 条第 2 項の規定により、昭和 33 年 5 月以降下記のとおり定めるものとする。

- 1 本地域における水防管理については当該県管下の地域においては、当該県の水防管理団体が管理することとし、大野島においてはその立地条件により水防法第 16 条の規定に基づく応援については自己の責任区域の水防に支障のない範囲でこれに応ずるものとする。
- 2 本協定所は 2 通作成のうえ夫々一通保存する。

昭和 33 年 5 月 16 日

福岡県知事	土屋香鹿
佐賀県知事	鍋島直紹

第 3 節 国との協力

所管の施設における大規模な災害時応援については、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」（参考資料 13 を参照）により九州地方整備局と協定を結んでいる。この協定書は、九州地方整備局企画部長と佐賀県県土づくり本部長が、災害対策基本法第 77 条に関して、国土交通省所管施設に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の自然災害により、社会的な影響が大きい重大な災害をいう。）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として締結している。

第4節 水防管理団体相互の協力

水防管理団体についても隣接する水防管理団体と予め協力応援等水防事務に関して相互協定を結び、非常態勢の準備を整えておくものとする。

第5節 ボランティア団体の活用

災害時に活動するボランティア団体については、専門的知識・経験・技術や特定の資格を有する「佐賀県防災・砂防ボランティア協会、NPO法人技術フォーラム」を活用する。

また、災害時の情報収集・応急対策等の円滑な実施に資するため、連絡調整、連携を図り災害時体制を整えておく。

第6節 水防協力団体の指定

水防管理者は、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であって、次の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(法第36条、第37条)

なお、法人に準ずるものとして国土交通省令で定める団体とは、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(水防法施行規則第21条)

第 13 章 自衛隊及び警察官の出動要請

1 自衛隊の災害派遣

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、佐賀県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

知事は災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合は自衛隊法第 83 条の規定により部隊等の派遣を要請することができる。

災害派遣要請に係る県の手続きについては「佐賀県地域防災計画第 2 編第 3 章第 6 節自衛隊災害派遣要請計画」による。

2 警察官の出動要請

水防法第 22 条により水防管理者は水防上必要な場合、警察署長に対し出動を要請することができる。

第 14 章 水防管理団体の水防計画

1 指定水防管理団体の水防管理者は、水防法第 33 条の規定により、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは、これを変更しなければならない。

2 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ水防協議会を置く市町にあっては当該水防協議会、水防協議会を置かず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議を置く市町にあっては当該市町村防災会議に諮らなければならない。なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を作成しておくことが望ましい。

3 水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、水防計画を知事及び関係機関に送付するものとする。

4 水防計画は、その水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実、通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、できる限り具体的に計画を定める。また、その要旨を公表して住民に周知徹底させるものとする。

第 15 章 水防訓練

1 県の水防訓練

県は、水防工法、避難立ち退き、通信連絡及び応急救護等の総合訓練を各機関団体等の協力を得て実施するものとし、特に必要と認めた場合は、水防工法、通信連絡等を中心とした訓練を地区別に実施するものとする。

2 指定水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体の水防訓練は雨期前に、次の事項について十分訓練を行い、特に一般住民の参加を求め、水防思想の高揚に努めるよう水防計画に定めなければならない。

【訓練の項目】

- ①観 測（水位、潮位、雨量、風速）
- ②通 報
- ③動 員（消防機関の職員、居住者の応援）
- ④輸 送（資器材、人員）
- ⑤各水防工法
- ⑥排水門等の操作
- ⑦避難、立退き（危険区域居住者の避難）

第 16 章 水防啓発

県は、5 月 1 日から 5 月 31 日の水防月間中に、県治水砂防協会、水防管理団体と協力し、県民一般に水防の重要性についての広報活動を行い、水防意識の高揚を図る。

水防月間の啓発のため、各市町にポスター、リーフレット、水防のしおりを配布する。

水防活動の理解のため、県内全小中学校に水防関係のリーフレット等を配布する。

第 17 章 その他

第 1 節 避難のための立ち退き

洪水、高潮、津波等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条の規定に基づき、水防本部長（知事）、その命令を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きの準備及び立ち退きを指示することができる。

水防管理者が避難のため立退きを指示したときは、速やかに水防支部に報告し、水防支部は水防本部にその旨報告しなければならない。

水防管理者は、所轄警察署長とあらかじめ避難先、避難経路等について協議し、必要な措置を講じておかなければならない。

第 2 節 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水浸水想定区域（国・県が行う業務）

国土交通大臣及び佐賀県知事は、洪水予報を行う河川、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を通知する河川及び特定都市河川浸水被害対策法第三条第一項の規定により指定した河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。（法第 14 条）

2 高潮浸水想定区域（県が行う業務）

佐賀県知事は、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。（法第 14 条の 3）

3 市町地域防災計画に定める事項（市町が行う業務）

市町防災会議等は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置として市町地域防災計画に次の事項について定めるものとする。（法第 15 条第 1 項、第 2 項）

（1）洪水予報、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）情報の伝達方法

（2）避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（3）災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

（4）浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。）

4 洪水ハザードマップ等による周知措置の徹底（市町が行う業務）

浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町地域防災計画において定められた2の各号に掲げる事項を住民及び滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じなければならない。

5 予想される水災の危険の周知等

市町長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深 その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

6 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等（市町・地下街等所有者又は管理者が行う業務）

水防法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告するものとする。

市町は、市町地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする（法15条第2項）

7 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等（市町・施設の所有者又は管理者が行う業務）

水防法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

市町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができるとともに、指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

要配慮者施設利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町長に報告しなければならない。（法第15条の3）

8 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等（市町・大規模工場等の所有者又は管理者が行う業務）

水防法第 15 条第 1 項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。（法第 15 条の 4）

県管理河川の水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、関係市町及び公表状況は、以下のとおりである。

平成 31 年（2019 年）3 月 22 日指定・公表（水位周知河川）31 河川

水系名	河川名	洪水浸水想定 区域公表時点	関係市町	洪水浸水想定区域 公表ウェブページアドレス
筑後川 水系	城原川	H31. 3. 22	佐賀市、神埼市、大川市	https://www.pref.saga.lg.jp/ki-ji00367111/index.html
	田手川	H31. 3. 22	神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、久留米市	
	巨勢川	H31. 3. 22	佐賀市、神埼市	
	秋光川	H31. 3. 22	鳥栖市、基山町、小郡市	
	大木川	H31. 3. 22	鳥栖市、基山町	
	寒水川	H31. 3. 22	上峰町、みやき町、久留米市	
	佐賀江川	H31. 3. 22	佐賀市、神埼市	
	通瀬川	H31. 3. 22	みやき町	
	安良川	H31. 3. 22	鳥栖市	
松浦川 水系	松浦川	H31. 3. 22	武雄市	
	半田川	H31. 3. 22	唐津市	
	宇木川	H31. 3. 22	唐津市	
六角川 水系	武雄川	H31. 3. 22	武雄市	
	晴気川	H31. 3. 22	小城市	
	牛津江川	H31. 3. 22	小城市	
	今出川	H31. 3. 22	多久市	
	高橋川	H31. 3. 22	武雄市	
	中通川	H31. 3. 22	多久市	
嘉瀬川 水系	本庄江	H31. 3. 22	佐賀市	
	八田江	H31. 3. 22	佐賀市、神埼市	
	祇園川	H31. 3. 22	佐賀市、小城市	
玉島川 水系	玉島川	H31. 3. 22	唐津市	
	横田川	H31. 3. 22	唐津市	
伊万里川 水系	伊万里川	H31. 3. 22	伊万里市	
	新田川	H31. 3. 22	伊万里市	
有田川 水系	有田川	H31. 3. 22	伊万里市、有田町	
塩田川 水系	塩田川	H31. 3. 22	鹿島市、嬉野市、白石町	
石木津川 水系	石木津川	H31. 3. 22	鹿島市	
鹿島川 水系	鹿島川	H31. 3. 22	鹿島市、嬉野市、白石町	
	中川	H31. 3. 22	鹿島市、嬉野市、白石町	
福所江 水系	福所江	H31. 3. 22	佐賀市、小城市	

県が管理するダム下流の河川（11 河川）の洪水浸水想定区域の指定、関係市町及び公表状況は、以下のとおりである。

洪水浸水想定区域公表ウェブページアドレス

「<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003107516/index.html>」

令和 3 年（2021 年） 4 月公表・令和 6 年（2024 年） 9 月指定

ダム名	水系名	河川名	指定日/更新日	関係市町
伊岐佐ダム	松浦川水系	左伊岐佐川	R6. 9. 19	唐津市
平古場ダム		町田川		
井出口ダム		井出口川		伊万里市
本部ダム		川古川		武雄市
狩立・日ノ峯ダム		狩立川・日ノ峯川		
有田ダム	有田川水系	白川川		有田町
竜門ダム		広瀬川		
都川内ダム	伊万里川水系	都川内川		伊万里市
岩屋川内ダム	塩田川水系	岩屋川内川		嬉野市
横竹ダム		吉田川		

県管理河川（水位周知河川以外）の洪水浸水想定区域の指定、関係市町及び公表状況は、以下のとおりである。

洪水浸水想定区域公表ウェブページアドレス

「<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003107516/index.html>」

令和 7 年（2025 年） 5 月 13 日時点

水系名	河川名	洪水浸水想定 区域公表時点	関係市町
松浦川水系	町田川（平古場ダムより上流）、山口川、 北牟田川、五藤田川、新川、大森川、悪曾尾川、 大谷川、山田川、畑島川、田中川、下平野川、 広田川、岸山川、稗田川、志気川、夕日川、 坊中川、芳谷川、大野川、伊岐佐川、竹下川、 厳木川（厳木ダムより上流）【県管理区間】、 平山川、小城川内川、南川原川、千束川、 田頭川、楠川、浪瀬川、浦川内川、平之川、 墨田川、天川、浦の谷川、潮分川、	R7. 2. 14	唐津市
嘉瀬川水系	嘉瀬川（嘉瀬川ダム下流～官人橋）【県管理区間】	R6. 3. 29	佐賀市
	村川	R7. 2. 5	神埼市
筑後川水系	管生川、勝負川、倉谷川、白木川、頭野川 竜作川、古賀ノ尾川、釜蓋川	R7. 2. 5	神埼市
	中池江川、留浪川、小松川、黒津江川	R7. 2. 5	佐賀市、神埼市
	鯰江川	R7. 2. 5	神埼市
	詫田入江川、馬場川、三本松川、笹隈川	R7. 2. 5	神埼市、吉野ヶ里町
	導師川、西光寺川、坂本川	R7. 2. 5	吉野ヶ里町
	中津江川	R7. 2. 5	神埼市
	切通川、大島江川、井柳川、六地藏川、 切通川放水路、勘太郎川、六田川、船石川	R7. 2. 5	神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町
	開平江	R7. 2. 5	上峰町、みやき町
	干拓川、前川、山ノ内川、江口川	R7. 2. 5	みやき町
	沼川、江島川、沼川放水路、西田川	R7. 2. 5	鳥栖市、みやき町
	浦田川、河内川、轟木川、轟木川放水路、薬師 川、前川	R7. 2. 5	鳥栖市
	山下川、本川川、蓮原川	R7. 2. 5	鳥栖市、基山町
	実松川	R7. 2. 5	基山町
	法司川（福岡県管理河川）	R7. 2. 5	鳥栖市
	高原川、関屋川	R7. 2. 5	基山町
	思案橋川、烏田川（福岡県管理河川）	R7. 2. 5	鳥栖市
那珂川水系	那珂川【佐賀県管理区間】	R7. 2. 5	吉野ヶ里町
田野新田川水系	田野新田川	R7. 2. 14	唐津市
座川水系	座川、古郷川	R7. 2. 14	唐津市、玄海町

水系名	河川名	洪水浸水想定 区域公表時点	関係市町
有浦川水系	有浦川（藤ノ平ダム下流）、上村川、下村川、 犬吠川、舞川、有浦川（藤ノ平ダム上流）、 名場越川、後川内川	R7. 2. 14	唐津市、玄海町
石田水系	石田川	R7. 2. 14	玄海町
八田川水系	八田川	R7. 2. 14	玄海町
志礼川水系	志礼川、七ッ枝川、谷川、鬼木川	R7. 2. 14	玄海町
浦町川水系	浦町川	R7. 2. 14	唐津市
野元川水系	野元川	R7. 2. 14	唐津市
潟川水系	潟川、淵山川	R7. 2. 14	唐津市
江頭川水系	江頭川	R7. 2. 14	唐津市
呼子川水系	呼子川	R7. 2. 14	唐津市
橋本川水系	橋本川、西郷川	R7. 2. 14	唐津市
浦川水系	浦川	R7. 2. 14	唐津市
佐志川水系	佐志川、中代川	R7. 2. 14	唐津市
玉島川水系	牟田川、野田川、金草川、谷口川、下南山川、 小川、今坂川、真手野川、坂田川、狩川川、 樽門川、滝川、仁部川、桑原川、野井原川、 馬川川	R7. 2. 14	唐津市
河内川水系	河内川	R7. 2. 14	唐津市（馬渡島）
大大泊川水系	大泊川	R7. 2. 14	唐津市（加唐島）
伊福川水系	伊福川	R7. 5. 13	太良町
江岡川水系	江岡川	R7. 5. 13	太良町
早垣川水系	早垣川	R7. 5. 13	太良町
多良川水系	多良川	R7. 5. 13	太良町
嫁川水系	嫁川	R7. 5. 13	太良町
多良川水系	高野川、流矢川	R7. 5. 13	太良町
嫁川水系	蓮十川	R7. 5. 13	太良町
糸岐川水系	糸岐川、小谷川	R7. 5. 13	太良町
小田川水系	小田川	R7. 5. 13	太良町
破瀬ノ浦川水系	破瀬ノ浦川	R7. 5. 13	太良町
休石川水系	休石川	R7. 5. 13	太良町
亀ノ浦川水系	亀ノ浦川	R7. 5. 13	太良町
田古里川水系	田古里川	R7. 5. 13	太良町
今里川水系	今里川	R6. 9. 19	太良町

国管理河川の水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定及び公表状況は、以下のとおりである。

河川別洪水浸水想定区域指定・公表一覧（国管理河川）

整備局名	水系名	河川名	洪水浸水想定 公表時点	洪水浸水想定 HP アドレス
九州地方整備局	筑後川	筑後川	R1. 7. 1	筑後川河川事務所 洪水浸水想定区域図 https://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/bousai/shinsuisoutei/
九州地方整備局	筑後川	早津江川	H29. 5. 30	
九州地方整備局	筑後川	佐賀江川	H29. 5. 30	
九州地方整備局	筑後川	城原川	H29. 5. 30	
九州地方整備局	筑後川	田手川	H29. 5. 30	
九州地方整備局	筑後川	宝満川	H29. 5. 30	
九州地方整備局	嘉瀬川	嘉瀬川	H29. 3. 29	佐賀河川事務所 洪水浸水想定区域図 https://www.qsr.mlit.go.jp/saga/bousai_info/index.html
九州地方整備局	嘉瀬川	祇園川	H29. 3. 29	
九州地方整備局	六角川	六角川	H28. 5. 30	武雄河川事務所 洪水浸水想定区域図 (六角川水系) https://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/prepare_bousai/kouzuinsuisouteikuiki.html
九州地方整備局	六角川	牛津川	H28. 5. 30	
九州地方整備局	六角川	武雄川	H28. 5. 30	
九州地方整備局	松浦川	松浦川	H29. 3. 29	
九州地方整備局	松浦川	徳須恵川	H29. 3. 29	
九州地方整備局	松浦川	厳木川	H29. 3. 29	

高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町は、以下のとおりである。

沿岸名	浸水想定区域 公表時点	関係市町	浸水想定区域 公表HPアドレス
有明海沿岸 (佐賀県)	R4. 3. 31	佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、 鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、 吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、 大町町、江北町、白石町、太良町	https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00385251/index.html
松浦沿岸 (佐賀県)	R4. 3. 31	唐津市、伊万里町、玄海町	

市町で作成する洪水ハザードマップの公表状況は以下のとおりである。

水系名	河川名	公表時点	関係市町	洪水ハザードマップ公表HPアドレス
筑後川水系 嘉瀬川水系 六角川水系 福所江水系	筑後川、早津江川、城原川、巨勢川、佐賀江川、八田江、嘉瀬川、本庄江、福所江、六角川、牛津川、祇園川	H21 年度 H30.3 改訂	佐賀市	http://www.city.saga.lg.jp
松浦川水系 玉島川水系	松浦川、徳須恵川、巖木川、半田川、宇木川、玉島川、横田川	H22 年度 H31.3 改訂	唐津市	https://www.city.karatsu.lg.jp
筑後川水系	筑後川、宝満川、安良川、大木川、秋光川、大刀洗川	H22 年度 H31.3 改訂	鳥栖市	http://www.city.tosu.lg.jp
六角川水系	牛津川、中通川、今出川	H20 年度 H31.3 改訂	多久市	https://www.city.taku.lg.jp/soshiki/17/9044.html
松浦川水系 伊万里川水系 有田川水系	松浦川、徳須恵川、伊万里川、新田川、有田川	H20.6.6 R2.3 改訂	伊万里市	https://www.city.imari.lg.jp
六角川水系	六角川、武雄川、松浦川、高橋川	H22.6.1 R3.3 改定	武雄市	http://www.city.takeo.lg.jp
塩田川水系 鹿島川水系 石木津川水系	塩田川、鹿島川、中川、石木津川	H22.3.24 R2.3 改訂	鹿島市	https://www.city.saga-kashima.lg.jp
六角川水系 嘉瀬川水系 福所江水系	六角川、牛津川、祇園川、今出川、牛津江川、晴気川、福所江、嘉瀬川	H21.4 R2.3 改訂	小城市	http://www.city.ogi.lg.jp
塩田川水系 鹿島川水系	塩田川、鹿島川	H22 年度 H31.3 改訂	嬉野市	http://www.city.ureshino.lg.jp
筑後川水系 嘉瀬川水系	筑後川、佐賀江川、城原川、田手川	H19 年度 H29.3 改訂 R2.3 改訂	神埼市	https://www.city.kanzaki.saga.jp/main/7653.html
筑後川水系	城原川、田手川、筑後川	H21 年度 H30.2 改訂 R3.10 改訂	吉野ヶ里町	http://www.town.yoshinogari.saga.jp
筑後川水系	秋光川	H22 年度 H31.5 改訂	基山町	http://www.town.kiyama.lg.jp
筑後川水系	筑後川、田手川、寒水川	H21 年度 H29.3 改訂	上峰町	http://www.town.kamimine.lg.jp
筑後川水系	筑後川、通瀬川、寒水川、田手川	H21 年度 R2.4 改訂	みやき町	http://www.town.miyaki.lg.jp
座川水系 有浦川水系 石田川水系 八田川水系 志礼川水系	座川、古郷川、有浦川（ダム下流）、上村川、下村川、犬吠川、舞川、有浦川（ダム上流）、石田川、八田川、志礼川、七ツ枝川、谷川、鬼木川	R7.3	玄海町	https://www.town.genkai.lg.jp/site/bousai-portal/62678.html
有田川水系	有田川	H20.4 R2.3 改訂	有田町	https://www.town.arita.lg.jp/main/10879.html

六角川水系	六角川	H21. 4. 1 R2. 3 改訂	大町町	http://www.town.omachi.saga.jp
六角川水系	六角川、牛津川	H19 年度 H30. 5 改訂	江北町	http://www.town.kouhoku.saga.jp
六角川水系 塩田川水系	六角川、塩田川	H22 年度 H31. 4 改訂	白石町	http://www.town.shiroishi.lg.jp

市町で作成する高潮ハザードマップの公表状況は以下のとおりである。

沿岸名	公表時点	関係市町	高潮ハザードマップ公表ＨＰアドレス
有明海沿岸	R5. 3	太良町	https://www.town.tara.lg.jp
	R4. 9	鹿島市	https://www.city.saga-kashima.lg.jp
	R5. 1	大町町	http://www.town.omachi.saga.jp
	R4. 8	小城市	http://www.city.ogi.lg.jp
	R6. 3	神埼市	https://www.city.kanzaki.saga.jp/main/7653.html
	R7. 2	吉野ヶ里町	http://www.town.yoshinogari.saga.jp
	R4. 4	上峰町	http://www.town.kamimine.lg.jp
松浦沿岸	R5. 4	伊万里市	https://www.city.imari.saga.jp
	R5. 3	唐津市	https://www.city.karatsu.lg.jp
	R7. 3	玄海町	https://www.town.genkai.lg.jp/site/bousai-portal/62678.html

第3節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される次に示す証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

公用負担命令権限証
〇〇消防団〇〇部長
何 某
上記の者に 区域における水防法第 28 条
第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。
年 月 日
〇〇水防管理者(〇〇消防機関の長)
何 某 ⑥

3 公用負担命令書

法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使する者は、原則として次に示す証票 2 通を作成してその 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるものに手渡さなければならない。

第 号
公 用 負 担 命 令 書
目的物 種類 員数
水防法第 28 条第 1 項により(収用処分)する。
年 月 日
〇〇水防管理者(〇〇水防機関の長)
何 某 ⑥
〇 〇 殿

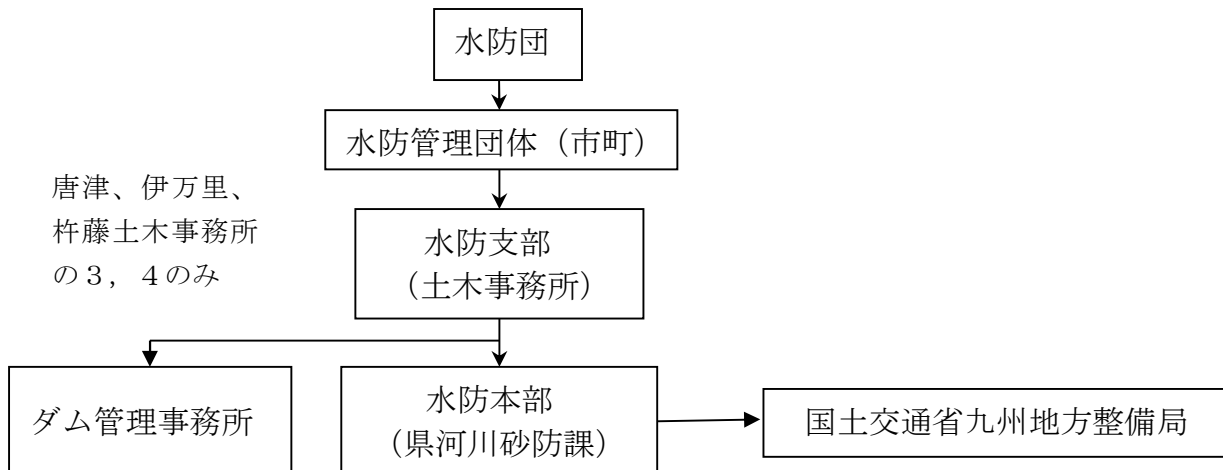
4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第4節 水防活動報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況をP80～84に示す様式により、すみやかに水防支部（土木事務所）を経由して水防本部に報告するとともに、水防本部は当該水防管理者からの報告について国（九州地方整備局）に報告するものとする。

- 1 水防活動状況報告
- 2 一般被害一覧
- 3 避難状況報告
- 4 浸水区域等を記入した市町図



水防団活動実施状況

＜国管理河川＞

整備局等	水系	河川	水防団等名	実施日時	主な活動内容

＜都道府県管理河川＞

都道府県	水系	河川	水防団等名	実施日時	主な活動内容

＜留意事項＞

- ・水防団等名は〇〇水防団（消防団）と記載
- ・水系名・河川名は活動内容が内水対応等で不明であれば空欄で可
- ・主な活動内容は巡視、土のう積み、避難の声かけ、避難誘導等の活動内容を記載

水防支部からの報告

1. 水防支部は水防活動を実施した場合は当該活動の終了した日の属する月の翌月の5日までに水防本部に必着するよう報告様式1及び2により実施状況を報告しなければならない。
2. 水防管理団体は、1に準じて報告様式1及び2により水防支部を経由し、水防本部長に報告しなければならない。

報告様式1

水防活動実施報告									
○○水防支部 ○○水防管理団体(月分)									
出水の概況	川 氾濫注意水位(警戒水位) m 雨 量 mm								
水 防 実 施 所	川 左 岸 地 先 m 川 右 岸 								
日 時	自 月 日		時 至		月 日		時		
出 動	水 防 団 員		消 防 団 員		そ の 他		合 計		
人 員	人		人		人		人		
水 防 作 業 の 概 況 及 び 工 法									
水 防 の 結 果	効果	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使 用 資 器 材	土のう					居住者の 出動状況			
	シート類								
	縄・ロープ類					水防関係者の 死傷			
	杭・丸太・鉄杭								
	その他					雨量・水位の 状況			
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

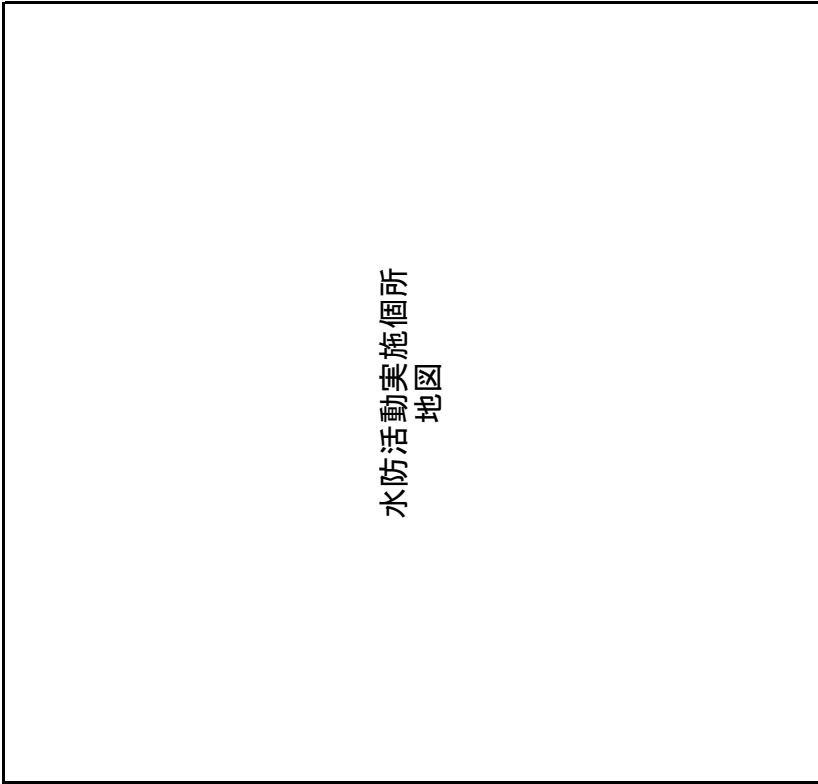
〇年大雨・台風〇号における水防活動
(佐賀県〇〇市消防団〇〇分団・〇年〇月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団〇〇分団は、〇年〇月〇日、(台風〇号の影響に伴う)集中豪雨に際し、述べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真
〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視	〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真
〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輪工	〇〇地区の浸水被害



別 表

別表1 水防倉庫の現況

水防管理団体は水防上重要と認められる箇所については水防倉庫を設置し下記基準により十分な資器材を備蓄するものとする。

なお、県においても、水防管理団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際し応急支援するため、下記基準以上の資器材を備蓄するものとする。

(参考)

水防資器材備蓄基準 (一倉庫あたり)									
品名	杭木	かます (土のう)	縄	掛矢	スコップ	鋸	斧	照明器	鉄線
数量	本 80	枚 750	kg 75	丁 5	本 10	丁 5	丁 5	個 5	kg 20

注 イ. この外、たこ、ペンチ、竹材、ザル等水防工法上必要な資器材を備蓄しておくことが望ましい。

ロ. 倉庫内の備蓄資器材は厳重に保管し、緊急の際十分役立つよう整備しておくものとする。

ハ. 補充資器材の配備のため、水防区域内の資材業者又は一般民家の手持ち資材を調査し、緊急のときにおける補給に備えるようにすること。

ニ. 資器材は水防活動のために使用するものとする。ただし、緊急対応等の場合は除く。緊急対応等で使用した場合は、速やかに補充することとする。

(1) 土木事務所備蓄資器材

土木事務所名	倉庫数	備蓄資材						備蓄器材						その他					
		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	シート類 (枚)	縄(トラロープ) (巻)	鉄線 (kg)	木蛸 (丁)	掛矢(ハンマー) (本)	スコップ (本)	ツルハシ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ナタ (本)	ペンチ類 (本)	照明器具 (個)	水防 標旗 (本)	その他
佐賀	1	270	314	6,950	29	20	295	6	9	34	—	6	5	11	0	クリップパー 鉄線切 1	懐中電灯 5 投光器 1	6	無線機 2 ザル 6 ゴムボート 1 一輪車 3 二輪車 2 ライフジャケット 18
東部	2	130	160	1,200	10	200m×6 100m×6	40	2	27	50	7	5	3	4	1	ファイヤーカッター ミゼット 1	懐中電灯 10 投光器 1	1	一輪車 2 平レーキ 3 ドクレンジャー 60 ライフジャケット 10
		56	210	4,800	5	100m×5	—	5	26	29	1	—	—	—	—	ペンチ 1	懐中電灯 2 —	—	一輪車 4 ザル 8
唐津	1	110	411	5,500	10	36	64	5	13	13	3	5	5	3	3	クリップパー 3	懐中電灯 5 投光器 1	0	釘 10
伊万里	1	312	75	8,500	10	9	50	5	24	25	12	5	9	12	2	クリップパー 1	懐中電灯 5 投光器 1	—	一輪車 4 ゴムボート 1 ライフジャケット 7
杵藤	3	651	396	2,300	15	24	100	5	9	12	4	5	5	4	1	鉄線切 1	懐中電灯 5 投光器 1	9	ゴムボート 1 かすがい 50
		80	204	3,000	29	6	50	5	6	11	8	5	5	4	0	ペンチ 1 クリップパー 1	懐中電灯 5	—	かすがい 181 一輪車 1
		80	58	2,000	5	11	50	5	5	10	—	5	5	4	—	—	懐中電灯 5	—	一輪車 3 ザル 6 かすがい 118
合計	8	1,689	1,828	34,250	113	106.0	649	38	139	184	35	36	37	42	7	ペンチ 2 ミゼット 1 クリップパー 7 鉄線切 2	懐中電灯 42	16	

(注) 縄及び鉄線は、20kgを1巻とする。

(2) 土木事務所所有車両一覧表

車 種 事務所	ライトバン	作 業 車 及 び 乗 用 車	パトロール車	軽 自 動 車	トラック	排水ポンプ車
佐 賀	17	5 (乗用車)	2	1	1 (軽トラック)	1
東 部	11	—	2	—	1 (軽トラック)	1
唐 津	10	3	1	2	—	1
伊万里	9	2	1	2	—	1
杵 藤	10	4	2	2	—	1
ダム管理	5	—	13	—	1 (ボートトレーラー) 2 (軽トラック)	—
計	62	14	21	7	1 (ボートトレーラー) 3 (軽トラック)	5

【佐賀県内市町の排水ポンプ車及び可搬式排水ポンプ配備状況】

	排水ポンプ車	可搬式排水ポンプ
佐賀市		1基
武雄市		2基
嬉野市		2基
神埼市	4台	
有田町		29基
大町町		2基

(3) 水防管理団体別備蓄資器材
水防管理団体の水防倉庫の現況は、次のとおりである。
(佐賀土木事務所管内)

番号	河川名	管理者	所在地	倉庫の名称	備蓄			資材			材			器			備蓄			材			器			その他			専用併用の別
					杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	シート類(枚)	縄(巻)	鉄線(kg)	木鋸掛失(丁)	ハンマー(本)	スコップ(本)	ソルハン(丁)	鋸(丁)	斧(丁)	鎌(丁)	ナタ(本)	ペンチ類(本)	照明器具(個)	その他								
1	市内河川 全域	佐賀市長	金立町	金立水防 資材倉庫	2m 3m	150 30	70	400	9	13	2	4	6	5	3	2	4	クリップハー	1	6	テミ4、塩ビ管1、ゴム ボード2、機中電気が8、ラ イフジャケット3				専				
2	市内河川 全域	佐賀市長	兵庫町	兵庫水防 資材倉庫	2m 3m	50 100	176	1,200	65	15		4	ハンマー	1					8	塩ビ管8、一輪車6、ゴム ボード3、ライフジャ ケット3				専					
3	巨勢川 及び 市内河川	佐賀市長	金立町	巨勢川調整池 水防資材倉庫	2m 3m	40 100	70	500	18	8	1	4	ハンマー	2	3	2	6	クリップハー	2	2	機中電気が6 塩ビ管1 ゴムボード3 ライフジャケット3				専				
4	嘉瀬川	佐賀市長	嘉瀬町	水防センター 資材倉庫	2m 3m	22 20	49	11,800	6	4	3	9	ハンマー	14	1	2	4	クリップハー	1	3	塩ビ管5 一輪車9 背板118 テミ12 ライフジャケット25				専				
5	佐賀江川 筑後川 新川	佐賀市長	諸富町 諸富津	諸富支所 水防資材倉庫	2m	15	100	2,000	23	20			木 鉄	12 8		2	4	ワイヤーク ャ	3		塩ビ管50 ライフジャケット6 ゴムボード1			専					
6	有明海	佐賀市長	川副町 大井遣	川副町水防 資材倉庫	2m	52	123	2,000		9	2	3	ハンマー 木 鉄	1 44 2	4		3		11		塩ビ管3 一輪車8 ゴムボード3 ベグ24			専					
7	筑後川 早津江川	佐賀市長	川副町 大詫間	大詫間 水防資材倉庫				3,000	8			2	木	6				3			ライフジャケット6 ゴムボード1 一輪車1 ベグ20			併					
8	八田江 戊辰川	佐賀市長	東与賀町 下古賀	東与賀町 水防資材倉庫	3m	200		3,000	3	5	2	1	木	4							ライフジャケット26 ゴムボード1 組立式ボード1 一輪車1 リヤカー2			専					
9	福所江	佐賀市長	久保田町 福島	久保田町 水防資材倉庫			80			4			ハンマー 木	1 3	3						ライフジャケット24, ゴムボード2			専					

番号	河川名	管理者	所在地	倉庫の名称	備蓄		資材		材		器				備蓄		材		照明器具 (個)	その他		専用併用の別	
					杭木(本) (本)	鉄杭 (本)	土のう(枚) (枚)	シート類 (枚)	縄(巻) (巻)	鉄線 (kg)	木崎掛矢 (丁)	木崎掛矢 (本)	スコップ (本)	ツルハン (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ナタ (本)		ペンチ類 (本)	その他		その他
10	嘉瀬川	佐賀市長	大和町 尾寺	大和町 水防資材倉庫	2m 900		8,400	15	21		6	5	28	4		22	4	7		一輪車2		専	
11	嘉瀬川	佐賀市長	富士町 古湯	富士支所 水防資材倉庫			2,600		1											ライフジャケット3		併	
12	嘉瀬川	佐賀市長	大和町 川上	葛蒲園北側 水防資材倉庫	2m 80		400	30	1		1	3										専	
13	嘉瀬川	佐賀市長	大和町 松瀬	松梅公民館屋 外倉庫			2,600	3	7				10							一輪車2		併	
14	祇園川 西平川	小城市長	芦田	芦田 水防倉庫	2m 4m 7 40	40	1,368 1,210 土入	14	3			8 2	10	4		5	シノ	2	2	5	一輪車 4		専
15	市内河川	小城市長	長神田	本庁舎 水防倉庫			1,400 40 水入	61	2											発電機 9 投光器 コードリール 1 ボート 1		専	
16	牛津川 牛津江川 晴気川	小城市長	柿瀬瀬	体育館北倉庫	1.5m 100	37	850 750 40 土入 水入	13	5	1	1	14 2 3 ボンコン 石頭	34	6	3	16	8 クリッパー シノ	3	3	10	ボート 2 一輪車 2		専
17	牛津川	小城市長	上砥川	砥川 水防倉庫	1.5m 120	80	1,000 0 土入	4	29	8	3	6 6 5 ボンコン 石頭	17	1	3	10	8		5			専	
18	牛津川 六角川 福所江	小城市長	三王崎	三条 水防倉庫	2.0m 1.5m 500 角材 1.0m 145	140	928 747 土入	14	9	6	6	5 1 1 8 ボンコン 石頭 金機	15	5	4	15	1 クリッパー シノ	2 6	5	5	一輪車 1 ボート 2 ヘルメット 7		専
19	牛津江川 晴気川	小城市長	小城市 砂田	砂田 水防倉庫																		専	

番号	河川名	管理者	所在地	倉庫の名称	備蓄		資材		備蓄		器		材		その他		専用併用の別							
					杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	シート類(枚)	縄(巻)	鉄線(kg)	木端掛矢(丁)	スコップ(本)	ツルハン(丁)	鋸(丁)	斧(丁)	鎌(丁)		ナタ(本)	ペンチ類(本)	照明器具(個)	その他			
20	牛津江川 晴気川	小城市長	畑田	小城 水防倉庫			1,200 770 土入	3		3			4	10	5	2	17	3	2	5 ポルト 3 一輪車 1				
21	晴気川	小城市長	小城市町 晴気	出分 水防倉庫			470 450 土入																専	
22	晴気川	小城市長	池上 字下久須	下久須 水防倉庫	1.5m 角材 1.0m	100 130	2,000 500 土入	5	7	4	1	7	23	8	2	7	1	クリッパー	2	10 ポルト 3			専	
23	牛津川	多久市長	東多久町 大字別府	東多久 水防倉庫		10	450 500 土入	5	4			4	12	3		11	2			1 チェンソー 1 掲示板 4 バリケード 5			専	
24	牛津川	多久市長	南多久町 大字下多久	南多久 水防倉庫		10	1,000 850 土入	5	3			3	12	3		8	2			1 チェンソー 1 掲示板 5 バリケード 4			専	
25	牛津川	多久市長	多久町 西の原	多久水防倉庫		10	250 800 土入	5	3			4	11	3		8	2			1 チェンソー 1 掲示板 1 バリケード 12			専	
25	牛津川	多久市長	西多久町 板屋	西多久 水防倉庫		10	450 1,200 土入	5	5			4	11	3		8	2			1 チェンソー 1 掲示板 4 バリケード 11			専	
26	牛津川	多久市長	北多久町 大字小侍	市役所 水防倉庫	12	60	2,000 400 土入	100	68			10	57	7		24	9	工具箱 発電機	1	6 チェンソー 4 掲示板 26 バリケード 3			専	
27	牛津川	多久市長	東多久町 納所	納所水防倉庫		0	150 320 土入	5	3			3	8	2		8	2			1 掲示板 4 バリケード 4			併 (消防格納庫)	
小計					3,223	1,105	49,816 8,497 土入 水入	184 145 シート	252	29	45	101 ハンマー ポンコン 石頭	349	27	66	12	177	50	クリッパー 工具箱	11 1	6 60 投光器			

番号	河川名	管理者	所在地	倉庫の名称	備蓄			資材		備蓄				器材			器			材		その他		専用併用の別
					杭木(本) (本)	鉄杭 (本)	土のう(枚) (枚)	シート類 (枚)	縄(巻) (巻)	鉄線 (kg)	木蛸掛矢 (丁)	木蛸掛矢 (本)	スコップ (本)	ツルハシ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ナタ (本)	ペンチ類 (本)	照明器具 (個)	その他			
28	田手川 井柳川	吉野ヶ里 町長	吉田	三田川庁舎 防災倉庫	10		1,500	5	1		4	9	1		1	15	5				1		併 (格納 庫)	
29	田手川	吉野ヶ里 町長	三津	東背振庁舎 防災倉庫	100		ビニル 1,000		19	1	5	4	19	1	5	18	5						専	
30	中池江川	神崎市長	神崎町 姉川下分	姉川 水防倉庫	丸太 80		1,000		1	20	5	5	10		5	5					5	ハンマー 5	併	
31	城原川 三本松川 馬場川	神崎市長	神崎町 鶴	神崎町 水防倉庫	丸太 80		7,600		1	20	5	5	10		7	5	2	1			5	舟 1	専	
32	田手川	神崎市長	千代田町 藤西	城東 水防倉庫	丸太 80		1,000		1	20	5	5	10	1	5	5					5	舟 1 ハンマー 5	併 (格納 庫)	
33	城原川	神崎市長	千代田町 上直島	千代田町 水防倉庫	丸太 80		3,600		1	20	5	8	15	2	5	5	5	1				舟 1・ハンマー5 バール 1・シート 5竹 30 ヘルメット 10 クマ手 30	専	
34	脊振町内 河川全域	神崎市長	脊振町 広滝東	脊振町 水防倉庫	丸太 80		1,500		1	20	5	5	10		5	5					5		併	
35	秋光川	基山町長	宮浦	基山町 水防倉庫	杭木 200		1,500		7	400		15 ハス-	15		2	7					1 投光器 1 発電機	併 (消防倉庫)		
36	市内 全河川	鳥栖市長	本町消防 署 敷地内	中央 水防倉庫	110	30	1,000	185	21	400		13	19	13	2	2	2		ペンチ シノー クリッパ-	2 4 7 ハロゲンライト	水防標20 レンチ0 バール2	専		

(東部土木事務所管内)

番号	河川名	管理者	所在地	倉庫の名称	備蓄			資材			備蓄			器材			器			材		その他		専用併用の別
					杭木(本) (本)	鉄杭 (本)	土のう(枚) (枚)	シート類 (枚)	縄(巻) (巻)	鉄線 (kg)	木鋸掛矢 (丁)	スコップ (本)	ツルハシ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ナタ (本)	ペンチ類 (本)	照明器具 (個)	その他				
37	通瀬川 筑後川 寒水川 切通川	みやき 町長	東尾	北茂安 水防倉庫	2m 200		2,800					2	4									4 2 4	排水ポンプ車 2 併(役場倉庫 消防格納庫)	
38	寒水川	みやき 町長	原古賀	中原 水防倉庫			1,650	50	2			1	13				3	1	ペンチ 2			8 1 4	懐中電灯 発電機 ハロゲンライト 専	
39	寒水川 井柳川	みやき 町長	市武 字新町	三根 水防倉庫			600	4	1			8	9			2						2 2 2	発電機 ハロゲンライト 懐中電灯 専	
40	井柳川 切通川	上峰町長	坊所383-1	上峰町 水防倉庫	42	36	2,500		6			7	38			7		ペンチ 2				2 2	投光器 発電機 併	
小 計					1062	66	26,250	244	66	902		82	181	18	36	28	61	13	ペンチ 4 2 3 17			26 12 14 3 17		

番号	河川名	管理者	所在地	倉庫の名称	備蓄資材			備蓄器材			備蓄器材			その他			専用併用の別				
					杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	シート類(枚)	縄(巻)	鉄線(kg)	木鋸掛矢(丁)	スコップ(本)	ツルハシ(丁)	鋸(丁)	斧(丁)	鎌(丁)		ナタ(本)	ペンチ類(本)	照明器具(個)	その他
41	松浦川	唐津市長	久里	久里水防倉庫	150	40			13	70		2	24	4		5	4	懐中電灯 4 発電機 1	ウオータゾ'ロウ 100	専	
42	松浦川	唐津市長	千々賀	千々賀水防倉庫	120	60	6,200	102	45	120		3	13				0	懐中電灯 0 発電機 0	ウオータゾ'ロウ 50	専	
43	松浦川	唐津市長	石志	石志水防倉庫	250	200		0	0	100		4	24	3			2	懐中電灯 1 発電機 0	ウオータゾ'ロウ 100	専	
44	徳須恵川	唐津市長	徳須恵	北波多水防倉庫	65	53	3,000	40	30		1	7	20		0			懐中電灯 10 発電機 2	ウオータゾ'ロウ 210	併(北波多市民センター倉庫)	
45	松浦川	唐津市長	相知	相知町倉庫	70	60	2,800	25	12	30		10	59		0	15	4	投光器 3 懐中電灯 11 発電機 2	ウオータゾ'ロウ 780 ウオータゾ'ロウ 50	併(相知市民センター倉庫)	
46	有浦川	玄海町長	諸浦	玄海町水防資機材倉庫	0	300	1,600	30	18	10		10	20	5	5	5	5	懐中電灯 35	ウオータゾ'ロウ 20	専(消防倉庫)	
47	唐津市浜玉町内全河川	唐津市長	浜崎	浜玉町水防資材倉庫	0	80	4200	45	2			1	27					投光器 4		専	
48	厳木川	唐津市長	厳木	本部水防資材倉庫	150		3,200	18	4			3	19					懐中電灯 9 発電機 2	オキダ'ロウ 150	専	
49	厳木川	唐津市長	本山	本山水防倉庫	20		1000	2	1			5	2							専	
50	厳木川	唐津市長	鳥越	鳥越水防倉庫	50		900	5	3			4	4							専	
51	座川	唐津市長	入野	消防本部倉庫	0	16	1,600	4	0	0		3	10	0				発電機 1 投光器 1	トランシーバ - 0	併(格納庫)	
52	江頭川	唐津市長	呼子	呼子町水防倉庫			0	3	3			1	3					0		併(海上保安)	
53	野元川 江頭川 湯川	唐津市長	名護屋	鎮西町水防倉庫	3	10	1,250	15	0	50		1	20					懐中電灯 20		併(格納庫)	
小計					878	819	25,750	289	131	380	1	54	245	12	5	20	14	11	懐中電灯 90 発電機 8 投光器 8		

(伊万里土木事務所管内)

番号	河川名	管理者	所在地	倉庫の名称	備蓄			資材			備蓄			器材			器			材		その他		専用併用の別
					杭木(本) (本)	鉄杭 (本)	土のう(枚) (枚)	シート類 (枚)	縄(巻) (巻)	鉄線 (kg)	木蛸掛矢(バumer) (丁)	スコップ (本)	ツルハシ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ナタ (本)	ペンチ類 (本)	照明器具 (個)	その他				
55	市内河川 伊万里川 脇田川 白野川 古賀川 新田川 萱村川	伊万里市 市長	立花町	伊万里市 水防倉庫	20	30	4,200	11	5			4	8	2	2	2	懐中電灯 1 ハロゲンライト 2 コードリール 1 発電機 1		併					
	56	木須川	伊万里市 市長	牧島 水防倉庫	100	12	1,500	3	8			4	9	2	3	4	懐中電灯 1 一輪車 1		専					
	57	拝川 立川 黒塩川	伊万里市 市長	黒川町 塩屋	40	8	1,950	5	5			3	6	3	4	9	懐中電灯 2 一輪車 1		専					
	58	中山川 波多津川 行合野川 内野川	伊万里市 市長	波多津町 辻	90	16	1,540	3	12			6	7	5	9	5	懐中電灯 1 一輪車 1		専					
	59	府招川 板治川 徳須恵川 原屋敷川 大川原川	伊万里市 市長	南波多町 井手野	100	20	2,500	3	4	1		6	9	2	8	6	懐中電灯 2 ハロゲンライト 2 救命胴衣 6 工具一式 1 ビニールポート 1		専					
60	立川川 井手口川 城野川 松浦川 駒鳴峠川	伊万里市 市長	大川町 大川野	大川 水防倉庫	179	15	1,650	5	12	1		6	7	2	13	9	懐中電灯 3 一輪車 1		専					
	61	黒尾岳川 藤川内川 松浦川	伊万里市 市長	松浦町 山形	112	15	1,100	3	18	1		4	11	4	3	4	懐中電灯 2 一輪車 1		専					
62	大里川 有田川 牛ノ谷川 緑川	伊万里市 市長	二里町 大里	二里 水防倉庫	90	20	1,500	3	15			6	5	1	8	7	懐中電灯 1 一輪車 1		専					
63	脇野川 後川川 讃岐川 里川	伊万里市 市長	東山代町 里	東山代 水防倉庫	48	22	1,600	3	8			6	6	2	5	6	懐中電灯 1 一輪車 1		専					
64	佐代川 志佐川 楠久川 東分川	伊万里市 市長	山代町 久原	山代 水防倉庫	40	20	1,450	3	8			4	7	1	9	3	懐中電灯 1 一輪車 1		専					
65	有田川	有田町長	外尾山	外尾山 防災倉庫	100	50	0		2	5		5	15	1	2	5	懐中電灯 15 発電機 1	2	併					
66	有田川	有田町長	立部	有田町 防災倉庫			500		10			2	6	3	3	8	発電機 1		併					

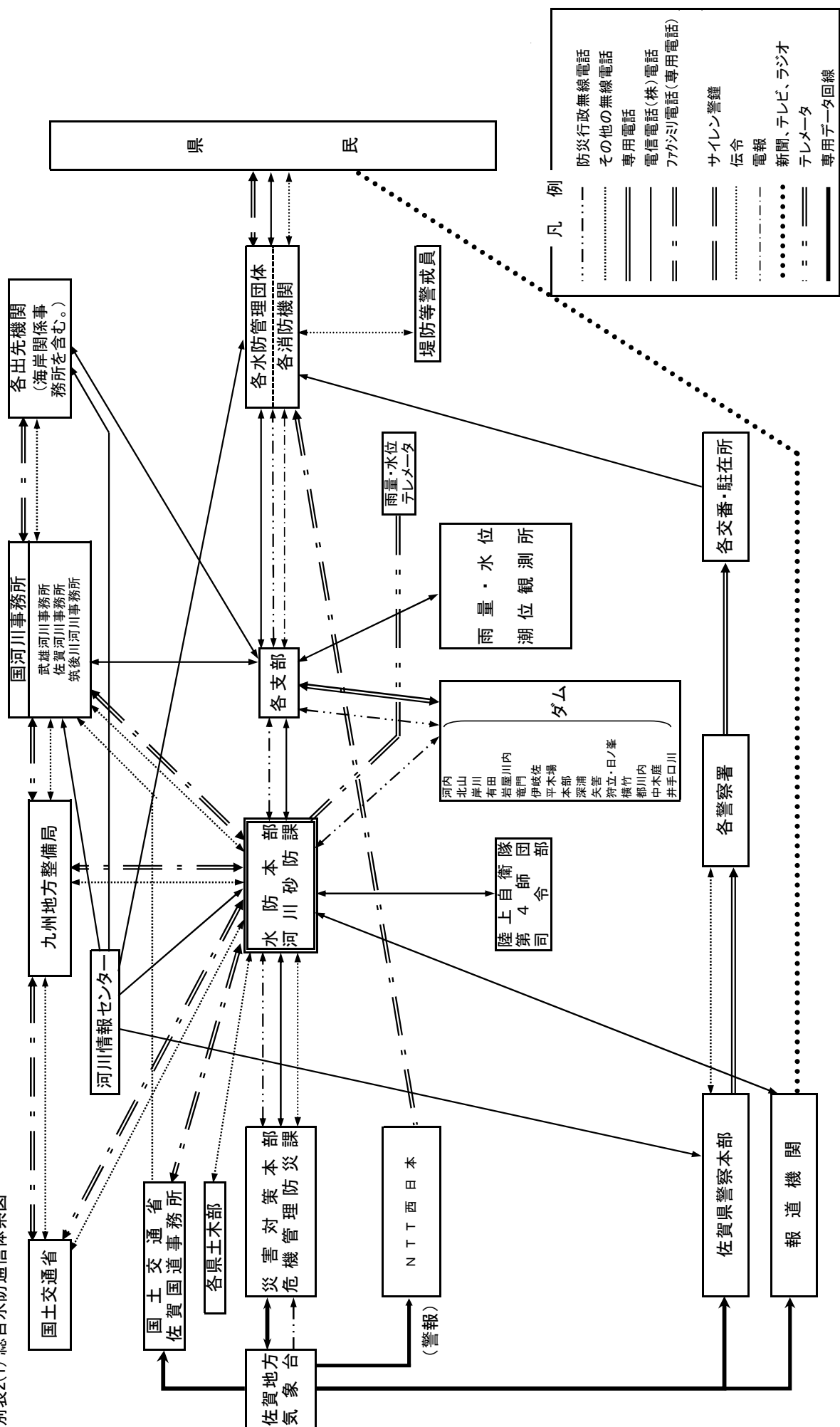
(伊万里土木事務所管内)

番号	河川名	管理者	所在地	倉庫の名称	備蓄			資材		備蓄			器材			器			材		照明器具 (個)	その他	専用併用の別
					杭木(本) (本)	鉄杭 (本)	土のう(枚) (枚)	シート類 (枚)	縄(巻) (巻)	鉄線 (kg)	木蟬掛矢 (丁)	ハマー (本)	スコップ (本)	ツルハシ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ナタ (本)	ペンチ類 (本)	その他			
					919	228	19,490	42	107	8	56	96		28	5	77	55	2	1 懐中電灯 30 発電機 2 ハンコライト 4				
				小計																			

番号	河川名	管理者	所在地	倉庫の名称	備蓄資材			備蓄器材						その他			専用併用の別						
					杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	シート類(枚)	縄(巻)	鉄線(kg)	木鋸(丁)	掛矢(ハワマー)(本)	スコップ(本)	ツルハシ(丁)	鋸(丁)	斧(丁)		鎌(丁)	ナタ(本)	ベンチ類(本)	照明器具(個)	その他	
67	市内河川 全域	武雄市長	武雄町富岡	武雄市 備蓄倉庫								ホソコシ	8 2	28	1	2		10				舟 2 竹 (3m) 20、一輪車 1 雨衣10、胴裏15	併
68	松浦川	武雄市長	山内町三間坂	山内 水防倉庫	200							ハンマー	5 3	8	6	2		10	2番線切	6	懐中電灯 発電機 投光器	8一輪車 1、鋸8 1 6	専
69	六角川	武雄市長	北方町志久	北方 水防倉庫									2	5	12	3	4	10	3		発電機 投光器	3舟 3 鋸 2 一輪車 1	専
70	六角川	大町町長	大町	役場 水防倉庫			ビニール 水入 2,000 400	12	5	1			10	25	2	9	2	5	2	4	懐中電灯 投光器	5舟 1 2	専
71	六角川	大町町長	福母	港町 水防倉庫	100		ビニール 4,000	10	10	1			1	16	4	2		5	3	1			専
72	六角川	江北町長	八町南区	第5部 水防倉庫	丸太 47		丸 1,400 50		3				4	14		5	4	3					専
73	牛津川 六角川	江北町長	惣領分 正徳	第11部水防倉 庫	丸太 150		6,000						9	10		4	3	3					専
74	町内河川 全域	江北町長	東分	本部水防倉庫			1,500						2	10				5			発電機 投光器	2 2	併 (4部格納庫)
75	六角川	白石町長	大渡	大渡水防倉庫	67		3,400				75	1	4	10	5	4	2	4		2			専
76	六角川	白石町長	福吉	梁通水防倉庫	83		3,150				100	1	4	10	5	4	3	4		2			専
77	町内河川 全域	白石町長	福田	本部水防倉庫	150		2,000	50			50		6	38	1	2	3	8		2	発電機 投光器	2 6	専
78	有明海	白石町長	遠ノ江瀬	遠江水防倉庫	51		1,800				100	1	2	9	4	4	3	4		2			専
79	有明海	白石町長	新拓	新拓水防倉庫	40		3,100				100	1	4	12	5	4	3	4		2			専
80	六角川	白石町長	福富下分	福富水防倉庫	20		3,000	2 錠 200	3				3	5	1	1	3	1		1	懐中電灯 発電機	3板類 360 1竹 (3m) 200	専
81	只江川	白石町長	新明	新明水防倉庫	300	30	ビニール 3,000						6	6									専
82	只江川	白石町長	坂田	有明水防倉庫	500		ビニール 2,000						10	10									専
83	鹿島川	鹿島市長	本町	本町消防車庫	100	350	1,000		25		7	6	33				2	3					併 (消防車庫)
84	鹿島川 中川	鹿島市長	西牟田	西牟田 水防倉庫		250	1,600		7		4	1	15			5					一輪車 1		専
85	中川	鹿島市長	執行分	新世紀セン ター・新倉庫	9	670	2,560		51		3	12	47			9	3		2		5一輪車5		併(市役所 倉庫)
86	中川 石木津川	鹿島市長	大殿分	大殿分 消防車庫		200	800						2	13				6					併 (消防車庫)
87	浜川	鹿島市長	庄金	庄金 消防車庫		50	100		1				1	7									併 (消防車庫)

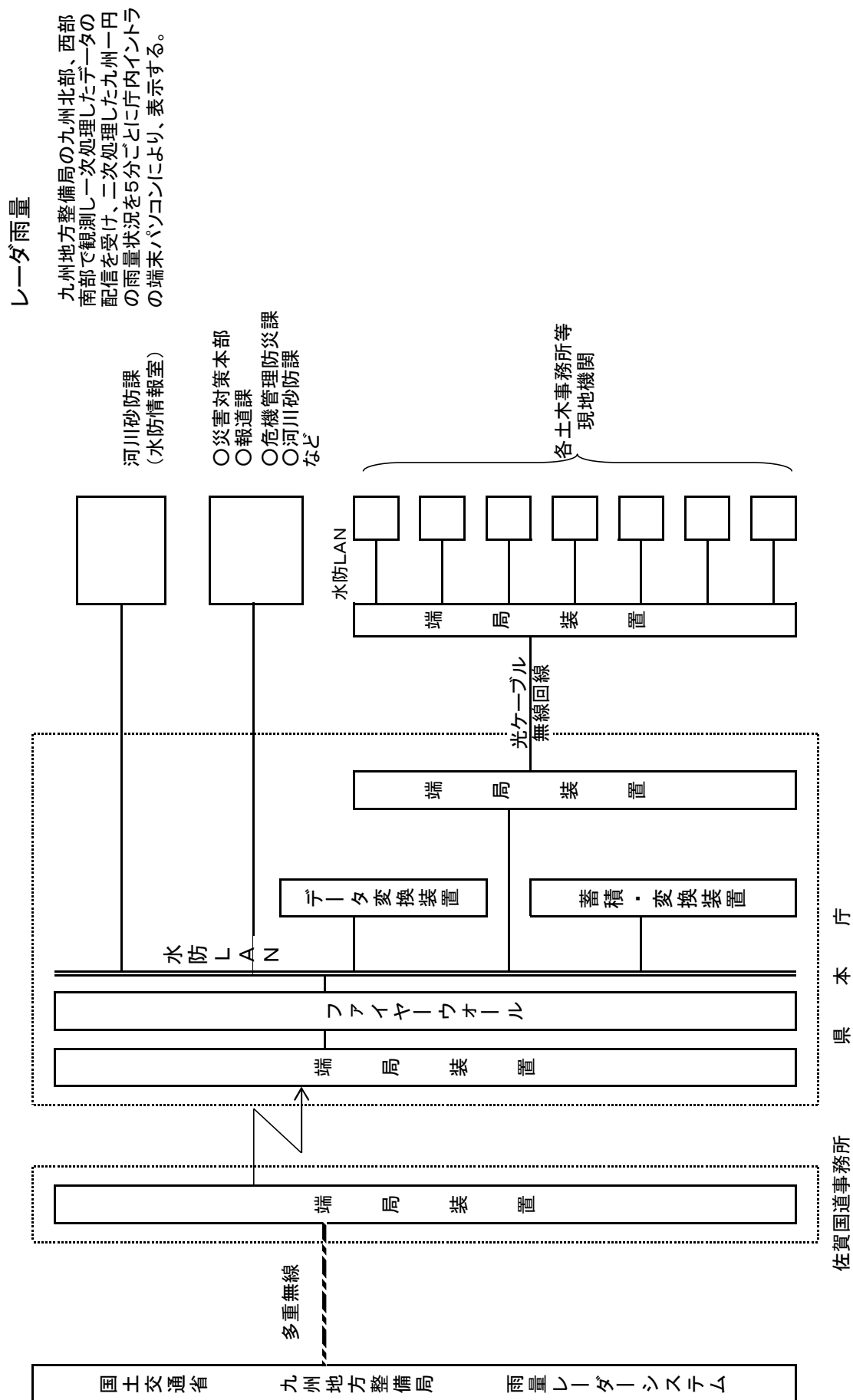
番号	河川名	管理者	所在地	倉庫の名称	備蓄資材			備蓄器材							その他		専用併用の別					
					杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	シート類(枚)	縄(巻)	鉄線(kg)	木鞘(丁)	掛矢(ハマー)(本)	スコップ(本)	ツルハシ(丁)	鋸(丁)	斧(丁)		鎌(丁)	ナタ(本)	ペンチ類(本)	照明器具(個)	その他
88	嘉瀬浦川	鹿島市長	嘉瀬浦	嘉瀬浦消防車庫	4	0			2				2	12	4	3	6				併 (消防車庫)	
89	塩田川	嬉野市長	塩田町馬場下	市役所倉庫		50	1,000		1				3	10						2	発電機 舟 2 給水タンク 1	併 (消防機庫)
90	鹿島川	嬉野市長	塩田町石垣	石垣水防倉庫	200		2,000		5	30			3	33							前打 10	専
91	塩田川	嬉野市長	嬉野町下宿	嬉野町水防倉庫	80		ビニール 1,200 1,000		5	10			5	10	5	5	10				5	併 (消防用倉庫)
92	吉田川	嬉野市長	嬉野町吉田	吉田公民館水防倉庫	180		ビニール 800						5	10	5	5	10				5	併 (社会体育道具倉庫)
93	伊福川	太良町長	伊福	伊福消防ポンプ格納庫			400						1	6			2				4 前打1	併 (消防格納庫)
94	多良川	太良町長	瀬戸	瀬戸消防ポンプ格納庫			400						1	2			2				4 前打1	併 (消防格納庫)
95	多良川	太良町長	古賀	古賀消防ポンプ格納庫			400						1	2			2				4 前打2	併 (消防格納庫)
96	多良川	太良町長	栄町	栄町消防ポンプ格納庫			400						1	5			2				4 前打1	併 (消防格納庫)
97	町内河川全域	太良町長	油津	太良町水防倉庫	250		2,000						4	8			4				6 前打4	専
98	多良川	太良町長	川原	川原消防ポンプ格納庫			400						1	2			2				4 前打1	併 (消防格納庫)
99	糸岐川	太良町長	北町	北町消防ポンプ格納庫			400						1	5	2		3				4 前打2	併 (消防格納庫)
100	田古里川	太良町長	田古里	田古里消防ポンプ格納庫			400						1	2			2				4 前打1	併 (消防格納庫)
101	休石川	太良町長	里	里消防ポンプ格納庫			400						1	2			2				4 前打1	併 (消防格納庫)
小計					2,531	1,600	40,610 吹入 50 ビニール 13,000 水入 400	74 シート 200	118	467		20 ハマー ポンゴシ	132 3 2	417	67	71	53	132	12	22	懐中電灯 8 発電機 6 投光器 10	
合計					5,390	2,713	161,916 吹入 50 ビニール 1,000 土入 8,497 水入 870	833 シート 200 596	543	1,786	51	425 ハマー ポンゴシ 石頭	1,288	112	213	103	467	144	49	クリップ 15 番線切 1 シノー 工具箱 1	81 163 42 81 21	

別表2(1) 総合水防通信体系図

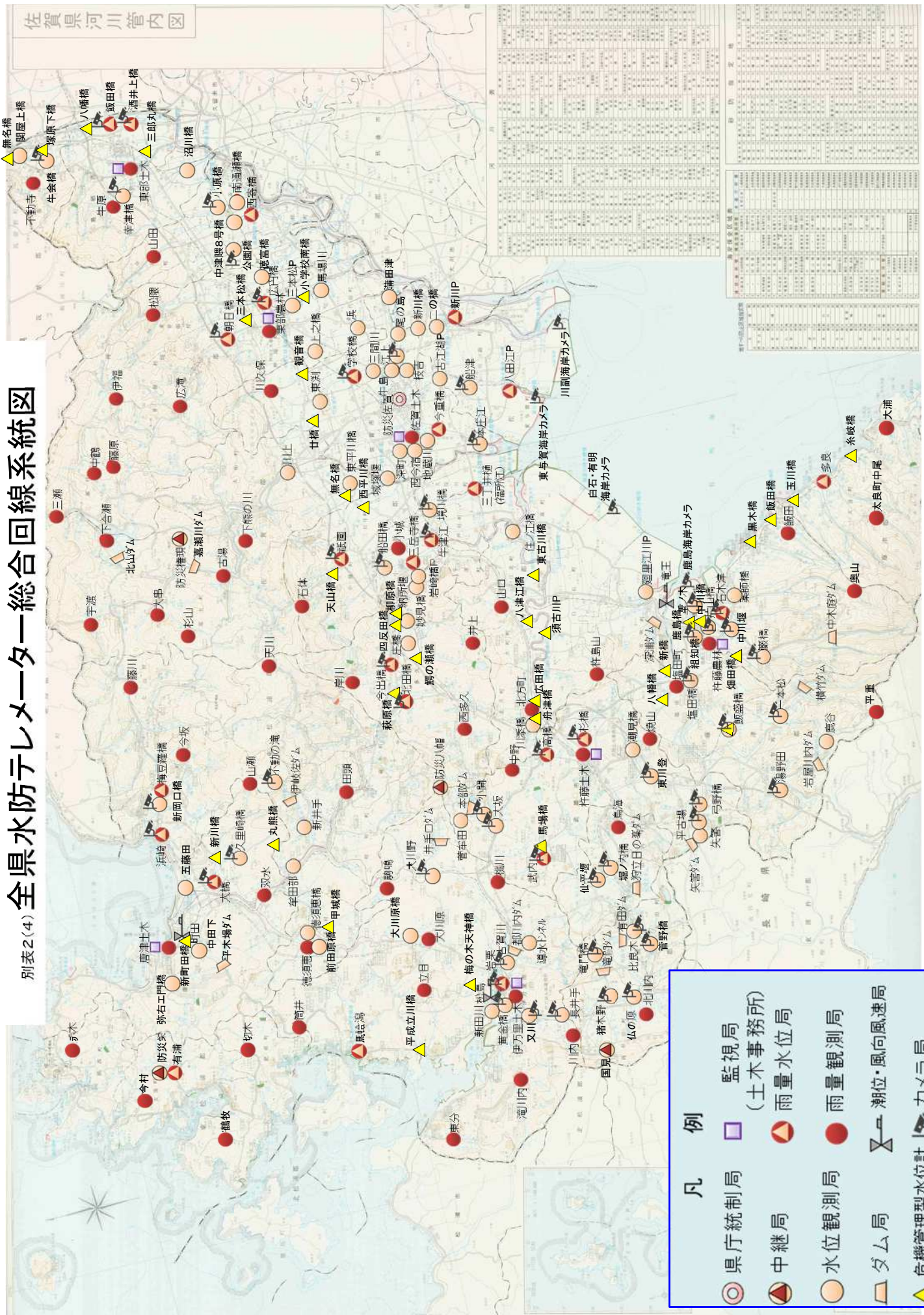




別表2(3)



別表2(4) 全県水防テレメーター総合回線系統図



別表3 災害時優先電話番号一覧表

(1) 県関係

機 関 名	局 名	局 番	電話番号 (代表)	優先指定電話番号
河川砂防課（水防本部）	佐 賀	0952	(25)7161	(24)2130～9
道 路 課	佐 賀	0952	(25)7155	(25)7155
佐 賀 土 木 事 務 所	佐 賀	0952	(24)4345	(24)4349, 4351, 4348
東 部 土 木 事 務 所	鳥 栖	0942	(83)4176	(83)4177
東 部 農 林 事 務 所	神 埼	0952	(55)9760	(55)9760, (55)9764
唐 津 土 木 事 務 所	唐 津	0955	(73)2861	(73)2861～4
伊 万 里 土 木 事 務 所	伊万里	0955	(23)4151	(23)4152, 4737, 4719
杵 藤 土 木 事 務 所	武 雄	0954	(22)4184	(22)4184, 4185
杵 藤 農 林 事 務 所	鹿 島	0954	(63)5111	(63)5111, (63)5117
ダ ム 管 理 事 務 所	武 雄	0954	(23)7327	(22)2554
伊 岐 佐 ダ ム 管 理 所	相 知	0955	(62)3892	(62)3892
平 木 場 ダ ム 管 理 所	唐 津	0955	(74)4717	(74)4717
有 田 ダ ム 管 理 所	有 田	0955	(42)3394	(42)3394
竜 門 ダ ム 管 理 所	有 田	0955	(46)4151	(46)4151
都 川 内 ダ ム 管 理 所	伊万里	0955	(22)2682	(22)2682
本 部 ダ ム 管 理 所	武 雄	0954	(26)2181	(26)2181
矢 筈 ダ ム 管 理 所	武 雄	0954	(28)2150	(28)2150
狩立・日ノ峯ダム管理所	武 雄	0954	(45)4617	(45)4617
岩屋川内ダム管理所	嬉 野	0954	(43)2092	(43)2092
深 浦 ダ ム 管 理 所	有 明	0954	(65)3575	(65)3575
横 竹 ダ ム 管 理 所	嬉 野	0954	(43)8595	(43)8595
中 木 庭 ダ ム 管 理 所	鹿 島	0954	(64)2515	(64)2515
井 手 口 川 ダ ム 管 理 所	伊万里	0955	(29)3847	(29)3847

(2) 市町等のダム管理事務所

機 関 名	局 名	局 番	電話番号 (代表)	優先指定電話番号
河内防災ダム管理事務所	鳥 栖	0942	(83)4300	(83)4300
岸川防災ダム管理事務所	佐 賀	0952	(75)2477	(75)2477
佐賀土地改良区 北山ダム管理事務所	佐 賀	0952	(57)2013	(57)2013

(3) 国土交通省関係

機 関 名	局 名	局 番	電話番号 (代表)	優先指定電話番号
筑後川河川事務所	久留米	0942	(33)9131	(33)8829, 5728
佐賀河川事務所	佐 賀	0952	(41)8801	(41)8803
武雄河川事務所	武 雄	0954	(23)5151	(23)5154, 5155
佐賀国道事務所	佐 賀	0952	(32)1151	(33)5501, 5502, 5503

(4) 水防管理団体

関係土木 事務所名	水 防 管 理 団 体 名	局 名	局 番	電話番号 (代表)	優先指定電話番号
佐 賀	佐 賀 市	佐 賀	0952	(24)3151	(40)7013,7015,7034
	多 久 市	佐 賀	0952	(75)2111	(75)2181
	小 城 市	佐 賀	0952	(37)6111	(37)6119
東 部	神 埼 市	佐 賀	0952	(52)1111	(37)0104
	吉 野 ヶ 里 町	佐 賀	0952	(53)1111	(37)0330
	鳥 栖 市	鳥 栖	0942	(85)3500	(85)3643,3644
	基 山 町	基 山	0942	(92)2011	(92)2011
	み や き 町	北茂安	0942	(89)1657	(89)1657
	上 峰 町	佐 賀	0952	(52)2181	(52)2184
唐 津	唐 津 市	唐 津	0955	(72)9111	(72)9111,9218
	玄 海 町	玄 海	0955	(52)2115	(52)2112,2156
伊万里	伊 万 里 市	伊万里	0955	(23)2111	(23)2484
	有 田 町	有田	0955	(46)2111	(46)2111
杵 藤	武 雄 市	武 雄	0954	(23)9111	(23)9111,9165
	大 町 町	佐 賀	0952	(82)3111	(82)3116,3117
	江 北 町	山 口	0952	(86)2111	(86)2114,2115
	白 石 町	白 石	0952	(84)2111	(84)2030,7111
	鹿 島 市	鹿 島	0954	(63)2111	(63)2128,2313,2217
	太 良 町	多 良	0954	(67)0311	(67)0313,0314,0315,0317,0718,0792,0053
	嬉 野 市	塩 田	0954	(66)3111	(66)3116,3117

(5) その他主要公署

官 民 間 公 団 体 署 名	局 名	局 番	電話番号 (代表)	優先指定電話番号
自衛隊佐賀地方協力本部	佐 賀	0952	(24)2291	(24)2293
佐 賀 県 警 察 本 部	佐 賀	0952	(24)1111	(24)1111
佐 賀 地 方 気 象 台	佐 賀	0952	(32)7026	(32)7026
九 州 旅 客 鉄 道 ㈱ 博 多 保 線 区 鳥 栖 管 理 室	鳥 栖	0942	(83)4018	(82)2020 他8回線あり
佐 賀 保 線 区	佐 賀	0952	(23)2939	(23)2939
N T T 西 日 本 ㈱ 佐 賀 支 店	佐 賀	0952	(25)8230	(25)8230 他21回線
佐 賀 陸 運 支 局	佐 賀	0952	(30)7271	(30)7273, 7274
N H K 佐 賀 放 送 局	佐 賀	0952	(28)5000	(23)5200 他12回線あり
S T S サ ガ テ レ ビ	佐 賀	0952	(23)9111	(23)9114, 9115, 9116
N B C 佐 賀 放 送 局	佐 賀	0952	(22)1460	(28)1233, (29)2507
九州電力㈱佐賀水力センター	佐 賀	0952	(33)1485	(33)1485 他11回線あり

別表 4 主な無線局の設置箇所一覧表

1 県防災行政無線

水 防 支部名	無線局・所 の 種 別	機 関 名	設 置 場 所	備 考
	固 定 局 地 球 局	佐賀県庁	佐賀市城内1丁目1-59	
	移 動 局			車載 18 台 携帯 34 台
佐 賀 支 部	固 定 局 基 地 局	佐賀土木事務所	佐賀市八戸2-2-67	
	移 動 局			車載 7 台 携帯 1 台
	固 定 局 移 動 局	佐賀総合庁舎	佐賀市八丁畷町8-1	車載 1 台
	無線通信局	佐賀中部保健 福祉事務所	佐賀市八丁畷町 1-20	
	無線通信局	消防学校	佐賀市兵庫町瓦町435-1	
	無線通信局 移 動 局	環境センター	佐賀市鍋島町八戸溝119-1	車載 4 台
	無線通信局	佐賀県医療センター 好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400	
	無線通信局	佐賀空港事務所	佐賀市川副町犬井道9476-187	
	移 動 局	佐賀県防災航空センター	佐賀市川副町犬井道8884	車載 2 台
	○ 市町役場、消防本部、ダム管理所、防災関係機関			
	無線通信局 移 動 局	佐賀市	佐賀市栄町1-1	携帯 1 台
	無線通信局 移 動 局	多久市	多久市北多久町大字小侍7-1	携帯 1 台
	無線通信局 移 動 局	小城市	小城市三日月町長神田 2 3 1 2 - 2	携帯 1 台
	無線通信局 地 球 局	佐賀広域消防局	佐賀市兵庫町大字藤木947-2	
	無線通信局	土地改良区北山 ダム管理事務所	佐賀市富士町大字藤瀬字井田729-5	
	固 定 局	岸川防災ダム 管理事務所	多久市北多久町大字多久原6349	
	固 定 局	佐賀地方气象台	佐賀市駅前中央3-3-20	
	無線通信局	佐賀大学医学部	佐賀市鍋島5-1-1	
	無線通信局	日本赤十字社 佐賀県支部	佐賀市川原町2-45	

水 防 支部名	無線局・所 の 種 別	機 関 名	設 置 場 所	備 考
東 部 支 部	固 定 局	鳥栖総合庁舎	鳥栖市元町1234- 1	
	移 動 局			車載 6 台 携帯 1 台
	移 動 局	東部農林事務所	神崎市神埼町鶴3456-5	車載 2 台 携帯 1 台
	○ 市町役場、消防本部、ダム管理所、防災関係機関			
	無線通信局 移 動 局	鳥栖市	鳥栖市宿町1118	携帯 1 台
	無線通信局 移 動 局	基山町	三養基郡基山町大字宮浦666	携帯 1 台
	無線通信局 移 動 局	みやき町	三養基郡みやき町大字東尾737-5	携帯 1 台
	無線通信局 移 動 局	上峰町	三養基郡上峰町大字坊所383-1	携帯 1 台
	無線通信局 移 動 局	神崎市	神崎市神埼町鶴3542-1	携帯 1 台
	無線通信局 移 動 局	吉野ヶ里町	神埼郡吉野ヶ里町吉田321-2	携帯 1 台
	無線通信局	鳥栖・三養基地区 消防本部	鳥栖市本町3-1488-1	
	無線通信局	陸上自衛隊 九州補給処	神埼郡吉野ヶ里町吉田2993	
	無線通信局	陸上自衛隊 西部方面混成団	福岡県久留米市国分町100	
	固 定 局 移 動 局	河内防災ダム 管理事務所	鳥栖市河内町1679	車載 1 台

水 防 支部名	無線局・所 の 種 別	機 関 名	設 置 場 所	備 考
唐 津 支 部	固 定 局	唐津土木事務所	唐津市二夕子3-1-5	
	移 動 局			車載 4 台 携帯 1 台
	無線通信局 移 動 局	唐津総合庁舎	唐津市二夕子3-1-5	車載 2 台
	無線通信局 移 動 局	唐津保健福祉事務所	唐津市千代田町2566-5	車載 2 台
	固 定 局	オフサイトセンター	唐津市西浜町2-5	
	無線通信局	玄海水産 振興センター	唐津市唐房6-4948-9	
	○ 市町役場、消防本部、ダム管理所、防災関係機関			
	無線通信局 移 動 局	唐津市	唐津市西城内1-1	携帯 1 台
	無線通信局 移 動 局	玄海町	東松浦郡玄海町大字諸浦348	携帯 1 台
	無線通信局	唐津市消防本部	唐津市二夕子3-2-46	
	無線通信局	唐津海上保安部	唐津市二夕子3-216-2	
	固 定 局 移 動 局	伊岐佐ダム管理所	唐津市相知町伊岐佐490-126	車載 1 台
	固 定 局 移 動 局	平木場ダム管理所	唐津市神田1022- 1	車載 1 台
伊 万 里 支 部	固 定 局	伊万里総合庁舎	伊万里市新天町122-4	
	移 動 局			車載 6 台 携帯 1 台
	○ 市町役場、消防本部、ダム管理所			
	無線通信局 移 動 局	伊万里市	伊万里市立花町1355-1	携帯 1 台
	無線通信局 移 動 局	有田町	西松浦郡有田町立部乙2202	携帯 1 台
	無線通信局	伊万里・有田消防本部	伊万里市立花町1355-3	
	無線通信局 移 動 局	有田ダム管理所	西松浦郡有田町白川1873	車載 1 台
	無線通信局 移 動 局	竜門ダム管理所	西松浦郡有田町広瀬山甲2285	車載 1 台
	無線通信局 移 動 局	都川内ダム管理所	伊万里市大坪町丙493-3（上古賀）	車載 1 台
無線通信局 移 動 局	井手口川ダム管理所	伊万里市大川町大字東田代66-1	車載 1 台	

水 防 支部名	無 線 局 ・ 所 の 種 別	機 関 名	設 置 場 所	備 考
杵 藤 支 部	固 定 局	武雄総合庁舎	武雄市武雄町大字昭和265	
	移 動 局			車載 6 台 携帯 1 台
	移 動 局	ダム管理事務所	武雄市武雄町大字昭和265	車載 1 台
	○ 市町役場、消防本部、ダム管理所			
	無 線 通 信 局 移 動 局	武雄市	武雄市武雄町大字昭和1-1	携帯 1 台
	無 線 通 信 局 移 動 局	大町町	杵島郡大町町大字大町5016	携帯 1 台
	無 線 通 信 局 移 動 局	江北町	杵島郡江北町大字山口1651-1	携帯 1 台
	無 線 通 信 局 移 動 局	白石町	杵島郡白石町大字福田1247-1	携帯 1 台
	無 線 通 信 局	杵藤地区消防本部	武雄市武雄町大字昭和846	
	無 線 通 信 局 移 動 局	本部ダム管理所	武雄市若木町大字本部字井口17376-39	車載 1 台
	無 線 通 信 局 移 動 局	矢筈ダム管理所	武雄市西川登町大字神六字野田 28946	車載 1 台
	固 定 局 移 動 局	狩立・日ノ峯ダム 管理所	武雄市山内町大字宮野22596	車載 1 台
	固 定 局	鹿島総合庁舎	鹿島市大字納富分2643-1	
	移 動 局			車載 4 台 携帯 1 台
	○ 市町役場、ダム管理所			
	無 線 通 信 局 移 動 局	鹿島市	鹿島市大字納富分2643-1	携帯 1 台
	無 線 通 信 局 移 動 局	嬉野市	嬉野市塩田町大字馬場下 甲1769	携帯 1 台
	無 線 通 信 局 移 動 局	太良町	藤津郡太良町大字多良1-6	携帯 1 台
	無 線 通 信 局 移 動 局	岩屋川内 ダム管理所	嬉野市嬉野町大字岩屋川内 乙4487-33	車載 1 台
	無 線 通 信 局 移 動 局	深浦ダム管理所	杵島郡白石町大字深浦5367-24	車載 1 台
	固 定 局 移 動 局	横竹ダム管理所	嬉野市嬉野町大字吉田乙4997	車載 1 台
	固 定 局 移 動 局	中木庭ダム管理所	鹿島市大字山浦丙2551-4	車載 1 台

別表

移動局一覧表

無線局の種別	呼 出 名 称	所 属 課 所	無線局管理者
移 動 局	ぼうさいさがけん 1	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 2	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 3	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 4	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 5	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 6	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 7	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいいでぐちがわダム1	井手口川ダム管理所	ダム管理事務所長
移 動 局	ぼうさいみやこかわちダム1	都川内ダム管理所	ダム管理事務所長
移 動 局	ぼうさいかりたてひのみねダム1	狩立・日ノ峯ダム管理所	ダム管理事務所長
移 動 局	ぼうさいよこたけダム1	横竹ダム管理所	ダム管理事務所長
移 動 局	ぼうさいさがけん 12	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 13	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 14	危機管理防災課(パジェロ)	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 15	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 16	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 17	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 18	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 19	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 20	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 21	水 産 課	水 産 課 長
移 動 局	ぼうさいさがけん 23	建 設 ・ 技 術 課	建 設 ・ 技 術 課 長
移 動 局	ぼうさいさがけん 24	道 路 課	道 路 課 長
移 動 局	ぼうさいさがけん 25	河 川 砂 防 課	河 川 砂 防 課 長
移 動 局	ぼうさいさがけん 26	水 資 源 調 整 室	水 資 調 整 室 長
移 動 局	ぼうさいさがけん 27	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 28	循環型社会推進課	循環型社会推進課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 29	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 30	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 31	原子力安全対策課	原子力安全対策課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 101	循環型社会推進課	循環型社会推進課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 102	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 103	循環型社会推進課	循環型社会推進課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 104	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 105	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 106	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 107	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 108	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 109	危機管理防災課	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 150	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 151	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 152	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 153	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 154	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 155	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 156	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 157	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 158	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 159	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 160	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 161	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長
移 動 局	ぼうさいさがけん 162	県 庁（携帯型）	危機管理防災課長

無線局の種別	呼 出 名 称	所 属 課 所	無線局管理者
移動局	ぼうさいさがけん 163	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 164	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 165	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 166	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 167	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 168	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 169	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 170	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 171	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 172	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 173	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 174	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 175	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 176	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいこうくうたい 1	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいこうくうたい 2	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさが 1	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいさが 2	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいさが 4	環境センター	環境センター所長
移動局	ぼうさいさが 5	環境センター	環境センター所長
移動局	ぼうさいさが 7	環境センター	環境センター所長
移動局	ぼうさいさが 8	環境センター	環境センター所長
移動局	ぼうさいさが 10	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいさが 11	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいさが 12	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいさが 20	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいさが 22	佐賀中部農林事務所	佐賀中部農林事務所長
移動局	ぼうさいさが 23	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいさが 30	佐賀土木事務所(携帯型)	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいかんざき 1	東部農林事務所	東部農林事務所長
移動局	ぼうさいかんざき 20	東部農林事務所	東部農林事務所長
移動局	ぼうさいかんざき 30	東部農林事務所(携帯型)	東部農林事務所長
移動局	ぼうさいとす 1	東部土木事務所	東部土木事務所長
移動局	ぼうさいとす 2	東部土木事務所	東部土木事務所長
移動局	ぼうさいとす 3	東部土木事務所	東部土木事務所長
移動局	ぼうさいとす 4	東部土木事務所	東部土木事務所長
移動局	ぼうさいとす 20	東部土木事務所	東部土木事務所長
移動局	ぼうさいとす 21	東部土木事務所	東部土木事務所長
移動局	ぼうさいとす 30	東部土木事務所(携帯型)	東部土木事務所長
移動局	ぼうさいからつ 1	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
移動局	ぼうさいからつ 2	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
移動局	ぼうさいからつ 3	唐津農林事務所	唐津農林事務所長
移動局	ぼうさいからつ 4	唐津保健福祉事務所	唐津保健福祉事務所長
移動局	ぼうさいからつ 5	唐津保健福祉事務所	唐津保健福祉事務所長
移動局	ぼうさいからつ 20	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
移動局	ぼうさいからつ 21	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
移動局	ぼうさいからつ 22	唐津農林事務所	唐津農林事務所長
移動局	ぼうさいからつ 30	唐津土木事務所(携帯型)	唐津土木事務所長
移動局	ぼうさいいまり 1	伊万里土木事務所	伊万里土木事務所長
移動局	ぼうさいいまり 2	伊万里土木事務所	伊万里土木事務所長
移動局	ぼうさいいまり 3	伊万里農林事務所	伊万里農林事務所長
移動局	ぼうさいいまり 20	伊万里土木事務所	伊万里土木事務所長
移動局	ぼうさいいまり 21	伊万里土木事務所	伊万里土木事務所長
移動局	ぼうさいいまり 22	伊万里農林事務所	伊万里農林事務所長

無線局の種別	呼 出 名 称	所 属 課 所	無線局管理者
移 動 局	ぼ う さ い い ま り 30	伊万里土木事務所(携帯型)	伊 万 里 土 木 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い た け お 1	杵 藤 土 木 事 務 所	杵 藤 土 木 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い た け お 2	杵 藤 土 木 事 務 所	杵 藤 土 木 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い た け お 3	杵 藤 土 木 事 務 所	杵 藤 土 木 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い た け お 4	ダ ム 管 理 事 務 所	ダ ム 管 理 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い た け お 5	杵 藤 土 木 事 務 所	杵 藤 土 木 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い た け お 20	杵 藤 土 木 事 務 所	杵 藤 土 木 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い た け お 21	杵 藤 土 木 事 務 所	杵 藤 土 木 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い た け お 30	杵藤土木事務所(携帯型)	杵 藤 土 木 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い か し ま 1	杵 藤 農 林 事 務 所	杵 藤 農 林 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い か し ま 2	杵 藤 農 林 事 務 所	杵 藤 農 林 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い か し ま 21	杵 藤 農 林 事 務 所	杵 藤 農 林 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い か し ま 22	杵 藤 農 林 事 務 所	杵 藤 農 林 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い か し ま 30	杵藤農林事務所(携帯型)	杵 藤 農 林 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い か わ ち ダ ム 1	河内ダム管理事務所	鳥 栖 市 農 林 課 長
移 動 局	ぼ う さ い い き さ ダ ム 1	伊 岐 佐 ダ ム 管 理 所	ダ ム 管 理 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い ひ ら こ ば ダ ム 1	平 木 場 ダ ム 管 理 所	ダ ム 管 理 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い あ り た ダ ム 1	有 田 ダ ム 管 理 所	ダ ム 管 理 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い り ゅ う も ん ダ ム 1	竜 門 ダ ム 管 理 所	ダ ム 管 理 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い も と ベ ダ ム 1	本 部 ダ ム 管 理 所	ダ ム 管 理 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い や は ず ダ ム 1	矢 筈 ダ ム 管 理 所	ダ ム 管 理 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い い わ や か わ ち ダ ム 1	岩 屋 川 内 ダ ム 管 理 所	ダ ム 管 理 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い ふ か う ら ダ ム 1	深 浦 ダ ム 管 理 所	ダ ム 管 理 事 務 所 長
移 動 局	ぼ う さ い な か こ ば ダ ム 1	中 木 庭 ダ ム 管 理 所	ダ ム 管 理 事 務 所 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い さ が し 1	佐 賀 市	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い か ら つ し 1	唐 津 市	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い と す し 1	鳥 栖 市	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い た く し 1	多 久 市	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い い ま り し 1	伊 万 里 市	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い た け お し 1	武 雄 市	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い か し ま し 1	鹿 島 市	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い お ぎ し 1	小 城 市	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い う れ し の し 1	嬉 野 市	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い か ん ざ き し 1	神 埼 市	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い よ し の が り ち ょ う 1	吉 野 ケ 里 町	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い き や ま ち ょ う 1	基 山 町	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い か み み ね ち ょ う 1	上 峰 町	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い み や き ち ょ う 1	み や き 町	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い げ ん か い ち ょ う 1	玄 海 町	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い あ り た ち ょ う 1	有 田 町	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い お お ま ち ょ う 1	大 町 町	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い こ う ほ く ま ち 1	江 北 町	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い し ろ い し ち ょ う 1	白 石 町	危 機 管 理 防 災 課 長
移動局(市町村)	ぼ う さ い た ら ち ょ う 1	太 良 町	危 機 管 理 防 災 課 長
防 災 相 互 局	ぼ う さ い さ が け ん 151	危 機 管 理 防 災 課	危 機 管 理 防 災 課 長
防 災 相 互 局	ぼ う さ い さ が け ん 152	危 機 管 理 防 災 課	危 機 管 理 防 災 課 長
防 災 相 互 局	ぼ う さ い さ が け ん 153	危 機 管 理 防 災 課	危 機 管 理 防 災 課 長
防 災 相 互 局	ぼ う さ い さ が け ん 154	危 機 管 理 防 災 課	危 機 管 理 防 災 課 長
防 災 相 互 局	ぼ う さ い さ が け ん 155	危 機 管 理 防 災 課	危 機 管 理 防 災 課 長
防 災 相 互 局	ぼ う さ い さ が け ん 156	危 機 管 理 防 災 課	危 機 管 理 防 災 課 長
防 災 相 互 局	ぼ う さ い さ が け ん 157	危 機 管 理 防 災 課	危 機 管 理 防 災 課 長
防 災 相 互 局	ぼ う さ い さ が け ん 158	危 機 管 理 防 災 課	危 機 管 理 防 災 課 長
市町村系(共通波)	ぼ う さ い さ が け ん 401	危 機 管 理 防 災 課	危 機 管 理 防 災 課 長
市町村系(共通波)	ぼ う さ い さ が け ん 402	危 機 管 理 防 災 課	危 機 管 理 防 災 課 長

2 国土交通省無線

◎ 筑後川河川事務所管内(佐賀県関係分)

設置事務所名	所在地	移動無線の数
筑後川河川事務所	久留米市高野1丁目2番1号	車 0 携 帯 5
筑後川河川事務所 大川出張所	大川市大字向島2631番地2	車 1 携 帯 2
筑後川河川事務所 久留米出張所	久留米市高野1丁目2番27号	車 1 携 帯 2

◎ 佐賀国道事務所管内

設置事務所名	所在地	移動無線の数
佐賀国道事務所	佐賀市新中町5番10号	車 1 携 帯 6
佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所	鳥栖市田代昌町字石町492番地	車 1 携 帯 6
佐賀国道事務所 唐津維持出張所	唐津市山本字中園1437番地	車 2 携 帯 6
佐賀国道事務所 武雄維持出張所	武雄市武雄町大字武雄82番地	車 2 携 帯 4

◎ 武雄河川事務所管内

設置事務所名	所在地	移動無線の数
武雄河川事務所	武雄市武雄町大字昭和745	車 13 携 帯 6
武雄河川事務所朝日出張所	武雄市朝日町大字甘久1521-6	車 2 携 帯 2
武雄河川事務所牛津出張所	小城市牛津町上砥川字一本松47-9	車 2 携 帯 2
武雄河川事務所松浦川出張所	唐津市原字荒田1754	車 2 携 帯 2
武雄河川事務所 厳木ダム管理支所	唐津市厳木町広瀬446-4	車 2 携 帯 2

◎ 佐賀河川事務所管内

設置事務所名	所在地	移動無線の数
佐賀河川事務所	佐賀市兵庫南二丁目1番34号	車 4 携 帯 3
佐賀河川事務所 嘉瀬川ダム管理支所	佐賀市富士町畑瀬1-1	車 1 携 帯 1
佐賀河川事務所 城原川出張所	佐賀市蓮池町大字小松三本杉250番地	車 1 携 帯 2
佐賀河川事務所 嘉瀬川出張所	佐賀市久保田町大字新田字三本松籠86	車 2 携 帯 2

3 警察無線

設 置 場 所	所 在 地	移動無線の数
警 察 本 部	佐賀市松原1丁目1番16号	ヘリ 1 船 1
佐 賀 南 警 察 署	佐賀市本庄町大字本庄155-1	車 3 船 1
佐 賀 北 警 察 署	佐賀市高木瀬町大字東高木234の1	車 3
神 埼 警 察 署	神崎市神埼町枝ヶ里155の1	車 1
鳥 栖 警 察 署	鳥栖市元町1234の5	車 3
小 城 警 察 署	小城市三日月町久米960	車 2
唐 津 警 察 署	唐津市二夕子3丁目1番5号	車 5 船 2
伊 万 里 警 察 署	伊万里市二里町八谷搦1169番地	車 3
武 雄 警 察 署	武雄市武雄町大字武雄5846	車 2
白 石 警 察 署	杵島郡白石町大字東郷1249の3	車 1
鹿 島 警 察 署	鹿島市大字中村900の15	車 3

別表5 雨量観測所一覧表

(1) 国土交通省関係

テは水防テレメータ観測局設置場所

番号	観測所名	水系名 (河川名)	所在地	電話 (県防災行政無線電話)	管理者 (所属)	自記 普通別 テ
1	久留米	筑後川 (筑後川)	福岡県久留米市高野1-2-1 (筑後川河川事務所)	0942-33-9131	筑後川 河川事務所	自テ
2	大川	筑後川 (筑後川)	福岡県大川市大字向島 (大川出張所)	0944-86-2516	筑後川 河川事務所	自テ
3	佐賀国道 事務所	嘉瀬川 (多布施川)	佐賀市新中町5-10	0952-32-1151	佐賀国道 事務所	自テ
4	神埼	筑後川 (城原川)	神埼市神埼町 (日出来橋下流5m)		佐賀 河川事務所	テ
5	九千部	筑後川 (安良川)	福岡県那珂川市 大字市ノ瀬字苗ヶ尾1718-57		筑後川 河川事務所	自テ
6	佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所	筑後川	鳥栖市田代町字石町492	0942-83-2505	佐賀国道 事務所	自記
7	伊福	筑後川 (城原川)	神埼市脊振町服巻字伊福607-2		佐賀 河川事務所	自テ
8	馬寅馬場	筑後川 (巨勢川)	佐賀市久保泉町川久保5429		佐賀 河川事務所	自テ
9	三谷	筑後川 (三本松川)	神埼市神埼町志波屋 字二ノ角2969-3		佐賀 河川事務所	自テ
10	鳥越	筑後川 (切通川)	上峰町大字堤4553番地		佐賀 河川事務所	自テ
11	嘉瀬川	嘉瀬川 (嘉瀬川)	佐賀市久保田町大字新田字三本松籠 嘉瀬川出張所	0952-68-2530	佐賀 河川事務所	自テ
12	古湯	嘉瀬川 (嘉瀬川)	佐賀市富士町大字古湯字三崎原	0952-58-2559	佐賀 河川事務所	自テ
13	祇園	嘉瀬川 (祇園川)	小城市小城市町岩蔵77地先		佐賀 河川事務所	自テ
14	名尾	嘉瀬川 (名尾川)	佐賀市大和町大字名尾 字堀切4483-2	0952-63-0629	佐賀 河川事務所	自テ
15	宇渡	嘉瀬川 (神水川)	佐賀市富士町大字上無津呂 字堅田3454-2	0952-57-2681	佐賀 河川事務所	自テ
16	嘉瀬川ダム	嘉瀬川 (嘉瀬川)	佐賀市富士町大字畑瀬1-1 (嘉瀬川ダム管理支所)	0952-51-8321	佐賀 河川事務所	自テ
17	平松	嘉瀬川 (高瀬川)	佐賀市三瀬村藤原 字平松2310-9		佐賀 河川事務所	自テ
18	古場岳	嘉瀬川 (神水川)	佐賀市富士町古場 字岳2215-5		佐賀 河川事務所	自テ
19	杉山	嘉瀬川 (大串川)	佐賀市富士町大字 杉山字黒豆150-1		佐賀 河川事務所	自テ
20	六角川河口堰	六角川	杵島郡白石町大字福富字藤福搦 武雄河川事務所六角川河口堰操作所	0952-87-2014	武雄 河川事務所	自テ
21	白石	六角川	杵島郡白石町大字大戸	0952-84-2486	武雄 河川事務所	自テ
22	水堂	六角川	杵島郡白石町大字堤3144	0952-84-3033	武雄 河川事務所	自記
23	矢筈	六角川 (六角川)	武雄市西川登町大字神六	0954-28-2505	武雄 河川事務所	自テ
24	武雄	六角川 (武雄川)	武雄市武雄町大字昭和745	0954-23-5151	武雄 河川事務所	自テ
25	杉の岳	六角川 (杉岳川)	武雄市北方町大字大崎字杉岳	0954-36-4767	武雄河川 事務所	自記
26	牛津	六角川 (牛津川)	小城市牛津町上砥川		武雄 河川事務所	自記

番号	観測所名	水 系 名 (河 川 名)	所 在 地	電 話 (県防災行政無線電話)	管 理 者 (所 属)	自 記 普 通 別 テ
27	西 多 久	六角川 (牛津川)	多久市西多久町		武雄 河川事務所	自 テ
28	小 城	六角川 (晴気川)	小城市小城町畑田		武雄 河川事務所	自 テ
29	南 溪	六角川 (石原川)	多久市南多久町笹原	0952-76-4087	武雄 河川事務所	自 テ
30	岸 川	六角川 (今出川)	多久市北多久町岸川	0952-75-3091	武雄 河川事務所	自 テ
31	佐賀国道事務所 武雄維持出張所	六角川 (武雄川)	武雄市武雄町大字武雄82	0954-23-3206	佐賀国道 事務所	自 記
32	松 浦 大 堰	松浦川 (松浦川)	国土交通省武雄河川事務所 松浦川出張所	0955-77-1735	武雄 河川事務所	自 テ
33	大 川 野	松浦川 (松浦川)	伊万里市大川町大字大川野	0955-26-2012	武雄 河川事務所	自 テ
34	鳥 海	松浦川 (小越川)	武雄市山内町大字鳥海 (山内東小学校前)	0954-45-2852	武雄 河川事務所	自 テ
35	相 知	松浦川 (厳木川)	唐津市相知町相知		武雄 河川事務所	自 テ
36	佐賀国道事務所 唐津維持出張所	松浦川 (松浦川)	唐津市山本字中園1437	0955-78-0058	佐賀国道 事務所	自 記
37	池 の 平	松浦川 (松浦川)	武雄市武内町大字真手野	0954-27-3116	武雄 河川事務所	自 記
38	竹 木 場	松浦川 (町田川)	唐津市竹木場	0955-74-7217	武雄 河川事務所	自 テ
39	宇 木	松浦川 (宇木川)	唐津市鏡山町字宇木	0955-77-0884	武雄 河川事務所	自 記
40	畑 川 内	松浦川 (板治川)	伊万里市黒川町大字畑川内 字原田2172-2八坂神社北原	0955-27-1658	武雄 河川事務所	自 テ
41	厳木ダム	松浦川 (厳木川)	唐津市厳木町広瀬446-4 (厳木ダム管理所内)	0955-65-2116	武雄 河川事務所	自 テ
42	広 川	松浦川 (厳木川)	唐津市厳木町広川489-02 (厳木小学校旧広川分校)	0955-65-2116	武雄 河川事務所	自 テ
43	星 領	松浦川 (厳木川)	唐津市厳木町星領533-2 (境橋南約150m)	0955-65-2116	武雄 河川事務所	自 テ
44	天 川	松浦川 (天川)	唐津市厳木町天川1400-10 (榎ノ木元橋北東約150m)	0955-65-2116	武雄 河川事務所	自 テ

(2) 県関係

テは水防テレメータ観測局設置場所

番号	観測所名	水系名 (河川名)	所在地	電話 (県防災行政無線電話)	普 自 通 記 別 テ
1	新川 排水機場	筑後川 (新川)	佐賀市諸富町大字寺井津 108-1地内		テ
2	神埼	筑後川 (城原川)	神埼市神埼町鶴3456-5 東部農林事務所	0942-83-4176 (53-541~542)	自 テ
3	朝日橋	筑後川 (城原川)	神埼市神埼町城原字四本松 3255-1	0942-83-4176 (53-541~542)	テ
4	伊福	筑後川 (城原川)	神埼市脊振町服巻字伊福724-5	0942-83-4176 (53-541~542)	テ
5	学校橋	筑後川 (巨勢川)	佐賀市兵庫町大字洲1295		テ
6	川久保	筑後川 (巨勢川)	佐賀市久保泉町大字川久保 字古雁田925-1		テ
7	広円橋	筑後川 (田手川)	神埼郡吉野ヶ里町田手字二拾角1298	0942-83-4176 (53-541~542)	テ
8	松隈	筑後川 (田手川)	神埼郡吉野ヶ里町 松隈字岩井谷	0942-83-4176 (53-541~542)	テ
9	西寄橋	筑後川 (寒水川)	三養基郡みやき町大字江口 字四本松355-1	0942-83-4176 (53-541~542)	テ
10	山田	筑後川 (寒水川)	三養基郡みやき町大字簗原 字古田原5248	0942-83-4176 (53-541~542)	テ
11	牛原	筑後川 (安良川)	鳥栖市牛原町別石 1144-5堤	0942-83-4176 (53-541~542)	テ
12	鳥栖	筑後川 (轟木川)	鳥栖市元町1234-1 東部土木事務所	0942-83-4176 (53-541~542)	自 テ
13	酒井上橋	筑後川 (大木川)	鳥栖市酒井西町大字酒井西 字中村253	0942-83-4176 (53-541~542)	テ
14	飯田橋	筑後川 (秋光川)	鳥栖市飯田町字重田65-8	0942-83-4176 (53-541~542)	テ
15	不動寺	筑後川 (実松川)	三養基郡基山町	0942-83-4176 (53-541~542)	テ
16	広滝	筑後川 (城原川)	神埼市脊振町広滝1485-1	0942-83-4176 (53-541~542)	テ
17	中鶴	嘉瀬川 (嘉瀬川)	佐賀市三瀬村大字藤原 字中鶴1319		テ
18	今重橋	嘉瀬川 (本庄江)	佐賀市西与賀町厘外字土井外竈 1626-1		テ
19	佐賀	嘉瀬川 (本庄江)	佐賀市八戸2-2-67 佐賀土木事務所	0952-24-4345 (51-510~542)	自 テ
20	石体	嘉瀬川 (石体川)	小城市小城町岩蔵 6413-27		テ
21	八田江	嘉瀬川 (八田江)	佐賀市東与賀町大字下古賀字年徳 外搦2490番地		テ
22	下合瀬	嘉瀬川 (初瀬川)	佐賀市富士町下合瀬		テ

番号	観測所名	水系名 (河川名)	所在地	電話 (県防災行政無線電話)	普 通 自 記 別 テ
23	三瀬	嘉瀬川 (初瀬川)	佐賀市三瀬村 大字長畑地先		テ
24	下熊の川	嘉瀬川 (熊の川川)	佐賀市富士町下熊の川		テ
25	大串	嘉瀬川 (大串川)	佐賀市富士町大串字三本松699-7		テ
26	杉山	嘉瀬川 (大串川)	佐賀市富士町杉山		テ
27	藤原	嘉瀬川 (高瀬川)	佐賀市三瀬村藤原2941-58		テ
28	矢筈ダム	六角川 (六角川)	武雄市西川登町大字神六28946 矢筈ダム管理所	0954-28-2150 (57-695)	自　テ
29	北方町（市）	六角川 (六角川)	武雄市北方町大字大崎2217番地 北方公民館	0954-36-2511	テ
30	牛津江	六角川 (牛津江川)	小城市牛津町柿樋瀬1133-2地先		テ
31	小城	六角川 (牛津江川)	小城市小城町轡ヶ里6413-27		テ
32	三岳寺橋	六角川 (晴気川)	小城市小城町池上字久須篁3244		テ
33	果樹試験場	六角川 (晴気川)	小城市小城町寺浦 県果樹試験場	0952-73-2275	自　記
34	井上	六角川 (西山川)	多久市南多久町井上		テ
35	今出橋	六角川 (今出川)	多久市北多久町多久原字大工田812		テ
36	北田橋	六角川 (中通川)	多久市北多久町大字小侍字長峯1238 -18		テ
37	山口	六角川 (古川)	杵島郡江北町大字上小田 字三本松368		テ
38	杵島山	六角川 (須古川)	杵島郡白石町大字堤 3782-203地先		テ
39	武雄	六角川 (武雄川)	武雄市武雄町大字昭和265 杵藤土木事務所	0954-22-4184 (57-521~527)	自　テ
40	杉橋	六角川 (武雄川)	武雄市武雄町大字武雄 白岩4877-1		テ
41	高橋	六角川 (高橋川)	武雄市朝日町字甘久字上滝1762-1		テ
42	中野	六角川 (高橋川)	武雄市朝日町大字中野		テ
43	焼山	六角川 (焼山川)	武雄市東川登町大字永野 2163-3地先		テ
44	双水	松浦川 (松浦川)	唐津市大字久里 字八町7210-5地先		テ
45	武内	松浦川 (松浦川)	武雄市武内町大字真手野 字源田2983-2		テ

番号	観測所名	水系名 (河川名)	所在地	電話 (県防災行政無線電話)	普通 自記別 テ
46	宮野	松浦川 (網ノ内川)	武雄市山内町大字宮野4237-2		テ
47	町田	松浦川 (町田川)	唐津市千代田町2190番地地先		テ
48	平木場ダム	松浦川 (町田川)	唐津市神田1022-1 平木場ダム管理所	0955-74-4717 (55-605)	自 テ
49	大橋	松浦川 (半田川)	唐津市鏡町字イコマ2670-1		テ
50	山瀬	松浦川 (悪曾尾川)	唐津市浜玉町山瀬地先		テ
51	徳須恵	松浦川 (徳須恵川)	唐津市北波多大山彦字大坪 2289-1地先		テ
52	大川原	松浦川 (府招川)	伊万里市南波多町大字大川原		テ
53	伊岐佐ダム	松浦川 (左伊岐佐川)	唐津市相知町伊岐佐490-126 伊岐佐ダム管理所	0955-62-3892 (55-615)	自 テ
54	田頭	松浦川 (厳木川)	唐津市相知町田頭 岸ノ下171-1地先		テ
55	天川	松浦川 (天川)	唐津市厳木町 天川字藤原		テ
56	駒鳴	松浦川 (駒鳴峠川)	伊万里市大川町駒鳴 2812-2地先		テ
57	桃川	松浦川 (多々良川)	伊万里市松浦町桃川字荷谷 4372-97地先		テ
58	筒井	松浦川 (行合野川)	伊万里市波多津町筒井地先		テ
59	本部ダム	松浦川 (川古川)	武雄市若木町大字本部 字井口17376-39 本部ダム管理所	0954-26-2181 (57-693)	自 テ
60	狩立・日ノ峯ダム	松浦川 (狩立川)	武雄市山内町大字宮野22596 狩立・日ノ峯ダム管理所	0954-45-4617 (57-615)	自 テ
61	井手口川ダム	松浦川 (井手口川)	伊万里市大川町大字東田代66-1 井手口川ダム管理所	0955-29-3847 (56-697)	自 テ
62	梅豆羅橋	玉島川 (玉島川)	唐津市浜玉町五反田967-1		テ
63	藤川	玉島川 (玉島川)	唐津市七山大字馬川 字下の門226-2	(七山) (0955) (58) 2111	テ
64	浜崎	玉島川 (横田川)	唐津市浜玉町浜崎字花田356-1		テ
65	今坂	玉島川 (今坂川)	唐津市浜玉町平原 字外其2623-7地先		テ
66	今村	志礼川 (志礼川)	東松浦郡玄海町大字今村 7666-1地先		テ
67	有浦	有浦川 (有浦川)	東松浦郡玄海町大字長倉 字宿の内1506-1		テ
68	切木	座川 (座川)	唐津市肥前町切木 字田原乙850-8		テ

番号	観測所名	水系名 (河川名)	所在地	電話 (県防災行政無線電話)	普通 自記別 テ
69	松島	伊万里川 (伊万里川)	伊万里市松島町字搦748-16		テ
70	岩栗	伊万里川 (伊万里川)	伊万里市立花町大字立花 字円蔵寺3989-イ		テ
71	伊万里土木	伊万里川 (新田川)	伊万里市新天町122-4 伊万里土木事務所	0955-23-4151	自 テ
72	都川内ダム	伊万里川 (都川内川)	伊万里市大坪町丙493-3 都川内ダム管理所	0955-22-2682 (56-693)	自 テ
73	川内	有田川 (吉野川)	伊万里市二里町大字中里甲 字川内3853-1		テ
74	竜門ダム	有田川 (広瀬川)	西松浦郡有田町広瀬山甲2285 竜門ダム管理所	0955-46-4151 (8-56-691)	自 テ
75	有田ダム	有田川 (白川川)	西松浦郡有田町白川1873 有田ダム管理所	0955-42-3394 (56-695)	自 テ
76	東分	佐代川 (東分川)	伊万里市山代町大字西分 字尾崎4577番地		テ
77	北川内	有田川 (北川内川)	西松浦郡有田町 北ノ川内丙地先		テ
78	多良	多良川 (多良川)	藤津郡太良町大字多良 字畑田1226-2		テ
79	太良町中尾(町)	糸岐川 (糸岐川)	藤津郡太良町大字糸岐7820-2	(太良) (0954) (67) 0129	テ
80	飯田	飯田川 (飯田日当川)	鹿島市大字飯田字 摩手平乙2701-101		自 テ
81	奥山	浜川 (浜川)	鹿島市大字音成 字丁366-1		テ
82	石木津	石木津川 (石木津川)	鹿島市大字古枝字一本木甲533-1		テ
83	鹿島	鹿島川 (中川)	鹿島市大字納富分2643-1 鹿島新世紀センター	0954-22-4184 (57-531-535)	自 テ
84	中木庭ダム	鹿島川 (中川)	鹿島市大字山浦丙2551-4 中木庭ダム管理所	0954-64-2515 (57-697)	自 テ
85	竜王	塩田川 (塩田川)	杵島郡白石町大字深浦字鹿島1528		テ
86	塩田町(市)	塩田川 (塩田川)	嬉野市塩田町大字馬場下甲1769	0954-66-9111	テ
87	深浦ダム	塩田川 (深浦川)	杵島郡白石町大字深浦5367-24 深浦ダム管理所	0954-65-3575 (57-691)	自 テ
88	一本松堰	塩田川 (吉田川)	嬉野市嬉野町大字吉田字外田甲		テ
89	横竹ダム	塩田川 (吉田川)	嬉野市嬉野町大字吉田乙4997 横竹ダム管理所	0954-43-8595 (58-615)	自 テ
90	岩屋川内ダム	塩田川 (岩屋川内川)	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙4487-33 岩屋川内ダム管理所	0954-43-2092 (8-58-691)	自 テ
91	平重	塩田川 (岩屋川内川)	嬉野市嬉野町大字岩屋川内 大多布丙741-2	0954-43-2092 (8-58-691)	テ

番号	観測所名	水系名 (河川名)	所在地	電話 (県防災行政無線電話)	普通 自記別 テ
92	福所江	福所江 (福所江)	佐賀市久保田町大字久保田新ヶ江 2209番地		テ
93	馬蛤潟	波多津川 (波多津川)	伊万里市波多津町大字馬蛤潟 字午の木5011-1		テ
94	赤木	単独 (江頭川)	唐津市鎮西町赤木字宿 3096-1		テ
95	立目	単独 (拝川)	伊万里市黒川町立目字前山 173-3		テ
96	滝川内	単独 (里川)	伊万里市東山代町滝川内字有塚 761-1		テ
97	大浦	単独 (亀之浦川)	藤津郡太良町大浦 中畑703		テ
98	唐津	その他	唐津市二夕子3丁目1-5 唐津土木事務所	(唐津) (0955) (73) 2861	自 テ
99	鶴牧	その他	唐津市肥前町入野 乙973-4		テ

(3) 市町・その他の機関関係

テは水防テレメータ観測局設置場所

番号	観 測 所 名	水 系 名	所 在 地	電 話 (県防災行政無線電話)	管 理 者 (所 属)	自 記 普 通 別 テ
1	吉野ヶ里町役場 東脊振庁舎	筑後川	神埼郡吉野ヶ里町三津 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎	0952-52-5111 (9-324 ～23)	吉野ヶ里町	自 テ
2	基山町役場	筑後川	三養基郡基山町大字宮浦666 基山町役場	0942-92-2011 (9-341 ～107)	基山町	自 記
3	河内ダム	筑後川	鳥栖市河内町1679	0942-83-4300 (9-6311)	鳥栖市	自 記
4	鳥栖・三養基 地区消防署	筑後川	鳥栖市本町三丁目1488-1	0942-85-0119 (9-531-221)	消防署	自 記
5	鳥栖	筑後川	鳥栖市田代外町	0952-32-7026 (771)	気象台	有 線 ロホ・ット 雨 量 計
6	佐賀広域消防局 神埼消防署	筑後川	神埼市神埼町大字枝ケ里184-1	0952-52-3291 (9-521 ～32)	消防署	自 記
7	佐賀市役所	嘉瀬川	佐賀市栄町1-1 佐賀市役所	0952-24-3151 (9-201～152)	佐賀市	自 記
8	佐賀市役所 大和支所	嘉瀬川	佐賀市大和町大字尼寺1870 佐賀市役所大和支所	0952-62-1111 (9-305～212)	佐賀市	自 記
9	佐賀市役所 富士支所	嘉瀬川	佐賀市富士町古湯2685 佐賀市役所富士支所	0952-58-2111 (9-306 ～225)	佐賀市	自 記
10	佐賀市役所 三瀬支所	嘉瀬川	佐賀市三瀬村三瀬2764 佐賀市役所三瀬支所	0952-56-2111 (9-326～26)	佐賀市	自 記
11	北山	嘉瀬川	佐賀市富士町大字関屋字中島	0952-32-7026 (771)	気象台	有 線 ロホ・ット 雨 量 計
12	佐賀地方 気象台	嘉瀬川	佐賀市駅前中央 佐賀地方気象台	0952-32-7026 (771)	気象台	自 記 普 通
13	佐賀広域消防局 佐賀消防署	嘉瀬川	佐賀市兵庫町大字藤木947	0952-30-0111 (9-511 ～234)	消防署	自 記
14	井 手 野	嘉瀬川	佐賀市三瀬村大字藤原430		佐賀土地 改良区	自 記
15	北山ダム	嘉瀬川	佐賀市富士町大字藤瀬729-5 北山ダム管理事務所	0952-57-2013 (9-6111)	佐賀土地 改良区	自 記
16	新 村	嘉瀬川	佐賀市富士町大字上合瀬 字布施820		佐賀土地 改良区	無 線 ロホ・ット 自 記 テ
17	小城市役所	嘉瀬川	小城市三日月町 長神田2312-2	0952-37-6120	小城市	自 記
18	多久市役所	六角川	多久市北多久町 多久市役所	0952-75-2111 (9-204 ～208)	多久市	自 記
19	岸川ダム	六角川	多久市北多久町 岸川ダム管理事務所	0952-75-2477 (9-6411)	多久市	自 記 普 通 テ
20	大町町役場	六角川	杵島郡大町町大字大町 大町町役場	0952-82-3111 (9-423～226)	大町町	自 記
21	江北町役場	六角川	杵島郡江北町大字山口 江北町役場	0952-86-2111 (9-424～222)	江北町	自 記
22	武雄市役所 北方公民館	六角川	武雄市北方町大字大崎2217 北方公民館	0954-36-2515	武雄市	自 テ
23	高 野	六角川	武雄市北方町大字志久字西堤	0954-36-3095	武雄市	自 記 普 通
24	白 石	六角川	杵島郡白石町大字福田	0952-32-7026 (771)	気象台	有 線 ロホ・ット 気 象 計
25	佐賀広域消防局 多久消防署	六角川	多久市北多久町大字小侍22-1 多久消防署	0952-75-2191 (9-541 ～25)	消防署	自 記
26	佐賀広域消防局 小城消防署	六角川	小城市牛津町乙柳894-1 小城消防署	0952-66-1541 (9-542 ～18)	消防署	自 記

番号	観 測 所 名	水 系 名	所 在 地	電 話 (県防災行政無線電話)	管 理 者 (所 属)	自 記 普 通 別 テ
27	唐津市消防本部	松浦川	唐津市二タ子3-2-46	0955-72-4146 (9-551~58)	唐津市	自 記
28	唐津	潟川	唐津市二タ子	0952-32-7026 (771)	気象台	有 線 ロ ホ ッ ト 気 象 計
29	伊万里	伊万里川	伊万里市立花町	0952-32-7026 (771)	気象台	有 線 ロ ホ ッ ト 気 象 計
30	伊万里・有田 消防組合 伊万里消防署	有田川 伊万里川	伊万里市立花町1355-3	0955-23-2119 (9-561-3051)	消防署	自 記
31	有田町	有田川	有田町立部乙2202番地	0955-42-2111 (9-401-1202)	有田町	自 記
32	中 尾	糸岐川	藤津郡太良町糸岐7820-2	0954-67-0129	太良町	テ
33	太良町役場	多良川	藤津郡太良町大字多良1-6	0954-67-0129 (9-441~212)	太良町	自 記
34	中山	多良川	藤津郡太良町大字多良8736-13	0954-67-0129	太良町	自 記
35	杵藤地区広域 市町村圏組合 鹿島消防署	鹿島川	鹿島市大字中村1575	0954-63-1119 (9-571~25)	消防署	自 記
36	塩田町	塩田川	嬉野市塩田町大字馬場下 嬉野市役所	0954-66-3111 (9-442~24)	嬉野市	自 テ
37	嬉 野	塩田川	嬉野市嬉野町大字下野丙	0952-32-7026 (771)	気象台	有 線 ロ ホ ッ ト 気 象 計
38	大浦支所	亀ノ浦川	藤津郡太良町大字大浦 太良町役場大浦支所	0954-68-2111	太良町	自 記
39	川副	その他	佐賀市川副町犬井道字国造搦 佐賀航空気象観測所	0952-32-7026 (771)	気象台	有 線 ロ ホ ッ ト 気 象 計

別表6 水位観測所一覧表

(1) 国土交通省関係

① 主要観測所一覧

テは水防テレメーター観測局設置場所

番号	河川名	河川事務所名	(観測所名) 位置	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	普通 自記 別 テ
1	筑後川	筑後川	(若津) ※高潮 福岡県大川市大字向島	—	4.50 (高潮)	—	5.05	自テ
2	筑後川 (早津江川)	筑後川	(早津江) 佐賀市川副町大詫間	—	—	—	—	自テ
3	筑後川	筑後川	(瀬ノ下) 福岡県久留米市瀬ノ下町字浜町上	3.50	5.00	6.80	7.10	自テ
4	筑後川 (宝満川)	筑後川	(端間) 福岡県小郡市福童	2.40	3.60	4.00	4.65	自テ
5	筑後川 (田手川)	佐賀	(田手橋) 神埼郡吉野ヶ里町田手	1.50	1.80	2.90	3.52	自テ
6	筑後川 (城原川)	佐賀	(日出来橋) 神埼市神埼町竹	2.00	2.50	3.50	4.32	自テ
7	筑後川 (城原川)	佐賀	(仁比山) 神埼市神埼町仁比山	—	—	—	—	自テ
8	筑後川 (城原川)	佐賀	(柴尾橋) 神埼市千代田町用作字柴尾1480-1	—	—	—	—	自テ
9	筑後川 (佐賀江川)	佐賀	(江上) 佐賀市北川副町江上	—	—	—	—	自テ
10	筑後川 (巨勢川)	佐賀	(東湊) 佐賀市金立町大字薬師丸字下九郎	—	—	—	—	自テ
11	筑後川 (巨勢川)	佐賀	(東名) 佐賀市金立町千布	—	—	—	—	自テ
12	筑後川 (黒川)	佐賀	(廿橋) 佐賀市金立町千布	—	—	—	—	自テ
13	六角川	武雄	(溝ノ上) 武雄市橋町玉江	—	—	—	—	自テ
14	六角川	武雄	(潮見橋) 武雄市橋町大字大日	1.50	2.50	2.80	3.10	自テ
15	六角川	武雄	(新橋) 武雄市北方町大字志久	—	—	—	—	自テ
16	六角川	武雄	(六角橋) 杵島郡白石町大字東郷	—	—	—	—	自テ
17	六角川	武雄	(住ノ江橋) ※高潮 小城市芦刈町住ノ江	—	6.50 (高潮)	—	6.90 (高潮)	自テ

番号	河川名	河川事務所名	(観測所名) 位置	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	普通 自記 別テ
18	六角川 (牛津川)	武雄	(砥川大橋) 小城市牛津町上砥川	—	—	—	—	自テ
19	六角川 (牛津川)	武雄	(妙見橋) 多久市東多久町大字別府羽佐間	2.30	3.50	4.00	4.40	自テ
20	松浦川	武雄	(川西橋) 伊万里市大川町大字川西	2.90	4.50	6.50	6.80	自テ
21	松浦川	武雄	(牟田部) 唐津市相知町牟田部	5.50	6.50	6.90	7.40	自テ
22	松浦川	武雄	(桃の川橋) 伊万里市松浦町桃川	—	—	—	—	自記
23	松浦川	武雄	(和田山橋) 唐津市相知町杉野	—	—	—	—	自記
24	松浦川	武雄	(松浦橋) 唐津市宮野町	—	—	—	—	自テ
25	松浦川 (厳木川)	武雄	(浦の川橋) 唐津市相知町相知	—	—	—	—	自テ
26	松浦川 (厳木川)	武雄	(中島橋) 唐津市厳木町中島	1.60	1.90	2.10	2.40	自テ
27	松浦川 (徳須恵川)	武雄	(徳須恵橋) 唐津市北波多徳須恵	2.90	3.70	4.50	5.20	自テ
28	嘉瀬川	佐賀	(川上) 佐賀市大和町都渡城	3.00	4.20	4.80	5.70	自テ
29	嘉瀬川	佐賀	(池森橋) 佐賀市鍋島町森田	—	—	—	—	自テ
30	嘉瀬川	佐賀	(久保田) 佐賀市久保田町大字久富	—	—	—	—	自テ
31	嘉瀬川	佐賀	(徳万) 佐賀市久保田町徳万	—	—	6.7 ※	8.70	自テ
32	嘉瀬川 (祇園川)	佐賀	(祇園) 小城市小城町岩蔵	—	—	—	—	自テ
33	嘉瀬川 (祇園川)	佐賀	(深町) 小城市三日月町 堀江深町	—	—	—	—	自テ
34	嘉瀬川 (神水川)	佐賀	(中原) 佐賀市富士町中原小川 6 5 1	—	—	—	—	自テ
35	嘉瀬川 (嘉瀬川)	佐賀	(宮の淵) 佐賀市富士町大字古湯字本村 652-2	—	—	—	—	自テ

※祇園川（直轄区間）のための数値である。

②危機管理型水位計設置箇所一覧表

番号	河川事務所	水系名	河川名	左右岸	距離標	設置箇所
1	筑後川	筑後川	筑後川	右岸	7/200	高津排水樋管
2	筑後川	筑後川	筑後川	右岸	11/000	黒津樋管
3	筑後川	筑後川	早津江川	左岸	3/600	左3k600
4	佐賀	筑後川	田手川	—	2/800	古賀橋
5	佐賀	筑後川	田手川	—	3/800	城東橋
6	筑後川	筑後川	宝満川	右岸	1/600	佐賀東部工業用水
7	筑後川	筑後川	安良川	—	1/750	半平橋
8	佐賀	筑後川	城原川	—	3/500	直鳥橋
9	武雄	六角川	六角川	左岸	13/600	大西排水樋管
10	武雄	六角川	六角川	右岸	17/102	馬田排水樋管
11	武雄	六角川	六角川	左岸	18/840	大町境川排水樋門
12	武雄	六角川	六角川	左岸	21/425	玉江排水樋管
13	武雄	六角川	牛津川	左岸	8/440	牛尾堀切排水樋管
14	武雄	六角川	牛津川	左岸	10/060	山崎水門
15	武雄	六角川	牛津川	右岸	10/865	納所排水樋管
16	武雄	六角川	牛津川	—	17/875	長尾橋（多久市）
17	武雄	六角川	牛津川	—	20/485	小井手橋（多久市）
18	武雄	六角川	牛津川	—	21/530	浦町橋水位観測所
19	武雄	六角川	牛津川	左岸	22/300	道祖元橋（佐賀県）
20	武雄	六角川	武雄川	—	1/600	武雄大橋（武雄市）
21	武雄	松浦川	松浦川	左岸	5/380	養母田3号排水樋管
22	武雄	松浦川	松浦川	右岸	7/350	城排水樋管
23	武雄	松浦川	松浦川	左岸	10/035	下牟田部排水樋管
24	武雄	松浦川	松浦川	左岸	13/875	久保排水樋管
25	武雄	松浦川	松浦川	右岸	15/050	和田山橋水位観測所
26	武雄	松浦川	松浦川	左岸	21/150	駒鳴2号排水樋管
27	武雄	松浦川	松浦川	—	28/830	桃の川橋水位流量観測所
28	武雄	松浦川	徳須恵川	右岸	0/810	山本河原3号排水樋管
29	武雄	松浦川	徳須恵川	右岸	2/911	大杉北崎2号排水樋管
30	武雄	松浦川	徳須恵川	左岸	5/830	北波多徳須恵
31	武雄	松浦川	徳須恵川	—	11/900	古里橋（佐賀県）
32	武雄	松浦川	厳木川	左岸	1/900	浜白第2排水樋管
33	武雄	松浦川	厳木川	—	5/280	本山橋（佐賀県）
34	武雄	松浦川	厳木川	—	5/900	岩屋橋（唐津市）
35	佐賀	嘉瀬川	嘉瀬川	右岸	9/400	塩土井排水樋門
36	佐賀	嘉瀬川	嘉瀬川	右岸	14/620	大和町東山田
37	佐賀	嘉瀬川	祇園川	—	1/060	深町水位観測所

(2) 県 関 係
①主要観測所一覧

番号	河川名	土 事 務 所 名	位 置		水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 相当水位 (m)	氾濫注意水 位から天端 までの余裕 高 (m)	普通 自記 テ	量 水 標 管 理 者 (連絡先)	観 測 者 (連絡先)	通報	通 報 先 (連絡先)	公表
			市 町	大 字 (観測所名)											
1	秋光川	東 部	基山町	園 部 (脇田橋)	1.00	1.20	—	—	1.20	普通	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同 左			
2	秋光川	東 部	鳥栖市	飯 田 町 (飯田橋)	2.10	2.60	3.40	4.00	2.00	テ	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同 左	○	○ 鳥 栖 市 (0942) 85-3500 ○ 基 山 町 (0942) 92-2011	○
3	大木川	東 部	鳥栖市	神 辺 町 (井河原橋)	1.00	1.20	—	—	1.40	普通	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同 左			
4	大木川	東 部	鳥栖市	酒井西町 (酒井上橋)	2.40	2.90	3.10	3.38	2.00	テ	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同 左	○	鳥 栖 市 (0942) 85-3500	○
5	安良川	東 部	鳥栖市	幸 津 町 (幸津橋)	1.60	2.00	2.86	3.24	2.32	テ	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同 左	○	鳥 栖 市 (0942) 85-3500	○
6	寒水川	東 部	みやき町	簗 原 (中川原橋)	1.00	1.30	—	—	1.50	普通	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同 左			
7	寒水川	東 部	みやき町	江 口 (西寄橋)	1.80	2.20	2.90	3.80	1.80	テ	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同 左			○
8	寒水川	東 部	みやき町	江 口 (田島橋)	1.30	1.80	—	—	1.70	普通	東部土木事務所 (0942) 83-4176	みやき町役場 (0942) 96-5531			
9	切通川	東 部	上峰町	江迎九丁分 (九丁分橋)	2.80	3.10	—	—	1.50	普通	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同 左			
10	通瀬川	東 部	みやき町	東 尾 (南通瀬橋)	TP 3.30	TP 3.60	TP 3.95	TP 4.25	1.40	テ	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同 左			○
11	田手川	東 部	吉野ヶ里町	大 曲 (在川橋)	1.50	2.00	—	—	1.40	普通	東部土木事務所 (0942) 81-3414	吉野ヶ里町 役 場 (0952) 53-1111			
12	田手川	東 部	吉野ヶ里町	田 手 (広円橋)	2.10	2.60	4.80	5.20	2.80	テ	東部土木事務所 (0942) 81-3414	同 左	○	○ 吉野ヶ里町 (0952) 53-1111 ○ 神 埼 市 (0952) 52-1111	○
13	城原川	東 部	神埼市	神埼町城原 (朝日橋)	2.40	3.00	3.87	4.13	2.70	テ	東部土木事務所 (0942) 81-3414	同 左	○	神 埼 市 (0952) 52-1111	○
14	巨勢川	佐 賀	佐賀市	兵庫町渚 (東渚)	TP 2.40	TP 2.90	—	—	1.66	テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左			○
15	巨勢川	佐 賀	佐賀市	兵庫町渚 (学校橋)	TP 2.40	TP 2.90	TP 3.70	TP 3.96	1.66	テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左	○	佐 賀 市 (0952) 24-3151	○
16	八田江	佐 賀	佐賀市	川副町西古賀 (船津)	TP 1.50	TP 2.00	TP 3.10	TP 3.30	1.60	テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左	○	佐賀市川副支所 (0952) 45-1111	○
17	佐賀江川	佐 賀	佐賀市	蓮池町小松 (蒲田津 排水機場)	TP 1.40	TP 2.00	—	—	1.60	テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左			○
18	佐賀江川	佐 賀	佐賀市	北川副町江上 (江上)	TP 1.50	TP 2.00	TP 2.80	TP 2.89	1.60	自記 テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左	○	佐 賀 市 (0952) 24-3151	○
19	本庄江	佐 賀	佐賀市	西与賀町屋外 (今重橋)	—	TP 2.91	TP 2.91	TP 3.10	1.40	テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左	○	佐 賀 市 (0952) 24-3151	○

番号	河川名	土木事務所名	位置		水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 相当水位 (m)	氾濫注意水 位から天端 までの余裕 高 (m)	普通 自記 テ	量水標 管理者 (連絡先)	観測者 (連絡先)	通報	通報先 (連絡先)	公表
			市町	大字 (観測所名)											
20	新川	佐賀	佐賀市	諸富町山領 (新川橋)	TP 1.60	TP 2.00	—	—	1.60	テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左			○
21	祇園川	佐賀	小城市	三日月町 (芦田橋)	2.40	3.00	—	—	3.00	普通	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左			
22	祇園川	佐賀	小城市	小 城 町 (祇 園)	1.20	1.50	2.30	2.57	1.50	テ	佐賀河川事務所 (0952) 41-8801	佐賀河川事務所 (0952) 24-4345	○	小 城 市 (0 9 5 2) 3 7 - 6 1 2 0	○
23	福所江	佐賀	小城市	牛 津 町 (境 川 橋)	TP 1.20	TP 1.50	TP 2.19	TP 2.53	1.70	テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左	○	○佐賀市久保田支所 (0952) 68-2111 ○ 小 城 市 (0952) 37-6120	○
24	晴気川	佐賀	小城市	小 城 町 (三岳寺橋)	1.80	2.30	2.90	3.40	1.70	テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左			○
25	今出川	佐賀	多久市	北多久町多久原 (今出橋)	1.70	2.14	2.14	2.42	2.06	テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左	○	多 久 市 (0 9 5 2) 7 5 - 2 1 1 2	○
26	中通川	佐賀	多久市	北多久町小侍 (北田橋)	1.45	1.80	2.60	3.08	1.80	テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左	○	多 久 市 (0 9 5 2) 7 5 - 2 1 1 2	○
27	牛津川	佐賀	多久市	西多久町吉ノ尾 山下(山崎橋)	1.50	1.80	—	—	1.10	普通	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左			
28	牛津江川	佐賀	小城市	牛 津 町 (牛津江)	2.10	3.10	3.26	3.37	1.80	テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左	○	小 城 市 (0 9 5 2) 3 7 - 6 1 2 0	○
29	玉島川	唐津	唐津市	浜 玉 町 (梅豆羅橋)	1.50	1.80	2.00	2.55	2.40	テ	唐津土木事務所 (0955) 73-3130	同 左			○
30	半田川	唐津	唐津市	鏡 (大橋)	2.00	2.30	2.60	3.00	2.00	テ	唐津土木事務所 (0955) 73-3130	同 左	○	唐 津 市 (0 9 5 5) 7 2 - 9 1 1 1	○
31	宇木川	唐津	唐津市	鏡 (久里崎橋)	1.40	1.70	1.80	2.20	1.10	テ	唐津土木事務所 (0955) 73-3130	同 左	○	唐 津 市 (0 9 5 5) 7 2 - 9 1 1 1	○
32	左伊岐佐川	唐津	唐津市	相 知 町 (新井手)	1.10	1.30	—	—	1.20	自記 テ	ダム管理 事務所 (0954) 23-7327	唐津土木事務所 (0955) 73-3130			○
33	有浦川	唐津	玄海町	長 倉 (有浦)	1.00	2.00	—	—	1.40	テ	唐津土木事務所 (0955) 73-3130	同 左			○
34	横田川	唐津	唐津市	浜 玉 町 (浜崎)	TP 2.50	TP 2.80	TP 2.83	TP 3.10	1.60	テ	唐津土木事務所 (0955) 73-3130	同 左	○	唐津市浜玉市民 センター (0955) 53-7100	○
35	伊万里川	伊万里	伊万里市	立 花 町 (岩栗)	1.70	2.00	2.37	3.33	1.80	テ	伊 万 里 土 木 事 務 所 (0955) 23-4152	同 左	○	伊 万 里 市 (0 9 5 5) 2 3 - 2 4 8 4	○
36	新田川	伊万里	伊万里市	二里町八谷揃 (黄金橋)	0.63	0.85	0.90	1.39	1.57	テ	伊 万 里 土 木 事 務 所 (0955) 23-4152	同 左	○	伊 万 里 市 (0 9 5 5) 2 3 - 2 4 8 4	○
37	波多津川	伊万里	伊万里市	波多津町 (馬蛤潟)	0.60 (標高)	0.90 (標高)	—	—	1.20	テ	伊 万 里 土 木 事 務 所 (0955) 23-4152	同 左			○
38	有田川	伊万里	伊万里市	二 里 町 (又川)	—	3.40	—	4.38	2.15	自記 テ	ダム管理 事務所 (0954) 23-7327	伊 万 里 土 木 事 務 所 (0955) 23-4152		伊 万 里 市 (0 9 5 5) 2 3 - 2 4 8 4	○
39	有田川	伊万里	伊万里市	二 里 町 (長井手)	1.23	1.62	2.20	2.62	3.41	自記 テ	ダム管理 事務所 (0954) 23-7327	伊 万 里 土 木 事 務 所 (0955) 23-4152	○	伊 万 里 市 (0 9 5 5) 2 3 - 2 4 8 4	○

番号	河川名	土木事務所名	位置		水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 相当水位 (m)	氾濫注意水 位から天端 までの余裕 高 (m)	普通 自記 テ	量水標 管理者 (連絡先)	観測者 (連絡先)	通報	通報先 (連絡先)	公表
			市町	大字 (観測所名)											
40	白川川	伊万里	有田町	白川2丁目 (比良木)	64.60 (標高)	65.00 (標高)	—	—	1.80	自記 テ	ダム管理 事務所 (0954) 23-7327	伊万里 土木事務所 (0955) 23-4152			○
41	広瀬川	伊万里	有田町	広瀬 (猪木野)	0.80	1.00	—	—	0.90	自記 テ	ダム管理 事務所 (0954) 23-7327	伊万里 土木事務所 (0955) 23-4152			○
42	有田川	伊万里	有田町	仏ノ原 (仏の原)	2.28	2.70	3.00	3.43	2.01	自記 テ	ダム管理 事務所 (0954) 23-7327	伊万里 土木事務所 (0955) 23-4152			○
43	松浦川	杵藤	武雄市	武内町真手野 (武内)	2.40	3.00	3.30	3.74	2.00	テ	杵藤土木事務所 (0954) 22-4184	同左	○	武雄市 (0954) 23-9111	○
44	武雄川	杵藤	武雄市	武雄町 (杉橋)	1.90	2.40	3.47	3.71	2.00	テ	杵藤土木事務所 (0954) 22-4184	同左	○	武雄市 (0954) 23-9111	○
45	高橋川	杵藤	武雄市	朝日町 (高橋)	1.40	1.60	1.93	2.11	1.00	テ	杵藤土木事務所 (0954) 22-4184	同左	○	武雄市 (0954) 23-9111	○
46	塩田川	杵藤	嬉野市	塩田町馬場下 (塩田橋)	4.06	4.43	4.52	5.44	3.66	自記 テ	ダム管理 事務所 (0954) 23-7327	杵藤土木事務所 (0954) 22-4184	○	○ 嬉野市 (0954) 66-3111 ○ 鹿島市 (0954) 63-2111 ○ 白石町 (0952) 84-2111	○
47	塩田川	杵藤	嬉野市	嬉野町下宿 (湯野田)	2.50	3.10	—	—	3.10	自記 テ	ダム管理 事務所 (0954) 23-7327	杵藤土木事務所 (0954) 22-4184			○
48	鹿島川	杵藤	鹿島市	中村 (組知橋)	2.80	3.50	4.10	4.80	2.20	テ	杵藤土木事務所 (0954) 22-4184	同左	○	○ 嬉野市 (0954) 66-3111 ○ 鹿島市 (0954) 63-2111	○
49	中川	杵藤	鹿島市	三河内 (巖橋)	2.50	3.10	3.60	4.00	1.90	自記 テ	ダム管理 事務所 (0954) 23-7327	杵藤土木事務所 (0954) 22-4184	○	鹿島市 (0954) 63-2111	○
50	中川	杵藤	鹿島市	納富分 (中川橋)	2.20	2.70	—	—	2.80	普通	杵藤土木事務所 (0954) 22-4184	同左			
51	石木津川	杵藤	鹿島市	古枝 (石木津)	1.80	2.20	2.80	3.40	2.30	テ	杵藤土木事務所 (0954) 22-4184	同左	○	鹿島市 (0954) 63-2111	○
52	浜川	杵藤	鹿島市	浜町中町 (浜橋)	1.40	1.80	—	—	1.60	普通	杵藤土木事務所 (0954) 22-4184	同左			
53	多良川	杵藤	太良町	太良畑田 (多良)	1.70	2.15	—	—	1.50	テ	杵藤土木事務所 (0954) 22-4184	同左			○
54	高原川	東部	基山町	小倉 (関屋上橋)	1.50	1.60	—	—	0.60	テ	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同左			○
55	秋光川	東部	基山町	園部 (牛会橋)	1.90	2.20	2.70	3.30	1.70	テ	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同左	○	○ 鳥栖市 (0942) 85-3500 ○ 基山町 (0942) 92-2011	○
56	沼川	東部	鳥栖市	三島町 (沼川橋)	2.40	2.90	—	—	2.40	テ	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同左			○
57	通瀬川	東部	みやき町	東尾 (小原橋)	1.00	1.10	1.20	1.60	1.10	テ	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同左	○	みやき町 (0942) 89-1651	○
58	寒水川	東部	みやき町	中津隈 (中津隈8号 橋)	1.50	1.70	1.90	2.40	3.80	テ	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同左	○	みやき町 (0942) 89-1651	○
59	切通川	東部	みやき町	原古賀 (公園橋)	1.30	1.50	—	—	1.20	テ	東部土木事務所 (0942) 83-4176	同左			○

番号	河川名	土木事務所名	位置		水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫 危険水位 相当水位 (m)	氾濫注意水 位から天端 までの余裕 高 (m)	普通 自記 テ	量水標 管理者 (連絡先)	観測者 (連絡先)	通報	通報先 (連絡先)	公表
			市町	大字 (観測所名)											
60	井柳川	東 部	吉野ヶ里町	豆 田 (徳富橋)	1.80	2.10	—	—	1.30	テ	東部土木事務所 (0942) 81-3414	同 左			○
61	中地江川	東 部	神崎市	姉 川 (上之橋)	0.80	1.00	—	—	1.50	テ	東部土木事務所 (0942) 81-3414	同 左			○
62	東平川	佐 賀	佐賀市	大和町 (東平川橋)	2.70	3.20	—	—	3.00	テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左			○
63	晴気川	佐 賀	小城市	小 城 町 (船田橋)	1.20	1.40	1.70	1.90	2.00	テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左	○	小 城 市 (0952) 37 - 6120	○
64	庄 川	佐 賀	多久市	南多久町 (庄 橋)	1.00	1.20	—	—	1.40	テ	佐賀土木事務所 (0952) 24-4345	同 左			○
65	川添川	杵 藤	武雄市	北 方 町 (川添橋)	1.30	1.60	—	—	0.80	テ	杵藤土木事務所 (0954) 22-4184	同 左			○
66	玉島川	唐 津	唐津市	浜 玉 町 (新岡口橋)	1.80	2.10	2.80	3.10	2.70	テ	唐津土木事務所 (0955) 73-3130	同 左	○	唐津市浜玉市民 センター (0955) 53-7100	○
67	佐志川	唐 津	唐津市	佐 志 (弥右エ門 橋)	0.70	0.90	—	—	1.20	テ	唐津土木事務所 (0955) 73-3130	同 左			○
68	田中川	唐 津	唐津市	北 波 多 (前田原橋)	2.30	2.80	—	—	2.50	テ	唐津土木事務所 (0955) 73-3130	同 左			○
69	徳須恵 川	伊万里	伊万里 市	南波多町 (大川原橋)	1.90	2.40	—	—	1.90	テ	伊 万 里 土 木 事 務 所 (0955) 23-4152	同 左			○
70	有田川	伊万里	有田町	大 野 (菅野橋)	1.20	1.30	1.50	1.70	1.40	テ	伊 万 里 土 木 事 務 所 (0955) 23-4152	同 左	○	有 田 町 (0955) 46-2111	○
71	浜 川	杵 藤	鹿島市	浜 町 (薬師橋)	1.30	1.70	—	—	1.80	テ	杵藤土木事務所 (0954) 22-4184	同 左			○

②その他（ダム・排水機場・水門用）観測所一覧表

	番号	河 川 名	土 木 事務所名	位 置		用 途	観 測 方 式	電 話	公表
				市 町	大 字				
ダ	1	町 田 川	唐 津	唐津市	神 田 (中 田 下)	(ダ ム 下 流 観 測 用)	自記・テレ	－	○
	2	左伊岐佐川	唐 津	唐津市	相 知 町 (不 動 の 滝)	(ダ ム 上 流 観 測 用)	自記・テレ	－	○
	3	広 瀬 川	伊 万 里	有 田 町	広 瀬 山 (竜 門 橋)	(ダ ム 下 流 観 測 用)	自記・テレ	－	○
	4	導 水 路	伊 万 里	伊万里市	大 川 内 町 (ト ン ネ ル)	(ダ ム 導 水 ト ン ネ ル 観 測 用)	自記・テレ	－	○
	5	古 賀 川	伊 万 里	伊万里市	大 川 内 町 (古 賀 川)	(ダ ム 下 流 観 測 用)	自記・テレ	－	○
	6	井手口川	伊 万 里	伊万里市	大 川 内 町 (大 川 野)	(ダ ム 下 流 観 測 用)	自記・テレ	－	○
	7	菅 牟 田 川	杵 藤	武雄市	若 木 町 (菅 牟 田)	(ダ ム 導 水 河 川 観 測 用)	テレメータ	－	○
	8	川 古 川	杵 藤	武雄市	若 木 町 (小 開)	(ダ ム 下 流 観 測 用)	テレメータ	－	○
	9	川 古 川	杵 藤	武雄市	若 木 町 (大 坂)	()	テレメータ	－	○
	10	六 角 川	杵 藤	武雄市	西 川 登 町 (弓 野 橋)	()	自記・テレ	－	○
	11	狩 立 川	杵 藤	武雄市	山内町宮野 (堀 ノ 内 橋)	()	自記・テレ	－	－
	12	狩 立 川	杵 藤	武雄市	山内町宮野 (仙 平 堰)	()	自記・テレ	－	－
	13	岩屋川内川	杵 藤	嬉 野 市	嬉野町岩屋川内 (鹿 谷)	(ダ ム 上 流 観 測 用)	自記・テレ	－	○
	14	吉 田 川	杵 藤	嬉 野 市	嬉野町吉田 (一 本 松 堰)	(ダ ム 下 流 観 測 用)	自記・テレ	－	－
	15	吉 田 川	杵 藤	嬉 野 市	嬉野町吉田 (飯 盛 橋)	()	自記・テレ	－	－
	16	鹿 島 川	杵 藤	鹿 島 市	重 ノ 木 (重 ノ 木)	()	自記・テレ	－	○
	17	中 川	杵 藤	鹿 島 市	納 富 分 (片 山 橋)	()	自記・テレ	－	○
	18	六 角 川	杵 藤	武雄市	西 川 登 町 (平 古 場)	()	自記・テレ	－	○
	19	六 角 川	杵 藤	武雄市	東 川 登 町 (東 川 登)	()	自記・テレ	－	○
排水機場	20	八 田 江	佐 賀	佐 賀 市	東与賀下古賀 (八 田 江 排 水 機 場)	(排 水 機 観 測 用)	テレメータ	－	○
	21	三 間 川	佐 賀	佐 賀 市	巨 勢 町 牛 島 (三 間 川 排 水 機 場)	()	テレメータ	－	○
	22	新 川	佐 賀	佐 賀 市	諸 富 町 為 重 (新 川 排 水 機 場)	()	テレメータ	－	○
	23	新 川	佐 賀	佐 賀 市	諸 富 町 為 重 (二 の 橋)	()	テレメータ	－	○
	24	古江湖川	佐 賀	佐 賀 市	本 庄 町 末 次 (古 江 湖 排 水 機 場)	()	テレメータ	－	○
	25	地 蔵 川	佐 賀	佐 賀 市	下 田 町 (地 蔵 川 排 水 機 場)	()	テレメータ	－	○
	26	西今宿川	佐 賀	佐 賀 市	嘉 瀬 町 中 原 (西 今 宿 川 排 水 機 場)	()	テレメータ	－	○
	27	六 角 川	佐 賀	多 久 市	納 所 (岩 崎 排 水 機 場)	()	テレメータ	－	○
	28	三本松川	東 部	神 埼 市	神 埼 町 本 堀 (三 本 松 川 排 水 機 場)	()	テレメータ	－	○
	29	馬 場 川	東 部	神 埼 市	千 代 田 町 下 板 (馬 場 川 排 水 機 場)	()	テレメータ	－	○
	30	新 田 川	伊 万 里	伊万里市	二 里 町 八 谷 捌 (新 田 川 第 2 排 水 機 場)	()	テレメータ	－	○
	31	廻里江川	杵 藤	白 石 町	戸 ケ 里 (廻 里 江 排 水 機 場)	()	テレメータ	－	○

	番 号	河 川 名	土 木 事務所名	位 置		用 途	観 測 方 式	電 話	公表
				市 町	大 字				
水 門	32	八 田 江	佐 賀	佐 賀 市	北川副町木原 (枝吉水門)	(水 門 観 測 用)	テレメータ	－	○
	33	佐賀江川	佐 賀	佐 賀 市	巨勢町東西 (尾の島水門)	(〃)	テレメータ	－	○
	34	佐賀江川 (三間川放水 路)	佐 賀	佐 賀 市	巨勢町牛島 (牛島水門)	(〃)	テレメータ	－	○
	35	本 庄 江	佐 賀	佐 賀 市	西与賀町新屋敷 (本庄江防潮水門)	(〃)	テレメータ	－	○
	36	本 庄 江	佐 賀	佐 賀 市	嘉瀬町扇町 (深町水門)	(〃)	テレメータ	－	○
	37	本 庄 江 新 川	佐 賀	佐 賀 市	嘉瀬町扇町 (城塚堰)	(〃)	テレメータ	－	○
	38	福 所 江	佐 賀	佐 賀 市	久保田町下満 (福所江水門)	(〃)	テレメータ	－	○
	39	中池江川	東 部	神 埼 市	千代田町餘江 (浜水門)	(〃)	テレメータ	－	○
	40	松 浦 川	唐 津	唐 津 市	原 (五藤田水門)	(〃)	テレメータ	－	○

③危機管理型水位計観測所一覧表

番号	河川名	土木 事務所名	位 置		用 途	観測方式	電 話	公表
			市 町	大 字				
1	別府川	佐賀	多久市	東多久町別府 (四反田橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
2	山王川	佐賀	佐賀市	大和町久留間 (無名橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
3	山犬原川	佐賀	多久市	北多久町小侍 (萩原橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
4	黒川	佐賀	佐賀市	金立町千布 (廿橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
5	小松川	佐賀	佐賀市	久保泉町下和泉 (観音橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
6	西平川	佐賀	佐賀市	大和町久留間 (西平川橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
7	馬場川	東部	神埼市	神埼町永歌 (小学校南橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
8	三本松川	東部	神埼市	神埼町本堀 (三本松橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
9	山下川	東部	鳥栖市	姫方町 (八幡橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
10	実松川	東部	基山町	宮浦 (塚原下橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
11	関屋川	東部	基山町	小倉 (無名橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
12	薬師川	東部	鳥栖市	真木町 (三郎丸橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
13	新川	唐津	唐津市	鏡 (新川橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
14	大野川	唐津	唐津市	相知町大野 (丸熊橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
15	稗田川	唐津	唐津市	北波多稗田 (甲城橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
16	脇田川	伊万里	伊万里市	脇田町 (梅の木天神橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
17	立川	伊万里	伊万里市	黒川町塩屋 (平成立川橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
18	鳥海川	杵藤	武雄市	武内町真手野 (馬場橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
19	黒川	杵藤	鹿島市	三河内 (畑田橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
20	八幡川	杵藤	嬉野市	塩田町久間丙 (八幡橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
21	高良川	杵藤	大町町	大町 (八津江橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
22	古川	杵藤	江北町	八町 (東古川橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
23	吉田川	杵藤	嬉野市	嬉野町下野 (飯盛橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
24	広田川	杵藤	武雄市	北方町志久 (広田橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
25	黒木川	杵藤	鹿島市	音成 (黒木橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
26	伊福川	杵藤	太良町	伊福甲 (玉川橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
27	飯田川	杵藤	鹿島市	飯田 (飯田橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
28	祇園川	佐賀	小城市	小城町岩藏 (天山橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
29	川添川	杵藤	武雄市	北方町大崎 (舟津橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
30	鹿島川	杵藤	鹿島市	常広 (鹿島橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
31	中川	杵藤	鹿島市	納富分 (中川橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
32	永瀬川	佐賀	多久市	東多久町別府 (柳原橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
33	瓦川内川	佐賀	多久市	南多久町長尾瓦川内 (鰐の瀬橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
34	町田川	唐津	唐津市	新興町 (新町田橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○

番号	河川名	土木事務所名	位置		用途	観測方式	電話	公表
			市町	大字				
35	入江川	杵藤	嬉野市	塩田町久間丙 (新橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
36	須古川	杵藤	白石町	神辺 (須古川排水機場)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
37	糸岐川	杵藤	太良町	本町 (糸岐橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
38	前川	東部	鳥栖市	高田町 (日渡橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
39	大木川	東部	鳥栖市	水屋町 (水屋橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
40	西田川	東部	鳥栖市	儀徳町 (無名橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
41	六田川	東部	上峰町	前牟田 (宮の前橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
42	勘太郎川	東部	上峰町	前牟田 (野間口橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
43	笹隈川	東部	神埼市	神埼町本堀 (笹隈橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
44	北牟田川	唐津	唐津市	鏡 (潮水橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
45	潮分川	唐津	唐津市	和多田先石 (和多田橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
46	坊中川	唐津	唐津市	相知町牟田部 (坊中橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
47	平山川	唐津	唐津市	相知町平山下 (川添橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
48	小城川内川	唐津	唐津市	相知町平山 (小城川内川)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
49	馬神川	杵藤	武雄市	北方町大崎 (無名橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
50	甘久川	杵藤	武雄市	武雄町富岡 (僧庵橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
51	富岡川	杵藤	武雄市	武雄町武雄 (鷺田橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
52	三間坂川	杵藤	武雄市	山内町三間坂 (柿田橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
53	緑郷川	杵藤	白石町	福富北区 (緑郷橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
54	福富川	杵藤	白石町	福富 (潮塞観音橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
55	白石川	杵藤	白石町	福田 (高橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
56	只江川	杵藤	白石町	横手 (只江橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○
57	母ヶ浦川	杵藤	鹿島市	音成 (宮の前橋)	(洪水時観測用)	テレメータ	—	○

※危機管理型水位計とは、洪水時の水位観測に特化した水位計であり、河川周辺の住民の避難に役立てるために設置する水位計である。

別表7 河川（海岸）カメラ設置箇所一覧表

(1) 国土交通省関係

	No.	河川事務所	水系名	河川名	左右岸	距離標	設置箇所
河 川 C C T V	1	佐賀	筑後川	田手川	左岸	3/650	城東橋
	2	筑後川	筑後川	早津江川	右岸	3/000	川副大橋
	3	筑後川	筑後川	安良川	右岸	2/000	右岸2/000
	4	佐賀	筑後川	城原川	右岸	7/970	日出来橋水位観測所
	5	筑後川	筑後川	筑後川	右岸	12/325	浮島排水機場
	6	筑後川	筑後川	宝満川	右岸	1/500	前川排水機場
	7	筑後川	筑後川	宝満川	右岸	1/260	轟木排水機場
	8	筑後川	筑後川	宝満川	右岸	1/500	前川排水機場
	9	筑後川	筑後川	宝満川	右岸	1/260	轟木排水機場
	10	筑後川	筑後川	宝満川	左岸	1/000	左岸1/000
	11	筑後川	筑後川	筑後川	右岸	12/325	浮島排水機場
	12	佐賀	筑後川	佐賀江川	左岸	2/100	諸富出張所
	13	佐賀	筑後川	佐賀江川	左岸	2/000	城原川合流点
	14	佐賀	筑後川	佐賀江川	左岸	0/000	佐賀江川合流点
	15	佐賀	筑後川	城原川	右岸	7/800	屋敷橋
	16	佐賀	筑後川	城原川	左岸	5/600	夫婦井樋橋
	17	筑後川	筑後川	早津江川	右岸	4/600	中川副樋管
	18	筑後川	筑後川	早津江川	右岸	1/100	右岸1/100
	19	筑後川	筑後川	諸富川	左岸	1/000	左岸1/000
	20	筑後川	筑後川	筑後川	右岸	15/960	江見排水機場
	21	筑後川	筑後川	筑後川	右岸	14/965	江見(上)排水機場
	22	武雄	六角川	六角川	左岸	3/800	住ノ江
	23	武雄	六角川	六角川	左岸	4/600	河口堰下流左岸
	24	武雄	六角川	六角川	右岸	4/600	河口堰下流右岸
	25	武雄	六角川	六角川	左岸	4/600	河口堰上流左岸
	26	武雄	六角川	六角川	右岸	4/600	河口堰上流右岸
	27	武雄	六角川	六角川	左岸	5/100	鳴江(排)外水/空間監視
	28	武雄	六角川	六角川	左岸	10/000	東古川(排)排水樋門
	29	武雄	六角川	六角川	左岸	10/720	西古川(排)空間監視
	30	武雄	六角川	六角川	左岸	13/100	大西
	31	武雄	六角川	六角川	左岸	14/600	八ツ江
	32	武雄	六角川	六角川	左岸	17/550	満江
	33	武雄	六角川	六角川	右岸	17/600	馬田橋
	34	武雄	六角川	六角川	右岸	20/400	大町橋
	35	武雄	六角川	六角川	右岸	22/800	蔵堂
	36	武雄	六角川	六角川	左岸	22/800	焼米(排)焼米水門内水
	37	武雄	六角川	六角川	右岸	23/850	新橋
	38	武雄	六角川	六角川	右岸	24/900	医王寺
	39	武雄	六角川	六角川	左岸	25/700	川添川(排)屋上
	40	武雄	六角川	六角川	左岸	25/700	川添川(排)川添水門
	41	武雄	六角川	六角川	左岸	26/000	武雄川合流点
	42	武雄	六角川	六角川	左岸	26/500	板橋(排)屋上
	43	武雄	六角川	六角川	左岸	26/500	板橋(排)板橋水門
	44	武雄	六角川	六角川	左岸	28/150	東川水門
	45	武雄	六角川	六角川	左岸	28/900	大日堰
	46	武雄	六角川	六角川	左岸	30/230	潮見橋
	47	武雄	六角川	武雄川	左岸	0/700	高橋(排)甘久水門
	48	武雄	六角川	武雄川	左岸	0/700	高橋水門
	49	武雄	六角川	武雄川	左岸	0/800	高橋(排)屋上東側
	50	武雄	六角川	牛津川	左岸	1/150	弁財(排)空間監視
	51	武雄	六角川	牛津川	左岸	2/000	一本松(排)排水樋管
	52	武雄	六角川	牛津川	左岸	3/830	三条川
	53	武雄	六角川	牛津川	右岸	5/000	水管橋
	54	武雄	六角川	牛津川	左岸	5/400	川越
	55	武雄	六角川	牛津川	右岸	5/800	満神
	56	武雄	六角川	牛津川	左岸	5/830	三条(排)排水樋管

	No.	河川事務所	水系名	河川名	左右岸	距離標	設置箇所
河川 C C T V	57	武雄	六角川	牛津川	左岸	6/000	虎坊
	58	武雄	六角川	牛津川	左岸	6/850	友田
	59	武雄	六角川	牛津川	左岸	7/400	牛津江排水機場屋上
	60	武雄	六角川	牛津川	右岸	7/400	牛津江（排）水門対岸
	61	武雄	六角川	牛津川	右岸	7/840	牛津出張所屋上
	62	武雄	六角川	牛津川	右岸	9/000	晴気川合流点
	63	武雄	六角川	牛津川	左岸	10/100	山崎
	64	武雄	六角川	牛津川	左岸	12/250	船津
	65	武雄	六角川	牛津川	左岸	14/000	妙見橋
	66	武雄	六角川	牛津川	左岸	14/500	羽佐間
	67	武雄	六角川	牛津川	左岸	15/000	平瀬橋
	68	武雄	六角川	牛津川	左岸	15/000	牟田辺（排）越流堤
	69	武雄	六角川	牛津川	右岸	15/200	牟田辺（排）屋上
	70	武雄	六角川	牛津川	右岸	15/200	牟田辺（排）遊水地
	71	武雄	六角川	牛津川	左岸	16/250	庄川
	72	武雄	六角川	牛津川	右岸	17/100	鰐ノ瀬
	73	武雄	六角川	牛津川	右岸	17/600	長尾
	74	武雄	六角川	牛津川	左岸	20/630	小井手堰
	75	武雄	松浦川	松浦川	右岸	1/530	鏡（排）空間監視
	76	武雄	松浦川	松浦川	左岸	1/800	和多田（排）空間監視
	77	武雄	松浦川	松浦川	右岸	3/000	松浦大堰下流
	78	武雄	松浦川	松浦川	右岸	3/100	出張所屋上
	79	武雄	松浦川	松浦川	右岸	3/200	松浦大堰上流
	80	武雄	松浦川	松浦川	右岸	4/570	沖鶴（排）空間監視
	81	武雄	松浦川	松浦川	左岸	6/800	徳須恵川合流点
	82	武雄	松浦川	松浦川	右岸	16/100	アザメの瀬
	83	武雄	松浦川	松浦川	左岸	18/300	中松浦
	84	武雄	松浦川	松浦川	左岸	21/150	駒鳴
	85	武雄	松浦川	松浦川	右岸	23/900	大川野（排）空間監視
	86	武雄	松浦川	松浦川	右岸	25/250	川西橋
	87	武雄	松浦川	松浦川	左岸	28/850	桃ノ川橋
	88	武雄	松浦川	徳須恵川	左岸	4/520	徳須恵橋
	89	武雄	松浦川	厳木川	左岸	5/900	岩屋橋
	90	武雄	松浦川	厳木川	左岸	11/300	中島橋
	91	武雄	松浦川	厳木川	左岸	11/100	下河原橋
	92	武雄	松浦川	厳木川	右岸	14/200	観音橋
	93	佐賀	嘉瀬川	嘉瀬川	右岸	6/000	嘉瀬川大堰第3ピア
	94	佐賀	嘉瀬川	嘉瀬川	右岸	6/000	嘉瀬川大堰屋上
	95	佐賀	嘉瀬川	嘉瀬川	左岸	6/600	荻野
	96	佐賀	嘉瀬川	嘉瀬川	左岸	10/600	池森橋
	97	佐賀	嘉瀬川	嘉瀬川	右岸	15/600	東山田
	98	佐賀	嘉瀬川	嘉瀬川	左岸	16/600	川上

河川 簡 易 カ メ ラ	99	筑後川	筑後川	宝満川	右岸	3/050	大木川水門
	100	佐賀	筑後川	城原川	右岸	3/530	直島橋
	101	佐賀	筑後川	城原川	右岸	8/540	ふるさと大橋（上流）
	102	佐賀	筑後川	城原川	右岸	8/541	ふるさと大橋（下流）
	103	武雄	六角川	六角川	左岸	21/430	玉江排水樋管
	104	武雄	六角川	六角川	左岸	30/800	武雄市橋町大字永島地先堤防
	105	武雄	六角川	牛津川	左岸	9/500	小城町池上地先堤防
	106	武雄	六角川	牛津川	右岸	12/900	多久市東多久町大字別府地先堤防
	107	武雄	六角川	牛津川	右岸	14/600	羽佐間用水樋管
	108	武雄	六角川	牛津川	左岸	18/500	多久市南多久町大字長尾地先堤防
	109	武雄	六角川	牛津川	右岸	22/000	多久市多久町地先堤防
	110	武雄	六角川	牛津川	左岸	22/300	道祖元2号排水樋管
	111	武雄	松浦川	松浦川	左岸	5/400	養母田3号排水樋管
	112	武雄	松浦川	松浦川	右岸	7/350	城排水樋管
	113	武雄	松浦川	松浦川	左岸	10/040	下牟田部排水樋管

	No.	河川事務所	水系名	河川名	左右岸	距離標	設置箇所
	114	武雄	松浦川	松浦川	左岸	13/880	久保排水樋管
	115	武雄	松浦川	松浦川	左岸	15/270	和田山排水樋管
	116	武雄	松浦川	徳須恵川	右岸	0/600	山本河原 2 号排水樋管
	117	武雄	松浦川	徳須恵川	右岸	2/910	大杉北崎 2 号排水樋管
	118	武雄	松浦川	徳須恵川	左岸	5/800	パラペット
	119	武雄	松浦川	徳須恵川	左岸	11/800	左岸堤防上
	120	武雄	松浦川	巖木川	右岸	1/850	中山警報所
	121	佐賀	嘉瀬川	嘉瀬川	右岸	9/400	塩土井排水樋門
	122	佐賀	嘉瀬川	祇園川	右岸	1/000	深町水位観測所

(2) 県関係

【河川CCTV】

番号	河川名 海岸名	土木 事務所名	位 置		観測所名	公表
			市 町	大 字		
1	牛津江川	佐賀	小城市	牛津町	牛津江	○
2	今出川	佐賀	多久市	北多久町多久原	今出橋	○
3	本庄江	佐賀	佐賀市	西与賀町厘外	今重橋	○
4	寒水川	東部	みやき町	中津隈	中津隈8号橋	○
5	通瀬川	東部	みやき町	東尾	小原橋	○
6	安良川	東部	鳥栖市	幸津町	幸津橋	○
7	半田川	唐津	唐津市	鏡	大橋	○
8	宇木川	唐津	唐津市	鏡	久里崎橋	○
9	新田川	伊万里	伊万里市	二里町八谷搦	黄金橋	○
10	有田川	伊万里	伊万里市	二里町	長井手	○
11	有田川	伊万里	有田町	大野	菅野橋	○
12	高橋川	杵藤	武雄市	朝日町	高橋	○
13	松浦川	杵藤	武雄市	武内町真手野	武内	○
14	塩田川	杵藤	嬉野市	塩田町馬場下	塩田橋	○
15	巨勢川	佐賀	佐賀市	兵庫町渕	学校橋	○
16	晴気川	佐賀	小城市	小城町	船田橋	○
17	中通川	佐賀	多久市	北多久町小侍	北田橋	○
18	八田江	佐賀	佐賀市	川副町西古賀	船津	○
19	城原川	東部	神埼市	神埼町城原	朝日橋	○
20	大木川	東部	鳥栖市	酒井西町	酒井上橋	○
21	秋光川	東部	鳥栖市	飯田町	飯田橋	○
22	秋光川	東部	基山町	園部	牛会橋	○
23	玉島川	唐津	唐津市	浜玉町	新岡口橋	○
24	横田川	唐津	唐津市	浜玉町	浜崎	○
25	伊万里川	伊万里	伊万里市	立花町	岩栗	○
26	石木津川	杵藤	鹿島市	古枝	石木津	○
27	鹿島川	杵藤	鹿島市	中村	組知橋	○
28	佐賀江川	佐賀	佐賀市	北川副町	江上	○
29	福所江	佐賀	佐賀市	久保田町	境川橋	○
30	祇園川	佐賀	小城市	小城町	祇園	○
31	田手川	東部	吉野ヶ里町	田手	広円橋	○
32	武雄川	杵藤	武雄市	武雄町	杉橋	○
33	中川	杵藤	鹿島市	三河内	巖橋	○
34	佐賀江川	佐賀	佐賀市	今宿	曙橋	○
35	西田川	東部	鳥栖市	下野町	五郎丸橋	○
36	井柳川	東部	吉野ヶ里町	豆田	徳富橋	○
37	牟田川	唐津	唐津市	浜玉町	小崎橋	○
38	高良川	杵藤	大町町	大町	六角川合流点	○
39	焼米入江	杵藤	武雄市	北方町志久	JR下流	○
40	武雄川	杵藤	武雄市	武雄町武雄	武雄大橋	○

41	入江川	杵藤	嬉野市	塩田町	牛間田水門	○
42	鹿島川	杵藤	鹿島市	中村	桜大橋	○
43	白石川	杵藤	白石町	福田	高橋水門	○
44	永瀬川	佐賀	多久市	東多久町	牛津川合流点	○
45	別府川	佐賀	多久市	東多久町	四反田排水機場	○
46	三本松川	東部	神崎市	神崎町	馬郡橋	○
47	切通川	東部	みやき町	中津隈	切通川	○
48	佐志川	唐津	唐津市	佐志南	佐志児童公園前	○
49	黒川川	伊万里	有田町	黒川	曲川小学校前	○
50	木須川	伊万里	伊万里市	瀬戸町	木須崎橋	○
51	東川	杵藤	武雄市	橘町	生見橋	○
52	多良川	杵藤	太良町	多良	下古賀橋	○

【河川CCTV（ダム系）】

番号	河川名 海岸名	土木 事務所名	位 置		観測所名	公表
			市 町	大 字		
1	町田川	唐津(ダム)	唐津市	神田	中田下	○
2	左伊岐佐川	唐津(ダム)	唐津市	相知町伊岐佐	新井手	○
3	塩田川	杵藤(ダム)	嬉野市	嬉野町下宿	今寺	○

【河川簡易カメラ（ダム系）】

番号	河川名 海岸名	土木 事務所名	位 置		観測所名	公表
			市 町	大 字		
1	左伊岐佐川	唐津(ダム)	唐津市	相知町伊岐佐	不動の滝	○
2	井手口川	伊万里(ダム)	伊万里市	大川町大川野	大川野	○
3	古賀川	伊万里(ダム)	伊万里市	大坪町	古賀川	○
4	広瀬川	伊万里(ダム)	有田町	広瀬	猪木野	○
5	有田川	伊万里(ダム)	伊万里市	二里町	又川	○
6	白川川	伊万里(ダム)	有田町	岩谷川内	比良木	○
7	有田川	伊万里(ダム)	有田町	黒川	仏ノ原	○
8	川古川	杵藤(ダム)	武雄市	若木町川古	小開	○
9	川古川	杵藤(ダム)	武雄市	若木町川古	大坂	○
10	狩立川	杵藤(ダム)	武雄市	山内町宮野	堀ノ内橋	○
11	狩立川	杵藤(ダム)	武雄市	山内町宮野	仙平堰	○
12	六角川	杵藤(ダム)	武雄市	西川登町神六	平古場	○
13	六角川	杵藤(ダム)	武雄市	西川登町神六	弓野橋	○
14	六角川	杵藤(ダム)	武雄市	東川登町永野	東川登	○
15	塩田川	杵藤(ダム)	嬉野市	嬉野町岩屋川内	湯野田	○
16	吉田川	杵藤(ダム)	嬉野市	嬉野町吉田	一本松堰	○
17	吉田川	杵藤(ダム)	嬉野市	嬉野町下野甲	飯盛橋	○
18	中川	杵藤(ダム)	鹿島市	高津原	片山橋	○
19	鹿島川	杵藤(ダム)	鹿島市	重ノ木	重ノ木橋	○
20	中川	杵藤(ダム)	鹿島市	高津原	中川堰	○
21	広瀬川	伊万里(ダム)	有田町	広瀬山	竜門橋	○

【海岸CCTV】

番号	河川名 海岸名	土木 事務所名	位 置		観測所名	公表
			市 町	大 字		
1	川副海岸	佐賀（農林事務所）	佐賀市	川副町犬井道	川副海岸	○
2	東与賀海岸	佐賀	佐賀市	東与賀町田中	東与賀海岸	○
3	白石・有明海岸	杵藤（農林事務所）	白石町	新拓	白石・有明海岸	○
4	鹿島海岸	杵藤	鹿島市	常広	鹿島海岸	○

別表 8 潮位観測所一覧

番号	海洋名	(観測所名) 位 置	自己 普通 別	管理者所管	電話番号	観 測 所
1	有明海	(大浦検潮所) 藤津郡太良町大浦	テ	気象庁	0952-32-7026	テレメータ (佐賀地方気象台)
2	有明海	(有明海タワー総合) 東経 130° 18' 03" 北緯 33° 04' 35" 海上沖合 7km	自 記 テ	国土交通省	0942-33-9131	筑後川河川事務所
3	有明海 (八田江)	(八田江排水機場) 佐賀市東与賀町下古賀	テ	佐賀県	0952-24-4345	テレメータ (佐賀土木事務所)
4	唐津港	唐津市二太子 三丁目地先	自 記	国土交通省	0955-72-3109	唐津港湾事務所
5	唐津港	(唐津港) 唐津市二太子	テ	気象庁	0952-32-7026	テレメータ (佐賀地方気象台)
6	松浦潟 (松浦川)	(町田) 唐津市千代田	テ	佐賀県	0955-73-2861	テレメータ (唐津土木事務所)
7	伊万里湾	(松島) 伊万里市松島町	テ	佐賀県	0955-23-4151	テレメータ (伊万里土木事務所)
8	有明海 (塩田川)	(竜王) 杵島郡白石町	テ	佐賀県	0954-22-4184	テレメータ (杵藤土木事務所)
9	有明海 (川副海岸)	(南川副排水樋管) 佐賀市川副町犬井道	テ	佐賀県	0952-25-7137	テレメータ (農地整備課)
10	有明海 (福富・白石海岸)	(新龍神排水樋管) 杵島郡白石町八平	テ	佐賀県	0952-25-7137	テレメータ (農地整備課)

別表9 河川の重要水防箇所

(1) 国土交通省関係

国土交通省管理河川における重要水防箇所の評価基準（案）は下記のとおりであり、
県内の設定箇所は、一覧表のとおりである。

① 重要水防箇所評価基準（案）

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗堀	水衝部のある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 間			陸間が設置されている箇所。

② 総括表

令和 8 年 4 月 1 日現在
(単位:m)

水系名	最も重要な区間 (A)		重要な区間 (B)		要注意区間		合計 (A+B+要注意区間)		重点区間	
	箇所数	延 長	箇所数	延 長	箇所数	延 長	箇所数	延 長	箇所数	延 長
筑後川	2	450	50	34,330	1	100	53	34,880	1	200
嘉瀬川	5	1,000	25	23,600	3	585	33	25,185	3	600
六角川	6	1,200	33	14,500	9	1,358	48	17,058	8	1,600
松浦川	60	31,400	101	46,600	1	71	162	78,071	16	1,440
計	73	34,050	209	119,030	14	2,114	296	155,194	28	3,840

令和8年度 筑後川重要水防箇所一覧表 (A)

筑後川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	大川 2	福岡県・佐賀県	早津江川	佐賀市川副町大詫間～ 大川市大野島	左岸	3K500～3K700	200m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
2	大川 3	佐賀県	諸富川	佐賀市諸富町諸富津	右岸	0K050～0K300	250m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)	積み土のう工
			計			2箇所	450m		

令和8年度 筑後川重要水防箇所一覽表(A) 工作物

様式-3

筑後川水系

番号	出張所	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	備考	水防工法
1	大川 4	佐賀県	筑後川	佐賀市川副町大詫間	右岸	-0K450	元治溺樋管 国土交通省	応急対策A
2	大川 5	佐賀県	筑後川	神埼市千代田町迎島	右岸	12K400	千歳樋管 神埼市	応急対策A
3	城原川 1	佐賀県	佐賀江川	佐賀市諸富徳富	左岸	0K700	三条分上用排水樋管 佐賀市	応急対策A
4	城原川 2	佐賀県	城原川	神埼市千代田町直島	右岸	3K140	第1上直島・上西樋管 上直島地区	応急対策A
5	城原川 3	佐賀県	城原川	神埼市千代田町直島	左岸	3K854	上直島東樋管 上直島地区	応急対策A
6	城原川 4	佐賀県	城原川	神埼市千代田町直島	右岸	3K850	第2上直島・上西樋管 上直島地区	応急対策A
7	城原川 5	佐賀県	城原川	神埼市千代田町嘉納	左岸	4K010	黒津川樋管 丁太田地区	応急対策A
8	城原川 6	佐賀県	城原川	神埼市千代田町嘉納	左岸	4K300	丙大田樋管 丙大田地区	応急対策A
9	城原川 7	佐賀県	城原川	神埼市千代田町姉	右岸	4K580	御水樋管 乙南里地区	応急対策A
10	城原川 8	佐賀県	城原川	神埼市千代田町嘉納	左岸	4K790	上の川樋管 嘉納地区	応急対策A
11	城原川 9	佐賀県	城原川	神埼市千代田町姉	右岸	4K800	留浪川樋管 十条地区	応急対策A
12	城原川 10	佐賀県	城原川	神埼市神埼町本告牟田	右岸	5K350	大石樋管 大石地区	応急対策A
13	城原川 11	佐賀県	城原川	神埼市神埼町本告牟田	右岸	5K510	夫婦樋下樋管 本告牟田地区	応急対策A
14	城原川 12	佐賀県	城原川	神埼市神埼町本告牟田	左岸	5K500	本告牟田樋管 本告牟田地区	応急対策A
15	城原川 13	佐賀県	城原川	神埼市神埼町本告牟田	右岸	5K510	夫婦樋上樋管 本告牟田地区	応急対策A
16	城原川 14	佐賀県	城原川	神埼市神埼町本告牟田	右岸	5K850	新村右岸樋管 本告牟田地区	応急対策A
17	城原川 15	佐賀県	城原川	神埼市神埼町本告牟田	左岸	5K970	新村樋管 本告牟田地区	応急対策A

令和8年度 筑後川重要水防箇所一覽表(A) 工作物

様式-3 筑後川水系

番号	出張所	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	備考	水防工法
18	城原川 16	佐賀県	城原川	神崎市神崎町西小津ヶ里	左岸	6K470	小津ヶ里永歌樋管 小津ヶ里地区	応急対策A
19	城原川 17	佐賀県	城原川	神崎市神崎町本告牟田	右岸	6K670	山田樋管 山田地区	応急対策A
20	城原川 18	佐賀県	城原川	神崎市神崎町本告牟田	右岸	6K700	池辺田樋管 池辺田地区	応急対策A
21	城原川 19	佐賀県	城原川	神崎市神崎町西小津ヶ里	左岸	6K730	西小津ヶ里樋管 西小津ヶ里地区	応急対策A
22	城原川 20	佐賀県	城原川	神崎市神崎町本告牟田	右岸	7K240	鶴田樋管 鶴田地区	応急対策A
23	城原川 21	佐賀県	城原川	神崎市神崎町竹	右岸	7K340	横武樋管 神崎市	応急対策A
24	城原川 22	佐賀県	城原川	神崎市神崎町鶴	左岸	7K360	ボンポゴ樋管 神崎市	応急対策A
25	城原川 23	佐賀県	城原川	神崎市神崎町竹	右岸	7K400	姉川樋管 神崎市	応急対策A
26	城原川 24	佐賀県	田手川	神崎市千代田町渡瀬	右岸	3K035	託田第2樋管 国土交通省	応急対策A
27	城原川 25	佐賀県	田手川	神崎市千代田町渡瀬	左岸	3K125	野越排水樋管 国土交通省	応急対策A
28	久留米 5	佐賀県	安良川	鳥栖市下野	右岸	0K200	板井手堰用水樋管 下野水利組合	応急対策A
29	城原川 26	佐賀県	城原川	左岸:神崎市千代田町直島 右岸:神崎市千代田町直島	両岸	2K950	お茶屋堰 余り江水利組合	応急対策A
30	久留米 7	佐賀県	安良川	左岸:鳥栖市真木 右岸:鳥栖市下野	両岸	0K175	板井手堰 下野水利組合	応急対策A
			計			30 箇所		

様式－3 令和8年度 筑後川重要水防箇所一覽表 (B) 筑後川水系

番号	出張所	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	大川 7	佐賀県	筑後川	佐賀市川副町大詫間 ～福岡県大川市大野島	右岸	-0K600～4K462	5,082m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
2	大川 10	佐賀県	筑後川	佐賀市諸富町寺井津	右岸	6K000～6K497	572m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
3	大川 11	佐賀県	筑後川	神埼市千代田町迎島	右岸	14K500～14K650	153m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
4	久留米 5	佐賀県	筑後川	みやき町坂口	右岸	16K620～16K700	70m	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B・堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
5	久留米 6	佐賀県	筑後川	みやき町坂口	右岸	16K700～18K100	1,400m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
6	久留米 7	佐賀県	筑後川	みやき町坂口	右岸	18K375～18K700	325m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
7	大川 13	佐賀県	早津江川	佐賀市川副町大詫間	左岸	-0K900～1K970	2,872m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
8	大川 14	佐賀県	早津江川	佐賀市川副町大詫間	左岸	2K100～2K698	598m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
9	大川 15	佐賀県	早津江川	佐賀市川副町大詫間	左岸	3K000～3K500	500m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
10	大川 20	佐賀県	早津江川	佐賀市川副町犬井道	右岸	-0K100～0K320	740m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
11	大川 21	佐賀県	早津江川	佐賀市川副町犬井道	右岸	0K480～2K900	2,420m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
12	大川 22	佐賀県	早津江川	佐賀市川副町犬井道 ～早津江	右岸	2K900～5K300	2,400m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
13	大川 23	佐賀県	早津江川	佐賀市川副町早津江	右岸	5K400～5K600	298m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
14	大川 24	佐賀県	早津江川	佐賀市諸富町寺井津	右岸	6K100～7K000	900m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
15	大川 25	佐賀県	諸富川	佐賀市諸富町為重	右岸	0K000～0K050	50m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
16	大川 26	佐賀県	諸富川	佐賀市諸富町諸富津	右岸	0K300～1K150	850m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
17	城原川 2	佐賀県	佐賀江川	佐賀市諸富町大堂	右岸	0K000～0K100	104m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
18	城原川 3	佐賀県	佐賀江川	佐賀市諸富町徳富～大堂	右岸	1K100～1K500	400m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
19	城原川 5	佐賀県	城原川	神埼市千代田町崎村～用作	左岸	0K150～1K500	1,323m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
20	城原川 6	佐賀県	城原川	神埼市千代田町用作	左岸	1K500～2K100	614m	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B・堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工

様式-3 令和8年度 筑後川重要水防箇所一覧表 (B) 筑後川水系

番号	出張所	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
21	城原川 7	佐賀県	城原川	神崎市千代田町用作～直鳥	左岸	2K100～2K575	475m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
22	城原川 8	佐賀県	城原川	神崎市千代田町直鳥	左岸	2K600～2K675	75m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
23	城原川 9	佐賀県	城原川	神崎市千代田町直鳥 ～嘉納	左岸	2K725～3K700	824m	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B・堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
24	城原川 10	佐賀県	城原川	神崎市千代田町嘉納	左岸	3K700～4K325	622m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
25	城原川 11	佐賀県	城原川	神崎市千代田町嘉納	左岸	4K325～4K500	175m	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B・堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
26	城原川 12	佐賀県	城原川	神崎市千代田町嘉納	左岸	4K500～4K700	200m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
27	城原川 13	佐賀県	城原川	神崎市千代田町嘉納 ～神崎町西小津ヶ里	左岸	4K700～6K300	1,600m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
28	城原川 14	佐賀県	城原川	佐賀市蓮池町小松 ～蓮池町古賀	右岸	0K100～1K300	1,181m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
29	城原川 15	佐賀県	城原川	神崎市柴尾	右岸	1K500～1K900	390m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
30	城原川 16	佐賀県	城原川	神崎市千代田町直鳥	右岸	2K950～3K100	150m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
31	城原川 17	佐賀県	城原川	神崎市千代田町直鳥	右岸	3K100～3K500	396m	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり (越水B・堤体漏水B)	積み土のう工 シート張り工
32	城原川 18	佐賀県	城原川	神崎市千代田町直鳥	右岸	3K500～3K700	200m	河積不足の為、越水の恐れあり 堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (越水B・堤体漏水B・基礎地盤漏水B)	積み土のう工 シート張り工 月の輪工
33	城原川 19	佐賀県	城原川	神崎市千代田町直鳥 ～姉	右岸	3K700～4K800	1,100m	堤体から漏水が発生する恐れあり 基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B・基礎地盤漏水B)	シート張り工 月の輪工
34	城原川 20	佐賀県	城原川	神崎市千代田町姉	右岸	4K900～5K300	400m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
35	城原川 21	佐賀県	城原川	神崎市神崎町本告牟田	右岸	5K500～5K700	200m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
36	城原川 22	佐賀県	城原川	神崎市神崎町本告牟田 ～竹	右岸	7K300～9K000	1,700m	堤体から漏水が発生する恐れあり (堤体漏水B)	シート張り工
37	城原川 23	佐賀県	田手川	神崎市千代田町渡瀬	左岸	2K000～2K225	218m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
38	城原川 24	佐賀県	田手川	神崎市千代田町渡瀬	左岸	2K275～2K475	202m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
39	城原川 25	佐賀県	田手川	神崎市千代田町渡瀬	左岸	3K300～3K500	194m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
40	城原川 26	佐賀県	田手川	神崎市千代田町渡瀬～下坂	左岸	3K675～3K800	122m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工

様式-3 令和8年度 筑後川重要水防箇所一覽表 (B) 筑後川水系

番号	出張所	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
41	城原川 27	佐賀県	田手川	神崎市千代田町崎村	右岸	0K900～1K100	200m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
42	城原川 28	佐賀県	田手川	神崎市千代田町渡瀬 ～下神代	右岸	1K500～1K875	371m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
43	城原川 29	佐賀県	田手川	神崎市千代田町上神代	右岸	2K350～2K450	94m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
44	城原川 30	佐賀県	田手川	神崎市千代田町渡瀬	右岸	2K700～2K900	200m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
45	城原川 31	佐賀県	田手川	神崎市千代田町詫田	右岸	3K100～3K575	485m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
46	城原川 32	佐賀県	田手川	神崎市千代田町詫田	右岸	3K625～3K800	152m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
47	久留米 16	佐賀県	広川	みやぎ町大字坂口字坂口	右岸	1K100～1K400	300m	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工
48	久留米 17	佐賀県	広川	みやぎ町大字坂口字坂口	右岸	2K100～2K375	275m	基礎地盤から漏水が発生する恐れあり (基礎地盤漏水B)	月の輪工
49	久留米 23	佐賀県	安良川	鳥栖市幸津町	左岸	2K025～2K100	72m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
50	久留米 24	佐賀県	安良川	鳥栖市幸津町	右岸	2K025～2K100	86m	河積不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工
			計			50 箇所	34,330m		

令和8年度 筑後川重要水防箇所一覽表(B) 工作物

様式-3

筑後川水系

番号	出張所	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	備考	水防工法
1	大川 27	福岡県・佐賀県	筑後川	左岸:大川市向島 右岸:佐賀市元富町為重	両岸	6K630	諸富鉄橋 日本国有鉄道清算事業団	桁下高B
2	大川 28	福岡県・佐賀県	筑後川	左岸:久留米市城島町城島 右岸:神崎市千代田町迎島	両岸	14K700	六五郎橋 佐賀県	桁下高B
3	大川 29	福岡県・佐賀県	筑後川	左岸:久留米市城島町城島 右岸:神崎市千代田町迎島	両岸	14K700	六五郎橋歩道橋 佐賀県	桁下高B
4	大川 30	佐賀県	諸富川	左岸:佐賀市諸富町徳富 右岸:佐賀市諸富町諸富津	両岸	0K480	諸富橋 国土交通省	桁下高B
5	大川 31	佐賀県	諸富川	左岸:佐賀市諸富町徳富 右岸:佐賀市諸富町諸富津	両岸	0K480	諸富橋側道橋 国土交通省	桁下高B
6	城原川 33	佐賀県	佐賀江川	左岸:佐賀市諸富町徳富 右岸:佐賀市諸富町徳富	両岸	0K112	徳富大橋 佐賀県	桁下高B
7	城原川 34	福岡県・佐賀県	佐賀江川	左岸:大川市道海島 右岸:佐賀市諸富町大堂	両岸	1K100	三川橋 佐賀県・福岡県	桁下高B
8	城原川 35	佐賀県	城原川	左岸:神崎市千代田町崎村 右岸:佐賀市蓮池町小松	両岸	0K130	堂地大橋 佐賀県	桁下高B
9	城原川 36	佐賀県	城原川	左岸:佐賀市蓮池町小松 右岸:佐賀市蓮池町小松	両岸	0K370	新橋 佐賀県	桁下高B
10	城原川 37	佐賀県	城原川	左岸:佐賀市蓮池町古賀 右岸:佐賀市蓮池町古賀	両岸	0K935	古賀橋 佐賀市	桁下高B
11	城原川 38	佐賀県	城原川	左岸:神崎市千代田町用作 右岸:神崎市柴尾	両岸	1K740	柴尾橋 佐賀県	桁下高B
12	城原川 39	佐賀県	城原川	左岸:神崎市神崎町永歌 右岸:神崎市千代田町姉	両岸	4K840	新宿橋 神崎市	桁下高B
13	城原川 40	佐賀県	城原川	左岸:神崎市神崎町永歌 右岸:神崎市神崎町本菅田	両岸	5K490	夫婦井樋橋 神崎市	桁下高B
14	城原川 41	佐賀県	田手川	左岸:神崎市千代田町渡瀬 右岸:神崎市千代田町渡瀬	両岸	1K936	千歳橋 佐賀県	桁下高B
15	城原川 42	佐賀県	田手川	左岸:神崎市千代田町渡瀬 右岸:神崎市千代田町渡瀬	両岸	2K834	古賀橋 神崎市	桁下高B
16	城原川 43	佐賀県	田手川	左岸:神崎市千代田町下坂 右岸:神崎市千代田町詫田	両岸	3K592	樋道橋 神崎市	桁下高B
17	城原川 44	佐賀県	田手川	左岸:神崎市千代田町下坂 右岸:神崎市千代田町詫田	両岸	3K825	城東橋 佐賀県	桁下高B
18	久留米 27	佐賀県	安良川	左岸:鳥栖市蔵木 右岸:鳥栖市幸津	両岸	2K040	旭川鉄道橋 九州旅客鉄道(株)	桁下高B
			計			18 箇所		

令和8年度 筑後川重要水防箇所一覧表 (要注意)

様式-3				令和8年度 筑後川重要水防箇所一覽表 (要注意)					筑後川水系
番号	出張所	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	大川 7	佐賀県	早津江川	大川市大野島	右岸	4K500～4K600	100m	工事施工 (出水期間中の堤防開削工事箇所)	
			計			1 箇所	100m		

令和8年度 筑後川重要水防箇所一覽表(要注意) 工作物

番号	出張所	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	備考	水防工法
1	城原川 2	佐賀県	田手川	神崎市千代田町崎村	右岸	1K010	崎村4号陸閘門 国土交通省	
2	城原川 3	佐賀県	田手川	神崎市千代田町崎村	右岸	1K100	崎村3号陸閘門 国土交通省	
3	城原川 4	佐賀県	田手川	神崎市千代田町崎村	右岸	1K180	崎村2号陸閘門 国土交通省	
4	城原川 5	佐賀県	田手川	神崎市千代田町崎村	右岸	1K290	崎村1号陸閘門 国土交通省	
5	城原川 6	佐賀県	田手川	神崎市千代田町渡瀬	右岸	1K370	下神代6号陸閘門 国土交通省	
6	城原川 7	佐賀県	田手川	神崎市千代田町渡瀬	右岸	1K380	下神代5号陸閘門 国土交通省	
7	城原川 8	佐賀県	田手川	神崎市千代田町渡瀬	右岸	1K450	下神代4号陸閘門 国土交通省	
8	城原川 9	佐賀県	田手川	神崎市千代田町渡瀬	右岸	1K510	下神代3号陸閘門 国土交通省	
9	城原川 10	佐賀県	田手川	神崎市千代田町渡瀬	右岸	1K650	下神代2号陸閘門 国土交通省	
10	城原川 11	佐賀県	田手川	神崎市千代田町渡瀬	右岸	1K720	下神代1号陸閘門 国土交通省	
			計			10 箇所		

令和8年度 筑後川重要水防箇所一覧表 (重点区間)

様式-3				筑後川水系		
番号	出張所	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置
1	大川1	福岡県・佐賀県	早津江川	佐賀市川副町大詫間～ 大川市大野島	左岸	3K500～3K700
			計			1 箇所
						延長 (m)
						200m
						備考
						河積不足の為、越水の恐れあり (越水A)
						水防工法
						積み土のう工

令和8年度 嘉瀬川重要水防箇所一覧表 (A)

様式-3 番号	出張所	県名	河川名	地名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	嘉瀬川水系 水防工法
1	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町久池井		左岸	15 k 700～15 k 900	200	越水A	積み土のう工
2	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町梅野		左岸	16 k 300～16 k 500	200	越水A	積み土のう工
3	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	小城市三日町堀江～佐賀市大和町池上		右岸	9 k 300～9 k 500	200	越水A	積み土のう工
4	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町東山田～川上		右岸	15 k 300～15 k 500	200	越水A	積み土のう工
5	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町川上		右岸	15 k 700～15 k 900	200	越水A	積み土のう工
			計				5	1, 000		

令和8年度 嘉瀬川重要水防箇所一覽表(A) 工作物

嘉瀬川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	備 考	水防工法
1	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	左岸:佐賀市嘉瀬町萩野 右岸:佐賀市久保田町徳万	両岸	6k430	嘉瀬橋	桁下高A
2	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	左岸:佐賀市嘉瀬町萩野 右岸:小城市三日月町金田	両岸	7k770	長崎本線鉄道橋上り	桁下高A
3	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	左岸:佐賀市嘉瀬町萩野 右岸:小城市三日月町金田	両岸	7k790	長崎本線鉄道橋下り	桁下高A
4	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	左岸:佐賀市大和町久池井 右岸:佐賀市大和町川上	両岸	15k880	惣座橋	桁下高A
5	嘉瀬川	佐賀県	祇園川	左右岸:小城市三日月町堀江	両岸	0k005	森川橋	桁下高A
6	嘉瀬川	佐賀県	祇園川	左右岸:小城市三日月町堀江	両岸	1k060	堀江橋	桁下高A
			計			6 箇所		

令和8年度 嘉瀬川重要水防箇所一覧表(B)

嘉瀬川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市嘉瀬町十五	左岸	2k700～3k100	400	越水B	積み土のう工
2	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市嘉瀬町十五 ～佐賀市久保田町新田	左岸	3k100～5k300	2,200	越水B 堤体漏水B	積み土のう工 シート張り工 月の輪工
3	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市久保田町新田 ～嘉瀬町荻野	左岸	5k300～8k500	3,200	越水B	積み土のう工
4	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市鍋島町森田	左岸	8k500～9k100	600	越水B 堤体漏水B	積み土のう工 シート張り工 月の輪工
5	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市鍋島町森田	左岸	9k100～10k300	1,200	越水B	積み土のう工
6	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市鍋島町森田 ～鍋島町鍋島	左岸	10k500～11k300	800	越水B	積み土のう工
7	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市鍋島町鍋島 ～鍋島町蛸久	左岸	11k500～13k100	1,600	越水B	積み土のう工
8	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市鍋島町蛸久	左岸	13k300～13k700	400	越水B	積み土のう工
9	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町尼寺	左岸	14k100～14k300	200	越水B	積み土のう工
10	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町尼寺	左岸	14k500～14k700	200	堤体漏水B	シート張り工 月の輪工
11	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町尼寺	左岸	14k700～14k950	250	越水B 堤体漏水B 基礎地盤漏水B	積み土のう工 シート張り工 月の輪工 釜段工
12	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町尼寺	左岸	14k950～15k100	150	基礎地盤漏水B	
13	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町尼寺	左岸	15k100～15k700	600	越水B 基礎地盤漏水B	積み土のう工 釜段工
14	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町久池井	左岸	15k900～16k100	200	越水B	積み土のう工
15	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市久保田町久富～徳万	右岸	2k700～6k300	3,600	越水B	積み土のう工
16	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市久保田町徳万	右岸	6k300～7k100	800	越水B 堤体漏水B	積み土のう工 シート張り工 月の輪工
17	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市久保田町徳万 ～小城市三日町堀江	右岸	7k100～9k300	2,200	越水B	積み土のう工
18	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町池上	右岸	9k500～10k700	1,200	越水B	積み土のう工

令和8年度 嘉瀬川重要水防箇所一覧表(B)

嘉瀬川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
19	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町池上	右岸	10k900～11k700	800	越水B	積み土のう工
20	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町東山田	右岸	11k900～13k100	1,200	越水B	積み土のう工
21	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町東山田	右岸	13k700～13k900	200	越水B	積み土のう工
22	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町東山田 ～大和町川上	右岸	14k700～15k300	600	越水B	積み土のう工
23	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町川上	右岸	15k500～15k700	200	越水B	積み土のう工
24	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町川上	右岸	15k900～16k500	600	越水B	積み土のう工
25	嘉瀬川	佐賀県	祇園川	小城市三日月町堀江	左岸	0k100～0k300	200	越水B	積み土のう工
			計			25	23,600		

令和8年度 嘉瀬川重要水防箇所一覧表(B) 工作物

嘉瀬川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	備 考	水防工法
1	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	左岸:佐賀市嘉瀬町十五 右岸:佐賀市久保田町久富	両岸	3k210	久保田橋 佐賀県 桁下高B	
2	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	左岸:佐賀市久保田町徳万 右岸:佐賀市久保田町新田	両岸	5k680	嘉瀬川大堰管理橋 国土交通省 桁下高B	
3	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	左岸:佐賀市久保田町徳万 右岸:佐賀市久保田町新田	両岸	5k940	久保田みどり橋 佐賀市 桁下高B	
4	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	左岸:佐賀市鍋島町森田 右岸:小城市三日月町金田	両岸	8k600	嘉瀬大橋 国土交通省 桁下高B	
5	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	左岸:佐賀市鍋島町森田 右岸:佐賀市大和町池上	両岸	10k550	池森橋 佐賀県 桁下高B	
6	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	左岸:佐賀市鍋島町蛸久 右岸:佐賀市大和町東山田	両岸	13k180	渡瀬橋 佐賀県 桁下高B	
7	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	左岸:佐賀市大和町尼寺 右岸:佐賀市大和町東山田	両岸	14k530	名護屋橋 佐賀県 桁下高B	
8	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	左岸:佐賀市大和町梅野 右岸:佐賀市大和町川上	両岸	16k580	官人橋 佐賀県 桁下高B	
9	嘉瀬川	佐賀県	祇園川	左右岸:小城市三日月町堀江	両岸	0k450	堀江逆サイフォン 管理橋 小城市 桁下高B	
			計			9		

令和8年度 嘉瀬川重要水防箇所一覧表(要注意)

嘉瀬川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
1	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町尼寺	左岸	14k950～15k070	120	築堤 (堤防築造3年以内(R7.3月完成))	
2	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町尼寺	左岸	15k070～15k375	305	築堤 (堤防築造3年以内(R6.3月完成))	
3	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市久保田町徳万	右岸	6k750～6k910	160	旧堤撤去 (堤防築造3年以内(R6.3月完成))	
			計			3	585		

令和8年度 嘉瀬川重要水防箇所一覧表(要注意)

様式-3

嘉瀬川水系

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備	考	水防工法
1	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町久池井	左岸	16k270		都渡城第1陸閘		
2	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町久池井	左岸	16k305		都渡城第2陸閘		
3	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町久池井	左岸	16k395		都渡城第4陸閘		
4	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町久池井	左岸	16k470		都渡城第5陸閘		
5	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町川上	右岸	16k395		川上第1陸閘		
6	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町川上	右岸	16k475		川上第2陸閘		
			計			6				

令和8年度 嘉瀬川重要水防箇所一覧表(重点区間)

様式-3

嘉瀬川水系

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備	考	水防工法
1	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町大字久池井	左岸	15k700～15k900	200	越水A		積み土のう工
2	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市久保田町大字徳万	右岸	6k500～6k700	200	越水B 堤体漏水B		積み土のう工 シート張工 月の輪工
3	嘉瀬川	佐賀県	嘉瀬川	佐賀市大和町大字東山田	右岸	15k700～15k900	200	越水A		積み土のう工
			計			3	600			

令和8年度 六角川重要水防箇所一覧表(A)

六角川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町下多久	左岸	15k300～15k500	200m	・越水A	積土のう工
2	牛津	佐賀県	牛津川	多久市東多久町別府 ～多久市東多久町納所	右岸	14k700～14k900	200m	・越水A	積土のう工
3	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町	右岸	19k500～19k700	200m	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工
4	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町	右岸	20k900～21k100	200m	・越水A	積土のう工
5	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町	右岸	21k900～22k100	200m	・越水A ・堤体漏水B	積み土のう工 シート張工 月の輪工
6	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町	右岸	22k300～22k500	200m	・越水A ・堤体漏水B	積み土のう工 シート張工 月の輪工
			計			6	1,200		

令和8年度 六角川重要水防箇所一覧表(A) 工作物

六角川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	優先名	左右岸 の区別	位置	備考	水防工法
1	牛津	佐賀県	六角川	白石町		右岸	3k200-45	直江排水樋門	
2	牛津	佐賀県	六角川	江北町		左岸	5k000+95	鳴江水門	
3	朝日	佐賀県	六角川	白石町		右岸	9k200+160	白石水門	
4	朝日	佐賀県	六角川	白石町		右岸	9k800+182	笹島排水樋管	
5	朝日	佐賀県	六角川	白石町		右岸	13k600+92	藤一排水樋管	
6	朝日	佐賀県	六角川	江北町		左岸	14k000-67	畑ヶ田排水樋管	
7	朝日	佐賀県	六角川	大町町		左岸	14k400	洞湖排水樋管	
8	朝日	佐賀県	六角川	大町町		左岸	14k600+77	八ツ江排水樋門	
9	朝日	佐賀県	六角川	大町町		左岸	16k800-46	二又排水樋管	
10	朝日	佐賀県	六角川	大町町		左岸	18k800+40	大町境川排水樋管	
11	朝日	佐賀県	六角川	白石町		右岸	20k600+38	西田排水樋管	
12	朝日	佐賀県	六角川	大町町		左岸	21k400+26	玉江排水樋管	
13	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		右岸	21k600+55	大渡第1排水樋管	
14	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		右岸	23k200+148	追分排水樋管	
15	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		右岸	23k600-47	芦原第一排水樋管	
16	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		左岸	23k800+104	掛橋川排水樋門	
17	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		右岸	24k400+60	医王寺第2排水樋管	
18	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		左岸	24k600	高野第1排水樋管	
19	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		左岸	24k800+15	高野第2排水樋管	

令和8年度 六角川重要水防箇所一覧表(A) 工作物

六角川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	先名	左右岸 の区別	位置	備考	水防工法
20	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		左岸	25k200+50	北方境川排水樋管	
21	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		右岸	25k400+30	医王寺第5排水樋管	
22	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		左岸	25k600+40	川添川水門	
23	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		右岸	26k200+100	医王寺第八排水樋管	
24	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		左岸	26k400+40	板橋水門	
25	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		右岸	27k600-10	釈迦寺排水樋管	
26	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		右岸	28k000+130	東川水門	
27	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		左岸	29k000+122	納手分水樋管	
28	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		右岸	29k200+3	生見分水樋管	
29	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		右岸	29k400+60	茂手(用)排水樋管	
30	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		左岸	30k000+12	永島排水樋管	
31	朝日	佐賀県	六角川	武雄市		右岸	30k600	潮見第一排水樋管	
32	牛津	佐賀県	牛津川	小城市		左岸	1k200-70	弁財排水樋管	
33	牛津	佐賀県	牛津川	小城市		左岸	5k400+150	川越排水樋管	
34	牛津	佐賀県	牛津川	小城市		右岸	5k800	満神排水樋管	
35	牛津	佐賀県	牛津川	小城市		左岸	6k400-63	虎坊排水樋管	
36	牛津	佐賀県	牛津川	小城市		右岸	6k600+100	芝浦排水樋管	
37	牛津	佐賀県	牛津川	小城市		左岸	7k000+105	友田排水樋管	
38	牛津	佐賀県	牛津川	小城市		左岸	7k400	牛津江水門	

令和8年度 六角川重要水防箇所一覧表(A) 工作物

六角川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	地先名	左右岸 の区別	位置	備考	水防工法
39	牛津	佐賀県	牛津川	小城市		左岸	8k800+50	牛尾捌排水樋管	
40	牛津	佐賀県	牛津川	小城市		左岸	9k600+15	牛尾排水樋管	
41	牛津	佐賀県	牛津川	多久市		右岸	10k000-26	岩崎排水樋門	
42	牛津	佐賀県	牛津川	小城市		左岸	10k000+60	山崎水門	
43	牛津	佐賀県	牛津川	多久市		右岸	10k400-5	納所第二排水樋管	
44	牛津	佐賀県	牛津川	小城市		左岸	10k800-100	右原排水樋管	
45	牛津	佐賀県	牛津川	多久市		右岸	10k800+65	納所排水樋管	
46	牛津	佐賀県	牛津川	多久市		右岸	11k200-40	迦排水樋管	
47	牛津	佐賀県	牛津川	小城市		左岸	11k400+110	下右原排水樋管	
48	牛津	佐賀県	牛津川	小城市		左岸	12k000+80	上右原排水樋管	
49	牛津	佐賀県	牛津川	多久市		左岸	12k200+135	船津排水樋門	
50	牛津	佐賀県	牛津川	多久市		左岸	13k400-100	古賀宿三号排水樋管	
51	牛津	佐賀県	牛津川	多久市		左岸	16k200	庄川排水樋管	
52	牛津	佐賀県	牛津川	多久市		左岸	16k400+120	西ノ谷排水樋管	
53	牛津	佐賀県	牛津川	多久市		右岸	17k600-10	長尾五号排水管	
54	牛津	佐賀県	牛津川	多久市		左岸	17k600+50	馬場4号排水管	
55	牛津	佐賀県	牛津川	多久市		右岸	19k000-90	下鶴一号排水管	
56	牛津	佐賀県	牛津川	多久市		右岸	19k000+75	下鶴二号排水管	
57	牛津	佐賀県	牛津川	多久市		右岸	22k000	大井手排水管	

令和8年度 六角川重要水防箇所一覧表(A) 工作物

六角川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	優先名	左右岸 の区別	位置	備考	水防工法
58	牛津	佐賀県	牛津川	多久市		右岸	22k000+60	西ノ原二号排水管	
59	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町		両岸	20k485	小井手橋	
60	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町		両岸	21k125	棕ノ瀬橋	
61	朝日	佐賀県	武雄川	武雄市		左岸	0k000+100	高橋第一排水樋管	
62	朝日	佐賀県	武雄川	武雄市		左岸	0k600+50	高橋第3排水樋管	
63	朝日	佐賀県	武雄川	武雄市		右岸	1k400-45	上力排水樋管	
			計				63		

令和8年度 六角川重要水防箇所一覧表(B)

六角川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	先名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	朝日	佐賀県	六角川	江北町下小田		左岸	13k450～13k500	50m	・越水B	積土のう工
2	朝日	佐賀県	六角川	大町町大町		左岸	17k300～17k700	400m	・越水B	積土のう工
3	朝日	佐賀県	六角川	白石町東郷		右岸	13k450～13k500	50m	・越水B	積土のう工
4	朝日	佐賀県	六角川	白石町馬洗		右岸	17k300～17k500	200m	・越水B	積土のう工
5	牛津	佐賀県	牛津川	多久市東多久町別府		左岸	14k100～14k500	400m	・越水B	積土のう工
6	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町大字下多久		左岸	15k100～15k300	200m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
7	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町下多久		左岸	15k500～16k300	800m	・越水B	積土のう工
8	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町下多久		左岸	16k500～16k900	400m	・越水B	積土のう工
9	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町下多久 ～多久市南多久町大字長尾		左岸	17k500～18k300	800m	・越水B	積土のう工
10	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町大字長尾		左岸	18k300～18k700	400m	・越水B ・堤体漏水B	積み土のう工 シート張工 月の輪工
11	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町長尾 ～多久市多久町		左岸	18k700～20k700	2,000m	・越水B	積土のう工
12	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町		左岸	20k900～21k300	400m	・越水B	積土のう工
13	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町		左岸	21k900～22k100	200m	・越水B	積土のう工
14	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町		左岸	22k300～22k500	200m	・越水B	積土のう工
15	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町		左岸	22k500～22k900	400m	・越水B ・堤体漏水B	積み土のう工 シート張工 月の輪工
16	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町		左岸	22k900～23k300	400m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
17	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町		左岸	23k300～23k500	200m	・越水B ・堤体漏水B	積み土のう工 シート張工 月の輪工
18	牛津	佐賀県	牛津川	多久市東多久町別府		右岸	13k500～13k900	400m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
19	牛津	佐賀県	牛津川	多久市東多久町別府		右岸	13k900～14k700	800m	・越水B	積土のう工

令和8年度 六角川重要水防箇所一覧表(B)

様式-3

六角川水系

番号	出張所	県名	河川名	地名	先名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
20	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町 ～南多久町下多久	多久市南多久町納所 ～南多久町下多久	右岸	14k900～15k100	200m	・堤体漏水B	積み土のう工 シート張工 月の輪工
21	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	多久市南多久町下多久	右岸	15k100～15k300	200m	・越水B	積み土のう工
22	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	多久市南多久町下多久	右岸	15k500～16k300	800m	・越水B	積み土のう工
23	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町 ～南多久町長尾	多久市南多久町下多久 ～南多久町長尾	右岸	16k500～17k300	800m	・越水B	積み土のう工
24	24	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	多久市南多久町長尾	右岸	17k500～18k300	800m	・越水B	積み土のう工
25	25	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	多久市南多久町大字長尾	右岸	18k300～18k500	200m	・越水B ・堤体漏水B	積み土のう工 シート張工 月の輪工
26	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	多久市南多久町	右岸	18k500～19k100	600m	・越水B	積み土のう工
27	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	多久市南多久町	右岸	19k100～19k500	400m	・越水B ・堤体漏水B	積み土のう工 シート張工 月の輪工
28	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	多久市南多久町	右岸	19k700～19k900	200m	・越水B	積み土のう工
29	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	多久市南多久町	右岸	20k100～20k700	600m	・越水B	積み土のう工
30	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	多久市南多久町	右岸	21k100～21k300	200m	・越水B	積み土のう工
31	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	多久市南多久町	右岸	22k100～22k300	200m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
32	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	多久市南多久町	右岸	22k500～22k900	400m	・越水B	積み土のう工
33	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	多久市南多久町	右岸	23k300～23k500	200m	・越水B	積み土のう工
			計				33	14,500		

令和8年度 六角川重要水防箇所一覽表(B) 工作物

六角川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	備考	水防工法
1	牛津	佐賀県	六角川	小城市芦刈町 杵島郡白石町福富	両岸	3k800+20	住ノ江橋	
2	牛津	佐賀県	六角川	小城市芦刈町 杵島郡白石町福富	両岸	3k800+20	住ノ江橋側道橋	
3	朝日	佐賀県	六角川	江北町 白石町	両岸	13k400+90	六角橋鉄道橋	
4	朝日	佐賀県	牛津川	多久市東多久町	両岸	14k345	妙見橋	
5	朝日	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	両岸	16k395	九重ノ瀬橋	
6	朝日	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	両岸	16k750	高野橋	
7	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	両岸	17k875	長尾橋	
8	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町	両岸	18k300	辻ノ平橋	
9	朝日	佐賀県	牛津川	多久市多久町	両岸	20k875	多久橋	
10	朝日	佐賀県	牛津川	多久市多久町	両岸	21k542	浦町橋	
11	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町	両岸	23k000	第二山王橋	
			計			11		

令和8年度 六角川重要水防箇所一覧表(要注意)

六角川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	朝日	佐賀県	六角川	江北町物領分	左岸	5k060～5k090	30m	5k080に漏水実績があり、H17年度堤防委員会より巡視必要とされた区間(堤防詳細点検でのバイピング判定はOK)	
2	朝日	佐賀県	六角川	江北町物領分	左岸	5k110～5k130	15m	5k000+110に漏水実績があり、H17年度堤防委員会より巡視必要とされた区間(堤防詳細点検でのバイピング判定はOK)	
3	朝日	佐賀県	六角川	江北町物領分	左岸	5k270	20m	5k200+700に漏水実績があり、H17年度堤防委員会より巡視必要とされた区間(堤防詳細点検でのバイピング判定はOK)	
4	朝日	佐賀県	六角川	白石町深通	右岸	8k800～8k900	100m	8k800+100に漏水実績があり、H17年度堤防委員会より巡視必要とされた区間(堤防詳細点検でのバイピング判定はOK)	
5	朝日	佐賀県	六角川	白石町東郷	右岸	12k600	20m	12k600に漏水実績があり、H17年度堤防委員会より巡視必要とされた区間(堤防詳細点検でのバイピング判定はOK)	
6	朝日	佐賀県	六角川	大町町大町	左岸	16k010～16k120	110m	16k000+40に漏水実績があり、H17年度堤防委員会より巡視必要とされた区間(堤防詳細点検でのバイピング判定はOK)	
7	朝日	佐賀県	六角川	白石町今泉	右岸	16k760	15m	16k000+160に漏水実績があり、H17年度堤防委員会より巡視必要とされた区間(堤防詳細点検でのバイピング判定はOK)	
8	朝日	佐賀県	六角川	白石町馬田	右岸	17k160	20m	17k000+160に漏水実績があり、H17年度堤防委員会より巡視必要とされた区間(堤防詳細点検でのバイピング判定はOK)	
9	牛津	佐賀県	牛津川	小城市牛津町上砥川	右岸	5k972～7k000	1,028m	築堤・旧堤撤去 (堤防築造3年以内(R6.12月完成))	
			計			9	1,358		

令和8年度 六角川重要水防箇所一覽表(要注意) 工作物

六角川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	牛津	佐賀県	六角川	白石町	右岸	3k050+22		六府方陸開	
			計			1	0		
計			六角川		左岸	0ヶ所	0		
					右岸	1ヶ所	0		
			牛津川		左岸	0ヶ所	0		
					右岸	0ヶ所	0		
			武雄川		左岸	0ヶ所	0		
					右岸	0ヶ所	0		
合計					左岸	0ヶ所	0		
					右岸	1ヶ所	0		
						1ヶ所	0		
		白石町	六角川			1ヶ所	0		
			牛津川			0ヶ所	0		
			武雄川			0ヶ所	0		
						1ヶ所	0		

令和8年度 六角川重要水防箇所一覧表(重点区間)

六角川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	牛津	佐賀県	牛津川	多久市東多久町別府	左岸	14k300～14k500	200m	・越水B	積土のう工
2	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町下多久	左岸	15k300～15k500	200m	・越水A	積土のう工
3	牛津	佐賀県	牛津川	多久市南多久町長尾	左岸	18k300～18k500	200m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工
4	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町	左岸	20k900～21k100	200m	・越水B	積土のう工
5	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町	左岸	22k700～22k900	200m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工
6	牛津	佐賀県	牛津川	多久市東多久町別府	右岸	14k500～14k700	200m	・越水B	積土のう工
7	牛津	佐賀県	牛津川	多久市下鶴	右岸	17k700～17k900	200m	・越水B	積土のう工
8	牛津	佐賀県	牛津川	多久市多久町	右岸	21k900～22k100	200m	・越水A	積土のう工
			計			8	1,600		

令和8年度 松浦川重要水防箇所一覧表(A)

松浦川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市和多田	左岸	1k300～1k500	200m	・越水A	積土のう工
2	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市養母田	左岸	4k100～4k300	200m	・越水A	積土のう工
3	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市山本 ～唐津市相知町牟田部	左岸	8k700～8k900	200m	・越水A ・基礎地盤漏水B	積土のう工 金段工
4	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町牟田部	左岸	9k300～9k900	600m	・越水A	積土のう工
5	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町牟田部	左岸	11k700～11k900	200m	・越水A	積土のう工
6	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町牟田部	左岸	11k900～12k100	200m	・越水A ・基礎地盤漏水B	積土のう工 金段工
7	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町久保	左岸	13k900～14k100	200m	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
8	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町駒鳴	左岸	19k500～20k100	200m	・越水A	積土のう工
9	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町駒鳴	左岸	19k900～20k100	600m	・越水A	積土のう工
10	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町川西	左岸	21k900～22k100	400m	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工
11	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町川西	左岸	23k300～23k700	400m	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
12	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町川西	左岸	23k900～24k500	600m	・越水A	積土のう工
13	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町川西	左岸	25k500～25k700	200m	・越水A	積土のう工
14	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市松浦町提川 ～伊万里市松浦町桃川	左岸	26k700～30k100	3400m	・越水A	積土のう工
15	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町駒鳴	左岸	21k100～21k300	200m	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
16	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町駒鳴	右岸	21k500～22k300	800m	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
17	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町立川 ～伊万里市大川町大川野	右岸	22k700～23k300	600m	・越水A	積土のう工
18	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町大川野	右岸	23k300～23k700	400m	・越水A ・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
19	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町川原	右岸	24k700～24k900	200m	・越水A ・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工 金段工
20	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町川原	右岸	26k100～27k700	1600m	・越水A	積土のう工

令和8年度 松浦川重要水防箇所一覧表(A)

松浦川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
21	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市松浦町桃川	右岸	28k500～29k500	1000m	・越水A	積土のう工
22	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市松浦町桃川 ～武雄市若木町本部	右岸	29k900～30k300	400m	・越水A	積土のう工
23	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市松浦町桃川 ～武雄市若木町本部	右岸	30k300～31k300	1000m	・越水A ・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
24	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市養母田	左岸	0k300～0k500	200m	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
25	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市千々賀	左岸	0k700～1k100	400m	・越水A	積土のう工
26	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市千々賀	左岸	1k100～1k300	200m	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
27	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市畑島	左岸	2k700～3k300	600m	・越水A	積土のう工
28	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多徳須恵	左岸	5k700～5k900	200m	・越水A	積土のう工
29	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多行合野	左岸	7k100～7k700	600m	・越水A	積土のう工
30	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町水留	左岸	10k300～10k700	400m	・越水A	積土のう工
31	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町水留	左岸	10k900～11k300	400m	・越水A	積土のう工
32	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町水留 ～南波多町大曲	左岸	12k500～13k300	800m	・越水A	積土のう工
33	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町大曲 ～伊万里市南波多町高瀬	左岸	13k900～14k300	400m	・越水A	積土のう工
34	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市石志	右岸	1k100～1k500	400m	・越水A ・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工 釜段工
35	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多大杉	右岸	2k300～3k300	1000m	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
36	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多稗田	右岸	5k700～6k300	600m	・越水A	積土のう工
37	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多稗田 ～唐津市北波多行合野	右岸	6k700～7k100	400m	・越水A	積土のう工
38	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多志気	右岸	8k100～8k500	400m	・越水A	積土のう工
39	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町水留	右岸	10k700～11k300	600m	・越水A	積土のう工
40	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町水留	右岸	11k700～12k100	400m	・越水A	積土のう工

令和8年度 松浦川重要水防箇所一覽表(A)

松浦川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
41	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町水留 ～南波多町大曲	右岸	12k300～12k700	400m	・越水A	積土のう工
42	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町高瀬	右岸	13k900～14k300	400m	・越水A	積土のう工
43	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市相知町相知	左岸	1k700～1k900	200m	・越水A	積土のう工
44	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市相知町長部田	左岸	4k100～4k500	400m	・越水A ・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工 金段工
45	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市巖木町本山 ～唐津市巖木町岩屋	左岸	5k300～5k900	600m	・越水A	積土のう工
46	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市巖木町岩屋	左岸	6k400～6k500	100m	・越水A	積土のう工
47	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市巖木町簗木	左岸	6k700～6k900	200m	・越水A	積土のう工
48	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市巖木町簗木	左岸	7k100～7k700	600m	・越水A	積土のう工
49	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市巖木町巖木	左岸	7k900～9k900	2000m	・越水A	積土のう工
50	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市巖木町牧瀬	左岸	10k700～10k900	200m	・越水A	積土のう工
51	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市巖木町中島	左岸	11k300～11k700	400m	・越水A	積土のう工
52	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市相知町横枕 ～唐津市相知町湯屋	右岸	2k900～3k100	200m	・越水A	積土のう工
53	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市相知町湯屋 ～唐津市相知町田頭	右岸	4k100～4k300	200m	・越水A	積土のう工
54	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市相知町田頭	右岸	4k300～4k500	200m	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
55	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市相知町町切	右岸	5k300～6k900	1600m	・越水A	積土のう工
56	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市相知町桶 ～唐津市巖木町	右岸	7k700～8k500	800m	・越水A	積土のう工
57	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市巖木町	右岸	9k100～9k400	300m	・越水A	積土のう工
58	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市巖木町 ～唐津市巖木町牧瀬	右岸	9k500～9k900	400m	・越水A	積土のう工
59	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市巖木町牧瀬	右岸	10k300～10k500	200m	・越水A	積土のう工
60	松浦川	佐賀県	巖木川	唐津市巖木町中島	右岸	11k100～11k300	200m	・越水A	積土のう工
			計			60	31,400		

令和8年度 松浦川重要水防箇所一覧表(A) 工作物

松浦川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	備考	水防工法
1	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市	左岸	4k350	養母田排水樋管	
2	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市	左岸	17k450	上佐里排水樋管	
3	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市	右岸	23k885	大川野排水樋管	
4	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市	左岸	24k750	川西第2排水樋管	
5	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市	右岸	25k560	長野第1排水樋管	
6	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町	両岸	18k400 +90	中松浦川鉄道橋	
7	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市	両岸	27k400 +40	上松浦川鉄道橋	
8	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市	両岸	28k400 + 80	桃ノ川新橋	
9	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市	両岸	28k800 + 30	桃ノ川橋	
10	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市	右岸	0k356	山本河原1号排水樋管	
11	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市	右岸	1k530	石志4号排水樋管	
12	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市	左岸	2k375	畑島2号排水樋管	
13	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市	右岸	3k880	大杉天神宮排水樋管	
14	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市	左岸	4k860	徳須恵前田排水樋管	
15	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市	右岸	5k150	稗田排水樋管	
16	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市	両岸	0k000 + 130	河原鉄道橋	
17	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市	両岸	10k400 +45	松崎橋	
18	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市	両岸	11k000 +80	水留峠橋	
19	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市	両岸	11k800 +15	古里農道橋	

令和8年度 松浦川重要水防箇所一覧表(A) 工作物

様式-3

松浦川水系

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	備考	水防工法
20	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市	両岸	12k000 +25	原土農道橋	
21	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市	両岸	12k600 +25	水留橋	
22	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町	左岸	1k200 +90	弁天排水樋管	
23	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市	左岸	1k620	栄町排水樋管	
24	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市	左岸	1k900	浜白第二排水樋管	
25	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市	右岸	2k190	横枕第一排水樋管	
26	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町	両岸	5k200 +25	本山鉄道橋	
27	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町	両岸	5k200 +80	本山橋	
28	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町	両岸	5k800 +100	岩屋橋	
29	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町	両岸	8k000 +110	榎ノ木橋	
30	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町	両岸	8k400 +50	鶴橋	
31	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町	両岸	9k200 +120	万造橋	
32	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町	両岸	9k800 +50	厳木橋	
33	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町	両岸	12k200	古屋敷橋	
34	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町	両岸	13k000 -5	天山橋	
			計			34		

令和8年度 松浦川重要水防箇所一覧表(B)

様式-3

松浦川水系

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市栄町 ～唐津市東町	左岸	0k700～0k900	200m	・越水B	積土のう工
2	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市和多田	左岸	1k100～1k300	200m	・越水B	積土のう工
3	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市和多田	左岸	1k500～1k700	200m	・越水B	積土のう工
4	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市和多田	左岸	1k700～1k900	200m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
5	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市和多田	左岸	2k500～3k500	1000m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
6	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市和多田 ～唐津市養母田	左岸	3k700～4k100	400m	・越水B	積土のう工
7	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市養母田 ～唐津市久里	左岸	4k300～5k700	1400m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
8	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市久里 ～唐津市山本	左岸	6k700～7k100	400m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
9	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市山本	左岸	7k100～7k500	400m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
10	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市山本 ～唐津市双水	左岸	7k500～7k700	200m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
11	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市双水 ～唐津市山本	左岸	7k700～8k100	400m	・越水B ・堤体漏水B ・漏水要注意(7/700-7/800)	シート張工 月の輪工
12	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市山本	左岸	8k100～8k500	400m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
13	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市山本	左岸	8k500～8k700	200m	・越水B	積土のう工
14	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町牟田部	左岸	8k900～9k100	200m	・基礎地盤漏水B	積土のう工
15	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町牟田部	左岸	9k900～11k500	1600m	・基礎地盤漏水B	金段工
16	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町牟田部	左岸	11k500～11k700	200m	・越水B	積土のう工
17	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町牟田部 ～唐津市相知町久保	左岸	12k100～12k900	800m	・越水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工 金段工
18	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町牟田部 ～唐津市相知町久保	左岸	12k900～13k100	200m	・基礎地盤漏水B	積土のう工 金段工

令和8年度 松浦川重要水防箇所一覧表(B)

松浦川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
19	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町久保	左岸	13k300～13k700	400m	・越水B	積土のう工
20	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町久保	左岸	13k700～13k900	200m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
21	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町佐里	左岸	14k900～15k100	200m	・越水B	積土のう工
22	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町佐里	左岸	15k700～16k500	800m	・越水B	積土のう工
23	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町佐里	左岸	16k700～17k300	600m	・越水B	積土のう工
24	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町佐里	左岸	17k500～18k300	800m	・越水B	積土のう工
25	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町駒鳴	左岸	20k100～20k300	200m	・越水B	積土のう工
26	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町駒鳴	左岸	20k400～20k500	100m	・越水B	積土のう工
27	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町川西	左岸	22k300～23k300	1000m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
28	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町川西	左岸	23k700～23k900	200m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
29	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町川西	左岸	24k500～25k500	1000m	・越水B	積土のう工
30	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市東唐津	右岸	0k000～0k100	100m	・越水B	積土のう工
31	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市東唐津	右岸	0k500～0k900	400m	・越水B	積土のう工
32	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市鏡 ～唐津市原	右岸	2k300～2k700	400m	・越水B	積土のう工
33	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市原 ～唐津市中原	右岸	2k900～4k500	1600m	・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工 父段工
34	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市中原	右岸	4k500～4k700	200m	・越水B	積土のう工
35	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市久里	右岸	5k700～7k100	1400m	・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工 月の輪工 父段工
36	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市久里 ～唐津市双水	右岸	7k100～7k700	600m	・越水B ・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工 釜段工

令和8年度 松浦川重要水防箇所一覧表(B)

松浦川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
37	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市双水	右岸	7k700～8k100	400m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
38	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市双水	右岸	8k500～9k100	600m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
39	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市双水 ～唐津市相知町大野	右岸	9k100～9k300	200m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
40	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町大野 ～唐津市黒岩	右岸	9k300～11k700	2400m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
41	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町黒岩	右岸	11k700～12k100	400m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
42	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町黒岩 ～唐津市相知町伊岐佐	右岸	12k300～12k700	400m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
43	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町伊岐佐	右岸	12k700～12k900	200m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
44	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町伊岐佐 ～唐津市相知町山崎	右岸	12k900～13k100	200m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
45	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町山崎 ～唐津市相知町相知	右岸	13k100～13k700	600m	・越水B	積土のう工
46	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町相知 ～唐津市相知町佐里	右岸	13k700～14k900	1200m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
47	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町佐里	右岸	16k700～17k100	400m	・越水B	積土のう工
48	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町佐里	右岸	17k500～17k900	400m	・越水B	積土のう工
49	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町駒鳴	右岸	20k100～20k300	200m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
50	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町駒鳴	右岸	21k300～21k500	200m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
51	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町大川野	右岸	23k700～24k700	1000m	・越水B ・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工 金段工

令和8年度 松浦川重要水防箇所一覽表(B)

様式-3

松浦川水系

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
52	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町大川野 ～伊万里市大川町川原	右岸	24k900～26k100	1200m	・越水B	積土のう工
53	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市養母田	左岸	0k000～0k300	300m	・越水B	積土のう工
54	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市千々賀	左岸	0k500～0k700	200m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 日の輪工
55	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市千々賀	左岸	1k300～1k500	200m	・越水B	積土のう工
56	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市千々賀 ～唐津市畑島	左岸	1k700～2k300	600m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 日の輪工
57	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市畑島	左岸	2k300～2k700	400m	・越水B	積土のう工
58	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多田中 ～唐津市北波多徳須恵	左岸	3k500～4k100	600m	・越水B	積土のう工
59	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多徳須恵	左岸	4k100～5k500	1400m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 日の輪工
60	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多徳須恵	左岸	5k500～5k700	200m	・越水B	積土のう工
61	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多徳須恵 ～唐津市北波多行合野	左岸	5k900～7k100	1200m	・越水B	積土のう工
62	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多行合野	左岸	7k700～7k900	200m	・越水B	積土のう工
63	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町水留	左岸	10k700～10k900	200m	・越水B	積土のう工
64	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町水留 ～伊万里市南波多町古里	左岸	11k300～11k900	600m	・越水B	積土のう工
65	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町大曲	左岸	13k300～13k700	400m	・越水B	積土のう工
66	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市橋本	右岸	0k000～0k100	100m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 日の輪工
67	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市橋本	右岸	0k100～0k300	200m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
68	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市橋本 ～唐津市山本	右岸	0k300～0k500	200m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
69	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市山本 ～唐津市石志	右岸	0k500～0k900	400m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工

令和8年度 松浦川重要水防箇所一覧表(B)

松浦川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
70	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市石志	右岸	0k900～1k100	200m	・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	シート張工 月の輪工
71	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市石志	右岸	1k500～1k700	200m	・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	シート張工 月の輪工 金段工
72	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市石志	右岸	1k700～1k900	200m	・越水B ・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工 金段工
73	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市石志	右岸	1k900～2k300	400m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
74	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多大杉	右岸	3k300～3k900	600m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
75	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多大杉 ～唐津市北波多稗田	右岸	3k900～4k300	400m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
76	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多大杉 ～唐津市北波多稗田	右岸	4k300～5k100	800m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
77	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多稗田	右岸	5k100～5k300	200m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
78	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多稗田	右岸	5k300～5k500	200m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
79	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町水留	右岸	10k500～10k700	200m	・越水B	積土のう工
80	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町水留	右岸	11k300～11k500	200m	・越水B	積土のう工
81	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町水留	右岸	12k100～12k300	200m	・越水B	積土のう工
82	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町相知	左岸	0k000～0k100	100m	・越水B	積土のう工
83	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町相知	左岸	0k300～0k500	200m	・越水B	積土のう工
84	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町相知	左岸	0k700～1k100	400m	・越水B	積土のう工
85	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町鷹取 ～唐津市相知町長部田	左岸	2k500～3k100	600m	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工

令和8年度 松浦川重要水防箇所一覽表(B)

様式-3

松浦川水系

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
86	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町長部田	左岸	3k500～4k100	600m	・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	シート張り 月の輪工 釜段工
87	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町本山	左岸	4k500～4k900	400m	・越水B	積土のう工
88	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町筭木 ～唐津市厳木町厳木	左岸	5k100～5k300	200m	・越水B	積土のう工
89	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町筭木 ～唐津市厳木町厳木	左岸	7k700～7k900	200m	・越水B	積土のう工
90	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町牧瀬	左岸	10k900～11k100	200m	・越水B	積土のう工
91	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町中島	左岸	12k100～12k300	200m	・越水B	積土のう工
92	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町山崎	右岸	0k000～0k100	100m	・越水B	積土のう工
93	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町中山	右岸	0k700～1k100	400m	・越水B	積土のう工
94	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町横枕	右岸	2k500～2k700	200m	・堤体漏水B	シート張り 月の輪工
95	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町湯屋	右岸	3k100～3k700	600m	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工 シート張り 月の輪工
96	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町田頭 ～唐津市相知町町切	右岸	4k500～4k700	200m	・越水B	積土のう工
97	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町田頭 ～唐津市相知町町切	右岸	4k700～5k300	600m	・越水B	積土のう工
98	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町牧瀬	右岸	9k900～10k300	400m	・越水B	積土のう工
99	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町中島	右岸	10k900～11k100	200m	・越水B	積土のう工
100	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町中島	右岸	11k300～11k700	400m	・越水B	積土のう工
101	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町中島 ～唐津市厳木町広瀬	右岸	11k900～12k300	400m	・越水B	積土のう工
			計			101	46,600		

令和8年度 松浦川重要水防箇所一覽表(B) 工作物

松浦川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	備考	水防工法
1	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市	両岸	1k000-5	松浦橋	
2	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市	両岸	8k000+60	双水橋	
3	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市	両岸	13k400-75	久保橋	
4	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町	両岸	13k600-45	上久保橋	
5	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市	両岸	22k000+80	白木橋	
6	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市	両岸	0k200-5	河原橋	
7	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多	両岸	4k200+20	大杉橋	
8	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多	両岸	8k200 +50	志気橋	
9	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市	両岸	11k800+80	古里橋	
10	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市	両岸	14k400	高瀬橋	
11	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町	両岸	9k800	牧瀬鉄道橋	
12	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町	両岸	10k200+50	下牧瀬橋	
13	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町	両岸	11k200+100	中島橋	
			計			13		

令和8年度 松浦川重要水防箇所一覽表(要注意)

松浦川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市橋本	右岸	1k100~1k171	71m	R5:旧堤撤去	

令和8年度 松浦川重要水防箇所一覧表(重点区間)

松浦川水系

様式-3

番号	出張所	県名	河川名	地名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町牟田部	左岸	9k530～9k640	110m	・越水A	積土のう工
2	松浦川	佐賀県	松浦川	唐津市相知町久保	左岸	14k020～14k060	40m	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工
3	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市松浦町桃川	左岸	29k080～29k260	180m	・越水A	積土のう工
4	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市大川町大川野	右岸	24k700～24k820	120m	・越水B ・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工 シート張工 月の輪工 金段工
5	松浦川	佐賀県	松浦川	伊万里市松浦町桃川	右岸	28k900～29k000	100m	・越水A	積土のう工
6	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市畑島	左岸	2k620～2k670	50m	・越水B	積土のう工
7	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多徳須恵	左岸	5k790～5k850	60m	・越水A	積土のう工
8	松浦川	佐賀県	徳須恵川	伊万里市南波多町水留	左岸	11k510～11k610	100m	・越水B	積土のう工
9	松浦川	佐賀県	徳須恵川	唐津市北波多志気	右岸	8k120～8k240	120m	・越水A	積土のう工
10	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町相知	左岸	1k770～1k790	20m	(平山川からの溢水の恐れあり, 危険箇所)	積土のう工
11	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町本山	左岸	5k270～5k400	130m	・越水A	積土のう工
12	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町簗木	左岸	7k480～7k550	70m	・越水A	積土のう工
13	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町中島	左岸	11k330～11k480	150m	・越水A	積土のう工
14	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町町切	右岸	5k970～6k010	40m	・越水A	積土のう工
15	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市相知町町切	右岸	6k140～6k180	40m	・越水A	積土のう工
16	松浦川	佐賀県	厳木川	唐津市厳木町中島	右岸	10k930～11k040	110m	・越水B	積土のう工
			計			16	1,440		

(2) 県管理河川 重要水防箇所

① 指定基準

- 堤防の決壊及び堤防から水があふれること等により床上浸水10戸以上又は床下浸水50戸以上の被害を与える区間
- 堤防の決壊及び堤防から水があふれること等により公共施設（建物、道路、鉄道等）に重大な被害を与える区間
- 堤防の決壊及び堤防から水があふれること等により農地60ha以上に被害を与える区間

② 危険度評定基準

危険度 ランク 項 目	A（水防上特に重要な箇所）	B（次に重要な箇所）	C（重要な箇所）
堤防高 （流下能力）	・時間雨量30mm程度以下の流下能力しかない区間	・時間雨量30～50mm程度の流下能力しかない 区間	—
堤体の強度・断面	・堤防断面狭小で、堤防高に比較して堤防の上端が狭い区間（計画断面の1/2程度以下） ・堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績のあるもの又はそのおそれの高い区間	・堤防断面が不足している区間（計画断面の2/3程度以下の区間） ・工事後1年未満の盛土、埋戻区間 ・漏水の実績があり、これに対し応急措置が講じられる区間	・堤体又は基礎地盤等の土質不良により、不良沈下等が予想される区間 ・漏水により堤体破損の不安が考えられる区間
水衝箇所	・洪水時水衝部となり堤防斜面保護工が破損、堤防の決壊又は決壊寸前程度の一部流出実績があり、再度被災のおそれのある区間	・低水、高水護岸が不完全と考えられる区間	・低水、高水護岸が完全にあるが水防上注意を要する区間
深掘れ箇所	・堤脚又は護岸の根固めが深掘りされ、危険が予想される区間	・河床の低下が著しく護岸、堤脚等が深掘りされるおそれのある区間	・河床が低下し、水防上注意を要する区間
その他	・横断工作物の設置時期が古く不慮の事故が予想される箇所又は工事中の箇所では危険が予測される箇所	・護岸工事が未施工又は工事中で危険が予想される箇所	・その他水防上注意を要する区間
※ 2以上の項目に該当し、危険度ランクの違う場合は上位ランクに評定する。			

③ 総括表

土木 事務所	重要水防区間		重要水防区間のうち水防上 特に重要な箇所(A)		重要水防区間のうち水防上 次に重要な箇所(B)		重要水防区間のうち 水防上重要な箇所(C)		計(A+B+C)		重要水防区間外で 危険と予想される区間	
	箇所数	延 長	箇所数	延 長	箇所数	延 長	箇所数	延 長	箇所数	延 長	箇所数	延 長
佐 賀	36	120,180	0	0	7	11,300	5	5,730	12	17,030	21	20,800
東 部	47	114,950	1	850	17	18,625	0	0	18	19,475	9	13,520
唐 津	20	50,800	0	0	4	2,180	2	3,600	6	5,780	17	7,945
伊万里	10	29,000	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4,800
杵 藤	26	99,600	4	14,400	6	1,900	0	0	10	16,300	14	9,960
計	139	414,530	5	15,250	34	34,005	7	9,330	46	58,585	73	57,025

④ 重要水防個所及びその危険と予想される個所

(佐賀土木事務所管内)

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防個所		危険と予想される主な個所			予想される 主な事態	主な水防工作
				延長	個所	延長	危険度ランク	個所		
1	佐賀市	筑後川	佐賀江川	右 5,300	枝吉水門～蒲田津水門	—	—	—	—	—
2	佐賀市	筑後川	小松川	左 1,600	起点 ～市境	左 1,600	B	起点～佐賀外環状線下流	越水	積土俵
3	佐賀市	筑後川	小松川	右 2,000	起点 ～市境	右 1,700	B	〃 ～ 〃	〃	〃
4	佐賀市	筑後川	巨勢川	左 8,000	金立川合流点～佐賀江川合流点	左 400	B	念仏橋～東名橋	破堤・越水	積土俵・木流し
5	佐賀市	筑後川	巨勢川	右 8,000	金立川合流点～佐賀江川合流点	—	—	—	—	—
6	佐賀市	筑後川	黒川	左 2,300	福島橋～巨勢川調整池合流点	—	—	—	—	—
7	佐賀市	筑後川	黒川	右 2,300	福島橋～巨勢川調整池合流点	—	—	—	—	—
8	佐賀市	嘉瀬川	本庄江	左 5,000	深町水門～防潮水門	左 1,400	B	西今宿川合流点～今重橋	越水	積土俵
9	佐賀市	嘉瀬川	本庄江	〃	深町水門～防潮水門	左 2,200	C	今重橋～本庄橋	〃	〃
10	佐賀市	嘉瀬川	本庄江	右 5,000	深町水門～防潮水門	右 1,400	B	西今宿川合流点～今重橋	〃	〃
11	佐賀市	嘉瀬川	本庄江	〃	深町水門～防潮水門	右 2,200	C	今重橋～本庄橋	〃	〃
12	佐賀市	嘉瀬川	東平川	左 3,900	扉建橋～祇園川合流点	—	—	—	—	—
13	佐賀市	嘉瀬川	東平川	右 3,900	扉建橋～祇園川合流点	—	—	—	—	—
14	佐賀市	嘉瀬川	山王川	左 1,000	吉富橋～東平川合流点	—	—	—	—	—
15	佐賀市	嘉瀬川	山王川	右 1,000	吉富橋～東平川合流点	—	—	—	—	—
16	佐賀市	嘉瀬川	八田江	左 7,600	枝吉水門～八田江防潮水門	—	—	—	—	—
17	佐賀市	嘉瀬川	八田江	右 7,600	枝吉水門～八田江防潮水門	—	—	—	—	—
18	小城市	嘉瀬川	西平川	左 430	立物橋～立物橋下流430m	左 430	C	立物橋から下流430m	越水	積土俵
19	佐賀市	嘉瀬川	西平川	左 1,120	立物橋下流430m～東平川合流点	—	—	—	—	—
20	小城市	嘉瀬川	西平川	右 1,550	立物橋～東平川合流点	—	—	—	—	—

④ 重要水防個所及びその危険と予想される個所

(佐賀土木事務所管内)

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防個所		危険と予想される主な個所			予想される 主な事態	主な水防工作
				延 長	個所	延 長	危険度ランク	個所		
21	小城市	嘉瀬川	祇園川	左 4,200	彦島橋～堀江橋	—	—	—	—	—
22	小城市	嘉瀬川	祇園川	右 4,200	彦島橋～堀江橋	—	—	—	—	—
23	佐賀市 小城市	福所江	福所江	左 4,940	境川橋～海岸	—	—	—	—	—
24	佐賀市 小城市	福所江	福所江	右 4,940	境川橋～海岸	—	—	—	—	—
25	小城市	六角川	牛津江川	左 4,800	砂田2号橋～牛津川合流点	—	—	—	—	—
26	小城市	六角川	牛津江川	右 4,800	砂田2号橋～牛津川合流点	—	—	—	—	—
27	小城市	六角川	晴気川	左 6,300	晴田橋～牛津川合流点	左 2,400	B	晴田橋～西川橋	越水	積土俵
28	小城市	六角川	晴気川	右 6,300	晴田橋～牛津川合流点	右 2,400	B	〃 ～ 〃	〃	〃
29	多久市	六角川	別府川	左 400	西郷川流入点～牛津川合流点	—	—	—	—	—
30	多久市	六角川	別府川	右 400	西郷川流入点～牛津川合流点	—	—	—	—	—
31	多久市	六角川	今出川	左 2,100	国道203号～牛津川合流点	—	—	—	—	—
32	多久市	六角川	今出川	右 2,100	国道203号～牛津川合流点	—	—	—	—	—
33	多久市	六角川	中通川	左 2,100	高木川内川流入点～牛津川合流点	—	—	—	—	—
34	多久市	六角川	中通川	右 2,100	高木川内川流入点～牛津川合流点	—	—	—	—	—
35	多久市	六角川	山犬原川	左 1,200	茶屋の原橋～安頭堰橋 岩の下橋～中通川合流点	左 600	C	萩原橋上流600m	越水	積土俵
36	多久市	六角川	山犬原川	右 1,700	茶屋の原橋～中通川合流点	右 300	C	国道203号上流300m	〃	〃
小計				120,180		17,030				

④ 重要水防個所及びその危険と予想される個所

(東部土木事務所管内)

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防個所		危険と予想される主な個所			予想される 主な事態	主な水防工作
				延 長	個 所	延 長	危険度ラング	個 所		
37	神崎市	筑後川	中池江川	左 3,000	蛇取橋～神崎市神埼町境	左 850	A	蛇取橋下350m地点 ～鉄道橋下流100m地点	破堤・漏水・ 溢水	月の輪・積土俵
38	神崎市	筑後川	中池江川	〃	蛇取橋～神崎市神埼町境	左 1,800	B	鉄道橋下流100m地点～神崎市神埼町界	溢水	積土俵
39	神崎市	筑後川	中池江川	右 4,400	小松川流入点～千代田町犬童橋	右 300	B	小松川流入点～鉄道橋	漏水・溢水	〃
40	神崎市	筑後川	中池江川	〃	小松川流入点～千代田町犬童橋	右 1,100	B	鉄道橋～国道34号上流250m地点	溢水	〃
41	神崎市	筑後川	中池江川	〃	小松川流入点～千代田町犬童橋	右 300	B	国道34号下流150m地点～ 千代田町黒井犬童橋上流150m地点	〃	〃
42	神崎市	筑後川	城原川	左 3,000	長崎自動車道～直轄区間	—	—	—	—	—
43	神崎市	筑後川	城原川	右 3,000	長崎自動車道～直轄区間	—	—	—	—	—
44	神崎市 吉野ヶ里町	筑後川	田手川	右 9,500	佐賀県鳥栖川久保線～直轄区間	—	—	—	—	—
45	神崎市	筑後川	三本松川	左 4,000	神崎市神埼町竹原中の橋～神納橋	左 1,980	B	馬郡橋～国道385号	漏水	月の輪
46	神崎市	筑後川	三本松川	右 4,000	神崎市神埼町竹原中の橋～神納橋	右 1,980	B	〃 ～ 〃	〃	〃
47	神崎市	筑後川	馬場川	左 2,600	神水川橋より上流	左 1,800	B	野目ヶ里堰より上流	溢水	積土俵
48	神崎市	筑後川	馬場川	右 1,350	荒堅目橋より上流	右 650	B	野目ヶ里堰より上流	〃	〃
49	吉野ヶ里町	筑後川	井柳川	左 2,100	旧国道～吉野ヶ里町境	—	—	—	—	—
50	吉野ヶ里町	筑後川	井柳川	右 2,100	旧国道～吉野ヶ里町境	—	—	—	—	—
51	神崎市	筑後川	小松川	左 185	市境～中池江川合流点	—	—	—	—	—
52	神崎市	筑後川	小松川	右 185	市境～中池江川合流点	右 185	B	市境～中池江川合流点	溢水	積土俵
53	上峰町	筑後川	井柳川	左 1,000	吉野ヶ里町界～みやぎ町界	—	—	—	—	—
54	上峰町	筑後川	井柳川	右 1,000	吉野ヶ里町界～みやぎ町界	—	—	—	—	—
55	上峰町 みやぎ町	筑後川	切通川	左 5,100	国道34号～国道264号	—	—	—	破堤	積土俵
56	みやぎ町	筑後川	切通川	〃	国道34号～国道264号	左 850	B	北茂安三田川線から上流850m	〃	〃
57	みやぎ町 上峰町	筑後川	切通川	右 5,100	国道34号～国道264号	—	—	—	〃	〃
58	みやぎ町 上峰町	筑後川	切通川	〃	国道34号～国道264号	右 1,280	B	北茂安三田川線から上流1280m	〃	〃

④ 重要水防箇所及びその危険と予想される箇所

(東部土木事務所管内)

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防箇所		危険と予想される主な箇所			予想される 主な事態	主な水防工作
				延 長	個 所	延 長	危険度ランク	個 所		
59	みやぎ町	筑後川	寒水川	左	5,720	国道34号～西島筑邦線	—	—	〃	〃
60	みやぎ町	筑後川	寒水川	〃	〃	国道34号～西島筑邦線	左	1,400	B	北茂安三田川線～石井橋
61	みやぎ町	筑後川	寒水川	右	5,720	国道34号～西島筑邦線	—	—	〃	〃
62	みやぎ町	筑後川	寒水川	〃	〃	国道34号～西島筑邦線	右	1,500	B	北茂安三田川線～国道34号
63	みやぎ町	筑後川	通瀬川	左	1,350	北茂安三田川線上流200m～南通瀬橋	—	—	—	—
64	みやぎ町	筑後川	通瀬川	〃	〃	北茂安三田川線上流200m～南通瀬橋	—	—	越水・破堤	積土俵
65	みやぎ町	筑後川	通瀬川	〃	〃	北茂安三田川線上流200m～南通瀬橋	左	200	B	北茂安三田川線から上流200m
66	みやぎ町	筑後川	寒水川 放水路	左	600	西寄橋下流400m～寒水川水門	—	—	—	—
67	みやぎ町	筑後川	寒水川 放水路	右	600	西寄橋下流400m～寒水川水門	—	—	—	—
68	鳥栖市	筑後川	沼 川	左	3,500	浮殿橋上流300m～新沼川水門	—	—	—	—
69	鳥栖市	筑後川	沼 川	右	3,500	浮殿橋上流300m～新沼川水門	—	—	—	—
70	鳥栖市	筑後川	安良川	左	2,600	市道平田養父線～県道佐賀川久保鳥栖 線松原新橋 JR長崎本線～喜平橋	—	—	—	—
71	鳥栖市	筑後川	安良川	右	3,200	市道平田養父線～喜平橋	右	1,300	B	市道平田養父線岸田橋～JR長崎本線
72	鳥栖市	筑後川	大木川	左	4,600	JR鹿児島本線～大木川水門	—	—	—	—
73	鳥栖市	筑後川	大木川	右	4,600	JR鹿児島本線～大木川水門	—	—	—	—
74	鳥栖市	筑後川	山下川	左	1,100	鳥栖朝倉線～大木川合流点	—	—	—	—
75	鳥栖市	筑後川	山下川	右	1,100	鳥栖朝倉線～大木川合流点	—	—	—	—
76	鳥栖市 基山町	筑後川	秋光川	左	8,100	脇田橋～宝満川合流点	—	—	—	—
77	鳥栖市 基山町	筑後川	秋光川	右	8,100	脇田橋～宝満川合流点	—	—	—	—
78	基山町	筑後川	実松川	左	1,000	無名堰～秋光川合流点	左	1,000	B	無名堰～秋光川合流点
79	基山町	筑後川	実松川	右	1,000	無名堰～秋光川合流点	右	1,000	B	〃 ～ 〃

④ 重要水防個所及びその危険と予想される個所

(東部土木事務所管内)

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防個所		危険と予想される主な個所			予想される 主な事態	主な水防工作
				延 長	個所	延 長	危険度ランク	個所		
80	基山町	筑後川	高原川	左 1,800	吉原橋～県境	—	—	—	—	—
81	基山町	筑後川	高原川	右 1,800	吉原橋～県境	—	—	—	—	—
82	基山町	筑後川	関屋川	左 1,670	県境～高原川との分岐	—	—	—	—	—
83	基山町	筑後川	関屋川	右 1,670	県境～高原川との分岐	—	—	—	—	—
小計				114,950		19,475				

④ 重要水防個所及びその危険と予想される個所

(唐津土木事務所管内)

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防個所		危険と予想される主な個所				予想される 主な事態	主な水防工作	
				延 長	個 所	延 長	危険度ランク	個 所				
84	唐津市	玉島川	玉島川	左	3,100	築場橋～海	左	390	B	築場橋～梅豆羅橋	越水	積土俵
85	唐津市	玉島川	玉島川	右	3,100	築場橋～海	右	390	B	築場橋～梅豆羅橋	〃	〃
86	唐津市	玉島川	横田川	左	2,300	唐人川橋～玉島川合流点	左	700	B	唐人川橋～常松橋	〃	〃
87	唐津市	玉島川	横田川	右	2,300	唐人川橋～玉島川合流点	右	700	B	唐人川橋～常松橋	〃	〃
88	唐津市	松浦川	大野川	左	1,700	市道八反ヶ倉1号橋～松浦川合流点		—	—	—	—	—
89	唐津市	松浦川	大野川	右	1,700	市道八反ヶ倉1号橋～松浦川合流点		—	—	—	—	—
90	唐津市	松浦川	田中川	左	2,800	下平野川合流点～徳須恵川合流点		—	—	—	—	—
91	唐津市	松浦川	田中川	右	2,800	下平野川合流点～徳須恵川合流点		—	—	—	—	—
92	唐津市	松浦川	稗田川	左	700	甲城橋～徳須恵川合流点		—	—	—	—	—
93	唐津市	松浦川	稗田川	右	700	甲城橋～徳須恵川合流点		—	—	—	—	—
94	唐津市	松浦川	半田川	左	5,100	毘沙門橋～松浦川合流点		—	—	—	—	—
95	唐津市	松浦川	半田川	右	5,100	毘沙門橋～松浦川合流点		—	—	—	—	—
96	唐津市	松浦川	新 川	左	2,200	矢作橋～半田川合流点		—	—	—	—	—
97	唐津市	松浦川	新 川	右	2,200	矢作橋～半田川合流点		—	—	—	—	—
98	唐津市	松浦川	宇木川	左	2,300	道園橋～半田川合流点		—	—	—	—	—
99	唐津市	松浦川	宇木川	右	2,300	道園橋～半田川合流点		—	—	—	—	—
100	唐津市	松浦川	町田川	左	2,300	山口川流入点～海		—	—	—	—	—
101	唐津市	松浦川	町田川	右	2,300	山口川流入点～海		—	—	—	—	—
102	唐津市	佐志川	佐志川	左	2,900	柳井橋～海	左	1,800	C	柳井橋～汐入橋	越水・破堤	積土俵
103	唐津市	佐志川	佐志川	右	2,900	柳井橋～海	右	1,800	C	柳井橋～汐入橋	越水・破堤	〃
小計					50,800			5,780				

④ 重要水防個所及びその危険と予想される個所

(伊万里土木事務所管内)

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防個所		危険と予想される主な個所			予想される 主な事態	主な水防工作
				延 長	個 所	延 長	危険度ランク	個 所		
104	伊万里市	松浦川	徳須恵川	左	2,100	直轄区間～大川原橋上流市道橋	—	—	—	—
105	伊万里市	松浦川	徳須恵川	右	2,100	直轄区間～大川原橋上流市道橋	—	—	—	—
106	伊万里市	有田川	有田川	左	4,600	吉野川流入点～海	—	—	—	—
107	伊万里市	有田川	有田川	右	4,600	吉野川流入点～海	—	—	—	—
108	伊万里市	伊万里川	伊万里川	左	5,000	杏子川流入点～海	—	—	—	—
109	伊万里市	伊万里川	伊万里川	右	5,000	杏子川流入点～海	—	—	—	—
110	伊万里市	伊万里川	新田川	左	1,900	新田橋～三十間井手橋(市道)	—	—	—	—
111	伊万里市	伊万里川	新田川	右	2,500	新田橋～伊万里川合流点	—	—	—	—
112	伊万里市	伊万里川	脇田川	左	600	県道橋～伊万里川合流点	—	—	—	—
113	伊万里市	伊万里川	脇田川	右	600	県道橋～伊万里川合流点	—	—	—	—
小計				29,000						

④ 重要水防個所及びその危険と予想される個所

(杵藤土木事務所管内)

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防個所		危険と予想される主な個所			予想される 主な事態	主な水防工作
				延 長	個 所	延 長	危険度ランク	個 所		
114	武雄市	六角川	武雄川	左 2,200	市道廿久線～直轄区間	—	—	—	—	—
115	武雄市	六角川	武雄川	右 2,200	市道廿久線～直轄区間	—	—	—	—	—
116	武雄市	六角川	高橋川	左 1,900	中野武雄線～武雄川合流点	—	—	—	—	—
117	武雄市	六角川	高橋川	右 1,900	中野武雄線～武雄川合流点	—	—	—	—	—
118	武雄市	六角川	川添川	左 1,600	県道武雄多久線上流200m～六角川合	左 350	B	県道武雄多久線上流200m～国道34号	越水	積土俵
119	武雄市	六角川	川添川	右 1,600	県道武雄多久線上流200m～六角川合	右 350	B	〃 ～ 〃	〃	〃
120	武雄市	松浦川	松浦川	左 6,200	県道武雄伊万里線～萩の尾堰	左 6,200	A	県道武雄伊万里線～萩の尾堰	〃	〃
121	武雄市	松浦川	松浦川	右 6,200	県道武雄伊万里線～萩の尾堰	右 6,200	A	〃 ～ 〃	〃	〃
122	武雄市	松浦川	鳥海川	左 2,600	市道森ノ木橋～松浦川合流点	左 1,000	A	県道馬場橋～松浦川合流点	〃	〃
123	武雄市	松浦川	鳥海川	右 2,600	市道森ノ木橋～松浦川合流点	右 1,000	A	〃 ～ 〃	〃	〃
124	白石町	廻里江川	廻里江川	左 2,500	無名橋(JR鉄橋直上流)～海	—	—	—	—	—
125	白石町	廻里江川	廻里江川	右 2,500	無名橋(JR鉄橋直上流)～海	—	—	—	—	—
126	嬉野市 白石町	塩田川	塩田川	左 13,500	式南橋～海	—	—	—	—	—
127	嬉野市 鹿島市	塩田川	塩田川	右 13,500	式南橋～海	—	—	—	—	—
128	嬉野市	塩田川	八幡川	左 2,000	中通橋～塩田川合流点	—	—	—	—	—
129	嬉野市	塩田川	八幡川	右 2,000	中通橋～塩田川合流点	—	—	—	—	—
130	嬉野市 鹿島市	鹿島川	鹿島川	左 6,500	元禄橋～海	—	—	—	—	—
131	嬉野市 鹿島市	鹿島川	鹿島川	右 6,500	元禄橋～海	—	—	—	—	—
132	鹿島市	鹿島川	黒 川	左 3,000	四ツ枝橋～鹿島川合流点	—	—	—	—	—
133	鹿島市	鹿島川	黒 川	右 3,000	四ツ枝橋～鹿島川合流点	—	—	—	—	—
134	鹿島市	鹿島川	中 川	左 4,800	大木庭橋～鹿島川合流点	—	—	—	—	—

④ 重要水防箇所及びその危険と予想される箇所

(杵藤土木事務所管内)

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防箇所		危険と予想される主な箇所			予想される 主な事態	主な水防工作
				延 長	個 所	延 長	危険度ランク	個 所		
135	鹿島市	鹿島川	中 川	右	4,800	大木庭橋～鹿島川合流点	—	—	—	—
136	鹿島市	浜 川	浜 川	左	1,500	古場切橋(国道207号BP)～海	左	200	B	JR上下流付近200m
137	鹿島市	浜 川	浜 川	右	1,500	古場切橋(国道207号BP)～海	右	200	B	JR上下流付近200m
138	太良町	多良川	多良川	左	1,500	豊足橋～海	左	400	B	豊足橋～古賀橋
139	太良町	多良川	多良川	右	1,500	豊足橋～海	右	400	B	〃 ～ 〃
小計					99,600			16,300		
合計					414,530			58,585		

⑤ 重要水防区間外で危険と予想される箇所
(佐賀土木事務所管内)

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	危険と予想される箇所			予想される 主な事態	主な水防工作
				延長	危険度ランク	個 所		
1	佐賀市	筑後川	巨勢川	左	1,700	B	水があふれる・深掘れ	積土俵
2	佐賀市	筑後川	巨勢川	右	1,700	B	水があふれる・深掘れ	積土俵
3	佐賀市	筑後川	金立川	左	1,250	B	水があふれる	積土俵
4	佐賀市	筑後川	金立川	右	1,250	B	水があふれる	積土俵
5	佐賀市	筑後川	焼原川	左	5,100	B	水があふれる	積土俵
6	佐賀市	筑後川	焼原川	右	5,100	B	水があふれる	積土俵
7	佐賀市	筑後川	才淵川	左	100	B	水があふれる	積土俵
8	佐賀市	嘉瀬川	本庄江	左	400	B	水があふれる	積土俵
9	佐賀市	嘉瀬川	本庄江	右	400	B	水があふれる	積土俵
10	佐賀市	嘉瀬川	嘉瀬川	左	200	C	水があふれる・深掘れ	積土俵
11	佐賀市	嘉瀬川	嘉瀬川	右	200	C	水があふれる・深掘れ	積土俵
12	佐賀市	嘉瀬川	天河川	左	300	B	漏水・堤防の決壊	積土俵
13	佐賀市	嘉瀬川	天河川	右	300	B	漏水・堤防の決壊	積土俵
14	多久市	六角川	別府川	左	200	B	水があふれる	積土俵
15	多久市	六角川	別府川	右	200	B	水があふれる	積土俵
16	多久市	六角川	西郷川	左	200	C	水があふれる	積土俵
17	多久市	六角川	西郷川	右	200	C	水があふれる	積土俵
18	多久市	六角川	小侍川	左	130	B	水があふれる	積土俵
19	多久市	六角川	小侍川	右	130	B	水があふれる	積土俵
20	小城市	六角川	牛津江川	左	870	B	水があふれる	積土俵
21	小城市	六角川	牛津江川	右	870	B	水があふれる	積土俵
小計					20,800			

⑤ 重要水防区間外で危険と予想される箇所

(東部土木事務所管内)

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	危険と予想される箇所			予想される 主な事態	主な水防工作
				延長	危険度ランク	個 所		
22	吉野ヶ里町	筑後川	田手川	左	960	C	中央橋から岩倉橋まで	堤防の決壊、水があふれる
23	吉野ヶ里町	筑後川	田手川	右	960	C	中央橋から岩倉橋まで	堤防の決壊、水があふれる
24	吉野ヶ里町	筑後川	井柳川	左	200	C	国道34号100m上流からJR橋まで	水があふれる
25	吉野ヶ里町	筑後川	井柳川	右	200	C	国道34号100m上流からJR橋まで	水があふれる
26	みやき町	筑後川	寒水川	左	700	B	JR長崎本線～政所橋	水があふれる
27	鳥栖市	筑後川	安良川	右	100	B	市道平田養父線より上流100mまで	水があふれる
28	鳥栖市	筑後川	西田川	左	2,600	B	県道中原鳥栖線 上流～筑後川合流点	水があふれる
29	鳥栖市	筑後川	西田川	右	2,600	B	県道中原鳥栖線 上流～筑後川合流点	水があふれる
30	みやき町 神埼市	筑後川	切通川	右	5,200	C	国道264号から筑後川合流点	水があふれる
小計					13,520			

⑤ 重要水防区間外で危険と予想される箇所

(唐津土木事務所管内)

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	危険と予想される箇所			予想される 主な事態	主な水防工作
				延長	危険度ランク	個 所		
31	唐津市	松浦川	牟田川	左	1,500	砂横橋～浜玉排水機場	水があふれる	積 土 俵
32	唐津市	松浦川	牟田川	右	1,500	砂横橋～浜玉排水機場	水があふれる	積 土 俵
33	唐津市	松浦川	谷口川	左	100	渕五1号床固工から上流	水があふれる	積 土 俵
34	唐津市	松浦川	谷口川	右	100	渕五1号床固工から上流	水があふれる	積 土 俵
35	唐津市	松浦川	小川	左	350	小川橋～名丸橋	水があふれる	積 土 俵
36	唐津市	松浦川	小川	右	350	小川橋～名丸橋	水があふれる	積 土 俵
37	唐津市	松浦川	夕日川	左	165	農道橋～無名堰	水があふれる	積 土 俵
38	唐津市	松浦川	夕日川	右	100	農道橋～無名堰	水があふれる	積 土 俵
39	唐津市	松浦川	町田川	左	400	農道橋～中島橋	水があふれる	積 土 俵
40	唐津市	松浦川	町田川	右	400	農道橋～中島橋	水があふれる	積 土 俵
41	唐津市	松浦川	山口川	左	540	山口橋～風早橋	水があふれる	積 土 俵
42	唐津市	松浦川	山口川	右	540	山口橋～風早橋	水があふれる	積 土 俵
43	唐津市	松浦川	伊岐佐川	左	400	幸の元橋から上流	水があふれる	積 土 俵
44	唐津市	松浦川	伊岐佐川	右	400	幸の元橋から上流	水があふれる	積 土 俵
45	唐津市	松浦川	竹下川	左	200	伊岐佐川合流点から上流	水があふれる	積 土 俵
46	唐津市	松浦川	竹下川	右	200	伊岐佐川合流点から上流	水があふれる	積 土 俵
47	玄海町	有浦川	有浦川	右	700	長倉橋～諸浦橋	水があふれる・堤防の決壊	積 土 俵
小計					7,945			

⑤ 重要水防区間外で危険と予想される箇所

(伊万里土木事務所管内)

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	危険と予想される箇所			予想される 主な事態	主な水防工作
				延長	危険度ランク	個 所		
48	伊万里市	松浦川	板治川	左	200	子安橋より上流	水があふれる	積土俵
49	伊万里市	松浦川	板治川	右	200	子安橋より上流	水があふれる	積土俵
50	伊万里市	松浦川	徳須恵川	左	150	古川公民館付近	水があふれる	積土俵
51	伊万里市	松浦川	徳須恵川	右	150	古川公民館付近	水があふれる	積土俵
52	伊万里市	松浦川	府招川	左	400	中木場川合流点より上流	水があふれる	積土俵
53	伊万里市	松浦川	府招川	右	400	中木場川合流点より上流	水があふれる	積土俵
54	伊万里市	立川	立川	左	200	旧黒川中学校下流	水があふれる	積土俵
55	伊万里市	立川	立川	右	200	旧黒川中学校下流	水があふれる	積土俵
56	伊万里市	波多津川	波多津川	左	700	波多津小学校下流	水があふれる	積土俵
57	伊万里市	楠久川	楠久川	左	200	国道204号より上流	水があふれる	積土俵
58	伊万里市	楠久川	楠久川	右	200	国道204号より上流	水があふれる	積土俵
59	有田町	有田川	有田川	左	1,800	黒牟田川合流点～蔵宿川合流点	堤防の決壊・水があふれる	積土俵
小計					4,800			

⑤ 重要水防区間外で危険と予想される箇所

(杵藤土木事務所管内)

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	危険と予想される箇所			予想される 主な事態	主な水防工作
				延長	危険度ランク	個 所		
60	武雄市	六角川	甘久川	左	250	武雄多久線～楠町堰	水があふれる	積土俵
61	武雄市	六角川	甘久川	右	250	武雄多久線～楠町堰	水があふれる	積土俵
62	武雄市	六角川	武雄川	左	1,200	無名橋～上西山橋	水があふれる	積土俵
63	武雄市	六角川	武雄川	右	1,200	無名橋～上西山橋	水があふれる	積土俵
64	武雄市	六角川	丁后川	右	200	国道34号より上流	水があふれる	積土俵
65	武雄市	六角川	丁后川	左	200	国道34号より上流	水があふれる	積土俵
66	大町町	六角川	高良川	左	130	起点～金龍橋(町道)	水があふれる	積土俵
67	大町町	六角川	高良川	右	130	起点～金龍橋(町道)	水があふれる	積土俵
68	鹿島市	浜川	浜川	左	2,500	上古枝橋～古場切橋(国道207号BP)	水があふれる	積土俵
69	鹿島市	浜川	浜川	右	2,500	上古枝橋～古場切橋(国道207号BP)	水があふれる	積土俵
70	鹿島市	龍宿浦川	龍宿浦川	左	200	JR橋上流	水があふれる	積土俵
71	鹿島市	龍宿浦川	龍宿浦川	右	200	JR橋上流	水があふれる	積土俵
72	太良町	多良川	多良川	左	500	豊足橋より上流	水があふれる	積土俵
73	太良町	多良川	多良川	右	500	豊足橋より上流	水があふれる	積土俵
小計					9,960			
合計					57,025			

別表10 洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路

降雨出水時において浸水、流失その他の原因で交通不能が予想される箇所は次のとおりである。

番号	所管土木事務所	路線名	位置及び区間	道路巾員 m	日雨量100mmの場合の冠水状況			日雨量200mmの場合の冠水状況			迂回路の有無	備考
					延長 m	水深 cm	期間 時間	延長 m	水深 cm	期間 時間		
1	佐賀	佐賀停車場線	佐賀市中の小路	20	120	20	6	150	30	12	有	復興通り
2	佐賀	東与賀佐賀線	佐賀市本庄町佐大前交差点	30	400	30	6	450	40	12	有	末次線 80嵩上げ
3	佐賀	西与賀佐賀線	佐賀市本庄町佐大正門前	10	150	30	6	200	40	12	無	
4	佐賀	R 264 号	佐賀市巨勢町牛島橋口交差点から東	16	300	20	6	380	30	12	有	環状東線
5	佐賀	佐賀川副線	佐賀市八田橋～208号	16	100	20	6	150	30	12	無	
6	佐賀	業師丸佐賀停車場線	戸上電機より以東（兵庫前測）	6.5	0	0	0	200	20	48	無	
7	佐賀	佐賀川久保鳥栖線	佐賀市高木瀬東2丁目地内	6.5	0	0	0	100	20	48	無	黒川減水後約1日
8	佐賀	佐賀川久保鳥栖線	佐賀市金立町字千布～高木瀬町長瀬平尾橋間	14	0	0	0	300	40	48	無	〃
9	佐賀	佐賀大川線	佐賀市北川副町枝吉～巨勢町東西地内	16	0	0	0	300	30	24	有	環状東線
10	佐賀	松尾佐賀停車場線	佐賀市神園昭和橋から西	16	0	0	0	150	30	24	有	神野町線
11	佐賀	松尾佐賀停車場線	佐賀市鍋島郵便局前～八戸溝交差点	5	0	0	0	300	30	48	無	嘉瀬川減水後約2日
12	佐賀	松尾佐賀停車場線	佐賀市神野1丁目交差点～駅前交番西交差点	20.6	0	0	0	300	30	3	有	
13	佐賀	佐賀外環状線	佐賀市久保泉町上和泉字徳永	13.3	0	0	0	50	20	24	無	
14	佐賀	佐賀外環状線	佐賀市久保田町徳万交差点～久保田中副交差点	15.8	0	0	0	1000	30	2	有	
15	佐賀	多久牛津線	多久市東多久町古賀宿～小城町右原	7	0	0	0	800	50	10	無	
16	佐賀	別府牛津停車場線	多久市東多久町納所	11	0	0	0	200	50	6	無	
17	佐賀	小城牛津線	小城市牛津町柿樋瀬	12	250	30	12	250	30	24	有	
18	佐賀	川上牛津線	小城市三日町長神田字初田	12.5	0	0	0	300	30	6	有	
19	佐賀	多久若木線	多久市南多久町長尾	8	0	0	0	50	50	2	有	干満影響
20	佐賀	多久牛津線	多久市東多久町別府	11	100	30	6	—	—	—	有	203号
21	佐賀	多久江北線	多久市東多久町納所大井手橋～南多久町下多久谷下橋	10	0	0	0	150	30	1	無	
22	東部	R 385 号	神埼市神埼町地藏橋西～三本松橋	6.2	310	30	24	310	50	48	有	34号
23	東部	R 385 号	神埼市神埼町市旧農倉倉庫～荒高橋	8.4	800	50	24	800	60	48	有	市武神埼線
24	東部	三瀬神埼線	神埼市神埼町石井ヶ里地区	9.9	200	20	24	200	30	48	有	佐賀川久保鳥栖線
25	東部	江口東尾線	みやき町江口	10.5	1,000	30	24	1,000	50	48	有	筑後川本川水位との関連 北茂安三田川線
26	東部	久留米基山筑紫野線	真木町交差点～赤井手交差点	16～25	0	0	0	1700	40	5	有	国道3号
27	東部	久留米基山筑紫野線	鳥栖市轟木町JR鹿児島本線高架下	16	0	0	0	80	20	4	有	国道34号
28	東部	基山平等寺筑紫野線・小郡基山線	基山町小倉（JR鹿児島本線、国道3号高架下）	16	0	0	0	100	20	4	有	
29	東部	早良中原停車場線	みやき町蓑原（JR長崎本線高架下）	14	0	0	0	60	20	4	有	
30	東部	中原鳥栖線	鳥栖市儀徳町（JR鹿児島本線高架下）	6	0	0	0	50	20	4	有	
31	東部	九千部山公園線	鳥栖市弥生が丘（JR鹿児島本線高架下）	11	0	0	0	80	20	4	有	
32	東部	市武神埼線	みやき町市武	3				100	40	24	有	
33	唐津	相知山内線	唐津市相知町佐里	6	200	50	6	300	200	24	無	
34	唐津	唐津呼子線	唐津市西朝日町	7	—	—	—	400	20	3	有	干満影響
35	唐津	山本波多津線	唐津市北波多行合野	6	100	30	3	200	100	12	有	
36	唐津	加倉飯屋港線	玄海町諸浦	5.5	—	—	—	300	60	24	有	干満影響
37	唐津	10781号市道 妙見満島線	唐津市富士見町	9	—	—	—	300	20	3	有	干満影響
38	伊万里	R204号	伊万里市黒川町黒塩	10	0	0	0	300	40	2	有	瀬戸釘島・瀬戸築港線
39	伊万里	伊万里畑川内蔵木線	伊万里市波多津町馬蛤湯	7	0	0	0	500	40	2	有	馬蛤湯1号線
40	伊万里	塩屋大曲線	伊万里市黒川町名村団地前	8	0	0	0	100	50	2	有	小黒川7号線
41	伊万里	R 204号	伊万里市波多津町馬蛤湯	7	0	0	0	300	40	2	有	煤屋3号線
42	伊万里	黒川松島線	伊万里市松島町	6.5	0	0	0	350	30	2	有	上伊万里松島線
43	伊万里	R 204号	伊万里市山代町楠久津	9.5	0	0	0	150	40	5	有	満潮時のみ
44	伊万里	大木有田線	有田町大木宿	6	0	0	0	50	30	2	有	202号

番号	所管土木事務所	路線名	位置及び区間	道路巾員 m	日雨量100mmの場合の冠水状況			日雨量200mmの場合の冠水状況			迂回路の有無	備考
					延長 m	水深 cm	期間 時間	延長 m	水深 cm	期間 時間		
45	杵藤	武雄・多久線	武雄市朝日町高橋 (JR佐世保線付近)	6.5	500	60	12	500	80	24	有	武雄・伊万里線 中野・武雄線
46	杵藤	相知山内線	武雄市武内町梅ノ原	5.5	0	0	0	100	50	3	無	
47	杵藤	相知山内線	武雄市武内町亀甲	5.5	0	0	0	100	50	8	無	柚ノ木原川合流点付近
48	杵藤	相知山内線	武雄市武内町池ノ平	5.5	100	30	3	200	50	8	無	市道川古・武内線交差点付近
49	杵藤	県道北方朝日線	武雄市朝日町高橋	4.5	0	0	0	300	80	12	無	
50	杵藤	武雄福富線	白石町馬田	10.7	0	0	0	100	30	4	有	町道湯崎下蓑具線
51	杵藤	R 498号	武雄市橘町二俣	11.5	100	30	3	200	50	5	有	
52	杵藤	R 498号	武雄市橘町片白～南片白	10.3	300	30	2	500	50	3	有	
53	杵藤	R 498号	嬉野市塩田町大字馬場下・久間 (錦江橋～南下久間)	6.5	0	0	0	100	20	3	有	干潮時 (満潮時は増加)
54	杵藤	R 498号	〃 大字真崎	6.5	0	0	0	100	20	3	有	干潮時 (満潮時は増加)
55	杵藤	R 498号	鹿島市大字中村	6.5	0	0	0	100	20	3	有	干潮時 (満潮時は増加)
56	杵藤	R 207号	〃 大字井手字井手	8	0	0	0	100	10	2	有	干潮時 (満潮時は増加)
57	杵藤	久間深浦線	嬉野市塩田町大字久間	4.5	400	20	3	500	50	6	有	久間大町線 干潮時 (満潮時は増加)
58	杵藤	大木庭武雄線	〃 大字五町田 (下川原交差点～五町田小下)	6.5	50	20	3	200	30	5	有	
59	杵藤	R 498号	嬉野市塩田町馬場下 (嬉野市役所前交差点～下町橋)	16	0	0	0	200	20	3	有	干潮時 (満潮時は増加)
60	杵藤	久間大町線	白石町大渡、大町町福母	11	0	0	0	1500	10	6	有	
61	杵藤	久間深浦線	白石町牛間田	5	0	0	0	800	10	6	有	

別表11 洪水時、流失により交通不能となる恐れのある橋梁

番号	所管土木事務所名	路線名	橋名	位 置		型 式	寸 法		予想される事態
				市町	大字		橋 長	有効巾員	
1	東部	佐賀八女	六五郎橋	神埼市	千代田町 迎島	ワーレントラス鋼桁 橋	450	5.5	流木による破壊流出、上流部の堰揚げ

別表12 「水防警戒を要するため池一覧（R8）」

- ・県下の農業用ため池は総数2,651箇所であり、うち貯水量1,000m³以上のため池は2,018箇所である。
- ・警戒を要する農業用ため池は1,400箇所である。
- ・特に危険な農業用ため池については、令和8年度、次のとおり整備を行う

農村地域防災減災事業10箇所、農業水路等長寿命化・防災減災事業 13箇所

番号	溜池名	農 事 務 所 名	林	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
					市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
1	立 曲	佐賀中部		来迎寺生産組合	佐賀市	金 立	156.0	1.60	40.0	5.40	2.00	土 俵 積	350	70	90	44	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
2	観 音 寺	佐賀中部		観音寺水利組合	佐賀市	金 立	300.0	1.80	59.4	5.60	1.90	土 俵 積	500	100	100	14	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
3	西 千 布	佐賀中部		西千布環境向上対策協議会	佐賀市	千 布	150.0	0.80	14.0	4.10	0.90	土 俵 積	500	100	100	33	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
4	大 野 原	佐賀中部		大野原自治会	佐賀市	金 立	120.0	1.00	10.0	2.10	0.80	土 俵 積	350	70	90	55	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
5	長峰(上) (古地名) 長子(下) (地名呼称)	佐賀中部		若宮原自治会	佐賀市	金 立	77.0	0.60	11.0	4.70	2.00	土 俵 積	300	60	80	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
6	天端(下) (古地名) 梶子(橋) (地名呼称)	佐賀中部		若宮原自治会	佐賀市	金 立	250.0	1.20	30.0	7.00	1.20	土 俵 積	400	80	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
7	仙 立	佐賀中部		中原松市朗	佐賀市	川 久 保	30.0	0.30	6.0	3.60		土 俵 積	100	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
8	忽 集	佐賀中部		佐賀市土地改良区	佐賀市	川 久 保	52.0	0.10	3.3	4.20		土 俵 積	100	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
9	旭 谷	佐賀中部		広瀬敏之、中村新一郎	佐賀市	川 久 保	34.0	0.10	3.0	4.00		土 俵 積	100	20	20	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
10	鈴 隈	佐賀中部		広瀬敏之、中村新一郎	佐賀市	川 久 保	50.0	0.30	8.0	7.00	1.80	土 俵 積	100	20	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
11	空 の 巢	佐賀中部		広瀬敏之、中村新一郎	佐賀市	川 久 保	70.0	0.30	7.0	8.60	1.80	土 俵 積	100	20	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
12	新堤 (下)	佐賀中部		高島克昭	佐賀市	川 久 保	100.0	0.40	15.0	7.40	2.30	土 俵 積	500	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
13	新堤 (上)	佐賀中部		高島克昭	佐賀市	川 久 保	74.0	1.20	48.0	8.60	2.30	土 俵 積	350	70	90	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
14	神 竜 池	佐賀中部		神竜池水利組合	佐賀市	川 久 保	100.0	4.80	317.0	16.00	1.80	土 俵 積	500	100	100	71	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
15	鳥越 (下)	佐賀中部		利用者組織	佐賀市	川 久 保	76.0	0.40	10.0	6.60		土 俵 積	100	20	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
16	鳥越 (上)	佐賀中部		利用者組織	佐賀市	川 久 保	67.0	0.50	16.0	6.70		土 俵 積	100	20	20	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
17	様の木 (下)	佐賀中部		様木生産組合	佐賀市	上 和 泉	39.0	0.40	8.0	3.40		土 俵 積	100	20	20	17	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
18	様の木 (上)	佐賀中部		様木生産組合	佐賀市	上 和 泉	60.0	0.30	4.0	1.60		土 俵 積	100	20	20	17	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
19	様の木 (東)	佐賀中部		様木生産組合	佐賀市	上 和 泉	55.0	0.60	6.0	3.00		土 俵 積	100	20	20	14	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
20	蔵下 (下)	佐賀中部		大久保自治会	佐賀市	川 上	60.0	0.30	5.0	3.50		土 俵 積	100	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
21	今 村 堤	佐賀中部		小川生産森林組合	佐賀市	久 池 井	200.0	0.90	14.0	3.20	0.50	土 俵 積	100	20	20	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
22	野口東堤	佐賀中部		野口自治会	佐賀市	久 池 井	48.0	0.20	4.0	2.50	0.70	土 俵 積	100	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
23	野口西堤	佐賀中部		野口自治会	佐賀市	久 池 井	45.0	0.10	3.0	4.90	0.70	土 俵 積	100	20	20	9	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
24	大願寺堤	佐賀中部		野口自治会	佐賀市	久 池 井	155.0	0.30	8.0	7.50	1.00	土 俵 積	100	20	20	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
25	八天山堤	佐賀中部		旧 六 区	佐賀市	久 池 井	35.0	0.30	6.0	5.10	0.90	土 俵 積	100	20	20	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
26	野口小堤	佐賀中部		北原自治会	佐賀市	久 池 井	104.0	0.25	7.0	5.10	2.20	土 俵 積	100	40	30	11	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
27	野口大堤	佐賀中部		北原自治会	佐賀市	久 池 井	180.0	0.80	20.0	5.60	0.90	土 俵 積	100	50	50	23	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
28	春日堤	佐賀中部		旧 六 区	佐賀市	久 池 井	44.0	0.60	23.0	9.00	1.50	土 俵 積	100	20	20	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)

番号	溜池名	農 事務所名	林	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
					市町	大字							叭(枚)	綱(kg)	杭(本)		
29	平 原 堤	佐賀中部	旧 六 区	佐 大	市 賀 和	久 池 井	104.0	0.80	44.0	10.10	1.40	土 俵 積	100	20	20	22	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
30	上 堤	佐賀中部	川 上 自 治 会	佐 大	市 賀 和	川 上	52.0	0.20	3.0	4.10	0.90	土 俵 積	100	20	20	32	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
31	中 堤	佐賀中部	川 上 自 治 会	佐 大	市 賀 和	川 上	46.5	0.60	19.0	6.50	1.30	土 俵 積	100	20	20	34	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
32	新 堤	佐賀中部	川 上 自 治 会	佐 大	市 賀 和	川 上	41.0	0.20	5.0	5.70	1.10	土 俵 積	100	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
33	西山田堤	佐賀中部	西山田自治会	佐 大	市 賀 和	川 上	160.0	0.80	14.0	4.40	0.80	土 俵 積	100	20	20	33	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
34	犀の隈堤	佐賀中部	西山田自治会	佐 大	市 賀 和	川 上	195.0	1.40	34.0	6.50	1.20	土 俵 積	100	20	20	19	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
35	山之堤第1	佐賀中部	大願寺自治会	佐 大	市 賀 和	川 上	35.0	0.20	6.0	11.90	1.00	土 俵 積	100	20	20	9	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
36	山之堤第2	佐賀中部	大願寺自治会	佐 大	市 賀 和	川 上	28.0	0.30	10.0	9.20	1.40	土 俵 積	100	20	20	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
37	公民館裏堤	佐賀中部	大願寺自治会	佐 大	市 賀 和	川 上	293.0	0.70	13.0	5.10	1.25	土 俵 積	100	20	20	37	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
38	孤 野 堤	佐賀中部	大願寺自治会	佐 大	市 賀 和	川 上	31.0	0.10	1.0	3.20	0.80	土 俵 積	100	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
39	大久保新堤	佐賀中部	大久保自治会	佐 大	市 賀 和	川 上	460.0	1.50	8.3	6.50	1.00	土 俵 積	100	20	20	34	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
40	西 館 堤	佐賀中部	今 山 自 治 会	佐 大	市 賀 和	久 留 間	160.0	0.30	5.0	5.80	1.20	土 俵 積	100	20	20	17	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
41	今 山 新 堤	佐賀中部	今 山 自 治 会	佐 大	市 賀 和	久 留 間	97.0	0.40	10.0	5.70		土 俵 積	100	20	20	17	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
42	西 谷 堤	佐賀中部	今 山 自 治 会	佐 大	市 賀 和	久 留 間	104.1	0.50	10.0	5.50		土 俵 積	100	20	20	27	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
43	下 熊 川	佐賀中部	下熊川生産森林組合	佐 大	市 賀 和	下 熊 川	37.0	0.10	1.0	3.40		土 俵 積	100	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
44	葛 尾 第 1 堤	佐賀中部	市 川 自 治 会	佐 大	市 賀 和	市 川	20.0	0.10	0.7	3.00		土 俵 積	100	20	20	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
45	裏 納 所	佐賀中部	納 所 大 字 会	多 久	市 賀 和	納 所	55.5	0.20	4.0	6.15		土 俵 積	500	100	50	21	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
46	大 門	佐賀中部	納 所 大 字 会	多 久	市 賀 和	納 所	42.0	0.40	7.0	7.05		土 俵 積	300	80	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
47	北 坊	佐賀中部	納 所 大 字 会	多 久	市 賀 和	納 所	134.0	0.70	11.2	4.30		土 俵 積	750	150	200	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
48	決 木	佐賀中部	別府財産区組合	多 久	市 賀 和	別 府	77.0	0.30	11.9	6.20	1.50	土 俵 積 R1 農業水路等長寿命化・防災減災事業	500	100	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
49	土 器 園	佐賀中部	別府財産区組合	多 久	市 賀 和	別 府	171.0	1.10	16.5	4.20		土 俵 積	1,000	200	300	35	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
50	尾 の 尻 上	佐賀中部	別府財産区組合	多 久	市 賀 和	別 府	85.0	1.10	44.0	16.50	1.30	土 俵 積	500	100	50	18	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
51	尾 の 尻 中	佐賀中部	別府財産区組合	多 久	市 賀 和	別 府	74.0	0.50	15.0	6.15		土 俵 積	500	100	50	18	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
52	尾 の 尻 下	佐賀中部	別府財産区組合	多 久	市 賀 和	別 府	145.0	1.10	62.7	11.50		土 俵 積	800	200	250	18	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
53	宝 蔵 寺 上	佐賀中部	別府財産区組合	多 久	市 賀 和	別 府	25.0	0.10	1.5	5.40		土 俵 積	300	80	50	11	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
54	宝 蔵 寺 下	佐賀中部	別府財産区組合	多 久	市 賀 和	別 府	145.0	1.70	41.2	5.50		土 俵 積	800	200	250	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
55	浦 谷	佐賀中部	別府財産区組合	多 久	市 賀 和	別 府	27.0	0.20	3.0	5.00		土 俵 積	300	80	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
56	石 原	佐賀中部	別府財産区組合	多 久	市 賀 和	納 所	52.0	0.10	2.4	5.60		土 俵 積	500	100	50	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
57	飯 盛	佐賀中部	相 の 浦 区	多 久	市 賀 和	多 久 原	46.0	0.40	18.0	10.40		土 俵 積	500	100	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
58	釜 屋	佐賀中部	前 田 区	多 久	市 賀 和	小 待	30.0	0.20	4.2	3.60		土 俵 積	300	80	50	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
59	北 原	佐賀中部	多 久 原 生 産 組 合	多 久	市 賀 和	多 久 原	190.0	0.60	9.0	3.40	1.60	土 俵 積	1,000	200	300	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
60	中 尾 上	佐賀中部	多 久 原 水 利 組 合	多 久	市 賀 和	多 久 原	155.0	0.60	15.0	4.40		土 俵 積	800	200	250	9	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事 務 所 名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
61	中 尾	佐賀中部	多久原水利組合	多 久 市	多 久 原	177.0	0.50	8.1	3.70		土 俵 積	900	300	350	9	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
62	土 橋	佐賀中部	山 犬 区	多 久 市	小 侍	30.0	0.20	5.2	6.30		土 俵 積	300	80	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
63	高 良	佐賀中部	高木川内区	多 久 市	小 侍	24.0	0.20	3.7	6.60		土 俵 積	300	80	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
64	岩 平	佐賀中部	高木川内区	多 久 市	小 侍	69.0	0.80	19.2	6.80		土 俵 積	500	100	50	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
65	綿 打	佐賀中部	船 山 区	多 久 市	板 屋	90.0	0.50	13.5	6.00		土 俵 積	600	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
66	中 桁	佐賀中部	船 山 区	多 久 市	板 屋	193.2	0.80	17.0	5.70		土 俵 積	1,000	200	300		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
67	大 山 口	佐賀中部	駄 道 区	多 久 市	長 尾	147.0	1.00	48.0	14.30		土 俵 積	800	200	250	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
68	樋 ノ 越	佐賀中部	岡 区	多 久 市	多 久 町	134.0	0.60	22.0	9.00		土 俵 積	800	200	250	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
69	堀 田	佐賀中部	八 久 保 区	多 久 市	板 屋	72.3	0.20	3.2	7.30		土 俵 積	500	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
70	新 丸 田	佐賀中部	耕地整理組合 (駄 地)	多 久 市	板 屋	198.0	0.10	46.6	9.00		土 俵 積 貯 農業水路等長寿命化防災減災事業	1,000	200	300		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
71	狸 山	佐賀中部	駄 地 区	多 久 市	板 屋	58.0	0.30	9.3	8.50		土 俵 積	500	100	50	13	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
72	梅 川	佐賀中部	谷 区	多 久 市	板 屋	73.0	0.10	1.3	4.40		土 俵 積	500	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
73	八 方 谷	佐賀中部	山 口 区	多 久 市	板 屋	36.0	0.10	4.0	8.60		土 俵 積	300	80	50	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
74	加 屋 見	佐賀中部	山 口 区	多 久 市	板 屋	57.0	0.25	3.5	3.70		土 俵 積	500	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
75	平 山	佐賀中部	平古場、中山、平山 耕地整理組合	多 久 市	板 屋	24.0	0.50	1.0	5.10		土 俵 積	300	80	50	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
76	鵜 谷	佐賀中部	平 山 区	多 久 市	板 屋	40.0	0.20	3.3	5.40		土 俵 積	300	80	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
77	正 明 庵	佐賀中部	正明庵水利組合	多 久 市	板 屋	38.0	0.20	4.9	6.40		土 俵 積	300	80	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
78	新 五 才 谷	佐賀中部	吉 の 尾 区	多 久 市	板 屋	81.0	1.30	53.6	13.60		土 俵 積	600	200	100	9	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
79	山 ノ 神	佐賀中部	板 屋 区	多 久 市	板 屋	71.9	0.30	7.2	7.30		土 俵 積	500	100	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
80	松 葉	佐賀中部	板 屋 区	多 久 市	板 屋	127.0	0.50	12.6	8.60		土 俵 積	800	200	250	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
81	谷 口 ダ ム	佐賀中部	藤川内水利組合	多 久 市	板 屋	195.0	3.90	182.0	16.90	2.70	土 俵 積	1,000	200	300	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
82	上 堤	佐賀中部	藤川内水利組合	多 久 市	板 屋	30.0	0.40	5.6	4.30		土 俵 積	300	80	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
83	水 倉	佐賀中部	田 柄 区	多 久 市	花 祭	63.0	0.20	5.5	6.90		土 俵 積	500	100	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
84	田 柄	佐賀中部	田 柄 区	多 久 市	花 祭	26.0	0.10	1.8	5.10		土 俵 積	300	80	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
85	長 谷	佐賀中部	田 柄 区	多 久 市	花 祭	341.0	0.70	39.0	11.30		土 俵 積	1,300	300	400		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
86	大 野 下	佐賀中部	大 野 区	多 久 市	花 祭	101.5	1.40	56.5	14.50		土 俵 積	600	200	100	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
87	柳 原	佐賀中部	柳原水利組合	多 久 市	花 祭	116.0	0.50	25.0	9.60		土 俵 積	700	250	150	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
88	道 か ん	佐賀中部	下 多 久 区	多 久 市	下 多 久	209.0	3.70	118.4	6.30	0.90	土 俵 積	1,000	200	100	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
89	大 谷	佐賀中部	下 鶴 区	多 久 市	多 久 町	52.0	0.20	6.2	8.10		土 俵 積	500	100	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
90	古 洞	佐賀中部	下 鶴 区	多 久 市	多 久 町	171.0	0.40	8.8	4.50		土 俵 積	900	300	350	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
91	茶 園	佐賀中部	下 鶴 区	多 久 市	多 久 町	30.0	0.10	2.0	4.40		土 俵 積	300	80	50	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
92	水 縄 手	佐賀中部	西 ノ 原 区	多 久 市	多 久 町	53.0	0.20	2.3	3.80		土 俵 積	500	100	50	14	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事 務 所 名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高(m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数(戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
93	西 野	佐賀中部	桐 岡 区	多 久 市	多 久 町	65.0	1.70	55.5	9.90		土 俵 積	500	100	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
94	貝 月 (上)	佐賀中部	桐 岡 区	多 久 市	多 久 町	28.0	0.20	1.7	3.20		土 俵 積	300	80	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
95	貝 月 (下)	佐賀中部	桐 岡 区	多 久 市	多 久 町	27.0	0.20	2.8	3.80		土 俵 積	300	80	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
96	保 四 郎	佐賀中部	道 祖 元 区	多 久 市	多 久 町	130.0	1.40	59.0	17.50	2.70	土 俵 積	750	150	200	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
97	宮 の 浦	佐賀中部	宮の浦生産組合	多 久 市	多 久 町	48.0	0.30	5.0	5.30		土 俵 積	300	80	50	27	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
98	山仁田(上)	佐賀中部	宮の浦生産組合	多 久 市	多 久 町	297.0	0.40	12.0	7.00		土 俵 積	1,300	300	400	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
99	鷺 ノ 原	佐賀中部	鷺 ノ 原 区 長	小 城 市	畑 田	66.0	0.15	3.7	3.90	0.40	土 俵 積	200	30	20	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
100	寺 浦 第 3	佐賀中部	寺 浦 区 長	小 城 市	晴 気	107.0	0.27	4.0	3.80	1.00	土 俵 積 R5-R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	200	40	20	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
101	円 光 寺	佐賀中部	円 光 寺 区 長	小 城 市	晴 気	23.0	0.07	1.6	4.70	0.40	土 俵 積	100	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
102	八 丁	佐賀中部	小 城 市 役 所	小 城 市	晴 気	35.0	0.12	2.4	3.15	0.40	土 俵 積	200	30	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
103	北 浦	佐賀中部	北 浦 溜 池 土 地 改 良 区	小 城 市	松 尾	200.0	4.00	368.0	17.90	0.60	土 俵 積	1,000	200	100	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
104	東 分 第 1	佐賀中部	東 分 生 産 組 合	小 城 市	織 島	101.0	0.50	10.0	6.75	1.00	土 俵 積	500	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
105	池 田	佐賀中部	東 分 水 利 組 合	小 城 市	織 島	90.0	0.80	24.0	6.90	1.00	土 俵 積	500	90	90	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
106	西 分 第 1	佐賀中部	西 分 生 産 組 合	小 城 市	織 島	65.0	0.50	12.5	7.05	0.90	土 俵 積 R1 災害復旧事業	300	80	80	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
107	西 分 第 2	佐賀中部	西 分 生 産 組 合	小 城 市	織 島	55.0	0.80	13.6	4.05	1.00	土 俵 積 R1 災害復旧事業	300	80	80	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
108	深 佐 古	佐賀中部	谷 小 津 区	小 城 市	上 砥 川	64.0	0.14	4.2	7.10	1.95	土 俵 積	200	50	30	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
109	上 の 堤	佐賀中部	内 砥 川 区	小 城 市	上 砥 川	126.0	1.45	66.0	9.10	1.20	土 俵 積	500	100	100	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
110	上 右 原 第 1	佐賀中部	右 原 水 利 組 合	小 城 市	池 上	69.8	0.35	8.7	6.90	2.10	土 俵 積	300	80	80	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
111	上 右 原 第 2	佐賀中部	右 原 水 利 組 合	小 城 市	池 上	110.0	0.60	15.0	5.30	0.60	土 俵 積	500	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
112	山 崎	佐賀中部	山 崎 区	小 城 市	池 上	110.0	0.80	20.0	5.55	0.90	土 俵 積	500	100	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
113	坂 井	佐賀中部	坂 井 区	小 城 市	栗 原	52.0	0.30	13.5	6.30	0.80	土 俵 積	300	80	80	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
114	安 心	佐賀中部	水 利 組 合	小 城 市	畑 田	90.0	0.90	18.0	4.20	1.00	土 俵 積	500	90	90	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
115	自 楽 園	佐賀中部	小 城 市 役 所	小 城 市		117.0	0.60	9.0	3.85	1.50	土 俵 積	500	100	100	21	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
116	松 屋	佐賀中部	小 城 市 役 所	小 城 市		52.0	0.25	1.2	2.20	0.30	土 俵 積	300	80	80	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
117	平 原 第 1	佐賀中部	平 原 区	小 城 市	畑 田	19.2	0.20	4.6	3.75	0.90	土 俵 積	100	20	20	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
118	永 祥 庵	佐賀中部	平 原 区	小 城 市	畑 田	52.5	0.13	22.0	8.40	1.60	土 俵 積	300	80	80	41	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
119	西 ノ 谷	佐賀中部	西 ノ 谷 区	小 城 市	畑 田	28.0	0.20	6.0	5.60	1.00	土 俵 積	100	20	20	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
120	竜 王	佐賀中部	東 分 水 利 組 合	小 城 市	織 島	110.0	0.15	1.5	5.05	2.60	土 俵 積	500	100	100	214	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
121	七 ヲ 江	佐賀中部	両 新 村 区	小 城 市	上 砥 川	107.0	0.60	18.9	5.80	2.00	土 俵 積	500	100	100	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
122	川 越 城	佐賀中部	谷 小 津 区	小 城 市	上 砥 川	128.0	0.73	29.6	6.40	1.90	土 俵 積	500	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
123	源 五 郎	佐賀中部	内 砥 川 区	小 城 市	上 砥 川	236.0	2.00	46.5	5.30	0.95	土 俵 積	1,000	200	100	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
124	新 堤	佐賀中部	新堤土地改良区	小 城 市	上 砥 川	250.0	3.00	60.0	6.60	1.95	土 俵 積	1,000	200	100	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
125	寺 浦 第 2	佐賀中部	水 利 組 合	小 城 町	市	50.0	0.25	7.5	5.15	1.00	土 俵 積	500	100	100	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
126	長 堤	佐賀中部	花 谷 水 利 組 合	小 城 町	畑 田	33.0	0.21	4.4	5.98	1.10	土 俵 積	200	30	20	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
127	お 茶 屋	佐賀中部	鷺 ノ 原 区	小 城 町	畑 田	50.0	0.20	4.6	3.78	1.00	土 俵 積	500	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
128	寺 浦 第 1	佐賀中部	水 利 組 合	小 城 町	畑 田	50.0	0.60	22.8	8.55	1.40	土 俵 積	500	100	100	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
129	神 山	東 部	神山ため池水利組合	鳥 栖 市	柚 比 町	178.0	2.30	109.0	14.40	1.50	土 俵 積	500	150	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
130	安 永 田	東 部	安永田溜池水利組合	鳥 栖 市	柚 比 町	100.0	2.70	135.0	12.00	2.30	土 俵 積	500	150	100	-	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
131	太 田	東 部	田代本町水利組合	鳥 栖 市	田 代 町	75.0	0.20	3.9	4.20	1.00	土 俵 積	500	150	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
132	第一 国泰寺	東 部	萱方ため池水利組合	鳥 栖 市	萱 方 町	70.0	1.10	42.0	7.00	2.00	土 俵 積	500	150	100	300	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
133	第二 国泰寺	東 部	萱方ため池水利組合	鳥 栖 市	神 辺 町	145.0	1.00	45.0	8.10	2.10	土 俵 積	500	150	100	300	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
134	萱 方	東 部	岡 本 和 久	鳥 栖 市	萱 方 町	90.0	0.50	6.7	5.00	2.10	土 俵 積	500	150	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
135	池 田 (上)	東 部	池田ため池水利組合	鳥 栖 市	神 辺 町	81.0	0.40	3.2	3.00	1.30	土 俵 積	500	150	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
136	池 田 (下)	東 部	内 田 信 久	鳥 栖 市	神 辺 町	130.0	0.80	11.0	4.50	1.00	土 俵 積	500	150	100	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
137	宿 町	東 部	宿町溜池水利組合	鳥 栖 市	牛 原 町	190.0	0.70	12.6	4.00	1.50	土 俵 積	500	150	100	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
138	養 父 町	東 部	養父町生産組合	鳥 栖 市	養 父 町	51.0	0.50	5.0	3.90	1.00	土 俵 積	500	150	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
139	原古賀(上)	東 部	片 田 正 俊	鳥 栖 市	山 浦 町	110.8	0.54	16.7	5.70	0.90	土 俵 積	500	150	100	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
140	原古賀(下)	東 部	片 田 正 俊	鳥 栖 市	山 浦 町	106.0	0.80	24.0	6.45	1.30	土 俵 積	500	150	100	200	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
141	平 田 (下)	東 部	平田町生産組合	鳥 栖 市	平 田 町	69.0	0.20	4.5	9.00	1.80	土 俵 積	500	150	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
142	本 谷	東 部	立石町生産組合	鳥 栖 市	立 石 町	85.0	0.30	7.5	8.40	1.50	土 俵 積	500	150	100	9	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
143	吉 原	東 部	立石町生産組合	鳥 栖 市	立 石 町	116.0	0.40	7.0	6.50	2.00	土 俵 積	500	150	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
144	西 の 谷	東 部	江 島 町 区	鳥 栖 市	江 島 町	60.0	0.70	11.0	4.00	0.70	土 俵 積	500	150	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
145	五 番 目 谷	東 部	三 島 町 区	鳥 栖 市	江 島 町	43.0	0.40	6.0	3.50	0.90	土 俵 積	500	150	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
146	一 の 坪	東 部	乗目一の坪ため池 管 理 組 合	鳥 栖 市	山 浦 町	80.0	0.40	5.0	4.00	1.50	土 俵 積	500	150	100	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
147	万 栄	東 部	志 波 屋 区 長	神 埼 市	志 波 屋	40.0	0.30	11.6	7.91	1.78	土 俵 積	500	100	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
148	野 々 内	東 部	志 波 屋 区 長	神 埼 市	志 波 屋	42.0	0.20	4.6	6.00	1.40	土 俵 積	500	100	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
149	伊勢塚第1	東 部	志 波 屋 区 長	神 埼 市	志 波 屋	70.0	1.22	23.8	5.91	2.08	土 俵 積	500	100	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
150	伊勢塚第2	東 部	志 波 屋 区 長	神 埼 市	志 波 屋	88.0	0.63	15.2	4.58	0.56	土 俵 積	500	100	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
151	伊勢福寺 (東 部)	東 部	城 原 区 長	神 埼 市	城 原	102.0	0.62	20.9	8.93	3.08	土 俵 積	600	120	70	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
152	伊勢福寺 (西 部)	東 部	城 原 区 長	神 埼 市	城 原	66.0	0.44	17.0	7.90	1.43	土 俵 積	600	120	70	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
153	耕 地	東 部	城 原 区 長	神 埼 市	城 原	128.0	0.89	49.8	10.40	1.30	土 俵 積	600	120	70	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
154	上 善 寺	東 部	二 子 区 長	神 埼 市	城 原	63.0	0.21	4.9	5.33	1.04	土 俵 積	500	100	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
155	熊 谷	東 部	二 子 区 長	神 埼 市	城 原	50.0	0.10	2.1	4.27	0.80	土 俵 積	500	100	50	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
156	権現谷(上)	東 部	二 子 区 長	神 埼 市	城 原	65.0	0.25	5.1	4.50	0.80	土 俵 積	600	120	70	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
157	権現谷(下)	東 部	二 子 区 長	神 埼 市	城 原	69.0	0.35	12.3	6.20	0.40	土 俵 積	680	120	70	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
158	平山(上)	東 部	平山集落区長	神 埼 市	尾 崎	95.0	0.30	6.0	5.20	1.60	土 俵 積	600	120	70	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
159	平山(下)	東 部	平山集落区長	神 埼 市	尾 崎	58.0	0.30	9.0	5.00	0.60	土 俵 積	600	120	70	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
160	日の隈下	東 部	平 山 区 長	神 埼 市	尾 崎	24.0	0.08	0.8	2.61	0.55	土 俵 積	500	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
161	野 田	東 部	野 田 区 長	神 埼 市	尾 崎	190.3	1.70	41.8	5.60	1.70	土 俵 積 B24 市営事業	600	120	70	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
162	日の尺	東 部	尾崎東分区長	神 埼 市	尾 崎	132.0	4.70	144.6	8.30	2.60	土 俵 積	700	140	80	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
163	横 山	東 部	岩 田 区 長	神 埼 市	尾 崎	52.0	0.50	12.7	5.30	1.10	土俵積 B23～B27 ため池等整備事業	600	120	70	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
164	鬼 塚	東 部	岩 田 区 長	神 埼 市	尾 崎	35.0	0.11	2.2	4.30	0.92	土 俵 積	500	100	50	19	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
165	天神尾	東 部	岩 田 区 長	神 埼 市	尾 崎	205.0	2.04	85.1	9.77	2.64	土 俵 積	700	140	80	19	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
166	天 堂	東 部	岩 田 区 長	神 埼 市	尾 崎	32.0	0.09	1.8	4.09	0.58	土 俵 積	500	100	50	19	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
167	井 手	東 部	尾崎東分区長	神 埼 市	尾 崎	110.0	0.32	3.5	2.83	1.08	土 俵 積	600	120	70	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
168	小 池	東 部	目達原水利組合	吉野ヶ里町 三 田	吉 田	13.0	0.20	2.2	2.50	0.30	土 俵 積	100	50	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
169	新 池	東 部	目達原水利組合	吉野ヶ里町 三 田	吉 田	62.0	1.00	15.6	1.80	1.20	土 俵 積	500	90	50	34	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
170	石 谷 堤	東 部	上 石 動 区	吉野ヶ里町 東 春	石 動	55.0	0.10	1.5	3.80	0.40	土 俵 積	300	80	80	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
171	裏 田	東 部	上 石 動 区	吉野ヶ里町 東 春	石 動	36.0	0.12	1.8	4.30	1.50	土 俵 積	300	100	100	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
172	新 堤	東 部	上 石 動 区 長	吉野ヶ里町 東 春	石 動	62.0	0.24	7.0	7.60	1.20	土 俵 積	400	80	40	60	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
173	八 田	東 部	下 石 動 区	吉野ヶ里町 東 春	石 動	53.0	0.13	2.2	5.20	0.11	土 俵 積	1,000	50	200	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
174	新 堤	東 部	下 石 動 区	吉野ヶ里町 東 春	石 動	60.0	0.40	10.0	5.70	0.70	土 俵 積	500	90	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
175	宮 の 前	東 部	西 石 動 区	吉野ヶ里町 東 春	石 動	33.0	0.09	1.7	4.10	1.00	土 俵 積	500	30	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
176	柏 崎	東 部	上 三津東区長	吉野ヶ里町 東 春	石 動	26.0	0.10	1.1	2.50	0.80	土 俵 積 B26～B27 農業基盤整備促進事業	50	20	20	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
177	城 野	東 部	上 三津東区長	吉野ヶ里町 東 春	三 津	88.0	0.65	20.2	8.10	0.13	土 俵 積	500	90	90	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
178	と き 石	東 部	上 三津東区	吉野ヶ里町 東 春	三 津	40.0	0.30	7.5	7.50	0.50	土 俵 積	400	80	40	17	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
179	麩 側	東 部	上 三津東区長	吉野ヶ里町 東 春	三 津	44.0	0.16	3.5	4.90	0.50	土 俵 積	1,000	50	200	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
180	山 田	東 部	山田水利組合	吉野ヶ里町 東 春	三 津	130.0	0.80	35.0	10.50	0.14	土 俵 積	1,200	200	300	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
181	西 の 谷	東 部	上 三津西区長	吉野ヶ里町 東 春	三 津	80.0	0.55	16.5	6.50	2.00	土 俵 積	400	80	40	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
182	白 京	東 部	白京水利組合	吉野ヶ里町 東 春	三 津	48.0	0.93	27.5	5.80	1.00	土 俵 積	500	100	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
183	ほかうそ	東 部	上 三津西区	吉野ヶ里町 東 春	三 津	63.0	0.65	15.6	6.00	0.20	土 俵 積	500	90	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
184	宮 の 浦	東 部	下 三津西区長	吉野ヶ里町 東 春	三 津	31.0	0.40	7.0	5.50	1.00	土 俵 積	300	50	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
185	松 ノ 内	東 部	横 田 区	吉野ヶ里町 東 春	大 曲	23.0	0.42	6.3	2.50		土 俵 積	200	30	20	35	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
186	新 戦 場	東 部	寺ヶ里地区	吉野ヶ里町 東 春	三 津	84.8	0.46	4.5	2.75	0.60	土 俵 積	1,000	180	250	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
187	池 の 坂	東 部	池の坂生産組合	基 山 町	小 倉	48.0	0.30	4.2	4.40	1.50	土 俵 積	200	40	20	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
188	菖 蒲 坂	東 部	第6区水利組合	基 山 町	小 倉	71.0	2.10	42.0	8.10	2.30	土 俵 積	300	30	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高(m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数(戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
189	向 平 原	東 部	向平原水利組合	基 山 町	宮 浦	86.0	0.30	3.7	3.50	1.50	土 俵 積	200	30	20	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
190	桜の堤上	東 部	第 5 区	基 山 町	小 倉	40.0	0.30	4.8	4.00	1.50	土 俵 積	200	40	20	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
191	桜の堤下	東 部	第 5 区	基 山 町	小 倉	48.0	0.35	8.0	7.20	0.20	土 俵 積	200	40	20	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
192	亀 の 甲	東 部	亀の甲水利組合	基 山 町	園 部	250.0	1.50	45.0	14.60	1.00	土 俵 積	300	60	100	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
193	南 田	東 部	南田ため池管理組合	基 山 町	宮 浦	53.0	0.10	2.0	4.30	6.00	土 俵 積	200	30	20	160	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
194	八 幡 池	東 部	辻 引 地 組 合	基 山 町	宮 浦	100.0	0.15	4.5	4.50	1.00	土 俵 積	200	40	20	23	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
195	五 万 ヶ 池	東 部	鳥 越 区	上 峰 町	堤	50.0	0.30	4.5	6.00	2.00	土 俵 積	300	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
196	耕地整理	東 部	屋 形 原 区	上 峰 町	堤	116.0	1.50	54.0	9.30	1.70	土 俵 積	800	30	300	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
197	谷 渡	東 部	船 石 区、堤 区	上 峰 町	堤	150.0	2.00	66.0	10.50	0.80	土 俵 積	200	40	20	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
198	上 の 新 立	東 部	堤地区、船石地区	上 峰 町	堤	64.0	1.00	20.0	5.00	1.50	土 俵 積	100	50	50	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
199	下 の 新 立	東 部	堤地区、切通地区	上 峰 町	堤	150.0	0.40	6.1	4.80	2.50	土 俵 積	50	20	20	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
200	袋 ヶ 原	東 部	堤 地 区	上 峰 町	堤	20.0	0.20	3.1	4.00	0.30	土 俵 積	100	50	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
201	定 時 民	東 部	切 通 区	上 峰 町	堤	63.6	0.50	9.0	5.20	1.00	土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
202	北 原	東 部	切 通 区	上 峰 町	堤	159.0	3.00	5.4	4.20	1.50	土 俵 積	200	40	20	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
203	船 石	東 部	船 石 区	上 峰 町	堤	120.0	1.00	18.0	4.60	1.20	土 俵 積	200	40	20	27	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
204	外 記	東 部	下 津 毛 区	上 峰 町	坊 所	85.0	2.40	36.0	5.00	1.20	土 俵 積	200	100	100	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
205	イ モ ゼ	東 部	屋 形 原 区	上 峰 町	堤	24.5	0.1	1.3	2.6	0.20	土 俵 積	100	50	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
206	掛 入	東 部	屋 形 原 区	上 峰 町	堤	13.5	0.04	0.2	5.00	0.30	土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
207	京 塚	東 部	屋 形 原 区	上 峰 町	堤	13.0	0.05	0.6	2.80	0.30	土 俵 積	100	50	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
208	内香田(上)	東 部	耕地整理水利組合	み や き 町	簗 原	65.0	0.60	12.0	10.00	3.50	土 俵 積	200	50	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
209	内香田(下)	東 部	実 原 水 利 組 合	み や き 町	簗 原	60.0	0.90	27.0	11.10	1.20	土 俵 積	200	50	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
210	外 香 田	東 部	耕地整理水利組合	み や き 町	簗 原	166.0	1.50	45.4	7.40	0.90	土 俵 積	200	40	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
211	村 内	東 部	香 田 区	み や き 町	簗 原	48.0	0.30	3.9	3.70	1.20	土 俵 積	200	40	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
212	目 明 谷	東 部	山田、簗原水利組合	み や き 町	簗 原	56.0	0.40	10.0	7.20	0.80	土 俵 積	200	40	50	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
213	吉 原	東 部	耕地整理水利組合	み や き 町	簗 原	65.0	0.90	12.5	6.90	0.90	土 俵 積	200	40	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
214	新 堤	東 部	原古賀生産組合	み や き 町	原古賀	154.0	3.00	150.0	15.60	4.20	土 俵 積	500	100	100	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
215	権 現 堤	東 部	上 地 区	み や き 町	原古賀	76.0	0.60	10.8	5.70	1.10	土 俵 積	200	40	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
216	高 柳 東	東 部	高 柳 区	み や き 町	原古賀	138.0	0.60	11.4	5.00	1.20	土 俵 積	500	40	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
217	高 柳 西	東 部	高 柳 区	み や き 町	原古賀	133.0	0.40	5.8	4.50	1.60	土 俵 積	500	40	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
218	藤 倉 第二	東 部	上 地 区	み や き 町	原古賀	55.0	0.60	9.0	3.40	0.90	土 俵 積	200	40	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
219	上 地	東 部	上 地 区	み や き 町	原古賀	113.0	0.50	4.5	3.00	1.10	土 俵 積	300	40	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
220	原 古 賀	東 部	原 古 賀 区	み や き 町	原古賀	302.0	0.40	4.0	2.60	0.80	土 俵 積	1,000	100	500		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
221	栗 崎	東 部	矩 方 区	み や き 町	簀 原	78.0	0.50	12.0	6.10	2.00	土 俵 積	300	20	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
222	畑 山	東 部	矩 方 区	み や き 町	簀 原	40.0	0.30	3.3	3.40	1.20	土 俵 積	200	40	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
223	迎 田	東 部	中 原 区	み や き 町	簀 原	56.0	0.04	2.8	2.80	1.20	土 俵 積	200	40	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
224	東 寒 水	東 部	東 寒 水 区	み や き 町	原 古 賀	152.0	0.40	6.1	4.00	1.70	土 俵 積	500	40	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
225	新 堤	東 部	中 津 隈 区	み や き 町	中 津 隈	75.0	1.00	18.0	5.00	1.00	土 俵 積	200	40	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
226	御 茶 屋	東 部	白 壁 区	み や き 町	白 壁	250.0	2.50	60.0	9.00	3.50	土 俵 積	500	40	100	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
227	石 貝 第 一	東 部	石 貝 区	み や き 町	白 壁	95.0	1.00	21.0	5.70	1.40	土 俵 積	200	40	50	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
228	石 貝 第 二	東 部	石 貝 区	み や き 町	白 壁	90.0	1.60	38.4	6.70	1.70	土 俵 積	200	40	50	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
229	北 尾 第 一	東 部	白 壁 区	み や き 町	白 壁	55.0	0.40	7.6	4.20	0.45	土 俵 積	200	40	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
230	北 尾 第 二	東 部	白 壁 区	み や き 町	白 壁	30.0	0.30	3.9	3.50	0.80	土 俵 積	200	40	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
231	白 壁	東 部	白 壁 区	み や き 町	白 壁	50.0	0.30	4.2	5.50	2.40	土 俵 積	200	40	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
232	新 無 第 一	東 部	東 尾 区	み や き 町	東 尾	50.0	0.50	5.0	2.40		土 俵 積	300	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
233	新 無 第 二	東 部	東 尾 区	み や き 町	東 尾	35.0	0.20	2.8	4.00	1.00	土 俵 積	300	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
234	金 原	東 部	東 尾 2 生 産 組 合	み や き 町	東 尾	50.0	0.40	8.8	6.70	2.30	土 俵 積	200	40	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
235	山 の 神	東 部	高 柳 区	み や き 町	原 古 賀	41.5	0.10	1.3	11.50	1.20	土 俵 積	100	50	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
236	大 塚 上	唐 津	双 水 自 治 会	唐 津 市	双 水	43.0	0.30	6.0	6.00		土 俵 積	300	100	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
237	大 塚 下	唐 津	双 水 自 治 会	唐 津 市	双 水	77.0	0.50	15.0	6.00		土 俵 積	400	200	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
238	千 間 寺	唐 津	双 水 自 治 会	唐 津 市	双 水	48.0	0.50	10.0	3.50		土 俵 積	300	100	50	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
239	荒 平	唐 津	上 久 里 区	唐 津 市	夕 日	68.0	0.40	12.0	7.50		土 俵 積	400	200	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
240	新	唐 津	上 久 里 区	唐 津 市	久 里	125.0	1.20	12.0	6.90	1.50	土 俵 積	500	300	150	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
241	弓 田	唐 津	上 久 里 区	唐 津 市	久 里	62.0	0.80	24.0	6.10		土 俵 積	400	200	100	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
242	天 園	唐 津	下 久 里 区	唐 津 市	下 久 里	54.0	1.00	25.0	0.00		土 俵 積	400	200	100	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
243	柳 谷	唐 津	下 久 里 区	唐 津 市	下 久 里	38.0	0.80	24.0	8.50	2.50	土 俵 積	300	100	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
244	鏡 山	唐 津	鏡 生 産 森 林 組 合	唐 津 市	鏡	55.0	0.10	20.0	4.70		土 俵 積	400	200	100	60	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
245	柏 崎 (池 の 浦)	唐 津	柏 崎 区	唐 津 市	柏 崎	110.0	3.40	143.0	8.40		土 俵 積	500	300	150	400	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
246	矢 作	唐 津	半 田 矢 作 区	唐 津 市	半 田	52.0	2.00	56.0	5.90	1.50	土 俵 積	400	200	100	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
247	水 生 下	唐 津	半 田 本 村 区	唐 津 市	半 田	79.0	4.00	112.0	6.80		土 俵 積	400	200	100	70	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
248	荒 田	唐 津	半 田 矢 作 区	唐 津 市	半 田	47.0	0.20	6.0	6.30		土 俵 積	300	100	50	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
249	成 洲	唐 津	半 田 矢 作 区	唐 津 市	半 田	37.0	0.30	8.7	6.20		土 俵 積	300	100	50	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
250	東 山 上	唐 津	宇 木 下 区	唐 津 市	宇 木	41.0	0.80	32.0	9.20		土 俵 積	300	100	50	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
251	東 山 下	唐 津	宇 木 下 区	唐 津 市	宇 木	41.0	0.40	16.4	6.70		土 俵 積	300	100	50	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
252	谷 山	唐 津	宇 木 上 区	唐 津 市	宇 木	17.0	0.10	1.9	3.50		土 俵 積	300	100	50	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
253	東 山 田	唐 津	宇 木 中 区	唐 津 市	宇 木	41.0	0.10	2.7	5.70	1.50	土 俵 積	300	100	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
254	大 久 保	唐 津	宇 木 下 区	唐 津 市	宇 木	28.0	0.30	9.0	5.50	0.90	土 俵 積	300	100	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
255	追 頭	唐 津	東 宇 木 区	唐 津 市	宇 木	67.0	0.10	31.0	5.00		土 俵 積	400	200	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
256	日 門 作	唐 津	東 宇 木 区	唐 津 市	宇 木	55.0	0.80	30.4	6.00		土 俵 積	400	200	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
257	空 の 木	唐 津	東 宇 木 区	唐 津 市	宇 木	22.4	0.20	6.0	0.00		土 俵 積	300	100	50	13	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
258	早 間	唐 津	山 本 農 産 組 合	唐 津 市	山 本	57.0	0.20	3.0	4.30		土 俵 積	400	200	100	26	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
259	山 本 上	唐 津	山 本 農 産 組 合	唐 津 市	山 本	58.0	0.30	5.5	3.40		土 俵 積	400	200	100	34	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
260	山 本 中	唐 津	山 本 農 産 組 合	唐 津 市	山 本	89.0	0.80	24.0	5.50		土 俵 積	400	200	100	34	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
261	山 本 下	唐 津	山 本 農 産 組 合	唐 津 市	山 本	161.0	1.70	119.0	9.20		土 俵 積	600	400	200	150	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
262	鯉 治 ケ 谷	唐 津	山 本 農 産 組 合	唐 津 市	山 本	47.0	0.20	4.5	5.40		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
263	牛 ケ 谷	唐 津	山 本 農 産 組 合	唐 津 市	山 本	72.0	0.40	10.0	6.80		土 俵 積	400	200	100	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
264	坊 中	唐 津	山 本 農 産 組 合	唐 津 市	坊 中	83.5	2.50	107.5	11.30	2.60	土 俵 積	400	200	100	23	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
265	東	唐 津	石 志 農 産 組 合	唐 津 市	石 志	65.0	0.60	18.0	6.00		土 俵 積	400	200	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
266	牛 頭	唐 津	石 志 農 産 組 合	唐 津 市	石 志	80.0	1.00	28.0	6.70		土 俵 積	400	200	100	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
267	ス ゲ 谷	唐 津	石 志 農 産 組 合	唐 津 市	石 志	43.0	0.20	3.0	4.90		土 俵 積	300	100	50	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
268	小 森	唐 津	石 志 農 産 組 合	唐 津 市	石 志	65.0	0.80	30.4	6.70		土 俵 積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
269	高 尾	唐 津	畑 島 区	唐 津 市	畑 島	59.0	0.50	14.0	7.40		土 俵 積	400	200	100	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
270	高 尾 上	唐 津	畑 島 区	唐 津 市	畑 島	40.0	0.07	1.1	3.40		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
271	橋 内	唐 津	畑 島 区	唐 津 市	畑 島	39.0	0.10	3.0	5.70		土 俵 積	300	100	50	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
272	宮 ノ 谷	唐 津	畑 島 区	唐 津 市	畑 島	48.0	6.00	10.5	6.60		土 俵 積	300	100	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
273	丸 船	唐 津	山 田 区	唐 津 市	山 田	33.0	0.60	13.2	5.60		土 俵 積	300	100	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
274	沢 竜 上	唐 津	山 田 区	唐 津 市	山 田	45.0	0.25	6.3	3.10		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
275	沢 竜 下	唐 津	山 田 区	唐 津 市	山 田	53.0	4.00	140.0	6.50		土 俵 積	400	200	100	60	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
276	黒 竜	唐 津	山 田 区	唐 津 市	山 田	51.0	0.30	120.0	6.40		土 俵 積	400	200	100	60	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
277	杉 谷	唐 津	山 田 区	唐 津 市	山 田	42.0	2.50	72.5	4.40		土 俵 積	300	100	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
278	大 谷	唐 津	千々賀農産組合	唐 津 市	千々賀	76.0	0.40	12.0	6.90		土 俵 積	400	200	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
279	瀬 戸	唐 津	千々賀農産組合	唐 津 市	千々賀	53.0	1.80	72.0	9.80		土 俵 積	400	200	100	60	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
280	新	唐 津	養 母 田 区	唐 津 市	養 母 田	93.0	0.40	15.0	7.30		土 俵 積	300	100	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
281	下の谷下	唐 津	養 母 田 区	唐 津 市	養 母 田	55.0	0.40	14.0	8.10	2.20	土 俵 積	400	200	100	35	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
282	御 手 洗 上	唐 津	西 山 生 産 組 合	唐 津 市	和 多 田	48.0	0.70	28.0	9.00		土 俵 積	300	100	50	200	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
283	御 手 洗 下	唐 津	西 山 生 産 組 合	唐 津 市	和 多 田	85.0	0.70	28.0	7.30		土 俵 積	400	200	100	200	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
284	揚 田	唐 津	西 山 生 産 組 合	唐 津 市	和 多 田	35.0	0.30	9.0	7.70		土 俵 積	300	100	50	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
285	早 山	唐 津	本村生産組合	唐 津 市	和 多 田	19.0	0.20	4.8	4.20		土 俵 積	300	100	50	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
286	倉 谷	唐 津	本村生産組合	唐 津 市	和 多 田	28.0	0.20	3.0	5.60		土 俵 積	300	100	50	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
287	西谷山上	唐 津	本村生産組合	唐 津 市	和 多 田	41.0	0.30	6.0	4.90	1.30	土 俵 積 R6～R8農業水路等長寿命化防災減災事業	300	100	50	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
288	西谷山下	唐 津	本村生産組合	唐 津 市	和 多 田	81.0	0.90	36.0	9.70		土 俵 積	400	200	100	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
289	新 遼	唐 津	本村生産組合	唐 津 市	和 多 田	30.0	0.10	0.8	2.40		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
290	丈 嶽 上	唐 津	町田生産組合	唐 津 市	和 多 田	43.0	0.70	21.0	8.00		土 俵 積	300	100	50	70	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
291	丈 嶽 中	唐 津	町田生産組合	唐 津 市	和 多 田	25.0	0.20	3.0	3.70		土 俵 積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
292	丈 嶽 下	唐 津	町田生産組合	唐 津 市	和 多 田	71.0	0.40	10.0	5.20		土 俵 積	400	200	100	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
293	宇 谷	唐 津	神 田	唐 津 市	神 田	27.0	0.20	4.2	5.70		土 俵 積	300	100	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
294	内 田	唐 津	菜畑生産組合	唐 津 市	菜 畑	53.0	0.60	21.6	6.90		土 俵 積	400	200	100	80	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
295	下 神 田	唐 津	菜畑生産組合	唐 津 市	菜 畑	42.0	0.30	10.2	7.20		土 俵 積	300	100	50	130	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
296	衣 千 山 旧	唐 津	菜畑生産組合	唐 津 市	菜 畑	96.0	1.00	28.0	6.50		土 俵 積	400	200	100	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
297	衣 千 山 新	唐 津	菜畑生産組合	唐 津 市	菜 畑	77.0	1.40	30.8	8.10		土 俵 積	400	200	100	140	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
298	馬 場 野	唐 津	見借地主組合	唐 津 市	見 借	116.0	4.30	129.0	6.10		土 俵 積	500	300	150	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
299	縫 城	唐 津	東 山 区	唐 津 市	東 山	52.0	0.80	18.4	3.60	0.80	土 俵 積	400	200	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
300	橋 本	唐 津	佐志地主組合	唐 津 市	佐 志	52.0	0.30	6.0	4.90		土 俵 積	400	200	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
301	八 幡	唐 津	佐志地主組合	唐 津 市	佐 志	110.0	3.80	57.0	4.80		土 俵 積	500	300	150	90	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
302	嶋 川	唐 津	嶋 川 区	唐 津 市	嶋 川	83.0	0.40	11.2	5.20		土 俵 積	400	200	100	37	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
303	馬 部	唐 津	馬部生産組合	唐 津 市	枝 去 木	136.0	1.40	64.4	8.20		土 俵 積	500	300	150	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
304	田 代	唐 津	田 代 区	唐 津 市	大 良	113.0	2.00	140.0	11.20	1.30	土 俵 積	500	300	150	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
305	村 口	唐 津	4 人 共 同	唐 津 市	梨 川 内	26.0	0.30	4.5	2.30		土 俵 積	300	100	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
306	佐 志 原	唐 津	佃 人	唐 津 市	梨 川 内	44.0	0.10	1.2	3.60		土 俵 積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
307	大 久 保	唐 津	佃 人	唐 津 市	梨 川 内	27.0	0.10	0.6	2.30		土 俵 積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
308	上 葉 上	唐 津	相 賀 区	唐 津 市	相 賀	77.0	1.80	45.0	6.00		土 俵 積	400	200	100	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
309	上 葉 下	唐 津	相 賀 区	唐 津 市	相 賀	88.0	1.30	78.0	9.70		土 俵 積	400	200	100	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
310	中 野	唐 津	中野水利組合	唐 津 市	湊 町	83.0	0.60	16.8	6.10		土 俵 積	400	200	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
311	十 連	唐 津	朝月水利組合	唐 津 市	湊 町	96.0	3.20	89.6	4.10		土 俵 積	400	200	100	350	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
312	朝 月	唐 津	朝月水利組合	唐 津 市	湊 町	100.0	6.00	252.0	16.10	2.50	土 俵 積	400	200	100	700	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
313	ギ ネ 夕	唐 津	朝月水利組合	唐 津 市	湊 町	45.0	0.50	16.7	9.50		土 俵 積	300	100	50	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
314	長 葉 山	唐 津	大井手水利組合	唐 津 市	湊 町	66.0	0.50	15.0	6.20	1.70	土 俵 積	400	200	100	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
315	谷 頭	唐 津	秦 町 岡 区	唐 津 市	湊 町	49.0	0.30	7.2	5.10	1.10	土 俵 積 R6～R8農業水路等長寿命化防災減災事業	300	100	50	85	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
316	平 野 谷 上	唐 津	湊岡生産森林組合	唐 津 市	湊 町	57.0	0.80	28.0	14.20		土 俵 積	400	200	100	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
317	平野谷下	唐津	湊岡生産森林組合	唐津市	湊町	60.0	1.00	80.0	16.50	0.80	土俵積	400	200	100	200	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
318	堀切	唐津	堀切水利組合	唐津市	湊町	113.0	1.00	55.0	9.10		土俵積	500	300	150	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
319	鳥越	唐津	共 同	唐津市	湊町	43.0	0.20	6.2	4.20		土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
320	先部	唐津	屋形石区	唐津市	湊町	57.0	0.30	5.7	3.50		土俵積	400	200	100	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
321	松尾	唐津	共 同	唐津市	湊町	40.0	0.20	4.6	4.90		土俵積	300	100	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
322	中里上	唐津	中 里 区	唐津市	中里	102.0	0.60	24.0	7.00		土俵積	500	300	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
323	中里下	唐津	中 里 区	唐津市	中里	118.0	0.40	10.8	5.90		土俵積	500	300	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
324	池場	唐津	横田下区	唐津市	横田下町	46.0	0.00	0.0	0.00		土俵積	300	100	50	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
325	西の迫	唐津	野 田 区	唐津市	東山田町	43.0	0.20	3.7	7.50		土俵積	300	100	50	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
326	長石	唐津	野 田 区	唐津市	東山田町	54.0	0.10	2.3	4.80		土俵積	400	200	100	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
327	戸房山	唐津	戸 房 区	唐津市	平 原	68.0	0.00	0.0	0.00		土俵積	400	200	100	31	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
328	戸房山下	唐津	戸 房 区	唐津市	平 原	62.0	0.00	0.0	0.00		土俵積	400	200	100	31	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
329	七股	唐津	山 田 区	唐津市	東山田町	111.0	2.00	68.0	10.40		土俵積	500	300	150	51	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
330	椿山	唐津	今 坂 区	唐津市	鳥 巢	128.0	4.70	169.2	10.60	1.30	土俵積	500	300	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
331	松坂	唐津	馬 川 区	唐津市	馬 川	29.0	0.10	2.0	3.60		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
332	苔見堂	唐津	浪 瀬 区	唐津市	浪 瀬	62.0	0.20	8.0	5.20	1.40	土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
333	二又	唐津	浪 瀬 区	唐津市	浪 瀬	52.0	0.20	8.0	6.80	0.70	土俵積	400	200	100	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
334	柏原3	唐津	浪 瀬 区	唐津市	浪 瀬	24.0	0.02	0.1	1.60	0.20	土俵積	300	100	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
335	川頭	唐津	浪 瀬 区	唐津市	浪 瀬	39.0	0.10	2.5	6.30	0.60	土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
336	裏山堤	唐津	浪 瀬 区	唐津市	浪 瀬	14.0	0.04	0.6	1.70	0.60	土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
337	旧前	唐津	瀬戸木場区	唐津市	瀬戸木場町	26.0	0.40	8.0	4.30		土俵積	300	100	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
338	新溜	唐津	牧 瀬 区	唐津市	牧 瀬	85.0	1.20	78.0	13.00	1.20	土俵積	400	200	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
339	旧溜	唐津	牧 瀬 区	唐津市	牧 瀬	77.0	0.80	32.0	7.30		土俵積	400	200	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
340	日ノ越	唐津	中 島 区	唐津市	中 島	30.0	0.10	2.0	3.90	0.70	土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
341	新	唐津	佐 里 上 区	唐津市	佐 里	158.0	2.20	103.0	10.70	2.10	土俵積	600	400	200	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
342	長場恵	唐津	佐 里 上 区	唐津市	佐 里	70.6	0.60	9.7	5.20		土俵積	400	200	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
343	木場前	唐津	佐 里 上 区	唐津市	佐 里	67.0	0.20	3.0	5.00		土俵積	400	200	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
344	木場前中	唐津	佐 里 上 区	唐津市	佐 里	16.0	0.10	1.5	2.50	0.30	土俵積	300	100	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
345	中村上	唐津	佐 里 上 区	唐津市	佐 里	20.0	0.10	1.2	2.30		土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
346	鶴田西	唐津	佐 里 上 区	唐津市	佐 里	43.0	0.34	11.2	6.60	0.90	土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
347	大谷	唐津	佐 里 下 区	唐津市	佐 里	39.0	1.50	49.5	6.10		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
348	芳力谷	唐津	佐 里 下 区	唐津市	佐 里	22.0	0.60	1.2	3.50		土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
349	久保第1	唐津	久保区	唐津市	久保	133.0	1.10	46.0	9.40	2.50	土俵積	500	300	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
350	久保第2	唐津	久保区	唐津市	久保	43.0	0.32	6.4	6.40	1.90	土俵積	300	100	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
351	吉治	唐津	坊中區	唐津市	牟田部	52.0	0.48	10.6	4.9	1.50	土俵積	400	200	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
352	浅井	唐津	牟田部區	唐津市	牟田部	120.0	1.00	24.4	8.80		土俵積	500	300	150	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
353	浅井第2	唐津	牟田部區	唐津市	牟田部	45.0	0.20	4.0	6.80		土俵積	300	100	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
354	六郎屋第1	唐津	牟田部區	唐津市	牟田部	53.0	0.40	12.5	7.50		土俵積	400	200	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
355	六郎屋第2	唐津	牟田部區	唐津市	牟田部	29.0	0.10	3.9	5.90		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
356	三郎谷	唐津	牟田部區	唐津市	牟田部	34.0	0.10	3.0	5.80		土俵積	300	100	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
357	木細工第1	唐津	牟田部區	唐津市	牟田部	32.0	0.10	2.4	6.10		土俵積 R6～R8農業公路等長寿命化防災減災事業	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
358	木細工第2	唐津	牟田部區	唐津市	牟田部	32.0	0.10	1.3	3.90		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
359	夕日峠	唐津	大野區	唐津市	大野	59.5	1.20	2.7	7.10		土俵積	400	200	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
360	下田木場	唐津	大野區	唐津市	大野	70.5	0.40	17.6	11.40	2.50	土俵積 R1～R4農村地域防災減災事業	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
361	大野第2	唐津	大野區	唐津市	大野	25.5	0.40	10.4	6.70	0.50	土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
362	黒岩	唐津	黒岩區	唐津市	黒岩	57.0	0.90	40.5	8.40	1.80	土俵積	400	200	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
363	峯	唐津	黒岩區	唐津市	黒岩	40.0	0.12	2.0	3.10	1.50	土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
364	黒石原	唐津	伊岐佐上區	唐津市	伊岐佐	36.0	0.24	8.1	5.60	1.10	土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
365	千束	唐津	千束區	唐津市	千束	105.0	0.57	50.1	15.00	1.70	土俵積	500	300	150	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
366	横枕	唐津	横枕區	唐津市	横枕	27.0	0.10	2.0	4.30	1.10	土俵積	300	100	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
367	峰	唐津	相知區	唐津市	相知	20.0	0.10	1.0	3.70		土俵積	300	100	50	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
368	長尾第1	唐津	相知區	唐津市	相知	107.0	1.90	47.5	5.20		土俵積	500	300	150	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
369	長尾第2	唐津	相知區	唐津市	相知	27.0	0.10	1.4	3.50		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
370	田中	唐津	相知區	唐津市	相知	32.0	0.10	1.8	2.90		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
371	薺の下	唐津	相知區	唐津市	相知	25.0	0.30	4.5	3.90		土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
372	押川第1	唐津	相知區	唐津市	押川	63.0	1.10	22.0	5.30		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
373	押川第2	唐津	相知區	唐津市	押川	45.0	0.40	8.0	5.10		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
374	二の瀬	唐津	平山下區	唐津市	平山下	28.5	0.20	4.0	4.80		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
375	前原	唐津	平山下區	唐津市	平山下	160.0	0.10	1.0	4.20		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
376	麦野	唐津	平山下區	唐津市	平山下	32.2	0.10	2.9	4.80		土俵積	300	100	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
377	西の谷	唐津	尾部田區	唐津市	平山上	31.0	0.24	4.8	5.20	2.00	土俵積	300	100	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
378	箱場	唐津	尾部田區	唐津市	平山上	31.0	0.18	3.6	6.40	1.70	土俵積	300	100	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
379	櫃の谷第2	唐津	平山中組區	唐津市	平山上中	102.0	0.36	12.6	10.20	1.00	土俵積	500	300	150	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
380	櫃の谷第1	唐津	平山中組區	唐津市	平山上中	38.0	0.28	2.8	5.80	3.00	土俵積	300	100	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
381	池 新	唐 津	坂 野 区	唐 津 市	平 山 上	140.0	2.40	156.0	18.3	02.3	土 俵 積 R7~R11 農村地域防災減災事業	500	300	150	300	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
382	竹 木 場	唐 津	太 田 水 利 組 合	唐 津 市	成 洲	59.0	0.75	21.0	5.30	1.00	土 俵 積	400	200	100	400	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
383	太 田 第 1	唐 津	太 田 水 利 組 合	唐 津 市	成 洲	100.0	1.07	40.7	5.80	1.00	土 俵 積	300	100	50	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
384	山 口	唐 津	竹 有 生 産 組 合	唐 津 市	竹 有	70.0	0.43	10.8	5.20	1.30	土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
385	屋敷谷下	唐 津	上 竹 有 区	唐 津 市	竹 有	35.0	0.08	1.0	1.90		土 俵 積	150	50	25		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
386	大 杉 新	唐 津	大 杉 区	唐 津 市	大 杉	76.0	1.00	40.0	7.60	1.70	土 俵 積	400	200	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
387	風 呂 の 谷	唐 津	大 杉 区	唐 津 市	大 杉	36.0	0.10	2.0	4.70		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
388	田 堤	唐 津	大 杉 区	唐 津 市	大 杉	98.0	0.20	3.2	3.90		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
389	岩 の 谷	唐 津	大 杉 区	唐 津 市	大 杉	46.0	0.20	7.7	6.30	1.20	土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
390	桜 木	唐 津	岸 山 区	唐 津 市	岸 山	23.0	0.10	1.2	3.00		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
391	岸 山	唐 津	岸 山 区	唐 津 市	岸 山	38.0	0.60	34.1	8.80	1.20	土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
392	裏 の 谷	唐 津	稗 田 水 利 組 合	唐 津 市	稗 田	49.0	0.60	15.0	4.00	0.60	土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
393	杉 谷	唐 津	稗 田 水 利 組 合	唐 津 市	稗 田	48.0	0.30	7.7	4.90		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
394	鮎 帰 り	唐 津	稗 田 水 利 組 合	唐 津 市	稗 田	182.0	1.30	30.0	5.60		土 俵 積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
395	新 溜 上	唐 津	稗 田 水 利 組 合	唐 津 市	稗 田	67.0	0.50	13.5	13.00		土 俵 積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
396	新 溜 下	唐 津	稗 田 水 利 組 合	唐 津 市	稗 田	116.0	1.50	105.0	12.00	1.60	土 俵 積	500	300	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
397	一 の 坂	唐 津	稗 田 水 利 組 合	唐 津 市	稗 田	70.0	0.30	9.0	16.20	1.50	土 俵 積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
398	山 の 田	唐 津	志 気 区	唐 津 市	志 気	67.0	1.40	63.0	15.70	1.60	土 俵 積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
399	七 ツ 枝 下	唐 津	岸 山 生 産 組 合	唐 津 市	岸 山	35.0	0.07	4.5	6.10		土 俵 積	150	50	25		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
400	七 ツ 枝 中	唐 津	岸 山 生 産 組 合	唐 津 市	岸 山	30.0	0.03	1.5	5.50		土 俵 積	150	50	25		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
401	七 ツ 枝 上	唐 津	岸 山 生 産 組 合	唐 津 市	岸 山	20.0	0.09	4.4	5.00		土 俵 積	150	50	25		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
402	池 の 田	唐 津	池ノ田耕地水利組合	唐 津 市	納 所	74.0	0.70	38.5	9.60	0.80	土 俵 積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
403	鶴 牧 下	唐 津	鶴 牧 区	唐 津 市	鶴 牧	64.0	0.60	24.0	8.40		土 俵 積	400	200	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
404	鶴 牧 上	唐 津	鶴 牧 区	唐 津 市	入 野	55.0	1.30	26.0	4.70		土 俵 積	400	200	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
405	於 呂	唐 津	入 野 西 水 利 組 合	唐 津 市	入 野	64.0	1.50	60.0	9.00	1.70	土 俵 積	400	200	100	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
406	犬 頭	唐 津	犬 頭 区	唐 津 市	大 頭	67.0	1.20	36.0	5.30	0.30	土 俵 積	400	200	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
407	高 尾	唐 津	高 尾 溜 水 利 組 合	唐 津 市	田 野	65.0	0.60	18.0	6.40	1.90	土 俵 積	400	200	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
408	田 野 樫 山	唐 津	田 野 樫 山 水 利 組 合	唐 津 市	田 野	37.0	0.10	1.8	4.80		土 俵 積	300	100	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
409	上 り 田	唐 津	高 尾 溜 水 利 組 合	唐 津 市	田 野	39.0	0.30	7.5	4.40		土 俵 積	300	100	50	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
410	梅 崎 新	唐 津	梅 崎 水 利 組 合	唐 津 市	梅 崎	109.0	1.30	65.0	7.20	1.00	土 俵 積	500	300	150	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
411	大 郎 兵 衛	唐 津	梅 崎 水 利 組 合	唐 津 市	梅 崎	60.0	1.00	33.0	5.80	0.90	土 俵 積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
412	一 反 田	唐 津	一 反 田 溜 池 組 合	唐 津 市	新 木 場	60.0	0.80	13.6	3.80		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	林	管 理 者 名	位		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
					市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
413	梅 崎 古	唐	津	梅 崎 水 利 組 合	唐 津 市	新 木 場	54.0	1.10	26.4	6.50	1.30	土 俵 積	400	200	100	13	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
414	田 代	唐	津	田 代 田 水 利 組 合	唐 津 市	寺 浦	150.0	1.10	22.0	5.20		土 俵 積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
415	寺 浦 八 折	唐	津	八 折 溜 組 合	唐 津 市	新 木 場	69.0	3.00	81.0	6.50	1.40	土 俵 積 ISO-R2 農業水路等長寿命化・防災減災事業	400	200	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
416	名 目 草 古	唐	津	名 目 草 水 利 組 合	唐 津 市	新 木 場	88.0	1.70	51.0	6.80	1.30	土 俵 積	400	200	100	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
417	新 木 場 矢 折	唐	津	矢 折 水 利 組 合	唐 津 市	新 木 場	48.0	2.80	56.0	5.30	0.70	土 俵 積	300	100	50	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
418	古 堤	唐	津	古 堤 水 利 組 合	唐 津 市	新 木 場	80.0	0.50	12.5	7.50	1.30	土 俵 積	400	200	100	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
419	八 斗 薨	唐	津	新 田 耕 地 整 理 組 合	唐 津 市	新 木 場	125.0	7.00	245.0	9.10	1.90	土 俵 積	500	300	150	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
420	笹 山	唐	津	瓜 ケ 坂 水 利 組 合	唐 津 市	瓜 ケ 坂	66.0	0.30	9.0	4.60		土 俵 積	400	200	100	32	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
421	瓜 ケ 坂	唐	津	瓜 ケ 坂 水 利 組 合	唐 津 市	瓜 ケ 坂	154.0	1.80	59.4	9.30	1.40	土 俵 積	600	400	200	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
422	新 田	唐	津	瓜 ケ 坂 水 利 組 合	唐 津 市	瓜 ケ 坂	125.0	1.30	49.4	6.20		土 俵 積	500	300	150	32	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
423	頭 無	唐	津	瓜 ケ 坂 水 利 組 合	唐 津 市	瓜 ケ 坂	59.0	1.20	24.0	4.50	1.30	土 俵 積	400	200	100	32	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
424	上 場	唐	津	満 越 生 産 組 合	唐 津 市	越 越	77.0	0.80	16.0	5.00		土 俵 積	400	200	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
425	松 本	唐	津	大 浦 棚 田 組 合	唐 津 市	大 浦	88.0	3.00	90.0	9.30		土 俵 積	400	200	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
426	松 本 新	唐	津	大 浦 棚 田 組 合	唐 津 市	大 浦	38.0	0.10	2.4	5.10		土 俵 積	300	100	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
427	笠 山	唐	津	大 浦 棚 田 組 合	唐 津 市	大 浦	45.0	0.20	4.0	5.10		土 俵 積	300	100	50	23	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
428	黒 仁 田	唐	津	万 賀 里 川 用 水 組 合	唐 津 市	万 賀 里 川	56.0	1.00	20.0	3.90	0.80	土 俵 積	400	200	100	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
429	石 森	唐	津	万 賀 里 川 用 水 組 合	唐 津 市	万 賀 里 川	63.0	0.20	5.0	4.20		土 俵 積	400	200	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
430	万 賀 里 川 平 石	唐	津	万 賀 里 川 平 石 水 利 組 合	唐 津 市	万 賀 里 川	36.0	0.40	6.4	2.90		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
431	仁 田 野 尾 平 石	唐	津	仁 田 野 尾 生 産 組 合	唐 津 市	仁 田 野 尾	55.0	0.50	7.5	2.80		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
432	仁 田 野 尾 大	唐	津	仁 田 野 尾 生 産 組 合	唐 津 市	仁 田 野 尾	90.0	3.30	49.5	4.40	1.20	土 俵 積	300	100	50	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
433	仁 田 野 尾 新	唐	津	仁 田 野 尾 生 産 組 合	唐 津 市	仁 田 野 尾	55.0	0.40	6.0	3.30	0.70	土 俵 積	300	100	50	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
434	双 源 上	唐	津	中 浦 水 利 組 合	唐 津 市	赤 坂	40.0	0.90	27.0	6.60	1.70	土 俵 積	400	200	100	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
435	双 源 下	唐	津	中 浦 水 利 組 合	唐 津 市	切 子	72.0	1.00	30.0	6.90	1.30	土 俵 積	400	200	100	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
436	杉 野 浦 上 場	唐	津	上 場 溜 水 利 組 合	唐 津 市	杉 野 浦	53.0	0.30	9.0	4.30		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
437	大 平	唐	津	上 の 溜 水 利 組 合	唐 津 市	杉 野 浦	80.0	0.70	17.5	5.90		土 俵 積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
438	風 呂 尾 呂	唐	津	西 耕 地 水 利 組 合	唐 津 市	名 護 屋	110.0	1.30	49.4	7.30	1.25	土 俵 積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
439	城 の か げ	唐	津	東 耕 地 整 理 組 合	唐 津 市	名 護 屋	85.0	0.60	15.9	7.10		土 俵 積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
440	在 郷 町	唐	津	東 耕 地 整 理 組 合	唐 津 市	名 護 屋	97.0	0.25	5.5	4.00	0.60	土 俵 積	400	200	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
441	串	唐	津	串 区	唐 津 市	串	32.0	0.10	1.6	3.80		土 俵 積	300	100	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
442	堤 の 原	唐	津	野 元 区	唐 津 市	石 室	68.0	0.30	4.5	3.60		土 俵 積 ISO-R2 農業水路等長寿命化防災減災事業	300	100	50	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
443	松 本	唐	津	個 人	唐 津 市	石 室	34.0	0.10	0.6	2.90		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
444	岩 崎	唐	津	個 人	唐 津 市	横 竹	42.0	0.10	0.8	2.40		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	林	管 理 者 名	位		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
					市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
445	河内	唐津	人	個	唐津市	石 室	49.0	0.20	2.6	3.50		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
446	横竹	唐津		横竹水利組合	唐津市	打 上	51.0	0.88	29.0	8.00	1.10	土 俵 積	400	200	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
447	久保	唐津		横竹水利組合	唐津市	横 竹	44.0	0.10	2.6	5.30	0.80	土 俵 積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
448	神の上	唐津	区	打 上	唐津市	打 上	45.0	0.10	1.1	2.00		土 俵 積	300	100	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
449	今倉	唐津		今倉水利組合	唐津市	打 上	61.4	0.57	22.8	9.20	1.10	土 俵 積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
450	塩鶴	唐津		塩鶴水利組合	唐津市	打 上	71.0	0.60	30.0	10.60	1.00	土 俵 積	400	200	100	17	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
451	簡江	唐津		簡江耕地組合	唐津市	菰 蒲	49.0	1.43	52.9	5.70	1.00	土 俵 積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
452	笹尾	唐津	区	菰 蒲	唐津市	菰 蒲	51.0	0.57	20.5	6.40	0.90	土 俵 積	400	200	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
453	猿口	唐津		八床耕地組合	唐津市	八 床	91.0	1.26	49.1	7.20	1.30	土 俵 積	400	200	100	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
454	池の端	唐津	区	名 護 屋	唐津市	名 護 屋	40.0	0.10	1.0	3.00		土 俵 積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
455	平竹	唐津		加部島土地改良組合	唐津市	加 部 島	62.0	0.27	3.8	5.50	1.00	土 俵 積	400	200	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
456	甲頭	唐津		甲頭耕地整理組合	玄海町	普 恩 寺	68.0	1.30	62.4	7.50	1.30	土 俵 積	400	200	100	13	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
457	中山	唐津		今村水利組合	玄海町	今 村	39.0	0.90	18.0	3.50		土 俵 積	300	100	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
458	今村	唐津		今村水利組合	玄海町	今 村	139.0	4.40	288.6	12.10	1.20	土 俵 積	500	300	150	27	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
459	日の出	唐津	区内	値賀川内区	玄海町	値賀川内	71.0	1.20	48.0	9.40		土 俵 積	400	200	100	9	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
460	平尾	唐津		平尾溜池耕地組合	玄海町	平 尾	59.0	1.30	39.0	6.70	0.70	土 俵 積	400	200	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
461	クソ越	唐津		浜野浦耕地組合	玄海町	浜 野 浦	55.0	0.10	2.5	5.20		土 俵 積	400	200	100	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
462	大丸田	唐津		石田耕地組合	玄海町	石 田	47.0	0.00	2.0	4.20		土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
463	石田上	唐津		石田耕地組合	玄海町	石 田	91.0	0.50	15.0	5.50		土 俵 積	400	200	100	13	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
464	石田下	唐津		石田耕地組合	玄海町	石 田	88.0	1.50	75.0	7.30	1.80	土 俵 積	400	200	50	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
465	日の出松	唐津		日の出松水利組合	玄海町	有 浦	124.6	5.60	303.8	10.60	2.00	土 俵 積	500	300	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
466	諸浦	唐津		諸浦生産組合	玄海町	東 木	62.0	2.00	98.0	11.30		土 俵 積	400	200	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
467	加部良古	唐津		加部良古溜池組合	玄海町	庭 川 内	61.0	0.60	9.0	4.40		土 俵 積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
468	加部良新	唐津		加部良古溜池組合	玄海町	庭 川 内	56.0	0.40	8.0	4.00		土 俵 積	400	200	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
469	牟形3枚上	唐津		牟形水利組合	玄海町	牟 形	150.0	1.20	32.4	5.50		土 俵 積	500	300	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
470	牟形3枚中	唐津		牟形水利組合	玄海町	牟 形	210.0	1.40	53.2	7.20	2.30	土 俵 積	700	500	250		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
471	牟形3枚下	唐津		牟形水利組合	玄海町	牟 形	167.0	0.60	21.0	7.20		土 俵 積	600	400	200	11	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
472	物引	伊万里	区	脇田区長	伊万里市	脇 田	25.0	0.50	15.0	5.80		土 俵 積	50	10	10	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
473	ナキタ	伊万里	区	脇田区長	伊万里市	脇 田	26.0	0.10	0.9	3.60		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
474	鞍谷	伊万里	区	脇田区長	伊万里市	脇 田	39.0	0.30	9.0	5.70	0.75	土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
475	新堤	伊万里	区	脇田区長	伊万里市	脇 田	34.0	0.20	8.0	7.50		土 俵 積	150	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
476	馬の足型	伊万里	区	脇田区長	伊万里市	脇 田	29.0	0.10	3.0	5.35		土 俵 積	100	50	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
477	裏 谷	伊 万 里	脇 田 区 長	伊 万 里 市	脇 田	24.0	0.10	3.5	6.00		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
478	瓶 屋	伊 万 里	脇 田 区 長	伊 万 里 市	脇 田	111.0	1.50	60.0	7.70	1.30	土 俵 積	200	100	100	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
479	瓶 屋 上	伊 万 里	脇 田 区 長	伊 万 里 市	脇 田	120.0	0.50	10.5	6.60		土 俵 積	300	100	150	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
480	抜 の 前	伊 万 里	平 山 区 長	伊 万 里 市	脇 田	59.0	0.30	12.0	6.10	1.00	土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
481	上 の 間	伊 万 里	平 山 区 長	伊 万 里 市	脇 田	66.0	0.25	10.0	6.40	0.70	土 俵 積 R20～28 農業基盤整備促進事業	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
482	中山岳第3	伊 万 里	岩 立 区 長	伊 万 里 市	脇 田	19.0	0.10	1.2	3.20		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
483	岩 杭	伊 万 里	木 須 西 区 長	伊 万 里 市	木 須	37.0	0.20	3.0	3.00		土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
484	多々良第2	伊 万 里	木 須 西 区 長	伊 万 里 市	木 須	28.0	0.10	0.6	2.65		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
485	道 園	伊 万 里	木 須 西 区 長	伊 万 里 市	木 須	32.0	0.10	1.1	3.30		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
486	新	伊 万 里	本 瀬 戸 区 長	伊 万 里 市	木 須	95.0	3.00	120.0	9.70	1.60	土 俵 積	300	100	150	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
487	藤	伊 万 里	本 瀬 戸 区 長	伊 万 里 市	瀬 戸	26.0	0.10	2.0	4.00		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
488	辻	伊 万 里	本 瀬 戸 区 長	伊 万 里 市	瀬 戸	8.0	0.10	0.6	2.40		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
489	板 浦	伊 万 里	本 瀬 戸 区 長	伊 万 里 市	瀬 戸	33.0	0.30	6.0	3.60	0.30	土 俵 積	100	40	30	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
490	志賀神社下	伊 万 里	本 瀬 戸 区 長	伊 万 里 市	瀬 戸	37.0	0.30	3.0	1.95		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
491	白 浜	伊 万 里	中 通 区 長	伊 万 里 市	瀬 戸	47.0	0.20	1.5	2.80		土 俵 積	150	100	100	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
492	長仙坊第2	伊 万 里	中 通 区 長	伊 万 里 市	瀬 戸	21.0	0.02	0.1	1.55		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
493	上 浜	伊 万 里	中 通 区 長	伊 万 里 市	瀬 戸	22.0	0.10	1.0	2.40		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
494	中 道	伊 万 里	中 通 区 長	伊 万 里 市	瀬 戸	50.0	0.60	12.0	3.40	0.50	土 俵 積	70	20	20	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
495	堀 切	伊 万 里	早 里 区 長	伊 万 里 市	瀬 戸	37.0	0.40	10.0	4.00	1.60	土 俵 積	50	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
496	水 浦	伊 万 里	早 里 区 長	伊 万 里 市	瀬 戸	63.0	0.70	16.8	5.90		土 俵 積	200	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
497	松 藤 浦	伊 万 里	早 里 区 長	伊 万 里 市	瀬 戸	180.0	0.70	10.5	3.60		土 俵 積	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
498	鳥 越	伊 万 里	早 里 区 長	伊 万 里 市	瀬 戸	80.0	0.30	15.0	9.70		土 俵 積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
499	芋 畑	伊 万 里	早 里 区 長	伊 万 里 市	瀬 戸	26.0	0.10	1.8	4.50		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
500	戸 次 郎	伊 万 里	古賀生産森林組合	伊 万 里 市	大 坪	120.0	2.00	80.0	8.50	1.80	土 俵 積	150	100	100	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
501	矢 川	伊 万 里	古賀生産森林組合	伊 万 里 市	大 坪	25.0	0.06	0.6	2.10	0.60	土 俵 積	50	10	10	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
502	梅 ノ 木 谷	伊 万 里	古賀生産森林組合	伊 万 里 市	大 坪	109.0	0.40	28.0	13.50		土 俵 積 R4 農業水路等長寿命化・防災減災事業	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
503	今 岳	伊 万 里	古賀生産森林組合	伊 万 里 市	大 坪	184.0	0.40	20.0	9.40		土 俵 積	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
504	堤 の 久 保	伊 万 里	下 古 賀 区 長	伊 万 里 市	大 坪	21.0	0.04	0.4	2.65		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
505	腕 郷	伊 万 里	六仙寺生産組合	伊 万 里 市	大 坪	28.0	0.40	10.5	5.60	1.80	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
506	上 の 原	伊 万 里	六仙寺生産組合	伊 万 里 市	大 坪	22.0	0.10	1.5	3.50		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
507	浦 川 内	伊 万 里	白野生産森林組合	伊 万 里 市	大 坪	24.0	0.15	3.0	3.10	0.20	土 俵 積	50	10	10	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
508	山 王 山	伊 万 里	白野生産森林組合	伊 万 里 市	大 坪	10.0	0.10	0.5	1.95		土 俵 積 R5～R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	満 水 総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大 字							吹 (枚)	綱 (kg)	杭 (本)		
509	戸 々 儀	伊 万 里	白野生産森林組合	伊 万 里 市	大 坪	32.0	1.30	39.0	6.20		土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
510	落 合	伊 万 里	白野生産森林組合	伊 万 里 市	大 坪	80.0	0.15	4.5	4.30	0.40	土 俵 積	200	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
511	尖 山	伊 万 里	白野生産森林組合	伊 万 里 市	大 坪	40.0	0.40	21.0	10.90		土 俵 積	100	50	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
512	池 の 峠 上	伊 万 里	白野生産森林組合	伊 万 里 市	大 坪	37.0	1.20	60.0	8.10		土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
513	池 の 峠 下	伊 万 里	白野生産森林組合	伊 万 里 市	大 坪	38.0	0.30	9.0	7.20		土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
514	太 鼓 場	伊 万 里	白野生産森林組合	伊 万 里 市	大 坪	96.0	0.60	21.0	7.00		土 俵 積	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
515	永 山 大	伊 万 里	永 山 区 長	伊 万 里 市	大 坪	83.0	0.80	40.0	10.00		土 俵 積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
516	へ の お	伊 万 里	永 山 区 長	伊 万 里 市	大 坪	23.0	0.10	1.6	3.30		土 俵 積	50	10	10	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
517	樺 ノ 木 中	伊 万 里	永 山 区 長	伊 万 里 市	大 坪	24.0	0.02	0.2	1.55		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
518	堂 明	伊 万 里	屋敷野区長	伊 万 里 市	大 坪	16.0	0.04	0.6	2.85		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
519	堂 明 第 2	伊 万 里	屋敷野区長	伊 万 里 市	大 坪	20.0	0.03	0.5	2.55		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
520	柵 木 第 3	伊 万 里	屋敷野区長	伊 万 里 市	大 坪	21.0	0.02	0.3	2.65		土 俵 積	50	10	10	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
521	屋 敷 野	伊 万 里	屋敷野区長	伊 万 里 市	大 坪	20.0	0.04	0.6	2.65		土 俵 積	50	10	10	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
522	上 古 岳	伊 万 里	屋敷野区長	伊 万 里 市	大 坪	70.0	0.40	17.5	9.90		土 俵 積	200	100	100	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
523	小 式 山	伊 万 里	東円造寺区長	伊 万 里 市	立 花	50.0	0.40	8.0	4.00		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
524	長 谷	伊 万 里	東円造寺区長	伊 万 里 市	立 花	85.0	2.90	87.0	7.20	3.50	土 俵 積	200	100	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
525	釜 ノ 塔	伊 万 里	富士町区長	伊 万 里 市	立 花	31.0	0.10	2.6	4.70		土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
526	山 の 下	伊 万 里	富士町区長	伊 万 里 市	立 花	50.0	0.30	6.0	5.70		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
527	大 道 田	伊 万 里	富士町区長	伊 万 里 市	立 花	25.0	0.10	0.9	3.15		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
528	軒 屋	伊 万 里	富士町区長	伊 万 里 市	立 花	63.0	0.30	7.5	5.70		土 俵 積	200	100	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
529	水 神	伊 万 里	渚 区 長	伊 万 里 市	立 花	45.0	0.10	1.0	3.90		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
530	渚	伊 万 里	渚 区 長	伊 万 里 市	立 花	16.0	0.03	0.5	2.65		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
531	渚 第 2	伊 万 里	渚 区 長	伊 万 里 市	立 花	85.0	0.40	7.0	5.10		土 俵 積	200	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
532	タブノ木	伊 万 里	川 東 区 長	伊 万 里 市	立 花	19.0	0.20	1.5	2.35		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
533	棧 敷	伊 万 里	岩 谷 区 長	伊 万 里 市	大 川 内	17.0	0.04	1.2	4.30		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
534	井 堀	伊 万 里	岩 谷 区 長	伊 万 里 市	大 川 内	21.0	0.02	0.3	3.10		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
535	大 山 口	伊 万 里	岩 谷 区 長	伊 万 里 市	大 川 内	76.0	0.40	14.0	7.50		土 俵 積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
536	黒 尾 岳	伊 万 里	小 石 原 区 長	伊 万 里 市	大 川 内	72.0	0.40	14.8	7.90		土 俵 積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
537	深 川 内	伊 万 里	小 石 原 区 長	伊 万 里 市	大 川 内	30.0	0.20	4.5	6.00		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
538	兵 四 郎	伊 万 里	小 石 原 区 長	伊 万 里 市	大 川 内	22.0	0.10	1.4	3.80		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
539	鼓 一	伊 万 里	小 石 原 区 長	伊 万 里 市	大 川 内	11.0	0.03	0.3	2.50		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
540	相ノ木	伊万里	市 村 区 長	伊万里市	大川内	53.0	0.40	14.0	7.30		土俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
541	板ノ平	伊万里	市 村 区 長	伊万里市	大川内	42.0	0.50	20.0	7.80		土俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
542	狩立上	伊万里	市 村 区 長	伊万里市	大川内	27.0	0.10	4.8	7.10		土俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
543	狩立中	伊万里	市 村 区 長	伊万里市	大川内	30.0	0.10	1.6	3.15		土俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
544	五本谷第1	伊万里	市 村 区 長	伊万里市	大川内	40.0	0.30	3.5	3.30		土俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
545	五本谷第2	伊万里	市 村 区 長	伊万里市	大川内	17.0	0.30	5.0	4.00		土俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
546	谷馬米	伊万里	市 村 区 長	伊万里市	大川内	37.0	0.20	6.0	5.35		土俵 積	100	50	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
547	大山第2	伊万里	市 村 区 長	伊万里市	大川内	16.0	0.02	0.4	3.60		土俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
548	大谷上	伊万里	正力坊区長	伊万里市	大川内	34.0	0.20	6.0	6.40		土俵 積 R5～R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
549	大谷下	伊万里	正力坊区長	伊万里市	大川内	52.0	0.30	9.0	4.60	0.60	土俵 積	200	70	80	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
550	長尾	伊万里	正力坊区長	伊万里市	大川内	38.0	0.20	7.0	6.60		土俵 積 R4 農業水路等長寿命化・防災減災事業	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
551	葉巢輪	伊万里	吉田区長	伊万里市	大川内	28.0	0.20	2.1	4.00		土俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
552	広久保	伊万里	吉田区長	伊万里市	大川内	28.0	0.10	12.0	3.70		土俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
553	一本椎	伊万里	福野区長	伊万里市	大川内	37.0	0.10	2.0	3.60		土俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
554	土手転	伊万里	福野区長	伊万里市	大川内	37.0	0.20	3.0	4.25		土俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
555	又上	伊万里	福野区長	伊万里市	大川内	14.0	0.02	0.3	2.85		土俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
556	堂山	伊万里	福野区長	伊万里市	大川内	58.0	1.00	35.0	7.70		土俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
557	勝戦場	伊万里	福野区長	伊万里市	大川内	8.0	0.10	1.1	3.20		土俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
558	尺田	伊万里	福野区長	伊万里市	大川内	25.0	0.20	3.0	4.00		土俵 積	50	10	10	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
559	馬込	伊万里	平尾区長	伊万里市	大川内	54.0	0.70	28.8	7.40		土俵 積	150	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
560	平尾男	伊万里	平尾区長	伊万里市	大川内	66.0	0.30	4.8	3.70		土俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
561	宮ノ下	伊万里	福田区長	伊万里市	福田	58.0	0.10	1.2	2.40		土俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
562	福田	伊万里	福田区長	伊万里市	福田	31.0	0.20	4.0	4.00		土俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
563	池の元	伊万里	福田区長	伊万里市	福田	32.0	0.20	5.0	5.10		土俵 積	50	10	10	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
564	大谷	伊万里	福田区長	伊万里市	浦湯	26.0	0.10	3.0	4.50		土俵 積	50	10	10	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
565	千鶴2号	伊万里	千鶴区長	伊万里市	千鶴	13.0	0.04	0.8	2.40		土俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
566	大久保	伊万里	大黒川区長	伊万里市	大黒川	36.0	0.10	5.0	7.00		土俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
567	立遣	伊万里	大黒川区長	伊万里市	大黒川	133.0	0.38	7.6	5.00	1.60	土俵 積	50	20	20	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
568	仁田尾(上)	伊万里	奥野区長	伊万里市	大黒川	31.0	0.30	6.3	5.10		土俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
569	島田	伊万里	奥野区長	伊万里市	大黒川	76.6	0.76	25.0	5.50	1.30	土俵 積	100	50	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
570	袖落(上)	伊万里	奥野区長	伊万里市	大黒川	17.0	0.04	0.4	2.30		土俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
571	白水	伊万里	奥野区長	伊万里市	大黒川	48.0	0.40	10.0	5.50		土俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
572	散ノ浦	伊万里	大黒川区長	伊万里市	大黒川	20.0	0.10	0.8	2.90		土俵積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
573	椿原	伊万里	椿原区長	伊万里市	椿原	34.0	0.10	1.8	2.70		土俵積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
574	瀬戸堤	伊万里	清水区長	伊万里市	清水	46.0	0.20	4.5	4.80		土俵積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
575	落ヶ倉	伊万里	横野区長	伊万里市	横野	27.0	0.07	2.1	3.70	0.50	土俵積	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
576	太良山	伊万里	横野区長	伊万里市	横野	34.0	0.40	8.0	3.60		土俵積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
577	向山	伊万里	立目区長	伊万里市	立目	140.0	0.40	14.0	7.50		土俵積	300	100	150	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
578	足柄	伊万里	畑川内区長	伊万里市	立目	130.0	1.00	58.0	10.60		土俵積	300	100	150	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
579	古屋敷	伊万里	畑川内区長	伊万里市	畑川内	100.0	0.70	21.0	7.10	1.00	土俵積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
580	古道	伊万里	畑川内区長	伊万里市	畑川内	20.0	0.04	0.6	2.60		土俵積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
581	畑ヶ田	伊万里	畑川内区長	伊万里市	畑川内	31.0	0.10	1.0	2.20		土俵積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
582	寺の裏	伊万里	真手野区長	伊万里市	真手野	20.0	0.10	1.0	3.00		土俵積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
583	奥の谷	伊万里	真手野区長	伊万里市	真手野	23.0	0.10	1.4	4.10		土俵積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
584	新	伊万里	真手野区長	伊万里市	真手野	27.0	0.30	15.0	7.60		土俵積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
585	柳の内	伊万里	真手野区長	伊万里市	真手野	63.0	0.40	12.0	6.40		土俵積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
586	柳谷	伊万里	内野生産森林組合	伊万里市	内野	25.0	0.20	6.0	7.30		土俵積 R6農業水路等長寿命化防災減災事業	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
587	柿原	伊万里	内野区長	伊万里市	内野	20.0	0.02	0.2	2.20		土俵積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
588	内野第2	伊万里	内野区長	伊万里市	内野	19.0	0.02	0.1	1.50		土俵積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
589	土ノ川内	伊万里	煤屋区長	伊万里市	煤屋	36.0	0.20	6.0	6.30		土俵積	100	50	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
590	八斗田	伊万里	畑津区長	伊万里市	畑津	32.0	0.10	0.6	2.30		土俵積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
591	黒石	伊万里	畑津区長	伊万里市	畑津	29.0	0.10	1.4	3.20		土俵積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
592	黒牟田	伊万里	畑津区長	伊万里市	畑津	20.0	0.80	24.0	4.20		土俵積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
593	主屋(上)	伊万里	津留主屋区長	伊万里市	主屋	28.0	0.30	6.0	4.80		土俵積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
594	主屋(下)	伊万里	津留主屋区長	伊万里市	主屋	31.0	0.50	20.0	7.40		土俵積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
595	通谷	伊万里	畑津区長	伊万里市	畑津	18.0	0.40	7.0	3.80		土俵積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
596	八三郎	伊万里	井野尾生産組合	伊万里市	井野尾	29.0	0.50	10.0	5.50		土俵積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
597	大坂(下)	伊万里	井野尾生産組合	伊万里市	井野尾	38.0	1.20	48.0	9.00	2.10	土俵積 R6～R8 農村地域防災減災事業	300	100	150	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
598	田代	伊万里	田代区長	伊万里市	田代	36.0	1.20	42.0	5.70	0.70	土俵積 R30～R3 農村地域防災減災事業	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
599	平串	伊万里	辻区長	伊万里市	辻	21.0	0.10	0.9	2.40		土俵積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
600	岩本	伊万里	筒井区長	伊万里市	筒井	26.0	0.10	0.5	3.00		土俵積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
601	小峠	伊万里	筒井区長	伊万里市	筒井	18.0	0.20	3.0	3.30		土俵積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
602	ハリイデ	伊万里	筒井区長	伊万里市	筒井	18.0	0.10	3.6	5.20		土俵積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
603	原田	伊万里	筒井区長	伊万里市	筒井	21.0	0.10	1.4	3.60		土俵積	50	10	10	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
604	古 溜	伊 万 里	木 場 区 長	伊 万 里 市	木 場	59.0	0.80	12.0	5.10		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
605	西 の 堤	伊 万 里	府 招 上 区 長	伊 万 里 市	府 招	50.0	0.20	4.0	4.60		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
606	蓮 根	伊 万 里	府 招 上 区 長	伊 万 里 市	府 招	35.0	0.20	55.0	3.00		土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
607	船 川	伊 万 里	府 招 上 区 長	伊 万 里 市	府 招	23.0	0.10	2.8	5.50		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
608	古 道 第 3	伊 万 里	府 招 上 区 長	伊 万 里 市	府 招	19.0	0.04	0.6	2.30		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
609	浦 ノ 谷	伊 万 里	府 招 上 区 長	伊 万 里 市	府 招	45.0	0.10	2.5	4.40		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
610	焼 山	伊 万 里	府 招 上 区 長	伊 万 里 市	府 招	58.0	0.20	7.0	5.40		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
611	長 田	伊 万 里	府 招 上 区 長	伊 万 里 市	府 招	17.0	0.01	0.1	2.00		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
612	乙 房 (上)	伊 万 里	府 招 下 区 長	伊 万 里 市	府 招	26.0	0.10	4.5	7.20		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
613	乙 房 (下)	伊 万 里	府 招 下 区 長	伊 万 里 市	府 招	39.0	0.20	7.5	7.45		土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
614	貝 南 口	伊 万 里	府 招 下 区 長	伊 万 里 市	府 招	18.0	0.10	1.2	3.15		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
615	谷の浦(下)	伊 万 里	小 麦 原 区 長	伊 万 里 市	府 招	80.0	0.60	18.0	6.40		土 俵 積	200	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
616	畑 ケ 田 新	伊 万 里	小 麦 原 区 長	伊 万 里 市	笠 椎	46.0	0.60	15.0	5.10		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
617	草 摘	伊 万 里	小 麦 原 区 長	伊 万 里 市	小 麦 原	13.0	0.03	0.6	3.50		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
618	平 古 場	伊 万 里	平 古 場 溜 池 組 合	伊 万 里 市	原 屋 敷	132.0	0.75	63.0	11.40	3.00	土 俵 積	400	150	200	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
619	桑 木 原 第 4	伊 万 里	原 屋 敷 区 長	伊 万 里 市	原 屋 敷	38.0	0.10	1.0	4.00		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
620	長 峯 第 2	伊 万 里	原 屋 敷 区 長	伊 万 里 市	原 屋 敷	27.0	0.10	0.5	2.40		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
621	中 三 操 屋	伊 万 里	原 屋 敷 区 長	伊 万 里 市	原 屋 敷	25.0	0.10	0.5	1.40		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
622	三 操 屋	伊 万 里	井 手 野 区 長	伊 万 里 市	原 屋 敷	66.0	0.60	18.0	7.65		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
623	松 原 (上)	伊 万 里	井 手 野 区 長	伊 万 里 市	井 手 野	28.0	0.02	0.2	2.40		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
624	松 原	伊 万 里	井 手 野 区 長	伊 万 里 市	井 手 野	39.0	0.20	2.3	3.20		土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
625	大 堤	伊 万 里	井 手 野 区 長	伊 万 里 市	井 手 野	128.0	1.20	42.0	7.20		土 俵 積	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
626	新 堤	伊 万 里	井 手 野 区 長	伊 万 里 市	井 手 野	61.0	1.00	45.0	7.80		土 俵 積 R4-R7 農村地域防災減災事業	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
627	上 対 第 2	伊 万 里	井 手 野 区 長	伊 万 里 市	井 手 野	29.0	0.10	0.7	4.30		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
628	裏ノ原第1	伊 万 里	井 手 野 区 長	伊 万 里 市	井 手 野	16.0	0.20	9.0	6.70		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
629	野 中	伊 万 里	大 川 原 区 長	伊 万 里 市	大 川 原	16.0	0.04	0.4	1.40		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
630	丑 丸	伊 万 里	大 川 原 区 長	伊 万 里 市	大 川 原	64.0	0.50	4.0	2.50		土 俵 積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
631	山 ノ 口	伊 万 里	大 川 原 区 長	伊 万 里 市	大 川 原	32.0	0.10	1.0	1.90		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
632	くらしの泉	伊 万 里	大 川 原 区 長	伊 万 里 市	大 川 原	40.0	0.40	20.0	10.50		土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
633	嶋 田	伊 万 里	大 川 原 区 長	伊 万 里 市	大 川 原	95.0	0.40	5.2	3.85		土 俵 積	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
634	大川谷(下)	伊 万 里	大 川 原 区 長	伊 万 里 市	大 川 原	66.7	0.48	18.0	5.70	1.30	土 俵 積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
635	大川谷(上)	伊 万 里	大 川 原 区 長	伊 万 里 市	大 川 原	44.0	0.40	10.0	4.60		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
636	古川大谷第3	伊 万 里	古 川 区 長	伊 万 里 市	古 川	19.0	0.10	0.5	1.50		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
637	谷 口 第 2	伊 万 里	笠 椎 区 長	伊 万 里 市	笠 椎	30.0	0.10	1.9	4.50		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
638	花 島	伊 万 里	笠 椎 区 長	伊 万 里 市	笠 椎	58.0	0.70	12.3	4.40		土 俵 積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
639	白 谷	伊 万 里	笠 椎 区 長	伊 万 里 市	笠 椎	27.0	0.20	4.8	3.70		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
640	瀬 戸 ノ 首	伊 万 里	笠 椎 区 長	伊 万 里 市	笠 椎	72.0	1.50	93.0	8.00	1.10	土 俵 積 R7～R11 農村地域防災減災事業	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
641	谷 口	伊 万 里	笠 椎 区 長	伊 万 里 市	笠 椎	22.0	0.10	1.3	3.50		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
642	楳 立 第 4	伊 万 里	笠 椎 区 長	伊 万 里 市	笠 椎	27.0	0.10	0.9	2.05		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
643	柳 谷	伊 万 里	古 川 区 長	伊 万 里 市	古 川	31.0	0.10	0.5	3.00		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
644	岩 坂	伊 万 里	高 瀬 区 長	伊 万 里 市	高 瀬	48.0	0.03	0.3	1.60		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
645	前 平	伊 万 里	大 曲 区 長	伊 万 里 市	水 留	141.0	0.90	44.2	6.80		土 俵 積	400	150	200	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
646	裏 の 原	伊 万 里	大 曲 区 長	伊 万 里 市	大 曲	40.0	0.20	7.2	6.50		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
647	前 平 第 4	伊 万 里	水 留 区 長	伊 万 里 市	水 留	28.0	0.03	0.3	2.00		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
648	寺 ノ 裏	伊 万 里	水 留 区 長	伊 万 里 市	水 留	73.0	0.30	3.0	3.30		土 俵 積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
649	長 溜	伊 万 里	水 留 区 長	伊 万 里 市	水 留	90.5	0.50	12.4	8.00		土 俵 積	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
650	広 田	伊 万 里	古 里 区 長	伊 万 里 市	古 里	85.0	0.30	9.3	4.80		土 俵 積	200	100	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
651	高 尾	伊 万 里	谷 口 区 長	伊 万 里 市	谷 口	59.0	0.10	1.1	3.80		土 俵 積	150	100	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
652	コグエ第1	伊 万 里	重 橋 区 長	伊 万 里 市	重 橋	16.0	0.10	1.1	2.50	0.40	土 俵 積	50	10	10		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
653	コグエ第2	伊 万 里	重 橋 区 長	伊 万 里 市	重 橋	27.0	0.10	2.3	5.00		土 俵 積	50	10	10		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
654	原	伊 万 里	重 橋 区 長	伊 万 里 市	重 橋	73.0	0.60	24.0	5.30		土 俵 積 R5～R9 農村地域防災減災事業	200	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
655	辻	伊 万 里	重 橋 区 長	伊 万 里 市	重 橋	22.0	0.10	3.4	3.60		土 俵 積	50	10	10	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
656	皿 屋	伊 万 里	川 原 区 長	伊 万 里 市	川 原	93.0	0.60	15.6	4.75		土 俵 積 R6農業水路等長寿命化防災減災事業	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
657	畑ヶ田(中)	伊 万 里	川 原 区 長	伊 万 里 市	川 原	75.0	0.80	25.0	4.85		土 俵 積	200	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
658	仁助谷(下)	伊 万 里	川 原 区 長	伊 万 里 市	川 原	45.0	0.10	1.2	3.60		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
659	仁助谷(上)	伊 万 里	川 原 区 長	伊 万 里 市	川 原	62.0	0.10	1.2	3.40		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
660	空 毛 (上)	伊 万 里	川 原 区 長	伊 万 里 市	川 原	96.0	1.00	43.0	9.10		土 俵 積	300	100	150	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
661	神 谷 (上)	伊 万 里	川 原 区 長	伊 万 里 市	川 原	61.0	0.10	1.6	4.35		土 俵 積	200	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
662	清水の溜	伊 万 里	東 田 代 区 長	伊 万 里 市	東 田 代	160.0	0.60	18.0	6.30	0.50	土 俵 積 R28～R2 農村地域防災減災事業	100	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
663	大 溜	伊 万 里	東 田 代 区 長	伊 万 里 市	東 田 代	82.0	1.20	36.0	7.55		土 俵 積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
664	眉 山	伊 万 里	井 手 口 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	77.0	1.00	110.0	17.00	2.60	土 俵 積	400	150	200	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
665	善 徳	伊 万 里	井 手 口 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	22.0	0.10	1.3	3.60		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
666	黒 川	伊 万 里	井 手 口 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	160.0	0.60	15.0	4.60	1.10	土 俵 積	100	50	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
667	竹 ノ 下	伊 万 里	井 手 口 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	71.0	0.90	45.0	7.50	1.80	土 俵 積	200	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							畝(枚)	縄(kg)	杭(本)		
668	野 添	伊 万 里	長 野 区 長	伊 万 里 市	川 原	205.5	0.73	12.3	5.90	1.30	土 俵 積	100	50	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
669	大 溜	伊 万 里	長 野 区 長	伊 万 里 市	川 原	283.0	1.30	39.0	5.50	1.10	土 俵 積	500	200	300	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
670	村 中	伊 万 里	長 野 区 長	伊 万 里 市	川 原	30.0	0.30	4.5	2.90		土 俵 積 R7～R8 農業水路等長寿命化防災減災事業	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
671	手 付 下	伊 万 里	山 口 区 長	伊 万 里 市	山 口	75.0	0.50	28.0	7.50		土 俵 積	200	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
672	手 付 中	伊 万 里	山 口 区 長	伊 万 里 市	山 口	53.0	0.20	4.4	4.50		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
673	手 付 上	伊 万 里	山 口 区 長	伊 万 里 市	山 口	39.0	0.10	3.0	4.60		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
674	耕 地	伊 万 里	山 口 区 長	伊 万 里 市	山 口	73.0	0.10	5.1	8.40		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
675	頭 堤	伊 万 里	山 口 区 長	伊 万 里 市	山 口	64.0	0.50	24.0	6.50		土 俵 積	150	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
676	具 堤	伊 万 里	山 口 区 長	伊 万 里 市	山 口	85.0	0.30	9.0	4.80		土 俵 積	200	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
677	新 堤	伊 万 里	山 口 区 長	伊 万 里 市	山 口	127.0	1.00	50.0	6.70		土 俵 積	400	150	200	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
678	大 溜	伊 万 里	山 口 区 長	伊 万 里 市	山 口	215.0	3.00	159.0	8.10	1.00	土 俵 積	150	100	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
679	二 ツ 堤 上	伊 万 里	山 口 区 長	伊 万 里 市	山 口	25.0	0.10	1.7	2.80		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
680	二 ツ 堤 下	伊 万 里	山 口 区 長	伊 万 里 市	山 口	19.0	0.10	0.7	2.00		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
681	勢 田	伊 万 里	戸 石 川 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	30.0	0.20	2.0	2.00		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
682	鵜ヶ倉 (下)	伊 万 里	戸 石 川 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	43.0	0.30	6.0	3.90		土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
683	西	伊 万 里	戸 石 川 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	32.0	0.20	3.0	3.00		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
684	田 代	伊 万 里	戸 石 川 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	29.0	0.10	0.5	1.70		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
685	鵜ヶ倉	伊 万 里	戸 石 川 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	82.0	1.00	40.0	7.60		土 俵 積	300	100	150	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
686	蓮	伊 万 里	戸 石 川 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	80.0	0.30	6.5	3.90		土 俵 積	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
687	腰 折	伊 万 里	戸 石 川 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	64.0	0.30	9.0	4.50	0.20	土 俵 積	100	50	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
688	新	伊 万 里	戸 石 川 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	32.0	0.30	6.0	3.60		土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
689	善 吾 郎	伊 万 里	戸 石 川 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	97.0	0.50	7.5	2.90		土 俵 積	300	100	150	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
690	椿 原	伊 万 里	宿 生 産 組 合	伊 万 里 市	大 川 野	41.0	0.60	21.0	4.60		土 俵 積	150	100	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
691	宮	伊 万 里	宿 生 産 組 合	伊 万 里 市	大 川 野	40.0	0.20	4.8	3.10		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
692	長	伊 万 里	宿 生 産 組 合	伊 万 里 市	大 川 野	24.0	1.00	33.0	4.80	0.30	土 俵 積	50	20	20	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
693	新	伊 万 里	宿 生 産 組 合	伊 万 里 市	大 川 野	57.0	0.60	13.8	4.00		土 俵 積	150	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
694	柳 田	伊 万 里	宿 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	69.0	0.80	19.2	3.80		土 俵 積	150	100	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
695	熊	伊 万 里	宿 区 長	伊 万 里 市	大 川 野	44.0	0.50	17.5	5.20		土 俵 積	150	100	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
696	本 谷	伊 万 里	立 川 生 産 組 合	伊 万 里 市	立 川	89.0	0.70	21.0	7.70	1.00	土 俵 積	100	50	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
697	大 平	伊 万 里	立 川 生 産 組 合	伊 万 里 市	立 川	48.0	0.20	6.0	7.45		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
698	大 光	伊 万 里	立 川 生 産 組 合	伊 万 里 市	立 川	118.0	2.10	105.0	6.90	0.80	土 俵 積	200	100	100	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
699	大 溜	伊 万 里	立 川 生 産 組 合	伊 万 里 市	立 川	157.0	3.80	209.0	8.80	1.80	土 俵 積	150	100	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	置 位		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							畝(枚)	縄(kg)	杭(本)		
700	焼 山 1 号	伊 万 里	立 川 生 産 組 合	伊 万 里 市	立 川	17.0	0.04	0.4	2.70		土 俵 積	50	10	10	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
701	焼 山 2 号	伊 万 里	立 川 区 長	伊 万 里 市	立 川	50.0	0.10	2.0	3.75		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
702	庵 の 鵜	伊 万 里	立 川 生 産 組 合	伊 万 里 市	立 川	77.0	0.25	2.5	2.60	1.30	土 俵 積	50	20	20	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
703	内 山 1 号	伊 万 里	立 川 生 産 組 合	伊 万 里 市	立 川	80.0	0.80	16.0	4.00		土 俵 積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
704	烏 帽 子	伊 万 里	立 川 区 長	伊 万 里 市	立 川	27.0	0.02	0.2	1.65		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
705	大 谷	伊 万 里	立 川 生 産 組 合	伊 万 里 市	立 川	57.0	0.30	10.5	6.00		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
706	田 代	伊 万 里	立 川 区 長	伊 万 里 市	立 川	6.0	0.02	0.2	1.90		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
707	伏 所	伊 万 里	立 川 生 産 組 合	伊 万 里 市	立 川	83.0	1.20	48.0	6.40		土 俵 積	200	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
708	村 中	伊 万 里	駒 鳴 区 長	伊 万 里 市	駒 鳴	39.0	0.10	1.0	2.60		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
709	椎 立	伊 万 里	駒 鳴 区 長	伊 万 里 市	駒 鳴	67.0	1.90	72.2	6.90	0.50	土 俵 積	200	50	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
710	峰	伊 万 里	川 西 区 長	伊 万 里 市	川 西	51.0	0.10	3.0	6.00		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
711	多太良 (下)	伊 万 里	川 西 区 長	伊 万 里 市	川 西	94.0	0.30	9.0	6.50		土 俵 積	300	100	150	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
712	多太良 (上)	伊 万 里	川 西 区 長	伊 万 里 市	川 西	41.0	0.30	9.0	5.80		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
713	上 猪 洗 川	伊 万 里	東 分 区 長	伊 万 里 市	桃 川	71.0	0.30	12.0	8.20		土 俵 積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
714	新 堤	伊 万 里	東 分 区 長	伊 万 里 市	桃 川	90.0	0.30	9.0	6.20		土 俵 積	200	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
715	北 野 水 元	伊 万 里	東 分 区 長	伊 万 里 市	桃 川	52.0	0.20	6.0	6.00		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
716	北 野 古 堤	伊 万 里	東 分 区 長	伊 万 里 市	桃 川	47.0	0.20	8.0	4.70		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
717	遠 ノ 尾	伊 万 里	東 分 区 長	伊 万 里 市	桃 川	164.0	0.80	32.0	7.60		土 俵 積	400	150	200	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
718	徳 松 谷 上	伊 万 里	東 分 区 長	伊 万 里 市	桃 川	23.0	0.20	7.0	6.20		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
719	徳 松 谷 下	伊 万 里	東 分 区 長	伊 万 里 市	桃 川	39.0	0.30	8.0	4.80		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
720	萩ノ尾ビル田	伊 万 里	東 分 区 長	伊 万 里 市	桃 川	29.0	0.10	1.5	1.90		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
721	上 原 下 堤	伊 万 里	上 原 区 長	伊 万 里 市	桃 川	113.0	3.50	70.0	5.30		土 俵 積	300	100	150	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
722	西 谷	伊 万 里	上 原 区 長	伊 万 里 市	桃 川	76.0	1.30	52.0	9.60	0.70	土 俵 積	100	50	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
723	上 堤	伊 万 里	上 原 区 長	伊 万 里 市	桃 川	140.0	1.00	10.0	3.10		土 俵 積	400	150	200	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
724	堂 山 上	伊 万 里	下 分 区 長	伊 万 里 市	桃 川	30.0	0.10	2.0	6.10		土 俵 積	100	50	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
725	堂 山 下	伊 万 里	下 分 区 長	伊 万 里 市	桃 川	40.0	0.20	1.8	1.20		土 俵 積	100	50	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
726	後 田 下	伊 万 里	下 分 区 長	伊 万 里 市	桃 川	25.0	0.60	12.6	3.40		土 俵 積	100	50	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
727	古 場 田	伊 万 里	下 分 区 長	伊 万 里 市	桃 川	63.0	0.40	5.0	6.00		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
728	濁 堤 下	伊 万 里	下 平 区 長	伊 万 里 市	桃 川	12.0	0.20	2.6	2.40		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
729	濁 堤 上	伊 万 里	下 平 区 長	伊 万 里 市	桃 川	16.0	0.30	5.1	3.40		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
730	松 元	伊 万 里	下 平 区 長	伊 万 里 市	桃 川	97.0	1.00	26.0	4.40		土 俵 積	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
731	山 田 堤	伊 万 里	下 平 区 長	伊 万 里 市	桃 川	47.0	1.20	44.4	5.80		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
732	さ か い 橋	伊 万 里	下 平 区 長	伊 万 里 市	桃 川	86.0	0.30	3.8	3.10		土 俵 積	300	100	150	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
733	大 堤	伊 万 里	下 平 区 長	伊 万 里 市	桃 川	77.0	1.30	39.0	5.70		土 俵 積	200	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
734	さ ら 堤	伊 万 里	下 平 区 長	伊 万 里 市	桃 川	71.0	0.20	3.0	3.50		土 俵 積	200	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
735	岩 野	伊 万 里	梅 岩 区 長	伊 万 里 市	堤 川	50.0	0.20	7.0	6.00		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
736	庵ノ上(上)	伊 万 里	岳 坂 区 長	伊 万 里 市	堤 川	48.0	0.30	6.0	3.60		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
737	庵ノ上(下)	伊 万 里	岳 坂 区 長	伊 万 里 市	堤 川	76.0	0.40	19.2	9.90		土 俵 積	200	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
738	四大郎上	伊 万 里	岳 坂 区 長	伊 万 里 市	堤 川	54.0	0.30	4.8	4.15		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
739	四大郎下	伊 万 里	岳 坂 区 長	伊 万 里 市	堤 川	58.5	1.00	30.0	7.70		土 俵 積	200	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
740	馬 場 田	伊 万 里	村 分 区 長	伊 万 里 市	堤 川	24.0	0.10	3.0	6.10		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
741	桜 並	伊 万 里	村 分 区 長	伊 万 里 市	堤 川	42.0	0.20	3.0	3.50		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
742	惣 五 郎	伊 万 里	村 分 区 長	伊 万 里 市	堤 川	50.0	0.30	12.0	6.40		土 俵 積	150	100	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
743	木 和 田	伊 万 里	久 良 木 区 長	伊 万 里 市	山 形	100.0	2.00	54.0	8.60		土 俵 積	300	100	150	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
744	大川内第1	伊 万 里	藤 川 内 区 長	伊 万 里 市	山 形	18.0	0.10	1.3	3.80		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
745	空 道 下	伊 万 里	宿 分 区 長	伊 万 里 市	山 形	54.0	0.30	6.0	3.90		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
746	仙 人 谷	伊 万 里	宿 分 区 長	伊 万 里 市	山 形	78.0	0.20	3.0	2.70		土 俵 積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
747	狸 山	伊 万 里	宿 分 区 長	伊 万 里 市	山 形	24.0	0.10	2.4	3.80		土 俵 積 R1 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
748	平 越	伊 万 里	宿 分 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	57.0	0.80	16.0	4.10		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
749	広 谷	伊 万 里	金 石 原 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	16.0	0.10	1.2	2.70		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
750	山 中 下	伊 万 里	金 石 原 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	114.0	0.30	7.5	3.80		土 俵 積	300	100	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
751	灰 坊	伊 万 里	中 通 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	29.0	0.70	18.2	4.20		土 俵 積	50	10	10		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
752	南 古 場	伊 万 里	中 通 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	32.0	0.70	28.0	6.50		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
753	大 谷	伊 万 里	中 通 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	29.0	0.40	16.0	5.70		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
754	牟 田 原	伊 万 里	中 通 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	102.0	0.70	24.5	5.00		土 俵 積	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
755	権 現	伊 万 里	中 通 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	25.0	0.50	15.0	4.40		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
756	古 ヲ 谷	伊 万 里	中 通 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	19.0	0.10	1.4	3.70		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
757	千 割	伊 万 里	中 通 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	50.0	0.10	2.0	4.30		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
758	谷 川	伊 万 里	中 通 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	19.0	0.10	1.0	3.00		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
759	平 越	伊 万 里	中 通 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	46.0	0.60	36.6	9.00		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
760	八 幡	伊 万 里	上 分 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	13.0	0.03	0.3	2.60		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
761	牛 古 場	伊 万 里	上 分 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	36.0	0.70	30.1	8.20		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
762	鷹 の 巢 下	伊 万 里	上 分 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	64.0	0.40	7.0	4.50		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
763	鷹 の 巢 上	伊 万 里	上 分 区 長	伊 万 里 市	中 野 原	36.0	0.40	12.0	6.20		土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	満水 総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
764	本 山	伊 万 里	川 東 区 長	伊 万 里 市	大 里 甲	31.0	0.10	0.5	1.55		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
765	釈 迦 堂	伊 万 里	大 里 区 区 長	伊 万 里 市	大 里 乙	51.0	0.20	1.8	3.40		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
766	新 堤	伊 万 里	大 里 区 区 長	伊 万 里 市	大 里 乙	99.0	1.10	44.0	10.90		土 俵 積	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
767	西 尾 堤	伊 万 里	大 里 区 区 長	伊 万 里 市	大 里 乙	104.0	1.40	56.0	11.20		土 俵 積	300	100	150	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
768	丹 花	伊 万 里	福 母 区 区 長	伊 万 里 市	大 里 乙	99.0	0.60	21.0	7.10		土 俵 積 R5～R9 農村地域防災減災事業	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
769	桂 論 防	伊 万 里	福 母 区 区 長	伊 万 里 市	大 里 乙	75.0	0.35	7.0	5.70		土 俵 積	200	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
770	辰 石	伊 万 里	内 の 馬 場 区 区 長	伊 万 里 市	中 里 甲	65.0	0.60	17.4	8.00		土 俵 積	200	100	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
771	新 村	伊 万 里	内 の 馬 場 区 区 長	伊 万 里 市	中 里 甲	23.0	0.10	1.2	3.80		土 俵 積	50	10	10	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
772	原 山	伊 万 里	内 の 馬 場 区 区 長	伊 万 里 市	中 里 甲	19.0	0.02	0.2	2.70		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
773	古 子	伊 万 里	古 子 区 区 長	伊 万 里 市	中 里 乙	151.0	0.50	15.0	7.50		土 俵 積	400	150	200	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
774	道 添	伊 万 里	古 子 区 区 長	伊 万 里 市	中 里 乙	103.0	0.40	8.0	6.50		土 俵 積	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
775	徳 市	伊 万 里	中 田 区 区 長	伊 万 里 市	中 里 甲	22.0	0.02	0.2	2.30		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
776	棚 古 場	伊 万 里	中 田 区 区 長	伊 万 里 市	中 里 甲	200.0	0.01	35.0	12.10	1.60	土 俵 積 R5 農業水路等長寿命化・防災減災事業	500	300	150	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
777	飯 盛 大 堤	伊 万 里	吉 野 区 区 長	伊 万 里 市	吉 野	175.3	1.80	100.0	10.90		土 俵 積	400	150	200	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
778	高 飯 盛	伊 万 里	吉 野 区 区 長	伊 万 里 市	中 里 甲	22.0	0.20	7.0	5.30		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
779	浦 川	伊 万 里	川 内 区 区 長	伊 万 里 市	中 里 甲	60.0	0.10	1.3	4.70		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
780	新 堤	伊 万 里	川 内 区 区 長	伊 万 里 市	中 里 甲	114.0	0.40	20.0	11.40		土 俵 積	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
781	岩 ノ 本	伊 万 里	川 内 区 区 長	伊 万 里 市	中 里 甲	36.0	0.10	3.5	5.70	0.60	土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
782	三 段	伊 万 里	里 区 区 長	伊 万 里 市	里	157.0	0.80	16.0	4.50		土 俵 積	400	150	200	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
783	鹿 山	伊 万 里	里 区 区 長	伊 万 里 市	里	152.0	1.40	49.0	6.35		土 俵 積	400	150	200	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
784	枯 蔵 坊	伊 万 里	長 浜 区 区 長	伊 万 里 市	長 浜	19.0	0.03	0.3	2.30		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
785	昭 十	伊 万 里	長 浜 区 区 長	伊 万 里 市	長 浜	36.0	0.30	1.2	8.80		土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
786	平 の	伊 万 里	日 尾 区 区 長	伊 万 里 市	日 尾	26.0	0.10	1.2	2.45		土 俵 積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
787	上 の	伊 万 里	日 尾 区 区 長	伊 万 里 市	日 尾	49.0	0.12	1.8	2.80	0.20	土 俵 積	50	40	30		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
788	宇 井 土	伊 万 里	脇 野 区 区 長	伊 万 里 市	脇 野	65.0	0.30	6.0	5.00		土 俵 積	200	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
789	山 中	伊 万 里	脇 野 区 区 長	伊 万 里 市	脇 野	23.0	0.02	0.4	2.80		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
790	深 谷	伊 万 里	天 神 区 区 長	伊 万 里 市	天 神	38.0	0.50	15.0	5.10		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
791	桶 田	伊 万 里	脇 野 区 区 長	伊 万 里 市	脇 野	43.0	0.10	2.0	5.60		土 俵 積	100	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
792	新 堤	伊 万 里	脇 野 区 区 長	伊 万 里 市	脇 野	67.0	0.20	4.0	4.20	0.30	土 俵 積	300	120	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
793	高 ノ 峰 上	伊 万 里	脇 野 区 区 長	伊 万 里 市	脇 野	17.0	0.01	0.1	1.30		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
794	寺 田	伊 万 里	浦 川 内 区 区 長	伊 万 里 市	浦 川 内	44.0	0.10	1.0	3.50		土 俵 積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
795	浦 川 内	伊 万 里	浦 川 内 区 区 長	伊 万 里 市	浦 川 内	52.0	0.10	1.4	2.85		土 俵 積	150	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
796	権	伊万里	蒲川内区長	伊万里市	蒲川内	92.0	0.20	7.0	5.20	1.30	土俵積 B24～28 ため池等整備事業	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
797	新堤	伊万里	東大久保区長	伊万里市	東大久保	47.0	0.10	2.0	5.20		土俵積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
798	大野	伊万里	区 長	伊万里市	大久保	36.0	0.10	0.1	4.00	0.60	土俵積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
799	山ノ田	伊万里	大久保区長	伊万里市	大久保	52.0	0.10	2.0	4.00		土俵積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
800	小岩	伊万里	大久保区長	伊万里市	大久保	50.0	0.10	1.0	3.30		土俵積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
801	池堤	伊万里	大久保区長	伊万里市	大久保	94.6	0.40	5.0	5.00	1.10	土俵積	100	40	30	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
802	鳥帽子	伊万里	大久保区長	伊万里市	大久保	108.0	0.70	24.5	7.00	1.50	土俵積	200	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
803	西ノ岳	伊万里	下分区長	伊万里市	滝川内	46.0	0.10	2.0	3.70		土俵積	150	100	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
804	讃岐	伊万里	滝川内区長	伊万里市	滝川内	135.8	2.26	135.0	16.00	1.70	土俵積	400	150	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
805	前田	伊万里	滝川内区長	伊万里市	滝川内	24.0	0.02	0.4	2.20		土俵積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
806	菅蒲谷	伊万里	滝川内区長	伊万里市	滝川内	116.0	0.60	24.0	6.90		土俵積	300	100	150	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
807	山ノ寺	伊万里	川内野区長	伊万里市	川内野	78.5	0.99	50.5	13.60	1.60	土俵積	400	150	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
808	善道下	伊万里	川内野区長	伊万里市	川内野	80.0	0.30	11.4	8.70		土俵積	200	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
809	二石	伊万里	川内野区長	伊万里市	川内野	83.0	0.40	15.2	9.10		土俵積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
810	河イ谷	伊万里	楠久区長	伊万里市	楠久	43.0	0.30	10.0	6.20		土俵積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
811	茅野	伊万里	楠久区長	伊万里市	楠久	70.0	0.30	10.0	2.60		土俵積	200	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
812	狸藪	伊万里	福川内区長	伊万里市	福川内	19.9	0.10	4.0	14.20		土俵積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
813	山頭	伊万里	城区長	伊万里市	城	80.0	0.10	3.0	3.50		土俵積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
814	大櫻	伊万里	城区長	伊万里市	滝川内	137.0	0.20	7.0	8.70		土俵積	400	150	200	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
815	越差	伊万里	城区長	伊万里市	峰	148.0	0.50	45.0	9.70	1.50	土俵積 B2～B6 農村地域防災減災事業	200	100	100	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
816	前田	伊万里	峰区長	伊万里市	峰	81.0	0.30	6.0	2.50		土俵積	200	100	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
817	狩場	伊万里	峰区長	伊万里市	峰	32.0	0.10	1.0	2.60		土俵積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
818	平松	伊万里	峰区長	伊万里市	峰	57.0	0.20	5.0	4.80		土俵積	150	100	100	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
819	大谷	伊万里	久原3区区長	伊万里市	久原	30.5	0.10	3.5	7.00		土俵積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
820	石宗	伊万里	久原2区区長	伊万里市	久原	55.5	0.50	17.5	5.90		土俵積	150	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
821	大井手	伊万里	久原2区区長	伊万里市	久原	38.5	0.10	5.0	10.40		土俵積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
822	簡ノ原	伊万里	久原2区区長	伊万里市	久原	136.0	1.80	63.0	9.20	2.10	土俵積	300	100	150	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
823	田代	伊万里	久原2区区長	伊万里市	久原	189.0	6.00	270.0	5.20	2.40	土俵積	400	150	200	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
824	大藤	伊万里	久原1区区長	伊万里市	久原	132.5	0.50	12.5	3.90		土俵積	400	150	200	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
825	太田	伊万里	立岩区長	伊万里市	立岩	224.0	1.60	56.0	5.70		土俵積	500	200	300	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
826	黒田代	伊万里	立岩区長	伊万里市	立岩	330.0	1.70	59.5	5.20		土俵積	600	300	400	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
827	上場	伊万里	西分区長	伊万里市	西分	14.7	0.02	0.2	1.20		土俵積	50	10	10	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響 を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
828	日 南	伊 万 里	野 々 頭 区 長	伊 万 里 市	東 分	106.0	2.00	100.0	11.25	1.30	土 俵 積	400	150	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
829	宮 田	伊 万 里	東 分 区 長	伊 万 里 市	東 分	160.0	2.40	10.0	7.90	1.00	土 俵 積	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
830	長 田	伊 万 里	東 分 区 長	伊 万 里 市	東 分	125.0	1.70	68.0	8.00		土 俵 積	300	100	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
831	山 の 下	伊 万 里	古 川 区 長	伊 万 里 市	古 川	15.0	0.10	0.5	3.30		土 俵 積	50	10	10	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
832	長 野 原	伊 万 里	境 野 水 利 組 合	有 田 町	境 野	28.0	0.10	1.2	4.60	0.70	土 俵 積	100	40	30	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
833	道 免 谷	伊 万 里	境 野 水 利 組 合	有 田 町	境 野	47.0	0.20	4.8	4.60	1.20	土 俵 積	100	40	30	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
834	巽 の 越	伊 万 里	古木場生産組合	有 田 町	古 木 場	70.0	0.60	15.5	7.80	1.40	土 俵 積 R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
835	近 戸	伊 万 里	戸 矢 水 利 組 合	有 田 町	戸 矢	67.5	1.50	75.0	9.40	2.20	土 俵 積 R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
836	岩 峠	伊 万 里	戸 矢 水 利 組 合	有 田 町	戸 矢	65.0	0.60	9.6	4.70	3.10	土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
837	川 頭	伊 万 里	戸 矢 水 利 組 合	有 田 町	戸 矢	38.8	0.40	6.0	4.10	3.30	土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
838	山 神 谷	伊 万 里	大 野 生 産 組 合	有 田 町	大 野	33.0	0.60	28.8	6.90	0.40	土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
839	菅 元	伊 万 里	戸 矢 水 利 組 合	有 田 町	戸 矢	42.0	0.10	1.1	3.35	0.80	土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
840	栗 師 浦	伊 万 里	戸 矢 水 利 組 合	有 田 町	戸 矢	40.0	0.18	3.6	4.90	0.70	土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	200	100	200	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
841	浦	伊 万 里	戸 矢 水 利 組 合	有 田 町	戸 矢	27.0	0.10	1.2	2.60		土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
842	菅 野	伊 万 里	大 野 生 産 組 合	有 田 町	大 野	27.0	0.40	16.0	8.70		土 俵 積	50	20	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
843	大 谷	伊 万 里	大 谷 水 利 組 合	有 田 町	岩 谷川内	67.8	3.74	180.0	11.40	1.50	土 俵 積	200	100	50	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
844	三段 (上)	伊 万 里	戸 杓 生 産 組 合	有 田 町	戸 杓	49.0	0.60	30.0	8.00	1.90	土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
845	三段 (下)	伊 万 里	戸 杓 生 産 組 合	有 田 町	戸 杓	27.0	0.10	1.5	3.10	0.60	土 俵 積	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
846	元 株	伊 万 里	戸 杓 生 産 組 合	有 田 町	戸 杓	29.0	0.15	3.0	3.90		土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
847	大 堤	伊 万 里	戸 杓 生 産 組 合	有 田 町	戸 杓	55.0	0.80	32.0	8.10	2.00	土 俵 積 R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
848	天 神	伊 万 里	戸 杓 生 産 組 合	有 田 町	戸 杓	61.0	0.60	15.6	6.60	2.00	土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
849	椎 谷 (下)	伊 万 里	外 尾 町 区 長	有 田 町	外 尾 町	33.0	0.20	3.2	3.30		土 俵 積	50	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
850	椎谷第2(上)	伊 万 里	外 尾 町 区 長	有 田 町	外 尾 町	24.0	0.15	2.1	3.90	0.30	土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
851	道 面 引	伊 万 里	丸 尾 生 産 組 合	有 田 町	外 尾 山	26.0	0.20	5.0	4.65	0.30	土 俵 積	50	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
852	後 口 川 内	伊 万 里	丸 尾 生 産 組 合	有 田 町	丸 尾	82.0	0.90	27.0	6.35	2.40	土 俵 積	50	20	20	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
853	深 谷	伊 万 里	丸 尾 生 産 組 合	有 田 町	丸 尾	44.0	1.20	48.0	13.00	2.00	土 俵 積	50	20	20	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
854	古 堤	伊 万 里	丸 尾 生 産 組 合	有 田 町	丸 尾	54.0	0.70	24.5	12.10	2.10	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
855	新 堤	伊 万 里	丸 尾 生 産 組 合	有 田 町	丸 尾	52.0	0.50	17.5	11.70	2.80	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
856	ゼ ム キ	伊 万 里	丸 尾 生 産 組 合	有 田 町	丸 尾	40.0	0.18	5.4	5.30		土 俵 積	50	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
857	ゼ ム キ 第 2	伊 万 里	丸 尾 生 産 組 合	有 田 町	黒 牟 田	35.0	0.06	1.5	4.30		土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
858	伯 父 山	伊 万 里	黒 牟 田 生 産 組 合	有 田 町	心 法	51.0	0.50	10.0	7.00		土 俵 積	50	20	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
859	開 田	伊 万 里	黒 牟 田 生 産 組 合	有 田 町	黒 牟 田	25.0	0.20	3.0	5.00		土 俵 積	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
860	穂波ノ尾	伊万里	下南原生産組合	有田町	黒牟田	89.0	0.20	4.5	3.80	1.80	土俵積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
861	上迎原第2	伊万里	下南原生産組合	有田町	南	63.0	0.12	3.0	4.00	0.30	土俵積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
862	上迎原	伊万里	下南原生産組合	有田町	南	46.0	0.35	5.0	6.20	1.60	土俵積	60	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
863	紫の谷	伊万里	上南山生産組合	有田町	南	23.0	0.08	2.4	5.40		土俵積	60	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
864	天神	伊万里	下南原生産組合	有田町	南山	42.0	0.08	2.0	4.80	1.00	土俵積	60	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
865	石切	伊万里	上南山生産組合	有田町	南山	27.0	0.12	1.8	3.60		土俵積 石農業水路等長寿命化・防災減災事業	60	20	20	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
866	松原	伊万里	上南原生産組合	有田町	南	28.0	0.12	2.4	3.00		土俵積	60	20	20	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
867	三代橋	伊万里	下南原生産組合	有田町	南	96.4	0.50	5.0	5.00	2.20	土俵積	60	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
868	鴻ノ口	伊万里	下南原生産組合	有田町	南	75.0	1.00	35.0	7.00	1.90	土俵積	60	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
869	西黒川	伊万里	下南原生産組合	有田町	南	104.0	0.25	3.7	4.00	1.00	土俵積	60	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
870	源次谷第2 (下)	伊万里	上南原生産組合	有田町	南山	33.0	0.15	4.5	5.60		土俵積	60	20	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
871	西の平	伊万里	上南原生産組合	有田町	南山	32.0	0.10	2.0	4.40		土俵積	60	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
872	霧の頭	伊万里	下南山生産組合	有田町	南山	29.0	0.06	1.2	3.75		土俵積	60	20	20	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
873	戸杓越	伊万里	上南山生産組合	有田町	南山	24.0	0.08	1.6	4.50		土俵積	60	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
874	泉山	伊万里	畑人	有田町	泉	29.0	0.04	1.0	6.20		土俵積	60	20	20	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
875	境谷	伊万里	原明区長	有田町	原明	67.5	0.35	8.5	5.70	0.60	土俵積	60	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
876	前山(上)	伊万里	原明区長	有田町	原明	66.0	0.15	3.0	3.50		土俵積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
877	中の川内 (上)	伊万里	原明区長	有田町	原明	44.0	0.45	13.5	5.35	0.50	土俵積	50	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
878	中の川内 (下)	伊万里	原明区長	有田町	原明	85.0	0.84	21.0	4.20	1.20	土俵積	50	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
879	ゴンゲン	伊万里	原明区長	有田町	原明	47.0	0.08	1.6	3.70		土俵積	50	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
880	上境原	伊万里	楠木原区長	有田町	楠木原	86.2	1.20	57.6	14.80	0.80	土俵積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
881	上の堤	伊万里	楠木原区長	有田町	楠木原	94.0	0.20	4.0	6.50		土俵積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
882	新堤	伊万里	楠木原区長	有田町	楠木原	94.0	0.50	12.3	6.00	0.60	土俵積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
883	大堤	伊万里	楠木原区長	有田町	楠木原	140.0	2.00	130.0	19.40	2.10	土俵積	200	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
884	谷頭	伊万里	楠木原区長	有田町	楠木原	81.0	0.30	9.4	5.10	0.60	土俵積	50	20	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
885	日宇道	伊万里	楠木原区長	有田町	楠木原	69.0	0.32	8.5	5.80	0.60	土俵積	50	20	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
886	平牟田	伊万里	楠木原区長	有田町	楠木原	50.0	0.35	7.7	5.30	0.20	土俵積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
887	豊平	伊万里	楠木原区長	有田町	楠木原	22.0	0.40	9.6	3.50	0.60	土俵積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
888	長次郎	伊万里	楠木原区長	有田町	楠木原	25.0	0.12	1.3	3.50		土俵積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
889	熊原(上)	伊万里	楠木原・原明 耕地整理組合	有田町	楠木原	42.0	0.30	8.3	4.70	1.80	土俵積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
890	熊原(下)	伊万里	楠木原・原明 耕地整理組合	有田町	楠木原	75.0	0.60	15.5	5.10	1.80	土俵積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
891	松葉	伊万里	上本区長	有田町	上本	149.0	0.20	6.0	6.60	0.80	土俵積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高(m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数(戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
892	迎	伊 万 里	上 本 区 長	有 田 町	上 本	40.0	0.15	3.8	4.35		土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
893	松 原 口	伊 万 里	上 本 区 長	有 田 町	上 本	30.0	0.20	9.0	8.05	0.60	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
894	辻 山	伊 万 里	上 本 区 長	有 田 町	上 本	74.0	0.40	22.0	10.30	0.90	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
895	南 川 内	伊 万 里	上 本 区 長	有 田 町	上 本	91.0	0.20	8.0	6.40	0.90	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
896	砂 門 城	伊 万 里	上 本 区 長	有 田 町	上 本	88.5	0.20	6.0	6.10	1.60	土 俵 積	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
897	上本村大堤	伊 万 里	上 本 区 長	有 田 町	上 本	143.0	1.80	90.0	9.00	1.40	土 俵 積 R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
898	芝 谷	伊 万 里	上 本 区 長	有 田 町	上 本	61.0	0.15	5.3	6.90	0.70	土 俵 積	50	20	20	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
899	島森(上)	伊 万 里	北ノ川内区長	有 田 町	北ノ川内	75.0	1.70	3.5	6.75	2.30	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
900	島森(下)	伊 万 里	下 本 区 長	有 田 町	北ノ川内	70.0	0.70	9.5	4.10	1.00	土 俵 積 R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
901	立 中	伊 万 里	下 本 区 長	有 田 町	下 本	23.0	0.10	2.0	3.80	0.80	土 俵 積 R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	5	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
902	濁 淵	伊 万 里	下 本 区 長	有 田 町	上 本	51.0	3.80	100.0	8.80	2.80	土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
903	井 手 平 北	伊 万 里	下 本 区 長	有 田 町	下 本	20.0	0.05	1.0	3.80	0.40	土 俵 積 R8 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
904	上 舞 原	伊 万 里	下 本 区 長	有 田 町	上 本	30.0	0.12	1.8	5.70		土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
905	開 田	伊 万 里	北ノ川内区長	有 田 町	北ノ川内	150.0	0.70	28.0	7.05	0.50	土 俵 積 R6 緊急浸水推進	50	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
906	唐千田(上)	伊 万 里	北ノ川内区長	有 田 町	北ノ川内	77.0	0.70	42.0	10.75	2.50	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
907	唐千田(下)	伊 万 里	北ノ川内区長	有 田 町	北ノ川内	100.0	0.56	22.4	8.85	2.00	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
908	坂 松 谷	伊 万 里	北ノ川内区長	有 田 町	北ノ川内	52.0	0.20	9.0	8.10	1.30	土 俵 積	50	20	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
909	片 谷	伊 万 里	北ノ川内区長	有 田 町	北ノ川内	99.0	0.40	12.0	5.35	0.80	土 俵 積	50	20	20	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
910	小 堤	伊 万 里	北ノ川内区長	有 田 町	北ノ川内	31.0	0.10	2.0	4.60		土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
911	新 堤	伊 万 里	北ノ川内区長	有 田 町	北ノ川内	60.0	0.20	6.0	6.35	0.60	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
912	大野原(上)	伊 万 里	北ノ川内区長	有 田 町	北ノ川内	120.0	0.55	35.8	10.75	1.20	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
913	大野原(下)	伊 万 里	北ノ川内区長	有 田 町	下 内 野	96.0	0.20	7.0	4.85	0.90	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
914	弓 田	伊 万 里	北ノ川内区長	有 田 町	北ノ川内	88.0	0.25	2.5	2.70	0.50	土 俵 積	50	20	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
915	前 原	伊 万 里	北ノ川内区長	有 田 町	北ノ川内	80.0	0.16	2.4	3.00	0.40	土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
916	幸 の 上	伊 万 里	北ノ川内区長	有 田 町	北ノ川内	59.0	0.20	7.0	6.30	1.60	土 俵 積	50	20	20	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
917	下 の	伊 万 里	黒 川 区 長	有 田 町	黒 川	44.3	0.50	6.2	2.90	3.00	土 俵 積	50	20	20	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
918	黒 川 大 堤	伊 万 里	黒 川 区 長	有 田 町	黒 川	133.7	0.50	4.9	3.80	0.10	土 俵 積	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
919	大堤(上)	伊 万 里	仏ノ原生産組合	有 田 町	仏ノ原	80.0	1.00	35.0	5.85	1.00	土 俵 積	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
920	大堤(下)	伊 万 里	仏ノ原生産組合	有 田 町	仏ノ原	41.0	0.30	6.0	3.75	1.10	土 俵 積	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
921	鉢ノ底(上)	伊 万 里	仏ノ原生産組合	有 田 町	仏ノ原	20.0	0.05	1.0	3.10	0.40	土 俵 積	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
922	鉢ノ底(下)	伊 万 里	仏ノ原生産組合	有 田 町	仏ノ原	39.0	0.30	10.5	5.10	0.60	土 俵 積	100	40	30	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
923	妙賞堂(上)	伊 万 里	仏ノ原生産組合	有 田 町	仏ノ原	30.0	0.15	2.3	3.40	1.30	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
924	妙覚堂 (下)	伊 万 里	仏ノ原生産組合	有田町	仏ノ原	62.0	0.30	9.0	6.00	1.70	土 俵 積	50	20	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
925	尾の上 (上)	伊 万 里	仏ノ原生産組合	有田町	北ノ川内	37.0	0.25	7.5	4.70	1.60	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
926	尾の上 (下)	伊 万 里	仏ノ原生産組合	有田町	仏ノ原	87.0	0.32	4.8	3.30	1.10	土 俵 積	50	20	20	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
927	新 堤	伊 万 里	仏ノ原生産組合	有田町	北ノ川内	64.0	0.80	20.0	4.00	1.20	土 俵 積	50	20	20	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
928	大 野 山	伊 万 里	上・下内野区	有田町	下内野	230.0	0.70	24.5	6.15	2.50	土 俵 積 R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
929	中 島	伊 万 里	下内野区	有田町	下内野	140.0	0.20	4.0	3.45	1.30	土 俵 積	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
930	島 井 の 元	伊 万 里	下内野区	有田町	下内野	95.0	0.20	3.0	3.10	2.00	土 俵 積 R6 緊急浸水推進事業	50	20	20	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
931	上内野新堤	伊 万 里	上内野区	有田町	上内野	130.0	0.90	36.0	5.10	0.60	土 俵 積 R5-R10 農村地域防災減災事業	60	20	20	27	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
932	上内野大堤	伊 万 里	上内野区	有田町	上内野	134.0	0.90	21.6	6.40	2.60	土 俵 積 R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
933	目 塞	伊 万 里	耕地整理組合	有田町	上内野	80.0	0.60	30.0	11.10	1.40	土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
934	目塞 (下)	伊 万 里	耕地整理組合	有田町	上内野	45.0	0.25	7.7	3.70	0.90	土 俵 積 R5 土地改良施設維持管理適正化事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
935	愛 義	伊 万 里	蔵 宿 区 長	有田町	蔵 宿	46.0	0.30	9.0	4.95	0.60	土 俵 積 R7 ため池災害復旧工事	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
936	幾 次	伊 万 里	佃 人	有田町	蔵 宿	25.0	0.20	4.0	4.00		土 俵 積 R6 緊急浸水推進事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
937	幾 次 (2)	伊 万 里	佃 人	有田町	蔵 宿	27.0	0.10	2.0	3.20		土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
938	幾 次 (1)	伊 万 里	佃 人	有田町	蔵 宿	26.0	0.09	2.7	4.70		土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
939	久 雄	伊 万 里	蔵 宿 区 長	有田町	蔵 宿	25.0	0.08	1.2	2.60	0.30	土 俵 積	100	5	20	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
940	深 城	伊 万 里	蔵 宿 区 長	有田町	下内野	145.0	1.50	37.5	4.05	2.10	土 俵 積 R5 緊急浸水推進事業 R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
941	狩 立	伊 万 里	桑木原区	有田町	山 本	112.0	0.65	36.4	8.50	2.40	土 俵 積 R8 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
942	桑 ャ 田	伊 万 里	桑木原区	有田町	山 本	183.0	3.00	84.0	9.50	2.20	土 俵 積 R5 土地改良施設維持管理適正化事業 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
943	柳 原	伊 万 里	桑木原区	有田町	桑木原	118.0	1.30	62.4	13.00		土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
944	伊 古 石	伊 万 里	山 本 区 長	有田町	山 本	87.0	1.40	56.0	9.45	1.80	土 俵 積	50	20	20	13	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
945	勝 負	伊 万 里	山 本 区 長	有田町	山 本	195.0	0.60	27.0	8.95		土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
946	立 石	伊 万 里	大木宿区	有田町	大木宿	69.0	1.01	40.0	9.80	2.80	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
947	国 川 内	伊 万 里	大木宿区	有田町	桑木原	62.0	0.40	6.0	8.00		土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
948	平 山 (上)	伊 万 里	立 部 区 長	有田町	立 部	100.5	0.60	33.0	10.90	0.40	土 俵 積	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
949	平 山 (下)	伊 万 里	立 部 区 長	有田町	立 部	104.2	0.40	22.0	10.10	2.20	土 俵 積	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
950	立 部 新堤	伊 万 里	立 部 区 長	有田町	立 部	127.0	0.70	3.5	8.65	1.50	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
951	椎 ノ 木	伊 万 里	立 部 区 長	有田町	立 部	54.7	0.60	36.0	10.25	1.80	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
952	樋 杓 川	伊 万 里	立 部 区 長	有田町	立 部	163.2	1.44	39.6	7.80	1.30	土 俵 積	50	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
953	志 尾 里	伊 万 里	佃 人	有田町	大木宿	36.5	0.30	1.2	6.65		土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
954	変 頭	伊 万 里	立 部 区 長	有田町	立 部	78.0	0.20	5.0	4.95	0.60	土 俵 積 R5 緊急浸水推進事業	100	40	30	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
955	牧 新 堤	伊 万 里	広 瀬 山 区 長	有 田 町	広 瀬 山	54.0	0.80	44.0	8.50	0.40	土 俵 積	300	30	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
956	彦 良 谷	伊 万 里	広 瀬 区 区 長	有 田 町	広 瀬	46.0	0.40	22.0	8.50	1.60	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
957	部 子	伊 万 里	広 瀬 区 区 長	有 田 町	広 瀬	41.0	0.40	20.0	9.00	2.20	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
958	ひょうたん	伊 万 里	広 瀬 区 区 長	有 田 町	広 瀬	46.0	1.60	72.0	6.90	0.90	土 俵 積	50	20	20	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
959	笹	伊 万 里	広 瀬 区 区 長	有 田 町	広 瀬	54.0	0.45	11.3	4.20	2.00	土 俵 積	50	20	20	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
960	茶 ぶ れ	伊 万 里	広 瀬 区 区 長	有 田 町	広 瀬	19.0	0.09	1.4	2.70	0.57	土 俵 積	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
961	向 江 新	伊 万 里	広 瀬 区 区 長	有 田 町	広 瀬	43.0	0.15	4.5	4.10	0.40	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
962	黒 木	伊 万 里	広 瀬 区 区 長	有 田 町	広 瀬	104.0	1.82	58.2	9.20	2.50	土 俵 積	50	20	20	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
963	伊 毛 原	伊 万 里	岳 区 区 長	有 田 町	上 山 谷	150.0	0.90	72.0	15.20	1.20	土 俵 積 R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
964	坂 の 谷	伊 万 里	岳 区 区 長	有 田 町	岳	89.0	0.30	12.0	6.75	1.40	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
965	神 林 (上)	伊 万 里	岳 区 区 長	有 田 町	上 山 谷	50.0	0.06	1.2	3.65	0.30	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
966	切 口 新 堤	伊 万 里	山 谷 切 口 区 区 長	有 田 町	山 谷 切 口	133.0	0.85	41.5	7.60	2.50	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
967	神 林	伊 万 里	山 谷 切 口 区 区 長	有 田 町	山 谷 切 口	119.0	1.00	60.0	13.40	2.60	土 俵 積	50	20	20	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
968	山 谷 大 堤	伊 万 里	山谷大堤共有組合	有 田 町	山 谷 切 口	125.0	1.41	98.7	17.40	1.90	杭 打 工 R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
969	穴 牟 田	伊 万 里	上 山 谷 区 区 長	有 田 町	上 山 谷	189.0	0.80	52.0	10.25	2.20	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
970	上 山 谷 新 堤	伊 万 里	上 山 谷 区 区 長	有 田 町	上 山 谷	60.0	0.50	30.0	10.40	1.50	土 俵 積 R6 土地改良施設維持管理適正化事業 R6 緊急避難推進事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
971	英 一 (下)	伊 万 里	個 人	有 田 町	上 山 谷	40.0	0.06	1.2	3.60	0.40	土 俵 積	50	20	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
972	佐 後	伊 万 里	個 人	有 田 町	大 木 宿	45.0	0.10	2.0	6.70		土 俵 積	50	20	20	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
973	加 地 木	伊 万 里	山 谷 牧 区 区 長	有 田 町	山 谷 牧	46.5	0.90	43.2	7.80	1.20	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
974	上 原	伊 万 里	山 谷 牧 区 区 長	有 田 町	山 谷 牧	65.0	0.46	30.0	18.50	1.50	土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
975	兵 作	伊 万 里	山 谷 牧 区 区 長	有 田 町	山 谷 牧	28.0	0.08	1.5	4.50		土 俵 積	50	20	20	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
976	平 古 場	伊 万 里	二 ノ 瀬 区 区 長	有 田 町	二 ノ 瀬	128.0	0.80	41.6	8.30	3.10	土 俵 積 R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
977	日 向 郷	伊 万 里	二 ノ 瀬 区 区 長	有 田 町	二 ノ 瀬	100.0	0.60	8.0	4.00	1.20	土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
978	笹 林	伊 万 里	二 ノ 瀬 区 区 長	有 田 町	二 ノ 瀬	58.0	0.12	4.8	9.50	1.00	土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
979	中堤(楠木原)	伊 万 里	楠 木 原 区 区 長	有 田 町	楠 木 原	61.0	0.06	0.7	3.80	1.40	土 俵 積 R8 農業水路等長寿命化・防災減災事業	100	20	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
980	桑 原	伊 万 里	山 谷 牧 区 区 長	有 田 町	山 谷 牧	49.0	0.03	0.7	3.60	0.40	土 俵 積	100	40	30	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
981	前 山	伊 万 里	立 部 区 区 長	有 田 町	立 部	20.0	0.03	0.9	2.20		土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
982	廣 幸	伊 万 里	上 内 野 区 区 長	有 田 町	上 内 野	81.0	0.10	0.6	4.50		土 俵 積	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
983	徳 次	伊 万 里	個 人	有 田 町	上 内 野	59.0	0.07	0.6	2.90		土 俵 積 R7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	50	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
984	北 上 滝	杵 藤	北 上 滝 区 区 長	武 雄 市 朝 日 町	甘 久	118.0	0.60	12.0	3.30	0.60	土 俵 積	200	40	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
985	剣 谷	杵 藤	中 野 区 区 長	武 雄 市 朝 日 町	中 野	57.0	0.06	1.4	4.70	0.65	土 俵 積	130	50	70		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
986	善 九 郎	杵 藤	中 野 区 区 長	武 雄 市 朝 日 町	中 野	27.0	0.05	1.0	5.00	0.40	土 俵 積	50	30	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高(m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数(戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
987	牛ノ谷本堤	杵 藤	中 野 区	武雄市朝日町	中 野	84.0	1.10	80	10.50	1.50	土 俵 積	80	50	70		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
988	牛ノ谷上堤	杵 藤	中 野 区	武雄市朝日町	中 野	57.0	0.38	17.3	10.60	0.80	土 俵 積	80	50	70		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
989	庄 郎 谷	杵 藤	黒 尾 区	武雄市朝日町	中 野	37.5	0.10	4	9.20	1.00	土 俵 積	150	40	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
990	館ノ上	杵 藤	黒 尾 区	武雄市朝日町	中 野	38.000	0.07	1.4	4.30	0.30	土 俵 積	300	70	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
991	桂 原	杵 藤	黒 尾 区	武雄市朝日町	中 野	38.5	0.26	10.4	10.90	2.60	土 俵 積	70	25	70		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
992	繁昌長谷	杵 藤	繁 昌 区	武雄市朝日町	中 野	34.0	0.15	5.2	5.80	0.40	土 俵 積	200	40	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
993	鶴 羽	杵 藤	川 上 区	武雄市朝日町	中 野	63.0	0.50	22.5	10.30	0.20	土 俵 積	200	40	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
994	伽 藍	杵 藤	川 上 区	武雄市朝日町	中 野	30.0	0.06	1.8	6.00		土 俵 積	50	20	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
995	中 堤	杵 藤	川 上 区	武雄市朝日町	中 野	40.0	0.50	11.0	4.60	0.40	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
996	小 菅	杵 藤	川 上 区	武雄市朝日町	中 野	100.8	1.90	106.4	8.90	1.40	土 俵 積 R1～R5 農村地域防災減災事業	130	50	70	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
997	小 川	杵 藤	川 上 区	武雄市朝日町	中 野	110.0	1.80	75.0	12.00	1.40	土 俵 積	150	40	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
998	八ノ尾	杵 藤	南 上 区	武雄市北方町	大 崎	83.0	0.80	37.0	8.50	1.40	土 俵 積	200	40	80		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
999	山 中	杵 藤	西 真 手 区	武雄市若木町	本 部	36.0	0.20	4.8	5.80	1.40	土 俵 積	40	15	30		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1000	赤 羽 江	杵 藤	原 区	武雄市若木町	本 部	70.0	1.70	74.8	8.00	1.05	土 俵 積	300	60	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1001	唐 人 (上)	杵 藤	本 部 区	武雄市若木町	本 部	33.0	0.15	3.3	5.50	0.40	土 俵 積	400	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1002	唐 人 (下)	杵 藤	黒 岩 区	武雄市若木町	本 部	58.0	0.60	29.4	8.10	0.80	土 俵 積	400	120	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1003	椎井ヶ川(上)	杵 藤	下 村 区	武雄市若木町	川 古	33.0	0.15	2.4	3.30	0.80	土 俵 積	50	30	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1004	椎井ヶ川(下)	杵 藤	下 村 区	武雄市若木町	川 古	50.0	0.10	1.8	2.90		土 俵 積	320	80	180		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1005	観 音 堂	杵 藤	下 村 区	武雄市若木町	川 古	72.0	1.65	80.7	8.90	1.40	土 俵 積	200	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1006	太 刀	杵 藤	皿 宿 区	武雄市若木町	川 古	28.0	0.08	1.9	4.70	0.60	土 俵 積	80	50	70	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1007	次郎ヶ谷(下)	杵 藤	皿 宿 区	武雄市若木町	川 古	86.0	1.20	40	8.50	1.40	土 俵 積	300	60	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1008	次郎ヶ谷(上)	杵 藤	皿 宿 区	武雄市若木町	川 古	25.0	0.30	6.3	5.30	0.50	土 俵 積	50	20	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1009	作 道	杵 藤	上 宿 区	武雄市若木町	川 古	25.0	0.30	8.1	6.40	0.70	土 俵 積	50	30	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1010	次郎ヶ谷(中)	杵 藤	上 宿 区	武雄市若木町	川 古	27.5	0.90	27.0	7.00	1.45	土 俵 積	80	50	70	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1011	只 越	杵 藤	川 古 山 中 区	武雄市若木町	川 古	26.0	0.10	1.8	3.60	0.70	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1012	猪 木 谷	杵 藤	川 古 山 中 区	武雄市若木町	川 古	73.5	1.05	46.2	9.05	2.00	土 俵 積 R3～R7 農村地域防災減災事業	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1013	殿 内	杵 藤	御 所 区	武雄市若木町	川 古	58.0	0.50	17.0	6.80	1.10	土 俵 積	200	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1014	九 浦	杵 藤	御 所 区	武雄市若木町	川 古	36.0	0.20	4.0	4.70	1.20	土 俵 積	150	40	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1015	郷 土 山	杵 藤	菅 牟 田 区	武雄市若木町	本 部	80.0	0.60	34.8	9.40		土 俵 積 R7～R8 農業水路等長寿命化防災減災事業	230	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1016	菅牟田前田	杵 藤	菅 牟 田 区	武雄市若木町	本 部	68.0	0.15	2.0	3.85	0.65	土 俵 積	300	70	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1017	西ノ川	杵 藤	川 内 区	武雄市若木町	本 部	46.0	0.10	2.7	4.90	0.45	土 俵 積	300	60	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1018	州 路	杵 藤	川 内 区	武雄市若木町	本 部	29.0	0.12	3.6	5.20	0.60	土 俵 積	70	25	70	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
1019	保 月	杵 藤	川 内 区	武雄市若木町	本 部	63.0	0.40	3.4	12.70	0.15	土 俵 積	200	40	50	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1020	川 内 北 畑	杵 藤	川 内 区	武雄市若木町	本 部	212.0	0.80	48.0	9.10	0.70	土 俵 積	300	60	150	24	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1021	瀬 / 上	藤	多 々 良 区	武雄市武内町	真 手 野	31.0	0.08	2.0	5.30	0.80	土 俵 積	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1022	山 犬 谷	杵 藤	多 々 良 区	武雄市武内町	真 手 野	24.0	0.10	2.8	5.20	0.90	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1023	西 岳	杵 藤	多 々 良 区	武雄市武内町	真 手 野	35.0	0.15	2.7	2.40	0.40	土 俵 積	30	30	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1024	上 林	杵 藤	多 々 良 区	武雄市武内町	真 手 野	25.0	0.15	6.0	7.90	1.00	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1025	陣 / 平	杵 藤	多 々 良 区	武雄市武内町	真 手 野	30.0	0.03	1.0	5.30	0.50	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1026	山 仁 田	杵 藤	西 真 手 野 区	武雄市武内町	真 手 野	47.0	0.28	4.2	4.00	1.30	土 俵 積 R6～R7農業水路等長寿命化防災減災事業	50	20	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1027	古 川 第 2	杵 藤	西 真 手 野 区	武雄市武内町	真 手 野	20.0	0.07	1.0	2.70	0.50	土 俵 積	50	30	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1028	山 仁 田 新	杵 藤	西 真 手 野 区	武雄市武内町	真 手 野	27.0	0.26	2.6	2.90	0.90	土 俵 積	300	35	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1029	亀 / 甲	杵 藤	西 真 手 野 区	武雄市武内町	真 手 野	70.0	0.53	10.6	5.20	1.00	土 俵 積 t29 農業基盤整備促進事業	500	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1030	有田川内第2	杵 藤	西 真 手 野 区	武雄市武内町	真 手 野	30.0	0.17	5.0	6.20	1.00	土 俵 積 t27 農業基盤整備促進事業	500	100	100	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1031	藤 谷	杵 藤	梅 野 区	武雄市武内町	梅 野	40.0	0.60	12.0	4.70	1.60	土 俵 積	300	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1032	杜 の 元 第 1	杵 藤	梅 野 区	武雄市武内町	梅 野	19.0	0.08	1.2	2.70	0.45	土 俵 積	200	35	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1033	大 高 野	杵 藤	西 梅 野 区	武雄市武内町	梅 野	82.0	1.00	30.0	5.80	1.10	土 俵 積 t26～29 ため池等整備事業	200	40	80	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1034	合 帰	杵 藤	西 梅 野 区	武雄市武内町	梅 野	32.0	0.15	4.5	6.20	0.90	土 俵 積	300	80	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1035	引 砂 子	杵 藤	梅 野 区	武雄市武内町	梅 野	58.0	0.40	12.0	7.40	1.30	土 俵 積	200	35	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1036	瀬 / 元	杵 藤	梅 野 区	武雄市武内町	梅 野	41.0	0.19	6.7	8.70	0.80	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1037	大 椿	杵 藤	梅 野 区	武雄市武内町	梅 野	23.0	0.10	1.5	3.40	0.80	土 俵 積 R6～R7農業水路等長寿命化防災減災事業	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1038	平 原 大	杵 藤	東 梅 野 区	武雄市武内町	梅 野	26.0	0.25	9.0	6.10	0.06	土 俵 積	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1039	真手野舟石	杵 藤	東 真 手 野 区	武雄市武内町	真 手 野	39.0	0.20	7.0	5.80	0.50	土 俵 積	200	35	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1040	東真手野本谷	杵 藤	東 真 手 野 区	武雄市武内町	真 手 野	34.0	0.20	9.0	6.70	0.70	土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1041	岩 落 第 2	杵 藤	東 真 手 野 区	武雄市武内町	真 手 野	33.0	0.25	12.5	7.50	0.40	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1042	岩 落 第 1	杵 藤	東 真 手 野 区	武雄市武内町	真 手 野	39.4	0.20	7.0	5.40	0.80	土 俵 積	50	20	35		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1043	東真手野新堤	杵 藤	東 真 手 野 区	武雄市武内町	真 手 野	54.0	0.45	15.7	6.00	0.80	土 俵 積	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1044	宇 土	杵 藤	東 真 手 野 区	武雄市武内町	真 手 野	140.0	1.00	34.0	6.00	1.30	土 俵 積 R5～R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	500	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1045	焼 / 原	杵 藤	東 真 手 野 区	武雄市武内町	真 手 野	27.0	0.10	3.0	6.10	0.40	土 俵 積	200	40	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1046	姥 / 幔	杵 藤	東 真 手 野 区	武雄市武内町	真 手 野	45.0	1.20	42.0	5.70	0.50	土 俵 積	300	50	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1047	溝 / 上 新 堤	杵 藤	溝 / 上 区	武雄市武雄町	永 島	38.0	0.10	3.3	5.70	0.60	土 俵 積	500	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1048	溝 / 上 古 堤	杵 藤	溝 / 上 区	武雄市武雄町	永 島	46.0	0.30	15.1	8.00	0.40	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1049	永島内 / 子	杵 藤	永 島 区	武雄市武雄町	永 島	80.0	0.30	6.0	5.50	1.20	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1050	池 / 内	杵 藤	永 島 区	武雄市武雄町	永 島	120.0	10.00	580.0	10.70	1.70	土 俵 積	400	80	200	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
1051	北ヶ倉	杵 藤	永 島 区	武雄市武雄町	永 島	68.0	0.50	11.0	6.40	0.90	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1052	西 谷	杵 藤	永 島 区	武雄市武雄町	永 島	26.0	0.10	1.0	2.50	0.20	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1053	矢ノ浦第2	杵 藤	花 島 区	武雄市武雄町	武 雄	39.5	0.05	1.0	3.70	0.30	土 俵 積	500	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1054	矢ノ浦第1	杵 藤	花 島 区	武雄市武雄町	武 雄	25.0	0.05	1.0	4.25	0.20	土 俵 積	200	40	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1055	武雄四十九重	杵 藤	武 雄 区	武雄市武雄町	武 雄	90.5	0.40	14.0	7.80	1.00	土 俵 積	130	50	70		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1056	勢々堤	杵 藤	武 雄 区	武雄市武雄町	武 雄	18.0	0.05	0.75	3.75	0.20	土 俵 積	50	30	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1057	枯木ノ塔	杵 藤	下 西 山 区	武雄市武雄町	武 雄	60.0	0.24	6.0	4.30	0.40	土 俵 積	80	50	70		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1058	上西山大谷	杵 藤	上 西 山 区	武雄市武雄町	武 雄	57.0	0.31	12.4	7.20	0.70	土 俵 積	80	50	70		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1059	備 池	杵 藤	上 西 山 区	武雄市武雄町	武 雄	49.0	0.10	1.5	3.50	0.65	土 俵 積	150	40	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1060	本 堂 浦	杵 藤	上 西 山 区	武雄市武雄町	武 雄	65.0	0.60	15.0	6.20	1.40	土 俵 積	400	120	150	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1061	上西山本谷	杵 藤	上 西 山 区	武雄市武雄町	武 雄	62.0	0.30	7.5	7.70	1.30	土 俵 積	70	25	70		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1062	砥 石 川	杵 藤	下 西 山 区	武雄市武雄町	武 雄	82.0	0.41	6.2	4.60	0.70	土 俵 積	200	40	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1063	柚ノ木谷	杵 藤	内 町 区	武雄市武雄町	富 岡	85.0	0.70	24.5	8.90	0.70	土 俵 積	300	60	150	80	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1064	平原第2	杵 藤	川 良 区	武雄市武雄町	富 岡	107.0	0.40	5.0	6.40	1.30	土 俵 積 R7～R8 農業水路等長寿命化防災減災事業	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1065	平原第1	杵 藤	川 良 区	武雄市武雄町	富 岡	110.0	1.40	62.0	11.70	1.30	土 俵 積	150	40	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1066	川良内ノ子	杵 藤	川 良 区	武雄市武雄町	富 岡	120.0	1.74	156.6	15.20	1.70	土 俵 積	400	80	200	200	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1067	蟻 突	杵 藤	釈 迎 寺 区	武雄市橋町	片 白	120.5	0.50	28.0	8.50	1.40	土 俵 積	320	80	180	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1068	看 場	杵 藤	南 片 白 区	武雄市橋町	片 白	79.5	0.25	7.0	5.20	0.60	土 俵 積	200	50	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1069	永 尾	杵 藤	南 片 白 区	武雄市橋町	大 日	72.0	0.30	7.5	7.20	1.90	土 俵 積	300	60	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1070	浦 田	杵 藤	南 片 白 区	武雄市橋町	大 日	36.5	0.25	7.5	6.60	1.00	土 俵 積	400	120	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1071	南片白新堤	杵 藤	南 片 白 区	武雄市橋町	大 日	64.0	0.60	24.0	6.90	0.70	土 俵 積	400	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1072	草 場	杵 藤	北 檜 崎 区	武雄市橋町	大 日	102.0	0.70	24.5	9.50	1.60	土 俵 積	320	80	180		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1073	中 林	杵 藤	北 檜 崎 区	武雄市橋町	大 日	17.5	0.08	1.0	2.10	0.20	土 俵 積	200	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1074	大 堤	杵 藤	南 檜 崎 区	武雄市橋町	大 日	120.0	0.70	23.7	8.50	1.10	土 俵 積	300	60	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1075	柳 谷	杵 藤	南 檜 崎 区	武雄市橋町	大 日	34.5	0.08	1.0	3.60	0.60	土 俵 積	300	60	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1076	釜 堤	杵 藤	上 野 区	武雄市橋町	永 島	33.0	0.20	3.0	3.80	0.30	土 俵 積	50	20	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1077	舞 山	杵 藤	上 野 区	武雄市橋町	永 島	43.5	0.08	1.2	1.80	0.00	土 俵 積	50	30	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1078	玉江(上)	杵 藤	上 野 区	武雄市橋町	永 島	71.0	0.40	16.0	9.50	1.50	土 俵 積	300	60	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1079	玉江(中)	杵 藤	上 野 区	武雄市橋町	永 島	109.0	0.90	45.0	10.10	1.10	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1080	玉江(下)	杵 藤	上 野 区	武雄市橋町	永 島	148.0	2.40	133.0	12.20	1.55	土 俵 積	300	60	150	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1081	本 川 内	杵 藤	高 瀬 区	武雄市西川登	神 六	68.0	0.50	17.5	6.90	0.60	土 俵 積	150	40	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1082	小 川 内	杵 藤	高 瀬 区	武雄市西川登	神 六	93.0	1.50	23.8	6.60	0.90	土 俵 積	230	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事 務 所 名	管 理 者 名		位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
			市町	大字	市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
1083	神 大 坂	杵 藤	高 瀬 区		武雄市西川登	神 六	44.0	0.10	2.0	4.60	0.30	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1084	吉 牟 田	杵 藤	高 瀬 区		武雄市西川登	神 六	23.0	0.05	1.3	5.40	0.20	土 俵 積	300	60	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1085	芳 ケ 谷	杵 藤	宇 土 手 区		武雄市西川登	神 六	49.0	0.30	6.9	5.00	0.40	土 俵 積	200	35	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1086	嶽 下	杵 藤	弓 野 区		武雄市西川登	小 田 志	26.0	0.10	1.9	4.80	1.10	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1087	浦 山 (下)	杵 藤	宇 土 手 区		武雄市西川登	小 田 志	51.0	1.50	69.0	9.00	0.60	土 俵 積 R6～R10農村地域防災減災事業	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1088	浦 山 (上)	杵 藤	宇 土 手 区		武雄市西川登	小 田 志	45.0	0.72	15.0	8.20	1.20	土 俵 積	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1089	西 浦 山	杵 藤	小 田 志 区		武雄市西川登	小 田 志	42.0	0.10	1.5	4.00	0.90	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1090	大 川 内	杵 藤	小 田 志 区		武雄市西川登	小 田 志	79.0	1.30	62.4	11.30	1.90	土 俵 積	30	30	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1091	釜 谷	杵 藤	庭 木 区		武雄市西川登	神 六	31.5	0.20	7.0	6.30	0.90	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1092	後 川 内	杵 藤	庭 木 区		武雄市西川登	神 六	58.0	0.47	11.0	4.80	0.60	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1093	西古場(上)	杵 藤	神 六 区		武雄市西川登	神 六	20.5	0.06	1.2	4.20	0.40	土 俵 積	200	35	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1094	西古場(下)	杵 藤	神 六 区		武雄市西川登	神 六	27.5	0.12	2.8	6.30	0.50	土 俵 積	50	30	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1095	張 ケ 谷	杵 藤	小 田 志 区		武雄市西川登	小 田 志	97.0	0.075	1.0	3.50	1.30	土 俵 積	300	35	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1096	北 川	杵 藤	内 田 区		武雄市東川登 町	永 野	48.5	1.30	4.5	8.50	1.50	土 俵 積	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1097	中 野 谷	杵 藤	内 田 区		武雄市東川登 町	永 野	52.3	0.20	3.2	3.50	0.40	土 俵 積	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1098	井 手 谷	杵 藤	内 田 区		武雄市東川登 町	永 野	61.0	0.50	18.5	6.90	0.20	土 俵 積 t29 農業基盤整備促進事業	50	30	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1099	皿 屋	杵 藤	内 田 区		武雄市東川登 町	永 野	79.0	0.80	33.6	8.90	0.90	土 俵 積 t24～28 ため池整備事業	300	60	100	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1100	牛鬼谷(上)	杵 藤	内 田 区		武雄市東川登 町	永 野	59.0	0.55	17.0	6.60	0.40	土 俵 積	100	30	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1101	牛鬼谷(下)	杵 藤	内 田 区		武雄市東川登 町	永 野	44.5	0.20	4.0	4.40	0.50	土 俵 積 t28 農業基盤整備促進事業	500	100	100	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1102	水 上	杵 藤	内 田 区		武雄市東川登 町	永 野	47.0	0.60	22.0	8.80	1.10	土 俵 積	200	35	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1103	瓜 倉	杵 藤	内 田 区		武雄市東川登 町	永 野	47.5	0.45	13.5	7.00	0.70	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1104	大 野 山	杵 藤	内 田 区		武雄市東川登 町	永 野	37.5	0.22	5.0	5.60	0.60	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1105	内 田 本 谷 (下)	杵 藤	内 田 区		武雄市東川登 町	永 野	41.5	0.28	7.0	6.00	0.70	土 俵 積	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1106	内 田 本 谷 (上)	杵 藤	内 田 区		武雄市東川登 町	永 野	27.0	0.10	2.0	5.00	0.20	土 俵 積	200	35	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1107	内 田 遣 坂	杵 藤	内 田 区		武雄市東川登 町	永 野	15.5	0.07	1.6	5.00	0.30	土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1108	菅 牟 田	杵 藤	北 永 野 区		武雄市東川登 町	永 野	45.5	0.40	10.0	5.50	0.70	土 俵 積	200	100	100	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1109	天 川 良	杵 藤	北 永 野 区		武雄市東川登 町	永 野	73.0	0.25	6.7	5.90	0.70	土 俵 積	50	20	35		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1110	山 祭	杵 藤	北 永 野 区		武雄市東川登 町	永 野	62.5	0.25	6.3	5.10	0.30	土 俵 積	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1111	寺 / 上	杵 藤	南 永 野 区		武雄市東川登 町	永 野	34.0	0.20	5.0	5.10	0.10	土 俵 積	150	40	100	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1112	南永野新堤	杵 藤	南 永 野 区		武雄市東川登 町	永 野	47.5	0.18	4.5	5.80	0.40	土 俵 積	200	40	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1113	滝 谷	杵 藤	南 永 野 区		武雄市東川登 町	永 野	41.5	0.05	0.7	4.20	0.40	土 俵 積	300	50	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1114	源 財 原	杵 藤	南 永 野 区		武雄市東川登 町	永 野	52.0	0.25	6.5	5.70	0.30	土 俵 積	500	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
1115	山 牟 田	杵 藤	袴 野 区	武雄市東川登町	袴 野	31.0	0.15	3.0	4.50	0.30	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1116	瀬 戸 / 元	杵 藤	袴 野 区	武雄市東川登町	袴 野	30.0	0.40	12.8	7.60	0.60	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1117	大 葉 山	杵 藤	袴 野 区	武雄市東川登町	袴 野	87.0	0.75	22.0	8.40	1.40	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1118	堰 峯	杵 藤	袴 野 区	武雄市東川登町	袴 野	55.0	0.40	14.0	7.70	0.30	土 俵 積	220	50	100	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1119	百 木	杵 藤	袴 野 区	武雄市東川登町	袴 野	75.0	0.40	16.0	7.20	1.30	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1120	構 江 (中)	杵 藤	宇 土 手 区	武雄市東川登町	袴 野	31.0	0.25	6.3	4.80	0.20	土 俵 積	500	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1121	構 江 (下)	杵 藤	宇 土 手 区	武雄市東川登町	袴 野	34.5	0.40	14.0	7.40	0.50	土 俵 積	200	40	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1122	前 山	杵 藤	宇 土 手 区	武雄市東川登町	袴 野	27.5	0.10	2.0	5.50	0.50	土 俵 積	130	50	70		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1123	宇 土 手 中 山 (上)	杵 藤	宇 土 手 区	武雄市東川登町	袴 野	53.0	0.10	2.0	4.90	0.60	土 俵 積	50	30	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1124	宇 土 手 中 山 (下)	杵 藤	宇 土 手 区	武雄市東川登町	袴 野	89.5	0.50	19.0	8.70	1.10	土 俵 積	80	50	70		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1125	橋 谷	杵 藤	袴 野 区	武雄市東川登町	袴 野	40.0	0.11	3.85	5.60	1.20	土 俵 積	80	50	70		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1126	天 神 谷	杵 藤	廻 瀬 区	武雄市山内町	大 走	41.0	0.35	14.00	8.00	0.70	土 俵 積	150	40	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1127	鱈 付	杵 藤	犬 走 区	武雄市山内町	大 走	39.5	0.10	3.5	8.30	1.70	土 俵 積	200	35	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1128	深 谷	杵 藤	犬 走 区	武雄市山内町	犬 走	75.0	0.30	15.0	10.20	0.90	土 俵 積	70	25	70		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1129	中 原	杵 藤	鳥 海 区	武雄市山内町	鳥 海	25.0	0.05	1.3	4.20	0.40	土 俵 積	200	40	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1130	椿 原	杵 藤	鳥 海 区	武雄市山内町	鳥 海	37.0	0.70	24.5	7.20	0.70	土 俵 積	300	60	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1131	小 谷 川	杵 藤	鳥 海 区	武雄市山内町	鳥 海	37.0	0.35	12.3	6.20	0.50	土 俵 積	50	20	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1132	樋 ノ 谷	杵 藤	鳥 海 区	武雄市山内町	鳥 海	26.0	0.31	19.0	11.00	0.70	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1133	布 田	杵 藤	鳥 海 区	武雄市山内町	鳥 海	26.0	0.16	4.0	0.00	0.80	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1134	後 山	杵 藤	鳥 海 区	武雄市山内町	鳥 海	49.5	0.70	42.0	11.10	0.90	土 俵 積	150	40	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1135	牛 古 場	杵 藤	鳥 海 区	武雄市山内町	鳥 海	80.0	0.50	18.0	10.60	1.10	土 俵 積	200	40	80		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1136	白 水	杵 藤	三 間 坂 区	武雄市山内町	三 間 坂	49.0	0.40	24.0	9.50	0.70	土 俵 積	30	30	20	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1137	原 中	杵 藤	三 間 坂 区	武雄市山内町	三 間 坂	95.0	0.70	29.4	6.70	1.00	土 俵 積	300	60	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1138	上 原	杵 藤	三 間 坂 区	武雄市山内町	三 間 坂	19.0	0.03	0.6	4.30	0.90	土 俵 積	400	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1139	大 阪 口	杵 藤	三 間 坂 区	武雄市山内町	三 間 坂	90.0	1.00	55.0	8.90	1.40	土 俵 積	400	120	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1140	地 獄	杵 藤	三 間 坂 区	武雄市山内町	三 間 坂	40.0	0.06	1.5	5.80	0.80	土 俵 積	400	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1141	樋 ノ 木 谷	杵 藤	廻 瀬 区	武雄市山内町	大 走	22.0	0.10	2.5	4.30	0.30	土 俵 積	320	80	180		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1142	刈 矢	杵 藤	下 黒 髪 区	武雄市山内町	大 野	59.0	0.25	9.0	5.60	0.70	土 俵 積	200	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1143	中 島	杵 藤	下 黒 髪 区	武雄市山内町	大 野	79.0	0.25	11.3	9.20	0.80	土 俵 積	300	60	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1144	大 谷	杵 藤	下 黒 髪 区	武雄市山内町	大 野	21.0	0.05	1.8	6.20	0.30	土 俵 積	200	35	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1145	後 平	杵 藤	下 黒 髪 区	武雄市山内町	大 野	41.5	0.12	3.8	5.30	0.60	土 俵 積	50	30	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1146	八 谷	杵 藤	今 山 区	武雄市山内町	大 野	65.0	0.60	30.0	10.00	1.70	土 俵 積	50	30	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
1147	下	杵 藤	宮 野 区	武雄市山内町	宮 野	61.0	0.25	5.0	3.70	1.00	土 俵 積	300	35	150	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1148	瀬ノ観音	杵 藤	宮 野 区	武雄市山内町	宮 野	69.0	0.40	11.2	5.40	1.10	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1149	黒 牟 田	杵 藤	宮 野 区	武雄市山内町	宮 野	51.0	2.00	160.0	11.90	0.70	土 俵 積	500	80	200	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1150	辨 財 天	杵 藤	宮 野 区	武雄市山内町	宮 野	109.5	0.50	15.0	5.50	2.30	土 俵 積	500	80	200	18	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1151	水 尾 水 源	杵 藤	宮 野 区	武雄市山内町	宮 野	50.0	0.40	50.0	11.5		土 俵 積	230	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1152	後 野	杵 藤	立 野 川 内 区	武雄市山内町	宮 野	45.0	0.30	8.5	4.65	0.70	土 俵 積	200	35	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1153	奥 無 田	杵 藤	立 野 川 内 区	武雄市山内町	宮 野	35.0	0.30	9.0	5.50	0.90	土 俵 積	300	60	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1154	總 蔵	杵 藤	立 野 川 内 区	武雄市山内町	宮 野	32.0	0.20	7.0	6.70	1.10	土 俵 積	200	35	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1155	耕 地 整 理	杵 藤	宮 野 区	武雄市山内町	宮 野	47.5	0.20	10.0	8.60	0.60	土 俵 積	100	30	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1156	四 斗 切	杵 藤	宮 野 区	武雄市山内町	宮 野	39.0	0.20	6.0	6.20	0.40	土 俵 積	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1157	権 現 山	杵 藤	宮 野 区	武雄市山内町	宮 野	46.0	0.20	4.0	3.80	0.60	土 俵 積	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1158	七 切 田	杵 藤	宮 野 区	武雄市山内町	宮 野	42.0	0.26	9.1	7.80	1.00	土 俵 積	300	50	150	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1159	郷 土	杵 藤	宮 野 区	武雄市山内町	宮 野	44.0	0.90	63.0	10.20	0.50	土 俵 積	30	30	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1160	吉 原	杵 藤	宮 野 区	武雄市山内町	宮 野	55.5	0.15	2.0	4.00	1.00	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1161	野 林	杵 藤	三 間 坂 区	武雄市山内町	三 間 坂	77.0	0.80	56.0	11.50	1.60	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1162	土 井 通	杵 藤	宮 野 区	武雄市山内町	宮 野	37.0	0.15	3.8	3.80	0.20	土 俵 積	200	35	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1163	福 井	杵 藤	宮 野 区	武雄市山内町	宮 野	33.5	0.50	10.0	5.20	1.15	土 俵 積	50	30	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1164	横 尾 松	杵 藤	大 野 区	武雄市山内町	大 野	60.0	0.30	5.4	4.80	1.70	土 俵 積	300	35	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1165	ハ シ バ	杵 藤	大 野 区	武雄市山内町	大 野	53.0	0.50	30.0	8.90	0.40	土 俵 積	500	80	200	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1166	大 野	杵 藤	大 野 区	武雄市山内町	大 野	70.0	0.93	29.5	7.90	1.20	土 俵 積	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1167	古 場 田 新	杵 藤	大 野 区	武雄市山内町	大 野	43.3	0.10	2.5	4.10	0.60	土 俵 積	300	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1168	板 川 内	杵 藤	立 野 川 内 区	武雄市山内町	宮 野	48.7	0.70	12.5	6.80	1.20	土 俵 積	200	35	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1169	重 ノ 首	杵 藤	立 野 川 内 区	武雄市山内町	鳥 海	43.0	0.25	17.5	11.00	1.10	土 俵 積	100	30	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1170	菊 谷	杵 藤	焼 米 区	武雄市北方町	志 久	42.0	0.40	15.2	6.70	1.10	土 俵 積	300	80	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1171	火 保 田	杵 藤	焼 米 区	武雄市北方町	志 久	36.0	0.37	7.4	4.20	1.30	土 俵 積	300	100	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1172	焼 米	杵 藤	白 石 土 地 改 良 区	武雄市北方町	志 久	367.0	15.60	772.0	12.80	1.40	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1173	大 峠	杵 藤	追 分 区	武雄市北方町	志 久	26.0	0.13	2.6	4.60	0.40	土 俵 積	50	20	35	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1174	大 峠 新 堤	杵 藤	追 分 区	武雄市北方町	志 久	56.0	0.53	13.2	8.80	1.40	土 俵 積	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1175	猿 堤 (第1)	杵 藤	焼 米 区	武雄市北方町	志 久	36.0	0.36	9.0	4.80	1.20	土 俵 積	200	35	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1176	猿 堤 (第2)	杵 藤	焼 米 区	武雄市北方町	志 久	46.0	0.30	4.5	4.60	1.00	土 俵 積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1177	永 谷	杵 藤	白 石 土 地 改 良 区	武雄市北方町	志 久	140.0	8.60	387.0	13.90	1.45	土 俵 積	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1178	湯 牟 田 堤	杵 藤	追 分 区	武雄市北方町	志 久	70.0	3.00	75.0	8.70	2.30	土 俵 積	50	20	35		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
1179	山 刃 口	杵 藤	掛 橋 区	武雄市北方町	志 久	38.0	0.42	14.7	7.00	1.40	土 俵 積	500	80	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1180	山 刃 口新堤	杵 藤	橋 区	武雄市北方町	志 久	64.0	1.10	49.5	7.50	1.40	土 俵 積	500	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1181	鳥 口 堤	杵 藤	橋 区	武雄市北方町	志 久	62.5	1.50	52.5	7.00	2.10	土 俵 積	200	40	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1182	駄 飼 馬 堤	杵 藤	高 野 区	武雄市北方町	志 久	59.0	0.26	7.8	7.50	1.20	土 俵 積	300	50	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1183	牟 田 浦 堤	杵 藤	高 野 区	武雄市北方町	志 久	27.0	0.18	2.7	3.80	0.80	土 俵 積	500	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1184	白 山 堤	杵 藤	木 ノ 元 区	武雄市北方町	志 久	61.5	0.44	7.9	4.14	1.30	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1185	高 野	杵 藤	高 野 区	武雄市北方町	志 久	39.0	0.74	14.8	5.50	2.00	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1186	西 堤	杵 藤	高 野 区	武雄市北方町	志 久	96.0	7.40	222.0	6.80	1.40	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1187	浦 田	杵 藤	北 方 区	武雄市北方町	大 崎	63.5	3.40	78.2	5.80	2.00	土 俵 積	500	100	50	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1188	山 の 神	杵 藤	馬 神 区	武雄市北方町	大 崎	26.5	0.12	2.4	4.90	1.00	土 俵 積	200	40	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1189	遅 焼	杵 藤	馬 神 区	武雄市北方町	大 崎	34.0	0.20	4	4.70	0.90	土 俵 積	500	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1190	堤 の 谷新堤	杵 藤	馬 神 区	武雄市北方町	大 崎	19.5	0.10	1.5	5.00	3.00	土 俵 積	400	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1191	番 道 田 堤	杵 藤	馬 神 区	武雄市北方町	大 崎	80.0	2.80	134.0	9.30	1.40	土 俵 積	800	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1192	今 山 堤	杵 藤	東 宮 裾 区	武雄市北方町	大 崎	70.0	0.90	16.0	5.10	1.50	土 俵 積	600	100	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1193	今 山 西堤	杵 藤	東 宮 裾 区	武雄市北方町	大 崎	22.0	0.14	2.0	3.30	0.40	土 俵 積	300	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1194	笹 ノ 尾 堤	杵 藤	東 宮 裾 区	武雄市北方町	大 崎	26.0	0.10	20.0	4.00	0.20	土 俵 積	300	60	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1195	白 仁 田 下堤	杵 藤	白 仁 田 区	武雄市北方町	大 崎	27.0	0.10	3.0	5.90	1.20	土 俵 積	50	20	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1196	白 仁 田 上堤	杵 藤	白 仁 田 区	武雄市北方町	大 崎	31.0	0.10	2.0	5.60	1.80	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1197	高 取	杵 藤	西 宮 裾 区	武雄市北方町	大 崎	126.0	0.65	23.0	6.40	1.25	土 俵 積	500	100	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1198	八 竜	杵 藤	西 宮 裾 区	武雄市北方町	大 崎	25.0	0.15	2.3	3.60	0.90	土 俵 積	200	35	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1199	八 竜 ヶ ム	杵 藤	西 宮 裾 区	武雄市北方町	大 崎	97.0	2.20	77.0	10.50	2.00	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1200	船 木	杵 藤	西 宮 裾 区	武雄市北方町	大 崎	81.0	2.80	1.0	10.50	2.30	土 俵 積	500	100	100	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1201	朝 日 ヶ ム	杵 藤	白石土地改良区	武雄市北方町	大 崎	660.0	21.00	1320.0	11.90	1.60	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1202	医王寺第一 (下)	杵 藤	医 王 寺 区	武雄市北方町	芦 原	180.0	1.70	85.0	10.00	1.40	土 俵 積	300	50	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1203	医王寺第二 (上)	杵 藤	医 王 寺 区	武雄市北方町	芦 原	107.0	0.52	18.2	10.10	1.70	土 俵 積	200	35	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1204	久 治 浦 堤	杵 藤	芦 原 区	武雄市北方町	芦 原	228.0	0.55	8.0	4.00	0.80	土 俵 積	50	30	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1205	永 池 下	杵 藤	白石土地改良区	武雄市北方町	大 渡	298.0	13.10	852.0	13.70	1.80	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1206	永 池 中	杵 藤	白石土地改良区	武雄市北方町	大 渡	198.0	2.90	175.0	14.00	1.50	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1207	永 池 上	杵 藤	白石土地改良区	武雄市北方町	大 渡	130.0	4.90	381.0	17.00	1.80	土 俵 積	500	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1208	神水川 ヶ ム	杵 藤	西 宮 裾 区	武雄市北方町	大 崎	1080.0	1.50	67.5	10.10	2.50	土 俵 積	1,000	500	500		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1209	犬 走 ヶ ム	杵 藤	犬 走 区	武雄市北方町	犬 走	112.0	0.90	153.0	16.50		土 俵 積	300	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1210	医王寺第3	杵 藤	医 王 寺 区	武雄市北方町	芦 原	44.0	0.10	1.5	6.50	0.80	土 俵 積	500	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高(m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数(戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
1211	七 箱	杵 藤	音 成 区	鹿 島 市	音 成	95.0	0.70	26.6	12.10	1.50	土 俵 積	1,000	200	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1212	竹ノ木庭(上)	杵 藤	竹ノ木庭区	鹿 島 市	古 枝	97.0	0.27	10.8	6.40	1.40	土 俵 積	500	200	100	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1213	竹ノ木庭(下)	杵 藤	竹ノ木庭区	鹿 島 市	古 枝	138.0	1.80	81.0	8.90	2.00	土 俵 積	1,000	200	100	26	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1214	城 角	杵 藤	嘉瀬ノ浦区	鹿 島 市	音 成	80.0	0.97	30.0	9.50	1.80	土 俵 積	1,000	200	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1215	西田代(上)	杵 藤	鮎 越 区	鹿 島 市	古 枝	243.0	3.38	115.6	8.30	1.40	土 俵 積	3,400	1,500	500	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1216	西田代(下)	杵 藤	鮎 越 区	鹿 島 市	古 枝	147.0	2.10	137.3	9.00	2.00	土 俵 積	3,400	1,500	500	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1217	杉 本	杵 藤	高津原区	鹿 島 市	高津原	215.0	1.00	32.0	5.30	1.20	土 俵 積	1,500	300	200	273	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1218	濁 堤	杵 藤	高津原区	鹿 島 市	高津原	176.5	0.80	26.0	5.70	1.30	土 俵 積	1,000	200	150	146	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1219	西 堤	杵 藤	高津原区	鹿 島 市	高津原	283.0	2.00	82.2	8.90	1.30	土 俵 積 R1 農村地域防災減災事業	2,000	400	300	122	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1220	水 梨 下	杵 藤	簡 口 区	鹿 島 市	山 浦	147.0	2.00	90.0	7.90	1.40	土 俵 積	540	270	82	72	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1221	黒 岩	杵 藤	湯ノ峰区	鹿 島 市	浜 町	112.0	2.50	138.9	12.90	2.80	土 俵 積	200	100	100	98	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1222	大 木 庭	杵 藤	小 宮 道 区	鹿 島 市	音 成	90.0	1.20	42.2	8.90	2.00	土 俵 積	800	100	100	44	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1223	嘉瀬ノ浦	杵 藤	嘉瀬ノ浦区	鹿 島 市	音 成	79.0	0.54	16.7	8.40	2.00	土 俵 積	700	100	100	36	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1224	観 覧	杵 藤	高津原区	鹿 島 市	高津原	294.0	1.90	51.3	6.90	1.00	土 俵 積	2,000	400	300	1,079	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1225	郡 山	杵 藤	伏 原 区	鹿 島 市	三 河 内	115.0	0.72	34.0	11.10	1.00	土 俵 積 R5 農業水路等長寿命化・防災減災事業	1,000	100	100	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1226	諸干(上)	杵 藤	八ヶ村水利組合	鹿 島 市	山 浦	142.0	1.03	70.0	9.80	1.00	土 俵 積 R5 農業水路等長寿命化・防災減災事業	1,000	100	100	33	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1227	諸干(下)	杵 藤	八ヶ村水利組合	鹿 島 市	山 浦	138.0	0.98	50.0	12.40	1.70	土 俵 積	1,000	100	100	33	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1228	桂 尾 上	杵 藤	谷 所 区 会	郷 野 市	谷 所	92.0	0.77	24.4	7.60	1.60	土 俵 積	700	100	300		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1229	桂 尾 下	杵 藤	谷 所 区 会	郷 野 市	谷 所	122.0	2.00	96.0	11.40	1.00	土 俵 積	2,000	100	600	28	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1230	水 石	杵 藤	谷 所 区 会	郷 野 市	谷 所	55.5	0.28	12.2	8.70	1.40	土 俵 積	1,000	50	300	19	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1231	茂 手 上	杵 藤	谷 所 区 会	郷 野 市	谷 所	53.0	0.16	3.7	6.50	0.80	土 俵 積	100	20	30	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1232	茂 手 下	杵 藤	谷 所 区 会	鹿 島 市	三 川 内	55.0	0.80	48.8	9.30	1.50	土 俵 積	500	100	300	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1233	梅ノ木谷上	杵 藤	石 垣 区	郷 野 市	谷 所	50.3	0.20	2.1	5.50	0.50	土 俵 積	300	50	100	9	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1234	梅ノ木谷下	杵 藤	石 垣 区	郷 野 市	谷 所	45.0	0.20	6.0	4.60	0.50	土 俵 積	400	50	200	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1235	石 垣	杵 藤	石 垣 区	郷 野 市	谷 所	92.0	0.90	23.4	8.70	1.40	土 俵 積	800	100	300		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1236	猪ノ坂	杵 藤	石 垣 区	郷 野 市	谷 所	40.0	0.18	6.4	8.80	0.50	土 俵 積	500	50	300	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1237	本 源 寺	杵 藤	石 垣 区	郷 野 市	谷 所	40.0	0.33	11.8	7.90	1.40	土 俵 積	300	100	100	18	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1238	新 村	杵 藤	新 村 区	郷 野 市	谷 所	53.0	0.45	10.0	4.30	1.10	土 俵 積	200	50	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1239	光 桂 寺	杵 藤	五 町 田 大 区	郷 野 市	五 町 田	50.0	0.18	3.3	2.60	0.30	土 俵 積	800	20	200	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1240	吉 浦	杵 藤	五 町 田 大 区	郷 野 市	五 町 田	92.5	0.40	8.9	4.30	0.80	土 俵 積	400	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1241	畦 川 内	杵 藤	畦 川 内 区	郷 野 市	馬 場 下	50.0	0.16	6.2	7.90	0.60	土 俵 積	1,000	20	300	48	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)
1242	谷 下	杵 藤	谷 区	郷 野 市	五 町 田	44.0	0.10	2.2	7.40	2.00	土 俵 積	300	100	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり(防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
1243	谷 上	村 藤	谷 村	市 野	五 町	18.0	0.07	1.5	4.40	0.50	土 俵 積	400	10	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1244	竹 下	村 藤	谷 村	市 野	五 町	32.0	0.10	1.7	5.80	1.40	土 俵 積	200	50	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1245	橋 山	村 藤	熊 野 村	市 野	五 町	81.0	0.20	5.0	4.50	0.80	土 俵 積	400	50	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1246	新 堤	村 藤	南 上 区	市 野	大 草 野	58.0	0.20	8.7	7.00	0.60	土 俵 積	1,200	20	280	17	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1247	小 松 堀	村 藤	南 上 区	市 野	大 草 野	50.0	0.17	6.6	6.20	0.50	土 俵 積	1,000	20	250	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1248	古 堤	村 藤	南 上 区	市 野	大 草 野	38.0	0.50	27.8	7.60	0.60	土 俵 積	500	50	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1249	下 童 上	村 藤	下 童 区	市 野	谷 所	121.0	1.00	21.9	5.30	0.90	土 俵 積	600	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1250	下 童 下	村 藤	下 童 区	市 野	谷 所	83.0	1.10	29.4	5.80	1.00	土 俵 積	500	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1251	立 山 第 一	村 藤	辺 田 区	市 野	五 町	136.0	1.00	37.0	8.25	1.35	土 俵 積	1,000	100	200	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1252	平 ケ 倉 上	村 藤	志 田 大 区	市 野	久 間	103.0	0.90	43.0	13.20	1.20	土 俵 積	1,000	150	300	23	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1253	平 ケ 倉 下	村 藤	志 田 大 区	市 野	久 間	137.0	1.30	92.2	14.90	1.30	土 俵 積	2,000	50	300	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1254	椎 久 保	村 藤	志 田 大 区	市 野	久 間	150.0	1.70	68.8	11.50	1.50	土 俵 積	2,000	100	300	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1255	九 十 九 曲	村 藤	下 久 間 大 区	市 野	久 間	90.0	3.60	144.4	9.40	1.20	土 俵 積	1,000	20	300	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1256	桂 尾 堤	村 藤	中 通 区	市 野	久 間	49.0	0.20	6.6	8.45	1.00	土 俵 積	400	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1257	志 田 原	村 藤	下 久 間 大 区	市 野	久 間	156.0	0.80	13.3	5.30	1.00	土 俵 積	800	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1258	高 取 (下)	村 藤	町 分 区	市 野	馬 場 下	61.4	0.40	11.0	9.70	1.00	土 俵 積	600	100	200	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1259	野 副	村 藤	谷 所 区 会	市 野	谷 所	60.0	0.20	2.9	6.80	0.90	土 俵 積	400	50	100	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1260	永 谷	村 藤	谷 所 区 会	市 野	谷 所	38.0	0.10	3.0	7.10	1.90	土 俵 積	300	100	100	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1261	今 郷	村 藤	熊 野 区	市 野	五 町	38.0	0.10	1.8	7.75	0.90	土 俵 積 R7～R8 農業水路等長寿命化防災減災事業	500	10	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1262	観 音 谷	村 藤	長 谷 区	市 野	大 草 野	25.0	0.20	5.0	6.30	0.50	土 俵 積	200	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1263	茅 場 (上)	村 藤	長 谷 区	市 野	大 草 野	37.0	0.30	6.2	5.20	0.90	土 俵 積 R7～R8 農業水路等長寿命化防災減災事業	200	50	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1264	茅 場 (下)	村 藤	長 谷 区	市 野	大 草 野	124.0	0.40	7.0	6.70	0.40	土 俵 積	800	100	100	13	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1265	鷲 根 坂	村 藤	五 代 区	市 野	大 草 野	46.0	0.10	1.7	5.10	0.50	土 俵 積	200	50	50	9	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1266	妙 現	村 藤	角 ノ 谷 区	市 野	大 草 野	65.0	0.10	2.0	6.50	1.20	土 俵 積	400	100	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1267	外 柳	村 藤	万 才 区	市 野	大 草 野	42.0	0.10	2.3	9.25	1.00	土 俵 積 R3～R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	400	100	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1268	上 林	村 藤	鍋 野 区	市 野	馬 場 下	51.0	0.20	5.8	7.90	0.40	土 俵 積	1,000	20	300	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1269	車 越	村 藤	鍋 野 区	市 野	馬 場 下	34.0	0.15	4.2	5.40	1.00	土 俵 積	100	20	150	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1270	千 浦	村 藤	塩 吹 区	市 野	馬 場 下	35.0	0.22	9.0	8.00	0.70	土 俵 積	500	10	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1271	板 ノ 平	村 藤	塩 吹 区	市 野	馬 場 下	71.0	0.60	17.0	9.40	0.70	土 俵 積	700	100	200	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1272	桜 谷	村 藤	堤 ノ 上 区	市 野	久 間	71.0	0.86	28.7	11.60	0.60	土 俵 積	1,000	70	400	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1273	比 良 原	村 藤	堤 ノ 上 区	市 野	久 間	58.0	0.10	1.4	4.75	0.50	土 俵 積	300	30	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1274	丹 生 野 小 堤	村 藤	上 久 間 大 区	市 野	久 間	90.0	0.30	2.5	2.75	—	土 俵 積	200	30	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等	
				市町	大 字							畝 (枚)	綱 (kg)	杭 (本)			
1275	丹 生 野	杵 藤	上 久 間 大 区	郷 野	市 町	久 間	205.0	3.00	123.0	10.70	土 俵 積	1,000	600	300	19	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1276	丹 生 寺	杵 藤	上 久 間 大 区	郷 野	市 町	久 間	20.0	0.10	0.7	2.75	—	土 俵 積	100	20	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1277	梅 谷	杵 藤	牛 坂 区	郷 野	市 町	久 間	59.4	0.20	7.9	6.85	1.00	土 俵 積	400	50	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1278	高 取 第 3	杵 藤	町 分 区	郷 野	市 町	馬 場 下	40.0	0.10	2.5	5.60	0.60	土 俵 積	200	50	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1279	大 谷	杵 藤	牛 間 田 区	郷 野	市 町	久 間	99.0	0.70	33.6	11.00	土 俵 積 R1～R2 農村地域防災減災事業	1,500	80	500	35	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1280	神 水 川	杵 藤	冬 野 区	郷 野	市 町	久 間	118.0	0.80	64.8	15.20	土 俵 積	1,000	100	500	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1281	御 前 場	杵 藤	冬 野 区	郷 野	市 町	久 間	55.0	0.20	8.0	9.90	0.90	土 俵 積	500	100	200	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1282	森 下	杵 藤	冬 野 区	郷 野	市 町	久 間	173.0	2.40	67.2	6.20	1.80	土 俵 積	1,000	100	300	32	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1283	東 山 上	杵 藤	志 田 大 区	郷 野	市 町	久 間	31.0	0.04	0.8	3.10	0.60	土 俵 積	100	30	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1284	堤ノ浦上	杵 藤	志 田 大 区	郷 野	市 町	久 間	30.0	0.03	0.4	2.50	0.40	土 俵 積	100	30	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1285	堤ノ浦北	杵 藤	志 田 大 区	郷 野	市 町	久 間	27.0	0.10	0.8	2.40	0.20	土 俵 積	100	20	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1286	代 木	杵 藤	光 武 区	郷 野	市 町	久 間	50.0	0.10	1.6	3.90	0.60	土 俵 積	200	20	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1287	本 志 田 原	杵 藤	不 明	郷 野	市 町	久 間	65.0	0.10	1.8	3.60	0.00	土 俵 積	200	30	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1288	平 田	杵 藤	光 武 区	郷 野	市 町	久 間	40.0	0.20	3.9	4.70	0.50	土 俵 積	800	30	300	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1289	大 六	杵 藤	下 久 間 大 区	郷 野	市 町	久 間	50.0	0.20	2.1	3.60	0.90	土 俵 積	200	30	50	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1290	古 子 権 現	杵 藤	下 久 間 大 区	郷 野	市 町	久 間	88.0	0.20	2.7	4.00	0.40	土 俵 積	400	40	100	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1291	須ヶ谷	杵 藤	堤ノ上 区	郷 野	市 町	久 間	38.0	0.10	1.8	6.80	0.40	土 俵 積	300	100	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1292	八 代	杵 藤	光 武 区	郷 野	市 町	久 間	42.0	0.10	1.3	3.90	0.20	土 俵 積	400	50	200	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1293	菱	杵 藤	光 武 区	郷 野	市 町	久 間	22.0	0.20	2.0	3.10	1.20	土 俵 積	100	30	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1294	逸 査	杵 藤	光 武 区	郷 野	市 町	久 間	44.0	0.10	2.2	3.00	0.40	土 俵 積	100	30	30	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1295	光 武	杵 藤	光 武 区	郷 野	市 町	久 間	33.0	0.04	1.5	7.40	1.30	土 俵 積	500	30	200	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1296	桜谷第2	杵 藤	堤ノ上 区	郷 野	市 町	久 間	23.0	0.10	1.2	6.20	0.30	土 俵 積	100	30	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1297	牛 坂	杵 藤	牛 坂 区	郷 野	市 町	久 間	18.0	0.03	0.3	2.20	0.50	土 俵 積	50	20	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1298	権 現	杵 藤	五 町 田 大 区	郷 野	市 町	五 町 田	33.0	0.02	0.3	3.10	0.50	土 俵 積	100	30	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1299	三 坂 原	杵 藤	三 坂 区 自 治 会	郷 野	市 町	下 野	41.0	0.40	7.2	6.80	1.00	土 俵 積	300	50	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1300	永 尾	杵 藤	今 寺 区	郷 野	市 町	下 宿	47.0	0.30	7.6	5.10	2.80	土 俵 積	200	50	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1301	三 坂 上	杵 藤	今 寺 区	郷 野	市 町	下 宿	68.0	0.30	6.2	5.00	0.90	土 俵 積	300	50	100	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1302	三 坂 下	杵 藤	今 寺 区	郷 野	市 町	下 宿	56.0	0.80	15.1	5.00	0.50	土 俵 積	300	50	100	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1303	餅ノ木	杵 藤	下 宿 区	郷 野	市 町	下 宿	95.0	1.84	51.4	6.30	0.40	土 俵 積	1,000	50	300	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1304	山 三 郎	杵 藤	下 宿 区	郷 野	市 町	下 宿	84.0	0.88	30.6	5.00	0.70	土 俵 積	100	500	150	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1305	岩 峰 上	杵 藤	下 宿 区	郷 野	市 町	下 宿	50.0	0.40	7.9	4.20	0.50	土 俵 積	200	50	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	
1306	岩 峰 下	杵 藤	下 宿 区	郷 野	市 町	下 宿	74.0	1.00	24.0	6.20	1.00	土 俵 積	500	100	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)	

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
1307	鷹ノ巣	杵 藤	下 宿 区	市 野 郷	下 宿	80.0	1.40	34.5	5.00	0.80	土 俵 積	400	50	100	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1308	新	杵 藤	温 泉 区	市 野 郷	下 宿	110.0	0.90	12.7	3.60	1.10	土 俵 積	400	50	100	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1309	観音	杵 藤	温 泉 区	市 野 郷	下 宿	100.0	0.61	13.2	4.40		土 俵 積	1,000	70	400	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1310	道徳	杵 藤	内野生産組合	市 野 郷	下 宿	140.0	1.10	32.5	7.80	1.00	土 俵 積	1,000	100	500	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1311	黒 蠅	杵 藤	個 人	市 野 郷	下 宿	33.0	0.10	2.0	4.25	0.50	土 俵 積	100	50	30	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1312	てい だ 人	杵 藤	内野山生産組合	市 野 郷	下 宿	41.0	0.10	2.3	4.40	0.50	土 俵 積	200	50	40	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1313	憩 座	杵 藤	個 人	市 野 郷	下 宿	82.0	0.20	2.2	3.25	0.20	土 俵 積	300	30	100	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1314	美 子 谷	杵 藤	内野生産組合	市 野 郷	下 宿	40.0	0.10	3.1	5.50	0.30	土 俵 積	200	50	40	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1315	平 野	杵 藤	個 人	市 野 郷	下 野	34.0	0.50	11.4	7.40	0.70	土 俵 積	300	50	30	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1316	白 仁 田	杵 藤	医療法人財団 友朋 会	市 野 郷	下 宿	61.0	0.10	2.7	4.20	0.20	土 俵 積 R3～R6 農業水路等長寿命化・防災減災事業	1,000	50	300	51	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1317	京ノ岳	杵 藤	湯野田区木場班	市 野 郷	下 野	30.0	0.10	2.6	7.60	0.60	土 俵 積	200	50	30	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1318	南	杵 藤	丹 生 川 区	市 野 郷	不 動 山	68.5	0.10	0.9	4.45	1.10	土 俵 積	300	50	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1319	雌 野	杵 藤	上 岩 屋 区	市 野 郷	岩屋川内	52.0	0.60	8.0	3.80	0.80	土 俵 積	200	30	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1320	牟 田	杵 藤	牟田湖管理組合	市 野 郷	岩屋川内	1041.0	7.50	209.4	6.70	1.00	土 俵 積 R4～R5 農業水路等長寿命化・防災減災事業	2,000	200	1,000	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1321	広 川 原	杵 藤	峰 川 原 区	市 野 郷	吉 田	126.0	2.53	113.8	14.50	1.20	土 俵 積	1,000	600	300	9	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1322	中 峰	杵 藤	峰 自 治 区	市 野 郷	吉 田	60.0	0.16	3.2	4.00	0.40	土 俵 積	700	20	200	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1323	荒 平	杵 藤	西 岩 区	市 野 郷	吉 田	90.0	0.40	25.8	12.25	0.90	土 俵 積	1,000	100	200	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1324	東吉田権現	杵 藤	東 吉 田 区	市 野 郷	吉 田	46.0	0.10	2.3	6.70	0.90	土 俵 積	300	50	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1325	平 内	杵 藤	東 吉 田 区	市 野 郷	吉 田	147.0	0.20	6.2	4.90	0.90	土 俵 積	700	100	200	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1326	一 王 丸	杵 藤	東 吉 田 区	市 野 郷	吉 田	34.0	0.10	1.2	4.50	1.60	土 俵 積	100	20	30	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1327	杉ノ尾	杵 藤	東 吉 田 区	市 野 郷	吉 田	17.0	0.10	1.6	4.10	0.60	土 俵 積	100	20	20	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1328	赤 仁 田	杵 藤	西 吉 田 区	市 野 郷	吉 田	98.0	0.78	35.1	8.20	0.90	土 俵 積	1,200	600	200	80	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1329	坊 主 原	杵 藤	下 岩 屋 一 区	市 野 郷	岩屋川内	40.0	0.10	2.6	5.50	0.50	土 俵 積	800	30	300	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1330	権 現	杵 藤	西 吉 田 区	市 野 郷	吉 田	190.0	0.70	18.2	6.80	1.35	土 俵 積	1,000	100	200	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1331	西 吉 田	杵 藤	西 吉 田 区	市 野 郷	吉 田	70.0	1.00	25.0	4.80	0.50	土 俵 積	1,000	50	300	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1332	西 吉 田 新	杵 藤	西 吉 田 区	市 野 郷	吉 田	62.0	0.10	3.2	6.50	1.10	土 俵 積	400	50	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1333	下 吉 田 新	杵 藤	個 人	市 野 郷	下 野	50.0	0.10	2.0	5.60	1.10	土 俵 積	300	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1334	開	杵 藤	個 人	市 野 郷	下 野	49.0	0.10	4.8	9.10	0.50	土 俵 積	400	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1335	毛 野	杵 藤	下 野 区	市 野 郷	下 野	30.0	0.10	3.5	5.60	0.80	土 俵 積	300	50	100	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1336	人ノ上	杵 藤	下 野 区	市 野 郷	下 野	35.0	0.12	2.4	5.60	0.50	土 俵 積	300	20	200	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1337	春 日	杵 藤	春 日 区	市 野 郷	吉 田	70.0	0.10	1.2	3.60	0.80	土 俵 積	500	50	200	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1338	う た 人	杵 藤	内野山生産組合	市 野 郷	下 宿	32.0	0.10	4.0	9.10	0.70	土 俵 積	300	50	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

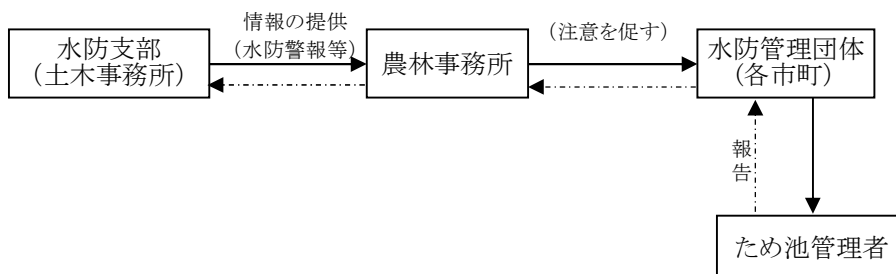
番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
1339	深 底	杵 藤	個	大 町	大 町	84.0	1.3	60.5	13.5		土 俵 積	630	220	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1340	浦 川 内	杵 藤	個	大 町	大 町	111.0	0.5	27.5	8.8		土 俵 積	1,400	230	700	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1341	花 浦	杵 藤	個	大 町	大 町	170.0	1.3	55.6	12.8		土 俵 積	100	50	40	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1342	宮 浦	杵 藤	本 町 区 長	大 町	大 町	250.0	1.30	40.1	6.80	1.50	土 俵 積	630	220	50	70	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1343	砥 石 川	杵 藤	下 大 町 水 利 組 合	大 町	大 町	208.0	2.76	131.0	12.10	1.50	土 俵 積	1,400	230	700	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1344	仏 法	杵 藤	個	大 町	大 町	124.0	0.6	22.2	7.4	2.00	土 俵 積	100	50	40	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1345	込 堂	杵 藤	個	大 町	大 町	160.0	0.5	27.8	7.7		土 俵 積	100	30	100	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1346	荒 橋	杵 藤	個	大 町	大 町	113.0	0.8	33.4	10.0		土 俵 積	100	30	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1347	杉 谷 第 1	杵 藤	寺 口 区 長	大 町	大 町	180.0	1.80	116.7	10.25	1.50	土 俵 積	1,000	170	500	120	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1348	杉 谷 第 2	杵 藤	小 通 区 長	大 町	大 町	148.0	1.26	48.5	8.80	1.50	土 俵 積	100	30	100	120	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1349	大谷口耕地整理	杵 藤	個	大 町	福 母	140.0	0.5	33.0	12.6		土 俵 積	400	100	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1350	福母宮ノ浦	杵 藤	下 湯 区 長	大 町	福 母	140.0	1.00	45.0	7.60	1.20	土 俵 積	100	30	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1351	浦 田 一 段	杵 藤	個	大 町	福 母	80.0	0.7	27.8	7.0	1.5	土 俵 積	500	80	250	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1352	浦 田 二 段	杵 藤	下 湯 区 長	大 町	福 母	120.0	1.00	33.3	8.70	1.20	土 俵 積	400	100	100	80	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1353	浦 田 三 段	杵 藤	中 島 水 利 組 合	大 町	福 母	120.0	2.50	66.2	8.50	2.00	土 俵 積	500	80	250	200	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1354	不動字村中	杵 藤	不 動 寺 区	大 町	大 町	52.0	0.2	2.4	4.1	1.20	土 俵 積	130	59	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1355	上 畑 川	杵 藤	上小田・下小田土木委員会	江 北 北 町	上 小 田	121.0	1.70	119.0	14.40	2.00	土 俵 積	130	60	60	60	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1356	椿 郷	杵 藤	上小田土木委員会	江 北 北 町	小 田	145.0	1.0	50.0	13.3		土 俵 積	630	220	50	294	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1357	大 谷	杵 藤	上小田土木委員会	江 北 北 町	小 田	189.0	1.1	80.3	14.7		土 俵 積	1,400	230	700	294	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1358	焼 石	杵 藤	上小田土木委員会	江 北 北 町	小 田	70.0	0.4	14.0	8.6		土 俵 積	1,000	170	500	11	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1359	草 場	杵 藤	上小田土木委員会	江 北 北 町	小 田	132.0	1.2	48.0	7.7		土 俵 積	100	30	100	103	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1360	岳	杵 藤	上小田土木委員会	江 北 北 町	小 田	248.0	0.1	6.6	7.0		土 俵 積	200	100	100	65	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1361	鹿 の 口	杵 藤	上小田土木委員会	江 北 北 町	小 田	65.0	1.6	69.8	14.1		土 俵 積	100	60	60	45	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1362	山 口 新 堤	杵 藤	山口五区土木委員会	江 北 北 町	山 口	594.0	6.60	295.0	10.45	2.00	土 俵 積	60	20	20	27	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1363	浦 谷	杵 藤	山口五区土木委員会	江 北 北 町	山 口	63.0	0.2	8.1	10.1	1.50	土 俵 積	100	50	50	37	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1364	神 屋 敷	杵 藤	山口五区土木委員会	江 北 北 町	山 口	79.0	0.1	3.5	6.5		土 俵 積	400	150	100	14	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1365	金 屋	杵 藤	山口五区土木委員会	江 北 北 町	山 口	60.0	0.1	3.0	6.1	2.40	土 俵 積	400	200	200	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1366	納 塚	杵 藤	山口五区土木委員会	江 北 北 町	山 口	221.0	0.6	10.8	5.0	0.90	土 俵 積	400	200	200	14	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1367	花 祭 下	杵 藤	花 祭 区	江 北 北 町	山 口	141.0	0.1	4.0	6.0		土 俵 積	500	250	250	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1368	油 奈 佐 湖	杵 藤	山口五区土木委員会	江 北 北 町	山 口	81.0	0.3	8.1	7.4	2.40	土 俵 積	400	200	200	17	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1369	畑 川	杵 藤	下小田土木委員会	江 北 北 町	下 小 田	239.0	2.60	191.0	13.75		土 俵 積	190	100	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)
1370	佐留志新堤	杵 藤	佐留志水利組合	江 北 北 町	佐 留 志	350.0	2.0	110.0	8.3		土 俵 積	360	180	180	66	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため地)

番号	溜池名	農 事務所名	管 理 者 名	位 置		要水防 延長(m)	満 水 面積(ha)	総貯水量 (千m3)	堤 高 (m)	満水面上の 余裕高 (m)	対 策 水 防 工 法	要する主な資材			要避難 民家数 (戸)	危 険 状 況 等
				市町	大字							吹(枚)	綱(kg)	杭(本)		
1371	中 堤	杵 藤	下 惣 区	江 北 町	惣 領 分	109.0	0.1	33.6	7.5	1.30	土 俵 積	150	60	60	33	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1372	東 堤	杵 藤	上惣区、馬場区	江 北 町	惣 領 分	162.0	1.1	31.5	9.3	2.00	土 俵 積	100	60	60	36	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1373	浦 山	杵 藤	山口五区土木委員会	江 北 町	山 口	37.0	0.2	4.6	7.9		土 俵 積	400	200	200	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1374	菖 蒲 谷	杵 藤	上小田土木委員会	江 北 町	上 小 田	146.0	0.20	92.0	20.70	2.80	土 俵 積	150	80	80	45	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1375	飛 郷	杵 藤	花 祭 区	江 北 町	山 口	115.0	0.70	35.0	21.90	2.00	土 俵 積	130	60	60	31	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1376	花 祭 上	杵 藤	花 祭 区	江 北 町	山 口	113.5	0.20	6.0	7.8	1.30	土 俵 積	400	200	200	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1377	宮 原	杵 藤	山口五区土木委員会	江 北 町	山 口	170.0	1.7	102.3	12.3	1.30	土 俵 積	170	90	90	46	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1378	白水第二(浦山貯水池)	杵 藤	白 木 区	江 北 町	山 口	36.0	0.0	1.2	3.6	0.60	土 俵 積	300	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1379	嘉 瀬 川	杵 藤	白石土地改良区	白 石 町	堤	280.0	5.60	401.6	16.50	1.50	土 俵 積	500	200	200	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1380	法 蔵 寺	杵 藤	白石土地改良区	白 石 町	馬 洗	115.5	0.98	51.0	13.60	1.20	土 俵 積	200	100	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1381	新	杵 藤	白石土地改良区	白 石 町	田 野 上	120.0	2.30	192.0	21.00	1.50	土 俵 積	150	60	60	80	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1382	天 神 前	杵 藤	白石土地改良区	白 石 町	田 野 上	128.0	1.10	40.0	10.00	2.50	土 俵 積	100	60	60	80	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1383	泉	杵 藤	白石土地改良区	白 石 町	田 野 上	310.0	4.10	250.0	10.70	2.00	土 俵 積	400	200	200	80	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1384	梅 / 木 谷	杵 藤	白石土地改良区	白 石 町	田 野 上	458.0	6.20	380.0	8.70	2.40	土 俵 積	600	200	200	80	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1385	坂 田	杵 藤	白石土地改良区	白 石 町	坂 田	177.0	1.00	45.0	8.10	2.20	土 俵 積 127～12 農村地域防災減災事業	250	100	100	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1386	竜 王	杵 藤	竜 王 区	白 石 町	深 浦	60	0.7	42	10.4		土 俵 積	60	20	20	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1387	深 浦 上	杵 藤	白石土地改良区	白 石 町	深 浦	80.0	0.60	16.0	7.20	1.30	土 俵 積	100	30	60	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1388	深 浦 中	杵 藤	白石土地改良区	白 石 町	深 浦	101.0	1.70	70.0	9.60	2.20	土 俵 積	130	50	70	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1389	深 浦 下	杵 藤	白石土地改良区	白 石 町	深 浦	132.5	1.4	40	6.4		土 俵 積	100	60	60	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1390	坊 ケ 谷	杵 藤	牛 間 田 区 長	白 石 町	深 浦	69.6	1.00	30.0	6.90	1.00	土 俵 積 128～12 農村地域防災減災事業	60	20	20		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1391	小 浦 川 内	杵 藤	伊 福 区	太 良 町	伊 福	50.0	0.24	6.9	6.00	0.50	土 俵 積	100	50	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1392	杉 谷	杵 藤	杉 谷 生 産 組 合	太 良 町	多 良	95.0	0.74	48.8	10.72	2.00	土 俵 積	400	200	200	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1393	高 野	杵 藤	北多良土地改良区	太 良 町	多 良	111.5	0.70	48.0	12.05	1.00	土 俵 積	400	200	200	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1394	喰 場 (上)	杵 藤	喰場端月耕地整理組合	太 良 町	多 良	125.0	0.60	33.3	9.80	1.50	土 俵 積	400	200	200	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1395	喰 場 (下)	杵 藤	喰場端月耕地整理組合	太 良 町	多 良	164.0	2.00	135.5	13.10	2.50	土 俵 積	600	500	300	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1396	進 十	杵 藤	瀬戸中山間集落	太 良 町	多 良	137.0	1.03	56.7	12.10	3.00	土 俵 積	600	500	300	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1397	大 谷	杵 藤	個 人	太 良 町	糸 岐	68.0	0.20	6.4	6.90	0.90	土 俵 積	200	100	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1398	糸 波 ノ	杵 藤	平 野 区	太 良 町	大 浦	106.0	2.13	107.8	10.80	1.00	土 俵 積	500	200	200		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1399	平 野	杵 藤	個 人	太 良 町	大 浦	49.0	0.04	0.8	3.75	0.70	土 俵 積	100	50	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)
1400	古 里	杵 藤	今 里 区	太 良 町	大 浦	58.0	0.05	1.3	5.10	0.30	土 俵 積	100	50	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり (防災重点農業用ため池)

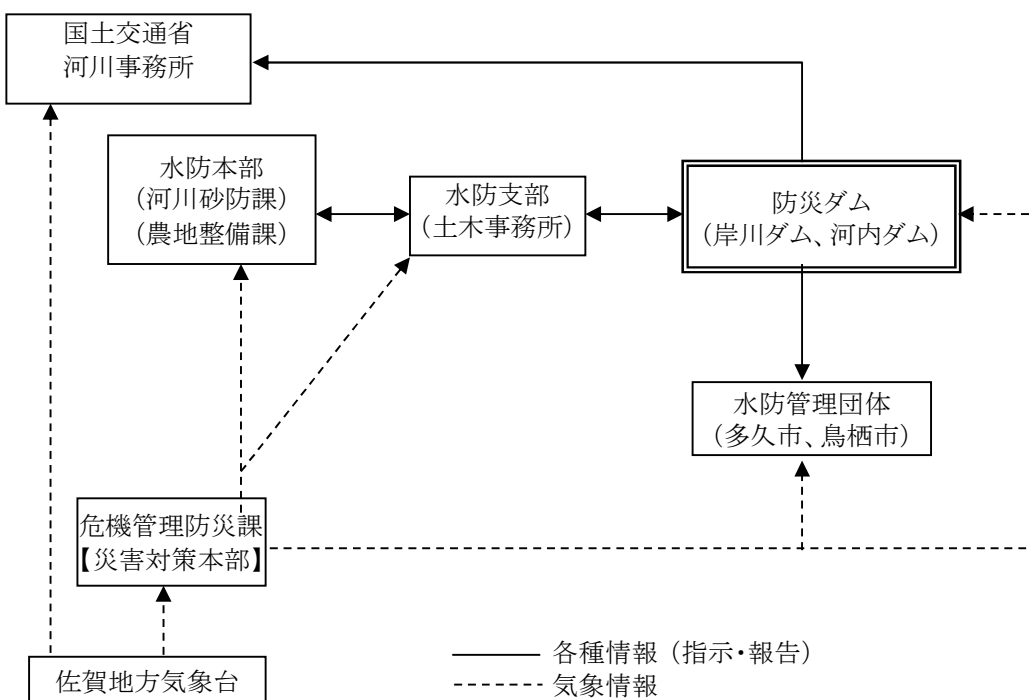
ため池・防災ダムの連絡体制について

①ため池

大雨警報等の発表時や長期的降雨が予測される場合、農林事務所長は、水防支部（土木事務所）からの水防警報等の情報を参考として各関係市町に対し水防警戒を要するため池やそれ以外の危険なため池に対して注意を促す。



②防災ダム



別表13 警戒を要する海岸堤防

1 総括表

現在整備中の農林水産省農村振興局所管の海岸堤防は8地区、L=24,293mである。

海岸名	保全区域指定		整備済		整備中	
	地区数	延長	地区数	延長	地区数	施工延長
有明海岸	12	45,449	4	17,194	8	24,293
松浦海岸	14	7,029	14	6,869	0	0
計	26	52,478	17	24,063	8	24,293

2 整備中の区間

番号	海岸名	地区名	所管農林事務所名	位置		延長	予想される危険
				市町村名	大字	m	
1	川副海岸	大詫間	佐賀中部	佐賀市	大詫間	(1,122) 2,387	高潮時越波
2	川副海岸	南川副	佐賀中部	佐賀市	平和搦	(3,532) 3,532	高潮時越波
3	川副海岸	国造	佐賀中部	佐賀市	犬井道	(3,414) 3,434	高潮時越波
4	川副海岸	西川副	佐賀中部	佐賀市	西川副干拓	(1,486) 2,952	高潮時越波
5	東与賀海岸	東与賀	佐賀中部	佐賀市	第2戊申	(1,760) 1,760	高潮時越波
6	久保田海岸	久保田	佐賀中部	佐賀市	久保田干拓	(3,021) 4,762	高潮時越波
7	有明海岸	廻里江	杵藤	白石町	新開	(2,142) 2,487	高潮時越波
8	鹿島海岸	七浦	杵藤	鹿島市	音成	(2,641) 2,979	高潮時越波
計						(19,118) 24,293	

() 書は、波返工計画標高完了延長。

別表14 佐賀県内市町別 土砂災害警戒区域等指定状況

令和8年4月1日現在

土砂災害警戒区域等の指定状況											
	計		土石流		急傾斜		地すべり (国交省所管)		地すべり (農水省所管)		
	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域	
1 佐賀市	1, 179	1, 081	492	424	685	657			2		
2 唐津市	3, 362	2, 973	869	688	2, 403	2, 285	44		46		
3 鳥栖市	209	199	92	83	117	116					
4 多久市	555	460	182	147	328	313	28		17		
5 伊万里市	1, 259	1, 148	226	203	987	945	46				
6 武雄市	2, 029	1, 852	495	423	1, 473	1, 429	25		36		
7 鹿島市	529	511	82	76	443	435	2		2		
8 小城市	268	226	96	80	155	146	8		9		
9 嬉野市	1, 121	1, 010	328	286	751	724	26		16		
10 神埼市	445	418	179	160	266	258					
11 吉野ヶ里町	89	79	50	42	38	37			1		
12 基山町	209	191	66	51	143	140					
13 上峰町	17	16	9	9	8	7					
14 みやき町	93	83	19	18	74	65					
15 玄海町	348	301	39	34	296	267	11		2		
16 有田町	589	528	166	134	421	394	2				
17 大町町	86	77	16	15	67	62	2		1		
18 江北町	62	46	24	17	31	29	3		4		
19 白石町	128	112	19	14	105	98	3		1		
20 太良町	332	307	24	21	298	286	7		3		
合計	12, 909	11, 618	3, 473	2, 925	9, 089	8, 693	207		140		

別表15 立ち退き避難指示予定場所

番号	河 川 名	関係市町村	避難場所	収容人員(人)
1	黒川	佐賀市	高木瀬小学校	455
2	徳永川	佐賀市	金立小学校	411
3	小松川	佐賀市	金泉中学校	495
4	小松川・巨勢川	佐賀市	兵庫小学校	455
5	佐賀江川・城原川	佐賀市	小中一貫校芙蓉校	482
6	金立川・嘉瀬川	佐賀市	城北中学校	590
7	嘉瀬川	佐賀市	高木瀬小学校	455
8	嘉瀬川	佐賀市	鍋島小学校	455
9	嘉瀬川	佐賀市	鍋島中学校	561
10	嘉瀬川	佐賀市	嘉瀬小学校	465
11	嘉瀬川	佐賀市	嘉瀬公民館	103
12	筑後川・佐賀江川	佐賀市	諸富町公民館	1,308
13	筑後川・佐賀江川	佐賀市	佐賀市産業振興会館	993
14	筑後川・佐賀江川	佐賀市	諸富中学校	434
15	筑後川・佐賀江川	佐賀市	諸富北小学校	480
16	筑後川・佐賀江川	佐賀市	諸富南小学校	438
17	筑後川・佐賀江川	佐賀市	諸富文化体育館	2,916
18	嘉瀬川	佐賀市	春日小学校	429
19	嘉瀬川	佐賀市	春日北小学校	405
20	嘉瀬川	佐賀市	川上小学校	403
21	嘉瀬川	佐賀市	松梅公民館	149
22	嘉瀬川	佐賀市	小中一貫校松梅校	348
23	嘉瀬川	佐賀市	大和勤労者体育センター	682
24	嘉瀬川	佐賀市	高志館高等学校	806
25	貝野川・天河川嘉瀬川	佐賀市	富士公民館	1,108
26	早津江川・八田江海岸堤防	佐賀市	南川副小学校	429
27	早津江川・八田江海岸堤防	佐賀市	西川副小学校	412
28	早津江川・八田江海岸堤防	佐賀市	中川副小学校	276
29	早津江川・八田江海岸堤防	佐賀市	大詫間小学校	360
30	早津江川・八田江海岸堤防	佐賀市	川副中学校	1,212
31	早津江川・八田江海岸堤防	佐賀市	スポーツパーク川副武道館	774
32	早津江川・八田江海岸堤防	佐賀市	スポーツパーク川副体育センター	522
33	早津江川・八田江海岸堤防	佐賀市	南川副公民館	170
34	早津江川・八田江海岸堤防	佐賀市	西川副公民館	194
35	早津江川・八田江海岸堤防	佐賀市	中川副公民館	145
36	早津江川・八田江海岸堤防	佐賀市	大詫間公民館	151
37	早津江川・八田江海岸堤防	佐賀市	川副保健センター	381
38	早津江川・八田江海岸堤防	佐賀市	川副児童館	115
39	八田江・戊辰川海岸堤防	佐賀市	東与賀町農村環境改善センター	306
40	八田江・戊辰川海岸堤防	佐賀市	東与賀町保健福祉センター	570
41	八田江・戊辰川海岸堤防	佐賀市	東与賀小学校	455
42	八田江・戊辰川海岸堤防	佐賀市	東与賀中学校	492
43	嘉瀬川・福所江	佐賀市	久保田老人福祉センター	332
44	嘉瀬川・福所江	佐賀市	久保田農村環境改善センター	422
45	嘉瀬川・福所江	佐賀市	小中一貫校思斉館（小学部）	469
46	嘉瀬川・福所江	佐賀市	小中一貫校思斉館（中学校）	630
47	嘉瀬川・福所江	佐賀市	久保田保健センター	370
48	牛津川	多久市	納所交流センター	162
49	牛津川	多久市	東部校体育館	453
50	牛津川	多久市	南多久社会体育館	453
51	牛津川	多久市	西溪校西体育館	453
52	牛津川	多久市	西多久社会体育館	242
53	牛津川	多久市	緑が丘社会体育館	448
54	牛津川	多久市	北多久社会体育館	545
55	牛津川	多久市	中央校前期体育館	455

番号	河 川 名	関係市町村	避難場所	収容人員(人)
56	牛津川	多久市	多久市体育センター	540
57	牛津川	多久市	佐賀県立産業技術学院	288
58	牛津川	多久市	救護施設しみず園地域交流センター	40
59	牛津川	多久市	東多久公民館	93
60	牛津川	多久市	大字納所会館	61
61	牛津川	多久市	南多久公民館	103
62	牛津川	多久市	多久公民館	119
63	牛津川	多久市	西多久公民館	96
64	牛津川	多久市	北多久公民館	141
65	牛津川	多久市	ケアハウス大地	45
66	牛津川	多久市	介護老人保健施設 ケアハイツやすらぎ	30
67	牛津川	多久市	特別養護老人ホーム 天寿荘	45
68	牛津川	多久市	養護老人ホーム けいこう園	14
69	牛津川	多久市	中央校後期体育館	504
70	牛津川	多久市	多久市児童センター	630
71	牛津川	多久市	佐賀県立多久高等学校体育館	297
72	牛津川	多久市	多久市緑が丘弓道場	420
73	牛津川	小城市	桜岡小学校	380
74	牛津川	小城市	まちなか市民交流プラザ	510
75	牛津川	小城市	小城保育園	50
76	祇園川	小城市	岩松小学校	380
77	祇園川	小城市	小城公民館岩松支館	160
78	牛津川	小城市	晴田小学校	380
79	牛津川	小城市	小城公民館晴田支館	150
80	牛津川	小城市	晴田幼稚園	100
81	牛津川	小城市	三里小学校	320
82	牛津川	小城市	小城公民館三里支館	150
83	牛津川	小城市	小城中学校	540
84	牛津川	小城市	小城体育センター	560
85	牛津川	小城市	小城保健福祉センター	620
86	嘉瀬川・祇園川	小城市	三日月小学校	520
87	嘉瀬川・祇園川	小城市	三日月中学校	470
88	嘉瀬川・祇園川	小城市	三日月体育館	710
89	嘉瀬川・祇園川	小城市	生涯学習センター	710
90	嘉瀬川・祇園川	小城市	三日月幼稚園	160
91	嘉瀬川・祇園川	小城市	三日月保健福祉センター	570
92	嘉瀬川・祇園川	小城市	児童センター	200
93	牛津川・牛津江川	小城市	健康スポーツセンター	610
94	牛津川	小城市	牛津公民館	400
95	牛津川	小城市	牛津体育センター	600
96	牛津川	小城市	牛津公民館別館	240
97	牛津川	小城市	牛津小学校	360
98	牛津川	小城市	牛津中学校	680
99	牛津川	小城市	牛津武道館	440
100	牛津川	小城市	砥川保育園	40
101	牛津川	小城市	砥川小学校	320
102	嘉瀬川・牛津川	小城市	芦刈小中学校	730
103	牛津川	小城市	芦刈文化体育館	1,000
104	牛津川	小城市	芦刈地域交流センター	460
105	牛津川・福所江	小城市	芦刈保健福祉センター	570
106	田手川・城原川	神崎市	神崎市中央公民館	375
107	田手川・城原川	神崎市	神崎市千代田交流センター	230
108	田手川・城原川	神崎市	神崎市脊振交流センター	75
109	田手川・城原川	神崎市	神崎小学校	218
110	田手川・城原川	神崎市	西郷小学校	156
111	田手川・城原川	神崎市	仁比山小学校	197

番号	河 川 名	関係市町村	避難場所	収容人員(人)
112	田手川・城原川	神崎市	神崎中学校	695
113	田手川・城原川	神崎市	神崎中央公園体育館	696
114	田手川・城原川	神崎市	千代田東部小学校	208
115	田手川・城原川	神崎市	千代田中部小学校	261
116	田手川・城原川	神崎市	千代田西部小学校	243
117	田手川・城原川	神崎市	千代田中学校	383
118	田手川・城原川	神崎市	脊振小学校	127
119	田手川・城原川	神崎市	脊振勤労者体育館	323
120	田手川・城原川	神崎市	神崎町保健センター	84
121	田手川・城原川	神崎市	神崎市B&G海洋センター	240
122	田手川・城原川	神崎市	県立神崎高校	610
123	田手川・城原川	神崎市	県立神崎清明高校	695
124	田手川・城原川	神崎市	千代田町保健センター	110
125	田手川・城原川	神崎市	神崎市千代田文化会館	51
126	田手川・城原川	神崎市	次郎体育館	431
127	田手川・城原川	神崎市	脊振中学校（武道場）	176
128	田手川・城原川	神崎市	久保山消防詰所	22
129	田手川・城原川	神崎市	トヨタ紡織九州株式会社体育館	509
130	田手川・城原川	神崎市	鳥羽院山荘	43
131	田手川・城原川	神崎市	倉谷避難所	20
132	田手川・城原川	神崎市	神崎勤労者体育館	256
133	田手川・城原川	神崎市	ひのさと	17
134	田手川・城原川	吉野ヶ里町	東脊振健康福祉センター	296
135	田手川・城原川	吉野ヶ里町	中央公民館	192
136	筑後川	鳥栖市	鳥栖小学校体育館	436
137	筑後川	鳥栖市	鳥栖まちづくり推進センター	151
138	筑後川	鳥栖市	鳥栖まちづくり推進センター分館	106
139	筑後川	鳥栖市	社会福社会館	162
140	筑後川	鳥栖市	鳥栖北小学校体育館	582
141	筑後川	鳥栖市	鳥栖中学校体育館	713
142	筑後川	鳥栖市	鳥栖北まちづくり推進センター	153
143	筑後川	鳥栖市	市民体育館	1,596
144	筑後川	鳥栖市	市民文化会館	558
145	筑後川	鳥栖市	サンメッセ鳥栖	480
146	筑後川	鳥栖市	中央老人福祉センター	65
147	筑後川	鳥栖市	弥生が丘まちづくり推進センター	166
148	筑後川	鳥栖市	ひかり園	41
149	筑後川	鳥栖市	田代小学校体育館	547
150	筑後川	鳥栖市	生涯学習センター	107
151	筑後川	鳥栖市	弥生が丘小学校体育館	420
152	筑後川	鳥栖市	田代中学校体育館	648
153	筑後川	鳥栖市	田代まちづくり推進センター	184
154	筑後川	鳥栖市	若葉小学校体育館	414
155	筑後川	鳥栖市	若葉まちづくり推進センター	192
156	筑後川	鳥栖市	基里小学校体育館	414
157	筑後川	鳥栖市	基里中学校体育館	651
158	筑後川	鳥栖市	基里まちづくり推進センター	144
159	筑後川	鳥栖市	基里まちづくり推進センター分館	122
160	筑後川	鳥栖市	鳥栖市民体育センター	385
161	筑後川	鳥栖市	麓小学校体育館	414
162	筑後川	鳥栖市	鳥栖西中学校体育館	632
163	筑後川	鳥栖市	麓まちづくり推進センター	212
164	筑後川	鳥栖市	陸上競技場	53
165	筑後川	鳥栖市	旭小学校体育館	435
166	筑後川	鳥栖市	旭まちづくり推進センター	238
167	筑後川	上峰町	鳥越公民館	20

番号	河 川 名	関係市町村	避難場所	収容人員(人)
168	筑後川	上峰町	屋形原公民館	37
169	筑後川	上峰町	農村婦人の家	62
170	筑後川	上峰町	体育センター	581
171	筑後川	上峰町	中学校体育館	616
172	筑後川	上峰町	小学校体育館	475
173	筑後川	上峰町	町民体育センター	505
174	筑後川	みやき町	みやき町コミュニティーセンター	476
175	筑後川	みやき町	北茂安小学校	511
176	筑後川	みやき町	北茂安中学校	373
177	筑後川	みやき町	みやき町庁舎防災センター	98
178	筑後川	みやき町	光風会病院パレット（福祉避難所）	43
179	筑後川	みやき町	三根体育館	420
180	筑後川	みやき町	みやき町農村環境改善センター	278
181	筑後川	みやき町	三根中学校	409
182	筑後川	みやき町	三根東小学校	211
183	筑後川	みやき町	三根西小学校	224
184	筑後川	みやき町	中原庁舎	433
185	筑後川	みやき町	中原小学校	320
186	筑後川	みやき町	中原中学校	426
187	筑後川	みやき町	三養基高校	669
188	筑後川	みやき町	中原体育館	545
189	筑後川	みやき町	なかばる紀水苑（福祉避難所）	108
190	筑後川	みやき町	花のみね（福祉避難所）	81
191	筑後川	みやき町	花のみね式番館（福祉避難所）	41
192	筑後川	みやき町	三根庁舎	138
193	筑後川	みやき町	市村清記念メディカルコミュニティセンター	209
194	筑後川	みやき町	養基会館	126
195	筑後川	みやき町	勤労青少年ホーム	203
196	筑後川	みやき町	働く婦人の家	167
197	筑後川	みやき町	希望の家（福祉避難所）	40
198	筑後川	みやき町	中原特別支援学校	220
199	松浦川	唐津市	都市コミュニティセンター	1,483
200	松浦川	唐津市	外町小学校	365
201	松浦川	唐津市	唐津市文化体育館・分館	2,435
202	松浦川	唐津市	成和小学校	308
203	松浦川	唐津市	第五中学校	386
204	松浦川	唐津市	東唐津公民館	276
205	松浦川	唐津市	東唐津小学校	252
206	松浦川	唐津市	古代の森会館	564
207	松浦川	唐津市	鏡山小学校	308
208	松浦川	唐津市	鏡中学校	377
209	松浦川	唐津市	唐津工業高校	561
210	松浦川	唐津市	成和公民館	372
211	松浦川	唐津市	唐津商業高校	557
212	松浦川・徳須恵川	唐津市	鬼塚小学校	277
213	徳須恵川	唐津市	人権ふれあいセンター北波多	83
214	徳須恵川	唐津市	北波多総合保健センター	54
215	厳 木 川	唐津市	旧厳木小学校広川分校	156
216	厳 木 川	唐津市	厳木コミュニティセンター	685
217	厳 木 川	唐津市	厳木小学校	221
218	厳 木 川	唐津市	厳木中学校	595
219	厳 木 川	唐津市	旧本山小学校	383
220	厳木川・浪瀬川	唐津市	厳木高校	472
221	厳 木 川	唐津市	厳木町保健センター	239
222	天川川	唐津市	旧厳木小学校天川分校	155
223	平之川	唐津市	旧厳木小学校平之分校	101

番号	河 川 名	関係市町村	避難場所	収容人員(人)
224	松浦川	唐津市	天徳の丘運動公園社会体育館	699
225	松浦川	唐津市	相知中学校	537
226	松浦川	唐津市	相知小学校	350
227	松浦川	唐津市	浦の川スポーツセンター	154
228	松浦川	唐津市	牟田部地区体育館	283
229	松浦川	唐津市	佐里地区公民館（旧佐里小学校）	238
230	厳 木 川	唐津市	旧田頭小学校	238
231	厳 木 川	唐津市	相知交流文化センター	1,047
232	徳須恵川	唐津市	北波多小学校	210
233	徳須恵川	唐津市	北波多中学校	491
234	徳須恵川	唐津市	北波多社会体育館	420
235	徳須恵川	唐津市	北波多公民館	192
236	徳須恵川	唐津市	北波多老人憩の会	34
237	平山川	唐津市	平山地区公民館（旧平山小学校）	238
238	松浦川	伊万里市	熊野神社	50
239	松浦川	伊万里市	川西公民館	35
240	松浦川	伊万里市	長野公民館	50
241	松浦川	伊万里市	東陵学園	610
242	徳須恵川	伊万里市	笠椎公民館	100
243	徳須恵川	伊万里市	大曲公民館	30
244	徳須恵川	伊万里市	南波多ミニスポーツ会館	151
245	板治川	伊万里市	谷口公民館	30
246	行合野川	伊万里市	波多津小学校	132
247	行合野川	伊万里市	津留主屋集落センター	35
248	波多津川	伊万里市	田島神社	100
249	城野川	伊万里市	戸石川公民館	50
250	城野川	伊万里市	山口公民館	60
251	井手口川	伊万里市	井手口公民館	70
252	立川川	伊万里市	立川公民館	50
253	黒尾岳川	伊万里市	松浦コミュニティセンター	427
254	古賀川	伊万里市	古賀公民館	90
255	白野川	伊万里市	白野公民館	130
256	伊万里川	伊万里市	大坪コミュニティセンター	207
257	伊万里川	伊万里市	伊万里中学校	461
258	伊万里川	伊万里市	生涯学習センター	470
259	伊万里川	伊万里市	伊万里コミュニティセンター	217
260	伊万里川	伊万里市	伊万里小学校	412
261	伊万里川	伊万里市	伊万里実業高等学校商業キャンパス	298
262	伊万里川	伊万里市	牧島コミュニティセンター	220
263	伊万里川	伊万里市	大川内コミュニティセンター	199
264	伊万里川	伊万里市	大川内小学校	264
265	伊万里川	伊万里市	平尾公民館	50
266	立川	伊万里市	大黒川公民館	60
267	立川	伊万里市	黒川小学校	320
268	立川	伊万里市	青嶺中学校	485
269	有田川	伊万里市	南川東公民館	25
270	有田川	伊万里市	内の馬場公民館	40
271	有田川	伊万里市	大里公民館	90
272	有田川	伊万里市	伊万里高等学校	273
273	有田川	伊万里市	伊万里実業高等学校農林キャンパス	280
274	有田川	伊万里市	国見中学校	487
275	新田川	伊万里市	立花コミュニティセンター	238
276	新田川	伊万里市	立花小学校	306
277	里川	伊万里市	里公民館	90
278	里川	伊万里市	東山代コミュニティセンター	218
279	脇野川	伊万里市	長浜公民館	80

番号	河 川 名	関係市町村	避難場所	収容人員(人)
280	脇野川	伊万里市	天神公民館	25
281	楠久川	伊万里市	住吉神社	70
282	楠久川	伊万里市	賢海寺	70
283	福川内川	伊万里市	福川内公民館	40
284	高田川・波佐間川	伊万里市	山代東小学校	387
285	波佐間川	伊万里市	山代中学校	435
286	佐代川	伊万里市	山代西小学校	270
287	佐代川	伊万里市	西分公民館	60
288	有田川	有田町	泉山体育館	362
289	有田川	有田町	有田町生涯学習センター	434
290	有田川	有田町	有田町文化体育館	477
291	有田川	有田町	有田中部小学校体育館	343
292	有田川	有田町	有田町福祉保健センター	313
293	有田川	有田町	炎の博記念堂	486
294	有田川	有田町	曲川小学校体育館	287
295	有田川	有田町	大山小学校体育館	287
296	有田川	有田町	有田町多世代交流センター「ゆいたん」	210
297	有田川	有田町	有田町体育センター	432
298	有田川	有田町	有田町婦人の家	410
299	有田川	有田町	西有田中学校体育館	456
300	六角川	武雄市	橘小学校	509
301	松浦川	武雄市	山内東小学校	400
302	松浦川	武雄市	山内中学校	620
303	松浦川	武雄市	山内西小学校	457
304	松浦川	武雄市	武内公民館	158
305	松浦川	武雄市	武内小学校	560
306	松浦川	武雄市	武雄北中学校	430
307	松浦川	武雄市	山内保健センター	60
308	松浦川	武雄市	山内公民館	137
309	松浦川	武雄市	若木公民館	138
310	松浦川	武雄市	若木小学校	501
311	六角川	武雄市	北方小学校	613
312	六角川	武雄市	北方保健センター	183
313	六角川	武雄市	北方中学校	836
314	六角川	武雄市	北方公民館	707
315	六角川	武雄市	北方東体育館	243
316	六角川	武雄市	東川登公民館	149
317	六角川	武雄市	東川登小学校	536
318	六角川	武雄市	川登中学校	435
319	六角川	武雄市	西川登小学校	625
320	高橋川	武雄市	朝日小学校	574
321	武雄川	武雄市	武雄小学校	572
322	武雄川	武雄市	御船が丘小学校	681
323	武雄川	武雄市	武雄中学校	1,006
324	武雄川	武雄市	武雄市文化会館	50
325	六角川	大町町	大町ひじり学園	3,000
326	六角川	大町町	大町町総合福祉保健センター”美郷”	200
327	六角川	大町町	老人福祉センター「ひじり」	50
328	六角川	大町町	大町スポーツセンター	400
329	六角川	大町町	大町町公民館	400
330	六角川	江北町	B & G 体育館	400
331	六角川	江北町	就業改善センター	150
332	六角川	江北町	老人福祉センター	300
333	六角川	江北町	江北町公民館	300
334	六角川	江北町	交流センター「ネイブル」	500
335	六角川	江北町	江北小学校	600

番号	河 川 名	関係市町村	避難場所	収容人員(人)
336	六角川	江北町	江北中学校	600
337	六角川	江北町	幼児教育センター	350
338	六角川	江北町	岳集会所	60
339	六角川	江北町	岩屋集会所	60
340	六角川	江北町	上区活性化センター	60
341	六角川	江北町	石原集会所	60
342	六角川	江北町	小田集会所	60
343	六角川	江北町	新町生活館	60
344	六角川	江北町	平山地区生活館	60
345	六角川	江北町	日の出公民館	50
346	六角川	江北町	上小田集会所	60
347	六角川	江北町	鹿ノ口生活館	60
348	六角川	江北町	江北町防災広場	100
349	六角川	江北町	下小田集会所	60
350	六角川	江北町	東区公民館	50
351	六角川	江北町	町民研修施設（南郷）	60
352	六角川	江北町	新宿集会所	60
353	六角川	江北町	山口集会所（東分）	60
354	六角川	江北町	子どもセンター「うるる」	150
355	六角川	江北町	西分集会所	60
356	六角川	江北町	土元集会所	50
357	六角川	江北町	門前公民館	50
358	六角川	江北町	花祭集会所	60
359	六角川	江北町	白木公民館	50
360	六角川	江北町	八町北区集会所	60
361	六角川	江北町	八町地区コミュニティーセンター	60
362	六角川	江北町	祖子分集会所	60
363	六角川	江北町	馬場公民館	50
364	六角川	江北町	上惣創作館	60
365	六角川	江北町	下惣公民館	50
366	六角川	江北町	惣領分集会所	60
367	六角川	江北町	野口公民館	50
368	六角川	江北町	佐留志集会所	60
369	六角川	江北町	上分集会所	60
370	六角川	江北町	宿集会所	60
371	六角川	江北町	高砂集会所	60
372	六角川	白石町	白石町総合センター	700
373	六角川	白石町	白石町健康センター	350
374	六角川	白石町	白石社会体育館	1,190
375	六角川	白石町	白石中学校	890
376	六角川	白石町	白石小学校	450
377	六角川	白石町	六角小学校	470
378	六角川	白石町	須古小学校	430
379	六角川	白石町	北明小学校	510
380	六角川	白石町	三近堂コミュニティセンター	230
381	六角川	白石町	福富ゆうあい館	1,730
382	六角川	白石町	福富社会体育館	780
383	六角川	白石町	福富中学校	700
384	六角川	白石町	福富小学校	650
385	塩田川	白石町	有明スカイパーク ふれあい郷	1,910
386	塩田川	白石町	有明公民館	790
387	塩田川	白石町	有明中学校	1,230
388	塩田川	白石町	有明東小学校	560
389	塩田川	白石町	有明西小学校	560
390	塩田川	白石町	有明南小学校	400
391	鹿島川	鹿島市	六洲荘	230

番号	河 川 名	関係市町村	避難場所	収容人員(人)
392	鹿島川	鹿島市	鹿島市民球場	40
393	鹿島川・中川	鹿島市	市民交流プラザ	790
394	鹿島川・中川	鹿島市	鹿島商工会議所	120
395	鹿島川・中川	鹿島市	鹿島高等学校赤門学舎	670
396	鹿島川・中川	鹿島市	鹿島高等学校大手門学舎	670
397	中川	鹿島市	田沢記念館	60
398	中川	鹿島市	市民武道館	290
399	中川	鹿島市	市民体育館	630
400	中川	鹿島市	鹿島市生涯学習センター	420
401	中川	鹿島市	J Aさが鹿島支所	330
402	中川	鹿島市	能古見小学校	250
403	中川	鹿島市	のごみふれあい学習館	610
404	中川	鹿島市	J Aさが能古見支所	70
405	中川	鹿島市	鹿島小学校	420
406	中川・石木津川	鹿島市	西部中学校	1,000
407	中川・石木津川	鹿島市	明倫小学校	430
408	浜川	鹿島市	祐徳稲荷神社参集殿	230
409	浜川	鹿島市	古枝小学校	250
410	浜川	鹿島市	林業センター	70
411	浜川	鹿島市	林業体育館	390
412	浜川	鹿島市	浜小学校	250
413	浜川	鹿島市	東部中学校	690
414	浜川	鹿島市	臥竜ヶ岡体育館	400
415	音成川・黒木川	鹿島市	産業活性施設（海道しるべ）	60
416	龍宿浦川・嘉瀬浦川	鹿島市	七浦小学校	290
417	嘉瀬浦川・黒木川	鹿島市	漁村センター	110
418	音成川・黒木川	鹿島市	七浦海浜スポーツ公園体育館	300
419	母ヶ浦川・西葉川	鹿島市	七浦小学校音成分校	100
420	塩田川	鹿島市	五ノ宮神社	20
421	鹿島川・塩田川	鹿島市	北鹿島小学校	250
422	鹿島川・塩田川	鹿島市	北鹿島体育館	480
423	鹿島川・塩田川	鹿島市	北鹿島公民館	60
424	亀ノ浦川	太良町	町民体育センター	1,200
425	亀ノ浦川	太良町	亀ノ浦公民館	180
426	鹿島川	嬉野市	嬉野市塩田保健センター	100
427	鹿島川	嬉野市	嬉野市中央公民館	600
428	鹿島川	嬉野市	五町田研修センター	62
429	鹿島川・塩田川	嬉野市	久間地区地域コミュニティセンター	26
430	鹿島川	嬉野市	大草野研修センター	27
431	鹿島川	嬉野市	嬉野市コミュニティセンター（楠風館）	372
432	鹿島川・塩田川	嬉野市	五町田小学校	249
433	鹿島川・塩田川	嬉野市	五町田小学校谷所分校	38
434	鹿島川・塩田川	嬉野市	久間小学校	248
435	鹿島川	嬉野市	塩田小学校	261
436	鹿島川	嬉野市	塩田中学校	513
437	鹿島川	嬉野市	嬉野市社会文化会館	500
438	鹿島川	嬉野市	佐賀県立嬉野高等学校	507
439	塩田川	嬉野市	嬉野市文化センター	389
440	塩田川	嬉野市	不動ふれあい体育館	193
441	塩田川	嬉野市	嬉野市嬉野老人福祉センター	100
442	吉田川	嬉野市	嬉野市吉田公民館	100
443	塩田川	嬉野市	嬉野小学校	485
444	塩田川	嬉野市	轟小学校	360
445	吉田川	嬉野市	吉田小学校	443
446	塩田川	嬉野市	大草野小学校	284
447	塩田川	嬉野市	大野原小中学校	202

番号	河 川 名	関係市町村	避難場所	収容人員(人)
448	塩田川	嬉野市	嬉野中学校	539
449	吉田川	嬉野市	吉田中学校	289
450	塩田川	嬉野市	みゆき記念館	70
451	塩田川	嬉野市	みゆきクラブハウス	40
452	塩田川	嬉野市	みゆき球場室内	50
453	塩田川	嬉野市	朝日 I & R ドーム	500
454	塩田川	嬉野市	佐賀県立嬉野高等学校（嬉野校舎）	955
455	塩田川	嬉野市	嬉野市中央体育館	605
456	塩田川	嬉野市	うれしの市民センター	105
		計		161,467

別表16 ダム設置箇所一覧表（洪水調節機能を有するダム）

番号	水系名	河川名	名 称	位 置	型 式	常 時 満水位	洪水時 満水位	操 作 規 則	洪水調節容量 (総貯水容量) (千m ³)	所有者	管理者
1	有田川	白川川	有田ダム	西松浦郡有田町 白川	重力式 コンクリート	111.0	116.4	流入量が8m ³ /sに達した時から最大を経て、再び8m ³ /sになるまでの間は、放流量を零とし、流入量が8m ³ /sより低下した時点から8m ³ /s以下の放流を行う。	800 (1,880)	佐賀県	ダム管理 事務所
2	有田川	広瀬川	竜門ダム	西松浦郡有田町 広瀬山	重力式 コンクリート	100.7	110.7	流入量が15m ³ /sに達した時から最大を経て、再び15m ³ /sになるまでの間は、放流量を零とし、流入量が15m ³ /sより低下した時点から15m ³ /s以下の放流を行う。	1,250 (2,350)	佐賀県	ダム管理 事務所
3	塩田川	岩屋川 内 川	岩屋川内 ダム	嬉野市嬉野町 大字岩屋川内	重力式 コンクリート	182.5	198.5	流入量が40m ³ /sに達した時から最大を経て、再び40m ³ /sになるまでの間は、放流量を40m ³ /sとし、流入量が40m ³ /sより低下した時点から40m ³ /s以下の放流を行う。	1,650 (2,500)	佐賀県	ダム管理 事務所
4	塩田川	深浦川	深浦ダム	杵島郡白石町 大字深浦	重力式 コンクリート	40.6	41	越流堰からの自然放流により、最大放流量31m ³ /sまで洪水調節を行う。	2 (27)	佐賀県	ダム管理 事務所
5	松浦川	左伊岐 佐 川	伊岐佐 ダム	唐津市相知町 伊岐佐	重力式 コンクリート	250.5	271.5	流入量が33m ³ /sに達した時から最大を経て、再び33m ³ /sになるまでの間は、コンジットゲートを98%の一定開度にて保持して洪水調節を行う。	1,500 (1,940)	佐賀県	ダム管理 事務所
6	松浦川	町田川	平木場 ダム	唐津市神田	(主)重力式 コンクリート (脇)アース	75.1	81.9	流入量が7m ³ /sに達した時から最大を経て、再び7m ³ /sになるまでの間は、最大放流量5.5m ³ /sまでの自然放流による洪水調節を行う。	600 (1,080)	佐賀県	ダム管理 事務所
7	松浦川	厳木川	厳木ダム	唐津市厳木町 広瀬	重力式 コンクリート	199.1	218	流入量が80m ³ /sを越えた場合には、80m ³ /sの水量の流水を放流する方法により洪水調節を行う。	6,200 (13,600)	国土交通省	武雄河川事 務所
8	六角川	今出川	岸川ダム	多久市北多久町 大字多久原	重力式 コンクリート	—	216.5	流入量が52.8m ³ /sに達した時から52.8m ³ /s以内の放流を行い、流入量が最大に達した後は、55.2m ³ /s以下を下流の状況を考慮して放流する。	306 (330)	佐賀県	多久市
9	松浦川	川古川	本部ダム	武雄市若木町 大字本部	重力式 コンクリート	145.3	150	流入量が6m ³ /sに達した時から最大を経て、再び6m ³ /sになるまでの間は、最大放流量11m ³ /sまでの自然放流による洪水調節を行う。	340 (1,140)	佐賀県	ダム管理 事務所
10	筑後川	大木川	河内ダム	鳥栖市河内町	中心コア型 アースダム	184.0	194.872	流入量が16m ³ /sに達した時から28m ³ /sまでの間では、放流量16m ³ /s、28m ³ /sに達した時から40m ³ /sまでの間では放流量16m ³ /s、40m ³ /sに達した時から最大を経て、再び40m ³ /sになるまでの間は放流量を零とし、以下同様に8m ³ /s、16m ³ /sと放流量を増す。	922 (1,196)	佐賀県	鳥栖市
11	六角川	六角川	矢筈ダム	武雄市西川登町 大字神六	重力式 コンクリート	100.6	104.3	流入量が7m ³ /sに達した時から最大を経て、再び7m ³ /sになるまでの間は、最大放流量10m ³ /sまでの自然放流による洪水調節を行う。	440 (1,390)	佐賀県	ダム管理 事務所

番号	水系名	河川名	名 称	位 置	型 式	常 時 満水位	洪水時 満水位	操 作 規 則	洪水調節容量 (総貯水容量) (千m ³)	所有者	管理者
12	松浦川	狩立川 日ノ峯川	狩立・日ノ峯 ダム	武雄市山内町 大字宮野	重力式 コンクリート	111	114.5	流入量が10m ³ /sに達した時から最大を経て、再び10m ³ /sになるまでの間は、最大放流量5m ³ /sまでの自然放流による洪水調節を行う。	650 (1,790)	佐賀県	ダム管理 事務所
13	塩田川	吉田川	横竹ダム	嬉野市嬉野町 大字吉田	重力式 コンクリート	180.5	190	流入量が28m ³ /sに達した時から最大を経て、再び28m ³ /sになるまでの間は、最大放流量35m ³ /sまでの自然放流による洪水調節を行う。	2,050 (4,290)	佐賀県	ダム管理 事務所
14	伊万里川	都川内川	都川内ダム	伊万里市大坪町 丙	重力式 コンクリート	56.4	57.5	流入量が2m ³ /sに達した時から最大を経て、再び2m ³ /sになるまでの間は、最大放流量5m ³ /sまでの自然放流による洪水調節を行う。	110 (1,130)	佐賀県	ダム管理 事務所
15	鹿島川	中川	中木庭ダム	鹿島市 大字山浦	重力式 コンクリート	222.5	236.5	流入量が50m ³ /sに達した時から最大を経て、再び50m ³ /sになるまでの間は、最大放流量145m ³ /sまでの自然放流による洪水調節を行う。	3,500 (6,800)	佐賀県	ダム管理 事務所
16	松浦川	井手口川	井手口川ダム	伊万里市大川町 大字東田代	重力式 コンクリート	98.1	103.7	流入量が18m ³ /sに達した時から最大を経て、再び18m ³ /sになるまでの間は、最大放流量35m ³ /sまでの自然放流による洪水調節を行う。	770 (2,180)	佐賀県	ダム管理事 務所
17	嘉瀬川	嘉瀬川	嘉瀬川ダム	佐賀市富士町畑瀬	重力式 コンクリート	292.5	300	流入量が430m ³ /sを超えた場合には、430m ³ /sの水量の流水を放流する方法により洪水調節を行う。	17,500 (71,000)	国土交通省	佐賀河川事 務所

別表17 水こう門設置箇所一覧表

番号	関係土木 事務所名	河川名	名称	位置		形状寸法	所有者	管理受託者	操作方法	全開に要する 時間	管理状況
				市町	大字						
1	東部	宝満川	蓮原水門	鳥栖市	水屋町	巾3.10×高3.80 中央1連 巾2.30×高3.20 両側2連	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市	電動	10分	良
2	東部	宝満川	大木川水門	鳥栖市	水屋町	巾6.00×高8.4 中央3連 巾6.00×高7.2 両側2連	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市	電動	10分	良
3	東部	大木川	北畑水門	鳥栖市	水屋町	巾2.4×高3.3 2連	佐賀県	鳥栖市	ディーゼルエンジン	5分	良
4	東部	前川	前川排水樋門	鳥栖市	安楽寺町	巾5.80×高3.5 3連	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市	電動	10分	良
5	東部	轟木川	轟木水門	鳥栖市	真木町	巾14.0×高4.50 中央1連 巾6.20×高2.95 両側2連	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市	電動	10分	良
6	東部	轟木川	轟木川放水路 水門	鳥栖市	轟木町	巾4.0×高0.99 鋼製油圧式自動堰 1 門	佐賀県	—	油圧	5分	良
7	東部	西田川	下野水門	鳥栖市	下野町	巾2.0×高2.3 2連	佐賀県	鳥栖市	電動	10分	良
8	東部	沼川放水路	沼川水門	鳥栖市	下野町	巾11.25×高4.40 2連	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市	電動	10分	良
9	東部	宝満川	西赤川樋門	鳥栖市	酒井東町	巾3.00×高3.53 鋼製スライドゲート 2連	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市	電動	10分	良
10	東部	安良川	上川原樋管	鳥栖市	幸津町	巾1.75×高1.75 鋼製ローラーゲート	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市	ディーゼルエンジン	15分	良
11	東部	安良川	一本杉樋管	鳥栖市	幸津町	巾1.75×高1.50 鋼製ローラーゲート	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市	ディーゼルエンジン	10分	良
12	東部	安良川	幸津樋管	鳥栖市	幸津町	0.80×0.80 鋼製フラップゲート (川表) 0.80×0.80 鋼製スライドゲート (川裏)	国土交通省 筑後川河川事務所	鳥栖市	手動		良
13	東部	古川	古川水門	みやき町	江上	巾4.00×高3.60 2門	国土交通省 筑後川河川事務所	久留米市	電動	10分	良
14	東部	江口川	江口樋管	みやき町	江口	巾3.25×高3.25 1門	佐賀県	みやき町	手動	20分	良
15	東部	寒水川	寒水川水門	みやき町	江口	巾15.70×高10.94 2門	国土交通省 筑後川河川事務所	みやき町	電動	33分	良
16	東部	寒水川	寒水川放水路 分岐水門	みやき町	江口	巾2.0×高2.0 1門	佐賀県	—	電動	7分	良
17	東部	通瀬川	通瀬川水門	みやき町	江口	巾12.50×高4.47 2連 鋼製ローラーゲート	佐賀県	みやき町	電動	15分	良
18	東部	安武川	天建寺樋管	みやき町	天建寺	巾2.50×高2.50 2連	国土交通省 筑後川河川事務所	みやき町	電動	8分	良
19	東部	開平江	下田水門	みやき町	坂口	巾4.30×高4.00 4門	国土交通省 筑後川河川事務所	みやき町	電動	10分	良
20	東部	切通川 放水路	江見水門	みやき町	東津	巾8.00×高9.50 中央1連 巾8.00×高7.50 両側2連	国土交通省 筑後川河川事務所	みやき町	電動	20分	良
21	東部	井柳川	下米田水門	上峰町	前牟田	巾1×高2 木製巻上式 4連	—	上峰町	手動	10分	良
22	東部	田手川	埴水門	神埼市	千代田町崎村	巾15.00×高9.83 2門	国土交通省 佐賀河川事務所	神埼市	電動	15分	良
23	東部	切通川	江見手水門	神埼市	千代田町迎島	巾15.00×高9.83 2門	国土交通省 筑後川河川事務所	神埼市	電動	5分	良
24	東部	中津江川	浮島水門	久留米市 神埼市	城島町浮島 千代田町迎島	4.50×4.00 鋼製捲上 3連	国土交通省 筑後川河川事務所	神埼市	電動	10分	良
25	東部	三本松川	三本松川 曾根ヶ里水門	神埼市	神埼町本堀	2.9×5.0 鋼製捲上扉 3連	佐賀県	神埼市	電動	10分	良
26	東部	三本松川	三本松川 神納水門	神埼市	神埼町本堀	2.9×4.2 鋼製スライドゲート 1連	佐賀県	神埼市	ディーゼルエンジン	10分	良
27	東部	城原川	黒津樋管	神埼市	千代田町崎村	2.50×2.75 鋼製捲上扉 2連	国土交通省 佐賀河川事務所	神埼市	電動	5分	良
28	東部	中津江川	浜水門	神埼市	千代田町鯉江	20.5×3.7 鋼製ブレードゲート式ローラーゲート 1 門	佐賀県	神埼市	電動	12分	良
29	東部	馬場川	馬場川水門	神埼市	千代田町下板	5.0×3.1 鋼製捲上扉 3門	佐賀県	神埼市	電動	10.5分	良
30	佐賀	佐賀江川	枝吉水門	佐賀市	北川副町木原	10.5×3.72 鋼製ローラーゲート 2連	佐賀県	—	電動	12分	良

番号	関係土木 事務所名	河川名	名称	位置		形状寸法	所有者	管理受託者	操作方法	全開に要する 時間	管理状況
				市町	大字						
31	佐賀	八田江	袋水門	佐賀市	本庄	6.4×3.1 鋼製捲上 2門	佐賀県	—	ディーゼルエンジン	10分	良
32	佐賀	佐賀江川	蒲田津水門	佐賀市	蓮池町小松	巾9.60×高8.40 3門 巾9.60×高4.70 2門	国土交通省 佐賀河川事務所	平常時 佐賀県 非常時 国土交通省	電動	中17分 左右8分	良
33	佐賀	新川	尾の島水門	佐賀市	巨勢町東西	10.8×4.1 鋼製ローラーゲート 2門	佐賀県	—	電動	15分	良
34	佐賀	三間川	三間川水門	佐賀市	巨勢町	4.15×4.26 鋼製ローラーゲート2連 2.0×2.0 鋼製ローラーゲート	佐賀県	—	電動	15分	良
35	佐賀	八田江	八田江防潮水門	佐賀市	川副町宏江 東与賀町下古賀	防潮門8.2×18.0 鋼製2段ローラーゲート(2連) こら門8.2×8.0(上流) 鋼製2段ローラーゲート(1連) 6.2×8.0(下流) 鋼製捲上扉(1連)	佐賀県	—	電動	防潮門2連25分 開門上流8.5分 開門下流8分	良
36	佐賀	戊辰川	白鳥堰	佐賀市	東与賀町飯盛	7.4×1.88 ゴム引布製起伏式 1門	佐賀市	—	電動	20分	良
37	佐賀	本庄江	本庄江防潮水門	佐賀市	西与賀町	32.0×9.1 鋼製シエル構造ローラーゲート 1門 15.3×5.5 鋼製ゲーター構造ローラーゲート 2門	佐賀県	—	電動	33分	良
38	佐賀	本庄江	深町水門	佐賀市	鍋島町嘉瀬	12.1×4.0 2門 鋼製ローラーゲート(小ゲート、転倒ゲート付き)	佐賀県	佐賀市	電動	30分	良
39	佐賀	地藏川	地藏川水門	佐賀市	下田町	水門メインゲート巾 12.80×高3.98 倒伏上ゲート 6.00×1.20 除水吐ゲート 2.50×2.75	佐賀県	佐賀市	電動	15分	良
40	佐賀	佐賀江川	牛島水門	佐賀市	巨勢町	7.30×4.05 2門 鋼製2段ローラーゲート(左岸) 鋼製車集ローラーゲート(右岸)	佐賀県	—	電動	20分	良
41	佐賀	新川	新川防潮水門	佐賀市	諸富町為重	22.0×5.5 鋼製シエル構造ローラーゲート 1門 3.8×3.8 鋼製ローラーゲート	佐賀県	—	電動	18分	良
42	佐賀	焼原川	焼原川水門	佐賀市	巨勢町東西	5.24×2.45 鋼製ローラーゲート 3門	佐賀県	—	ディーゼルエンジン	10分	良
43	佐賀	福所江	福所江水門	小城市 佐賀市	芦刈町 久保田町	17.9×4.5 鋼製ローラーゲート 2連	佐賀県	小城市	電動	15分	良
44	佐賀	福所江	梨の木川分流水門	小城市	三日月町樋口	2.0×1.75 鋼製ローラーゲート 2門	佐賀県	—	手動		良
45	佐賀	芦新川	石井水門	小城市	芦刈町	4.2×2.75 鋼製フラップ及びローラーゲート 1門	佐賀県	小城市	発電機	10分	良
46	佐賀	牛津江	牛津江水門	小城市	牛津町	有効幅10.0×呑口高7.5 鋼製2段式ローラーゲート 3連	国土交通省 武雄河川事務所	小城市	電動	15分	良
47	佐賀	山崎川	山崎水門	小城市	小城市	有効幅12.5×呑口高3.216 鋼製シエル構造ローラーゲート 1門	国土交通省 武雄河川事務所	小城市	電動	15分	良
48	佐賀	牛津江	円長寺水門	小城市	牛津町	13.0×3.06 鋼製フラップ及びスライドゲート 2門	小城市	—	電動	20分	良
49	佐賀	牛津江	勝大井樋水門	小城市	牛津町	13.0×3.06 鋼製フラップ及びスライドゲート 2門	小城市	—	電動	20分	良
50	唐津	五藤田川	五藤田水門	唐津市	原	4.7×15.4 1門 1.6×1.6 2連	佐賀県	唐津市	電動	20分	良
51	唐津	潮分川	和多田水門	唐津市	和多田	有効幅15.0×呑口高4.5 鋼製シエル構造ローラーゲート 1門	国土交通省 武雄河川事務所	唐津市	電動	20分	良
52	唐津	北幸田	北幸田樋門	唐津市	鏡	有効幅5.0×呑口高3.5 鋼製ローラーゲート 2門 有効幅2.5×呑口高2.75 鋼製ローラーゲート 1門	国土交通省 武雄河川事務所	唐津市	電動	15分	良
53	唐津	大森川	大森川水門	唐津市	東字木	5.75×2.10 鋼製ローラーゲート 2門	佐賀県	唐津市	発電機	10分	良
54	唐津	横田川	畑田排水樋管	唐津市	浜玉町	幅2,450×高1,600 2門 鋼製フラップゲート	佐賀県	唐津市	電動	6分	良
55	唐津	佐志川	佐志排水樋管	唐津市	佐志	幅3,000×高2,000 ローラーゲート 1門	佐賀県	唐津市	電動	7分	良
56	伊万里	立川	立川樋門Ⅰ	伊万里市	黒川町塩屋	3.0×3.0 ステンレス製品捲上 3連	佐賀県	伊万里市	発電機	20分	良
57	伊万里	新田川	新田川水門	伊万里市	二里町八谷棚	11.0×4.04 ステンレスローラーゲート 1門	佐賀県	—	電動	20分	良
58	伊万里	新田川	黒亀樋門Ⅱ	伊万里市	二里町八谷棚	2.9×3.4 鉄製捲上、招扉 3門	佐賀県	伊万里市	電動	10分	良
59	伊万里	新田川	新田川樋門	伊万里市	二里町八谷棚	5.0×2.6 鉄製捲上 2連	佐賀県	—	電動	5分	良
60	伊万里	立川	立川樋門	伊万里市	黒川町椒土井	4.0×3.7 鉄製捲上式 1門	佐賀県	伊万里市	発電機	10分	良

番号	関係土木 事務所名	河川名	名称	位置		形状寸法	所有者	管理受託者	操作方法	全開に要する 時間	管理状況
				市町	大字						
61	伊万里	脇田川	脇田川放水路樋門	伊万里市	松島町	4.2×4.2 鉄製捲上、招扉 1門	佐賀県	伊万里市	電動	15分	良
62	伊万里	脇田川	脇田川水門	伊万里市	松島町	5.2×2.8 ステンレスローラーゲート 3門	佐賀県	—	電動	15分	良
63	伊万里	立川	立川水門	伊万里市	黒川町塩屋	20.9×3.8 ステンレスローラーゲート 1門	佐賀県	伊万里市	電動	13分	良
64	杵藤	六角川	大日水門	武雄市	橋町大日	2.0×2.0 木製引扉 5連	大日水利組合	—	手動	30分	良
65	杵藤	六角川	大日堰	武雄市	橋町大日	有効幅18.5×呑口高1.8 起伏ゲート付き2段ローラーゲート (上段：起伏ゲート、下段：シェル構造ローラーゲート)	国土交通省 武雄河川事務所	武雄市	電動	30分	良
66	杵藤	福富川	福富水門	白石町	昭和橋	14.0×2.95 鋼製捲上 1連	佐賀県	白石町	電動	10分	良
67	杵藤	只江川	白石樋門	白石町	新拓 新明	3.0×2.0 4連 ステンレスローラーゲート	農林水産省	佐賀県	発動機	15分	良
68	杵藤	深浦川	深浦水門	白石町	深浦	4.0×2.6 鉄製捲上 1連	佐賀県	白石町	軽油	15分	良
69	杵藤	廻里江川	廻里江防潮水門	白石町	深浦 戸ヶ里	17.05×4.95 ワイヤードラム式、鉄筋コンクリート造 2連	佐賀県	白石町	電動	10分	良
70	杵藤	高橋川	高橋水門 (高橋1号樋門)	武雄市	朝日町高橋	2.25×2.0 鋼製捲上 1連	佐賀県	武雄市	手動	5分	良
71	杵藤	焼米入江	焼米志久排水樋管	武雄市	北方町志久	1.75×1.5 ステンレス鋼製 1連	佐賀県	武雄市	電動	10分	良
72	杵藤	浦田川	浦田川水門	嬉野市	塩田町馬場下	5.1×3.0 鋼製捲上 2連	佐賀県	嬉野市	軽油	15分	良
73	杵藤	入江川	入江川水門	嬉野市	塩田町久間	5.1×3.2 鋼製捲上 2連	佐賀県	嬉野市	電動	10分	良
74	杵藤	松浦川	高月川樋門	武雄市	武雄市武雄町	3.1×1.9 鋼製ローラーゲート 2連	佐賀県	武雄市	電動	15分	良
75	杵藤	松浦川	原川樋門	武雄市	武雄市若木町	4.5×2.3 鋼製ローラーゲート 1連	佐賀県	武雄市	電動	10分	良

別表18 海岸樋管・樋門設置箇所一覧表

番号	関係事務所名	河川名等	名 称	位 置		形 状 寸 法	所有者	管理者	管理受託者	操作方法	管理状況
				市町	大字						
1	佐賀土木	東与賀海岸 (八田江)	稗産社堀排水樋管	佐賀市	東与賀町 下古賀	2.65 × 3.075 2門 ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	佐賀市	電動	良
2	佐賀土木	東与賀海岸 (本庄江)	戊申堀排水樋管	佐賀市	東与賀町 瓶盛	3.0 × 4.62 3門 鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	佐賀市	発動機	良
3	佐賀土木	西与賀海岸 (本庄江)	丸目樋管	佐賀市	西与賀町 高太郎	2.65 × 2.825 1門 ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	佐賀市	電動	良
4	佐賀土木	西与賀海岸 (本庄江)	丸目第二樋管	佐賀市	西与賀町 丸目	2.15 × 2.325 1門 ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	佐賀市	発動機	良
5	佐賀土木	嘉瀬海岸 (本庄江)	湾道樋管	佐賀市	嘉瀬町 新地籠	3.00 × 3.50 1門 ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	佐賀市	電動	良
6	佐賀土木	嘉瀬海岸 (本庄江)	新地籠樋管	佐賀市	嘉瀬町 新地籠	2.10 × 1.87 1門 ステンレス鋼製スライドゲート	国土交通省	佐賀県	佐賀市	手動	良
7	佐賀土木	芦刈海岸 (福所江)	杜堀排水樋管	小城市	芦刈町	1.50 × 2.25 1門 ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	小城市	電動	良
8	杵藤土木	鹿島海岸 (塩田川)	明治電排水樋管	鹿島市	常 広	1.75 × 1.75 1門 ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	鹿島市	電動	良
9	杵藤土木	鹿島海岸	富山電排水樋管	鹿島市	常 広	2.25 × 1.50 2門 ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	鹿島市	電動	良
10	杵藤土木	鹿島海岸 (鹿島川)	今電排水樋管	鹿島市	常 広	2.25 × 2.00 1門 (涵管本体) ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	鹿島市	電動	良
11	杵藤土木	七浦海岸 (母ヶ浦川)	東塩屋排水樋管	鹿島市	音成	1.80 × 2.50 2門 ステンレス製フラップゲート	国土交通省	佐賀県	鹿島市	電動	良
12	佐賀土木	東与賀海岸 (八田江)	年徳堀排水樋管	佐賀市	東与賀町 下古賀	3.00 × 3.25 1門 ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	佐賀市	電動	良
13	佐賀土木	芦刈海岸 (六角川)	南里堀排水樋管	小城市	芦刈町	3.20 × 2.40 1門 (涵管本体) ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	小城市	電動	良
14	佐賀土木	芦刈海岸 (六角川)	宝永堀排水樋管	小城市	芦刈町	2.75 × 1.75 2門 ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	小城市	電動	良
15	杵藤土木	有明海岸	大堀排水樋管	白石町	深 浦	2.20 × 2.10 1門 (涵管本体) 鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	白石町	発動機	良
16	杵藤土木	有明海岸	三番堀排水樋管	白石町	戸ヶ里	3.40 × 3.00 1門 (涵管本体) ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	白石町	電動	良
17	佐賀土木	東与賀海岸 (八田江)	大塚堀排水樋管	佐賀市	東与賀町 下古賀	2.50 × 2.28 2門 2.50 × 2.18 1門 ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	佐賀市	電動	良
18	佐賀土木	川副海岸 (早津江川)	昭和堀排水樋管	佐賀市	川副町 大詫間	3.15 × 3.075 2門 ステンレス鋼製ローラーゲート	?	佐賀県	佐賀市	電動	良
19	佐賀土木	川副海岸 (早津江川)	大正堀樋管	佐賀市	川副町 大詫間	1.70 × 1.50 1門 ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省	佐賀県	佐賀市	電動	良
20	佐賀中部農林	川副海岸	大詫間排水樋管	佐賀市	川副町 大詫間	1.40 × 1.30 3門 ステンレス製ローラーゲート	農林水産省	佐賀県	佐賀市	手動	良
21	佐賀中部農林	川副海岸	南川副排水樋管	佐賀市	川副町 大井道	1.40 × 1.60 2門 ステンレス製ローラーゲート	農林水産省	佐賀県	佐賀市	電動	良
22	佐賀中部農林	川副海岸	西千佑排水樋管	佐賀市	川副町 小々森	1.70 × 2.30 4門 ステンレス製ローラーゲート	農林水産省	佐賀県	佐賀市	電動	良
23	佐賀中部農林	川副海岸	国造排水樋管	佐賀市	川副町 大井道	1.20 × 1.30 3門 ステンレス製ローラーゲート	農林水産省	佐賀県	佐賀市	手動	良

番号	関係事務所名	河川名等	名 称	位 置		形 状 寸 法	所有者	管理者	管理受託者	操作方法	管理状況
				市町	大字						
24	佐賀中部農林	久保田海岸	久保田干拓排水樋管	佐賀市	久保田町 江戸	1.50×1.70 3門 ステンレス製ローラーゲート	農林水産省	佐賀県	佐賀市	手動	良
25	杵藤農林	福富・白石海岸	龍神排水樋管	白石町	八平	1.60×1.80 4門 ステンレス製ローラーゲート	農林水産省	佐賀県	白石町	手動	良
26	杵藤農林	福富・白石海岸	新福富排水樋管	白石町	八平	2.00×2.00 5門 ステンレス製ローラーゲート	農林水産省	佐賀県	白石町	手動	良
27	杵藤農林	有明海岸	廻里江排水樋管	白石町	新開	2.00×2.00 1門 ステンレス製ローラーゲート	農林水産省	佐賀県	白石町	手動	良
28	杵藤農林	鹿島海岸	浜排水樋管	鹿島市	浜町	1.70×1.50 1門 ステンレス製フラップゲート	農林水産省	佐賀県	鹿島市	手動	良
29	杵藤農林	鹿島海岸	七浦1号排水樋管	鹿島市	音成	2.00×2.00 6門 ステンレス製フラップゲート	農林水産省	佐賀県	鹿島市	手動	良
30	杵藤農林	鹿島海岸	七浦4号排水樋管	鹿島市	音成	1.60×1.80 2門 ステンレス製フラップゲート	農林水産省	佐賀県	鹿島市	手動	良
31	唐津農林	有浦海岸	大串新田排水樋管	玄海町	大串新田	2.00×1.20 1門 ステンレス製ローラーゲート	佐賀県	佐賀県	個人	手動	良
32	唐津農林	切木海岸	若松排水樋管	唐津市	肥前町 星賀	1.20×1.40 1門 ステンレス製ローラーゲート	佐賀県	佐賀県	個人	手動	良
33	唐津農林	切木海岸	満越排水樋管	唐津市	肥前町 満越	1.00×1.50 1門 ステンレス製ローラーゲート	佐賀県	佐賀県	個人	手動	良
34	唐津農林	切木海岸	中浦排水樋管	唐津市	肥前町 中浦	1.00×1.50 1門 ステンレス製ローラーゲート	佐賀県	佐賀県	個人	手動	良
35	唐津農林	切木海岸	杉の浦排水樋管	唐津市	肥前町 杉野浦	1.80×1.40 2門 ステンレス製ローラーゲート	佐賀県	佐賀県	個人	手動	良
36	唐津農林	切木海岸	湯野浦排水樋管	唐津市	肥前町 湯野浦	1.30×1.80 2門 ステンレス製ローラーゲート	佐賀県	佐賀県	地区駐在員	手動	良
37	唐津農林	名護屋漁港海岸	石室排水樋管	唐津市	鎮西町 石室	2.00×2.00 1門 ステンレス製ローラーゲート	佐賀県	佐賀県	個人	手動	良
38	伊万里農林	波多津海岸	池の本1号排水樋管	伊万里市	波多津町 辻	1.11×1.10 1門 ステンレス製スライドゲート	佐賀県	佐賀県	地区区長	手動	良
39	伊万里農林	波多津海岸	池の本3号排水樋管	伊万里市	波多津町 辻	1.11×1.10 1門 ステンレス製スライドゲート	佐賀県	佐賀県	地区区長	手動	良
40	伊万里農林	波多津海岸	波多津排水樋管	伊万里市	波多津町 辻	1.00×1.00 2門 ステンレス製スライドゲート	佐賀県	佐賀県	地区区長	手動	良
41	伊万里農林	波多津海岸	深浦排水樋管	伊万里市	波多津町 辻	1.34×1.30 1門 ステンレス製スライドゲート	佐賀県	佐賀県	地区区長	手動	良
42	伊万里農林	波多津海岸	馬給馬排水樋管	伊万里市	波多津町 馬給馬	1.94×1.90 4門 3.20×3.20 1門 ステンレス製スライドゲート	佐賀県	佐賀県	地区 生産組合長	電動	良
43	伊万里農林	波多津海岸	煤屋排水樋管	伊万里市	波多津町 煤屋	1.94×1.90 4門 ステンレス製スライドゲート	佐賀県	佐賀県	地区区長	手動	良
44	伊万里農林	波多津海岸	前潟排水樋管	伊万里市	波多津町 煤屋	1.11×1.10 1門 ステンレス製スライドゲート	佐賀県	佐賀県	地区区長	手動	良
45	伊万里農林	波多津海岸	後津排水樋管	伊万里市	波多津町 煤屋	1.11×1.10 1門 ステンレス製スライドゲート	佐賀県	佐賀県	地区区長	手動	良
46	伊万里農林	伊万里港海岸	東山代排水樋管	伊万里市	東山代町 長兵	3.45×1.50 1門 ステンレス製ローラーゲート 2.00×1.30 1門 ステンレス製ローラーゲート 1.50×1.30 1門 ステンレス製スライドゲート	農林水産省	佐賀県	東山代干拓 土地改良区理事長	ローラーゲート；電動 スライドゲート；手動	良
47	伊万里土木	伊万里港海岸	煤屋樋門	伊万里市	波多津町 煤屋	1.20×1.20 1門 ステンレス製フラップゲート、ステンレス製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良

番号	関係事務所名	河川名等	名 称	位 置		形 状 寸 法	所有者	管理者	管理受託者	操作方法	管理状況
				市町	大字						
48	伊万里土木	伊万里港海岸	福田樋門	伊万里市	黒川町 福田	2.50×2.10 2門 2.66×2.20 2門 スランズ製スライドゲート スランズ製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
49	伊万里土木	伊万里港海岸	浦島樋門	伊万里市	黒川町 浦島	2.67×2.10 2門 2.66×2.20 2門 スランズ製スライドゲート スランズ製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
50	伊万里土木	伊万里港海岸	塩屋樋門	伊万里市	黒川町 塩屋	1.90×2.08 1門 スランズ製スライドゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
51	伊万里土木	伊万里港海岸	黒川1号樋門	伊万里市	黒川町 小黒川	1.65×1.84 1門 1.65×1.95 1門 スランズ製スライドゲート スランズ製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
52	伊万里土木	伊万里港海岸	瀬戸1号樋門	伊万里市	瀬戸町	2.15×2.10 3門 2.16×2.20 3門 スランズ製スライドゲート スランズ製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	スライドゲート：手動 フラップゲート：電動	良
53	伊万里土木	伊万里港海岸	瀬戸2号樋門	伊万里市	瀬戸町	2.14×2.10 1門 2.15×2.16 1門 スライドゲート フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
54	伊万里土木	伊万里港海岸	瀬戸3号樋門	伊万里市	瀬戸町	2.15×2.10 2門 2.16×2.20 2門 スランズ製スライドゲート スランズ製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
55	伊万里土木	伊万里港海岸	瀬戸4号樋門	伊万里市	瀬戸町	1.45×1.40 1門 1.50×1.52 1門 スランズ製スライドゲート スランズ製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
56	伊万里土木	伊万里港海岸	瀬戸5号樋門	伊万里市	瀬戸町	2.17×2.10 3門 2.16×2.20 3門 スライドゲート フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
57	伊万里土木	伊万里港海岸	多々良樋門	伊万里市	瀬戸町 多々良	2.08×2.10 3門 2.68×2.20 3門 スライドゲート フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
58	伊万里土木	伊万里港海岸	木須1号樋門	伊万里市	木須町 辺古島	2.00×1.60 1門 2.00×1.60 1門 スライドゲート フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
59	伊万里土木	伊万里港海岸	木須2号樋門	伊万里市	木須町 辺古島	1門 スライドゲート、フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
60	伊万里土木	伊万里港海岸	木須3号樋門	伊万里市	木須町 新田	2.67×2.10 3門 2.66×2.20 3門 スランズ製スライドゲート スランズ製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
61	伊万里土木	伊万里港海岸	木須4号樋門	伊万里市	木須町 新田	2.15×2.60 1門 2.15×2.71 1門 スランズ製スライドゲート スランズ製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
62	伊万里土木	伊万里港海岸	長浜1号樋門	伊万里市	東山代町 長浜	2.67×2.10 3門 2.66×2.20 3門 スランズ製スライドゲート スランズ製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
63	伊万里土木	伊万里港海岸	長浜2号樋門	伊万里市	東山代町 長浜	2.15×2.10 2門 2.16×2.20 2門 スランズ製スライドゲート スランズ製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
64	伊万里土木	伊万里港海岸	楠久1号樋門	伊万里市	山代町 楠久津	2.50×2.00 3門 スライドゲート、フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	スライドゲート：手動 フラップゲート：電動	良
65	伊万里土木	伊万里港海岸	楠久2号樋門	伊万里市	山代町 楠久	1.66×1.60 1門 1.70×1.70 1門 スランズ製スライドゲート スランズ製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	伊万里市	手動	良
66	杵藤土木	鹿島港海岸	川良樋管	鹿島市	重ノ木	1.50×1.50 1門 ステンレス製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	鹿島市	手動	良
67	杵藤土木	鹿島港海岸	六角樋管	鹿島市	重ノ木	1.55×1.60 2門 ステンレス製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	鹿島市	手動	良
68	杵藤土木	鹿島港海岸	吉村樋管	鹿島市	浜町	1.50×2.00 1門 ステンレス製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	鹿島市	手動	良
69	杵藤土木	鹿島港海岸	福吉樋管	鹿島市	浜町	1.50×1.50 1門 ステンレス製フラップゲート	佐賀県	佐賀県	鹿島市	手動	良

別表19 堰堤設置箇所一覧表

番号	水系名	河川名	堰堤の名称	位 置 (左岸 右岸)	管理者	操作責任者	連絡電話	操作方法	摘 要
1	嘉瀬川	嘉瀬川	北山ダム	佐賀市富士町間屋 佐賀市富士町藤瀬	佐賀土地改良区	北山ダム管理事務所	0952-57-2013	電 動	重力式溢流型コンクリート直線堰堤テンタングート
2	筑後川	白木川	白木川取水堰	神埼市青振町広滝字井ノ上	九州電力㈱	佐賀水カセセンター 土木グループ	0952-33-1485	手 動	直線全越流型コンクリート重力式鋼製スライドゲート
3	筑後川	城原川	城原川取水堰	神埼市青振町広滝字井ノ上 神埼市青振町広滝字池の平	九州電力㈱	佐賀水カセセンター 土木グループ	0952-33-1485	電 動 7.5kW	直線全越流型コンクリート重力式鋼製スライドゲート
4	筑後川	城原川	城原川取水堰	神埼市青振町広滝字西小松原 神埼市青振町広滝字下迎	九州電力㈱	佐賀水カセセンター 土木グループ	0952-33-1485	電 動 5.5kW	直線全越流型コンクリート重力式鋼製スライドゲート
5	筑後川	倉谷川	倉谷川取水堰	神埼市青振町広滝字政所 神埼市青振町広滝字横井手	九州電力㈱	佐賀水カセセンター 土木グループ	0952-33-1485	電 動 3kW	直線全越流型コンクリート重力式鋼製スライドゲート
6	嘉瀬川	嘉瀬川	鮎の瀬堰	佐賀市富士町大字間屋字長瀬 佐賀市富士町大字大野字古賀	九州電力㈱	佐賀水カセセンター 土木グループ	0952-33-1485	電 動 7.5kW 2台 11kW 1台	可動扉付全越流型コンクリート重力式鋼製ローラーゲート
7	嘉瀬川	嘉瀬川	川上川 第一取水堰	佐賀市富士町大字小瀬川字矢落 佐賀市富士町大字古場字勝打	九州電力㈱	佐賀水カセセンター 土木グループ	0952-33-1485	電 動 7.5kW 2台 5.5kW 1台	直線全越流型コンクリート重力式鋼製スライドゲート
8	嘉瀬川	嘉瀬川	川上川第五堰	佐賀市大和町大字梅野字有ノ木 佐賀市富士町大字下熊川字柳竜	九州電力㈱	佐賀水カセセンター 土木グループ	0952-33-1485	電 動 15kW 2台 5.5kW 2台	可動扉付直線全越流型コンクリート重力式鋼製ローラーゲート
9	嘉瀬川	嘉瀬川	川上頭首工	佐賀市大和町大字久池井字惣座	佐賀土地改良区	川上頭首工 管理事務所	0952-62-0136	電 動	洪水吐 (油圧式自動転倒ゲート) 土砂吐 (油圧巻上式ローラーゲート)
10	嘉瀬川	嘉瀬川	嘉瀬川大堰	佐賀市久保町大字徳万 佐賀市久保町大字新田	国土交通省	武雄河川事務所 (嘉瀬川出張所)	0952-68-2362	電 動	溢流式鋼製ローラーゲート 34.0m×4.9m×3門
11	松浦川	松浦川	松浦大堰	唐津市原 唐津市和多田大土井	国土交通省	武雄河川事務所 (松浦川出張所)	0955-77-1735	電 動	溢流式鋼製ローラーゲート シングル5門 ダブル1門
12	松浦川	松浦川	調整池堰	唐津市厳木町天川字萩の元 唐津市厳木町天川字附舟	九州電力㈱	佐賀水カセセンター 土木グループ	0952-33-1485	電 動 11kW	中央越流型定半径アーチ式 鋼製スライドゲート
13	松浦川	松浦川	厳木川取水堰	唐津市厳木町天川字暮堂 唐津市厳木町広川字ソノ	九州電力㈱	佐賀水カセセンター 土木グループ	0952-33-1485	電 動 5.5kW	直線全越流型コンクリート重力式鋼製スライドゲート
14	松浦川	天 川	厳木第二 天川取水堰	唐津市厳木町天川字長畑 唐津市厳木町天川字下田	九州電力㈱	佐賀水カセセンター 土木グループ	0952-33-1485	電 動 1.5kW	直線全越流型コンクリート重力式鋼製スライドゲート
15	松浦川	松浦川	厳木川調整池ダム	唐津市厳木町天川字下田 唐津市厳木町鳥越字ウソボ谷	九州電力㈱	佐賀水カセセンター 土木グループ	0952-33-1485	電 動 11kW	直線一部越流型コンクリート重力式鋼製スライドゲート
16	松浦川	天 川	厳木天川取水堰	唐津市厳木町天川字長畑 唐津市厳木町天川字下田	九州電力㈱	佐賀水カセセンター 土木グループ	0952-33-1485	手 動	直線全越流型コンクリート重力式鋼材角落し
17	松浦川	松浦川	厳木川逆調整池堰	唐津市厳木町広瀬字篠ノ坂 唐津市厳木町広瀬字立草	九州電力㈱	佐賀水カセセンター 土木グループ	0952-33-1485	電 動 3.7kW	直線一部越流型コンクリート重力式鋼製スライドゲート
18	鴻 川	鴻 川	打上ダム	唐津市鎮西町大字打上字太田 唐津市鎮西町大字打上字笹田	唐津市 玄海町	唐津市 農地林務課	0955-72-9129	電 動	中心遮水ゾーン型フィル 鋼製スルースゲート
19	有浦川	後川内川	後川内ダム	唐津市後川内字城遠 唐津市後川内字浜の田	唐津市 玄海町	唐津市 農地林務課	0955-72-9129	電 動	傾斜遮水ゾーン型フィル 鋼製ジェットフローゲート
20	田野新田川	田野新田川	上倉ダム	唐津市肥前町大字新木場字川原田 唐津市肥前町大字新木場字川原田	唐津市 玄海町	唐津市 農地林務課	0955-72-9129	電 動	均一型フィル 鋼製ジェットフローゲート
21	埴 川	埴 川	赤坂ダム	唐津市肥前町大字赤坂字戸佐木場 唐津市肥前町大字赤坂字戸佐木場	唐津市 玄海町	唐津市 農地林務課	0955-72-9129	電 動	中心遮水ゾーン型フィル 鋼製ジェットフローゲート

番号	水系名	河川名	堰堤の名称	位 置 〔 左岸 右岸 〕	管理者	操作責任者	連絡電話	操作方法	摘 要
22	有浦川	有浦川	藤ノ平ダム	東松浦郡玄海町大字長倉字川内 東松浦郡玄海町大字長倉字川内	唐津市 玄海町	唐津市 農地林務課	0955-72-9129	電 動	中心遮水ゾーン型フィル 鋼製ジェットフロアゲート
23	玉島川	玉島川	玉島川取水堰	唐津市七山大字仁部字野中 唐津市七山大字白木字元屋敷	九州電力㈱	佐賀水カセンター 土木グループ	0952-33-1485	自 動	ゴム引布製起伏堰（空気式）
24	玉島川	狩川川	狩川川取水堰	唐津市七山大字白木字野中口 唐津市七山大字白木字百敬町	九州電力㈱	佐賀水カセンター 土木グループ	0952-33-1485	手 動	直線全越流型コンクリート重力式 木製角落し
25	塩田川	岩屋川内川	岩屋川取水堰	嬉野市大字岩屋川内字鹿谷乙 嬉野市大字岩屋川内字鹿谷乙	九州電力㈱	佐賀水カセンター 土木グループ	0952-33-1485	電 動 2.2kW	直線全越流型コンクリート重力式 鋼製スライドゲート
26	六角川	天山川	天山ダム	唐津市厳木町天川字竹のサコ	九州電力㈱	佐賀水カセンター 土木グループ	0952-33-1485	—	中央土質しゃ水壁型ロックフィルダム
27	六角川	六角川	六角川河口堰	杵島郡白石町大字福富字北瀬 小城市戸刈町永田	国土交通省	武雄河川事務所	0954-23-7934	電動	鋼製ローラーゲート

別表20 排水ポンプ設置箇所一覧表

排水ポンプが水防に果たす役割は重要なものである。水防支部または市町は水防本部と連絡を密にし、かつ以下の事項に留意し、運転の万全を期するようになしななければならない。
イ 事故の防止 ロ 運転開始、停止時期の適正化 ハ 水位変化の記録 ニ 運転日記の記録 ホ その他必要事項

番号	排水機場名	排水先河川名	内水河川名	位 置		管理者	形式・口径・動力・台数・出力	総排水能力		管理 受託者	ナンバリング (県河川)
				市 町	大 字			(㎥/h)	(㎥/秒)参考		
1	石塚雨水	筑後川	諸富中央雨水幹線	佐賀市	諸富町為重	佐賀市	コラム型水中斜流ポンプ 径900 電動2台 250kW	14,400	4.0	—	
2	別段川	早津江川	別段川	佐賀市	川副町犬井道	佐賀県(河川)	横軸斜流1,000m/ｍディーゼル2台 150P S	14,400	4.0	佐賀市	1 1
3	新川	早津江川	新川	佐賀市	諸富町為重	佐賀県(河川)	立軸軸流1,500m/ｍ330PS 1台 立軸軸流 2,400m/ｍ 720PSディーゼル 2台	108,000	30.0	—	2 9
4	徳永線	早津江川	公有水面	佐賀市	川副町早津江	農林水産省	横軸斜流1,000m/ｍディーゼル2台 180PS 2.5m ³ / h	18,000	5.0	佐賀市	
5	川副東部	早津江川	公有水面	佐賀市	川副町犬井道	佐賀市	水中斜流800m/ｍ電動3台 75kW	14,400	4.0	—	
6	蒲田津	佐賀江川	佐賀江川	佐賀市	蓮池町	国土交通省 佐賀河川事務所	立軸軸流3,600m/ｍディーゼル2台 1,544kW	216,000	60.0	—	
7	三間川	巨勢川	三間川	佐賀市	巨勢町牛島	佐賀県(河川)	立軸軸流1,500m/ｍディーゼル2台 230P S	36,000	10.0	佐賀市	3 2
8	巨勢川(焼原系)	嘉瀬川	焼原川	佐賀市	金立町千布	国土交通省 佐賀河川事務所	立軸渦巻斜流ポンプ2床式 φ1,000m/ｍ530kW×2台 横型ガスタービン	14,400	4.0	—	
9	巨勢川(東海系)	嘉瀬川	佐賀導水	佐賀市	金立町千布	国土交通省 佐賀河川事務所	立軸斜流2,400m/ｍ 横型ガスタービン2台 2,795kW	93,600	26.0	—	
10	得仏	嘉瀬川	得仏川	佐賀市	久保田町新田	国土交通省 佐賀河川事務所	立軸斜流・700mm・ディーゼル・2台・63kW	7,200	2.0	佐賀市	
11	池上	嘉瀬川	鯉川	佐賀市	大和町池上	国土交通省 佐賀河川事務所	コラム形水中斜流・700mm・電動・4台・140kW	14,400	4.0	佐賀市	
12	塩土井	嘉瀬川	西平川	佐賀市	大和町池上	佐賀県(河川)	立軸斜流800m/ｍディーゼル2台 120P S	9,000	2.5	佐賀市	1 7
13	立野樋管ゲートポンプ	嘉瀬川	八田江	佐賀市	東与賀町下古賀	佐賀県(河川)	水中軸流350m/ｍ電動2台 15kW	1,800	0.5	—	2 5
14	得仏	嘉瀬川	得仏川	佐賀市	久保田新田	佐賀県(公園)	立軸斜流600m/ｍディーゼル1台 140P S	2,880	0.8	佐賀市	
15	嘉瀬	嘉瀬川	公有水面	佐賀市	嘉瀬町十五	農林水産省	横軸斜流1,800m/ｍディーゼル3台 520P S	79,200	22.0	佐賀市	
16	川上	嘉瀬川	公有水面	佐賀市	大和町池上	農林水産省	横軸斜流1,350m/ｍディーゼル3台 300P S	39,600	11.0	佐賀市	
17	福富	嘉瀬川	公有水面	佐賀市	久保田町新田	佐賀市	横軸斜流800m/ｍディーゼル2台 115P S	10,800	3.0	—	
18	地藏川	本庄江	地藏川	佐賀市	下田町	佐賀県(河川)	立軸斜流1,500m/ｍディーゼル2台 155P S	36,000	10.0	佐賀市	4 3
19	湾道	本庄江	公有水面	佐賀市	嘉瀬町十五	農林水産省	立軸斜流400m/ｍ電動2台 13.5kW	2,160	0.6	佐賀市	
20	丸目	本庄江	公有水面	佐賀市	西与賀町高太郎	佐賀市	立軸斜流1,350m/ｍディーゼル3台 185P S	36,000	10.0	—	
21	厘外雨水	本庄江	平松厘外雨水幹線	佐賀市	光三丁目	佐賀市	ポンプゲート横軸水中軸流ポンプ 径700 電動2台 45kW	7,200	2.0	—	

番号	排水機場名	排水先河川名	内水河川名	位 置		管理者	形式・口径・動力・台数・出力	総排水能力		管理 受託者	ナンバリング (県河川)
				市 町	大 字			(㎥/h)	(㎥/秒)参考		
22	西今宿 (教内水ポンプ)	(本庄江)	西今宿川	佐賀市	嘉瀬町中原	佐賀県 (河川)	可搬式700m/ｍディ－ゼル4台	14,400	4.0	－	3 5
23	城西	(本庄江)	公有水面	佐賀市	西与賀町	農林水産省	横軸斜流1,650m/ｍディ－ゼル3台 390P S	64,800	18.0	佐賀市	
24	久留間	東平川	公有水面	佐賀市	大和町久留間	佐賀市	立軸水中斜流ポンプ600mm×3台 自家発電機 ディ－ゼル 500kVA (400kW)×2台	8,960	2.5	－	
25	古江湖川 (教内水ポンプ)	八田江	古江湖川	佐賀市	本庄町末次	佐賀県 (河川)	可搬式700m/ｍディ－ゼル6台	21,600	6.0	－	3 4
26	八田	八田江	多布施川	佐賀市	北川副町	佐賀市	立軸斜流1,000m/ｍディ－ゼル3台 190kW 300P S	18,000	5.0	－	
27	久保田第二	福所江	公有水面	佐賀市	久保田町江戸	農林水産省	横軸斜流1,000m/ｍディ－ゼル1台 230P S	9,000	2.5	佐賀市	
28	福所江	福所江	福所江	佐賀市	久保田町	佐賀県 (河川)	横軸斜流1,200m/ｍ1,500m/ｍディ－ゼル2台 220PS 1台 420PS2台 115P S	36,000	10.0	佐賀市	0 6
29	久保田第一	福所江	公有水面	佐賀市	久保田町	農林水産省	横軸斜流1,200m/ｍディ－ゼル2台 70PS 2.5m ³ / s	18,000	5.0	佐賀市	
30	西新地	福所江	公有水面	佐賀市	久保田町久富	佐賀市	横軸斜流800m/ｍディ－ゼル2台 105H P	10,800	3.0	－	
31	干拓	福所江	公有水面	佐賀市	久保田町江戸	佐賀市	横軸斜流1,000m/ｍディ－ゼル2台 180H P	18,000	5.0	－	
32	八田江	有明海	八田江	佐賀市	東与賀町下古賀	佐賀県 (河川)	立軸斜流・軸流3台2,000m/ｍ760PS 立軸軸流1台 3,600m/ｍ 2,100PSディ－ゼル	216,000	60.0	－	0 8
33	南里線	有明海	公有水面	佐賀市	川副町小々森	農林水産省	横軸斜流1,350m/ｍディ－ゼル毎秒4m排水 (4m ³ / s) 2台	28,800	8.0	佐賀市	
34	川副西部	有明海	公有水面	佐賀市	川副町小々森	佐賀市	横軸斜流1,100～1,200m/ｍディ－ゼル3台 210HP 140H P	28,800	8.0	－	
35	戊辰川	有明海	戊辰川	佐賀市	東与賀町飯盛	佐賀県 (河川)	横軸斜流1,200m/ｍディ－ゼル2台 130P S	18,000	5.0	佐賀市	2 0
36	東与賀	有明海	公有水面	佐賀市	東与賀町下古賀	佐賀県 (海岸)	立軸斜流1,500m/ｍディ－ゼル2台 470P S	36,000	10.0	佐賀市	
37	東与賀排水機場	有明海	公有水面	佐賀市	東与賀町飯盛	農林水産省	横軸斜流1,500m/ｍディ－ゼル3台 237k W	57,600	16.0	佐賀市	
38	和多田	松浦川	潮分川	唐津市	和多田先石	国土交通省 武雄河川事務所	コラム形水中斜流・700mm・電動・6台・140k W	21,600	6.0	唐津市	
39	鏡	松浦川	北牟田川	唐津市	鏡	国土交通省 武雄河川事務所	コラム形水中斜流・700mm・電動・4台 (140kW×2台+100kW×2台)	14,400	4.0	唐津市	
40	沖鶴	松浦川	公有水面	唐津市	中原	国土交通省 武雄河川事務所	ポンプゲート斜流・700mm・電動・2台・45k W	7,200	2.0	唐津市	
41	竹有第三 (可搬式ポンプ)	松浦川 (田中川)	公有水面	唐津市	北波多	佐賀県 (河川)	水中ポンプ φ250m/ｍ電力2台 15kW/台	1,080	0.3	唐津市	4 5
42	竹有第二	松浦川 (田中川)	公有水面	唐津市	北波多	佐賀県 (河川)	水中斜流 φ250m/ｍ電力2台15kW水中ポンプ φ200m/ｍ 電力5台11kW	9,480	2.6	唐津市	2 6
43	山彦 (可搬式ポンプ)	松浦川 (田中川)	公有水面	唐津市	北波多	佐賀県 (河川)	水中斜流 φ400m/ｍ電力2台 22kW	2,160	0.6	唐津市	4 4
44	セメン川	横田川	セメン川	唐津市	浜崎	唐津市	立軸水中ポンプ φ500m/ｍ電動2台 30kW/台	3,600	1.0	－	

番号	排水機場名	排水先河川名	内水河川名	位 置		管理者	形式・口径・動力・台数・出力	総排水能力		管理 受託者	ナンバリング (県河川)
				市 町	大 字			(㎥/h)	(㎥/秒)参考		
45	浜玉川	横田川	牟田川	唐津市	浜玉町	唐津市	横軸斜流φ1,200(ディーゼル) 2台 水中斜流φ500(モーター) 1台	23,040	6.4	—	
46	沼川	筑後川	沼川放水路	鳥栖市	下野町	佐賀県(河川)	立軸斜流1,000m/㎡ディーゼル2台 240P S	18,000	5.0	鳥栖市	0 7
47	下野	筑後川	西田川	鳥栖市	下野町	佐賀県(河川)	横軸軸流1,200m/㎡ディーゼル2台 215k W	21,600	6.0	鳥栖市	0 1
48	前川	宝満川	前川	鳥栖市	安楽寺町	国土交通省 筑後川河川事務所	立軸斜流1,200m/㎡ディーゼル3台 228k W 213k W	32,400	9.0	鳥栖市	
49	轟木	宝満川	轟木川	鳥栖市	真木町	国土交通省 筑後川河川事務所	横軸斜流φ台1,200m/㎡ディーゼル2台 213k W 横軸軸流φ台1,600m/㎡ディーゼル2台 349k W	68,400	19.0	鳥栖市	
50	蓮原	宝満川	蓮原川	鳥栖市	水屋町	国土交通省 筑後川河川事務所	横軸軸流1,100m/㎡ディーゼル2台 117k W	18,000	5.0	鳥栖市	
51	池田川	牛津川	池田川	多久市	羽佐間	国土交通省 武雄河川事務所	コラム形水中斜流・700mm・電動・5台・140k W	18,000	5.0	多久市	
52	牟田辺	牛津川	牟田辺川	多久市	牟田辺	国土交通省 武雄河川事務所	立軸斜流・1,000mm・ディーゼル・2台・147k W	18,000	5.0	多久市	
53	納所	牛津川	桜田水路	多久市	東多久町納所	佐賀県(河川)	立軸斜流800m/㎡ディーゼル2台 140P S	10,800	3.0	多久市	3 8
54	永瀬川 (可搬式ポンプ)	牛津川	永瀬川	多久市	東多久町	佐賀県(河川)	水中斜流400m/㎡電動2台 22k W	2,160	0.6	—	1 8
55	四反田川 (救内水ポンプ)	牛津川	四反田川	多久市	東多久町	佐賀県(河川)	可搬式700m/㎡ディーゼル2台 535P S	7,200	2.0	—	3 6
56	庄川 (可搬式ポンプ)	牛津川	庄川	多久市	南多久町	佐賀県(河川)	水中斜流400m/㎡電動2台 22k W	2,160	0.6	—	5 0
57	岩崎	牛津川	納所川	多久市	納所	佐賀県(河川)	立軸斜流コラム水中モーターポンプ700mmディーゼル4台 816k W	14,400	4.0	多久市	5 2
58	北古賀	牛津川	公有水面	多久市	納所	多久市	横軸斜流700m/㎡ 60PS1台 1,000m/㎡ 110PS1 台	10,800	3.0	—	
59	大川野	松浦川	宿川	伊万里市	大川町	国土交通省 武雄河川事務所	コラム形水中斜流・700mm・電動・2台・140k W	7,200	2.0	伊万里市	
60	新田川	伊万里川	新田川	伊万里市	二里町八谷湯	佐賀県(河川)	横軸軸流1,100m/㎡ディーゼル2台 200P S	18,000	5.0	—	0 2
61	新田川第二	伊万里川	新田川	伊万里市	二里町八谷湯	佐賀県(河川)	立軸軸流1,500m/㎡ディーゼル1台 316 k W	21,600	6.0	—	4 9
62	馬伏	伊万里川	馬伏川	伊万里市	松島町	伊万里市	立軸斜流1350m/㎡ディーゼル2台 300k W	34,560	9.6	—	
63	耕地湯	伊万里川	公有水面	伊万里市	松島町	伊万里市	渦巻型水中モーターポンプ2 台	720	0.2	—	
64	松島	脇田川	公有水面	伊万里市	松島町	伊万里市	立軸軸流700m/㎡ディーゼル3台 30k W	9,936	2.8	—	
65	波多津川	伊万里湾	波多津川	伊万里市	波多津町馬崎湯	佐賀県(河川)	横軸軸流700m/㎡1,000m/㎡ディーゼル1台 70PS 1台 115P S	10,800	3.0	伊万里市	0 3
66	長浜六本松	伊万里湾	公有水面	伊万里市	長浜	伊万里市	横軸斜流1,000m/㎡ディーゼル2台 120P S	16,200	4.5	—	
67	木須新田	伊万里湾	見上川	伊万里市	木須	伊万里市	横軸斜流1,200m/㎡ディーゼル2台 145P S	18,720	5.2	—	

番号	排水機場名	排水先河川名	内水河川名	位 置		管理者	形式・口径・動力・台数・出力	総排水能力		管理 受託者	ナンバリング (県河川)
				市 町	大 字			(m ³ /h)	(m ³ /秒)参考		
68	東山代干拓	伊万里湾	公有水面	伊万里市	東山代町長浜	東山代干拓 土地改良区	横軸水中軸流ポンプ500m/ｍ電動2台 30k W	4,080	1.1	—	
69	塩屋	伊万里湾	公有水面	伊万里市	黒川町塩屋	佐賀県 (港湾)	横軸水中軸流ポンプ300m/ｍ電動2台 11k W	1,440	0.4	伊万里市	
70	木須川 (教内水ポンプ)	伊万里湾	木須川	伊万里市	瀬戸町川副新田	佐賀県 (河川)	可搬式700m/ｍディーゼル4台 485P S	14,400	4.0	伊万里市	2 1
71	黒塩川 (教内水ポンプ)	伊万里湾	黒塩川	伊万里市	黒川町黒塩	佐賀県 (河川)	可搬式700m/ｍディーゼル2台 485P S	7,200	2.0	伊万里市	2 2
72	立川 (教内水ポンプ)	伊万里湾	立川	伊万里市	黒川町塩屋	佐賀県 (河川)	可搬式700m/ｍディーゼル2台 485P S	7,200	2.0	伊万里市	2 3
73	楠久川 低平地 (可搬式ポンプ)	伊万里湾	楠久川	伊万里市	山代町 楠久津	佐賀県 (河川)	水中斜流ポンプ 可搬式400m/ｍ2台 22k W	2,160	0.6	伊万里市	1 2
74	楠久津	伊万里湾	福川内川	伊万里市	山代町 楠久津	伊万里市	立軸水中軸流ポンプ/径700/電動2台/37K w	7,200	2.0	—	
75	浦分	伊万里湾	押川	伊万里市	黒川町	伊万里市	コラム式水中斜流ポンプ 電動2台 90k w	2,700	15.0	—	
76	鳴瀬	六角川	鳴瀬川	武雄市	鳴瀬	国土交通省 武雄河川事務所	横軸斜流・450mm・電動・2台・29k W コラム形水中斜流・700mm・電動・2台・100k W	10,080	2.8	武雄市	
77	高橋	六角川	高橋川	武雄市	高橋	国土交通省 武雄河川事務所	立軸軸流・2,600mm・ガスタービン・3台・971k W	219,600	61.0	武雄市	
78	板橋	六角川	新大納川	武雄市	橋町	国土交通省 武雄河川事務所	立軸軸流・1,800mm・ガスタービン・2台・291k W	50,400	14.0	武雄市	
79	川添川	六角川	川添川	武雄市	北方町久津具	国土交通省 武雄河川事務所	立軸軸流・2,200mm・ガスタービン・2台・566k W	82,800	23.0	武雄市	
80	焼米	六角川	焼米入江 赤坂入江	武雄市	北方町焼米	国土交通省 武雄河川事務所	立軸軸流・1,650mm・ガスタービン・2台・316k W	46,800	13.0	武雄市	
81	医王寺川	六角川	医王寺川	武雄市	北方町	佐賀県 (河川)	斜流コラム水中モーターポンプ700m/ｍ電動2台 180kVA3台 520P S	7,200	2.0	武雄市	3 9
82	蔵堂入江	六角川	蔵堂入江	武雄市	北方町	佐賀県 (河川)	立軸斜流4.0m ³ / s 2台 305P S	28,800	8.0	武雄市	4 6
83	東川	六角川	東川	武雄市	鳴瀬	国土交通省 武雄河川事務所	コラム形水中斜流・700mm・電動・8台・140k W	28,800	8.0	武雄市	
84	高橋川 (可搬式ポンプ)	六角川	高橋川	武雄市	甘久	佐賀県 (河川)	水中斜流400m/ｍ 電動2台 0.3m ³ / s 100KV A	2,160	0.6	—	4 0
85	志久	六角川	公有水面	武雄市	志久	武雄市	横軸斜流800m/ｍ電動2台 120P S	10,800	3.0		
86	広田川排水機場	広田川	広田川	武雄市	北方町志久	佐賀県 (河川)	立軸斜流コラム式水中モーターポンプ600 Φ・1.0m3×5基	18,000	5.0	武雄市	5 3
87	高橋第一	武雄川	上滝都市下水路	武雄市	甘久	武雄市	横軸斜流500m/ｍ電動2台 45k W	2,880	0.8	—	
88	南舟津	浜川	公有水面	鹿島市	浜町	鹿島市	ポンプゲート横軸水中600mm/電動2台 排水能力5760m ³ /h(1.6m ³ /s)	7,200	2.0	—	
89	重ノ木	鹿島川	公有水面	鹿島市	重ノ木	鹿島市	横軸斜流800m/ｍディーゼル2台 60P S	9,000	2.5	—	
90	中牟田	鹿島川	公有水面	鹿島市	高津原	鹿島市	立軸斜流1,350m/ｍディーゼル2台 320P S	29,520	8.2	—	

番号	排水機場名	排水先河川名	内水河川名	位 置		管理者	形式・口径・動力・台数・出力	総排水能力		管理 受託者	ナンバリング (県河川)
				市 町	大 字			(㎥/h)	(㎥/秒)参考		
91	中村	鹿島川	公有水面	鹿島市	中村	鹿島市	立軸斜流700mm/㎡1,200mm/㎡ディーゼル1台 130PS 2台 240PS	22,320	6.2	—	
92	乙丸	鹿島川	公有水面	鹿島市	常広	鹿島市	立軸斜流1,200mm/㎡ディーゼル2台 350PS	25,080	7.0	—	
93	組方	鹿島川	公有水面	鹿島市	中村	鹿島市	横軸斜流800mm/㎡ディーゼル2台 40PS	7,200	2.0	—	
94	西牟田	鹿島川	公有水面	鹿島市	高津原	鹿島市	縦軸斜流700mm/1500mmディーゼル2台 120PS ディーゼル2台 550PS	48,744	13.5	—	
95	横田	中川	公有水面	鹿島市	高津原	鹿島市	立軸斜流1,000mm/㎡400mm/㎡ディーゼル2台 185PS 2台 22kW 電動	19,080	5.3	—	
96	土井丸	塩田川	公有水面	鹿島市	森	鹿島市	横軸斜流900mm/㎡ディーゼル2台 80PS	10,800	3.0	—	
97	末増竈	有明海	公有水面	鹿島市	常広	佐賀県(海岸)	立軸斜流700mm/㎡ディーゼル2台 2㎡/ s	7,200	2.0	鹿島市	
98	今竈	有明海	公有水面	鹿島市	常広	鹿島市	横軸斜流1,000mm/㎡ディーゼル2台 105PS	14,400	4.0	—	
99	七浦	有明海	公有水面	鹿島市	音成	鹿島市	横軸斜流700mm/㎡ディーゼル2台 80PS	7,200	2.0	—	
100	浜東部	有明海	公有水面	鹿島市	浜町	鹿島市	横軸斜流1,000mm/㎡800mm/㎡ディーゼル1台 140PS 1台 80PS	12,600	3.5	—	
101	浜干拓	有明海	公有水面	鹿島市	浜町	鹿島市	横軸斜流700mm/㎡ディーゼル2台 60PS	6,480	1.8	—	
102	西葉	有明海	西葉川	鹿島市	音成	鹿島市	軸流式1,350mm/㎡900mm/㎡ディーゼル1台 210PS 1台 95PS	18,000	5.0	—	
103	弁財	六角川	牛津川	小城市	芦刈町	国土交通省 武雄河川事務所	立軸軸流・500mm・電動・1台・30kW 立軸軸流・350mm・電動・1台・11kW	2,520	0.7	小城市	
104	芦刈第一	六角川	公有水面	小城市	芦刈町	農林水産省	横軸斜流1,500mm/㎡ディーゼル2台 175kW	32,400	9.0	小城市	
105	一本松	牛津川	戸崎川	小城市	芦刈町	国土交通省 武雄河川事務所	立軸軸流・500mm・ディーゼル・2台・39kW 立軸軸流・300mm・電動・2台・15kW	5,400	1.5	小城市	
106	三条	牛津川	三条川	小城市	芦刈町	国土交通省 武雄河川事務所	立軸斜流・600mm・ディーゼル・2台・45kW	6,120	1.7	小城市	
107	牛津江	牛津川	牛津江川	小城市	牛津町	国土交通省 武雄河川事務所	横軸軸流・2,000mm・ディーゼル・3台 (463kW×2台+470kW×1台) 立軸軸流・3,000mm・ガスタービン・1台・1,279kW	180,000	50.0	小城市	
108	山崎	牛津川	山崎川	小城市	小坡町	国土交通省 武雄河川事務所	立軸斜流・1,000mm・ディーゼル・2台・117kW	14,400	4.0	小城市	
109	友田	牛津川	公有水面	小城市	牛津町	農林水産省	横軸斜流1,200mm/㎡ディーゼル2台 150PS 2.5㎡/ s	18,000	5.0	小城市	
110	芦刈第二	牛津川	公有水面	小城市	芦刈町	農林水産省	横軸斜流1,200mm/㎡ディーゼル2台 130PS 2.5㎡/ s	18,000	5.0	小城市	
111	三王崎	牛津川	三条川	小城市	芦刈町	小城市	横軸斜流900mm/㎡1,500mm/㎡ディーゼル2台 150HP 1台 370HP	27,720	7.7	—	
112	川越	牛津川	公有水面	小城市	芦刈町	小城市	横軸1,000mm/㎡ディーゼル2台 900HP	14,400	4.0	—	
113	戸崎	牛津川	戸崎川	小城市	芦刈町	小城市	横軸700mm/㎡ディーゼル2台 100HP	7,200	2.0	—	

番号	排水機場名	排水先河川名	内水河川名	位 置		管理者	形式・口径・動力・台数・出力	総排水能力		管理 受託者	ナンバリング (県河川)
				市 町	大 字			(㎥/h)	(㎥/秒)参考		
114	前瀬江第2	牛津川	公有水面	小城市	牛津町	佐賀県(農林)	コラム式立軸斜流水中/φ700mm 電動2台 105kW	10,800	3.0	—	
115	友田	牛津川	公有水面	小城市	牛津町	小城市	横軸900m/φ700mm 2台 105HP	10,800	3.0	—	
116	前瀬江	牛津川	公有水面	小城市	牛津町	小城市	横軸軸流900m/φ700mm/1,500m/φ700mm 2台 120HP 1台380HP	25,200	7.0	—	
117	上坪	牛津川	公有水面	小城市	牛津町	小城市	横軸軸流1,000m/φ700mm/1,500m/φ700mm 3台 2台 230PS 1台 140P S	18,000	5.0	—	
118	満神	牛津川	公有水面	小城市	牛津町	小城市	横軸軸流700m/φ700mm/1,500m/φ700mm 4台 2台 80HP 2台 300HP	27,000	7.5	—	
119	橋内	牛津川	公有水面	小城市	小城市	小城市	水中斜流800m/φ700mm 電動2台 75kW	10,080	2.8	—	
120	牛津駅前 (可搬式ポンプ)	牛津江川	公有水面	小城市	牛津町	佐賀県(河川)	水中ポンプ400m/φ700mm 電動1台 22kW	1,080	0.3	—	1 9
121	牛津駅前 (可搬式ポンプ)	牛津江川	公有水面	小城市	牛津町	佐賀県(河川)	水中斜流400m/φ700mm 電動3台 22kW	3,240	0.9	—	0 9
122	三日月	嘉瀬川	公有水面	小城市	三日月町	農林水産省	横軸軸流1,000m/φ700mm/1,500m/φ700mm 2台 200P S	18,000	5.0	小城市	
123	三日月町東部	祇園川	公有水面	小城市	三日月町	小城市	立軸斜流φ700mm 電動3台 90kW	12,600	3.5	—	
124	福所江第二	福所江	福所江	小城市	芦刈町	佐賀県(河川)	立軸斜流1台1,500m/φ700mm/1,500m/φ700mm 455PS2台 1,000m/φ700mm/1,500m/φ700mm 240P S	36,000	10.0	小城市	3 7
125	新村	福所江	公有水面	小城市	芦刈町	小城市	横軸軸流1,000m/φ700mm/1,500m/φ700mm 2台 180HP	18,000	5.0	—	
126	社堀	有明海	公有水面	小城市	芦刈町道免	佐賀県(海岸)	立軸700m/φ700mm/1,500m/φ700mm 2台 95P S	7,200	2.0	小城市	
127	下童	鹿島川	公有水面	嬉野市	塩田町	嬉野市	斜流式1,200m/φ700mm 100PS 1台 40P S	22,320	6.2	—	
128	三ヶ崎	鹿島川	公有水面	嬉野市	塩田町	嬉野市	横軸軸流1,200m/φ700mm/1,500m/φ700mm 120P S	18,000	5.0	—	
129	浦田川 (可搬式ポンプ)	塩田川	浦田川	嬉野市	塩田町	佐賀県(河川)	水中斜流400m/φ700mm 電動2台 22kW	2,160	0.6	—	1 3
130	浦田川 (敷内水ポンプ)	塩田川	浦田川	嬉野市	塩田町	佐賀県(河川)	可搬式700m/φ700mm/1,500m/φ700mm 480P S	7,200	2.0	—	2 7
131	入江川 (敷内水ポンプ)	塩田川	入江川	嬉野市	塩田町	佐賀県(河川)	可搬式700m/φ700mm/1,500m/φ700mm 480P S	21,600	6.0	—	2 8
132	大幸田	塩田川	公有水面	嬉野市	塩田町真崎	嬉野市	立軸斜流1,200m/φ700mm/1,500m/φ700mm 200P S	21,600	6.0	—	
133	馬場下	塩田川	公有水面	嬉野市	塩田町馬場下	嬉野市	軸斜流700m/φ700mm/1,500m/φ700mm 90P S	10,800	3.0	—	
134	津島	筑後川	中津江川	神埼市	千代田町中津	国土交通省 筑後川河川事務所	横軸軸流1,500m/φ700mm/1,500m/φ700mm 183kW	43,200	12.0	神埼市	
135	江見(下流)	筑後川	切通川	神埼市	千代田町迎島	国土交通省 筑後川河川事務所	横軸軸流1,500m/φ700mm/1,500m/φ700mm 176kW	43,200	12.0	神埼市	
136	千代田	筑後川	国営千代田線	神埼市	千代田町崎村	農林水産省	横軸軸流1,200m/φ700mm/1,500m/φ700mm 120PS 2.5m ³ /h	18,000	5.0	神埼市	

番号	排水機場名	排水先河川名	内水河川名	位置		管理者	形式・口径・動力・台数・出力	総排水能力		管理 受託者	ナンバリング (県河川)
				市町	大字			(㎥/h)	(㎥/秒)参考		
137	三本松川	城原川	三本松川	神崎市	神埼町馬郡	国土交通省 佐賀河川事務所	立軸斜流φ1,000m/m400PS×2台 4サイクルディーゼル機 関	18,000	5.0	—	
138	馬場川	城原川	馬場川	神崎市	神埼町鶴西	国土交通省 佐賀河川事務所	立軸斜流φ1,000m/m400PS×2台 4サイクルディーゼル機 関	18,000	5.0	—	
139	中池江川	城原川	中池江川	神崎市	神埼町横武	国土交通省 佐賀河川事務所	横軸斜流ポンプφ1,350m/m400PS×2台 4サイクルディーゼル機 関 294kW×1台機型が不明	43,200	12.0	—	
140	三本松川	田手川	三本松川	神崎市	神埼町本堀	佐賀県 (河川)	立軸軸流1,500m/mディーゼル2台 191kW	36,000	10.0	神崎市	4 7
141	馬場川	田手川	馬場川	神崎市	千代田町下板	佐賀県 (河川)	立軸軸流1,500m/mディーゼル2台 170PS	21,600	6.0	神崎市	4 8
142	井柳川	城原川	井柳川	吉野ヶ里町	豆田	国土交通省 佐賀河川事務所	立軸斜流1,000m/m 立型ガスタービン2台 539kW	18,000	5.0	—	
143	江見	筑後川	切通川 放水路	みやき町	東津	国土交通省 筑後川河川事務所	立軸斜流1,350m/mディーゼル2台 235kW	25,200	7.0	みやき町	
144	寒水川	筑後川	開平江	みやき町	坂口	国土交通省 筑後川河川事務所	横軸軸流1,500m/mディーゼル4台 270PS	61,920	17.2	みやき町	
145	古川	筑後川	沼川	みやき町	豆津	国土交通省 筑後川河川事務所	横軸軸流1,200m/mディーゼル3台 240kW	36,720	10.2	久留米市	
146	通瀬川	筑後川	通瀬川	みやき町	東尾	国土交通省 佐賀河川事務所	立軸斜流φ1,000m/m490kW×2台 立型ガスタービン	18,000	5.0	—	
147	切通川	筑後川	切通川	みやき町	中津隈	国土交通省 佐賀河川事務所	立軸斜流1,500m/m立軸ガスタービン2台 1,379kW	36,000	10.0	—	
148	通瀬川	筑後川	通瀬川	みやき町	江口	佐賀県 (河川)	立軸軸流1,650m/mディーゼル3台 500PS	64,800	18.0	みやき町	3 3
149	境川 (可搬式ポンプ)	六角川	境川	大町町	大町	佐賀県 (河川)	水中斜流400m/m電動2台 0.3m ³ /s 90KV A	2,160	0.6	—	4 1
150	下湯	六角川	公有水面	大町町	福母	大町町	横軸斜流1,350m/mディーゼル2台 220PS	27,000	7.5	—	
151	沖の神川	六角川	公有水面	大町町	福母	大町町	立軸斜流1,200m/m3.0m ³ /s 2台 250PS 2台 ディーゼル3台 300PS	3,600	1.0	—	
152	高良川 (可搬式ポンプ)	六角川	高良川	大町町	大町	佐賀県 (河川)	水中斜流400m/m電動2台 0.3m ³ /s 125KV A	2,160	0.6	大町町	5 1
153	下大町	六角川	公有水面	大町町	—	大町町		21,600	6.0	—	
154	鳴江	六角川	惣領分川	江北町	惣領分	武雄河川事務所 江北町	立軸軸流φ700mm 横軸斜流φ1000mm ディーゼル1台105kw、ディーゼル1台220PS	16,200	4.5	江北町	
155	東古川	六角川	古川	江北町	八丁	国土交通省 武雄河川事務所	立軸軸流・700mm・ディーゼル・2台・92kW	10,800	3.0	江北町	
156	西古川	六角川	西古川	江北町	八丁	国土交通省 武雄河川事務所	立軸軸流・600mm・電動・1台・30kW 立軸軸流・300mm・電動・2台・15kW	3,600	1.0	江北町	
157	古川	六角川	古川	江北町	八丁	江北町	軸流式1,000m/m1,500m/m電動 1台 4台 250PS	70,200	19.5	—	
158	大西	六角川	公有水面	江北町	下小田	江北町	立軸軸流800m/mディーゼル2台	10,800	3.0	—	
159	城ノ井	六角川	公有水面	江北町	佐留志	江北町	立軸斜流1,000m/mディーゼル2台 145PS	14,400	4.0	—	

番号	排水機場名	排水先河川名	内水河川名	位 置		管理者	形式・口径・動力・台数・出力	総排水能力		管理 受託者	ナンバリング (県河川)
				市 町	大 字			(㎥/h)	(㎥/秒)参考		
160	朽木	牛津川	公有水面	江北町	惣領分	江北町	横軸斜流1,000m/φ1,200m/ディーゼル 1台 1台	18,000	5.0	—	
161	緑郷川	六角川	緑郷川	白石町	福富	佐賀県 (河川)	立軸斜流 φ1,200m/φ1,200m/ディーゼル2台 250P S	21,600	6.0	白石町	2 4
162	白石川	六角川	白石川	白石町	東郷	佐賀県 (河川)	立軸斜流1,350m/φ1,200m/ディーゼル2台 320P S	25,200	7.0	白石町	1 4
163	須古川	六角川	須古川	白石町	馬洗	佐賀県 (河川)	横軸斜流1,200m/φ1,200m/ディーゼル2台 120P S 水中斜流400m/φ1,200m/電動2台 30kW 斜流コラ水中モーターポンプ700m/φ1,200m/電動2台 140kW	27,360	7.6	白石町	3 0
164	有明1号	六角川	直江川	白石町	福富	農林水産省	横軸斜流1,650m/φ1,200m/ディーゼル2台 330P S	44,280	12.3	白石町	
165	六府方	六角川	公有水面	白石町	福富下分	白石町	横軸斜流 φ1,000m/φ1,200m/ディーゼル2台 150P S	14,400	4.0	—	
166	佐留志	六角川	公有水面	白石町	福富	白石町	横軸斜流700m/φ1,200m/ディーゼル2台 60P S	7,200	2.0	—	
167	福富天神	六角川	公有水面	白石町	—	白石町	1台	1,440	0.4	—	
168	松右衛門揚	六角川	公有水面	白石町	—	白石町	2台	1,440	0.4	—	
169	深浦川・御番所川 (叙内水ポンプ)	塩田川	御番所川	白石町	深浦	佐賀県 (河川)	可搬式600m/φ1,200m/電動2台 40kW A	7,200	2.0	—	3 1
170	塩田川 (可搬式ポンプ)	塩田川	公有水面	白石町	下牛間田	佐賀県 (河川)	水中斜流400m/φ1,200m/電動1台 0.3m ³ /s 45KV A	1,080	0.3	—	1 6
171	廻里江川 (右岸)	廻里江川	廻里江川	白石町	深浦	佐賀県 (河川)	横軸斜流1,500m/φ1,200m/ディーゼル2台 315P S	36,000	10.0	白石町	1 0
172	廻里江川 (左岸)	廻里江川	廻里江川	白石町	戸ヶ里	佐賀県 (河川)	立軸斜流2,000m/φ1,200m/ディーゼル2台 530P S	61,200	17.0	白石町	4 2
173	廻里津	廻里江川	公有水面	白石町	戸ヶ里	白石町	水中斜流300m/φ1,200m/電動2台 11kW	660	0.2	—	
174	只江川 (可搬式ポンプ)	只江川	公有水面	白石町	新明	佐賀県 (河川)	水中斜流400m/φ1,200m/電動1台 0.3m ³ /s 45KV A	1,080	0.3	—	1 5
175	八平牛拓第一	有明海	公有水面	白石町	八平	白石町	横軸斜流ポンプ1,000m/φ1,200m/ディーゼル1台 160P S	8,640	2.4	—	
176	八平牛拓第二	有明海	公有水面	白石町	八平	白石町	横軸斜流ポンプ900m/φ1,200m/ディーゼル2台 185P S 1.75m ³ /s	12,600	3.5	—	
177	林源林太郎揚	有明海	公有水面	白石町	福富下分	佐賀県 (海岸)	立軸斜流700m/φ1,200m/ディーゼル2台 2m ³ /s	7,200	2.0	白石町	
178	福富川	有明海	福富川	白石町	新開	佐賀県 (河川)	横軸斜流1,200m/φ1,200m/ディーゼル2台 230P S	21,600	6.0	白石町	0 5
179	有明3号	有明海	公有水面	白石町	新拓	農林水産省	横軸斜流1,500m/φ1,200m/ディーゼル2台 380P S	36,000	10.0	白石町	
180	龍神	有明海	公有水面	白石町	八平	白石町	横軸斜流ポンプ (φ1500mm) 2台、横軸斜流ポンプ (φ900mm) 1台、ディーゼル機 関 (220kW) 2台、ディーゼル機関 (75kW) 1台	37,800	10.5	—	
181	廻里江	有明海	公有水面	白石町	新開	白石町	水中斜流ポンプ (φ900mm) 2台	11,880	3.3	—	
182	新明	有明海	公有水面	白石町	新明	白石町	横軸斜流ポンプ2台 (φ1500mm)、ディーゼル (260kW) 2台	32,040	8.9	白石町	

番号	排水機場名	排水先河川名	内水河川名	位 置		管理者	形式・口径・動力・台数・出力	総排水能力		管理 受託者	ナンバリング (県河川)
				市 町	大 字			(㎥/h)	(㎥/秒)参考		
183	有明干拓北部	有明海	公有水面	白石町	新拓	農林水産省	横軸斜流1,350m／mディーゼル2台 580P S	28,800	8.0	白石町	
184	有明干拓南部	有明海	公有水面	白石町	新明	農林水産省	横軸斜流1,000m／mディーゼル2台 360P S	18,000	5.0	白石町	
185	新拓	有明海	公有水面	白石町	新拓	白石町	横軸斜流ポンプφ1500mmディーゼル (265kW) 2台	34,200	9.5	—	
186	有明2号	有明海	公有水面	白石町	戸ヶ里	農林水産省	横軸斜流1,500m／mディーゼル	36,000	10.0	白石町	
187	只江川	有明海	只江川	白石町	新拓	佐賀県 (河川)	横軸斜流1,800m／mディーゼル3台 750P S	81,000	22.5	白石町	0 4
188	江見 (上流)	筑後川	切通川	久留米市	城島町下田	国土交通省 筑後川河川事務所	横軸斜流1,500m／mディーゼル3台 176kW	43,200	12.0	神埼市	

参 考 資 料

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八十六号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長、下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二第一項において同じ。）並びに海岸管理者（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、驗潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者又は海岸管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が気象庁長官と共同して行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

（国土交通大臣が気象庁長官及び都道府県知事と共同して行う高潮予報）

第十一条の三 国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該海岸の存する都道府県の知事に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させな

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

なければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸（第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣が指定した海岸を除く。）で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣、第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項、前条若しくは第二十五条第二項の規定により通知をした都道府県知事、第十一条の三第一項の規定により通知をした国土交通大臣及び都道府県知事又は第二十四条の二第二項の規定により通知をした都道府県知事若しくは国土交通大臣は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条の三第一項の規定により指定され、又は第十三条の三の規定により指定した海

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項の規定により気象庁長官が行う予報、同条第二項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が行う予報、第十一条第一項の規定により都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項及び第二十四条の二第一項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
- 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

- 第十五条の二** 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
 - 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
 - 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
 - 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
 - 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

て準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係のある機関に通知しなければならない。

- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（氾濫等の通報）

第二十四条の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（決壊の通報）

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退き等の指示）

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川等における国土交通大臣の指示）

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川又は海岸で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条第一項、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条第一項中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

第四章 指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団等との連携）

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（権限の委任）

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

1 水防法（昭和二十四年六月四日）（法律第百九十三号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八六号

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 佐賀県水防協議会条例（昭和24年8月2日）（佐賀県条例第40号）（抄）

最終改正 平成28年3月25日条例第9号

第1条 水防法第8条の規定により佐賀県水防協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2条 協議会は、その事務所を佐賀県県土整備部に置く。

第3条 協議会は会長1名及び委員15名以内で組織する。

第4条 会長は知事をもって充てる。会長は会務を総理し会議の議長となる。

第5条 委員の任期は2年とする。

第6条 協議会に幹事若干名、書記若干名を置く。

第7条 幹事は県の職員をもって充てる。幹事は会長の命を受け庶務を整理する。

第8条 書記は会長が命ずる。書記は庶務に従事する。

第9条 会議は必要の都度会長が招集する。

第10条 幹事は協議会の会議に出席して意見を述べる事が出来る。

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は知事が別に定める。

令和8年度 佐賀県水防協議会委員等名簿

	職名	氏 名
会 長	佐賀県知事	山口 祥義
委 員	佐賀県議会 地域交流・県土整備常任委員会 委員	宮原 真一
委 員	佐賀県市長会 理事（神埼市長）	實松 尊徳
委 員	公益財団法人佐賀県消防協会 会長	秀島 寛
委 員	N T T 西日本株式会社 佐賀支店長	國本 裕久
委 員	九州電力株式会社 佐賀支店 執行役員佐賀支店長	中島 知巳
委 員	日本放送協会 佐賀放送局長	岩本 俊彦
委 員	陸上自衛隊 西部方面混成団長	山田 篤
委 員	佐賀地方気象台長	木村 誠治
委 員	佐賀県地域婦人連絡協議会 副会長	福島 スミ子
委 員	西九州大学 社会福祉学科長	安徳 弥生
委 員	佐賀県小中学校校長会（神埼市立千代田西部小学校）	横地 千恵子
委 員	武藤自治会 会長	林野 由紀子
委 員	佐賀県警察本部長	福田 英之
委 員	佐賀県老人福祉施設協議会 危機管理委員会 委員長	江口 泰子
委 員	多久市身体障害者福祉協会 副会長	徳永 早苗
国土交通省	国土交通省 筑後川河川事務所長	塚原 隆夫
国土交通省	国土交通省 武雄河川事務所長	真鍋 将一
国土交通省	国土交通省 佐賀河川事務所長	小野 朋次
幹 事	佐賀県県土整備部長	横尾 秀憲
幹 事	佐賀県県土整備部副部長	北村 和人
幹 事	佐賀県県土整備部副部長	仁戸田 幸司
幹 事	佐賀県県土整備部副部長	川崎 文仁
幹 事	危機管理防災課長	中路 明伸
幹 事	市町支援課長	古沢 博文
幹 事	港湾課長	植松 剛
幹 事	農地整備課長	渚上 直人
幹 事	水産課長	横尾 一成
幹 事	県土企画課長	草津 勝信
幹 事	建設・技術課長	黒嶋 欣吾
幹 事	道路課長	天本 貴子
幹 事	道路課 道路安全推進室長	川島 健二
幹 事	まちづくり課長	小寺 孝志
幹 事	下水道課長	江口 隆司
幹 事	河川砂防課長	藤田 孝道
幹 事	城原川ダム等対策室長	前山 晴彦
幹 事	ダム管理事務所長	川崎 守
水防支部長	佐賀土木事務所長	野口 欣也
水防支部長	東部土木事務所長	片渕 宏一郎
水防支部長	唐津土木事務所長	伊賀屋 豊
水防支部長	伊万里土木事務所長	西久保 博貴
水防支部長	杵藤土木事務所長	中原 慶太
書 記	河川砂防課副課長	鳥越 俊克
書 記	河川砂防課管理担当係長	吉田 和弥

第三章 予報及び警報

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条の三第一項の規定により指定された海岸について第一項の規定により高潮の警報をする場合において、水位の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該海岸の状況に関する情報を必要とするときは、水防に関する事務を行う国土交通大臣又は関係都道府県知事に対し、当該情報の提供を求めることができる。

6 気象庁は、次の各号に掲げる河川について第一項の規定により洪水の警報をする場合において、水位又は流量の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該河川の状況に関する情報を必要とするときは、当該各号に定める者に対し、当該情報の提供を求めることができる。

一 水防法第十条第二項の規定により指定された河川 水防に関する事務を行う国土交通大臣

二 水防法第十一条第一項の規定により指定された河川 関係都道府県知事

7 前二項の規定により情報の提供の求めを受けた国土交通大臣又は都道府県知事は、当該求めに応じて、当該情報を提供しなければならない。

8 気象庁は、前項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、当該情報を提供した国土交通大臣又は都道府県知事の技術的助言を求めなければならない。

9 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法第十一条の三第一項の規定により指定された海岸について、水防に関する事務を行う国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、水位を示して高潮についての水防

4 気象業務法（昭和二十七年六月二日）（法律第百六十五号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八十六号

活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 3 気象庁は、水防法第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 4 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。
- 5 気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。
- 6 第十三条第三項の規定は、第一項から第四項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第四項までの予報及び警報をする場合は、同条第一項の場合にあつては単独で、同条第二項の場合にあつては水防に関する事務を行う国土交通大臣及び都道府県知事と共同して、同条第三項の場合にあつては水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、同条第四項の場合にあつては都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第四項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）、西日本電信電話株式会社（同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。
- 4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。
- 5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。

4 気象業務法（昭和二十七年六月二日）（法律第百六十五号）（抄）

最終改正 令和七年十二月十二日法律第八十六号

- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

5 気象業務法施行令（昭和二十七年十一月二十九日）（政令第四百七十一号）（抄）
最終改正 令和八年四月一七日政令第一四二号

（水防活動の利用に適合する予報及び警報）

第七条 法第十四条の二第一項の規定による予報及び警報は、随時に、次の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

種類	内容
水防活動用気象注意報	風雨、大雨等によつて水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用気象警報	暴風雨、大雨等によつて重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用津波注意報	津波によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用津波警報	津波に関する警報
水防活動用高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報
水防活動用高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
水防活動用洪水注意報	洪水によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用洪水警報	洪水に関する警報

6 気象庁予報警報規程（昭和28年2月20日運輸省告示第63号）（抄）
改正 令和8年5月22日気象庁告示第4号〔第一〇〇次改正〕

第5章 水防活動の利用に適合する予報及び警報

（水防活動の利用に適合する予報及び警報の取扱い）

第20条 気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第7条の規定により行う水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の上欄に掲げる種類ごとに、同表の下欄に掲げる気象注意報等をもつて代えるものとする。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報又は洪水特別警報

- 7 気象・高潮・洪水・津波等に関する注意報・警報等
 (1) 佐賀地方気象台が水防活動用に発表する警報及び注意報は次のとおりである。

(ア)特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

(福岡管区気象台管内)

令和8年5月28日現在

発表官署		佐賀地方気象台				
府県予報区		佐賀県				
一次細分区域		南部			北部	
市町村等をまとめた地域		佐賀多久地区	鳥栖地区	武雄地区	鹿島地区	唐津地区 伊万里地区
特別 警報	レベル5大雨	以下の①又は②を満たし、さらに激しい雨が降り続く予想される場合 ①表面雨量指数が別紙1-1 ^{*1} のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとって出現 ②流域雨量指数が別紙1-2 ^{*2} のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとって出現				
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2-1 ^{*3} の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとって出現し、さらに激しい雨が降り続く と予想される場合				
	レベル5高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4 ^{*4} のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合				
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合				
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合				
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続く予想される場合				
	波浪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合		中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	
危険 警報	レベル4大雨	以下の①又は②が予想される場合 ①表面雨量指数が別紙1-3 ^{*5} の対象格子において別紙1-1 ^{*1} のレベル4大雨危険警報の基準値に到達すること ②流域雨量指数が別紙1-4 ^{*6} の対象河川の格子において別紙1-2 ^{*2} のレベル4大雨危険警報の基準値に到達すること				
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2-2 ^{*7} のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合 (おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表)				
	レベル4高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4 ^{*4} のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 (基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表)				
警 報	レベル3大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別紙1-1 ^{*1} 又は別紙1-2 ^{*2} のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合				
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2-2 ^{*7} のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合 (おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表)				
	レベル3高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4 ^{*4} のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 (基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表)				
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s 海上 20m/s	20m/s	陸上 20m/s 海上 20m/s	陸上 20m/s 海上 20m/s	
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s 海上 20m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm、山地 12時間降雪の深さ20cm				
	波浪(有義波高)	2.5m		2.5m	6.0m	
注 意 報	レベル2大雨	表面雨量指数又は流域雨量指数が別紙1-1 ^{*1} 又は別紙1-2 ^{*2} のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合				
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせが別紙2-3 ^{*8} のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合				
	レベル2高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位が別紙4 ^{*4} のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合 (基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表)				
	強風(平均風速)	陸上 10m/s ^{*9} 海上 10m/s	10m/s	陸上 10m/s 海上 10m/s	陸上 10m/s 海上 10m/s	
	風雪(平均風速)	陸上 10m/s ^{*9} 海上 10m/s 雪を伴う	10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う	陸上 10m/s 海上 10m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 12時間降雪の深さ3cm、山地 12時間降雪の深さ5cm				
	波浪(有義波高)	1.5m		1.5m	2.5m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧(視程)	陸上 100m、海上 500m	100m	陸上 100m、海上 500m	陸上 100m、海上 500m	
	乾燥	最小湿度45%で、実効湿度65%				
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上				
	低温	夏期: 平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続く予想される場合 冬期: 平野部で最低気温-3℃以下				
	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜、最低気温4℃以下				
	着氷・着雪	気温-2℃～2℃の条件下で、降雪量15cm以上の場合				
レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、佐賀県に属する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3 ^{*10}				

^{*1} 別紙1-1は気象庁ホームページに記載。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/saga/1_1.saga.csv
^{*2} 別紙1-2は気象庁ホームページに記載。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/saga/1_2.saga.csv
^{*3} 別紙2-1は気象庁ホームページに記載。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/saga/2_1.saga.csv
^{*4} 別紙4は気象庁ホームページに記載。 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/saga/4.saga.csv>
^{*5} 別紙1-3は気象庁ホームページに記載。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/saga/1_3.saga.csv
^{*6} 別紙1-4は気象庁ホームページに記載。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/saga/1_4.saga.csv
^{*7} 別紙2-2は気象庁ホームページに記載。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/saga/2_2.saga.csv
^{*8} 別紙2-3は気象庁ホームページに記載。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/saga/2_3.saga.csv
^{*9} 佐賀地方気象台の観測値は12m/sを目安とする。
^{*10} 別紙3は気象庁ホームページに記載。 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/saga/3.saga.csv>

(イ) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨や暴風等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大級の警戒を呼びかける。

【気象等に関する発表基準】

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル5に相当。
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)	
地震(地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置付ける)	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

(ウ) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

情報の種類	発表基準
気象解説情報(台風)	台風による大雨や強い風で災害の発生が予想される場合
気象解説情報(大雨)	前線などによる大雨で災害の発生が予想される場合
気象解説情報 (発達する低気圧)	発達した低気圧による大雨や強い風で災害の発生が予想される場合
気象防災速報 (記録的短時間大雨)	大雨警報発表中に、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測または解析した場合(1時間110mm以上)
気象防災速報 (線状降水帯発生)	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報

(エ)指定河川洪水予報の種類と発表基準（指定河川洪水予報：気象庁と国土交通省が共同発表）

種類			発表基準
予報の基準	レベル2 氾濫注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	レベル3 氾濫警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性がある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	レベル5 氾濫特別警報	氾濫発生情報	実施区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

※洪水予報対象指定河川

- ①筑後川水系－筑後川、早津江川 ②嘉瀬川水系－嘉瀬川
③六角川水系－六角川、牛津川、武雄川 ④松浦川水系－松浦川、徳須恵川、厳木川

（２）細分区域

気象現象に伴う災害の発生が予想される区域を限定できる場合には、その区域を指定して発表する。区域名及び区分は次のとおりである。

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町）
佐賀県	北部	唐津地区	唐津市、玄海町
		伊万里地区	伊万里市、有田町
	南部	鳥栖地区	鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町 上峰町、みやき町
		佐賀多久地区	佐賀市、多久市、小城市
		武雄地区	武雄市、大町町、江北町、白石町
		鹿島地区	鹿島市、嬉野市、太良町

(3) 注意報、警報及び情報の伝達

気象等についての注意報、警報、情報及び指定河川洪水予報を次の関係機関に通知する。

通知先	伝達方式	通知内容
佐賀県 (危機管理防災課)	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
佐賀県警察本部	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
国土交通省 佐賀国道事務所	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
国土交通省 佐賀河川事務所	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
国土交通省 武雄河川事務所	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
唐津海上保安部	防災情報提供システム	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
NHK 佐賀放送局	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
総務省消防庁	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
NTT 西日本または NTT 東日本	「オンライン（アデス中 枢システム経由）」	警報、指定河川洪水予報（警報のみ）
JR 九州(株)	インターネット等	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
九州電力(株)佐賀支店	インターネット等	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報
各民間報道機関	インターネット等	注意報、警報、情報、指定河川洪水予報

(4) 津波警報事項等の種類と発表される津波の高さ等

予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、その海域における最大の津波想定等から最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

【津波警報等の種類】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合。	10m超 (10m<予想される最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5 m<予想される最大波の高さ≤10m)		
		5 m (3 m<予想される最大波の高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m (1m<予想される最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m≤予想される最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

【津波情報】

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。（下表参照）

（沿岸で観測された津波の最大波の観測値の発表内容）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1\text{m}$	数値で発表する
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{m}$	「観測中」と発表する
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{m}$	数値で発表する
	観測された津波の高さ $< 0.2\text{m}$	「観測中」と発表する
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）する

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく

「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(沖合で観測された津波の最大波（観測値及び推定値）の発表内容)

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

【津波予報】

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表。
(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。)

発表基準	発表内容
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(5) 佐賀県が属する津波予報区

佐賀県の沿岸は、「佐賀県北部」と「有明・八代海」の2つの津波予報区に分けられる。

佐賀県の津波予報区は下表のとおりである。

(佐賀県沿岸の属する津波予報区)

津波予報区	佐賀県北部	有明・八代海
区域	佐賀県 (有明海沿岸を除く。)	福岡県(有明海沿岸に限る。)、佐賀県(有明海沿岸に限る。)、長崎県(諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。)、熊本県(天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。)
佐賀県沿岸市町名	唐津市、玄海町、伊万里市	佐賀市、小城市、白石町、鹿島市、太良町

地震及び津波に関する情報



注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

出典：気象庁ホームページ

8 水防工法

洪水時において堤防に異常の起こる時間は、滞水時間にもよるが、大体水位が最大の時又はその前後である。しかし堤防斜面の崩れ、陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多いので、出水のピークを過ぎても警戒を解いてはならない。

水防工法は、その選定を誤らなければ一種類を施工するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、時には数種の工法を併用してはじめてその目的を達成することがあるので、当初施工の工法で認めがたい時には、数種の工法を順次行い、極力災害の防止に努めなければならない。

工法を選定するにあたっては、堤防の組織、材料、流速、法面、護岸の状態を考慮して最も有効で、しかも使用材料が容易に得やすい工法を施工しなければならない。

水防工法には、現場の状況に応じた工法を必要とする関係上、その工法も 20 種類程度あるが、通常用いられる工法は、次のとおりである。

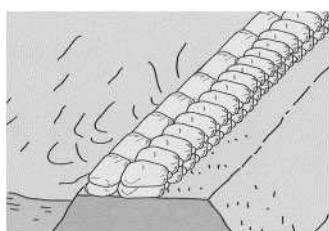
- ① 越水 : 積土のう工、簡易パラペット工、ラバーマット工
- ② 亀裂・漏水（川側堤防） : シート張り工、木流し工、大型土のう工
- ③ 亀裂・漏水（居住地側堤防） : 月の輪工、シート張り工、釜段工、繋ぎ縫い工

○ 土のうづくり



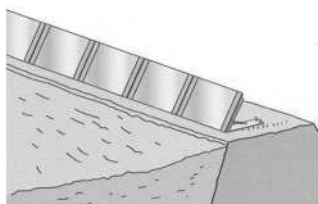
- ・目的：水防資材の準備
- ・使用資材：土のう袋（土俵）、土砂、ロープ（ひも、縄）
- ・使用工具：スコップ、一輪車、かま
- ・概要：土のうにスコップで6～7杯の土砂を均等に入れて、袋の7～8割までつめる。

○ 積土のう工



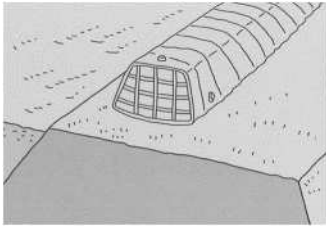
- ・目的：越水防止
- ・使用資材：土のう、鉄杭（木杭、竹杭）
- ・使用工具：掛矢、一輪車
- ・概要：洪水により堤防が沈下した場合や増水が速く、水が堤防を越えそうな場合に土のうを積み、水があふれるのを防ぐ。

○ 簡易パラペット工



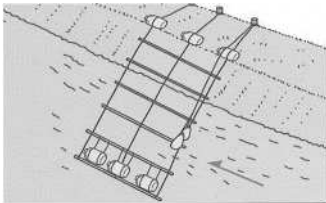
- ・目的：越水防止
- ・使用資材：組立式パラペット、土のう、ロープ
- ・使用工具：
- ・概要：洪水により堤防が沈下した場合や増水が速く、水が堤防を越えそうな場合に、堤防上端に板を組み立て、水があふれるのを防ぐ。

○ ラバーマット工



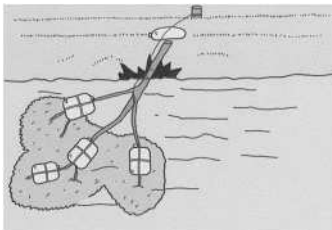
- ・ 目 的：越水防止
- ・ 使用資材：水のう、鉄杭、鉄パイプ、ロープ
- ・ 使用工具：ハンマー、スコップ、ポンプ
- ・ 概 要：洪水により堤防が沈下した場合や増水が速く、水が堤防を越えそうな場合に、ビニロン帆布製の水のうを堤防上端に置き、十分な大きさになるまで水を入れて膨らまし、水があふれるのを防ぐ。

○ シート張り工



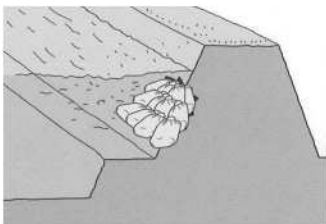
- ・ 目 的：亀裂・漏水（川側堤防）防止
- ・ 使用資材：防水シート、軽量鉄パイプ、ロープ、土のう、杭
- ・ 使用工具：掛矢、一輪車、命綱、救命胴衣
- ・ 概 要：川側の堤防が崩れ始めた場合や堤防に水が浸透し始めた場合に、吸い込み口をふさぎ、堤防が崩れるのを防ぐ。

○ 木流し工



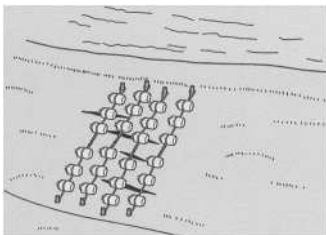
- ・ 目 的：亀裂・漏水（川側堤防）防止
- ・ 使用資材：雑木、杭、土のう、縄、鉄線
- ・ 使用工具：掛矢、ペンチ、のこぎり、斧、命綱
- ・ 概 要：水の流れが急流となっている場合や流水が激しく堤防にあたり深掘れし始めている場合に、流水を緩やかにし、堤防が崩れるのを防ぐ。

○ 大型土のう工



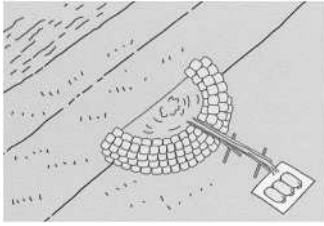
- ・ 目 的：洗掘・漏水（川側堤防）防止
- ・ 使用資材：大型土のう
- ・ 使用工具：クレーン
- ・ 概 要：急流部の川側堤防斜面が、深掘れ、決壊の恐れがある場合に、大型土のうで、崩れや深掘れ箇所を覆う。

○ 繋ぎ縫い工



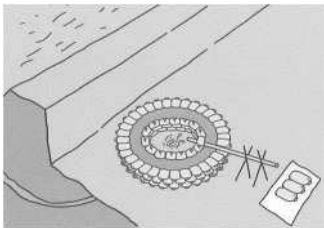
- ・ 目 的：亀裂（居住地側堤防）防止
- ・ 使用資材：土のう、竹、杭、縄
- ・ 使用工具：掛矢
- ・ 概 要：水が堤防に浸透し、堤防の上端や居住地側の堤防斜面に亀裂が発生している場合に、竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ

○ 月の輪工



- ・ 目的：漏水（居住地側堤防）防止
- ・ 使用資材：土のう、杭、ビニールシート、縄、塩ビ管、土砂
- ・ 使用工具：掛矢、スコップ、モッコ
- ・ 概要：出水中、居住地側の堤防に漏水した水が噴き出している場合に、土のうを積んで河川水位と漏水口の水位差を縮めて水の圧力を弱め、漏水口が拡大するのを防ぎ、堤防の決壊を未然に防ぐ。

○ 釜段工



- ・ 目的：漏水（居住地側堤防）防止
- ・ 使用資材：土のう、杭、ビニールシート、塩ビ管
- ・ 使用工具：掛矢、スコップ、モッコ
- ・ 概要：出水中、居住地側の堤防の小段、堤防近くの平場などに漏水が発生している場合に、漏水の噴水口を中心に土のうを積み、水を貯え、その水圧により水の噴出を防ぐ。

水防工法一覧表

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)

原 因		工 法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材
水があふれる(越水)		積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鉄骨板
		蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土の代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水	居住側(川裏)対策	釜段工(釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きしたまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
	川側(川表)対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川(水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川(漏水面の広い所)	むしろ、なわ、竹、くい、ロープ、土のう
		シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川(むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川(水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう
深掘れ(洗掘)		むしろ張り工	漏水防止と同じ	芝付きの堤防で比較的暖流河川	漏水防止と同じ
		継ぎむしろ張り工			
		シート張り工			
		たたみ張り工			
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうを付けて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面(表のり面)蛇かご立てて被覆する	急流河川(砂利堤防)	鉄線蛇かご、詰石、くい、鉄線
		捨て土のう工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のうまたは大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		捨て石工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	暖流河川	竹、くい、ロープ、土のう、
		竹網流し工			
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面(裏のり)で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防(他の工法と併用)	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よし、でびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的暖流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端(天端)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端(天端)より居住側堤防側	控え取り工	き裂が上端(天端)から居住堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り亀裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう、
		五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂を竹で縫う	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、
					鉄線、土のう、

水防工法一覧表

(「実務者のための水防技術ハンドブック」より)

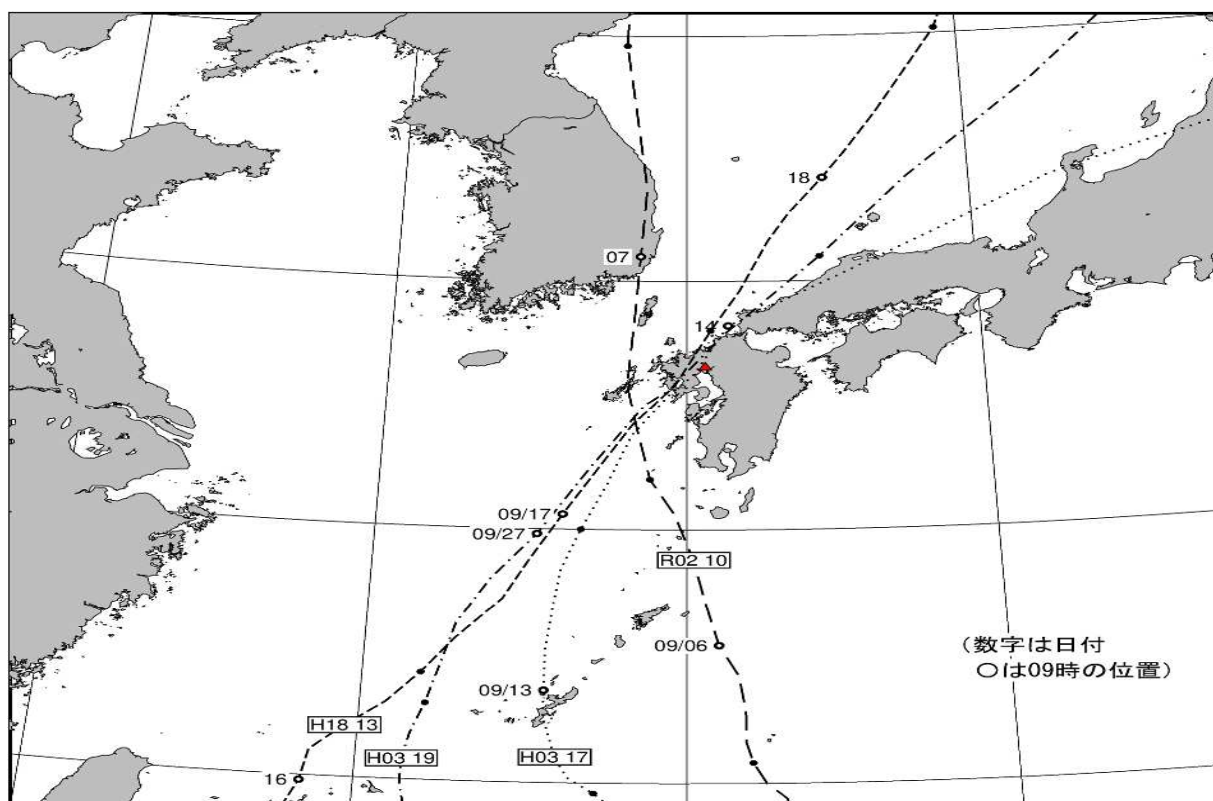
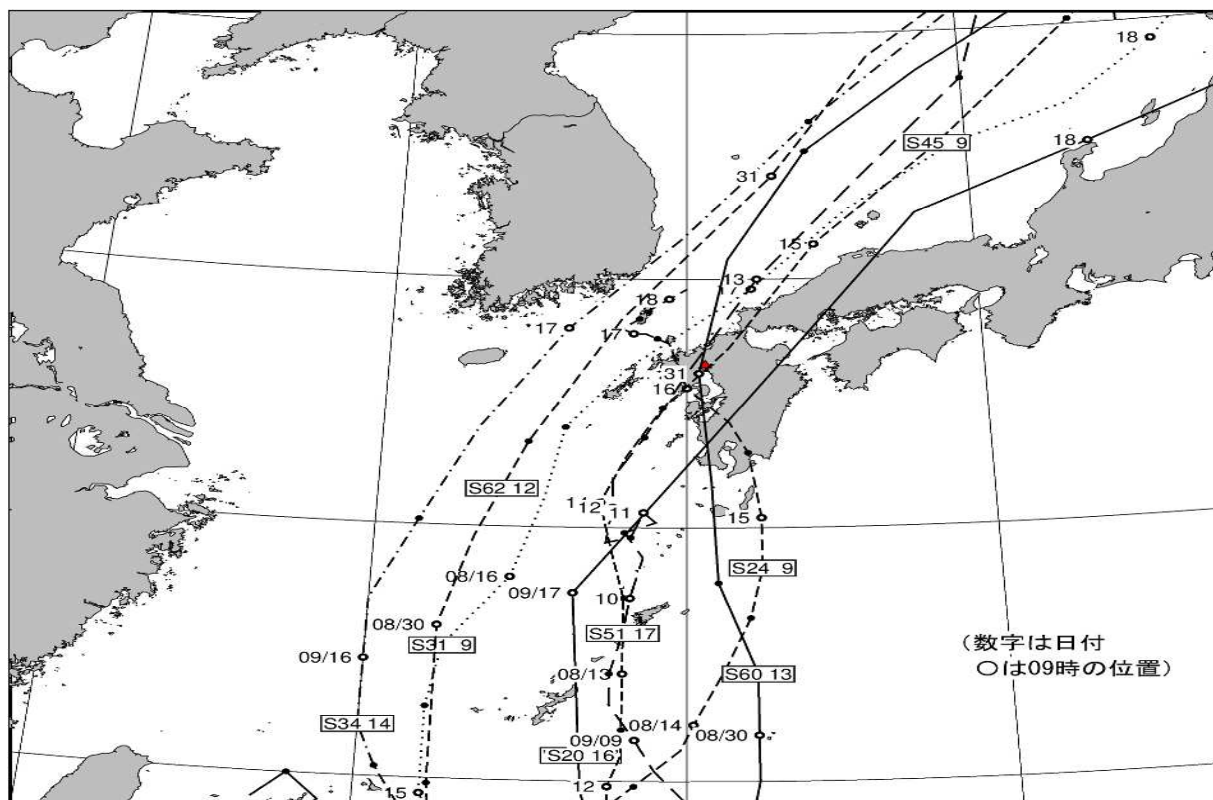
原 因		工 法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材
	斜面 (裏の)	五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		(くい打ち)			
居住側堤防斜面(裏のり) 崩壊	き	竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)先付近くにくいを打ち込む	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり面)に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に横上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	下流物除去作業	橋の橋脚などに堆積した流木等の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

9 既往の主要洪水時の各地の雨量

年 月 日	項目	雨量観測所 (土木事務所)	佐 賀	佐賀市役所 富士支所	神 埼	鳥 栖	小 城	唐 津	伊 万 里	武 雄	鹿 島	佐賀県の主な被災状況（危機管理防災課調べ）
昭和 28 年	連 続 雨 量		590.6 ^{mm}	872.0	697.0	663.2	652.8	620.2	634.0	593.1	411.0	死者62名、重軽傷者336名
6月24日～29日	最大 2 4 時間雨量		mm/24h 409.3	419.0	410.0	260.9	410.3	271.0	355.0	401.0	250.6	全半壊、流出家屋997戸、浸水75,918戸
豪 雨	最大 時間雨量		mm/h 72.3	55.1	48.0	45.3	56.7	-	-	54.0	46.0	県下全般に被害
昭和 37 年	連 続 雨 量		572.5	511.6	571.3	553.4	551.9	483.3	527.0	589.5	742.1	死者63名、重軽傷者327名
7月1日～8日	最大 2 4 時間雨量		175.0	131.8	155.1	203.8	150.5	125.3	135.8	218.8	292.6	全半壊、流出家屋264戸、浸水11,717戸
豪 雨	最大 時間雨量		43.0	30.0	30.5	32.0	38.0	32.0	41.0	56.0	72.0	県南西部に被害
昭和 42 年	連 続 雨 量		162.2	250.5	147.0	140.0	185.0	225.0	266.0	239.0	164.0	死者34名、重軽傷者510名
7月7日～9日	最大 2 4 時間雨量		83.0	171.0	95.0	101.5	130.5	117.0	116.0	167.5	114.0	全半壊、流出家屋544戸、浸水26,073戸
豪 雨	最大 時間雨量		52.0	102.5	25.0	36.5	80.0	63.0	70.0	71.0	40.5	県西部に被害
昭和 47 年	連 続 雨 量		497.0	476.0	561.5	636.5	670.0	565.0	502.0	451.0	330.5	死者3名、重軽傷者20名
7月9日～13日	最大 2 4 時間雨量		190.0	-	211.5	183.5	181.0	228.0	190.5	122.5	154.0	全半壊、流出家屋82戸、浸水24,051戸
豪 雨	最大 時間雨量		38.0	-	41.0	40.5	60.0	39.0	70.0	51.5	37.5	県下全般に被害
昭和 51 年	連 続 雨 量		220.0	202.5	150.0	179.5	236.0	206.5	297.0	256.0	384.5	重軽傷者4名
8月3日～4日	最大 2 4 時間雨量		207.5	115.5	138.0	111.5	216.5	203.0	272.5	251.0	369.0	全半壊、流出家屋4戸、浸水8,845戸
豪 雨	最大 時間雨量		36.0	27.0	24.5	15.0	44.5	32.5	45.5	50.5	65.0	県南部に被害
昭和 55 年	連 続 雨 量		414.5	525.5	399.0	349.5	407.5	514.5	526.0	481.0	516.0	死者4名、負傷者8名
8月28日～31日	最大 2 4 時間雨量		204.0	319.0	224.0	185.5	265.5	259.0	292.0	233.0	223.0	全半壊、流出家屋32戸、浸水19,971戸
豪 雨	最大 時間雨量		37.5	48.0	39.5	33.0	39.5	39.0	44.0	72.0	44.0	県下全般に被害
昭和 57 年	連 続 雨 量		233.5	372.0	232.0	246.5	310.5	190.0	275.5	226.0	204.0	死者3名、負傷者6名
7月23日～25日	最大 2 4 時間雨量		228.0	355.0	221.0	235.0	290.0	160.5	271.5	222.0	203.0	全半壊家屋19戸、浸水7,118戸
豪 雨	最大 時間雨量		38.0	56.0	30.0	30.5	39.5	51.0	57.0	47.0	37.0	県下全般に被害
昭和 60 年	連 続 雨 量		547.5	736.5	495.0	523.5	668.5	670.0	720.0	622.5	553.0	負傷者1名
6月18日～7月1日	最大 2 4 時間雨量		180.5	187.0	145.0	137.0	199.5	244.0	232.5	189.5	210.0	全半壊家屋3戸、浸水6,021戸（床上116戸、 床下5,905戸）県北部を中心に被害
豪 雨	最大 時間雨量		44.5	32.5	34.0	30.0	46.0	60.0	72.0	43.5	46.0	

年 月 日	項目	雨量観測所 (土木事務所)	佐 賀	佐賀市役所 富士支所	神 崎	鳥 栖	小 城	唐 津	伊 万 里	武 雄	鹿 島	佐賀県の主な被災状況（危機管理防災課調べ）
平成 2 年 6月28日～7月2 日 豪 雨	連 続 雨 量		463.5	390.5	426.5	317.5	484.0	289.0	495.5	532.0	549.0	死者2名、重軽傷者15名
	最大 2 4 時間雨量		313.0	261.5	299.0	201.5	346.5	185.0	307.0	361.0	340.0	全半壊、流出家屋31戸、浸水25,748戸（床上
	最大 時間雨量		66.0	49.0	52.5	41.0	60.0	47.0	50.0	55.0	80.0	4,635戸、床下21,113戸）県下全般に被害
平成 30 年 7月5日～7月9日 豪 雨	連 続 雨 量		315.0		363.0	390.0	261.0	310.0	-	259.0	223.0	死者2名、重軽傷者4名
	最大 2 4 時間雨量		222.0		255.0	279.0	182.0	264.0	-	177.0	171.0	全半壊、流出家屋29戸、浸水285戸（床上
	最大 時間雨量		34.0		41.0	41.0	34.0	46.0	-	47.0	56.0	35戸、床下250戸）県下全般に被害
令和 元年 8月26日～8月30 日 豪 雨	連 続 雨 量		448.0		471.0	459.0	529.0	515.0	418.0	448.0	247.0	死者4名、重軽傷者2名
	最大 2 4 時間雨量		391.0		356.0	339.0	433.0	276.0	330.0	401.0	202.0	全半壊、流出家屋977戸、浸水5,083戸（床上
	最大 時間雨量		106.0		64.0	49.0	80.0	47.0	58.0	84.0	34.0	733戸、床下4,310戸）県下全般に被害
令和 2 年 7月6日～7月12 日 豪 雨	連 続 雨 量		370.0		415.0	446.0	292.0	335.0	415.0	325.0	445.0	軽傷者3名
	最大 2 4 時間雨量		258.0		300.0	302.0	168.0	230.0	264.0	211.0	305.0	全壊2戸、半壊9戸、一部破損7戸、浸水169戸（床上
	最大 時間雨量		25.0		43.0	42.0	25.0	38.0	40.0	36.0	34.0	25戸、床下144戸）県南部を中心に被害
令和 3 年 8月11日～8月18 日 豪 雨	連 続 雨 量		944.0		1010.0	1002.0	1103.0	646.0	826.0	1143.0	798.0	軽傷者4名
	最大 2 4 時間雨量		355.0		358.0	394.0	454.0	283.0	338.0	478.0	280.0	全壊5戸、半壊1,168戸、一部破損25戸、浸水2,388戸
	最大 時間雨量		58.0		46.0	52.0	58.0	40.0	53.0	62.0	39.0	（床上298戸、床下2,090戸）県下全般に被害

10 佐賀県に被害を与えた主な台風の経路図



台 風 の 諸 元

項目 台風名	佐 賀 県 の 被 害	最 低 気 圧	最 大 風 速	総 降 水 量	特 記 事 項
枕 崎 台 風 (S.20.9)	死者、行方不明 101名 負 傷 者 30名 床 上 浸 水 3,043戸 床下浸水 1,514戸 堤 防 決 壊 30ヶ所 道路決壊 64ヶ所 家 屋 損 壊 1,475戸 橋梁流出 35ヶ所	968.2hPa (9月17日 18時17分)	NNW 18.8m/s (9月17日 21時00分)	104.3mm (9月15日～18日)	
ジュディス (S.24.8)	死者、行方不明 95名 負 傷 者 281名 床 上 浸 水 20,492戸 床下浸水 28,290戸 堤 防 決 壊 722ヶ所 道路決壊 1,552ヶ所 家 屋 損 壊 972戸 橋梁流出 469ヶ所	983.9hPa (8月16日 04時24分)	NE 14.7m/s (8月16日 04時30分)	489.7mm (8月16日～18日)	
昭和31年第9号 (パ プ ス) (S.31.8)	死者、行方不明 2名 負 傷 者 2名 床 上 浸 水 776戸 床下浸水 1,879戸 堤 防 決 壊 126ヶ所 道路決壊 41ヶ所 家 屋 損 壊 3,051戸 橋梁流出 90ヶ所	968.4hPa (8月17日 04時51分)	SE 27.0m/s (8月17日 04時10分)	99.9mm (8月15日～18日)	気象潮最高 236cm (紅粉屋) 8月17日05時20分
昭和34年第14号 (サ ラ) (S.34.9)	死者、行方不明 2名 負 傷 者 1名 床 上 浸 水 616戸 床下浸水 369戸 堤 防 決 壊 329ヶ所 道路決壊 2ヶ所 家 屋 損 壊 17戸 橋梁流出 1ヶ所	990.6hPa (9月17日 10時04分)	SSW 19.3m/s (9月17日 11時00分)	29.5mm (9月16日～17日)	気象潮最高 163cm (紅粉屋) 9月17日12時00分
昭和45年第9号 (S.45.8)	死者、行方不明 1名 負 傷 者 27名 床 上 浸 水 135戸 床下浸水 1,341戸 堤 防 決 壊 6ヶ所 道路決壊 25ヶ所 家 屋 損 壊 215戸 橋梁流出 3ヶ所	965.3hPa (8月15日 00時56分)	E 18.7m/s (8月15日 00時20分)	123.5mm (8月14日～15日)	気象潮 170cm (大浦) 8月15日01時26分
昭和51年第17号 (S.51.9)	死者、行方不明 - 負 傷 者 7名 床 上 浸 水 1,147戸 床下浸水 5,107戸 堤 防 決 壊 68ヶ所 道路決壊 63ヶ所 家 屋 損 壊 115戸 橋梁流出 17ヶ所	971.6hPa (9月13日 03時36分)	S 19.6m/s (9月13日 03時50分)	119.5mm (9月12日～13日)	気象潮 145cm (大浦) 9月13日04時25分
昭和60年第13号 (S.60.8)	死者、行方不明 3名 負 傷 者 16名 床 上 浸 水 279戸 床下浸水 739戸 堤 防 決 壊 20ヶ所 道路決壊 19ヶ所 家 屋 損 壊 589戸 干拓堤防決壊43ヶ所	977.6hPa (8月31日 08時40分)	SE 22.4m/s (8月31日 08時50分)	45.0mm (8月31日)	気象潮 84cm (大浦) 8月31日10時
昭和62年第12号 (S.62.8)	死者、行方不明 1名 負 傷 者 23名 床 上 浸 水 - 床下浸水 52戸 堤 防 決 壊 - 道路決壊 - 家 屋 損 壊 2,373戸 橋梁流出 -	985.9hPa (8月31日 02時30分)	S 23.7m/s (8月31日 02時40分)	58.0mm (8月30日～31日)	
平成3年第17号 (キ ン ナ) (H.3.9)	死者、行方不明 2名 負 傷 者 40名 床 上 浸 水 40戸 床下浸水 143戸 堤 防 決 壊 - 道路決壊 262ヶ所 家 屋 損 壊 221戸 橋梁流出 3ヶ所	972.7hPa (9月14日 06時25分)	SSE 25.6m/s (9月14日 06時30分)	32.0mm (9月13日～14日)	塩風害発生 最大瞬間風速 SE 54.3m/s (9月14日06時09分)
平成3年第19号 (ミ レ ー レ) (H.3.9)	死者、行方不明 - 負 傷 者 86名 床 上 浸 水 - 床下浸水 6戸 堤 防 決 壊 - 道路決壊 71ヶ所 家 屋 損 壊 34,904戸 橋梁流出 1ヶ所	942.8hPa (9月27日 16時58分)	SE 29.1m/s (9月27日 16時40分)	35.5mm (9月26日～28日)	最低気圧が観測史上最低 最大瞬間風速 SSE 52.6m/s (9月27日16時46分)
平成18年第13号 (H18.9)	死者、行方不明 3名 負 傷 者 31名 床 上 浸 水 111棟 床下浸水 369棟 堤 防 決 壊 232ヶ所 道路決壊 238ヶ所 家 屋 損 壊 2992棟 橋梁流出 -	963.0hPa (9月17日18時56分)	SSE 28.6m/s (9月17日19時00分)	119.0mm (9月16日～18日)	最大瞬間風速 SSE 50.3m/s (9月17日18時50分)
令和2年第10号 (R2.9)	死者、行方不明 1名 負 傷 者 7名 床 上 浸 水 - 床下浸水 - 堤 防 決 壊 - 道路決壊 - 家 屋 損 壊 41棟 橋梁流出 -	974.6hPa (9月7日02時26分)	SSE 25.1m/s (9月7日03時47分)	22.0mm (9月6日～7日)	気象潮 93cm (大浦) 9月7日07時

(注) 気象値は佐賀地方気象台の観測値(被害は危機管理防災課調べ)。

台風の大きさ・強さ及び熱帯低気圧の分類の表現

熱帯低気圧の分類

域内最大風速 (m/s)	17.2 未満	17.2 以上 25 未満	25 以上 33 未満	33 以上
和 名	熱帯低気圧	台 風		
英 名	TD	TS	STS	TY

(注) TD:Tropical Depression, TS:Tropical Storm, STS:Severe TS, TY:Typhoon

〈台風の大きさと強さの表現〉

大きさの表現

強風半径 (km)	500 未満	500 以上 800 未満	800 以上
表現 (3段階)	表現しない	大型 (大きい)	超大型 (非常に大きい)

強さの表現

域内最大風速 (m/s)	17.2 以上 33 未満	33 以上 44 未満	44 以上 54 未満	54 以上
表現 (4段階)	表現しない	強い	非常に強い	猛烈な

11 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

○過去の記録により危険箇所の事故発生と異常気象との間に相関関係がある場合で、異常気象による規制の基準値を定めて、これにより事前規制を実施する区間

道路種別 一般県道											
番号 路線名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準				危険内容 迂 回	道 路 情 報 板	備 考
		自 郡市 至 郡市	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)			気 象 等 観 測 所			
					通 行 注 意	通 行 時 間	止 雨 量				
1 鷹 島 肥 前 線	(109) 唐 津	長崎県松浦市鷹島町神崎 佐賀県唐津市肥前町星賀字大ヶ崎	1.3 (うち佐賀県：0.695km)	2,074	30mm/h 150mm/24h 風速10～15m/s (二輪車) 風速20～25m/s (二輪車以上の車両) 凍結	風速15m/s以上 (二輪車通行止) 風速20m/s以上 (歩行者通行止) 風速25m/s以上 (二輪車以上の車両) 凍結	鷹島肥前大橋	風	なし	HL-7 遮断機2基	
地 方 道 計		1 区 間	1.3								
都 道 府 県 道 計		1 区 間	1.3								

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準(1/2)

○危険個所の事故発生と異常気象との間に直接的な相関関係が見られない場合で、パトロール等により気象・現地の状況等により判断して危険が予想される場合に事前規制を実施する区間

道路種別 一般国道 (指定区間外)											
番号	路線名	担当事	規制区間			交通量 台／日	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回 道路	情報 板	備考
			自	至	延長 (km)						
1385	東部	三養基郡みやき町古賀・県界	自 郡市	至 郡市	2.5	1,286	大雨時など現地の状況により崩土等が予想されるとき	崩土	なし	A-3	
国道計			1区間			2.5					

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準（2／2）

道路種別 主要地方道

番号 道路	線名	担当 事務所名	規制区間		交通量 台／日	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回 道路	道情 備考
			自	至					
1	(6) 大村郷野線	杵藤	郷野市郷野町岩屋川内乙		0.3	大雨時など現地の状況により落石等が予想されるとき	落石	なし	
2	(44) 小城富士線	佐賀	郷野市郷野町岩屋川内乙 佐賀市富士町大字柚の木		6.3	大雨時など現地の状況により崩土落石等が予想されるとき	崩土・落石	なし	A-1
主要地方道計			2区間		6.6				
					1,731				

道路種別 一般県道

番号 道路	線名	担当 事務所名	規制区間		交通量 台／日	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回 道路	道情 備考
			自	至					
3	(104) 波佐見山内線	杵藤	武雄市山内町船ノ原		0.2	現地に地すべりの兆候がみられたとき	地すべり	なし	
4	(209) 広滝大和富士線	佐賀	武雄市山内町船ノ原 佐賀市富士町船ノ瀬		0.7	大雨時など現地の状況により落石等が予想されるとき	落石	(国)323号	A-1
5	(303) 岩屋川内郷野温泉停車場線	杵藤	郷野市郷野町吉田		0.2	大雨時など現地の状況により崩土等が予想されるとき	崩土	なし	
6	(338) 岸川筋原線	佐賀	郷野市郷野町吉田 多久市北多久町多久原		0.2	大雨時など現地の状況により崩土落石等が予想されるとき	崩土・落石	なし	
7	(347) 虹ノ松原線	唐津	多久市北多久町多久原 佐賀県唐津市大字鏡		4.0	強風時など現地の状況により倒木落枝等が予想されるとき	倒木・落枝	(市)唐津久里線 (国)202号 (県)浜玉相知線 (市)西横田下線	
8	(347) 鏡山公園線	唐津	唐津市大字鏡 唐津市大字鏡		0.4	強風時など現地の状況により倒木落枝等が予想されるとき	倒木・落枝	(市)唐津久里線 (国)202号 (県)浜玉相知線 (市)西横田線	
一般県道計			6区間		5.7				
都道府県道計			8区間		12.3				

12 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局（以下「九州地整」という。）企画部長と佐賀県県土づくり本部長は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の自然災害により、社会的な影響が大きい重大な災害をいう。以下同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

なお、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」（平成21年6月23日）については、廃止するものとする。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- （1）施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡）

第2条 佐賀県の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、相互に連絡するものとする。なお、佐賀県県土づくり本部長の要請があった場合、または佐賀県において「災害警戒本部」または「災害対策本部」が設置され九州地整局長が必要と判断した場合は、九州地整局長は現地情報連絡員を佐賀県に派遣し情報交換を行うものとする。この場合、佐賀県県土づくり本部長は現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するよう努めるものとする。

（応援の実施）

第3条 九州地整局長は、佐賀県県土づくり本部長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 佐賀県県土づくり本部長は、佐賀県の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがあり、九州地整の応援を必要とする場合、九州地整企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 九州地整企画部長は、前項の要請を受け、応援を行う場合には、佐賀県県土づくり本部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－2の文書にて応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 佐賀県の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きができない場合であっても、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地整局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合、あらかじめ九州地整企画部長は佐賀県県土づくり本部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－3の文書にて応

援内容を通知する。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難であるときは、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

【災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合】

九州地整の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地整が災害等支援本部を設置している期間とする。

【第1条(4)、(5)の応援を行う場合】

原則として応援を受けた機関の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、下記の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地整の負担とする。

①大規模な災害である場合

②国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合

③被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧ではない)

④広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が不明(未調整)、もしくは連絡不能や連絡するいとまがない場合で、応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間

(平常時の連絡)

第7条 九州地整企画部と佐賀県県土づくり本部は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、九州地整企画部長と佐賀県県土づくり本部長が協議して定めるものとする。

2 この協定書に関する実務責任者は、九州地整においては企画部防災課長、佐賀県においては県土づくり本部企画・経営グループ副課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年3月7日から適用するものとする。

平成23年3月7日

国土交通省九州地方整備局 企画部長
佐賀県 県土づくり本部長

別紙－1

文 書 番 号
令和 年 月 日

国土交通省九州地方整備局企画部長 殿

佐賀県県土整備部長

大規模な災害時の応援について(要請)

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

1 期間

2 場所

3 応援内容

4 その他

別紙－2

文 書 番 号
令和 年 月 日

佐賀県県土整備部長 殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

大規模な災害時の応援について(通知)

○年○月○日付○○第○号で要請のあった標記については、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

1 期間

2 場所

3 応援内容

4 その他

別紙－3

文 書 番 号
令和 年 月 日

佐賀県県土整備部長 殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

大規模な災害時の応援について(通知)

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり応援する旨
通知します。

1 期間

2 場所

3 応援内容

4 その他

13 佐賀県排水ポンプ車管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県が所有する排水ポンプ車（以下「ポンプ車」という。）の県内での運用について必要な事項を定めるものとする。

(ポンプ車の管理)

第2条 ポンプ車は、佐賀土木事務所、東部土木事務所、唐津土木事務所、伊万里土木事務所及び杵藤土木事務所に配備し、配備先の各土木事務所長（以下「土木事務所長」という。）が管理を行うものとする。

2 土木事務所長は、ポンプ車の出動に備え、車両及び資機材の適切な維持管理に努める。

3 ポンプ車の定期的な点検（年点検及び月点検）については、河川砂防課長が行うものとする。

(運用範囲)

第3条 ポンプ車の運用範囲は、原則、配備先の各土木事務所の管内とする。ただし、県内における浸水被害の発生状況に応じて、運用範囲を越える運用（以下「広域運用」という。）を行うことができるものとする。

(運用責任者)

第4条 ポンプ車の運用責任者は、土木事務所長とする。

2 土木事務所長は、運用責任者として、管理するポンプ車の出動を判断するものとする。

(運用総括者)

第5条 県土整備部副部長（危機管理担当）（以下「県土整備部副部長」という。）は、運用総括者として、広域運用に係る調整及びポンプ車の運用に係る助言等を行うものとする。

(農林事務所との連携)

第6条 土木事務所長は、農林事務所長と連携して排水ポンプ車の運用にあたるものとする。

(出動に備えた準備態勢)

第7条 土木事務所長は、次に掲げる状況となった場合には、ポンプ車の出動に備え、必要な資機材等の確認のほか、運転者、操作者及び設営作業等に必要な人員等の確保等、準備態勢に入ることとする。

(1) 土木事務所管内において、大雨警報（浸水害）又は洪水警報のいずれかが発表されたとき。

(2) その他、必要と判断したとき。

2 土木事務所長は、次に掲げる状況となった場合には、準備態勢を解除することができる。

(1) 土木事務所管内において発表されていた大雨警報（浸水害）及び洪水警報のいずれも解除されたとき。

(2) その他、必要と判断したとき。

3 土木事務所長は、準備態勢に入った場合及び準備態勢を解除した場合は、県土整備部副部長に河川砂防課長を通じて報告するものとする。

(ポンプ車出動の要請)

第8条 ポンプ車の出動要請は、市町の長が、所管の土木事務所長に行うものとする。

(出動先の条件)

第9条 土木事務所長は、市町の長からポンプ車の出動要請をうける場合は、出動先が次に掲げる条件を満たすことを確認するものとする。

(1) ポンプ車の進入・駐車、機材の設置・稼働が安全に行えるスペースが確保できること。

(2) 排水先に新たな被害が発生するおそれがないこと。

(3) 揚程が概ね20m以下であること。

(4) 排水先までの距離が概ね100m以内であること。

(5) 最低運転水深（概ね1m以上）が確保できること。

(ポンプ車出動の判断)

第10条 土木事務所長は、市町からのポンプ車の出動要請を受け、次に掲げる事象が発生した場合には、ポンプ車の出動について判断するものとする。

(1) ため池などの貯留能力を有する施設（ダムは除く）の越水や破堤などにより、下流域に浸水被害が発生する恐れがあるとき。

(2) 県市町管理河川や農業用排水路（農業用排水路）において、水門の閉鎖等により水位が上昇し、流域の浸水被害が拡大する恐れがあるとき。

- (3) 道路冠水による通行途絶等道路交通に著しい影響があるとき。
- (4) その他、重大な災害が想定されるとき。
- 2 土木事務所長は、前項に掲げる事項に該当する事象が、同時に複数生じた場合は、第9条に掲げる事項のほか、緊急性、必要性、想定される影響の程度及びその他の事項を総合的に考慮し、出動先を決定するものとする。
- 3 土木事務所長は、第1項によらず、必要と認めるときには、ポンプ車の出動について判断することができるものとする。このとき、第9条に掲げる出動先の条件について、出動先市町の協力を得て確認するものとする。
- 4 土木事務所長は、ポンプ車の出動について判断するときに、県土整備部副部長、河川砂防課長、県の関係所属及び関係市町等に助言又は意見を求めることができるものとする。
- 5 土木事務所長は、ポンプ車を出動させると判断した場合には、県土整備部副部長に河川砂防課長を通じて報告するとともに、出動先の市町に通知するものとする。

(関係機関等との協議等)

- 第11条 土木事務所長は、第9条(1)の確認にあたり、あらかじめ交通管理者や道路管理者と協議を行うとともに、必要に応じて、その他関係機関や住民との調整を行うものとする。
- 2 土木事務所長は、第9条(2)の確認にあたり、あらかじめ排水先となる河川や水路等の管理者と協議を行うとともに、排水を行う場合は河川や水路等の管理者へ連絡するものとする。

(広域運用による出動)

- 第12条 土木事務所長は、自らの運用範囲において、管理する台数を超える台数のポンプ車の出動が必要と判断した場合には、県土整備部副部長に、広域運用によるポンプ車の出動要請(以下「広域要請」という。)を行うことができる。
- 2 県土整備部副部長は、広域要請を受けた場合には、県内の気象、浸水被害の状況及びポンプ車の出動状況等を踏まえ、広域運用によるポンプ車の出動(以下「広域出動」という。)を判断するものとする。
- 3 県土整備部副部長は、広域出動について判断するときに、知事、副知事(防災監)、県の関係部局、関係市町及び関係土木事務所長等に助言又は意見を求めることができるものとする。
- 4 県土整備部副部長は、広域出動させると判断した場合には、広域出動させる土木事務所長に出動指示を行うとともに、広域要請を行った土木事務所長(以下「広域要請所長」という。)に通知するものとする。

る。

- 5 広域出動の指示を受けた土木事務所長（以下「広域出動所長」という。）は、速やかに排水ポンプ車を出動させるものとする。
- 6 第9条に掲げる出動先の条件については、広域要請所長が確認するものとする。
- 7 広域出動したポンプ車は、出動先又はその他の場所において、その運用を広域出動所長から広域要請所長に引き継ぐものとする。

（出動先における措置）

- 第13条 土木事務所長は、出動先におけるポンプ車運用関係者及び第三者の安全を確保するため、出動先市町の協力を得て交通規制や車両誘導等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 土木事務所長は、出動先において、ポンプ車の設営、操作、撤収等にかかる運転者及び操作要員への指示、出動先における関係者等との調整、出動先状況の把握及び報告等を行わせるため、県職員の中から現場責任者を決定し、出動先に配置するものとする。
 - 3 土木事務所長は、第1項及び前項の措置等を円滑に行うため、あらかじめ関係市町及び関係団体等との協力体制構築に努めるものとする。

（撤収）

- 第14条 土木事務所長は、次の場合に、ポンプ車の撤収を行うものとする。
- (1) ポンプ車出動の目的が達成したことが認められるとき。
 - (2) 出動の要請者から撤収の要請があったとき。
 - (3) その他、必要と判断したとき。
- 2 広域出動したポンプ車を撤収させる場合は、広域要請所長から広域出動所長へ通知するものとする。
 - 3 原則、広域出動したポンプ車は、広域要請所長が、広域出動したポンプ車の保管場所へ返却するものとする。
 - 4 土木事務所長は、ポンプ車を撤収させた場合には、県土整備部副部長に河川砂防課長経由で報告するとともに、出動先市町へ通知するものとする。

（経費の負担）

- 第15条 出動に要した経費は、県が負担することを基本とする。

（出動に関する記録）

第16条 土木事務所長は、ポンプ車の出動に関して記録した作業日報を作成して保管するものとする。

(訓練)

第17条 土木事務所長は、ポンプ車の円滑な運用を図るため、ポンプ車及び付属設備の運転・操作について、関係機関参加のもと、訓練実施に努めるものとする。

(事故等への対応)

第18条 現場責任者は、ポンプ車の出動に係る作業中の事故、第三者への損害、移動中の交通事故等、ポンプ車並びに付随する資機材に損害が発生した場合には、速やかに土木事務所長へ報告を行う。

土木事務所長は、現場責任者から事故報告を受けた場合には、速やかに河川砂防課長へ報告するものとする。

2 第三者への損害およびポンプ車並びに付随する資機材の損害のうち、運転者、操作者及びポンプの出動・撤収に係る作業等に従事した者に重大な過失がない理由による損害の処理については、土木事務所長が行うものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、佐賀県排水ポンプ車管理運用細則（以下「細則」という。）で定める。

2 要領および細則の施行に関し必要な事項は、河川砂防課長が定めるものとする。

(想定外の事案への対応)

第20条 この要領で想定していない事案に対しては、県土整備部副部長、河川砂防課長、土木事務所長及び関係者による協議のうえ対応の可否及び条件等について県土整備部副部長が決定するものとする。

2 この要領で想定していない事案への対応にあたっては、要領及び細則の定めによらず条件等を決定することができる。

附則

この要領は、令和4年6月8日より施行する。

この要領は、令和5年4月1日より施行する。

佐賀県排水ポンプ車管理運用細則

(趣旨)

第1条 佐賀県所有の排水ポンプ車（以下「ポンプ車」という。）の運用については、佐賀県排水ポンプ車管理運用要領（以下「要領」という。）に定めるほか、この佐賀県排水ポンプ車管理運用細則（以下「細則」という。）に定めるところによる。

(管理台数および保管場所)

第2条 ポンプ車の管理台数および保管場所は、表1のとおりとする。

表1

配備先	管理台数	保管場所
佐賀土木事務所	1台	佐賀市八戸2-2-67
東部土木事務所	1台	鳥栖市元町1234-1
唐津土木事務所	1台	唐津市二タ子3-1-5
伊万里土木事務所	1台	伊万里市新天町122-4
杵藤土木事務所	1台	武雄市武雄町昭和265

(出動に備えた準備態勢)

第3条 土木事務所長は、要領第7条第1項の規定により、ポンプ車の出動に備えた準備態勢（以下「準備態勢」という。）に入る場合は、農林事務所長と連携して2名以上の県職員を配備するものとする。

2 土木事務所長は、準備態勢に入る場合、災害時における応急対策に関する細目協定書の締結者となっている団体（以下「団体」という。）に通知するとともに、必要な人員と資機材の確保と待機を要請することとができる。

3 土木事務所長は、準備態勢を解除する場合は、団体に通知するものとする。ただし、要領第7条第2項（2）による場合を除く。

(ポンプ車出動の判断)

第4条 要領第10条第2項の規定による判断に際し次に示す事項を考慮することを基本とする。

(1) 緊急性

- ①公共施設、要配慮者利用施設及び住家等の浸水被害の有無
- ②避難、救助及び復旧活動等に不可欠な道路等の交通遮断の有無
- ③浸水被害等を発生・拡大させることが明らかな兆候等の有無
- ④その他、緊急性が認められる事象等の有無

(2) 必要性

- ①ポンプ車による排水に代わる手段の有無
- ②交通遮断道路等の迂回路の有無
- ③その他、必要性が認められる事象等の有無
- (3) 想定される影響の程度
 - ①公共施設、要配慮者利用施設及び住家等の浸水戸数及び浸水の程度（床上・床下）
 - ②交通遮断道路等の交通量
 - ③その他、考慮すべき事象等で想定される影響の程度

(広域運用の要請)

第5条 土木事務所長は、要領第12条第1項の規定により、広域運用によるポンプ車の出動要請を行う場合は、広域出動ポンプ車を引き継いで出動させる態勢を整えておくこととする。

(出動)

第6条 土木事務所長は、要領第10条第1項から第3項までの規定により、ポンプ車を出動させると判断した場合または、要領第12条第4項の規定による広域出動の指示があった場合には、団体に対して、出動要請を行うものとする。

(撤収)

第7条 土木事務所長は、要領第14条の規定によりポンプ車の撤収を行う場合には、団体に対して撤収要請を行うものとする。

(作業日報)

第8条 要領第16条に定める作業日報は、様式1のとおりとする。

(ポンプ車の点検整備・保険など)

第9条 土木事務所長は、団体に対し排水ポンプ車撤収後の給油及びポンプ車の清掃等を依頼することができる。

- 2 団体は、ポンプ車の出動から撤収及び次の出動に備えた給油・清掃などに要した費用を土木事務所長に請求するものとする。
- 3 ポンプ車の年点検及び月点検の時期については、次のとおりとする。
 - 年点検：1回（出水期前）
 - 月点検：3回（4月～3月）
 点検項目及び点検方法については、別紙1のとおりとする。
- 4 県は、ポンプ車の移動及び運転中における事故等に対応するため、自動車保険に加入するものとする。
- 5 自賠償保険は、納車時又は車検時に加入するものとする。

- 6 任意保険は、県で一括加入する任意保険に加入するものとする。
- 7 車検は、土木事務所長が行うものとする。

(情報共有)

第10条 土木事務所長は、ポンプ車の準備体制及び出動状況等について、県土整備部副部長、河川砂防課長、農山村課長、農林事務所長、出動先市町等と情報共有を図るものとする。

附則

この細則は、令和4年6月8日より施行する。
この細則は、令和5年4月1日より施行する。

【本票は、基本、電子メールで送信してください。】

佐賀県排水ポンプ車 出動 要請

以下のとおり、佐賀県排水ポンプ車の出動を要請する。

要請者	《市町名》 市長 町長		《名前》
要請日時	令和	年	月 日 時 分
出動要請場所	《例》〇〇市〇〇町〇〇地区（〇〇付近）		
出動要請場所の状況・理由	《例》浸水被害約〇〇戸、市道〇〇線冠水による孤立家屋約〇〇戸 〇〇地区の浸水被害の早期解消を図るために排水ポンプ車の出動要請 など		
出動要請先の条件確認状況	出動要請先は、次に示す条件を満たすことを確認済です。 （１）ポンプ車の進入・駐車、機材の設置・稼働が安全に行えるスペースが確保できること。 （２）排水先に新たな被害が発生するおそれがないこと。 （３）揚程が概ね２０ｍ以下であること。 （４）排水先までの距離が概ね１００ｍ以内であること。 （５）最低運転水深（概ね１ｍ以上）が確保できること。		
出動要請市町連絡担当者及び現場担当者	担当所属	《例》〇〇〇〇部 〇〇〇〇課	
	連絡担当者	《例》〇〇〇〇課長 〇〇〇〇	
	電話	《例》*****－*****	
	メール	《例》*****@*****.***.lg.jp	
	F A X	《例》*****－*****	
	現地担当者	《例》〇〇〇〇課 〇〇〇〇係長 〇〇〇〇	
	電話（携帯）	《例》*****－*****	
特記事項	《例》※出動に際しての留意事項等を記載 県道〇〇線が冠水により通行止めのため、市道〇〇線へ迂回が必要 土木事務所から市車両にて先導 ポンプ設置にはクレーンが必要 など		

要請先
〇〇土木事務所

送信者	受信者	確認日時
(要請市町)	(土木事務所)	月 日
		時 分

【本票は、基本、電子メールで送信してください。】

佐賀県排水ポンプ車 撤収 要請

以下のとおり、佐賀県排水ポンプ車の撤収を要請する。

要請者	《市町名》 市長 町長		《名前》
要請日時	令和	年	月 日 時 分
出勤先	《例》〇〇市〇〇町〇〇地区（〇〇付近）		
出勤先の状況・撤収理由	《例》排水ポンプ車による排水にて浸水被害解消		
出勤要請市町 連絡担当者 及び 現場担当者	担当所属	《例》〇〇〇〇部 〇〇〇〇課	
	連絡担当者	《例》〇〇〇〇課長 〇〇〇〇	
	電話	《例》* * * * - * * - * * * *	
	F A X	《例》* * * * - * * - * * * *	
	現地担当者	《例》〇〇〇〇課 〇〇〇〇係長 〇〇〇〇	
	電話（携帯）	《例》* * * * - * * * * - * * * *	
特記事項	《例》※撤収に際しての留意事項等を記載		

要請先
〇〇土木事務所

送信者	受信者	確認日時
(要請市町)	(土木事務所)	月 日 時 分

作業日報

車 両 名 :

 ※作業状況及び作業前後の写真を添付
 ※給油した際の領収書を添付

作 業 会 社 :

責 任 者 :

事務所名 :

出 動 場 所 :

河川名等 :

作業状況

作業内容	日時						備考	
要請	月 日 時 分							
集合	月 日 時 分							
出庫	月 日 時 分						(走行距離前) km	
現地到着	月 日 時 分							
排水開始 (ポンプ起動)	月 日 時 分							
排水完了 (ポンプ停止)	月 日 時 分							
現地出発	月 日 時 分							
入庫	月 日 時 分						(走行距離後) km 〇.〇 km	
作業員								
使用車両								
発発 給油量 (リットル)	①	②	③	④	⑤	⑥	車両給油量 リットル	①
機器等の不具合状況								
特記事項								

点検・整備チェックシート (1/6)
(架装部)

建設機械番号：_____

装備 区分	点検整備		コード 番号	定期点検				適用
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		
ポンプユニット 二ツト	全般	発錆・汚損			E			
		振動			—			
		音			—			
	ポンプ ケーシング インペラ	腐食・塗装			E			
		摩耗			—			
		吊り金具・ロープ			—			
	ストレーナ	損傷・変形			E			
	メカニカル シール	油量・質			—			
		摩耗			—			
		油交換			—			
	モーター	絶縁	NO. 1		M			
		抵抗	NO. 2		M			
			NO. 3		M			
			NO. 4		M			
		腐食・塗装			E			
	軸受	入力電源			—			
		油交換			—			
		摩耗			—			
	軸	腐食			—			
		変形			—			
	キャブタイヤ ケーブル	損傷・劣化			E			
		シール状態			E			
		コネクタ			E			
	工具	損傷・劣化			E			
		発錆・汚損			E			
		員数			—			
	フロート	損傷・劣化			E			
		吊り金具			E			
		員数			E			
その他								
吐出配管	ホース	漏れ			—			
		摩耗・劣化			—			
		Ｏリング			E			
	ホース	員数			—			
	保護材				—			
	ホース カップリング	漏れ						
		発錆・汚損			E			
	その他							

点検指示項目

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚	N	不良	G	異常なし

※ Eには、取付計器の
読みを含む※ Mには、原則として測
定器による計測とする

点検指示項目							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚	N	不良	G	異常なし

347

建設機械番号：

装備 区分		点検整備		コード 番号	定期点検				適用
		点検項目	点検内容		月点検		年点検		
発 <									

点検指示項目							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚	N	不良	G	異常なし

- ※ Eには、取付計器の読みを含む
- ※ Mには、原則として測定器による計測とする

点検・整備チェックシート（4／6）
（架装部）

建設機械番号：_____

装備 区分		点検整備		コード 番号	定期点検				適用
		点検項目	点検内容		月点検		年点検		
発 									

点検指示項目					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増締
D	動作確認	S	聴覚	N	不良
				G	異常なし

※ Eには、取付計器の
読みを含む※ Mには、原則として測
定器による計測とする

点検・整備チェックシート (5/6)
(架装部)

建設機械番号：_____

装備 区分	点検整備		コード 番号	定期点検		適用
	点検項目	点検内容		月点検	年点検	
発 電 機	始動発電機盤 全般	函の発錆・汚損		E	E	
		扉の状態		H	H	
		操作スイッチ		D	D	
		切替スイッチ		D	D	
		押釦		D	D	
		配線用遮断器		—	E	
		補助リレー		—	E	
		保護リレー		—	D	
		表示灯		E	E	
		警告表示灯		E	E	
		指示計		E	E	
		盤内照明		—	E	
		端子台		—	E	
		配線ケーブルの 接続端子状態		—	E	
		絶縁抵抗		M	M	許容値1MΩ以上
		整流器		—	E	
		ヒューズの断		—	E	
	その他					
操 作 盤	全般	函の発錆・汚損		E	E	
		扉の状態		H	H	
		操作スイッチ		—	D	
		切替スイッチ		—	D	
		押釦		—	D	
		配線用遮断器		—	E	
		電磁接触器		—	E	
		補助リレー		—	E	
		保護リレー		—	—	
		表示灯		—	—	
		警告表示灯		—	—	
		指示計		—	—	
		盤内照明		—	—	
		コネクタの状態		E	E	
		絶縁抵抗		—	M	許容値1MΩ以上
		ヒューズの断		—	E	
	その他					

点検指示項目

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚	N	不良	G	異常なし

※ Eには、取付計器の
読みを含む※ Mには、原則として測
定器による計測とする

別紙 1

点検・整備チェックシート（6／6）
（車両部）

建設機械番号：_____

装備 区分	点検整備		コード 番号	定期点検				適用
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		
バ ッ テ リ ー	全般	架台の汚損		E		E		
		槽ケース		E		E		
		液面		E		E		
		比重		M		M		
		ユニット電圧		M		M		
		電極の摩耗		E		E		
		セパレータの損耗		E		E		
		端子の状態		H		H		
	その他							

点検指示項目							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚	N	不良	G	異常なし

※ Eには、取付計器の
読みを含む※ Mには、原則として測
定器による計測とする